独立行政法人大学入試センター年報

２００７年度

（平成１９年度）

2009年（平成21年）４月

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人大学入試センター年報

２００７年度

（平成１９年度）

2009年（平成21年）４月

独立行政法人大学入試センター

目　　次

第１　総説

１　法人の概要 …… 1

（１）独立行政法人の設立 …… 1

（２）目的及び業務の範囲 …… 1

２　事業計画及び評価 …… 2

（１）独立行政法人大学入試センターの中期目標（平成18年４月１日文部科学大臣指示）…… 3

（２）独立行政法人大学入試センターの中期計画（平成18年４月１日文部科学大臣認可）…… 8

（３）独立行政法人大学入試センターの年度計画（平成19事業年度）（平成19年３月28日文部科学大臣届出） …… 18

（４）平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知） …… 25

（５）平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）…… 53

（６）独立行政法人整理合理化計画…… 55

（７）公共サービス改革基本方針…… 56

３　事業の概要 …… 57

（１）平成20年度大学入試センター試験（第19回） …… 57

（２）入学者選抜方法の改善に関する調査研究 …… 58

（３）大学情報提供事業 …… 58

（４）平成19年度業務日誌 …… 59

４　組織 …… 62

（１）役職員組織図（平成19年４月１日現在） …… 62

（２）役職員一覧　（平成19年４月１日現在） …… 64

（３）所内会議等機構図 …… 67

（４）所内会議等概要 …… 68

５　財務諸表 …… 69

６　委員会組織 …… 81

（１）委員会機構図 …… 81

（２）委員会概要 …… 82

（３）委員会実施状況 …… 84

（４）その他 …… 89

７　規則等の制定・改正 …… 90

８　その他 …… 95

（１）受託業務 …… 95

（２）広報 …… 95

（３）諸資料の発表等 …… 97

（４）研修・講習会等 …… 99

第２　平成20年度大学入試センター試験の実施状況

１　実施の概要 …… 101

（1）平成20年度センター試験の概要 …… 101
（2）実施日程 …… 102
2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 104
3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 105
（1）実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 105
（2）受験案内の配付 …… 105
（3）実施提要の決定 …… 105
（4）高等学校関係者等を対象とする説明協議会の開催 …… 105
（5）入試担当者連絡協議会等 …… 106
4　試験場・試験室の設定 …… 107
5　出願受付及び受験票の発行 …… 108
（1）出願受付 …… 108
（2）不備出願書類の修正及び確認はがきの発送 …… 108
（3）試験場の指定 …… 109
（4）受験票等の発行 …… 109
（5）検定料の収納 …… 109
6　試験実施 …… 110
（1）実施体制等 …… 110
（2）試験時間 …… 110
（3）身体障害者等志願者に対する措置 …… 111
（4）リスニングテストの実施 …… 114
（5）追・再試験の実施 …… 114
（6）正解の発表 …… 115
7　実施結果 …… 116
（1）答案の読み取り及び採点 …… 116
（2）答案のマーク誤り等の状況 …… 116
（3）平均点等 …… 116
（4）得点調整実施の有無 …… 116
（5）成績の提供 …… 116
（6）前年度成績の提供 …… 117
（7）出願状況資料の提供 …… 117
（8）合格状況資料の提供 …… 117
8　試験問題 …… 118
（1）試験問題の作成 …… 118
（2）出題内容等 …… 118
（3）正解・配点の公表 …… 118
（4）試験問題の訂正等 …… 119
（5）試験問題に対する評価 …… 120
9　成績開示 …… 121

第3　大学情報提供事業
1　インターネットを利用した「ハートシステム」による大学進学案内について …… 123
2　国公私立大学ガイドブックの発行について …… 123
3　大学ガイダンスセミナーの開催について …… 124

第4　調査研究
1　研究開発部の組織 …… 125
（1）再編成と研究体制 …… 125
（2）人事交流 …… 126
2　中期計画と年度計画 …… 126
（1）プロジェクト研究と大学連携研究 …… 126
（2）実施された研究課題一覧 …… 126
（3）研究成果の公表 …… 130
3　共同研究 …… 132
（1）全国大学入学者選抜研究連絡協議会 …… 132
（2）大学等の他機関との共同研究 …… 133
4　試験問題作成支援のための調査研究状況 …… 133
（1）試験問題の評価 …… 133
（2）モニター調査の実施 …… 133
（3）試験問題データベースの構築 …… 134
（4）障害受験者のための問題作成作業の支援 …… 134
（5）英語リスニングテストの実施のための業務支援 …… 134
（6）リスニングテスト機器担当調整官及び試験問題調整官 …… 134
5　センター試験業務等への支援 …… 134
（1）得点調整方法の整備・管理 …… 134
（2）受験者数の予測システムの管理・運用 …… 135
（3）その他の業務への支援 …… 135
（4）外部の関係機関からの訪問及び問い合わせへの対応 …… 135
（5）大学入試センター職員研修セミナーの企画及び講師 …… 135

第5　平成19年度法科大学院適性試験の調査研究
1　実施の概要 …… 137
（1）平成19年度適性試験の概要 …… 137
（2）実施日程 …… 137
2　実施要項及び受験者募集要項の決定・発表等 …… 138
（1）実施要項の公表及び各法科大学院への通知 …… 138
（2）受験者募集要項の配付 …… 138
（3）実施要領の作成・説明 …… 138
（4）平成19年度法科大学院適性試験実施担当者連絡協議会 …… 138

（1）平成20年度センター試験の概要 …… 101
（2）実施日程 …… 102
2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 104
3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 105
（1）実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 105
（2）受験案内の配付 …… 105
（3）実施提要の決定 …… 105
（4）高等学校関係者等を対象とする説明協議会の開催 …… 105
（5）入試担当者連絡協議会等 …… 106
4　試験場・試験室の設定 …… 107
5　出願受付及び受験票の発行 …… 108
（1）出願受付 …… 108
（2）不備出願書類の修正及び確認はがきの発送 …… 108
（3）試験場の指定 …… 109
（4）受験票等の発行 …… 109
（5）検定料の収納 …… 109
6　試験実施 …… 110
（1）実施体制等 …… 110
（2）試験時間 …… 110
（3）身体障害者等志願者に対する措置 …… 111
（4）リスニングテストの実施 …… 114
（5）追・再試験の実施 …… 114
（6）正解の発表 …… 115
7　実施結果 …… 116
（1）答案の読み取り及び採点 …… 116
（2）答案のマーク誤り等の状況 …… 116
（3）平均点等 …… 116
（4）得点調整実施の有無 …… 116
（5）成績の提供 …… 116
（6）前年度成績の提供 …… 117
（7）出願状況資料の提供 …… 117
（8）合格状況資料の提供 …… 117
8　試験問題 …… 118
（1）試験問題の作成 …… 118
（2）出題内容等 …… 118
（3）正解・配点の公表 …… 118
（4）試験問題の訂正等 …… 119
（5）試験問題に対する評価 …… 120
9　成績開示 …… 121

第3　大学情報提供事業
1　インターネットを利用した「ハートシステム」による大学進学案内について …… 123
2　国公私立大学ガイドブックの発行について …… 123
3　大学ガイダンスセミナーの開催について …… 124

第4　調査研究
1　研究開発部の組織 …… 125
（1）再編成と研究体制 …… 125
（2）人事交流 …… 126
2　中期計画と年度計画 …… 126
（1）プロジェクト研究と大学連携研究 …… 126
（2）実施された研究課題一覧 …… 126
（3）研究成果の公表 …… 130
3　共同研究 …… 132
（1）全国大学入学者選抜研究連絡協議会 …… 132
（2）大学等の他機関との共同研究 …… 133
4　試験問題作成支援のための調査研究状況 …… 133
（1）試験問題の評価 …… 133
（2）モニター調査の実施 …… 133
（3）試験問題データベースの構築 …… 134
（4）障害受験者のための問題作成作業の支援 …… 134
（5）英語リスニングテストの実施のための業務支援 …… 134
（6）リスニングテスト機器担当調整官及び試験問題調整官 …… 134
5　センター試験業務等への支援 …… 134
（1）得点調整方法の整備・管理 …… 134
（2）受験者数の予測システムの管理・運用 …… 135
（3）その他の業務への支援 …… 135
（4）外部の関係機関からの訪問及び問い合わせへの対応 …… 135
（5）大学入試センター職員研修セミナーの企画及び講師 …… 135

第5　平成19年度法科大学院適性試験の調査研究
1　実施の概要 …… 137
（1）平成19年度適性試験の概要 …… 137
（2）実施日程 …… 137
2　実施要項及び受験者募集要項の決定・発表等 …… 138
（1）実施要項の公表及び各法科大学院への通知 …… 138
（2）受験者募集要項の配付 …… 138
（3）実施要領の作成・説明 …… 138
（4）平成19年度法科大学院適性試験実施担当者連絡協議会 …… 138

3　試験場・試験室の設定 …… 139
4　出願受付及び受験票の発行 …… 140
（1）志願状況 …… 140
（2）不備出願書類等の修正 …… 140
（3）試験場の指定 …… 140
（4）受験票等の発行 …… 141
（5）受験料の収納 …… 141
5　試験実施 …… 142
（1）実施体制等 …… 142
（2）試験時間 …… 142
（3）障害者等の志願者に対する措置 …… 142
（4）追試験の実施 …… 143
（5）正解の発表 …… 144
6　実施結果 …… 145
（1）答案の読み取り及び採点 …… 145
（2）答案のマーク誤り等の状況 …… 145
（3）平均点等 …… 145
（4）成績カードの発送（試験成績の本人通知） …… 145
（5）成績提供サービス …… 145
7　試験問題 …… 146
（1）試験問題の作成 …… 146
（2）試験問題の点検 …… 146
（3）正解等の公表 …… 146
（4）試験問題に対する評価 …… 146

第6　資料
1　関係法令等 …… 147
（1）大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について（通知）（18文科高第771号） …… 148
（2）大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）（19文科高第281号） 152
（3）大学入学のための準備教育を行う課程の指定について（通知）（19文科高第492号） 167
（4）学校教育法施行規則第６９条第３号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）（19文科高第493号） …… 169
（5）学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）（19文科高第575号） …… 174
（6）学校教育法施行規則第155条第１項第５号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）（19文科高第765号） …… 180

2　大学入試センター試験関係資料 …… 191
（1）平成20年度大学入学者選抜実施要項について（文部科学省） …… 192
（2）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項 …… 202
（3）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄） …… 205
（4）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄） …… 233
（5）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票 …… 246
（6）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票，写真票等 …… 248
（7）平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用） …… 250
（8）平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用） …… 256
（9）平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用） … 260
（10）平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（身体障害者等受験者用） …… 265
（11）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について 272
（12）平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施について … 273
（13）平成20年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について…… 275
（14）平成20年度大学入試センター試験試験場一覧 …… 282
（15）平成20年度大学入試センター試験利用大学一覧 …… 314
（16）平成20年度大学入試センター試験利用短期大学一覧 …… 317
（17）平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要 …… 318
（18）平成20年度大学入試センター試験英語リスニングテストにおける不具合等の申出があった機器の検証結果等について …… 325
（19）平成20年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況（文部科学省） …… 327
3　法科大学院適性試験関係資料 …… 339
（1）平成19年度法科大学院適性試験実施要項 …… 340
（2）平成19年度法科大学院適性試験受験者募集要項 …… 342
（3）平成19年度法科大学院適性試験志願票 …… 348
（4）平成19年度法科大学院適性試験受験票，写真票 …… 349
（5）平成19年度法科大学院適性試験受験上の注意 …… 350
（6）平成19年度法科大学院適性試験の志願者数（確定）について …… 352
（7）平成19年度法科大学院適性試験試験場一覧 …… 354
（8）平成19年度法科大学院適性試験利用大学一覧 …… 357
（9）平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【確定値】 …… 358
（10）平成20年度法科大学院入学者選抜実施状況（文部科学省） …… 363
4　国会における大学入試に関する質疑 …… 367

第１　総　　説

1　法人の概要

（1）　独立行政法人の設立

大学入試センターは，昭和52年５月の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の改正により設置され，平成13年４月に中央省庁等改革の一環として独立行政法人化された。

独立行政法人とは，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条で「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって，国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち，民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」設立された法人と定義されている。独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）は，「その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的，業務の性質等を総合的に勘案して，その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの」として特定独立行政法人とされた。

平成16年６月４日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され，平成17年度末までに中期目標期間が終了する56の独立行政法人については，組織・業務の見直しを平成16年度から着手し，相当数の法人について，平成16年中に結論を得ることとなった。文部科学省は，平成16年中に結論を得る法人として，９月28日に大学入試センターを含む９法人を選定した。

その後，総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会を中心に勧告の方向性が検討され，12月10日に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が示された。

これを受けて，文部科学省は，12月20日に勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案を提出し，同月24日，内閣行政改革推進本部の審議を経て，見直しの内容が決定した。また，独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）が改正され，大学入試センターは，平成18年度から非公務員型の法人となった。

（2）　目的及び業務の範囲

目的及び業務の範囲については，独立行政法人化前とほぼ同様で，「大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより，大学の入学者の選抜の改善を図り，もって大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的」として，次の業務を行うと規定されている。

ア　大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）に関し，試験問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務

イ　大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究

ウ　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供

エ　アからウの三つの業務に附帯する業務

なお，業務の遂行に支障のない範囲内で，国，地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて，これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができることとされている。

2　事業計画及び評価

独立行政法人通則法第29条で，主務大臣は３年以上５年以下の期間において，業務運営の効率化に関する事項，国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項及び財務内容の改善に関する事項等の独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め，当該独立行政法人に指示することとされている。

同法第30条で，中期目標の指示を受けた独立行政法人は，業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置，国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに予算，収支計画及び資金計画等の当該中期目標を達成するための中期計画を作成し，主務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

また，同法第31条では，毎事業年度の開始前に，中期計画に基づき，その事業年度の業務運営に関する年度計画を定め，主務大臣に届け出ることとされている。

このように，独立行政法人は，中期目標，中期計画及び年度計画に基づき業務を行い，同法第32条及び第34条に規定されるところにより，主務省に置かれる独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けることとなる。

大学入試センターは，平成17年度で第１期中期目標期間が終了し，平成18年度から第２期中期目標期間がスタートした。平成18年４月１日付けで文部科学大臣から第２期の中期目標の指示を受け，同日，中期計画の認可を受けた。また，平成19年３月28日付けで，平成19事業年度の年度計画の文部科学大臣への届出を行い，同計画に基づき業務を行った。当該年度業務の評価については，平成20年８月28日付けで評価委員会から通知を受けた。

（１）　独立行政法人大学入試センターの中期目標（平成18年４月１日文部科学大臣指示）

独立行政法人大学入試センターの中期目標

（平成18年４月１日
文部科学大臣指示）

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

センターは、大学入学者選抜に関する以下の業務を総合的に行うことにより、大学入学志願者が自らの能力、適性、意欲、関心に合った大学に進学することが可能となり、また、大学としてもその教育理念・目標に応じて「求める学生」を見いだすことが可能となる等の大学入学者選抜の改善を図り、ついては高等学校教育及び大学教育が適切に行われることに資することを基本的な目標とする。

１　大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）に関し、問題の作成及び採点など一括して処理することが適当な業務

２　大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究

３　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供

中期目標の期間においては、恒常的に行うべき業務を確実に実施するとともに、大学入学者選抜に関する様々な改善策に関する調査・検討を積極的に行うことが必要である。

このような理念・役割のもと、平成18年３月までの第１期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省評価委員会からの評価結果や 、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年８月１日閣議決定）及び「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）等を踏まえ、センターの事務及び事業について見直しを行った結果、センターの中期目標を、以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間

センター試験は高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定することを主たる目的とするものであり、試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して作成されるものであること、また、客観的な手法により収集された入学者選抜に関するデータを多面的に調査研究することなどから、センター業務は長期的視点に立って行われる必要がある。このためセンターの中期目標期間は、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの５年間とする。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

１　組織体制

各組織の業務の精査や円滑な研究の遂行等により、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

2　管理運営業務等

(1) センターの業務運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、外部資金の積極的導入などにより自己収入の増に努め、平成17年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費（退職手当を除く）については15.0%以上を、その他の事業費（退職手当を除く）については5.0%以上の効率化を図る。

(2) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（2005年６月29日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、大型汎用コンピュータを用いた現行の大学入試センター試験システムについては、コスト削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととして、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、センター試験業務の秘密保持に配慮した上で公表する。

(3) 受験者のニーズに配慮した上で、業務を一層効率的に実施するため、試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減に取り組む。

(4) 進路指導関係セミナーの開催地区数は、高等学校における連携協力の自主的な取組が行われている地区があることを踏まえ、より効果的かつ効率的に実施するため、第１期中期目標期間における実数の半数程度とする。

(5) その他、業務運営全般について、秘密保持に配慮しつつ可能なものから業務の外部委託を促進するとともに、自己点検・評価を実施し、その評価に則って業務の見直しを行う。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　センター試験の確実な実施による適切な大学入学者選抜の実現への貢献

大学とセンターが共同して実施するセンター試験は、多くの大学が入学者選抜の一環として利用しているものであり、問題の作成や採点の確実な実施や、センター試験の全利用大学における円滑な実施が行われることにより、各大学の適切な入学者選抜が実現されることとなる。このため、センターは次に掲げる業務を滞りなく確実に実施することが必要である。

また、業務を行うに当たっては、高等学校の教育内容の実態、大学からのニーズ及び入試改善に向けての国の審議会の答申等に対応し、センター試験の内容・方法等の改善に取り組むものとする。

(1) センター試験の問題作成

センター試験は、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することが求められていることから、良質な問題を作成することは非常に重要な使命である。このため、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うための体制の整備を図るとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、それぞれ70%以上が良問であるとの評価を得られるよう、適切な問題作成に努める。また、評価結果を公表した上で、その評価結果に基づいた改善を図る。

なお、試験問題の作成に当たる委員の業務量を削減しつつ、効果的・効率的に質の高い良問を作成するため、過去のセンター試験問題や教科書の記述内容等のデータベース化を進める。

また、高等学校学習指導要領の改訂を視野に入れ、問題作成などについて適切に備えるよう努力する。

(2) センター試験の円滑な実施

センター試験は全国の大学において同一の期日（２日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが求められる。このため、大学の円滑な試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定めることなどにより、センター試験を円滑に実施する。

なお、障害のある者等に対して、その能力・適性等に応じた進学の機会を広げる観点から、公平に受験することができるように必要な措置を講じる。

(3) センター試験の採点・成績提供

センター試験の採点及び成績提供を行うための体制を整備することにより、利用大学の多様なニーズに対応した改善を図るとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対しセンター試験の成績を開示する。

(4) センター試験に関する調査研究

センター試験は、高等学校段階における学習の達成の程度を判定することを主たる目的としており、大学入学志願者の能力・適性に関して信頼性の高い多様な情報を大学に提供することにより、より多くの大学がセンター試験を利用することにつながるとともに、高等学校教育の多様化を支援することにもつながることが考えられることから、国の審議会等においてセンター試験の改善について指摘されている内容を踏まえ、センター試験の改善方策等に関して、計画を立案した上で、導入に際しての課題等について次のような調査研究を行い、可能なものから実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していくものとする。

① 高等学校学習指導要領に対応し、かつ、利用大学のニーズを踏まえた良質な試験問題を作成するために、問題の内容に関する検討と統計情報を融合させた研究を推進する。また、センター試験の多様な利用に対応するために、年度内複数回実施や得点の標準化に関する調査研究を行う。さらに、新たな形式の問題（総合的な問題（教科・科目横断型の問題）や、普通教科「情報」等の導入に当たっての望ましい内容・方法等）について調査研究を行う。

② リスニングテストの実施結果等を検証し、実施方法等について改善を図るための調査研究を行う。

③ 障害のある者等のニーズに対応した特別措置の内容・方法等についての調査研究を行う。

(5) 関連業務の受託と広報活動等の促進

センター試験のノウハウ等を有効活用し、他の公的試験に関する業務の円滑な実施に貢献するとともに、受託料収入の確保を図る観点から、本来業務に支障のない範囲で、国等が実施する公的試験に関する業務を積極的に受託する。

18歳人口の減少によるセンター試験志願者数の減少に伴い、検定料収入の減少が見込まれることも考慮し、志願者数を確保するため、積極的な広報活動を行い、新規の利用大学の増加に努める。

また、業務運営の透明性をさらに高め、国民の信頼に応えるため、センター試験に関する各種情報の公開を一層進める。

2　調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献

センター試験の実施等を通じて、我が国の大学入学者選抜方法の改善を推進するための中核的機関たるセンターの調査研究にふさわしいものとする観点から、センターが主体となって、各大

学における入学者選抜方法の改善に関する調査研究の交流及び協力を行うとともに、それぞれの研究成果の公表の場を確保する等、調査研究内容の重点化や調査研究活動の活性化・効率化を図る。

(1) 将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、多様な選抜方法が導入されている大学入学者選抜をめぐる様々な課題に対応した実践的な研究を行うことが必要である。このことを踏まえ、研究の計画を立て、計画に従った研究を推進するとともに、研究水準の向上や競争的資金の導入を図る。

なお、大学が有する種々のデータや研究ポテンシャルを活用することが効果的なテーマ等については、大学の研究者とのネットワークの構築、共同研究の積極的な推進を図り、研究活動の活性化を図る。

(2) 調査研究のテーマについて、各大学で実施することが適当なものとの重複を排除し、センターにおいて実施するにふさわしいセンター試験に関する調査研究や、国が示した新たな教育制度に対応した入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化し、理事長のリーダーシップの下、重要課題について一定の期限を付して重点的に取り組むプロジェクト型の調査研究を重視する。

① 大学入学者選抜の改善に関する調査研究

大学の入学者選抜方法の改善に関する国の施策に反映させるため、次のような分野について、研究計画を立案した上で、調査研究を行う。

ア 大学における教育内容は社会のニーズにより変化することもある一方で、大学教育を受けるために最低限必要な学力は、ある程度普遍的なものであると考えられることから、大学教育を受けるに最低限必要な共通の学力に関する調査研究を行う。

イ 高等学校教育の多様化等に伴い、大学入学志願者の能力・適性、履修歴等も多様化するとともに、大学自体の多様化・個性化も進んできている状況を踏まえ、高等学校教育と大学教育が円滑に接続するための方策に関する調査研究を行う。

ウ 教科・科目の枠を超えた多様な学力を判定する方法に関する調査研究を行う。

② 調査研究成果の公表及び評価

研究成果については、国が行う大学入学者選抜方法の改善の企画立案に資する基礎資料として提示するなど多様な手段で効果的に公表するよう努めるとともに、各大学との研究協議等を通じて、センター試験をはじめ我が国の大学入学者選抜の改善のために活用するよう促す。また、各大学が利用しやすいよう積極的に公表するとともに、外部評価を含めた厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

(3) 法科大学院適性試験の関係では、センターで蓄積した試験問題の作成や試験実施方法等に関する成果を基に、法科大学院適性試験の有効性をより高めていくために必要な調査研究を行う。

また、受託業務等においてセンターのこれまでの経験や専門的ノウハウを活かして法科大学院適性試験の円滑な実施に貢献することを通じて、その成果を広く一般に発信・普及する。

なお、調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験は、その調査研究の成果を踏まえ新たな実施主体において法科大学院適性試験を継承して実施する体制が整えられた後、本中期目標期間中に終了する。

3 進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供

大学入学志望者が、その能力・適性に応じた適切な大学進学が可能となるよう、また、高等学校の進路指導担当者が適切な進路指導を行うことに資するため、大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、大学に関する情報について、大学入学志望者等が入手しやすいようにインターネット等の方法により積極的に提供するとともに、高等学校関係者と大学関係者のコミュニケーションを図る場を設ける。

(1) インターネットによる情報提供

インターネットによって提供すべき情報の範囲は、大学入学志望者や高等学校の進路指導担当者からのニーズを踏まえ、①各大学や民間においては十分、網羅的に提供されていない、②全国の大学に係る情報を横断的に検索することのニーズが高い、③大学の共同利用機関的機能を発揮することにより各大学から正確に入手することができる情報に厳選するとの観点から必要最小限のものに限定するとともに、大学入学志望者等の視点に立って、利活用しやすいものに内容を工夫し、積極的な情報提供に努める。

(2) 進路指導関係セミナーについて

高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図るためのセミナーを実施する。なお、必要に応じ、プログラムを見直して高校生等も参加できるようにする。また、参加者数については、１地区当たりの人数が第１期中期目標期間における実数以上となるように内容の充実に努める。

なお、実施事業について、大学入学志望者、高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査を行い、70%以上の満足度が得られるように情報提供の内容・方法等の改善に努める。

4 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する情報などについて、毎年度、積極的な開示を行う。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1 自己収入の増加

積極的に外部研究資金、施設使用料、特許実施料等、多様な収入の方策を検討し、自己収入の増加に努める。また、自己収入額の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2 固定的経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

施設・設備については、長期的視点に立った計画的整備を推進するとともに、障害のある者や高齢者に対してやさしい施設を目指す。

（2） 独立行政法人大学入試センターの中期計画（平成18年４月１日文部科学大臣認可）

独立行政法人大学入試センターの中期計画

（平成18年４月１日
文部科学大臣認可）

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学、高等学校その他の関係機関との連携協力に留意した組織を整備し、業務の効率化を図る。

(1) 事務組織については、各組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、積極的に国立大学等と人事交流を行う。

(2) 研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織内での連携協力体制及び事務組織との連携協力体制を見直すとともに、積極的に大学等と人事交流を行う。

(3) 事務及び研究組織以外の組織は、大学関係者及び高等学校関係者等との緊密な連携協力体制の整備の必要性を踏まえたものとするとともに、それぞれの必要性を十分に踏まえた上で効率的な運営が可能となるよう適切に見直す。

2 管理運営業務等の効率化を図る。

(1) 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、センターにおいて実施している既存業務の徹底的な見直し、効率化を図り、中期目標期間中に一般管理費においては15.0%以上、その他の事業費においては5.0%以上の効率化を図る。

(2) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（2005年６月29日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）を踏まえ、業務・システムの最適化に取り組む。

① 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、新業務システム開発基本計画に基づく刷新の実施、最適化計画の策定と実施を行う。

② 業務・システムに係る監査及び大型汎用コンピュータを用いた現行の「大学入試センター試験システム」の刷新を通じ、システム構成及び調達方式の改善を実現するとともに、業務改革を行い、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。

③ 業務・システムに関する最適化計画については、平成19年度末までに策定し、その最適化計画を大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）業務の秘密保持に配慮した上でインターネットの利用その他により公表する。

(3) 受験者の利便性に配慮しつつ試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減を図る。

(4) 進路指導セミナーの開催地区数は、より効果的かつ効率的に実施するため、第１期中期目標期間の半数程度とする。

(5) 業務内容の見直しを行い、その後、結果に基づき秘密保持に配慮しつつ外部委託を推進するとともに、既に外部委託を実施している業務についても、契約内容等を精査し、より一層の効率化を図る。

(6) 自己点検・評価を行うとともに、外部委員で構成される組織による第三者評価を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 センター試験の確実な実施による適切な大学入学者選抜の実現への貢献

センター試験の円滑で適切な実施を実現するための業務を行う。

また、高等学校の教育内容の実態、大学からのニーズ及び入試改善に向けての国の審議会の答申等に対応し、センター試験の改善を図る。

(1) 試験問題作成及び採点等を適切に実施する。

① 良質な試験問題を作成する。

ア 試験問題の作成経験者及び外部の大学教員等からの意見を参考に、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領等を整備し、試験結果等に基づき見直しを行う。

イ 試験問題は、分野別の専門家の協力を得て作成する。

ウ 緊急事態に対応するため、緊急対応用試験問題を常備しておく。

エ 試験問題の出題範囲、出題内容、記述及び難易度等の点検並びに科目間の難易度調整及び出題内容等の重複回避のための点検を行うため、試験問題の作成経験者及び高等学校関係者等で構成する組織を整備する。

オ 良質な試験問題を作成するため、試験問題を作成する大学教員等を配置するために必要な経費を確保するよう努め、適切に配分する。

カ 試験実施後、自己点検・評価を実施するとともに、高等学校関係者等による試験問題の第三者評価を実施し、それぞれ70%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。さらに学会等からも広く意見を求め、その結果を公表する。

キ 問題作成委員の負担を軽減し、効率的に良質な試験問題を作成するため、教科書データベース検索システム及び試験問題データベースの改善・運用を行う。

② 大学との緊密な連携により、円滑に試験を実施する。

ア 試験の実施結果を踏まえて、試験実施上想定される事例等を整理し、対応措置等について実施要領及び監督要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、円滑に試験を実施する。

イ 利用大学及び高等学校等に対して説明会の実施や、ホームページを活用することにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。

ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び調査を実施する。

エ 障害のある者等に対して、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法等の受験上の特別措置を講ずる。

③ 試験問題等の適切な管理及び輸送を実施する。

ア 試験問題等の管理・輸送について輸送要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、適切な管理及び輸送を実施する。

イ 秘密保持に十分留意した試験問題等の適切な管理体制及び安全な輸送体制を確保する。

ウ　利用大学に対して説明会を実施し、当該大学における試験問題等の受領・返送及び管理上の留意点等について周知徹底を図る。

エ　新規利用大学等に対して、試験問題の管理体制等について指導及び調査を実施する。

④　正確な成績処理及び成績提供を実施する。

ア　成績請求データ等の作成について成績提供要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、正確な成績処理及び成績提供を実施する。

イ　電子計算機及び光学式マーク読取装置を適切に管理・運用する。

ウ　利用大学に対して説明会を実施し、成績請求データ等作成の留意点等について周知徹底を図る。

エ　新規利用大学等に対して、成績請求データ等の取扱いについて指導及び調査を実施する。

オ　試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学者選抜の全体日程終了後に試験成績を開示する。

(2) センター試験の改善に資するため、以下の調査研究を行う。

①　高等学校学習指導要領に対応した良質な問題作成のため、試験問題の作成経験者等と協力し、可能な教科・科目について、過去の問題の分析結果に基づく作題の仕方等に関する研究を行う。

②　過去に出題されたセンター試験の問題についての分析を行い、統計情報と統合したデータベースの構築及び改善を行う。また、教科書データベースの構成及び検索方法について検討する。これらの研究により、問題の再利用も視野に入れた良質な問題の作成と蓄積に資する。

③　教科・科目の枠を超えた基礎的、総合的な問題や、センター試験の年度内複数回実施の利点や、導入に際しての課題等についての調査研究を行う。

④　センター試験成績の複数年度利用等を考慮し、問題の難易度を踏まえた成績の標準化に関する研究を行う。

⑤　普通教科「情報」、「数学基礎」及び「理科基礎」の高等学校における履修状況や大学のニーズを踏まえ、試験教科・科目としての導入の可能性について検討する。

⑥　センター試験の役割の改善に関する、大学関係者等を対象とする調査研究を行う。

⑦　リスニングテストの実施結果等を検証し、実施方法等についての改善を図るための調査研究を行う。

⑧　障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の設計に関する研究を、大学等の研究者と共同で行う。

(3) 関連業務を受託し、広報活動等を促進する。

①　国等が実施する公的試験に関する業務について、本来の業務に支障のない範囲で受託し、受託料収入の確保を図る。

②　新規利用大学の増加が図られるよう、積極的な広報活動等を行う。

③　センター試験に関する各種情報の公開を一層進める。

2　調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献

(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学の入学者選抜方法の改善に資するため、次に掲げる研究課題に対応した研究体制を確立し、計画的に研究を推進する。研究の実施に当たっては、研究費の効率的な執行とともに科学

研究費補助金等の競争的資金を積極的に活用する。また、調査研究テーマについては集中・特化し、外部評価を含めた厳格な評価のもとに研究テーマの機動的見直しを随時行う。なお、重要課題については一定の期限を付して重点的に実施する。

①　大学入学者が共通に培うべき学力水準を解明するための調査研究、及び教科・科目の枠を超えた基礎的、総合的学力を測定する方法に関する調査研究を行い、「総合試験」を試験的に開発・実施する。

②　学生が、高等学校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高等学校と大学の接続、特に高校の教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究を行う。

③　リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究を実施する。

(2) 各大学との連携の推進

各大学の入学者選抜方法の改善に資するため、センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜研究協議を実施する。これにより入学者選抜方法の改善に関する研究の交流及び協力並びに研究成果の公表を行うとともに、研究成果の一層の向上と普及を目指して、大学の研究者とのネットワークを構築し、共同研究の積極的な推進を図る。

(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究

①　調査研究の一環として行ってきた法科大学院に入学を志願する者に対し実施される適性試験（以下「法科大学院適性試験」という。）の試験的実施は実証的調査研究として行い、その成果を踏まえ新たな実施主体において継承して実施する体制が整えられた後、本中期目標期間中に終了する。

②　試験的実施を通じて蓄積した試験問題の作成・試験の実施方法等に関する成果を基に、法科大学院適性試験の有効性をより高めていくために必要な調査研究を行う。

③　受託業務等においてセンターのこれまでの経験や専門的ノウハウを活かして法科大学院適性試験の円滑な実施に貢献することを通じて、その成果を広く一般に発信・普及する。

3　進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供

大学入学志望者が、その能力・適性に応じた適切な大学進学が可能となるよう、また、高等学校の進路指導担当者が適切な進路指導を行うことに資するため、インターネット等の方法により大学に関する情報を提供するとともに、高等学校関係者と大学関係者のコミュニケーションを図る場を設ける。

(1) インターネットを利用したハートシステムにより、適切な大学進学情報の提供を行う。

なお、提供する大学進学情報の範囲は、大学入試センターが提供するにふさわしい情報に精選するとともに、利活用しやすいものに内容を工夫する。

また、ハートシステムに対する利用者の意見・要望等を収集し、大学入学志望者等の視点に立った内容に適宜改善を行う。

(2) 主として高等学校における進路指導の利便性を考慮し、印刷物による大学進学情報の提供を行う。

(3) 高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図るためのセミナーを大学等と共同で実施する。

また、必要に応じ、高校生等も参加できるようプログラムを工夫するとともに、参加者数の増加を図るため、広報は開催地区の大学等と共同して行うこととし、開催地区の大学入学志望

者及び高等学校関係者のニーズを踏まえたプログラムを企画する。

さらに、大学入学志望者、高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査を行い、70%以上の満足度が得られるようにする。

4　業務の公共性にかんがみ、管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報等を積極的に公開する。

(1) 情報公開に係る窓口の整備を行うとともに、法令で定められた財務諸表等の情報を公開する。

(2) 管理・運営及び事業等の情報を、ホームページ等を活用して積極的に公開する。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。）

別紙のとおり

2　期間全体に係る収支計画

別紙のとおり

3　期間全体に係る資金計画

別紙のとおり

4　人件費の削減

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(850百万円)に比べて5.0%以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

Ⅳ　短期借入金の限度額

30億円（年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）

Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

今期間中は特になし

Ⅵ　剰余金の使途

センター試験の充実・改善、質の向上

特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1　施設・設備に関する計画

長期的視点に立った施設設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務

環境の確保の観点から、必要な施設設備の改修等を行う。

2　人事に関する計画

(1) 方針

人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理事務を遂行する。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

（参考１）

①　期初の常勤職員数　　105人

②　期末の常勤職員数見込み　105人

（参考２）中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み　　4,152百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

（別紙）

平成18年度～平成22年度　予算

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
収入	
運営費交付金	１，７５２
検定料	４７，２９８
成績提供手数料	３，８８１
成績開示提供手数料	１，５４６
適性試験受験料	１，１２０
その他	５２
計	５５，６４９
支出	
業務経費	５４，３４４
うち　人件費	３，８３３
試験実施経費	４８，６７１
大学進学情報経費	３８７
入学者選抜方法改善研究経費	６５６
適性試験経費	７９７
一般管理費	１，３０５
うち　人件費	１，０３７
物件費	２６８
計	５５，６４９

［人件費の見積り］

中期目標期間中の人件費総額見込み　４，１５２百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

［運営費交付金の算定ルール］

○毎事業年度に交付する運営費交付金Ａ（ｙ）については、以下の数式により決定する。

Ａ（ｙ）＝{(Ｃ(ｙ)－Ｔｃ(ｙ))×α１（係数）＋Ｔｃ(ｙ)}
＋｛（Ｒ（ｙ）＋Ｐｒ（ｙ））×α２（係数）＋Ｔｒ（ｙ）｝＋ε（ｙ）
－Ｂ（ｙ）

Ａ（ｙ）：当該事業年度に交付する運営費交付金
Ｂ（ｙ）：当該事業年度における自己収入
Ｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費
ε（ｙ）：当該事業年度における特殊業務経費。重点施策の実施、事故発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与え得る規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
Ｔｒ（ｙ）：当該事業年度における事業経費中の退職手当
Ｔｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の退職手当
α１　：一般管理費効率化係数（△３％）
α２　：事業効率化係数（△１％）

○人件費（Ｐｒ（ｙ）＋Ｐｃ（ｙ）＋Ｔｒ（ｙ）＋Ｔｃ（ｙ））

毎事業年度の人件費Ｐ（ｙ）は、以下の数式により決定する。

Ｐ（ｙ）＝{Ｐｒ（ｙ－１）＋Ｐｃ（ｙ－１）}×σ（係数）＋Ｔｒ（ｙ）＋Ｔｃ（ｙ）

Ｐ（ｙ）：当該事業年度における人件費（退職手当を含む。）
Ｐｒ（ｙ）：当該事業年度における事業経費中の人件費（退職手当を除く。）
Ｐｒ（ｙ－１）は、直前の事業年度におけるＰｒ（ｙ）
Ｐｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の人件費（退職手当を除く。）
Ｐｃ（ｙ－１）は、直前の事業年度におけるＰｃ（ｙ）
Ｔｒ（ｙ）：当該事業年度における事業経費中の退職手当
Ｔｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の退職手当
σ　：人件費調整係数（±０％）
各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定

○事業経費（Ｒ（ｙ）＋Ｐｒ（ｙ）＋Ｔｒ（ｙ））

毎事業年度の事業経費中の物件費Ｒ（ｙ）については、以下の数式により決定する。

Ｒ（ｙ）＝（Ｒ（ｙ－１）×β（係数）×γ（係数）

Ｒ（ｙ）：当該事業年度における事業経費中の物件費（特殊業務経費を除く。）
Ｒ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＲ（ｙ）
β　：消費者物価指数（±０％）
各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
γ　：業務政策係数（±０％）
各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○一般管理費（Ｐｃ（ｙ）＋Ｅ（ｙ）＋Ｔｃ（ｙ））

毎事業年度の一般管理費Ｃ（ｙ）については、以下の数式により決定する。

Ｃ（ｙ）＝Ｐｃ（ｙ－１）×σ（係数）＋Ｅ（ｙ－１）×β（係数）＋Ｔｃ（ｙ）

Ｐｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の人件費（退職手当を除く。）
Ｐｃ（ｙ－１）は、直前の事業年度におけるＰｃ（ｙ）
Ｅ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の物件費。Ｅ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＥ（ｙ）
Ｔｃ（ｙ）：当該事業年度における一般管理費中の退職手当
各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
σ　：人件費調整係数（±０％）
各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定
β　：消費者物価指数（±０％）
各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○自己収入

毎事業年度の自己収入β（ｙ）の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

［中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等］

上記各事項毎に記載。

平成18年度～平成22年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
費用の部	５５，７６９
経常費用	５５，７５４
試験実施経費	４８，６３０
大学進学情報経費	３８７
入学者選抜方法改善研究経費	６５６
適性試験経費	７９７
業務人件費	３，８３３
一般管理費	１，２９０
減価償却費	１６１
財務費用	１５
収益の部	５５，７６９
運営費交付金収益	１，７５２
検定料収入	４７，２９８
手数料収入	５，４２７
適性試験受験料収入	１，１２０
資産見返運営費交付金戻入	１１０
資産見返物品受贈額戻入	８
資産見返寄附金戻入	２
雑収入	５２
純利益	０
総利益	０

平成18年度～平成22年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
資金支出	６１，２９５
業務活動による支出	５５，１０９
投資活動による支出	５４０
財務活動による支出	４，１００
次期中期目標の期間への繰越金	１，５４６
資金収入	６１，２７９
業務活動による収入	５５，６４９
運営費交付金による収入	１，７５２
その他の収入	５３，８９７
投資活動による収入	０
財務活動による収入	４，１００
前期中期目標の期間よりの繰越金	１，５３０

中期計画期間（H18～H22年度）中の予算、収支計画、資金計画

独立行政法人大学入試センター

（単位：千円）

区　　分	H18	H19	H20	H21	H22	合計
［収入］						
１．検定料	9,834,000	9,726,000	9,444,000	9,192,000	9,102,000	47,298,000
２．成績提供手数料	645,240	660,061	876,725	853,522	845,235	3,880,783
３．成績開示提供手数料	300,626	311,000	310,000	310,000	315,000	1,546,626
４．適性試験受験料	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000	1,120,000
５．その他	7,827	11,627	4,187	12,084	15,991	51,716
小　　計	10,987,693	10,908,688	10,874,912	10,607,606	10,518,226	53,897,125
８．運営費交付金	496,899	325,311	316,047	307,957	305,480	1,751,694
収入合計	11,484,592	11,233,999	11,190,959	10,915,563	10,823,706	55,648,819
［支出］						
１．一般管理費	276,868	271,344	259,799	252,005	244,445	1,304,461
人件費	211,058	213,818	208,224	204,056	199,888	1,037,044
給与等	191,092	191,092	189,008	184,840	180,672	936,704
退職手当	750	3,510	0	0	0	4,260
法定福利費	19,216	19,216	19,216	19,216	19,216	96,080
物件費	65,810	57,526	51,575	47,949	44,557	267,417
２．業務経費	11,207,724	10,962,655	10,931,160	10,663,558	10,579,261	54,344,358
人件費	752,714	774,030	733,227	797,253	776,202	3,833,426
給与等	652,343	652,343	647,208	636,938	626,668	3,215,500
退職手当	14,352	35,668	0	74,296	63,515	187,831
法定福利費	86,019	86,019	86,019	86,019	86,019	430,095
試験実施経費	10,082,750	9,818,493	9,829,908	9,500,365	9,439,184	48,670,700
大学進学情報経費	78,895	78,106	77,325	76,552	75,786	386,664
入学者選抜方法改善研究経費	133,890	132,551	131,225	129,913	128,614	656,193
適性試験経費	159,475	159,475	159,475	159,475	159,475	797,375
計	11,484,592	11,233,999	11,190,959	10,915,563	10,823,706	55,648,819

【本表についての注釈】

・運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたもの。各事業年度の運営費交付金については、高等学校の新学習指導要領に対応したセンター試験の実施に要する経費をはじめとした事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を十分に勘案し、各事業年度の予算編成過程において、ルールを適用して再計算され、決定される。

（３） 独立行政法人大学入試センターの年度計画（平成19事業年度）（平成19年３月28日文部科学大臣届出）

独立行政法人大学入試センターの年度計画（平成19事業年度）

平成19年３月28日
文部科学大臣届出

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　大学、高等学校その他の関係機関との連携協力に留意した組織を整備し、業務の効率化を図る。

(1) 事務組織については、業務を精査し、必要に応じて改編するとともに国立大学等と人事交流を行う。

(2) 研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織内での連携協力体制及び事務組織との連携協力体制を見直すとともに、積極的に大学等と人事交流を行う。

(3) 各種委員会組織の必要性を十分に踏まえた上で効率的な運営が可能となるよう適切に見直す。

２　管理運営業務等の効率化を図る。

(1) 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、大学入試センター（以下「センター」という。）において実施している既存業務の徹底的な見直し、効率化を図り、一般管理費については３％以上、その他の事業費においては１％以上の効率化を図る。

(2) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（2005年６月29日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）を踏まえ、業務・システムの最適化計画の策定に取り組む。

① 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査計画の策定に取り組む。

② 新業務システム開発基本計画に基づき、現行の「大学入試センター試験システム」を刷新するためのシステム開発を行う。あわせて業務改革を行い、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化に取り組む。

③ 業務・システムに関する最適化計画を策定し、センター試験業務の秘密保持に配慮した上でインターネットの利用その他により公表する。

(3) 受験者の利便性に配慮しつつ試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減を図る。

(4) 進路指導セミナーの開催地区数は４地区とする。

(5) 業務内容の見直しを行い、秘密保持に配慮しつつ外部委託を推進するとともに、既に外部委託を実施している業務についても、契約内容等を精査し、より一層の効率化を図る。

(6) 自己点検・評価を行うとともに、外部委員で構成される組織による第三者評価を行い、必要に応じて業務の見直しを図る。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の確実な実施による適切な大学入学者選抜の実施への貢献

センター試験の円滑で適切な実施を実現するための業務を行う。

また、高等学校の教育内容の実態、大学からのニーズ及び入試改善に向けての国の審議会の答申等に対応し、センター試験の改善を図る。

(1) 試験問題作成及び採点等を適切に実施する。

① 良質な試験問題を作成する。

ア 試験問題の作成経験者及び外部の学識経験者等からの意見を参考に、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験結果等に基づき見直しを行う。

イ 試験問題は、分野別の専門家の協力を得て作成する。

ウ 緊急事態に対応するため、緊急対応用試験問題を常備しておく。

エ 試験問題の作成経験者及び高等学校関係者等で構成する委員会で、試験問題の出題範囲、出題内容、記述及び難易度等の点検並びに科目間の難易度調整及び出題内容等の重複回避のための点検を行う。

オ 良質な試験問題を作成するため、試験問題を作成する大学教員等を配置するために必要な経費を確保するよう努め、適切に配分する。

カ 試験実施後、自己点検・評価を実施するとともに、高等学校関係者等による試験問題の第三者評価を実施し、それぞれ70％以上が良問であるとの評価を得られるようにする。さらに学会等からも広く意見を求め、その結果を公表する。

キ 問題作成委員の負担を軽減し、効率的に良質な試験問題を作成するため、教科書データベース検索システム及び試験問題データベースの改善・運用を行う。

② 大学との緊密な連携により、円滑に試験を実施する。

ア 試験実施上想定される事例等を整理し、対応措置等について実施要領及び監督要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、円滑に試験を実施する。

イ 利用大学及び高等学校等に対して説明会の実施や、ホームページを活用することにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。

ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び調査を実施する。

エ 障害のある者等に対して、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法等の受験上の特別措置を講ずる。

③ 試験問題等の適切な管理及び輸送を実施する。

ア 輸送要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、適切な管理及び輸送を実施する。

イ 秘密保持に十分留意した試験問題等の適切な管理体制及び安全な輸送体制を確保する。

ウ 利用大学に対して説明会を実施し、当該大学における試験問題等の受領・返送及び管理上の留意点等について周知徹底を図る。

エ 新規利用大学等に対して、試験問題の管理体制等について指導及び調査を実施する。

④ 正確な成績処理及び成績提供を実施する。

ア 成績提供要領等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果及び利用大学のニーズに基づき見直しを行い、正確な成績処理及び成績提供を実施する。

イ 電子計算機及び光学式マーク読取装置を適切に管理・運用する。

ウ 利用大学に対して説明会を実施し、成績請求データ等作成の留意点等について周知徹底を図る。

エ 新規利用大学等に対して、成績請求データ等の取扱いについて指導及び調査を実施する。

オ　試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学者選抜の全体日程終了後に試験成績を開示する。

(2) センター試験の改善に資するため、以下の調査研究を行う。

① 試験問題の作成経験者等と協力し、可能な教科・科目について、過去の問題の分析結果を作題の更なる改善に活かす方策について検討し、その結果に基づいて研究を進める。

② 平成19年度センター試験データの試験問題統計情報データベースを構築する。また、過去の試験問題の有効活用を図るため、試験問題統計情報データベースにおける検索及び情報呈示方法の改善を行う。

③ 教科・科目の枠を超えた基礎的な総合問題について、過去の解析結果を踏まえた調査研究を行う。また、有識者による意見を踏まえて、現行センター試験と基礎的な学力を測るための新たな試験を併用して、年度内複数回実施を実現する方式の導入に際しての諸課題等について調査研究を行う。

④ センター試験成績の複数年度利用等を考慮し、問題の難易度を踏まえた成績の標準化に関する研究や、蓄積されたデータに基づく得点調整の研究を行う。

⑤ 普通教科「情報」、「数学基礎」及び「理科基礎」に関し、出題の可能性について検討するため、高等学校における実施状況や大学のニーズを把握するための調査研究を行う。

⑥ センター試験の役割の改善に関する、大学関係者等を対象とする調査研究を行う。

⑦ リスニングテストの実施結果等を検証し、実施方法等についての改善を図るための調査研究を行う。

⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の設計に関する研究を、大学等の研究者と共同で行う。

(3) 関連業務を受託し、広報活動等を促進する。

① 国等が実施する公的試験に関する業務について、本来の業務に支障のない範囲で受託し、受託料収入の確保を図る。

② 新規利用大学の増加が図られるよう、積極的な広報活動等を行う。

③ センター試験に関する各種情報の公開を一層進める。

2　調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献

(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学の入学者選抜方法の改善に資するため、次に掲げる研究課題に対応した研究体制を確立し、計画的に研究を推進する。研究の実施に当たっては、研究費の効率的な執行とともに科学研究費補助金等の競争的資金を積極的に活用する。また、「研究開発部活動報告」を作成して厳格な評価を行う。なお、重要課題については一定の期限を付して重点的に実施する。

① 教科・科目の枠を超えた基礎的、総合的試験で測定可能な能力を把握するための調査・研究を行う。また有識者の意見を参考にして、要望のある総合的試験の利欠点、実現可能性等に関する調査研究を行う。

② 学生が、高等学校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高等学校と大学の接続、特に高校の教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究を行う。

③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究を実施する。

(2) 各大学との連携の推進

各大学の入学者選抜方法の改善に資するため、センターが主体となり、各大学と連携して入

学者選抜研究協議を実施する。これにより入学者選抜方法の改善に関する研究の交流及び協力並びに研究成果の公表を行うとともに、研究成果の一層の向上と普及を目指して、大学の研究者とのネットワークを構築し、共同研究の積極的な推進を図る。

(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究

① 調査研究の一環として行ってきた法科大学院に入学を志願する者に対し実施される適性試験（以下「法科大学院適性試験」という。）の試験的実施は、以下の実証的調査研究として行う。

ア　法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を適切に測定するための試験問題の作成

イ　法科大学院適性試験の正確な成績処理及び成績提供

ウ　法科大学院適性試験の実施方法や実施結果等の分析・評価及び成果の公表

② 試験的実施を通じて蓄積した試験問題の作成・試験の実施方法等に関する成果を基に、法科大学院適性試験の有効性をより高めていくために必要な調査研究を行う。

3　進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供

大学入学志望者が、その能力・適性に応じた適切な大学進学が可能となるよう、また、高等学校の進路指導担当者が適切な進路指導を行うことに資するため、インターネット等の方法により大学に関する情報を提供するとともに、高等学校関係者と大学関係者のコミュニケーションを図る場を設ける。

(1) インターネットを利用したハートシステムにより、適切な大学進学情報の提供を行う。

なお、提供する大学進学情報の範囲は、大学入試センターが提供するにふさわしい情報に精選するとともに、利活用しやすいものに内容を工夫する。

また、ハートシステムに対する利用者の意見・要望等を収集し、大学入学志望者等の視点に立った内容に適宜改善を行う。

(2) 主として高等学校における進路指導の利便性を考慮し、印刷物による大学進学情報の提供を行う。

(3) 高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図るためのセミナーを大学等と共同で実施する。

また、高校生等も参加できるようプログラムを工夫するとともに、参加者数の増加を図るため、広報は開催地区の大学等と共同して行うこととし、開催地区の大学入学志望者及び高等学校関係者のニーズを踏まえたプログラムを企画する。

さらに、大学入学志望者、高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査を行い、70%以上の満足度が得られるようにする。

4　業務の公共性にかんがみ、管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報等を積極的に公開する。

(1) ホームページ、情報公開室等において、法令で定められた財務諸表等の情報を公開する。

(2) 管理・運営及び事業等の情報を、ホームページ等を活用して積極的に公開する。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　当該年度に係る予算（人件費見積りを含む。）

事業を適切に実施するために必要な予算額を計上

収入	１０，９００，７４９千円
運営費交付金	４４４，０００千円
検定料	９，３１２，０００千円
成績提供手数料	６５６，０７０千円
成績開示提供手数料	３００，９１８千円
適性試験受験料	１８０，０００千円
その他	７，７６１千円
支出	１０，９００，７４９千円
業務経費	１０，６３３，１０３千円
うち　人件費	７５５，１９５千円
試験実施経費	９，５２７，１６５千円
大学進学情報経費	７８，０６２千円
入学者選抜方法改善研究経費	１３１，１８８千円
適性試験経費	１４１，４９３千円
一般管理費	２６７，６４６千円
うち　人件費	２０３，８７４千円
物件費	６３，７７２千円

2　当該年度に係る収支計画

事業を適切に実施するために必要な収支計画を立案

費用の部	１０，８１２，３４７千円
経常費用	１０，８１２，３４７千円
試験実施経費	９，３８０，７００千円
大学進学情報経費	７８，０６２千円
入学者選抜方法改善研究経費	１３１，１８８千円
適性試験経費	１４１，４９３千円
業務人件費	７５５，１９５千円
一般管理費	２６７，６４６千円
減価償却費	５８，０６３千円
財務費用	０千円
収益の部	１０，８１２，３４７千円
運営費交付金収益	３０５，３２５千円
検定料収入	９，３１２，０００千円
手数料収入	９５６，９８８千円
適性試験受験料収入	１８０，０００千円
資産見返運営費交付金戻入	４７，４４４千円

資産見返物品受贈額戻入	２，２２０千円
資産見返寄附金戻入	６０９千円
雑収入	７，７６１千円
純利益	０千円
総利益	０千円

3　当該年度に係る資金計画

事業を適切に実施するために必要な資金計画を立案

資金支出	１１，１９０，５６３千円
業務活動による支出	１０，７６２，０７４千円
投資活動による支出	１３８，６７５千円
財務活動による支出	０千円
次年度への繰越金	２８９，８１４千円
資金収入	１１，８１４，００３千円
業務活動による収入	１０，９００，７４９千円
運営費交付金による収入	４４４，０００千円
その他の収入	１０，４５６，７４９千円
投資活動による収入	０千円
財務活動による収入	０千円
前年度よりの繰越金	９１３，２５４千円

4　人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

Ⅳ　短期借入金の限度額

30億円（年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）

Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

今期間中は特になし

Ⅵ　剰余金の使途

センター試験の充実・改善、質の向上

特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等

1　施設・設備に関する計画

業務の実施状況等を勘案した施設設備の整備（光学式マーク読取装置等）や、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設設備の改修等を行う。

2　人事に関する計画

(1) 方針

人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理事務を遂行する。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

(4)　平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）

２０独評委第４号
平成２０年８月２８日

独立行政法人大学入試センター理事長
吉　本　高　志　殿

文部科学省独立行政法人評価委員会委員長
渡　邉　正　太　郎

平成１９年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）

文部科学省独立行政法人評価委員会では、このたび、文部科学省所管の独立行政法人等の平成１９年度に係る業務の実績に関する評価を行いましたので、独立行政法人通則法第３２条第３項の規定に基づき、その結果を通知します。

受付
入試業第102号
20.9. 4
大学入試センター

独立行政法人大学入試センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

英語リスニングテストやセンター試験を利用する大学数が増加など、業務の増加と多様化が進む中、適切かつ安定的した業務運営が継続的に実施されていることは評価できる。とりわけ英語リスニングテストについては、実施面での改善が格段に前進していると認められ、概ね円滑に実施できたことを高く評価したい。また、入学者選抜方法の改善のための調査研究や法科大学院に関する適性検査の調査研究についても着実に実施されていると認められる。なお、入学者選抜方法改善をめざして実施されている各大学入学担当者との情報交換と交流に加えて、ひろく関係者にむけて情報を発信していくことを期待する。

大学入試センター試験の実施については、試験問題の検討過程で作成された資料の電子媒体が、試験問題作成に係る取り決めに反して持ち出され、盗難の被害にあったことについて、迅速かつ適切な対処により試験実施への影響を未然に回避したが、結果として試験問題の差し替えに伴なう印刷費用や業務の追加負担を余儀なくさせるものであり、試験問題の作成から試験の実施にいたる過程での情報管理や危機管理などについて、一層の注意を払うことが望まれる。

<参考> ・業務運営の効率化：A　・業務の質の向上：A　・財務内容の改善：A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ)危機管理や秘密保持を念頭に置いた業務管理に留意して、国民の信頼に応えるよう努力すること。(項目別ー5)

(ロ)大学入学者選抜に係る調査研究に関しては、着実に実施され、一定の成果が見られるが、今後、これらの成果が我が国の入学者選抜の向上により効果的に反映される方法について検討を行うべき。(項目別ー12)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ)入試方法の多様化により、受験生にとって入試方法が分かりにくくなる、入試に携わる教員の負担が増大するといった弊害や、受験生の学力が問題視されている中で、引き続き、我が国の教育の重要な役割を果たすためにも、適切かつ安定した業務運営がなされることが望まれる。

(ロ)センター試験の今後の性格の変化に対しては着実に対応するとともに、適切な変化の方向付けに関しても、センターの果たしうる役割を積極的に発揮すること。大学入学者選抜に特化した唯一の組織として、我が国における入学者選抜の改善のために、情報発信などに努めること。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
大学支援関係法人部会大学入試センター作業部会名簿

委員名	現　職
佐　野　慶　子	公認会計士、佐野公認会計士事務所長
舘　　昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
中　村　宏　治	私立植草学園文化女子高等学校教諭
○平　野　次　郎	放送ジャーナリスト、学習院女子大学特別専任教授
益　田　祐　一	お茶の水女子大学理学部教授

「○」：主査

独立行政法人大学入試センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
○業務運営の効率化状況	A	A			
1 組織の整備状況と業務の効率化	A	A			
(1) 事務組織の整備状況					
(2) 研究組織の改組状況					
(3) 各種委員会組織の改編状況					
2 管理運営業務の効率化状況	A	B			
(1)−1 一般管理費に係る効率化の実施状況	S	A			
(1)−2 その他事業費に係る効率化状況	A	C			
(2) 業務・システムの最適化状況	A	A			
① 業務・システムの監査計画等の策定取組状況					
② 業務・システムの刷新に係るシステム開発の状況					
③ 最適化計画の策定状況					
(3) 試験会場の集約と試験問題等の印刷経費の削減状況	A	A			
(4) 進路指導セミナーの開催状況	A	A			
(5) 外部委託の推進状況	A	A			
(6) 自己点検及び第三者評価実施状況	A	A			

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
○業務の質の向上について	A	A			
1 大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の円滑で適切な実施状況	A	A			
(1) 試験問題作成及び採点等の適切な実施状況	A	A			
① 良質な試験問題の作成状況	A	A			
・得点調整対象科目間平均点差					
ア 試験問題作成要領等の整備・見直し状況					
イ 分野別専門家の協力状況					
ウ 緊急対応用試験問題の常備状況					
エ 試験問題の点検組織整備状況					
オ 大学教員等配置に係る必要経費の確保・配分状況					
カ 試験問題の自己点検・評価及び第三者評価実施状況					
・良問であるとの評価の状況					
キ 教科書データベース検索システム及び試験問題データベース改善・運用状況					
② 大学との緊密な連携による円滑な試験の実施状況	A	A			
ア 実施要領及び監督要領等の各種マニュアルの整備・見直し状況					
イ 利用大学・高等学校等に対する試験実施上の留意点等周知徹底状況					

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ウ 新規利用大学等に対する試験実施体制等指導・調査状況					
エ 障害のある者等に対する受験上の特別措置の実施状況					
③ 試験問題等の適切な管理・輸送実施状況	A	B			
ア 輸送要領等の各種マニュアルの整備・見直し状況					
イ 試験問題等管理・輸送体制確保状況					
ウ 利用大学に対する試験問題等受領・返送・管理上の留意点等周知徹底状況					
エ 新規利用大学等に対する試験問題等管理体制等指導・調査状況					
④ 正確な成績処理・成績提供実施状況	A	A			
ア 成績提供要領等の各種マニュアルの整備・見直し状況					
イ 電子計算機及び光学式マーク読取装置管理・運用状況					
ウ 利用大学等に対する成績請求データ等作成の留意点等周知徹底状況					
エ 新規利用大学等に対する成績請求データ等の取扱い指導・調査状況					
オ 試験成績に係る開示状況					
(2) センター試験の改善に関する調査研究状況	A	A			
① 過去の問題の分析結果に基づく作題の仕方等に関する研究状況					
② 試験問題統計情報データベースの構築とデータベースにおける検索及び情報呈示方法の改善状況					
③ 総合問題とセンター試験の年度内複数回実施の利点や課題等についての調査研究状況					
④ センター試験の難易度の標準化や得点調整の研究状況					
⑤ 普通教科「情報」、「数学基礎」及び「理科基礎」の出題の可能性について調査研究状況					

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⑥ センター試験の役割の改善に関する、大学関係者等を対象とする調査研究状況	A	A			
⑦ リスニングテストの実証的なデータの検証と実施方法等の改善の調査研究状況					
⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の設計に関する研究状況					
(3) 関連業務を受託と広報活動等を促進状況	A	A			
① 国等が実施する公的試験に関する業務受託と受託料収入の状況					
② 新規利用大学の増加と積極的な広報活動の状況					
③ センター試験に関する各種情報の公開の推進状況					
2 調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A			
(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究状況	A	A			
・研究課題に対応した研究体制					
・研究費の効率的な執行と科学研究費補助金等の競争的資金の活用状況					
・「研究開発部活動報告」の作成と厳格な評価。					
① 教科・科目の枠を超えた総合試験の利欠点、実現可能性等に関する調査研究状況					
② 高等学校と大学の接続、特に高校の教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究状況					
③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究状況					
(2) 各大学との連携の推進	A	A			
・各大学と連携しての入学者選抜研究協議の実施状況					
・入学者選抜方法の改善に関する研究の交流及び協力並びに研究成果の公表状況					
・大学の研究者とのネットワークを構築と共同研究の実施状況					

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
(3) 法科大学院適性試験(以下「適性試験という。)の調査研究の実施状況	A	A			
① 適性試験の実証的調査研究状況					
ア 法科大学院の試験問題作成状況					
イ 法科大学院適性試験の成績処理及び成績提供状況					
ウ 法科大学院適性試験の実施方法や実施結果等の分析・評価及び成果の公表状況					
② 法科大学院適性試験の有効性の調査研究状況					
③ 法科大学院適性試験の発信・普及の状況					
3 進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	A	A			
・大学入学志望者の能力・適性に応じた適切な大学進学が可能となる情報提供					
・高等学校の進路指導担当者への情報提供					
・高等学校関係者と大学関係者とのコミュニケーションを図る場を設定					
(1) インターネットを利用したハートシステムによる適切な大学進学情報の提供状況					
・提供する大学進学情報の範囲の精選と利活用の工夫の方策					
・ハートシステムに対する利用者の意見・要望等の収集と改善状況					
(2) 印刷物による大学進学情報の提供状況					
(3) 高等学校関係者と大学関係者とのセミナーの実施状況					
・高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査の実施し、70%以上の満足度を目標					
・セミナーの満足度調査の状況					

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4 管理・運営と事業等に関する情報の積極的な公開状況	A	A			
(1) ホームページ、情報公開室等における、財務諸表等の公開状況					
(2) 管理・運営及び事業等の情報のホームページでの公開状況					
Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等					
○財務内容の改善等の状況	A	A			
適正な予算の執行状況	A	A			
人件費の削減の状況					
短期借入、返済の状況	A	—			
剰余金の使用の状況					
(1) 施設・設備に関する計画の策定	A	A			
(2) 人事に関する計画の策定・実施状況等	A	A			
① 人事基本計画策定・実施状況					
② 人事管理状況					
備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等) 本法人の業務・マネジメントにかかる意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。					

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入					
運営費交付金	309	307	529	497	444
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
受託収入	0	0	0	0	2
検定料	9,313	9,031	9,839	9,873	9,700
成績提供手数料	566	551	692	715	758
成績開示提供手数料	306	302	311	306	313
適性試験受験料	393	240	199	185	160
その他	8	9	10	9	8
計	10,895	10,440	11,580	11,585	11,385

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支出					
業務経費	8,770	7,947	10,859	10,562	10,707
人件費	—	—	—	778	744
試験実施経費	7,762	7,393	10,379	9,438	9,627
大学進学情報経費	182	132	137	62	54
説明会等経費	32	29	22	0	0
入学者選抜方法改善研究経費	147	124	125	118	126
適性試験経費	647	269	196	166	156
施設整備費	0	0	0	0	0
受託経費	0	0	0	0	2
一般管理費	1,941	2,063	1,961	319	306
人件費	932	962	933	209	200
物件費	1,009	1,101	1,028	110	106
計	10,711	10,010	12,820	10,881	11,015

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)
・平成17年度の支出ー業務経費ー試験実施経費の増は、高等学校学習指導要領改定への対応及びリスニングテスト実施によるものである。

（単位：百万円）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用					
経常費用	10,761	9,942	12,840	10,804	10,855
業務費	10,009	9,388	12,266	10,298	10,380
一般管理費	624	486	516	440	406
減価償却費	128	68	58	66	69
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	3	1	0	0	19
計	10,764	9,943	12,840	10,804	10,874

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収益					
運営費交付金収益	255	299	494	351	217
業務収益	10,579	10,124	11,041	11,080	10,933
業務外収益	8	9	9	7	7
寄付金収益	0	0	0	0	0
資産見返負債戻入	126	63	50	57	80
財務収益	0	0	0	0	0
雑益	8	3	2	2	1
臨時利益	0	0	0	0	0
計	10,976	10,498	11,596	11,497	11,238
純利益	212	555	−1,245	693	364
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	9	8
総利益	212	555	−1,245	702	372

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
・平成17年度の費用－経常費用－業務費の増は、高等学校学習指導要領改定への対応及びリスニングテスト実施によるものである。
・平成17年度の純利益△1,245百万円は、高等学校学習指導要領改訂への対応によるものである。

（単位：百万円）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出					
業務活動による支出	10,526	10,053	12,761	10,893	10,818
投資活動による支出	120	166	27	125	159
財務活動による支出	0	0	0	1,010	0
翌年度への繰越金	2,103	2,354	1,164	1,760	2,182
計	12,749	12,573	13,952	13,788	13,159

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金収入					
業務活動による収入					
運営費交付金による収入	309	307	529	497	444
自己事業収入	10,603	10,163	11,070	11,118	10,954
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
施設費による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	1,010	0
前年度よりの繰越金	1,837	2,103	2,353	1,164	1,760
計	12,749	12,573	13,952	13,789	13,158

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
・平成17年度の資金支出－財務活動による支出の増は、高等学校学習指導要領改定への対応及びリスニングテスト実施によるものである。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較（過去5年分を記載）

（単位：百万円）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産					
流動資産	2,107	2,357	1,172	1,763	2,189
固定資産	11,924	11,947	11,879	11,914	12,009
	14,031	14,304	13,051	13,677	14,198
資産合計	14,031	14,304	13,051	13,677	14,198

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
負債					
流動負債	1,278	1,089	1,138	1,061	1,115
固定負債	435	390	379	469	616
負債合計	1,713	1,479	1,517	1,530	1,731
純資産					
資本金	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592
資本剰余金	−181	−230	−277	−323	−367
利益剰余金	908	1,463	219	878	1,242
（うち当期未処分利益）	212	555	−1,245	702	372
純資産合計	12,319	12,825	11,534	12,147	12,467
負債純資産合計	14,032	14,304	13,051	13,677	14,198

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
・資本剰余金がマイナスなのは、独立行政法人会計基準に基づき現物出資資産の減価償却相当額及び除却額等を減額しているためである。

【参考資料3】利益（又は損失）の処分についての経年比較（過去5年分を記載）　（単位：百万円）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
Ⅰ　当期未処分利益					
当期総利益	212	555	−1,245	702	372
前期繰越欠損金	0	0	0	0	0
Ⅱ　利益処分額					
積立金	212	555	219	702	0
独立行政法人通則法第44条第3項により					
主務大臣の承認を受けた額	0	0	0	0	372
目的積立金					

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
・平成17年度のⅠ　当期未処分利益－当期総利益△1,245百万円は、高等学校学習指導要領改訂への対応によるものである。
・平成19年度のⅡ　利益処分額－目的積立金372百万円は、センター試験の充実・改善、質の向上、特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる（申請中の額）。
・平成19年度の当期総利益372百万円は、主に大学入試センター試験の志願者数の増加に伴う検定料収入の増加等によるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較（過去5年分を記載）　　（単位：人）

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
役員	3	3	3	3	3
定年制研究職員	20	20	18	18	16
定年制事務職員	85	88	85	85	85

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）

平成19事業年度独立行政法人大学入試センターに係る業務の実績に関する評価

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準 S / A / B / C / F	評価指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	○業務運営の効率化状況	法人の自己評価を参考にしつつ定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下、委員の協議により評定を決定」と表記する。）	――――	A Ⅰ	
Ⅰ　大学、高等学校その他の関係機関との連携協力に留意した組織を整備し、業務の効率化を図る。	Ⅰ　大学、高等学校その他の関係機関との連携協力に留意した組織を整備し、業務の効率化を図る。	Ⅰ　組織の整備状況と業務の効率化	委員の協議により評定を決定	○平成19年度においては、管理部を総務企画部に、総務課人事係を人事・人材係に改称するなどの整備を行うとともに、引き続き国立大学等との間で人事交流を実施し、業務の効率的な実施に努めた。 【業務実績報告書ｐ1】		○事務組織については、センター業務全体の最適化計画を策定するなど企画立案機能を一層強化するため業務・システム最適化推進室を総務企画部の下に設置し、職員の一層の資質向上に努めるため総務課人事係を人事・人材係に改めるなど、着実に事務組織の整備がなされているものと判断できる。 ○人事交流については、入試の業務に支障を来たさないよう配慮しつつ、積極的に国立大学等と人事交流を行っていることは評価できる。今後も入試業務に支障を来たさないよう十分に配慮しつつ、人事交流を行うことが望まれる。 ○各種委員会の見直しについては、組織としての意思決定の迅速化や業務の効率化・簡素化図ることを目的として、教科・科目等検討委員会の廃止など必要な見直しが行われていると判断できる。 ○内部統制については、監事監査要綱に基づき、監事による業務監査及び会計監査を実施するとともに財務課による会計に係る内部監査を実施しており、適切に内部統制が図られているものと判断できる。また、「職員倫理規則」「公益通報に関する規則」の他、研究活動の不正行為を防止する「研究活動における不正行為の防止等に関する規則」を定めるなど、コンプライアンス体制の整備への取組が行われていると判断できる。
(1)　事務組織については、各組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、積極的に国立大学等と人事交流を行う。	(1)　事務組織については、業務を精査し、必要に応じて改編するとともに国立大学等と人事交流を行う。	(1)　事務組織の整備状況		○事務組織については、従来の管理業務に加え、企画立案機能強化の推進のため、平成19年４月、管理部を総務企画部に改め、情報化統括責任者（CIO）の下に置いている業務・システム最適化推進室を、センターの業務全体の最適化計画を策定するという目的から同部に置いた。また、総務課内の事務分掌を見直し、職員の資質能力の一層の向上に努めていくため人事係を人事・人材係に改めた。 　また、２部７課制を基本としつつ、効率的かつ円滑な業務の遂行を実施するため、監査・評価室及び総務課に企画室、事業第一課に試験企画室を設置している。 　さらに、業務受託担当として総務課課長補佐を充て、国等が実施する公的試験に関する業務の受託のため、センター業務の説明等に出向いた。 ○人事交流については、職員に多様な職務の機会を与えることで幅広い経験を積ませ、資質能力の向上を図るとともに、人事の停滞による組織の硬直化の防止、相互牽制を図るため、入試業務に支障を来さないように配慮しながら、国立大学等と人事交流を行っている。 　平成19年４月１日現在では、課長補佐以下の職員76人中31人、約41%が人事交流者となっている。 【業務実績報告書ｐ1・2、資料編ｐ1・2】	A	
(2)　研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織内での連携協力体制及び事務組織との連携協力体制を見直すとともに、積極的に大学等と人事交流を行う。	(2)　研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織内での連携協力体制及び事務組織との連携協力体制を見直すとともに、積極的に大学等と人事交流を行う。	(2)　研究組織の改組状況		○研究組織については、センター試験の業務の流れに即した体制とする観点から、２大部門（試験基盤設計研究部門、試験評価解析研究部門）＋１客員部門（試験問題研究部門）を設置している。 ○職員の資質能力の向上を目指して「職員研修セミナー」を開設しており、研究開発部教員が同セミナーの企画に関与するとともに直接講師となり、研究組織と事務組織との連携協力体制の強化に努めた。なお、同セミナーは、文部科学省関係課の職員に対しても開放した。 ○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年２月15日18文科科第825号文部科学省科学技術・学術政策局長通知）を踏まえ、センターの研究活動における不正行為の防止等に関する体制整備を行い、関係規則を制定した。 ○人事交流については、平成19年４月１日付けで教授１人を国立大学から採用し、また、10月１日付けで助教１人を民間企業から採用した。 【業務実績報告書ｐ3、資料編ｐ1・2】		

(3) 事務及び研究組織以外の組織体制、大学間連携及び高等学校関係等との業務運営上の連携協力体制の整備の必要性・効果などを踏まえたものとするとともに、また、必要な整理を十分に踏まえた上で効率的な整理が可能となるよう適切に整理すること。	(3) 各種委員会組織の必要性を十分に踏まえた上で効率的な運営が可能となるよう適切に整理する。								
2. 管理運営業務等の効率化を図る。	2. 管理運営業務の効率化を図る。								
(1) 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、センターにおいて実施している既存業務の徹底的な見直し、効率化を図り、中期目標期間中に一般管理費については、平成19年度から一般管理費で、76%の減、業務経費で1.83%の増となった。業務経費の増については、平成19年12月に本邸試験問題の一部変しい入の事案が生じたことから、試験問題の印刷、運搬及び警備等の経費が余生じ283,590,455円の支出があったためである。 ②効率化については、平成17年度をベースに毎年度1%の効率化を行うこととしているが、この効率化を達成するために平成19年度から一般管理費で6%、業務経費で2%の削減を行うこととした。 一般管理費については、16.83%の減で目標に達成した。 【業務実績報告書p6・7】	(1) 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、センター（以下「センター」という。）において実施している既存業務の徹底的な見直しにより、一般管理費については3%以上、その他の業務経費については1%以上の効率化を図る。								
(2) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（2005年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、業務・システムの最適化に取り組む。	(2) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（2005年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、業務・システムの最適化に取り組む。								
①国の行政機関の取組に連じて、業務・システムに係る監査計画の策定に取り組む。	① 国の行政機関の取組に連じて、業務・システムに係る監査計画の策定に取り組む。								
②業務・システムに係る監査及び大型外部コンピュータを用いたシステム（以下「大学入試センター試験システム」という。）の現行の「大学入試センター試験システム構成および機能仕様書」に基づくシステム構成および機能仕様書を実現するシステムコスト削減、センター試験システムの信頼性向上システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。	② 新業務システム開発基本計画に基づき、現行の「大学入試センター試験システム」を刷新するためのシステム開発を行うとともに、あわせて業務運営を行うシステムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化に取り組む。								
③ 業務・システムに関する最適化計画に策定し、センター試験までに策定し、その最適化計画を大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）に配慮した上でインターネットの利用その他により公表する。	③ 最適化計画の策定状況								
(3) 受験者の利便性に配慮しつつ試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減を図る。	(3) 受験者の利便性に配慮しつつ試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減を図る。	(3) 試験会場の集約と試験問題等の印刷経費の削減状況							
(4) 遠路指導セミナーの開催地区数は、より効果的かつ効率的に実施するため、第1期中期目標期間の半数程度とする。	(4) 遠路指導セミナーの開催地区数は4地区とする。	(4) 遠路指導セミナーの開催状況							

○障害のある受験者に対する配慮については、センター試験の実施に当たり、点字受験者、拡大文字受験者、車いす受験者、別室受験者、時間延長受験者、チェック解答受験者、録音受験者、弱視者用拡大鏡受験者、聴覚障害者用イヤホン受験者、肢体不自由者用机受験者、介助者受験者、携帯用便器受験者、一時休憩受験者、暖房器具持込受験者、ヘルパー受験者、医療機器持込受験者、車いす用机受験者、点字解答用紙受験者、拡大解答用紙受験者、拡大問題冊子受験者、別室

									定性的評定
									り評定

○センター試験の目的・趣旨を踏まえた良質な試験問題を作成するためには、その基本的な方針となる適正な作成基準が必要である。このため、試験問題作成要領等を毎年度作成し、各問題作成委員に配付し周知徹底を図っている。 また、この試験問題作成委員要領等は、試験実施結果や出題委員会の意見を参考に、毎年度見直しをしている。 ○平成20年度センター試験から、センター試験問題の一部差し替えの事態が生じたことに鑑み、試験問題作成に関する改善策について、平成21年度センター試験問題作成における秘密保持の徹底について周知を図るとともに、平成22年度センター試験試験問題作成要領の概要記述を改正した。 【業務実績報告書 p.20】	ア 試験問題の作成段階者及び外部の学識経験者等からの意見を参考にするなど、試験問題作成委員会の組織運営を定めた試験問題作成要領に基づき見直しを行う。	ア 試験問題の作成段階者及び外部の学識経験者等からの意見を参考にするなど、試験問題作成委員会の組織運営を定めた試験問題作成要領に基づき見直しを行う。	ア 試験問題作成委員要領等の整備・見直し状況	
○試験問題は、大学等の教員などの専門家からなる教科科目別一委員会において作成している。構成にあたっては、バランスの取れた問題作成ができるよう大学等の地域のバランス等についても偏ることがないように配慮している。 委員構成は、国公私立大学別では、国立236人、公立34人、私立149人、その他13人、計432人であり、地域別では、東京、大阪、宮城など多い地域もあるが、全国的に委員を選考している。 【業務実績報告書 p.21、資料編 p.17・18】	イ 試験問題は、分野別の専門家の協力を得て作成する。	イ 試験問題は、分野別の専門家の協力を得て作成する。	イ 分野別専門家の協力状況	
○緊急対応用試験問題は、印刷経費の節減及び試験当日作成委員の負担軽減のため、毎年作成する問題作成委員の中から選定し、平成17年度に印刷による緊急対応用試験問題の作成を行い、不測の事態に対応できるようにした。 ○平成20年度センター試験では試験問題の一部差し替えの事態が生じたが、当該委員の担当する科目の一部の問題のみであり、予備的問題を作成していたこと、また、試験当日までの不測の事態への対応のため、緊急対応用試験問題を保持しておくことが必要であることから、当該部分を差し替えて再印刷することで対応した。 【業務実績報告書 p.22、資料編 p.19】	ウ 緊急事態に対応するため、緊急対応用試験問題を余儀なくし	ウ 緊急事態に対応するため、緊急対応用試験問題を余儀してお	ウ 緊急対応用試験問題の余備状況	
○良質な試験問題を作成するためには、試験問題を様々な観点から点検する必要があり、次の3つの委員会等を設置し、点検を行った。 ①教科科目別二委員会、(教科科目別委員会) 各又は学識経験者等で組織され、問題の構成、内容、解答及び用字用語等の点検を行う。 ②教科科目横断委員会、(国公私立大学等の教員及び学識経験者で組織され、問題の形式、表現及び各科目間の整合性、重複等を総合的に点検を行う。 ③点検協力者、(高等学校関係者等で組織され、問題作成委員以外の教員) 問題について、高等学校教育の立場から点検を行う。 【業務実績報告書 p.23・24、資料編 p.16・21～30】	エ 試験問題の出題範囲、出題内容、配点及び解答時間の長短に科目間のバランスを図るための基本方針に沿って問題作成委員会で問題作成を行う。 また、作成された問題については、外部の学識経験者等で構成する組織を設置する。	エ 試験問題の作成段階者及び高等学校関係者等で所成する委員会で、試験当日までの問題の出題範囲、出題内容、配点及び解答時間の長短に科目間の整合性を図るための点検を行う。	エ 試験問題の点検組織整備状況	
○本試験の出題教科・科目ごとに「大学に入学を志願するのに高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定するに適切な問題」としてどうであったか』という観点により、①出題範囲、②思考力、③出題内容、④問題構成、⑤表現・用語、⑥難易度などの項目について、それぞれ70%以上が良問であるとの評価を得た。 また、解答時間については、80%以上が適切であるとの評価を得た。 さらに学会等からも広く意見を求めるため、その結果を公表した。 【業務実績報告書 p.25】	オ 良質な試験問題を作成するため、試験問題作成委員会の高等学校教員による点検・評価等を実施するとともに、学会等からの意見を求めるよう努め、選択に配分する。	オ 良質な試験問題を作成するため、試験問題作成委員会の高等学校教員による点検・評価等を実施するとともに、学会等からの意見を求めるよう努め、選択に配分する。	オ 大学教員等配置に係る必要数の確保・配分状況	
カ 試験実施後、自己点検・評価を実施するとともに、問題ごとの正答率、選択肢ごとの選択率等に関する統計的な処理を行い、それぞれ70%以上が良問であるとの評価を得た。 また、解答時間については、80%以上が適切であるとの評価を得た。 さらに学会等からも広く意見を求め、その結果を公表する。	カ 試験問題の自己点検・評価及び第三者評価実施状況			
・良問であるとの評価の状況 70%以上 49%以上 70%未満 49%未満				
キ 問題作成委員の負担を軽減し、効率的に高度な試験問題を作成するため、教科ごとのデータベース後システム及び試験問題データベースを用いて問題作成を行う。	キ 問題作成委員の負担を軽減し、効率的に高度な試験問題を作成するため、教科ごとのデータベースシステム及び試験問題データベースの改善・運用を行う。	キ 教科ごとのデータベースシステム及び試験問題データベースの改善・運用状況		
②大学との緊密な連携により、円滑に試験を実施する。	②大学との緊密な連携により、円滑に試験を実施する。	②大学との緊密な連携による円滑な試験の実施状況	委員の偏在による	

A

A

○平成19年度センター試験の実施結果…各大学からの意見等を参考とし、また、同試験において正規の試験時間が確保できず試験を実施した事例があったことを踏まえて、正規の試験時間の確保などマニュアルの改善・整備を図るべく試験監督方法の記載内容を充実するなどマニュアルの改善・整備を図った。 特に、リスニングテストについては、解答開始前に受験生がヘッドフォーンの接続が誤りがないか確認したり、誤りなどがあれば終了後に個別に問われることがないよう、試験開始前の強調指導台数が大幅に減少した大学には、マニュアルのデータを CD 等で供与するなど、全大学での利点性の向上に配慮した。 【業務実績報告書 p.32・33】	ア 試験実施上想定される事例等危機管理、対応措置等について実施マニュアルを整備し、監督者及び監督補助者に対して、マニュアルを徹底した事前研修を行った。 イ 利用大学及び高等学校等に対し、マニュアルの内容について説明会の実施やホームページを用いて説明するなどにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。 ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び助言を実施する。	ア 試験実施上想定される事例等危機管理、対応措置等について実施マニュアルを整備し、監督者及び監督補助者に対して、マニュアルを徹底した事前研修を行った。 イ 利用大学及び高等学校等に対し、マニュアルの内容について説明会の実施やホームページを活用することにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。 ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び助言を実施する。 エ 障害のある者等に対して、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長・出題・解答の方法等の受験上の特別措置を講ずる。	ア 実施要領及び監督要領等の各種マニュアルの整備・見直し状況				
	イ 利用大学及び高等学校等に対する説明会の実施や、ホームページを用いた説明などにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。	イ 利用大学及び高等学校等に対する説明会の実施や、ホームページを活用することにより、試験実施上の留意点等について周知徹底を図る。	イ 利用大学・高等学校等に対する説明会の実施や、ホームページを活用することにより、試験実施上の留意点等周知徹底状況			
	ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び助言を実施する。	ウ 新規利用大学等に対して、試験実施体制等について指導及び助言を実施する。	ウ 新規利用大学等に対する試験実施体制等指導・助言実施状況			
		エ 障害のある者等に対して、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長・出題・解答の方法等の受験上の特別措置を講ずる。	エ 障害のある者等に対する受験上の特別措置の実施状況			

B

○各利用大学において、入試担当者連絡協議会において試験問題等の輸送、保管・管理上の留意点等について説明を行い、周知徹底を図った。 また、監督要領の作成及び解答・採点方法、試験時間の設定等について、大学入試センター試験の実施結果を踏まえ、必要な改善を行った。 【業務実績報告書 p.34】	○各利用大学において、入試担当者連絡協議会において、センター試験の出題傾向の取り上げ方法及びリスニングテスト受験上の留意点などについて説明するとともに、センター試験実施上の留意点等について周知徹底を図った。 ○新規利用大学に対して、個別に説明・指導を行うとともに、志願者和当数（見込）等試験実施に関して旭区連絡調整会議において十分連絡・調整を行うよう指導した。試験問題保管庫等については、提出された書類を基に必要に応じ現地調査を行い、試験問題の保管管理について万全を期すよう指導した。 【業務実績報告書 p.36】	○各利用大学において、入試担当者連絡協議会において、センター試験の出題傾向の取り上げ方法及びリスニングテスト受験上の留意点などについて説明するとともに、センター試験実施上の留意点等について周知徹底を図った。 ○新規利用大学に対して、個別に説明・指導を行うとともに、志願者和当数（見込）等試験実施に関して旭区連絡調整会議において十分連絡・調整を行うよう指導した。試験問題保管庫等については、提出された書類を基に必要に応じ現地調査を行い、試験問題の保管管理について万全を期すよう指導した。 【業務実績報告書 p.36】	ア 実施要領及び監督要領等の各種マニュアルの整備・見直し状況			
	○受験特別措置検討委員会を開催し、障害のある受験生の出願時における特別措置の決定に当たっては、イヤホン通会2,553名）に対して、特別措置によるヒアリングを実施した。 また、出願後の不備の本故等のため特別措置を希望する者についても、審査の上、特別措置を決定した。平成20年度センター試験では、出願締切後及び当日に申請のあった2,317名（うちイヤホン不通合1,467名）に対して、特別措置による受験を許可した。 【業務実績報告書 p.37、資料編 p.36】	○受験特別措置検討委員会を開催し、障害のある受験生の出願時における特別措置の決定に当たっては、イヤホン通会2,553名）に対して、特別措置によるヒアリングを実施した。 また、出願後の不備の本故等のため特別措置を希望する者についても、審査の上、特別措置を決定した。平成20年度センター試験では、出願締切後及び当日に申請のあった2,317名（うちイヤホン不通合1,467名）に対して、特別措置による受験を許可した。 【業務実績報告書 p.37、資料編 p.36】	○受験特別措置検討委員会を開催し、障害のある受験生の出願時における特別措置の決定に当たっては、イヤホン通会2,553名）に対して、特別措置によるヒアリングを実施した。 また、出願後の不備の本故等のため特別措置を希望する者についても、審査の上、特別措置を決定した。平成20年度センター試験では、出願締切後及び当日に申請のあった2,317名（うちイヤホン不通合1,467名）に対して、特別措置による受験を許可した。 【業務実績報告書 p.37、資料編 p.36】	イ 障害のある者等に対する受験上の特別措置の実施状況			

○ 試験問題作成委員が試験問題の検討過程で作成された資料の電子媒体を持ち出し問題が発生したことについては、厳重なことではあるが、事後の対応は適切に行われ、セキュリティに関する影響は最小限に食い止められたものと思われる。今後の情報管理の徹底が望まれる。

						委員の依頼により評定を決定
③ 試験問題等の適切な管理及び輸送を実施する。	③ 試験問題等の適切な管理及び輸送を実施する。	③ 試験問題等の適切な管理及び輸送実施状況	委員の依頼により評定を決定			
ア 試験問題等の管理・輸送については、試験実施要領の告示等マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、適切な管理及び輸送を実施する。 イ 秘密保持に十分留意した試験問題等の適切な管理体制及び安全な輸送体制を確保する。 ウ 利用大学に対して説明会を実施し、当該大学における試験問題等の受領・返送及び管理上の留意点等について周知徹底を図る。	ア 輸送業務等の各種マニュアルを整備し、試験の実施結果に基づき見直しを行い、適切な管理及び輸送を実施する。 イ 秘密保持に十分留意した試験問題等の適切な管理体制及び安全な輸送体制を確保する。 ウ 利用大学に対して説明会を実施し、当該大学における試験問題等の受領・返送及び管理上の留意点等について周知徹底を図る。	ア 輸送業務等の各種マニュアルの整備・見直し状況 イ 試験問題等管理・輸送体制確保状況 ウ 利用大学に対する試験問題等受領・返送・管理上の留意点等周知徹底状況				

㉖ リスニングテストの実施結果を検証し、実施方法等についての改善を図るための調査研究を行う。	㉖ リスニングテストの実施結果を検証し、実施方法等についての改善を図るための調査研究を行う。	㉖ リスニングテストの実施結果の検証・実施方法等の改善のための調査研究状況				
⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の改善に関する研究を、大学等の研究者と共同で行う。	⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の改善に関する研究を、大学等の研究者と共同で行う。	⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の改善に関する研究状況				
(3) 関連業務を委託し、広報活動等を促進する。	(3) 関連業務を委託し、広報活動等を促進する。	(3) 関連業務の委託と広報活動等の促進状況				委員の協議により評定を決定
① 国等が実施する公的試験に関する業務について、本来の業務に支障のない範囲で受託し、受託料収入の確保を図る。	① 国等が実施する公的試験に関する業務について、本来の業務に支障のない範囲で受託し、受託料収入の確保を図る。	① 国等が実施する公的試験に関する業務受託と受託料収入の状況				
㋐ 新規利用大学の増加が図られるよう、積極的な広報活動等を行う。	㋐ 新規利用大学の増加が図られるよう、積極的な広報活動等を行う。	㋐ 新規利用大学の増加と積極的な広報活動の状況				
③ センター試験に関する各種情報の公開を一層進める。	③ センター試験に関する各種情報の公開を一層進める。	③ センター試験に関する各種情報の公開の推進状況				
2 調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献	2 調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献	2 調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況				委員の協議により評定を決定

(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に資するため、次に掲げる研究課題に対応した研究体制を確立し、計画的に研究を推進する。研究の実施に当たっては、科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）等の競争的資金の獲得に努力するとともに、意見交換を行い、特色ある研究を進めるとともに、研究成果の積極的な公表に努める。 ① 学生が、高等学校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高等学校と大学の接続、特に高校と大学との教育課程編成と大学の入学者選抜の対応についての調査研究を行う。 ② 高等学校と大学の接続、特に高校における教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究状況 ③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究を実施する。 ③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究状況 （2）各大学との連携の推進 各大学との入学者選抜方法の改善に資するため、各大学の入学者選抜方法の改善に関する研究成果の公表を行うとともに、研究成果の一層の向上と普及を目指して、大学の研究者とのネットワークを構築し、共同研究の積極的な推進を図る。 （3） 法科大学院適性試験に関する調査研究 ① 国立大学法人評価委員会の「平成19年度に実施する業務及び平成20年度の業務の見直しに当たっての視点」（平成19年8月23日）において、「法科大学院適性試験（仮称）」の実施に向けた調査研究を行うこととされていることから、本中期目標期間中に結論を得る。	(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に資するため、次に掲げる研究課題に対応した研究体制を確立し、計画的に研究を推進する。研究の実施に当たっては、研究費の効率的な執行とともに科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に努力するとともに、意見交換を行い、特色ある研究を進めるとともに、研究成果の積極的な公表に努める。 ① 教科・科目の枠を超えた基礎的・総合的試験の実施可能性を探るなど、能力評価と多様な学力の把握に資する入試方法の在り方について、高校のある総合的試験の実施可能性に関する調査研究を行う。 ② 学生が、高等学校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高等学校と大学の接続、特に高校と大学との教育課程編成と大学の入学者選抜の対応についての調査研究を行う。 ③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究を実施する。 （2）各大学との連携の推進 各大学との入学者選抜方法の改善に資するため、各大学の入学者選抜方法の改善に関する研究成果の公表を行うとともに、研究成果の一層の向上と普及を目指して、大学の研究者とのネットワークを構築し、共同研究の積極的な推進を図る。 （3） 法科大学院適性試験に関する調査研究 ① 国立大学法人評価委員会の「平成19年度に実施する業務及び平成20年度の業務の見直しに当たっての視点」（平成19年8月23日）において、「法科大学院適性試験（仮称）」の実施に向けた調査研究を行うこととされていることから、本中期目標期間中に結論を得る。	(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究 ・研究課題に対応した研究体制 ・研究費の効率的な執行と科学研究費補助金等の競争的資金の活用状況 ・「研究開発部活動報告」の作成と適格な評価。			
① 教科・科目の枠を超えた基礎的・総合的試験の実施可能性に関する調査研究状況						
② 高等学校と大学の接続、特に高校における教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究状況						
③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究状況						
(2) 各大学との連携の推進 各大学との入学者選抜方法の改善に資するため、各大学の入学者選抜方法の改善に関する研究成果の公表を行うとともに、研究成果の一層の向上と普及を目指して、大学の研究者とのネットワークを構築し、共同研究の積極的な推進を図る。						委員の協議により評定を決定
(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究 ① 国立大学法人評価委員会の「平成19年度に実施する業務及び平成20年度の業務の見直しに当たっての視点」（平成19年8月23日）において、「法科大学院適性試験（仮称）」の実施に向けた調査研究を行うこととされていることから、本中期目標期間中に結論を得る。	(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究 ① 国立大学法人評価委員会の「平成19年度に実施する業務及び平成20年度の業務の見直しに当たっての視点」（平成19年8月23日）において、「法科大学院適性試験（仮称）」の実施に向けた調査研究を行うこととされていることから、本中期目標期間中に結論を得る。	(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究 ① 適性試験の実施に係る研究状況				委員の協議により評定を決定

○個別入試でリスニングテストを実施する大学に対して行った調査（平成18年度実施）で収集された、センターリスニングテストの成績の活用方法についての意見等を踏まえつつ、分析作業と検討を行った結果は、入研協大会において発表した。さらに「大学入試ジャーナル」に論文として公表した。 ○新しい枠組みとしての総合試験の実証的研究。 「総合基礎」問題への新しい分類手法の適用、「小論文自動採点システムの実用化」の研究等を行った。 【業務実績報告書 p.63・64、研究活動報告 p.30～33】	○新しい枠組みとしての総合試験の実証的研究。 「総合基礎」問題への新しい分類手法の適用、「小論文自動採点システムの実用化」の研究等を行った。 【業務実績報告書 p.63・64、研究活動報告 p.30～33】					
○大学生の高校での履修状況等に関する調査研究、センター試験の受験者の高校調査研究、高校特定調査研究、高校偏差値と大学進学からみた総合学科の位置付けに関する考察等を行った。 【業務実績報告書 p.65・66、研究活動報告 p.26・34～42】	○大学生の高校での履修状況等に関する調査研究、センター試験の受験者の高校調査研究、高校特定調査研究、高校偏差値と大学進学からみた総合学科の位置付けに関する考察等を行った。 【業務実績報告書 p.65・66、研究活動報告 p.26・34～42】					
○第２回の入研協大会において、研究会のプログラム作成・司会及び発表・講演（６件）等を行った。また、入研協が発行する機関誌「大学入試研究の動向」（年４回発行）において、大学入試研究に関する最新の情報・動向・論文紹介等を行った。 ○各大学でどのような入試研究が行われているかを体系的に把握するため、平成18年度に行った全国調査の回答を電子化・集計し、分析結果を発表した。 ○東北大学との共同研究、国立教育政策研究所のプロジェクトへの参加等を行った。 【業務実績報告書 p.68～70、研究活動報告 p.44～47】	○第２回の入研協大会において、研究会のプログラム作成・司会及び発表・講演（６件）等を行った。また、入研協が発行する機関誌「大学入試研究の動向」（年４回発行）において、大学入試研究に関する最新の情報・動向・論文紹介等を行った。 ○各大学でどのような入試研究が行われているかを体系的に把握するため、平成18年度に行った全国調査の回答を電子化・集計し、分析結果を発表した。 ○東北大学との共同研究、国立教育政策研究所のプロジェクトへの参加等を行った。 【業務実績報告書 p.68～70、研究活動報告 p.44～47】					
○平成19年度は、以下に記載する法科大学院適性試験に関する調査研究を行った。 【業務実績報告書 p.71～76、研究活動報告 p.48～51】	○平成19年度は、以下に記載する法科大学院適性試験に関する調査研究を行った。 【業務実績報告書 p.71～76、研究活動報告 p.48～51】					
○「調査研究の一環として行ってきた「法科大学院適性試験（仮称）」の試験的実施については、実施に当たり、「法科大学院適性試験」という名称を「適性試験」に変更するなど、名称変更を行うとともに、本中期目標期間中に結論を得ることとされていることから、本中期目標期間中に終了する。	○法科大学院に入学を希望する者に対し実施される適性試験（以下「適性試験」という。）の試験的実施については、実施に当たり、「法科大学院適性試験」という名称を「適性試験」に変更するなど、名称変更を行うとともに、本中期目標期間中に結論を得ることとされていることから、本中期目標期間中に終了する。	○適性試験の実施に係る研究状況				

○賛争的資金を活用し、成果を挙げていると判断できる。今後は、更に研究費の有効な使用に努めることが期待される。						
○センター試験に関する業務は、今後も、本来の業務に支障のない範囲で受託し、受託料収入の確保を図ることとしており、センター試験の広報活動が積極的に展開されているものと判断できる。						委員の協議により評定を決定
○大学入学者選抜の改善に係る調査研究については、大学や高等学校の公開について、大学や高等学校の協力を得て、高校の仕組みや高等学校等における取組等を改善していく上で有効なデータに関して「大学入試センター試験の改善に関する懇談会」において議論を重ね、教科・科目別受験者数、教科別受験者数等の統計データを年度ごとにホームページに掲載するなど、積極的に公開していると判断できる。						
○大学入学者選抜の改善に係る調査研究については、各大学の入学者選抜方法の改善に資するため、次に掲げる研究課題に対応した研究体制を確立し、計画的に研究を推進するとともに、研究の実施に当たっては、研究費の効率的な執行とともに科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に努力するとともに、意見交換を行い、特色ある研究を進めるとともに、研究成果の積極的な公表に努めた。また、センター試験の実施結果を検証し、実施方法等の改善のための調査研究を行うなど、各大学の入学者選抜方法の改善に資するための調査研究を行うとともに、センター試験の広報活動が積極的に展開されていると判断できる。						
○大学入学者選抜研究協議会における入試担当者を中心とした大学入学者選抜の改善に係る研究の交流及び協力などの推進を図ったと認められ、今後も、入試担当者以外にも広く大学教員等に研究成果の交流及び協力並びに研究成果の公表状況 ・大学の研究者とのネットワークの構築と共同研究の実施状況						委員の協議により評定を決定
○法科大学院に入学を希望する者に対し実施される適性試験（以下「適性試験」という。）の試験的実施については、実施に当たり、「法科大学院適性試験」という名称を「適性試験」に変更するなど、名称変更を行うとともに、本中期目標期間中に結論を得ることとされていることから、本中期目標期間中に終了すると判断できる。						委員の協議により評定を決定

	ア 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を適切に測定するための試験問題の作成	○適性試験問題作成研究会において、「平成20年度法科大学院適性試験試験問題作成要領」に基づき、適正な試験問題の分析要素等を踏まえ、問題構成、問題数、解答時間、配点、解答方法等の問題作成等を行った。 ○適性試験特別問題部会において、試験問題を点訳し、点字試験問題冊子を作成した。 ○適性試験企画・評価研究会を試験問題点検WGにおいて、試験問題の内容、難易度・分量、用字・用語等を点検した。 【業務実績報告書 p.71・72】				
	イ 法科大学院適性試験の正確な成績処理及び成績提供	○本試験及び追試験の成績処理を行うとともに、法科大学院において成績提供を行った。 ○成績カードは、ジェミック加工、特殊インク印刷、後証数字の記載といった改ざん防止策等を講じている。 ○平成19年8月から平成20年4月まで、7つの法科大学院に対して、当該法科大学院の志願者に係る設問別得点に関する詳細な成績データを提供した。 【業務実績報告書 p.73、資料編 p.43】				
	ウ 法科大学院適性試験の実施方法や実施結果等の分析・評価及び成果の公表	○平成19年度適性試験の実施結果及び分析結果について、法科大学院の入学者選抜における参考資料として提供するとともに、報告書を作成し、各法科大学院へ送付した。 ○本試験の中間集計及び平均点、最高点、最低点、標準偏差、得点分布、ホームページ上への掲載等について公表した。 ○適性試験の妥当性を検証するために、各法科大学院入学者の適性試験の成績と、各法科大学院の前司法試験合否等の関係に関する検討を行い、結果を論文にとりまとめ、日本テスト学会誌に投稿した。 【業務実績報告書 p.74・75、資料編 p.42～46、研究活動報告 p.45】				
	②、試験的実施を通じて蓄積した試験問題の作成・試験の実施方法に関するノウハウを法科大学院適性試験の有効性より高めていくために必要な調査研究を行う。	○適性試験結果に関する分析結果を法科大学院に提供した。また、特に試験問題に関しては、設問ごとに詳細な分析等を行い、適正試験問題作成研究会にフィードバックするなど、試験問題の作成に係る実証的調査研究を行った。 ○京都大学が文部科学省から受託した「法科大学院入学者選抜における適性試験の実効性等に関する調査研究」の再委託契約を京都大学と締結し、その法科大学院から提供された志願者の成績の相関関係の分析を行い、ヤングアダルト・センターに委託して、4つの法科大学院と共同で、適性試験の活用に関する調査研究を行った。 【業務実績報告書 p.76、研究活動報告 p.48～51】				
	③ 受託業務等においてセンターの これまでの経験や専門的ノウハウを活かして法科大学院適性試験の円滑な実施に貢献することを通じて、その成果を広く一般に還元する。	（年度計画なし）	③ 法科大学院適性試験の発信・普及の状況			

定	3 進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供 ・大学入学志望者が、その能力・適性に応じた適切な大学進学先を選択できるよう、大学情報の提供や進路指導を行う。 ・大学入試センターが提供する大学情報の範囲は、大学入試センター固有の情報とする。 ・大学入試センターが提供する大学情報については、利用者のニーズに応じた内容を工夫する。 ・利用者の意見・要望等を収集し、大学入学志望者等の視点に立った内容に適宜改善を行う。 【業務実績報告書 p.77、資料編 p.47】	(1) インターネットを利用したハードシステムによる適切な大学進学情報の提供 ○ハードシステムについては、個々の大学の教育研究などの最新大学情報を公開するため、大学情報の提供を各大学へ依頼したり、入学者選抜情報について、国公私立大学ガイドブック等の記載内容と照合するなどの確認作業を行った。 ○ハードシステムの広報については、リーフレットを作成するとともに、進学ガイダンス等の出席者に配付するなどの周知を図った。 ○ハードシステムの利用者からの意見等を踏まえて見直しを検討し、利用者が画面どおりの印刷ができるよう、印刷機能のレイアウト機能の改修を行った。 【業務実績報告書 p.77、資料編 p.47】	(1) インターネットを利用したハードシステムによる適切な大学進学情報の提供状況 ・大学入試センターが提供する大学情報の範囲は、大学入試センター固有の情報とする。 ・ハードシステムに対する利用者の意見・要望等の収集と改善状況	委員の協議により評定を決定		
定	(2) 主として高等学校における進路指導の利便性を考慮し、印刷物による大学進学情報の提供を行う。	(2) 主として高等学校における進路指導の利便性を考慮し、印刷物を作成した。 ○「大学入試センター試験利用大学・国公私立大学ガイドブック（入学者選抜方法一覧）」を作成し、国公私立大学4,100校に配付した。 ○「平成20年度大学進学ガイダンス」（11月中旬～12月上旬開催）において、大学ガイダンスセミナーでの体験コーナーの拡充等、情報の一層の充実を図った。 【業務実績報告書 p.78、資料編 p.48】	(2) 印刷物による大学進学情報の提供状況	委員の協議により評定を決定		
定	(3) 高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図る場として、大学、高校双方からの、教育の現状や展望、問題点等を持ち寄り、意見交換を中心とした大学ガイダンスセミナーを全国4地区で実施した。 ○高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図る場として、大学、高校双方から、教育の現状や展望、問題点等を持ち寄り、意見交換を中心とした大学ガイダンスセミナーを全国4地区で実施した。 また、高校生等も参加できるようプログラムを工夫するとともに、参加者数の増加を図るため、広報は隣接地区の大学等と共同して行うこととし、隣接地区の大学入学志望者及び高等学校関係者も参加できるようにするなど、隣接地区の大学入学志望者及び高等学校関係者の二ズを踏まえたプログラムとした。 ○また、大学入学志望者、高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査を行い、70%以上の満足度が得られるようにする。	(3) 高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図る場としての、大学、高校双方からの、教育の現状や展望、問題点等を持ち寄り、意見交換を中心とした大学ガイダンスセミナーの実施状況 ・高等学校関係者及び大学関係者に対する満足度調査の実施と、70%以上の満足度を目標	委員の協議により評定を決定		
		・セミナーの満足度調査の状況	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	

	○国公私立大学ガイドブックについては、高校教育指導や進路選択の利便性を考慮して、「国公私立大学ガイドブック（入学者選抜方法一覧）」を作成し、国公私立大学4,100校に配付するなど、今後とも「整理合理化計画」（H19.12.24閣議決定）を踏まえつつ、ウェブによる情報提供だけでなく、費用対効果を踏まえた方法を検討することが期待される。 ○大学進学情報を検索できるハードシステムは、現在、全国の大学の協力を得て、最新の大学教育研究などと最新の大学情報を収集・整理しているが、その位置づけ、役割及び体裁などを利用者に一層明確に伝える方策について検討されることが期待される。 ○高等学校関係者と大学関係者がコミュニケーションを図る場としての、大学、高校双方からの、教育の現状や展望、問題点等を持ち寄り、意見交換を中心とした大学ガイダンスセミナーについては、全国4地区で実施されているが、今後とも、隣接地区の大学等と共同して行うこととし、隣接地区の大学入学志望者及び高等学校関係者も参加できるようにするなど、隣接地区の大学入学志望者等のニーズを踏まえたプログラムとするとともに、参加者数の増加を図るため、広報の一層の充実を図る必要がある。			

4．業務の公共性にかんがみ、管理・運営に関する情報及び業務に関する情報等を積極的に公開する。	4．業務の公共性にかんがみ、管理・運営に関する情報及び業務等に関する情報等を積極的に公開する。	4．管理・運営上の業務等に関する情報の積極的な公開状況	委員の協議により評定を決定
(1) 情報公開に係る窓口の整備を行うとともに、法令で定められた財務諸表等の情報を公開する。	(1) ホームページ、情報公開室において、法令で定められた財務諸表等の情報を公開する。	(1) ホームページ、情報公開室等における、財務諸表等の公開状況	
(2) 管理・運営及び事業等の情報を、ホームページ等を活用して積極的に公開する。	(2) 管理・運営及び事業等の情報を、ホームページ等を活用して積極的に公開する。	(2) 管理・運営及び事業等の情報のホームページでの公開状況	

○ホームページの広報資料等を利用して、センターの管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報を積極的に公開した。
【業務実績報告書 p.81~84、資料編 p.50~52 】

○法令で情報の公開を義務付けられている事項については、次のとおり適正かつ情報公開を行った。
・役員の任命
・業務方法書
・事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）
・財務諸表等
・全体に関する規模
・役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準
・職員の給与及び退職手当の支給の基準　など
【業務実績報告書 p.81・82、資料編 p.50】

○ホームページでは、主に次のような情報を公開しており、平成19年度のアクセス数は、
17,701,470件（１ヶ月平均　約147万件）であった。
(1) 管理・運営関係
センターの沿革、組織、役員の任命、中期目標・中期計画・年度計画、規則、財務諸表、評価結果、随意契約の状況、随意計画見直し計画、業務・システム最適化計画
(2) 事業関係
ア　題レポート、試験の概要、実施結果、試験問題レポート、センターからのメッセージ、受験ガイド、Q&A
イ　試験問題群毎解答書
ウ　適性試験の概要、実施結果、試験問題・正解等
エ　調査研究活動の内容
オ　大学生学術情報提供事業の概要
また、平成22年度センター試験以降のリスニング機器については企画競争によりホームページで公募を行う等、センター業務の透明化に努めた。
○次の広報資料を刊行し各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会、各教育関係団体などに配付した。
・センター試験及び大学入試センター概要（平成19年度）
・多様な大学入試をめざして　－平成20年度大学入試センター試験－
・大学入試フォーラムNo.30
○センター試験及び大学入試等に関する情報資料については、通常、文部科学記者会へ資料提供又は記者レクを行った。
【業務実績報告書 p.83・84、資料編 p.51・52】

23

Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等	年度計画	評価指標又は評価項目	評定	定性的評価・意見等記載
（Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等）	（Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等）	○財務内容の改善等の状況	A	法人の自己評価を参考にしつつ定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下、委員の協議により評定を決定）と表記する。）
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。） 略	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 当該年度に係る予算（人件費見積りを含む。） 事業を適切に実施するために必要な予算額を計上	適正な予算の執行状況	A	委員の協議により評定を決定
2 期間全体に係る収支計画 略	2 当該年度に係る収支計画 事業を適切に実施するために必要な収支計画立案			
3 期間全体に係る資金計画 略	3 当該年度に係る資金計画 事業を適切に実施するために必要な資金計画を立案			
4 人件費の削減 平成22年度の常勤の職員に係る人件費について、平成18年度の人件費に比べ、５．０％以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人件費の適正な見直しを行う。	4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費の給与水準の適正化について、厳しい見直しを行う。	人件費の削減の状況	A	
Ⅳ 短期借入金の限度額 30億円（年度当初の運営費交付金、収入不足による一時的な借入に必要となる可能性があるため。）	Ⅳ 短期借入金の限度額 30億円（年度当初の運営費交付金、収入不足による一時的な借入に必要となる可能性があるため。）	短期借入、返済の状況		
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 今期中は特になし	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 ――――			
Ⅵ 剰余金の使途 センター試験の充実・改善、質の向上 特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。	Ⅵ 剰余金の使途 センター試験の充実・改善、質の向上 特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。	剰余金の使用の状況		

中期計画	年度計画	評価指標	評価基準			委員の協議により評定を決定
			S	A	B	C
（Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等）	（Ⅲ 財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等）	○財務内容の改善等の状況	法人の自己評価を参考にしつつ定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下、委員の協議により評定を決定）と表記する。）			
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。） 略	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 当該年度に係る予算（人件費見積りを含む。） 事業を適切に実施するために必要な予算額を計上	適正な予算の執行状況				
2 期間全体に係る収支計画 略	2 当該年度に係る収支計画 事業を適切に実施するために必要な収支計画立案					
3 期間全体に係る資金計画 略	3 当該年度に係る資金計画 事業を適切に実施するために必要な資金計画を立案					
4 人件費の削減 平成22年度の常勤の職員に係る人件費について、平成18年度の人件費に比べ、５．０％以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人件費の適正な見直しを行う。	4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費の給与水準の適正化について、厳しい見直しを行う。	人件費の削減の状況				
Ⅳ 短期借入金の限度額 30億円（年度当初の運営費交付金、収入不足による一時的な借入に必要となる可能性があるため。）	Ⅳ 短期借入金の限度額 30億円（年度当初の運営費交付金、収入不足による一時的な借入に必要となる可能性があるため。）	短期借入、返済の状況				
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 今期中は特になし	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 ――――					
Ⅵ 剰余金の使途 センター試験の充実・改善、質の向上 特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。	Ⅵ 剰余金の使途 センター試験の充実・改善、質の向上 特に高等学校学習指導要領が改訂された場合の緊急対応用試験問題の作成に係る経費に充てる。	剰余金の使用の状況				

○センターの収入においては、授業料がきわめて大きな割合を占めることを踏まえ、今後さらに積極的な志願者数の予測を行い、確実な収支計画の立案を行うことが望まれる。
なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく、一般入件費改革への対応については、平成17年度比で入件費を3.1%削減するなど、着実に実施されたい。なお、引き続き経費節減を図る。

○年齢階層別による対国家公務員指数（ラスパイレス指数）については、100.5であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地（東京都特別区）の支給率（14.5%）で支給していることが原因であると考えられる。なお、1級地での比較（年齢＋地domで見ると89.4である。

項目	その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等					
1	施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画 各業務を行うために必要な施設・設備の整備等について、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設整備の改修等を行う。	(1) 施設・設備に関する計画 業務の実施状況等を勘案した施設設備の整備（光学式マークカード読取装置の更新等）や防災・セキュリティの強化、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設整備の改修等を行った。 【業務実績報告書ｐ88】	(1) 施設・設備に関する計画の策定	A	26	○センター試験の成績処理及び成績処理を行う際の要となる光学式マークカード読取装置4台を更新するなど、センターの業務に必要な施設設備の整備が計画的に行われていると判断できる。
2	人事に関する計画	(2) 人事に関する計画	(2) 人事に関する計画の策定・実施状況等			○ 計画的に人事交流等が図られ、人事管理が適切であることから、おおむね中期計画の達成に向けて着実な進捗状況にあると判断できる。なお、引き続き、センターの職務経験を積ませることと能力開発及び組織への貢献についてのバランスが図られるよう期待する。
(1)	方針 人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理事務を遂行する。	① 方針 人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理事務を遂行する。	① 人事基本計画策定・実施状況	A		
(2)	人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。	② 人員に係る指標 常勤職員については、過度、業務等を勘案し、職員数の適正化を図る。	② 人事管理状況			

注1　評価基準は次のとおりとする。
S：特に優れた実績を上げている
A：中期計画通り（ただし中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が120%以上）
B：中期計画通り（ただし一部に改善すべき点があるなどで中期目標通り終えるよう努力が必要と判断させる。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が70%以上120%未満）
C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには着実な努力が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が70%未満）
F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。
注2　大学入試センター試験の実施に関しての評定は、独立行政法人大学入試センターの業務の項目に係る評定である。（各大学等の業務に係る評定は含まない。）
注3　複数の指標を設定した場合の評定は、業務の重要度等を加味したものである。

（5）　平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）

２０独評委第７号
平成２０年１０月２９日

独立行政法人大学入試センター理事長
吉　本　高　志　殿

文部科学省独立行政法人評価委員会委員長
渡　邊　正　太　郎

平成１９年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）

文部科学省独立行政法人評価委員会では、このたび、文部科学省所管の独立行政法人等の平成１９年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価を行いましたので、独立行政法人通則法第３２条第３項の規定に基づき、その結果を通知します。

受付
入試センター 136
20.11.5
大学入試センター

項　その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等						
1　施設・設備に関する計画 ・各学校における施設・設備の整備状況などについて、センターの業務運営上支障がないか、平成19年度において、4台を廃棄。 ・防災セキュリティの確保、安全な勤務環境のキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設整備の改修等を行う。	(1) 施設・設備に関する計画 ・業務の実施状況等を勘案した施設設備の整備（光学式マーク読取装置等）や防災セキュリティ機能の強化による施設、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設整備の改修等を行う。 【業務実績報告書ｐ88】	○現在保有している14台の光学式マーク読取装置（OMR）については、老朽化に加え、装置に対するメンテナンス保証が平成22年で終了することから、平成19年度より計画的に更新を進めており、平成19年度において4台を廃棄した。 ○防災セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設整備の改修等を行った。 【業務実績報告書ｐ88】	A	○センター試験の採点処理及び成績提供を行う職の廃止となる光学式マーク読取装置を4台更新するなど、センターの業務に必要な施設設備の整備が計画的に行われていると判断できる。	
2　人事に関する計画	(2) 人事に関する計画 ・業務の実施状況等を勘案した人事に関する計画「人事基本計画書」を策定しており、適切に人事管理を行った。 【業務実績報告書ｐ89～90、資料編ｐ53～57】	○人事に関する基本的な計画として、「人事基本計画書」を策定しており、適切に人事管理を行った。 【業務実績報告書ｐ89～90、資料編ｐ53～57】	A	○　計画的に人事交流等が図られ、人事管理が適切であると判断できる。なお、短期間に多くの職務経験を積ませることと能力開発及び組織への貢献についてのバランスが図られるよう期待する。	
(1) 方針 人事に関する計画の策定・実施により、適切な内部管理事務を遂行する。	① 方針 ・人事に関する計画の策定・実施に当たっては、適切な内部管理事務を遂行する。	○職員の配置及び人員の配分、人事交流、職員の採用等、人材育成、職員の福利厚生等について定め、これに基づき適切に処理した。 【業務実績報告書ｐ89・90、資料編ｐ53～56】			
(2) 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。	② 人員に係る指標 ・常勤職員については、退官、業務等を踏まえ、職員数の適正化を図る。	○職務の効率的遂行を図るため、組織全体の業務を精査し、常勤職員のみならず非常勤職員及び派遣職員についても、適正な人員配分を行った。 【業務実績報告書P91、資料編ｐ57】			

注1　評価基準は次のとおりとする。
　S：特に優れた実績を上げている
　A：中期計画通り（または中期計画を上回って）履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が70％以上100％未満）
　B：中期計画通り（または中期計画を上回って）履行しているが、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が70％未満）
　C：中期計画の履行が遅れており、中期目標の達成のためには改善の努力が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の進度が70％以上100％未満）
　F：評価受入全として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。
注2　大学入試センター試験の実施に関しての評定は、独立行政法人大学入試センターの業務の範囲に係る評定である。（各大学等の業務に係る評定はきまない。）
注3　複数の指標を設定した場合の評定は、業務の重要度等を加味したものである。

（5）　平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）

２０独評委第７号
平成２０年１０月２９日

独立行政法人大学入試センター理事長
吉　本　高　志　殿

文部科学省独立行政法人評価委員会委員長
渡　邊　正　太　郎

平成１９年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について（通知）

文部科学省独立行政法人評価委員会では、このたび、文部科学省所管の独立行政法人等の平成１９年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価を行いましたので、独立行政法人通則法第３２条第３項の規定に基づき、その結果を通知します。

受付
入試センター 136
20.11.5
大学入試センター

平成19年度　入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人大学入試センター

評価項目		評価結果	備考（実績等）
Ⅰ　契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価			
	1　契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	○契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る必要な規程類が適切に整備されていると判断できる。	*（項目別評価p4　評価指標又は評価項目に対する実績欄）* *（略）なお，平成19年4月から随意契約に係る基準を国と同基準に改め、公共調達の適正化に努めている。*
	2　契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価	*（項目別評価p1　定性的評価・留意事項等欄）* *○内部統制については、監事監査要綱に基づき、監事による業務監査及び会計監査を実施するとともに財務課による会計に係る内部監査を実施しており、適切に内部統制が図られているものと判断できる。* *○監査法人と監査契約を締結し、内部監査や監事監査と連携を取りながら、期中監査及び期末監査を実施しており、適切な体制がとられているものと判断できる。*	
	3　「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	*（項目別評価p4　定性的評価・留意事項等欄）* *○随意契約の見直しについては、法人が定めた随意契約見直し計画を上回る進捗となっていることは評価できる。（略）*	
Ⅱ　個々の契約に係る評価			
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	○監事監査については、内部監査人及び会計監査人との連携を取りながら、個々の契約について契約方式、契約金額、予定価格、落札率、随意契約の理由を確認しており、監事によるチェックプロセスは適切なものであると判断できる。また、財務の状況に関する監査を充実させるために会計監査人の監査を行っており、厳格な会計処理を行っているものと判断できる。	

※　斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1　契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2　関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。

（6）　独立行政法人整理合理化計画

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年６月19日閣議決定）において，101の全独立行政法人について，原点に立ち返った見直し，年内を目途とした「独立行政法人整理合理化計画」の策定が決定された。その後，行政減量・効率化有識者会議において「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」が取りまとめられ，平成19年８月10日に同方針が閣議決定された。

８月末に，主務大臣（文部科学大臣）から独立行政法人整理合理化案が提出され，行政減量・効率化有識者会議が中心となって，政策評価・独立行政法人評価委員会，規制改革会議，官民競争入札等管理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会と連携を図りつつ，必要に応じヒアリングを実施し検討が行われ，「独立行政法人整理合理化計画」が平成19年12月24日に閣議決定された。同計画における大学入試センターが講ずべき措置は，次のとおりである。

大学入試センター	事務及び事業の見直し
	【大学入試センター試験の実施事業】 ○秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。 ○調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。 【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】 ○平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。 ○「国公私立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。
	運営の効率化及び自律化
	【保有資産の見直し】 ○現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。

（7） 公共サービス改革基本方針

公共サービス改革基本方針は，「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき，①公共サービスの改革に関する政府全体の取組の共通の指針や，②官民競争入札等の対象事業について，官民競争入札等管理委員会の議を経て，閣議決定により定めるものである。

同基本方針は，官民競争入札等管理委員会における議論や関係府省との協議等を踏まえ，適宜，対象事業の追加等が行われ，平成19年12月24日の閣議決定により，大学入試センターの事業の一部が対象となった。同基本方針における大学入試センターの対象事業は，次のとおりである。

事項名	措置の内容等	担当府省等
(13)（独）大学入試センターの大学入試センター試験事業	○ （独）大学入試センターの大学入試センター試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）大学入試センターの実施する出願受付、成績通知・提供を中心とした試験実施業務（試験問題作成業務等を除く。）とし、詳細の対象範囲について大学入試センター試験の公共性に留意しつつ引き続き検討 【入札等の実施予定時期】 平成21年度中に入札公告し、平成21年度に実施する試験から落札者による業務を実施 【契約期間】 平成21年度から原則３年以上の複数年間	文部科学省

3 事業の概要

平成19年度において，大学入試センターでは，次のような事業を行った。

（1） 平成20年度大学入試センター試験（第19回）

ア 平成20年度センター試験の利用大学は，新たに私立大学16大学（73学部）が参加し，合計621大学（国立82大学，公立73大学，私立466大学(1,316学部)）となった。

これは，平成19年度時点における全４年制大学（720大学）の約86%に相当し，また，全私立大学の約82%の大学がセンター試験を利用したことになる。

また，利用短期大学は，新たに公立短期大学３短期大学及び私立短期大学５短期大学が参加し，合計156短期大学（公立17短期大学，私立139短期大学）となった。

これらのセンター試験利用大学（短期大学を含む。以下同じ。）に対しては，新規利用大学及び新任の入試担当課長を対象として「大学入試センター試験の実施に関する協議会」を平成19年４月に開催し，８月には「大学入試センター試験入試担当者連絡協議会」を全国７か所で開催した。さらに，12月には第２回目の「大学入試センター試験入試担当者連絡協議会」を東京で開催し，実施に関する留意事項等の周知徹底を図り，円滑な試験実施を期した。

さらに，教育委員会等を含む高等学校関係者を対象に，「大学入試センター試験説明協議会」を平成19年７月に全国８か所で開催し，センター試験の実施に協力が得られるよう説明・協議するとともに，センター試験の出願書類の取りまとめ方法等について説明・協議を行った。

イ ９月３日(月)から受験案内の配付を開始し，10月１日(月)から12日(金)にかけて出願受付を行った。志願者数は，543,385人（前年度比9,967人減）となり，12月には志願者に対し受験票を発送した。

ウ 平成20年１月19日(土)，20日(日)の両日，全国736の試験場において，543,385人の志願者に対して本試験を実施した。一部の試験場で試験時間の繰下げ措置等がとられたりしたものの，大きな混乱もなく終了することができた。

また，疾病等やむを得ない事由により，本試験を受験することができなかった志願者のために，翌週の１月26日(土)，27日(日)に追試験を実施し，147人が受験した。さらに，追試験と同じ日程で再試験を実施し，104人（リスニングテストの102人を含む。）が受験した。

リスニングテストについては，全受験者の97.4%にあたる491,056人（追・再試験を含む。）が受験した。このうち，ICプレーヤーの不具合等の申出により再開テストを受験した者は，昨年より206人減の175人（0.036%）となり， この他102人（0.021%）が再試験を受験した。

エ 中間集計段階での平均点を１月23日(水)に公表するとともに，「得点調整判定委員会」における検討結果に基づき，得点調整は実施しない旨を１月25日(金)に公表した。

オ 試験成績の開示を希望する者（385,576人）に対し４月16日(水)以降に書留郵便で本人あて成績通知書を送付した。

（2） 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の改善研究に資するため，研究開発部を中心として幅広く入学者選抜に関する調査・研究を行った。

また，全国大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に，各大学との共同研究及び情報の交換を促進した。

さらに，法科大学院適性試験（以下「適性試験」という。）に係る調査研究の実施に関しては，平成19年度においても引き続き，適性試験に係る試験問題の作成，採点，受験生に対する得点の通知及び結果の分析並びに試験の実施方法等についての実証的調査研究を進め，その一環として，適性試験を実施した。

（3） 大学情報提供事業

大学進学志望者が，自らの志望・適性に応じて大学を自主的に選択できるよう，ハートシステムによる大学進学案内，国公私立大学ガイドブック〔入学者選抜方法一覧〕の発行，大学ガイダンスセミナー（４地区）の開催の実施などの大学情報提供事業を行った。

（4） 平成19年度業務日誌

平成19年

４月２日	（国立大学協会常任理事会）
４月４日	教科科目第一委員会全体会議（１年目委員）
	教科科目第一委員会全体会議（２年目委員）
	教科科目第一委員会部会長会議
４月17日	平成19年度法科大学院適性試験実施担当者連絡協議会
４月18日	（国立大学協会理事会）
４月23日～５月８日	平成19年度法科大学院適性試験出願受付
４月25日	平成19年度実施方法委員会（第１回）
	（文部科学省独立行政法人評価委員会総会（第27回））
４月26日	全国大学入学者選抜研究連絡協議会企画委員会
４月27日	大学入試センター試験の実施に関する協議会
５月17～24日	監事監査
５月21日	会計実施検査
	愛媛県大学ガイダンスセミナー
	（国立大学協会理事会）
５月24日	（大学入学者選抜方法の改善に関する協議）
５月28日	平成19年度適性試験実施方法研究会（第１回）
５月29日	平成19年度実施方法委員会（第２回）
５月30～31日	平成19年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第２回）
６月６日	（文部科学省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（関東甲信越地区））
６月９日	（法科大学院協会理事会・総会）
６月13日	（国立大学協会総会）
	（国立大学協会臨時理事会）
６月14日	（国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議）
６月14日	（文部科学省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（北海道・東北地区））
６月17日	山形県大学ガイダンスセミナー
６月22日	運営審議会（第13回）
	（文部科学省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（東海・北陸・近畿地区））
６月24日	平成19年度法科大学院適性試験本試験
６月26日	（文部科学省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（中国・四国・九州・沖縄地区））
６月28日	（国立大学入試担当課長連絡協議会）
７月２日	平成20年度大学入試センター試験説明協議会（関東甲信越地区（関東Ａ））
７月４日	平成20年度大学入試センター試験説明協議会（関東甲信越地区（関東Ｂ））
７月６日	平成20年度大学入試センター試験説明協議会（中国・四国地区）
７月７日	山形県大学ガイダンスセミナー

7月8日　平成19年度法科大学院適性試験追試験
7月10日　平成20年度大学入試センター試験説明協議会（東北地区）
7月11日　平成20年度大学入試センター試験説明協議会（九州・沖縄地区）
（国立大学協会理事会）
7月12日　平成20年度大学入試センター試験説明協議会（東海・北陸地区）
7月13日　平成20年度大学入試センター試験説明協議会（近畿地区）
7月18日　平成20年度大学入試センター試験説明協議会（北海道地区）
7月24日　（文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会大学支援関係法人部会大学入試センター作業部会（第12回））
（法科大学院協会臨時理事会）
7月28日　愛媛県大学ガイダンスセミナー
7月30日　全国大学入学者選抜研究連絡協議会企画委員会
8月3日　平成19年度適性試験実施方法研究会（第2回）
8月10日　（文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会大学支援関係法人部会大学入試センター作業部会（第13回））
8月20日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（関東甲信越地区）
8月22日　千葉県大学ガイダンスセミナー
8月23日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（北海道地区，九州・沖縄地区）
8月24日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（東海・北陸地区）
8月28日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（近畿地区）
8月29日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（東北地区）
8月30日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第1回）（中国・四国地区）
（文部科学省独立行政法人評価委員会総会（第28回））
9月1日　（法科大学院協会臨時理事会）
9月3日　平成20年度大学入試センター試験受験案内配付開始
9月29日　石川県大学ガイダンスセミナー
10月1～12日　平成20年度大学入試センター試験出願受付
10月3日　（国立大学協会理事会）
10月10日　石川県大学ガイダンスセミナー
10月17日　教科科目第一委員会部会長会議
10月18日　山形県大学ガイダンスセミナー
10月22日　受験特別措置検討委員会
10月30日　（大学入学者選抜方法の改善に関する協議）
11月5日　（国立大学協会総会）
11月12日　全国大学入学者選抜研究連絡協議会企画委員会幹事会，編集専門委員会
11月15日　（大学入学者選抜方法の改善に関する協議）
11月21日　大学入試センター試験の改善に関する懇談会（平成19年度 第1回）
（国立大学協会理事会）
11月22日　平成19年度適性試験実施方法研究会（第3回）

12月3日　（国立大学協会臨時総会）
12月5日　平成19年度実施方法委員会（第3回）
12月14日　平成20年度大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第2回）
（文部科学省独立行政法人評価委員会総会（第29回））
12月15日　（法科大学院協会理事会・総会）
12月26日　（大学入学者選抜方法の改善に関する協議）
12月27日　平成19年度試験企画委員会（第1回）

平成20年

1月16日　平成20年度大学入試センター試験臨時電話・臨時ファックス送受信テスト
1月19～20日　平成20年度大学入試センター試験本試験
1月25日　得点調整判定委員会・同専門委員会
1月26～27日　平成20年度大学入試センター試験追・再試験
2月5日～　平成20年度大学入試センター試験成績提供開始
2月6日　平成19年度試験企画委員会（第2回）
2月6日　平成19年度試験企画委員会ワーキンググループ（第1回）
2月7～8日　大学入試センター試験試験問題評価委員会
2月12日　平成20年度法科大学院適性試験受験者募集要項配付開始
2月14日　大学入試センター試験の改善に関する懇談会（平成19年度 第2回）
（国立大学協会理事会）
2月14日　平成19年度試験企画委員会ワーキンググループ（第2回）
2月18日　全国大学入学者選抜研究連絡協議会企画委員会幹事会
2月15日　平成19年度試験企画委員会ワーキンググループ（第3回）
2月22日　平成19年度実施方法委員会（第4回）
2月27日　平成19年度試験企画委員会（第3回）
2月28日　（文部科学省独立行政法人評価委員会総会（第30回））
3月5日　（国立大学協会総会）
3月7日　大学入試センター試験の改善に関する懇談会（平成19年度 第3回）
3月10日　平成19年度試験企画委員会（第4回）
3月18日　運営審議会（第14回）
3月20日　（大学入学者選抜方法の改善に関する協議）
3月22日　（法科大学院協会理事会・総会）
3月24日　全国大学入学者選抜研究連絡協議会企画委員会
3月27日　平成19年度試験企画委員会（第5回）

注）括弧付きの会議は，大学入試センター以外が主催の会議で，大学入試センターの事業等に関連するものを示す。

4　組　　織

（1）　役職員組織図（平成19年４月１日現在）

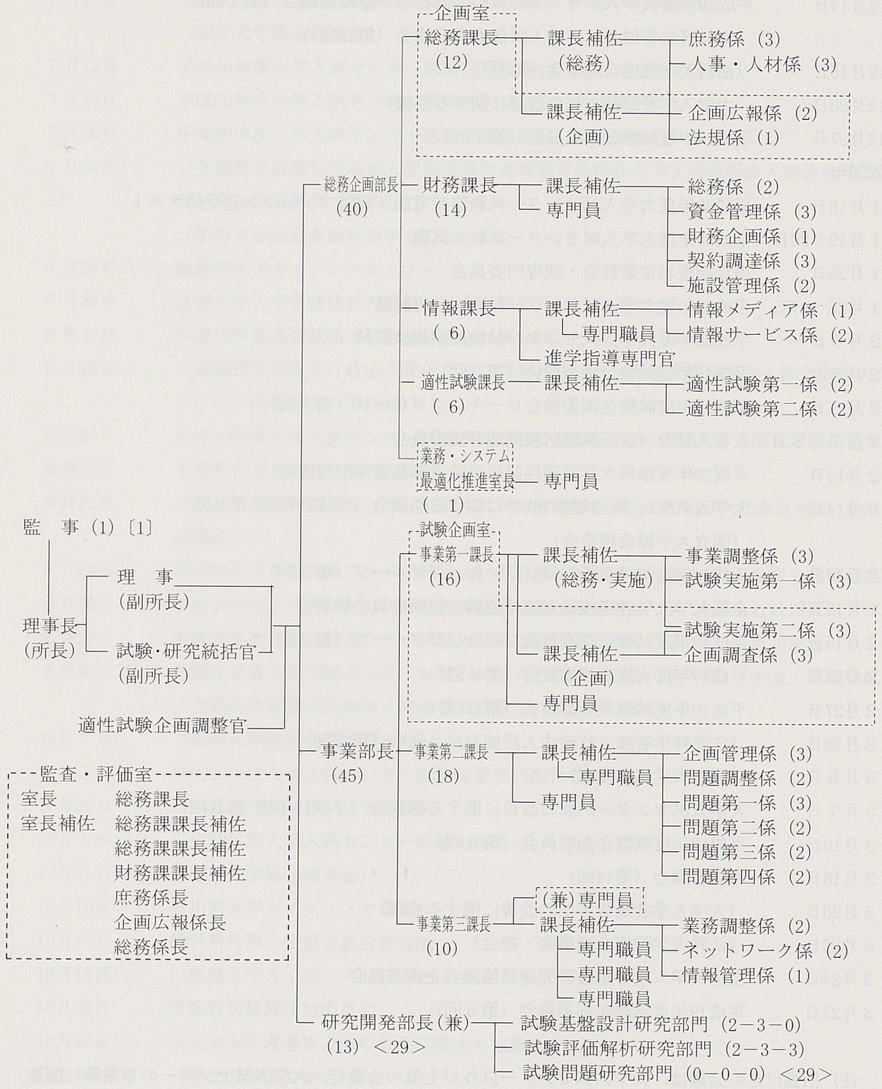

（注）１．（　）内は，常勤職員数を示す。
２．研究開発部内の（　）内の数字は，（教授－准教授－助教）の人数を示す。
３．＜　＞内の数字は，客員教員数を外数で示す。
４．〔　〕内は，非常勤役員数を外数で示す。
５．----- 内は，兼務を示す。

平成19年４月１日現在

理事長（所長）	理　事（副所長）	試験・研究統括官（副所長）	監　事	適性試験企画調整官	総務企画部・事業部 事務職員等	研究開発部 教　授	研究開発部 准教授	研究開発部 助　教	合　計
1	1	1	1（1）	1	８５	４	６	３	１０３（1）

（注）（　）内は，非常勤役員数を外数で示す。

ア　役員等

独立行政法人通則法第18条及び独立行政法人大学入試センター法第７条により，役員として理事長，理事１人及び監事２人（常勤１人，非常勤１人）が置かれている。

独立行政法人化以前は，現在の理事長に相当する所長が１人，また，理事に相当する副所長が２人置かれていたが，理事が１人となったことから，副所長が担当していたセンター試験の企画立案及び試験問題の作成等並びにセンター試験及び大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究の統括を行うため，試験・研究統括官を置いている。

これらの経緯から，内規により，理事長を所長，理事及び試験・研究統括官を副所長と呼称している。

また，適性試験の企画立案及び試験問題の作成等に係る業務を総括するため，適性試験企画調整官を置いている。

なお，大学入試センターにおける主要な業務・システムの最適化を実現するため，情報化統括責任者（CIO）を置き，理事を充てている。

イ　教職員

独立行政法人化に伴い，理事長の管理運営責任の下，内部組織については自由に改編できることとなった。

事務組織については，組織全体の業務を不断に精査し，より効率的かつ円滑に業務運営が遂行されるよう努め，２部７課制としている。なお，平成19年４月，従来の管理業務に加え，企画立案機能の強化を推進するため，管理部を総務企画部に改めた。

また，２部７課制を基本としつつ，効率的かつ円滑な業務の遂行を実施するため，職員の兼務により，監査・評価室，業務・システム最適化推進室及び総務課に企画室，事業第一課に試験企画室を設置している。

研究組織については，センター試験の業務の流れに即した体制とする観点から，２大部門（試験基盤設計研究部門，試験評価解析研究部門）＋１客員部門（試験問題研究部門）を設置している。また，学校教育法の改正に伴い，平成19年４月，助教授を准教授，助手を当センターにおける職務内容をかんがみ助教にそれぞれ改めた。

（2） 役職員一覧（平成19年４月１日現在）

理事長（所長）	吉　本　高　志	
理事（副所長）	月　岡　英　人	＊情報化統括責任者(CIO)兼務
試験・研究統括官(副所長)	田　栗　正　章	
監事（常勤）	水　間　英　光	
監事（非常勤）	北　村　信　彦	
適性試験企画調整官	小　牧　研一郎	
総務企画部		
部長	松ヶ迫　和　峰	
総　務　課		
課長	福　本　浩　一	＊企画室，監査・評価室長兼務
課長補佐	伊　藤　嘉　朗	＊監査・評価室室長補佐兼務
課長補佐	鈴　木　峰　雄	＊企画室室長補佐，監査・評価室兼務
庶務係長	若　井　隆　彦	＊監査・評価室兼務
人事・人材係長	小　枝　政　稚	
企画広報係長	茅　間　利　行	＊企画室，監査・評価室兼務
法規係長(兼務)	茅　間　利　行	
財　務　課		
課長	田　頭　吉　一	
課長補佐	寺　田　久　雄	＊監査・評価室兼務
専門員	佐　伯　季　之	
総務係長	間　藤　信　一	＊監査・評価室兼務
資金管理係長(兼務)	寺　田　久　雄	
財務企画係長(兼務)	佐　伯　季　之	
契約調達係長	酒　井　　勝	
施設管理係長	平　林　一　郎	
情　報　課		
課長	花　崎　仁　敬	
進学指導専門官	土　屋　徳　郎	
専門職員	榎　本　達　也	
情報メディア係長	最　所　幸　志	
情報サービス係長	丸　山　　忍	

適性試験課		
課長	木　川　政　夫	
課長補佐	椿　野　康　弘	
適性試験第一係長	内　田　和　人	
適性試験第二係長	松葉瀬　　裕	
業務・システム最適化推進室		
室長（兼務）	岡　松　良　三	
専門員	永　井　元　久	
事　業　部		
部長	山　口　良　文	
事業第一課		
課長	青　山　和　明	＊試験企画室長兼務
課長補佐	田　中　正　男	
課長補佐	伊　藤　　亘	＊試験企画室室長補佐兼務
専門員	小　林　清　人	＊試験企画室兼務
事業調整係長	西　野　　努	
企画調査係長	新　井　幸　二	＊試験企画室兼務
試験実施第一係長	井　上　拓　自	
試験実施第二係長(兼務)	小　林　清　人	
事業第二課		
課長	足　立　　充	
課長補佐	倉　持　吉　憲	
専門員	福　元　浩　行	
専門職員	小　野　　渉	
企画管理係長	樋　口　壮　央	
問題調整係長	中　里　隆　之	
問題第一係長	谷　山　貴代美	
問題第二係長	小　堀　弘　嗣	
問題第三係長	神長倉　　忠	
問題第四係長(兼務)	福　元　浩　行	

事業第三課

課長	岡　松　良　三	＊情報化統括責任者(CIO)補佐官兼務
課長補佐	高　橋　徳　一	
専門員（兼務）	永　井　元　久	
専門職員	永　田　正　一	
専門職員	岩　崎　直　樹	
専門職員	渡　邉　輝　男	
業務調整係長	前　田　英　明	
ネットワーク係長	中　村　伸　彦	
情報管理係長(兼務)	中　村　伸　彦	

研究開発部

部長（兼務）	宮　埜　壽　夫

試験基盤設計研究部門

教授	宮　埜　壽　夫
教授	林　　篤　裕
准教授	鈴　木　規　夫
准教授	山　村　　滋
准教授	伊　藤　　圭
助教	濱　中　淳　子

試験評価解析研究部門

教授	石　塚　智　一
教授	大　津　起　夫
准教授	内　田　照　久
准教授	石　岡　恒　憲
准教授	椎　名　久美子
助教	荘　島　宏二郎
助教	橋　本　貴　充
助教	杉　澤　武　俊

試験問題研究部門（客員部門）

（3）　所内会議等機構図（平成19年４月１日現在）

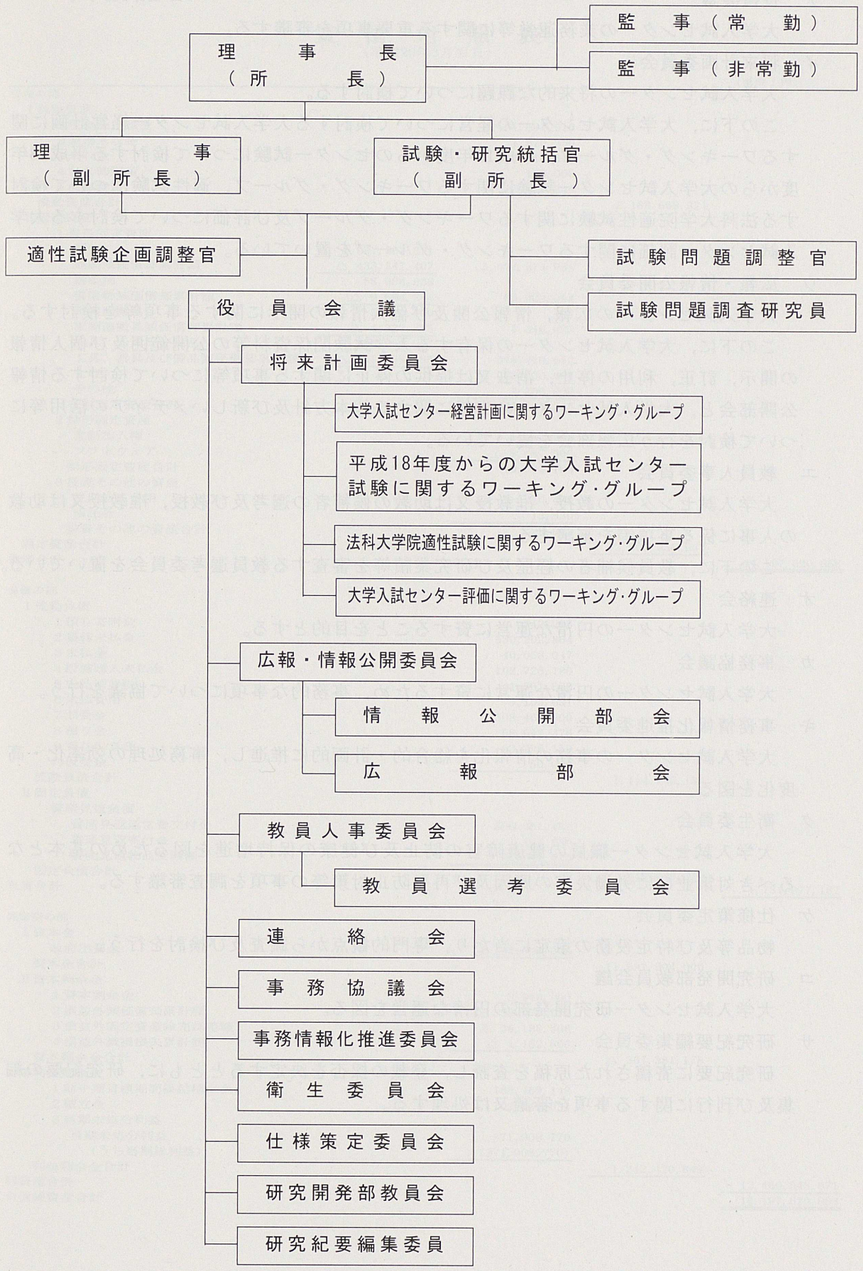

（4） 所内会議等概要

ア　役員会議

大学入試センターの業務運営等に関する重要事項を審議する。

イ　将来計画委員会

大学入試センターの将来的な課題について検討する。

この下に，大学入試センターの経営について検討する大学入試センター経営計画に関するワーキング・グループ，平成18年度からのセンター試験について検討する平成18年度からの大学入試センター試験に関するワーキング・グループ，適性試験について検討する法科大学院適性試験に関するワーキング・グループ及び評価について検討する大学入試センター評価に関するワーキング・グループを置いている。

ウ　広報・情報公開委員会

大学入試センターの広報，情報公開及び個人情報の開示に関する事項等を検討する。

この下に，大学入試センターの保有する入学試験関係資料等の公開範囲及び個人情報の開示，訂正，利用の停止，消去又は提供の停止に関する事項等について検討する情報公開部会と，大学入試センターの広報に関する基本方針及び新しいメディアの活用等について検討を行う広報部会を置いている。

エ　教員人事委員会

大学入試センターの教授，准教授又は助教の候補者の選考及び教授，准教授又は助教の人事に係る事項等を審議する。

この下に，教員候補者の経歴及び研究業績等を審査する教員選考委員会を置いている。

オ　連絡会

大学入試センターの円滑な運営に資することを目的とする。

カ　事務協議会

大学入試センターの円滑な運営に資するため，事務的な事項について協議を行う。

キ　事務情報化推進委員会

大学入試センターの事務の情報化を総合的・計画的に推進し，事務処理の効率化・高度化を図る。

ク　衛生委員会

大学入試センター職員の健康障害の防止及び健康の保持増進を図るための基本となるべき対策並びに労働災害の原因及び再発防止対策等の事項を調査審議する。

ケ　仕様策定委員会

物品等及び特定役務の策定に当たり，専門的観点から調査及び検討を行う。

コ　研究開発部教員会議

大学入試センター研究開発部の円滑な運営を図る。

サ　研究紀要編集委員会

研究紀要に寄稿された原稿を査読し，登載の採否を決定するとともに，研究紀要の編集及び刊行に関する事項を審議又は処理する。

5　財務諸表

貸　借　対　照　表

（平成20年3月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ流動資産				
1現金及び預金		2,181,691,910		
2業務未収金		1,570,350		
3未収金		5,216,313		
4たな卸資産		180,000		
5前払費用		11,348		
流動資産合計			2,188,669,921	
Ⅱ固定資産				
1有形固定資産				
建物	1,907,662,391			
建物減価償却累計額	△ 433,347,407	1,474,314,984		
構築物	68,686,938			
構築物減価償却累計額	△ 9,664,884	59,022,054		
車両運搬具	5,670,000			
車両運搬具減価償却累計額	△ 4,323,375	1,346,625		
工具、器具及び備品	826,866,027			
工具、器具及び備品減価償却累計額	△ 451,455,385	375,410,642		
土地		10,086,000,000		
その他		2,500,000		
有形固定資産合計		11,998,594,305		
2無形固定資産				
電話加入権		1,285,200		
ソフトウェア		9,047,500		
無形固定資産合計		10,332,700		
3投資その他の資産				
長期前払費用		10,402		
預託金		13,530		
投資その他の資産合計		23,932		
固定資産合計			12,008,950,937	
資産合計				14,197,620,858
負債の部				
Ⅰ流動負債				
1預り寄附金		342,295		
2業務未払金		530,202,864		
3未払金		40,053,047		
4設備購入未払金		102,728,180		
5未払消費税		1,361,800		
6未払費用		9,105,631		
7前受金		308,460,800		
8預り金		58,642,376		
9賞与引当金		63,795,159		
10仮受金		50,000		
流動負債合計			1,114,742,152	
Ⅱ固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金		556,861,437		
資産見返寄付金		1,424,283		
資産見返物品受贈額		58,049,315		
固定負債合計			616,335,035	
負債合計				1,731,077,187
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金		11,591,504,000		
資本金合計			11,591,504,000	
Ⅱ資本剰余金				
1資本剰余金		3,948,000		
2損益外減価償却累計額		△ 333,978,012		
3損益外固定資産除売却差額		△ 36,188,366		
4損益外減損損失累計額		△ 1,162,800		
資本剰余金合計			△ 367,381,178	
Ⅲ利益剰余金				
1前中期目標期間繰越積立金		168,469,148		
2積立金		702,042,931		
3当期未処分利益				
当期未処分利益		371,908,770		
（うち当期総利益）		(371,908,770)		
利益剰余金合計			1,242,420,849	
純資産合計				12,466,543,671
負債純資産合計				14,197,620,858

損　益　計　算　書

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：円）

Ⅰ経常費用			
1業務費			
給与、賞与及び諸手当	614,105,594		
法定福利費・福利厚生費	74,980,611		
退職金費用	57,075,680		
雑給	44,229,738		
外部委託費	898,398,613		
支払リース料	132,771,196		
賃借料	213,842,604		
減価償却費	39,346,675		
保守・修繕費	90,018,578		
水道光熱費	45,548,325		
旅費交通費	602,439,890		
材料消耗品費	1,970,458,263		
機器・物品費	28,138,234		
諸謝金	603,513,300		
支払手数料	100,492,327		
監督者等経費	2,564,913,280		
印刷費	2,007,294,614		
その他	332,323,535		
業務費合計		10,419,891,057	
2一般管理費			
役員報酬、賞与及び諸手当	45,062,785		
給与、賞与及び諸手当	133,531,618		
法定福利費・福利厚生費	23,678,246		
雑給	14,408,096		
外部委託費	34,148,106		
支払リース料	3,925,272		
賃借料	2,745,920		
減価償却費	29,295,629		
保守・修繕費	31,273,673		
水道光熱費	28,860,355		
旅費交通費	12,581,146		
材料消耗品費	33,015,428		
機器・物品費	6,542,859		
諸謝金	3,262,800		
支払手数料	1,187,203		
その他	31,786,848		
一般管理費合計		435,305,984	
経常費用合計			10,855,197,041

損　益　計　算　書

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：円）

Ⅱ経常収益			
1運営費交付金収益		216,770,305	
2業務収益			
検定料収入	9,699,726,000		
成績提供手数料収入	757,723,800		
成績通知手数料収入	313,253,600		
適性試験受験料収入	159,370,000		
成績カード追加発行手数料収入	837,800		
政府関係法人等受託研究収入	2,452,000		
業務収益合計		10,933,363,200	
3業務外収益			
高認読取手数料収入	1,614,759		
その他収入	4,949,132		
業務外収益合計		6,563,891	
4寄付金収益			
寄付金収益	335,342		
寄付金収益合計		335,342	
5資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	57,954,926		
資産見返物品受贈額戻入	21,392,364		
資産見返寄付金戻入	677,981		
資産見返負債戻入合計		80,025,271	
6雑益			
物品受贈益	1,429,795		
雑益	974		
雑益合計		1,430,769	
経常収益合計			11,238,488,778
経常利益			383,291,737
Ⅲ臨時損失			
固定資産除却損	19,172,707		
臨時損失合計			19,172,707
Ⅳ当期純利益			
当期純利益			364,119,030
Ⅴ前中期目標期間繰越積立金取崩額			
前中期目標期間繰越積立金取崩額			7,789,740
Ⅵ当期総利益			
当期総利益			371,908,770

キャッシュ・フロー計算書

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 9,562,510,988	
人件費支出	△ 1,050,397,633	
その他の業務支出	△ 204,685,885	
運営費交付金収入	444,000,000	
自己事業収入	10,953,838,375	
業務活動によるキャッシュ・フロー		580,243,869
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 159,025,335	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 159,025,335
Ⅲ　資金増加額		421,218,534
Ⅳ　資金期首残高		1,760,473,376
Ⅴ　資金期末残高		2,181,691,910

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		371,908,770
当期総利益	371,908,770	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	371,908,770	371,908,770

行政サービス実施コスト計算書

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
業務費	10,419,891,057		
一般管理費	435,305,984		
固定資産除却損	19,172,707	10,874,369,748	
（控除）			
検定料収入	△ 9,699,726,000		
成績提供手数料収入	△ 757,723,800		
成績通知手数料収入	△ 313,253,600		
適性試験受験料収入	△ 159,370,000		
成績カード追加発行手数料収入	△ 837,800		
政府関係法人等受託研究収入	△ 2,452,000		
高認読取手数料収入	△ 1,614,759		
その他収入	△ 4,949,132		
寄附金収益	△ 335,342		
資産見返寄付金戻入	△ 677,981		
物品受贈益	△ 1,429,795		
雑益	△ 974	△ 10,942,371,183	△ 68,001,435
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		44,001,880	44,001,880
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			57,813,895
Ⅳ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		143,388,078	143,388,078
Ⅴ　行政サービス実施コスト			177,202,418

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準は、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型、退職一時金については支出時収益化）を採用しております。

これは、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが運営費交付金が予算の約４％であることから業務の実施と運営費交付金との対応及び業務の実施と運営費交付金財源との期間的対応を示すことが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．業務収益の認識基準

役務提供完了基準によっております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであり、残存価額については１０％を使用しております。

建物	６～５０年
構築物	７～３２年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～１５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第８６）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（２）　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末の自己都合退職金要支給額を控除して計算しております。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

１０年利付国債の平成２０年３月末利回を参考に1.275％で計算しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　先入先出法による原価法

７．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

８．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

〔重要な会計方針の変更〕

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は、12,466,543,671円であります。

〔貸借対照表関係〕

１．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　　754,464,170円

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	2,181,691,910円
資金期末残高	2,181,691,910円

２．重要な非資金取引

寄付によるもの

機器・物品費	1,429,795円

〔セグメント情報〕

単一セグメントのため記載は省略いたします。

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８６　特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額	差引当期末残高	摘要
							当期償却額			
有形固定資産（償却費損益内）	建物	475,387,957	15,909,412	－	491,297,369	104,810,299	24,164,617	－	386,487,070	
	構築物	15,064,085	672,241	－	15,736,326	4,223,980	1,095,901	－	11,512,346	
	車両運搬具	5,670,000	－	－	5,670,000	4,323,375	850,500	－	1,346,625	
	工具、器具及び備品	730,075,023	200,778,042	103,987,038	826,866,027	451,455,385	41,708,786	－	375,410,642	
	計	1,226,197,065	217,359,695	103,987,038	1,339,569,722	564,813,039	67,819,804	－	774,756,683	（注）
有形固定資産（償却費損益外）	建物	1,416,365,022	－	－	1,416,365,022	328,537,108	43,502,548	－	1,087,827,914	
	構築物	52,950,612	－	－	52,950,612	5,440,904	499,332	－	47,509,708	
	計	1,469,315,634	－	－	1,469,315,634	333,978,012	44,001,880	－	1,135,337,622	
非償却資産	土地	10,086,000,000	－	－	10,086,000,000	－	－	－	10,086,000,000	
	その他の有形固定資産	2,500,000	－	－	2,500,000	－	－	－	2,500,000	
	計	10,088,500,000	－	－	10,088,500,000	－	－	－	10,088,500,000	
有形固定資産合計	建物	1,891,752,979	15,909,412	－	1,907,662,391	433,347,407	67,667,165	－	1,474,314,984	
	構築物	68,014,697	672,241	－	68,686,938	9,664,884	1,595,233	－	59,022,054	
	車両運搬具	5,670,000	－	－	5,670,000	4,323,375	850,500	－	1,346,625	
	工具、器具及び備品	730,075,023	200,778,042	103,987,038	826,866,027	451,455,385	41,708,786	－	375,410,642	
	土地	10,086,000,000	－	－	10,086,000,000	－	－	－	10,086,000,000	
	その他の有形固定資産	2,500,000	－	－	2,500,000	－	－	－	2,500,000	
	計	12,784,012,699	217,359,695	103,987,038	12,897,385,356	898,791,051	111,821,684	－	11,998,594,305	
無形固定資産	電話加入権	1,285,200	－	－	1,285,200	－	－	－	1,285,200	
	ソフトウェア	－	9,870,000	－	9,870,000	822,500	822,500	－	9,047,500	
	計	1,285,200	9,870,000	－	11,155,200	822,500	822,500	－	10,332,700	
投資その他の資産	長期前払費用	－	10,402	－	10,402	－	－	－	10,402	
	預託金	13,530	－	－	13,530	－	－	－	13,530	
	計	13,530	10,402	－	23,932	－	－	－	23,932	

（注）　貸借対照表の総資産の１％の額を超えているのは、光学式マーク読取装置４式　180,600,000円の購入等によるものであります。

たな卸資産の明細

（単位：円）

種類		期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
			当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	パスネットカード	57,000	－	－	57,000	－	－	
	パスカード	54,000	－	－	54,000	－	－	
	Ｓｕｉｃａ	76,500	610,000	－	506,500	－	180,000	
	計	187,500	610,000	－	617,500	－	180,000	

引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	64,926,121	63,795,159	64,926,121	－	63,795,159	
計	64,926,121	63,795,159	64,926,121	－	63,795,159	

資本金及び資本剰余金の明細

（単位：円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	政府出資金	11,591,504,000	－	－	11,591,504,000	
	計	11,591,504,000	－	－	11,591,504,000	
資本剰余金	無償譲与	3,948,000	－	－	3,948,000	
	計	3,948,000	－	－	3,948,000	
	損益外減価償却累計額	△ 289,976,132	△ 44,001,880	－	△ 333,978,012	
	損益外固定資産除売却差額	△ 36,188,366	－	－	△ 36,188,366	
	損益外減損損失累計額	△ 1,162,800	－	－	△ 1,162,800	
	差引計	△ 323,379,298	△ 44,001,880	－	△ 367,381,178	

積立金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第１項積立金	－	702,042,931	－	702,042,931	（注１）
前中期目標期間繰越積立金	176,258,888	－	7,789,740	168,469,148	（注２）
計	176,258,888	702,042,931	7,789,740	870,512,079	

（注１）　当期増加額は、利益処分による増加であります。

（注２）　当期減少額は、前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当額であります。

目的積立金等の取崩しの明細

（単位：円）

区分	金額	摘要
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,789,740	前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当額。
計	7,789,740	

運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

（1） 運営費交付金債務の増減の明細

（単位：円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成19年度	－	444,000,000	216,770,305	227,229,695	－	444,000,000	－
合計	－	444,000,000	216,770,305	227,229,695	－	444,000,000	－

（2） 運営費交付金債務の当期振替額の明細

平成１９年度交付分

（単位：円）

区分		金額	内訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	－	－（業務達成基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	－	
	資本剰余金	－	
	計	－	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	－	－（期間進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	－	
	資本剰余金	－	
	計	－	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	216,770,305	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：10,855,197,041円 （損益計算書のとおり） イ）自己収入に係る収益計上額:10,939,927,091円 （業務収益：10,933,363,200円、業務外収益：6,563,891円） ウ）固定資産の取得額 建物 15,909,412円、構築物 672,241円、業務用工具、器具及び備品195,501,442円、研究用工具、器具及び備品 5,276,600円 ソフトウェア 9,870,000円 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 退職金 57,075,680円、資産取得 227,229,695円、役職員人件費 159,694,625円
	資産見返運営費交付金	227,229,695	
	資本剰余金	－	
	計	444,000,000	
会計基準第８０第３項による振替額		－	－
合計		444,000,000	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(1,440) 43,623	(1) 3	(－) －	(－) －
職員	(58,638) 747,637	(27) 100	(－) 57,076	(－) 3
合計	(60,078) 791,260	(28) 103	(－) 57,076	(－) 3

1 役員の報酬等の支給については独立行政法人大学入試センター役員給与規則、退職手当については独立行政法人大学入試センター役員退職手当規則に基づき支給しています。

2 職員の報酬等については独立行政法人大学入試センター職員給与規則、退職手当については独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則に基づき支給しています。

3 報酬又は給与の支給人員数は年間平均支給人員数で記載しています。

4 非常勤の役員及び職員は、外数として（　　）で記載しています。

5 役員・職員の「報酬又は給与」の中には、賞与引当金の金額を含めています。

主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

（単位：円）

資金別	金額
現金	
現金	900
小口現金	50,000
計	50,900
預金	
普通預金	2,181,590,360
郵便貯金	50,650
計	2,181,641,010
合計	2,181,691,910

運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

（1） 運営費交付金債務の増減の明細

（単位：円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成19年度	－	444,000,000	216,770,305	227,229,695	－	444,000,000	－
合計	－	444,000,000	216,770,305	227,229,695	－	444,000,000	－

（2） 運営費交付金債務の当期振替額の明細

平成１９年度交付分

（単位：円）

区分		金額	内訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	－	－（業務達成基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	－	
	資本剰余金	－	
	計	－	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	－	－（期間進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	－	
	資本剰余金	－	
	計	－	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	216,770,305	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：10,855,197,041円 （損益計算書のとおり） イ）自己収入に係る収益計上額:10,939,927,091円 （業務収益：10,933,363,200円、業務外収益：6,563,891円） ウ）固定資産の取得額 建物 15,909,412円、構築物 672,241円、業務用工具、器具及び備品195,501,442円、研究用工具、器具及び備品 5,276,600円 ソフトウェア 9,870,000円 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 退職金 57,075,680円、資産取得 227,229,695円、役職員人件費 159,694,625円
	資産見返運営費交付金	227,229,695	
	資本剰余金	－	
	計	444,000,000	
会計基準第８０第３項による振替額		－	－
合計		444,000,000	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(1,440)	(1)	(－)	(－)
	43,623	3	－	－
職員	(58,638)	(27)	(－)	(－)
	747,637	100	57,076	3
合計	(60,078)	(28)	(－)	(－)
	791,260	103	57,076	3

1 役員の報酬等の支給については独立行政法人大学入試センター役員給与規則、退職手当については独立行政法人大学入試センター役員退職手当規則に基づき支給しています。

2 職員の報酬等については独立行政法人大学入試センター職員給与規則、退職手当については独立行政法人大学入試センター職員退職手当規則に基づき支給しています。

3 報酬又は給与の支給人員数は年間平均支給人員数で記載しています。

4 非常勤の役員及び職員は、外数として（　　）で記載しています。

5 役員・職員の「報酬又は給与」の中には、賞与引当金の金額を含めています。

主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

（単位：円）

資金別	金額
現金	
現金	900
小口現金	50,000
計	50,900
預金	
普通預金	2,181,590,360
郵便貯金	50,650
計	2,181,641,010
合計	2,181,691,910

決 算 報 告 書

（単位：円）

区　　分	予算額	決算額	差　額	備　　考
収入				
運営費交付金	444,000,000	444,000,000	0	
受託事業収入	0	2,452,000	2,452,000	
検定料	9,312,000,000	9,699,726,000	387,726,000	（注1）
成績提供手数料	656,070,000	757,723,800	101,653,800	（注2）
成績開示提供手数料	300,918,000	313,253,600	12,335,600	
適性試験受験料	180,000,000	159,370,000	△ 20,630,000	（注3）
その他	7,761,000	8,079,402	318,402	
計	10,900,749,000	11,384,604,802	483,855,802	
支出				
業務経費	10,633,103,000	10,707,290,051	74,187,051	
人件費	755,195,000	744,045,285	△ 11,149,715	
試験実施経費	9,527,165,000	9,626,875,844	99,710,844	（注4）
大学進学情報経費	78,062,000	53,949,616	△ 24,112,384	（注5）
入学者選抜方法改善研究経費	131,188,000	126,402,243	△ 4,785,757	
適性試験経費	141,493,000	156,017,063	14,524,063	
一般管理費	267,646,000	305,703,906	38,057,906	
人件費	203,874,000	199,605,160	△ 4,268,840	
物件費	63,772,000	106,098,746	42,326,746	（注6）
受託事業等経費	0	2,452,000	2,452,000	
計	10,900,749,000	11,015,445,957	114,696,957	

（注1）志願者数が増加したため
（注2）提供件数が増加したため
（注3）志願者数が減少したため
（注4）試験問題の再印刷が発生したため及び光学式マーク読取装置の更新を2台早めたため（計4台）
（注5）大学情報提供システムに係る経費を見直したため
（注6）設備の改修・修繕にかかる経費の増加等のため

※　損益計算書の計上額と当決算報告書の決算額との主な相違は損益計算書上　Ⅰ経常費用2一般管理費「水道光熱費」、「外部委託費」「保守・修繕費」等を、決算報告書上は、業務経費に含めて表示していることによるものです。

6　委員会組織

（1）　委員会機構図（平成19年４月１日現在）

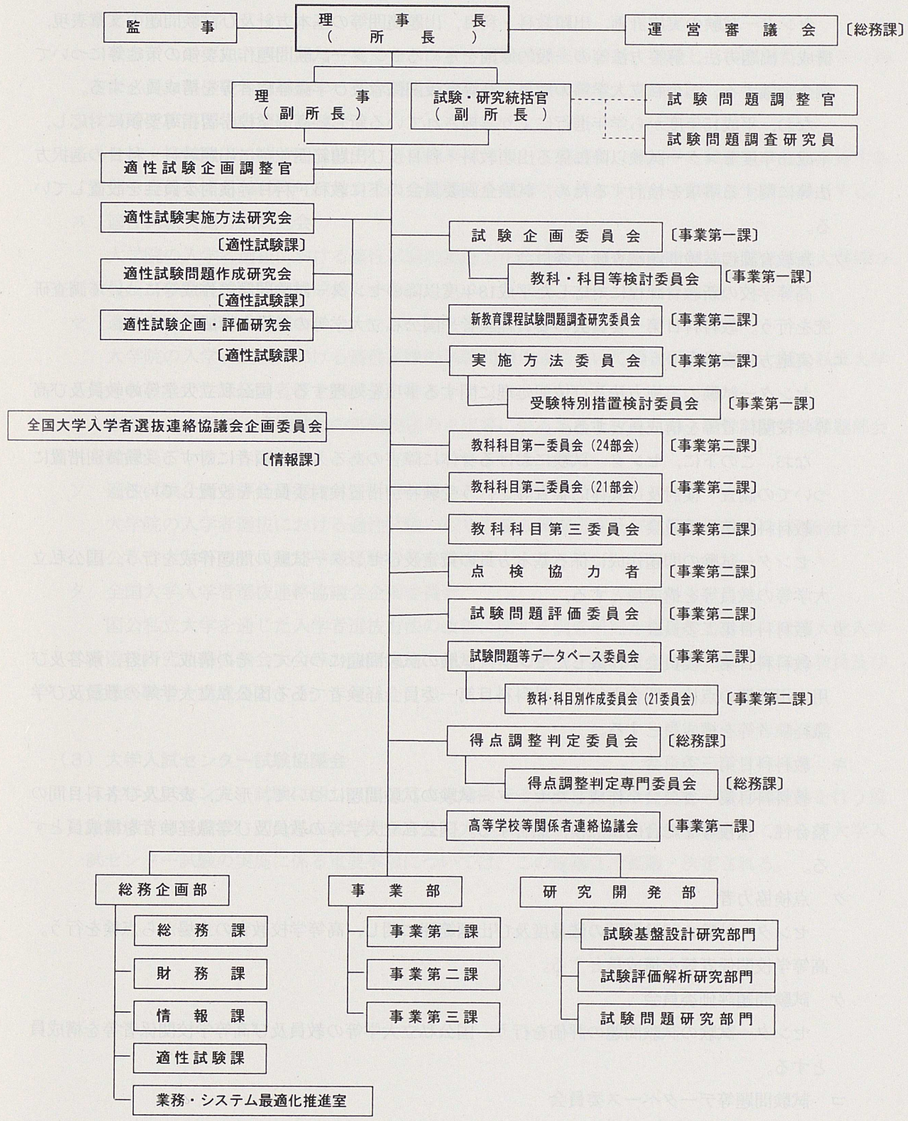

（2） 委員会概要

ア　運営審議会

理事長の諮問に応じ，大学入試センターの事業計画その他重要事項について審議する。国公私立大学関係者，学識経験者及び高等学校関係者等を構成員とする。

イ　試験企画委員会

センター試験の実施計画，出題教科・科目，出題範囲等の基本方針及び試験問題の文章表現，構成，出題方法，解答方法等の一般的原則を定めるセンター試験問題作成要領の策定等について調査審議する。国公私立大学等の教員，高等学校関係者及び学識経験者等を構成員とする。

なお，平成15年度から学年進行により実施されている新しい高等学校学習指導要領に対応し，平成18年度センター試験以降に係る出題教科・科目及び出題範囲並びに出題教科・科目の選択方法等に関する事項を検討するため，試験企画委員会の下に教科・科目等検討委員会を設置している。

ウ　新教育課程試験問題調査研究委員会

高等学校の新教育課程に対応した平成18年度以降のセンター試験問題の作成等について調査研究を行う。教科科目第一委員会の委員経験者や国公私立大学等の教員を構成員とする。

エ　実施方法委員会

センター試験の実施方法及び情報処理に関する事項を処理する。国公私立大学等の教員及び高等学校関係者等を構成員とする。

なお，この下に，センター試験における身体に障害のある入学志願者に対する受験特別措置についての調査・検討及び具体的審査等を行う受験特別措置検討委員会を設置している。

オ　教科科目第一委員会

センター試験の問題作成に係る基本方針の策定及びセンター試験の問題作成を行う。国公私立大学等の教員等を構成員とする。

カ　教科科目第二委員会

教科科目第一委員会が作成したセンター試験の試験問題について，その構成，内容，解答及び用字用語等の点検，照合を行う。教科科目第一委員会経験者である国公私立大学等の教員及び学識経験者等を構成員とする。

キ　教科科目第三委員会

教科科目第一委員会が作成したセンター試験の試験問題について，形式，表現及び各科目間の整合性，重複等を総合的に点検，照合する。国公私立大学等の教員及び学識経験者を構成員とする。

ク　点検協力者

センター試験の試験問題の難易度及び出題範囲に関し，高等学校教育の立場から点検を行う。高等学校関係者等を構成員とする。

ケ　試験問題評価委員会

センター試験の試験問題の評価を行う。国公私立大学等の教員及び高等学校関係者等を構成員とする。

コ　試験問題等データベース委員会

大学入学試験の問題及び高等学校教科書のデータベースの作成・運用に関する基本的事項を審議する。教科科目第一委員会委員経験者及び学識経験者等を構成員とする。

なお，この下に，大学入学試験の問題及び高等学校教科書の分析・整理等を行い，データベースを作成する試験問題等データベース教科・科目別作成委員会を設置している。

サ　得点調整判定委員会

各年度ごとにセンター試験の結果に関し，センター試験の状況を考慮するとともに，試験問題の難易差等を専門的に分析し，得点調整の要否を総合的に判定する。国公私立大学関係者を構成員とする。

なお，この下に，専門的な立場からセンター試験の結果を分析，整理し，得点調整の要否の判定に必要な基礎資料を準備する得点調整判定専門委員会を設置している。

シ　高等学校等関係者連絡協議会

センター試験等に関する一般的，包括的事項について協議し，センター試験等の充実に資することを目的とする。高等学校，教育委員会関係者及び大学入試センターの役職員を構成員とする。

ス　適性試験実施方法研究会

大学院の入学者選抜における適性試験の実施方法について調査研究を行う。国公私立大学等の教員及び学識経験者等を構成員とする。

セ　適性試験問題作成研究会

大学院の入学者選抜における適性試験の試験問題作成について調査研究を行う。国公私立大学等の教員及び学識経験者等を構成員とする。

なお，この下に，適性試験の試験問題の点訳等に係る業務を行うため，適性試験特別問題部会を設置している。

ソ　適性試験企画・評価研究会

大学院の入学者選抜における適性試験の在り方等の調査研究及び試験問題の点検・評価を行う。国公私立大学等の教員及び学識経験者等を構成員とする。

タ　全国大学入学者選抜連絡協議会企画委員会

国公私立大学を通じた入学者選抜方法の改善に関する調査研究を推進するため，全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会等の企画実施に係る具体的事項を検討する。国公私立大学の教員及び学識経験者を構成員とする。

（3）大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験に関し，国公私立大学間でその改善拡充及び意見の集約調整等を行う協議組織として設置。国公私立大学関係者及び大学入試センター理事長で組織されている。大学入試センター試験の実施に係る重要事項については，この協議会で協議・決定される。

（3） 委員会実施状況

ア　運営審議会

運営審議会は，年間２回開催され，センター試験及び適性試験の実施に関する基本方針及び諸問題の検討，大学入試センターの事業計画その他管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

（ア） 運営審議会委員

氏　名	職　名（委員在任中）	備　考
青山佳世	フリーアナウンサー	
安西祐一郎	慶應義塾長	
井上明久	国立大学法人東北大学長	平成19年８月１日から
今井浩三	札幌医科大学長	
大沼　淳	学校法人文化学園理事長	
奥島孝康	学校法人早稲田大学学事顧問	
梶山千里	国立大学法人九州大学長	
川崎昌博	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授	
北元喜朗	学校法人北陸大学理事長	
小出忠孝	愛知学院大学長	
郷　通子	国立大学法人お茶の水女子大学長	
◎小宮山　宏	国立大学法人東京大学長	
西頭徳三	国立大学法人富山大学長	
佐伯　浩	国立大学法人北海道大学長	
佐藤健太郎	千葉県教育委員会教育長	
島宮道男	東京都立芦花高等学校長	
○清水　司	学校法人東京家政大学理事長	
高橋孝助	国立大学法人宮城教育大学長	
垂水共之	国立大学法人岡山大学ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝｾﾝﾀｰ教授	
中島恭一	公立大学協会相談役	
野上智行	国立大学法人神戸大学長	
能勢隆之	国立大学法人鳥取大学長	
古田元夫	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長	
渡邊健治	東京都立豊島高等学校長	

（注）◎は議長，○は副議長

（イ） 会議の概要

回（開催期日）	議　事
第13回 （平成19年６月22日）	１　議長及び副議長の選出について ２　前回議事要旨の承認 ３　審議事項 平成18年度大学入試センターの事業概要について （１）平成18事業年度業務実績報告書について （２）平成18事業年度財務諸表等について ４　報告事項 （１）平成20年度大学入試センター試験実施要項等について （２）平成21年度大学入試センター試験について （３）平成19年度法科大学院適性試験の実施について ５　その他
第14回 （平成20年３月18日）	１　前回議事要旨の承認 ２　審議事項 （１）平成20事業年度計画について （２）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （３）大学入試センター試験の改善について ①　既出問題や教科書掲載の素材文について ②　地理歴史・公民及び理科の１コマ２科目受験について ③　公民に４単位試験科目を設けることについて ④　受験教科（試験コマ）の事前登録制の採用について ３　報告事項 （１）平成18事業年度の評価結果について （２）大学入試センター試験について ①　平成20年度大学入試センター試験実施結果について ②　平成21年度大学入試センター試験の実施要項等について ③　平成22年度大学入試センター試験出題教科・科目等について （３）法科大学院適性試験について （４）独立行政法人整理合理化計画等について ４　その他

【センター試験関係】

イ　試験企画委員会

試験企画委員会は，年間５回開催され，センター試験の基本方針及び試験問題作成要領の作成等について審議を行った。

回（開催期日）	議　事
第１回 （平成19年12月27日）	１　大学入試センター試験の改善について （１）大学入試センター試験の既出問題及び教科書等で使用されている素材文の取扱いについて （２）地理歴史・公民及び理科の１コマ２科目受験について （３）公民に４単位試験科目を設けることについて （４）受験教科（試験コマ）の事前登録制について ２　報告事項 （１）平成20年度大学入試センター試験の出願受付等について （２）試験問題の一部差し替え措置の実施について （３）リスニングテスト実施の概況について

回（開催期日）	議　　事
第２回 （平成20年２月６日）	1　審議事項 （１）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （２）試験企画委員会ワーキンググループの設置について （３）その他
第３回 （平成20年２月27日）	1　審議事項 （１）平成22年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について （２）既出問題や教科書の素材文について （３）地理歴史・公民及び理科の１コマ２科目受験について （４）公民に４単位試験科目を設けることについて （５）受験教科（試験コマ）の事前登録制の採用について （６）その他 2　報告事項 平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要について
第４回 （平成20年３月10日）	1　審議事項 （１）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （２）平成21年及び22年度大学入試センター試験試験問題作成要領について 2　報告事項 大学入試センター試験の改善に関する懇談会の検討課題について 3　その他
第５回 （平成20年３月27日）	1　報告事項 試験問題等の秘密保持に関する改善方策について 2　審議事項 平成21年度及び22年度大学入試センター試験試験問題作成要領について 3　その他

ウ　試験企画委員会ワーキンググループ

試験企画委員会ワーキンググループは，試験問題の一部差し替え措置を受け，年間３回開催し，試験問題等の秘密保持に関する改善方策等について審議を行った。

回（開催期日）	議　　事
第１回 （平成20年２月６日）	1　審議事項 （１）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （２）その他
第２回 （平成20年２月14日）	1　審議事項 （１）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （２）その他
第３回 （平成20年２月15日）	1　審議事項 （１）試験問題等の秘密保持に関する改善方策について （２）その他

ウ　実施方法委員会

実施方法委員会は，年間４回開催され，センター試験の実施方法について審議を行った。

回（開催期日）	議　　事
第１回 （平成19年４月25日）	1　審議事項 （１）平成20年度大学入試センター試験実施提要について ①　実施要領の改正事項について ②　輸送要領の改正事項について ③　監督要領の改正事項について ④　成績提供要領の改正事項について ⑤　リスニングテスト事故対応要領の改正事項について （２）平成20年度大学入試センター試験受験案内について （３）平成20年度大学入試センター試験受験案内（別冊）について （４）解答用紙の様式について （５）その他 2　報告事項 （１）前回会議（平成19年３月12日）以降の諸日程について （２）平成20年度大学入試センター試験の新規利用大学等について 3　その他
第２回 （平成19年５月29日）	1　審議事項 （１）平成20年度大学入試センター試験実施提要について ①　実施要領の改正事項について ②　輸送要領の改正事項について ③　監督要領の改正事項について ④　リスニングテスト事故対応要領の改正事項について （２）平成20年度大学入試センター試験受験案内について （３）平成20年度大学入試センター試験受験案内（別冊）について （４）平成20年度大学入試センター試験受験上の注意について （５）その他 2　審議事項 （１）大学入試センター試験の解答用紙の様式について （２）リスニングテストについて （３）前回会議（平成19年４月25日）以降の諸日程について （４）その他 3　その他
第３回 （平成19年12月５日）	1　審議事項 （１）平成20年度大学入試センター試験実施本部員について （２）平成20年度大学入試センター試験受験特別措置検討委員会の審査結果について （３）その他 2　報告事項 （１）前回会議（平成19年5月29日）以降の諸日程について （２）平成20年度大学入試センター試験出願受付における特例措置について （３）平成20年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について （４）平成20年度大学入試センター試験（リスニングテスト）の準備について （５）平成21年度大学入試センター試験新規利用大学・短期大学について （６）その他 3　その他
第４回	1　審議事項 （１）平成21年度大学入試センター試験について

回（開催期日）	議　　事
（平成20年２月22日）	①　主要実施日程について ②　実施要項について （２）その他 ２　報告事項 （１）平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要について （２）「試験問題の一部差し替え措置」の実施について （平成19年12月14日プレス発表資料） （３）センター試験の改善に関する懇談会の検討課題について ３　その他

エ　教科科目第一委員会

教科科目第一委員会は，24部会約430人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会を含む。）の委員により構成され，各部会ごとに年間11回～16回，40日程度開催され，試験問題の作成等を行った。

また，教科科目第一委員会部会長会議は，年間１～２回開催され，センター試験の問題作成に係る事項等について審議を行った。

オ　教科科目第二委員会

教科科目第二委員会は，約150人の委員が科目別等の部会に分属し，各部会ごとに年間約３～５回開催され，試験問題の構成，内容，解答及び用字用語等の点検を行った。

カ　教科科目第三委員会

教科科目第三委員会は，年間８回開催され，試験問題の形式・表現及び各科目間の整合性，重複等について，総合的な点検照合を行った。

キ　点検協力者

点検協力者による委員会は，科目ごとに，年間１～２回開催され，問題の難易度及び出題範囲について，高等学校教育の立場から点検を行った。

ク　試験問題評価委員会

試験問題評価委員会は，センター試験終了後に開催され，科目ごとに試験問題の評価を行った。

ケ　試験問題等データベース委員会

試験問題等データベース委員会の下にある試験問題等データベース教科・科目別作成委員会が１回開催され，各大学が実施した入試問題をデータ化するため，平成19年度入試問題の分析・整理を行った。

コ　得点調整判定委員会

得点調整判定委員会は，１月25日（金）に開催され，問題の難易差等を専門的に分析し，得点調整の要否を総合的に判定した。

【適性試験関係】

サ　適性試験実施方法研究会

適性試験実施方法研究会は，年間３回開催され，適性試験の実施方法等について審議を行った。

回（開催期日）	議　　事
第１回 （平成19年５月28日）	１　会長等の指名について ２　平成19年度法科大学院適性試験実施について ３　大学入試センター法科大学院適性試験の特徴について ４　法科大学院適性試験の妥当性検証について ５　その他
第２回 （平成19年８月３日）	１　平成19年度法科大学院適性試験（本試験・追試験）の試験結果について （１）本試験結果等の概要について （２）本試験の分析について ２　平成20年度法科大学院適性試験実施に係る日程等について （１）実施日程について （２）試験地・試験場設定について ３　平成20年度法科大学院適性試験実施要項について ４　今後の法科大学院適性試験関係日程について ５　その他
第３回 （平成19年11月22日）	１　平成20年度法科大学院適性試験関係日程について ２　平成20年度法科大学院適性試験に向けた改善事項について ３　平成20年度法科大学院適性試験の試験地・試験場について ４　平成20年度法科大学院適性試験受験者募集要項について ５　法科大学院適性試験の解答用紙について ６　平成19年新司法試験の結果について ７　その他

シ　適性試験問題作成研究会

適性試験問題作成研究会は，年間14回開催され，試験問題の作成等を行った。

ス　適性試験企画・評価研究会

適性試験企画・評価研究会は，年間４回開催され，試験問題の点検及び試験問題の評価を行った。

（4）　その他

○大学入試センター試験の改善に関する懇談会

センター試験の改善及び充実のための方策等について意見を伺うため，国公私立大学等の教員，高等学校等関係者及び学識経験者等を構成員として平成17年度に設置。平成19年度においては年間３回開催し，「意見のまとめ」を作成した。

7　規則等の制定・改正

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規則等の制定・改正を行った。その主なものは次のとおりである。

平成19年５月10日制定（平成19年５月10日施行，平成19年４月１日適用）

規則第27号　独立行政法人大学入試センター物品管理事務取扱規則の一部改正

（管理体制及び様式の見直しを行うことにより，物品管理業務の簡略化・業務の縮減を図るための所要の改正。）

平成19年５月25日制定（平成19年５月25日施行）

規則第28号　独立行政法人大学入試センター役員会議規則の一部改正

（監事（非常勤）を役員会議の構成員とすることによる所要の改正。）

規則第29号　独立行政法人大学入試センター適性試験問題作成研究会規則等の一部改正

（適性試験関係研究会会員の氏名の取扱いを見直したことによる所要の改正。）

平成19年５月31日制定（平成19年５月31日施行，平成19年４月１日適用）

規則第30号　独立行政法人大学入試センター不動産管理事務取扱規則の一部改正

（研究開発部の研究室の配置変更による各室の不動産供用責任者等の変更に伴う所要の改正。）

平成19年11月１日制定（平成19年11月１日施行）

規則第31号　独立行政法人大学入試センター研究活動における不正行為の防止等に関する規則

（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年２月15日　文部科学省科学技術・学術政策局長通知）を踏まえ，大学入試センターの研究活動における不正行為の防止等に関する体制整備を行うための新規制定。）

規則第32号　独立行政法人大学入試センター公益通報に関する規則の一部改正

（独立行政法人大学入試センター研究活動における不正行為の防止等に関する規則（平成19年規則第31号）の制定に伴う所要の改正。）

規則第33号　独立行政法人大学入試センター事務分掌規則の一部改正

（科学研究費補助金に限定することなく，大学入試センターが経理を委任された経費について担当することとしたことに伴う所要の改正。）

理事長裁定　独立行政法人大学入試センター科学研究費等補助金取扱要領の一部改正

（科学研究費補助金以外の補助金で経理を委任された経費についても，本要領を適用することとしたことに伴う所要の改正。）

理事長裁定　独立行政法人大学入試センター会計内部監査の実施に係る取扱いについての一部改正

（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年２月15日　文部科学省科学技術・学術政策局長通知）を踏まえ，①会計内部監査の実施に当たっては，「不正防止計画」に留意し，その結果については「不正防止計画推進委員会」に報告することとしたこと，②効率的・効果的かつ多角的な監査ができるよう，内部監査部門と監事及び会計監査人と連携を図ることとしたこと等による所要の改正。）

平成19年11月30日制定（平成19年11月30日施行，平成19年６月１日適用）

規則第34号　独立行政法人大学入試センター受託研究取扱規則

（国，国立大学法人，独立行政法人等からの受託研究を受け入れる際の事務手続きの整備を行うための新規制定。）

平成19年11月30日制定（平成19年11月30日施行）

理事長裁定　独立行政法人大学入試センターリスニングテスト機器担当調整官の設置について

（業務責任を明確にし，今後のリスニングテストの円滑な実施に資するため，リスニングテストに使用する機器の最適化の調整及びリスニングテストの音声マスターCDの作成等に関する業務を担うリスニングテスト機器担当調整官を新たに設置することによる新規制定。）

平成19年12月１日制定（平成19年12月１日施行，平成19年４月１日適用）

規則第35号　独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部改正

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）が施行されたことに伴い，大学入試センターにおいても，国家公務員の給与改定に準拠した改正を行うことによる所要の改正。）

規則第36号　独立行政法人大学入試センター役員給与規則の一部改正

（常勤役員の地域手当については，独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号）を準用しているが，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）では，常勤役員に相当する者の地域手当は改定されないため，地域手当をこれまでと同額とするための所要の改正。）

平成19年12月27日制定（平成19年12月27日施行）

規則第37号　独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則の一部改正

（特別問題の作成等に従事する非常勤の職として，「特別問題調査研究員」を設置することとしたこと等による所要の改正。）

規則第38号　独立行政法人大学入試センター非常勤職員給与規則の一部改正

（特別問題の作成等に従事する非常勤の職として，「特別問題調査研究員」を設置することとしたこと等による所要の改正。）

平成20年２月29日制定（平成20年２月29日施行）

規則第１号　独立行政法人大学入試センター大学入試センター試験実施本部規則の一部改正

（大学入試センター試験実施本部における試験問題の照会等への対応の充実を図るため，①実施本部の本部員を増員すること，②総括責任者を置き，試験・研究統括官をもって充てること等による所要の改正。）

平成20年３月28日制定（平成20年４月１日施行）

規則第２号　独立行政法人大学入試センター組織規則の一部改正

〔課長補佐を配置しない課があることによる所要の改正。〕

規則第３号　独立行政法人大学入試センター事務分掌規則の一部改正

〔情報課及び事業第二課の係体制を見直し，改組したことによる所要の改正。〕

規則第４号　独立行政法人大学入試センター将来計画委員会規則の一部改正

〔委員会運営を柔軟に行うため委員長を理事とすることによる所要の改正。〕

規則第５号　独立行政法人大学入試センター試験企画委員会規則等の一部改正

〔守秘義務及び解嘱について明文化することによる所要の改正。〕

規則第６号　独立行政法人大学入試センター試験問題等データベース委員会規則の一部改正

（委員会の運営実態に合わせて委員会の名称・任務等を改めるとともに，守秘義務及び解嘱について明文化することによる所要の改正。）

規則第７号　独立行政法人大学入試センター文書取扱規則等の一部改正

〔情報課の改組等に伴う所要の改正。〕

規則第８号　独立行政法人大学入試センター広報・情報公開委員会規則の一部改正

（効率的な委員会運営を行うため部会を廃止し，委員会では，情報公開及び個人情報の開示に関する事項等を検討することによる所要の改正。）

規則第９号　独立行政法人大学入試センター情報公開取扱規則の一部改正

〔効率的な委員会運営を行うため情報公開部会を廃止すること等による所要の改正。〕

規則第10号　独立行政法人大学入試センター保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正

〔効率的な委員会運営を行うため情報公開部会を廃止することによる所要の改正。〕

規則第11号　独立行政法人大学入試センター研究紀要に関する規則の一部改正

（効率的な委員会運営を行うため部会を廃止し，委員会では，情報公開及び個人情報の開示に関する事項等を検討することによる所要の改正。）

規則第12号　独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部改正

（一般職の職員の給与に関する法律に基づき，人事院規則9-40（期末手当，勤勉手当及び期末勤勉手当）及び同9-49（地域手当）が改正されたことに伴い，大学入試センターにおいても，国家公務員の給与改定に準拠した改定を行うことによる所要の改正。）

規則第13号　独立行政法人大学入試センター職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部改正

（①特別な形態による勤務を割振られた職員が本試験と追試験の両方に出勤した場合，追試験の出勤日数に応じた特別休暇を取得できることを明確化すること，②男女雇用機会均等法の改正に伴う根拠条文の変更による所要の改正。）

規則第14号　独立行政法人大学入試センター永年勤続者表彰規則の一部改正

〔郵政民営化に伴い，交流機関の表記を整理することによる所要の改正。〕

規則第15号　独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則の一部改正

〔男女雇用機会均等法の改正に伴う根拠条文の変更による所要の改正。〕

細則第１号　独立行政法人大学入試センター教科科目第一委員会委員の選考等に関する細則等の一部改正

〔根拠条文の変更による所要の改正。〕

細則第２号　独立行政法人大学入試センター情報公開取扱細則の一部改正

〔効率的な委員会運営を行うため部会を廃止することによる所要の改正〕

細則第３号　独立行政法人大学入試センター保有個人情報の開示等に関する細則の一部改正

〔効率的な委員会運営を行うため部会を廃止することによる所要の改正〕

細則第４号　独立行政法人大学入試センター旅費細則の一部改正

〔旅行命令（依頼）簿の様式の見直しを行ったことによる所要の改正〕

内規第１号　独立行政法人大学入試センター成績データに係るコンパクトディスクの作成・保管に関する内規の一部改正

〔根拠条文の変更による所要の改正。〕

理事長裁定　独立行政法人大学入試センター総務企画部業務・システム最適化推進室の設置についての一部改正

〔職員旅行命令を総務課に一元化することによる所要の改正。〕

理事長裁定　独立行政法人大学入試センター事業部事業第一課試験企画室の設置についての一部改正

〔構成する係の変更及び高等学校学習指導要領の改訂に柔軟に対応することによる所要の改正。〕

理事長裁定　独立行政法人大学入試センター科学研究費補助金経理事務取扱要領の一部改正
〔旅行命令（依頼）簿の様式の見直しによる所要の改正。〕

平成20年３月28日制定（平成20年３月28日施行）

規則第16号　独立行政法人大学入試センター連絡会規則の廃止
〔他の委員会等において連絡会の機能を満たすことが可能なことから，効率的な委員会運営を行うための廃止。〕

規則第17号　独立行政法人大学入試センター教科・科目等検討委員会規則の廃止
〔委員会設置の目的が達成されたことによる廃止。〕

規則第18号　独立行政法人大学入試センター高等学校等関係者連絡協議会規則の廃止
〔他の委員会等において協議会の機能を満たすことが可能なことから，効率的な委員会運営を行うための廃止。〕

規則第19号　独立行政法人大学入試センター情報公開部会規則の廃止
〔効率的な委員会運営を行うための廃止。〕

規則第20号　独立行政法人大学入試センター広報部会規則の廃止
〔効率的な委員会運営を行うための廃止。〕

8　その他

（1）　受託業務

独立行政法人大学入試センター法第12条第３項に基づき，次の受託業務を実施した。

◎　高等学校卒業程度認定試験

（ア）　委託者

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

（イ）　作業日程

第１回目　平成19年８月14日（火）・15日（水）

第２回目　〃　11月26日（月）・27日（火）

（ウ）　作業人員（実人数）

第１回目　事業第三課職員　３人

第２回目　事業第三課職員　２人

（エ）　作業内容

文部科学省職員が答案枚数を計数機で確認の上，大学入試センター職員が光学式マーク読取装置（OMR）で答案を読み取り，カートリッジ磁気テープ（CMT）にデータの書き込みを行った。

なお，第２回目については，センター試験業務の繁忙期のため，大学入試センター職員は連絡調整及び事前準備を行い，文部科学省職員が答案の読み取り作業を行った。

（2）　広報

センター試験及び適性試験の円滑な実施とその趣旨の普及のため，活発な広報活動を展開し，次の広報資料の刊行，各種雑誌への記事の掲載，ホームページによる情報発信を行った。

ア　「多様な大学入試をめざして－平成20年度大学入試センター試験－」

センター試験の目的及び出願から受験までの流れなどを，高等学校向けに分かりやすく解説したパンフレット。

（配付先）

各高等学校，説明協議会参加者など

イ　「独立行政法人大学入試センター要覧（平成19年度）」

大学入試センターの概要を取りまとめて紹介したもの。

（配付先）

各国公私立大学・短期大学，関係機関など

ウ　「独立行政法人大学入試センター英文要覧」

和文要覧の掲載内容を英文により紹介したもの。

（配付先）

海外からの来訪者，教職員の海外出張先など

エ　「大学入試フォーラムNo. 30」

大学入試の現状と改善方法，センター試験及び適性試験の実施状況，研究活動などを中心に報告，解説，紹介したもの。

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学・短期大学，各都道府県教育委員会，各教育関係団体など

オ　各種雑誌への記事の掲載

高等学校関係者等にセンター試験や大学情報提供事業を紹介するため，各種雑誌に記事を掲載した。

（掲載誌）

月刊高校教育，中等教育資料（毎号掲載）

カ　ホームページによる情報発信

大学入試センターの概要，センター試験，適性試験及び大学情報提供事業に関する情報を掲載しており、特に，英語リスニングテストについては，実施方法等をより深く理解してもらうため，ICプレーヤーの操作ガイドを掲載している。また，センター試験に関して多く寄せられる質問についてのQ＆Aを掲載し，センター試験の節目ごとに，内容をその時期に合ったものに更新した。

なお，ホームページのアクセス件数は，以下のとおりであった。

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合　計
アクセス件数	2,409,941件 (2,962,754件)	3,005,555件 (3,020,162件)	3,557,664件 (3,663,856件)	8,728,310件 (9,215,643件)	17,701,470件 (18,862,415件)

※（　）内は平成18年度の数値。

（3）　諸資料の発表等

センター試験及び適性試験等に関して，大学入試センターが発表した事項は，次のとおりである。

月　日	時　間	発表形態	事　項　等	備　考
平成19年 4月20日（金）	14：00	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験の出願受付について	FAXで提供
4月23日（月） （受付初日）	17：30	資料提供	◆平成19年度法科大学適性試験の出願状況（受付初日）	FAXで提供
4月27日（金）	14：00	記者レク	○平成19年度大学入試センター試験英語リスニングテストにおける不具合等の申出があった機器の検証結果等について	文部科学省内
5月8日（火） （受付最終日）	17：30	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験の出願状況（受付最終日）	FAXで提供
5月25日（金）	14：00	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験の志願者数（確定）について	FAXで提供
6月4日（月）	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験実施要項について	
	14：00	資料提供	○平成21年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について	
6月24日（日）	11：00 から随時	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験本試験の実施状況について〔受験者数等，試験問題，正解等〕	「試験問題，正解等」は，希望者に対しセンターにて直接配付
6月29日（金）	14：30	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【速報値】	FAXで提供
7月13日（金）	14：00	資料提供	◆平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【確定値】〔得点分布等資料〕	
8月24日（金）	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験受験案内について	受験者への配付は9/3から
9月26日（水）	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の出願受付等について	
10月1日（月） （受付初日）	9：30	写真取材	○平成20年度大学入試センター試験の出願受付初日の願書点検状況	センター内
	17：30	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の出願状況（受付初日）	FAXで提供
10月12日（金） （受付最終日）	17：30	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の出願状況（受付最終日）	FAXで提供
11月30日（金）	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について〔志願者数等資料，試験場一覧，受験上の注意〕	
	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験（本試験）の試験問題ページ数，スクリプトページ数内訳及び発表用正解の大きさについて	

月　日	時　間	発表形態	事　項　等	備　考
12月14日(金)	13：00	記者レク	○「試験問題の一部差し替え措置」の実施について	文部科学省内
平成20年 1月11日(金)	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の実施について	同時配付「文部科学記者会への連絡諸事項」
	14：00	資料提供	◆平成20年度法科大学院適性試験実施要項について	
1月19日(土) 1月20日(日)	9：00から随時	記者レク	○平成20年度大学入試センター試験本試験の実施状況について〔受験者数等，試験問題，正解等〕	センター内
1月21日(月)	19：10	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験(本試験)「世界史A」の正解の訂正について	FAXで提供
1月22日(火)	17：05	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験(本試験)「地理A」，「地理B」の問題訂正について	FAXで提供
1月23日(水)	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験(本試験)平均点等一覧（中間集計）について	FAXで提供
	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験追・再試験受験許可者数について	FAXで提供
1月25日(金)	17：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験の得点調整について	FAXで提供
1月28日(月)	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験追・再試験受験状況について〔受験者数等〕	FAXで提供
2月1日(金)	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験問題冊子の一部差し替え措置に伴う職員等の訓告等について	FAXで提供
2月7日(木)	14：00	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要について〔受験者数，科目別平均点等資料〕	
2月8日(金)	14：00	資料提供	◆平成20年度法科大学院適性試験受験者募集要項〔郵送出願〕について	受験者への配付は2/12から
2月22日(金)	14：30	資料提供	○平成20年度大学入試センター試験(本試験)「地理B」の問題訂正について	FAXで提供

○：センター試験に関する発表事項等

◆：適性試験に関する発表事項等

（4）　研修・講習会等

事務・事業の高度化・複雑化及び独立行政法人に適用される法令等への対応，また昇任等により新たな職域に求められる知識，見識等を習得するなど，職員の資質の向上及び能力の充実並びに職務の効果的遂行を図るため，人事院及び文部科学省等の実施する教養，職域階層別，実務の各研修等に積極的に職員を参加させた。

平成19年度の研修（他機関主催のものへの参加を含む。）の参加状況は，次のとおりである。

区　分	実施回数	参加人数
職員研修セミナー	5	150
新任職員説明会	3	15
職務階層別研修	4	4
教　養　研　修	1	10
実　務　研　修	13	79
合　計	26	258

第２　平成20年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要

（1）平成20年度センター試験の概要（〔　〕内は平成19年度センター試験）

○日　　時　　本　試　験　1月19日(土)，20日(日)
追・再試験　1月26日(土)，27日(日)

○志願者数　　543,385人〔553,352人〕
・高等学校等卒業見込者　428,013人（78.8%）　昨年度比：1.5%減
・女子　227,736人（41.9%）　昨年度比：1.5%減
・２教科以下受験　13,534人（2.5%）　昨年度比：6.7%減

○受験者総数　　504,387人〔511,272人〕

○受 験 率　　92.82%〔92.40%〕

○利用大学　　777大学〔755大学〕
国立大学：82大学，公立大学：73大学，私立大学：466大学
公立短期大学：17短期大学，私立短期大学：139短期大学

○試験場数(本試験)　736試験場8,731試験室〔735試験場8,923試験室〕

○教科科目等　　６教科28科目〔６教科28科目〕

教科名		科目名
国　語		国語
地理歴史		世界史A，世界史B，日本史A，日本史B，地理A，地理B
公　民		現代社会，倫理，政治・経済
数　学	①	数学Ⅰ，数学Ⅰ・数学A
	②	数学Ⅱ，数学Ⅱ・数学B，工業数理基礎，簿記・会計，情報関係基礎
理　科	①	理科総合B，生物Ⅰ
	②	理科総合A，化学Ⅰ
	③	物理Ⅰ，地学Ⅰ
外国語	筆記	英語，ドイツ語，フランス語，中国語，韓国語
	ﾘｽﾆﾝｸﾞ	英語

※　アンダーラインを付した教科・科目は，科目間で原則として20点以上の平均点の差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものとして認められる場合には得点調整を行う。

○得点調整　なし

○センター試験実施概要

教科名		受験者数	
国　語		481,415人	
地理歴史		357,434人	
公　民		306,497人	
数　学		〔363,365人〕	① 362,058人
			② 328,065人
理　科		〔349,584人〕	① 194,432人
			② 233,491人
			③ 169,132人
外国語	筆記	498,075人	
	ﾘｽﾆﾝｸﾞ（英語）	491,056人　再開テスト対象者 181人 受験者 175人　辞退者 6人	

※〔　〕は，数学又は理科の実受験者数を示す。

（2） 実施日程

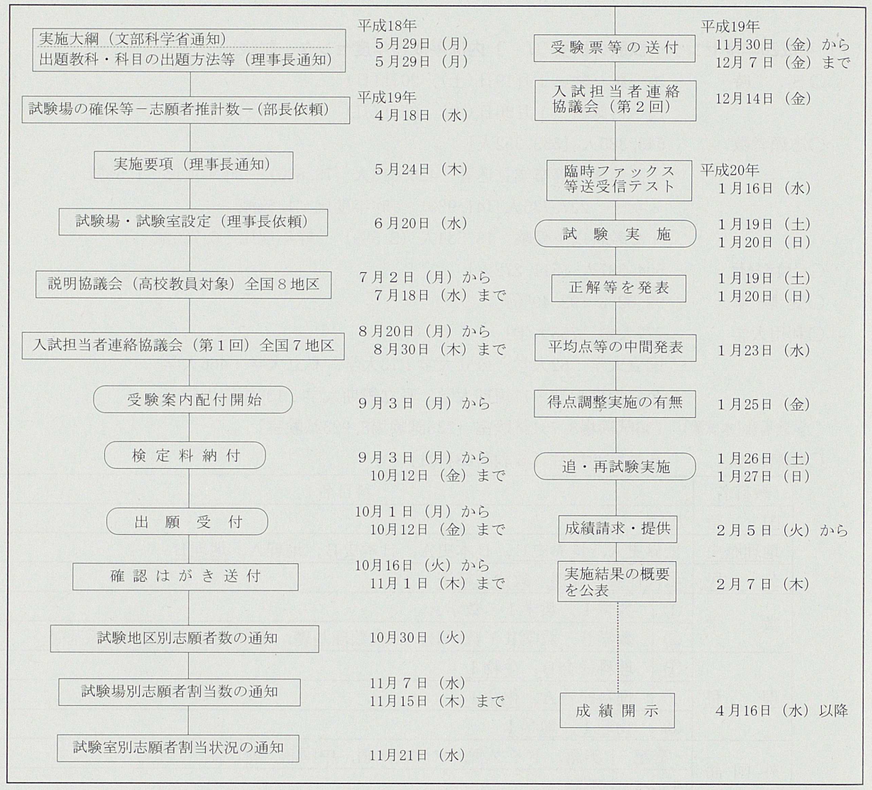

（参考）

平成20年度センター試験利用大学入学者選抜実施日程

① 国公立大学

入学者選抜要項発表	平成19年 7月31日（火）まで
募集要項発表	12月15日（土）まで
推薦入学（センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学のみ）	平成20年 1月25日（金）まで
出願受付	1月28日（月）から 2月６日（水）まで
２段階選抜（前期日程）と推薦入学（センター試験を課す場合）の結果発表　（実施大学のみ）	2月13日（水）まで
２段階選抜（公立大学中期日程）の結果発表（実施大学のみ）	2月20日（水）まで
前期日程の国公立大学が試験実施	2月25日（月）から
２段階選抜（後期日程）の結果発表（実施大学のみ）	2月28日（木）まで
中期日程の公立大学が試験実施	3月８日（土）以降
前期日程の公立大学が合格者発表	3月１日（土）から 3月10日（月）まで
前期日程の国立大学が合格者発表	3月６日（木）から 3月10日（月）まで
後期日程の国公立大学が試験実施	3月12日（水）以降
中期日程の公立大学が合格者発表	3月20日（木）から 3月23日（日）まで
後期日程の国公立大学が合格者発表	3月20日（木）から 3月24日（月）まで

（注） ① 国立大学の試験実施期日については，例外の取扱いも認められている。
② 公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる日程がある。
③ ２段階選抜（後期日程）の結果発表時期は，大学によっては，上表と異なる場合がある。

② 私立大学・短期大学

私立大学・短期大学は，それぞれにおいて出願期日及び試験日を設定している。

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内にセンター試験を利用する大学が複数ある地区においては，この試験の円滑な実施を図るため，当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し，そこに世話大学が置かれ，大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては，主に大学の志願者分担数，試験場の確保，監督者の人的協力等について協議が行われ，当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

（世話大学）

都道府県名	大学名	都道府県名	大学名	都道府県名	大学名
北海道	北海道大学	石川	金沢大学	岡山	岡山大学
青森	弘前大学	福井	福井大学	広島	広島大学
岩手	岩手大学	山梨	山梨大学	山口	山口大学
宮城	東北大学	長野	信州大学	徳島	徳島大学
秋田	秋田大学	岐阜	岐阜大学	香川	香川大学
山形	山形大学	静岡	静岡大学	愛媛	愛媛大学
福島	福島大学	愛知	名古屋大学	高知	高知大学
茨城	筑波大学	三重	三重大学	福岡	九州大学
栃木	宇都宮大学	滋賀	滋賀大学	佐賀	佐賀大学
群馬	群馬大学	京都	京都大学	長崎	長崎大学
埼玉	埼玉大学	大阪	大阪大学	熊本	熊本大学
千葉	千葉大学	兵庫	神戸大学	大分	大分大学
東京	東京大学	奈良	奈良女子大学	宮崎	宮崎大学
神奈川	横浜国立大学	和歌山	和歌山大学	鹿児島	鹿児島大学
新潟	新潟大学	鳥取	鳥取大学	沖縄	琉球大学
富山	富山大学	島根	島根大学		

3　実施要項及び受験案内の決定・発表等

（1）　実施要項及び受験案内の決定・発表

平成19年度センター試験終了後，センター試験利用大学，高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ，センター試験の実施方法等について検討を行い，実施方法委員会の審議を経て，その実施方針を取りまとめ，「平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定し，平成19年５月24日付けで利用大学，高等学校等へ通知した。

また，この実施要項に基づき，センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめた「平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成した。

項目	要旨
試験実施日程等	① 出願期間　平成19年10月１日(月)～12日(金) ② 本試験　平成20年１月19日(土)・20日(日) 追・再試験　平成20年１月26日(土)・27日(日)
試験成績の本人開示	出願時の志願者本人の希望に基づき，平成20年４月16日(水)以降に書留郵便で本人の現住所あてに通知する。

（2）　受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を920,000部作成し，９月３日(月)から，センター試験を利用する国公私立大学において入学志願者等に配付するとともに，全国学校案内資料管理事務センターを通じ，郵送により配付した。

なお，参考として各高等学校・各都道府県教育委員会・各都道府県知事部局・その他関係機関等にも配付した。

（3）　実施提要の決定

実施要項に基づき，センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，「実施要領」，「輸送要領」，「監督要領」，「成績提供要領」，「リスニングテスト事故対応要領」の５つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し，利用国公私立大学の入試担当者に配付した。

（4）　高等学校関係者等を対象とする説明協議会の開催

センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として，高等学校，教育委員会等の関係者を対象とする「大学入試センター試験説明協議会」を，７月上旬から中旬にかけて全国８か所で開催した。

なお，この会議には，文部科学省からも担当官の出席を求め，『平成20年度大学入学者選抜実施要項』等について説明・協議を行った。

地　　区	開催協力大学	開催日	会　　場	出席者数（高校数）
北　海　道	北海道大学	7月18日	北海道大学　学術交流会館講堂	226人（　164校）
東　　北	東北大学	7月10日	仙台国際センター　大ホール	358人（　274校）
関　東　A		7月2日	メルパルクホール	972人（　756校）
関　東　B	埼玉大学	7月4日	大宮ソニックシティ　小ホール	375人（　310校）
東海・北陸	名古屋大学	7月12日	名古屋市公会堂　大ホール	495人（　411校）
近　　畿	大阪大学	7月13日	メルパルクOSAKA	826人（　626校）
中国・四国	広島大学	7月6日	広島大学 サタケメモリアルホール	361人（　289校）
九州・沖縄	九州大学	7月11日	九州大学　創立50周年記念講堂	520人（　393校）
計				4,133人(3,223校)

（5）　入試担当者連絡協議会等

ア　大学入試センター試験の実施に関する協議会

新たにセンター試験を利用する大学の入試担当課長や既利用大学の新任入試担当課長等に対して，センター試験の概要等の説明を目的として，4月27日(金)に大学入試センターで「大学入試センター試験の実施に関する協議会」を開催した。この会議には，該当するすべての159大学，161人が参加した。

イ　大学入試センター試験入試担当者連絡協議会

センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者に対して，センター試験の実施業務等の説明・協議を目的として，「大学入試センター試験入試担当者連絡協議会」を，第1回は8月下旬に全国7か所で，第2回は東京において12月14日(金)にそれぞれ開催した。

【第1回】

地　　区	開催協力大学	開催日	会　　場	出席者数（大学数）
北　海　道	北見工業大学	8月23日	北見東急イン	95人（ 34大学）
東　　北	宮城教育大学	8月29日	仙台ガーデンパレス	158人（ 45大学）
関東甲信越		8月20日	昭和女子大学人見記念講堂	814人(247大学)
東海・北陸	静岡大学	8月24日	愛知県産業貿易館	292人(106大学)
近　　畿	神戸大学	8月28日	神戸国際会館こくさいホール	410人(140大学)
中国・四国	島根大学	8月30日	くにびきメッセ国際会議場	203人（ 68大学）
九州・沖縄	長崎大学	8月23日	長崎大学中部講堂	242人（ 82大学）
計				2,214人(722大学)

【第2回】

地　　区	開催協力大学	開催日	会　　場	出席者数（大学数）
全　　国		12月14日	昭和女子大学人見記念講堂	2,012人(713大学)

4　試験場・試験室の設定

試験場・試験室の設定は，原則として都道府県を単位とする試験地区別に，次の日程で行った。

なお，リスニングテストの実施に伴い，固定机や長机の中間列の使用は，用便等で途中退席する際に障害となることから，可能な限り中間列の座席を設定しないよう配慮することを依頼した。

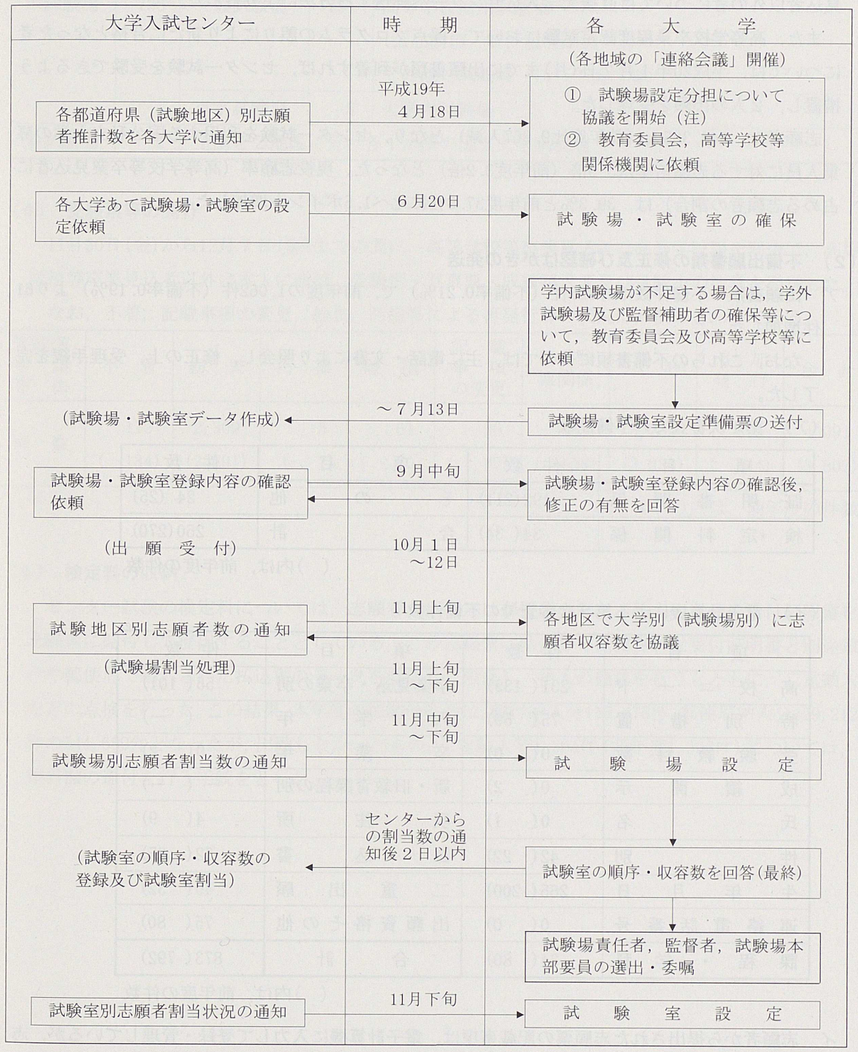

（注）各試験地区内の志願者推計数を，各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは，基本的には，当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。

5　出願受付及び受験票の発行

（1）　出願受付

出願受付は，平成19年10月１日(月)から12日(金)までの間，高等学校等（特別支援学校の高等部及び中等教育学校を含む。以下同じ。）卒業見込者は在学する高等学校等を経由し，高等学校等卒業見込者以外の者については直接大学入試センターへ郵送する方法により行った。

また，高等学校卒業程度認定試験において，採点プログラムの誤りにより新たに合格となった者については，平成20年１月７日(月)までに出願書類が到着すれば，センター試験を受験できるよう措置し，２人の出願を受理した。

志願者は，543,385人（前年度比9,967人減）となり，センター試験を利用する国公私立大学の募集人員に対する志願倍率は3.0倍（前年度3.2倍）となった。現役志願率（高等学校等卒業見込者に占める志願者の割合）は，39.3%と前年度37.8%に比べ1.5ポイント増加した。

（2）　不備出願書類の修正及び確認はがきの発送

ア　出願書類の不備件数は1,123件（不備率0.21%）で，前年度の1,062件（不備率0.19%）より61件増加した。

なお，これらの不備書類については，主に電話・文書により照会し，修正の上，受理手続を完了した。

(ア)　第１次審査での不備件数

項　目	件　数	項　目	件　数
証明書関係	192(211)	その他	24 (25)
検定料関係	34(34)	合計	250(270)

（　)内は，前年度の件数

(イ)　電子計算機による第２次審査での不備件数

項　目	件　数	項　目	件　数
高校コード	231(139)	卒業見込・卒業の別	55(101)
特別措置	75(59)	入学年	－（　－）
受験教科数	0(　0)	卒業年	0(　2)
成績開示	0(　2)	新・旧教育課程の別	－（　－）
氏名	0(　1)	現住所	4(　9)
性別	42(22)	払込書	52(65)
生年月日	265(200)	二重出願	40(32)
連絡電話番号	0(　0)	出願資格その他	75(80)
課程・学科	34(80)	合計	873(792)

（　)内は，前年度の件数

イ　志願者から提出された志願票の記載事項は，電子計算機に入力して登録・管理しているが，志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために，登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校等卒業見込者は高等学校等を経由し，高等学校等卒業見込者以外は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

（3）　試験場の指定

大学入試センターは，志願者数確定後，各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者の割当てを行った。この結果，全国で736（前年度735）の試験場が確定した。

本試験場	736	一般試験場	731	大学内試験場　670 (国立大学 181，公立大学 71，私立大学 402，公立短期大学 4，私立短期大学 5，自大学附属学校 7) 高等学校借用試験場　51 (公立高校　47，私立高校　4) その他の試験場　10（予備校等）
		点字試験場	5	大学内試験場　5
追試験場	2	全国を２地区に分け各１か所の国立大学試験場		

（4）　受験票等の発行

11月30日(金)から12月７日(金)までの間に，高等学校等卒業見込者は高等学校等を経由で，高等学校等卒業見込者以外は本人に直接，受験票・写真票・成績請求票及び受験上の注意を発送した。

なお，不着，記載事項の変更，紛失，汚損等による再発行等の状況は，次のとおりである。

再発行等申請事由	不着	紛失	汚損	破損	記載事項の変更	仮受験票関係	小計	追加発行	合計
件数	112 (134)	2,309 (2,291)	5 (7)	61 (60)	86 (67)	659 (699)	3,232 (3,258)	859 (544)	4,091 (3,802)

＊( )内は，前年度の件数

（5）　検定料の収納

センター試験の検定料については，志願者が銀行又は郵便局の窓口で納入し，その受付証明書を志願票に貼付して提出することとしている。この志願票に貼付して提出された受付証明書と別途銀行や郵便局で納入された払込書のデータを受信して照合し，納入の確認を行うとともに，二重納入などの点検を行った。この結果，本年度の総納付件数は，銀行納入分115,475件，郵便局納入分429,212件の544,689件となったが，出願しなかったもの，二重納入等1,304件（前年度1,326件）については，相当額の還付を行う手続をとった。

6　試験実施

（1）　実施体制等

ア　大学入試センター

（ア）　大学入試センターにおいては，試験実施当日，理事長を本部長とし，実施方法委員会委員等14人で構成するセンター試験実施本部を設置し，臨時電話及び臨時ファックスにより各大学と密接な連携を図るとともに，試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また，センター試験実施本部には，教科科目第一委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き，試験問題及びその正解の点検や，試験問題に関する疑義の処理に当たった。

（イ）　試験の実施に先立ち，試験問題の作成過程において，試験問題の一部差し替え措置を行ったが，印刷，各大学への輸送及び試験については，計画どおり実施した。

イ　各大学

各大学では，学長の下に「実施のための委員会」を設置し，当該大学が設置した試験場において，教職員数約23,000人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお，一部の大学では，受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため，公立高等学校，教育委員会の教職員等に監督補助を依頼する等の措置をとった。

ウ　連絡体制

試験実施当日は，センター試験実施本部，各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため，675台の臨時電話及び843台のファックスからなる連絡体制を組織した。

なお，平成20年１月16日(水)には，大学入試センターと各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において，臨時電話及び臨時ファックスの「送受信テスト」を実施した。

（2）　試験時間

センター試験の本試験は，１月19日(土)，20日(日)に全国736試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また，身体に障害のある入学志願者のうち，点字による解答の受験者に対しては，試験時間の延長（1.5倍），強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長（1.3倍）措置を講じ，代筆による解答の受験者に対しては，審査の上，試験時間の延長（数学に限り1.5倍，他の教科については1.3倍）措置を講じた。

期　日	教　科		一般の試験時間	1.3 倍の試験時間	1.5 倍の試験時間
平成20年１月19日（土）	公民		9:30～10:30（ 60分）	9:30～10:50（ 80分）	9:30～11:00（ 90分）
	地理歴史		11:15～12:15（ 60分）	11:20～12:40（ 80分）	11:30～13:00（ 90分）
	国語		13:30～14:50（ 80分）	13:40～15:25（105分）	13:45～15:45（120分）
	外国語	筆記	15:35～16:55（ 80分）	15:55～17:40（105分）	16:15～18:15（120分）
		英語ﾘｽﾆﾝｸﾞ	17:35～18:35（ 60分）	18:05～19:15（ 70分）	18:40～19:55（ 75分）
１月20日（日）	理科	①	9:30～10:30（ 60分）	9:30～10:50（ 80分）	9:30～11:00（ 90分）
	数学	①	11:15～12:15（ 60分）	11:20～12:40（ 80分）	11:30～13:00（ 90分）
	数学	②	13:30～14:30（ 60分）	13:40～15:00（ 80分）	13:45～15:15（ 90分）
	理科	②	15:15～16:15（ 60分）	15:30～16:50（ 80分）	15:45～17:15（ 90分）
	理科	③	17:00～18:00（ 60分）	17:20～18:40（ 80分）	17:45～19:15（ 90分）

（3）　身体障害者等志願者に対する措置

センター試験においては，身体障害者等の志願者からの申請に基づき，審査の上，その障害の種類・程度に応じて次のような受験上の特別措置を行った。

試験時間の延長については，点字試験の試験時間を通常の1.5倍とした。また，点字受験者以外の身体障害者等の受験者のうち，強度の弱視者，重度の肢体不自由者及び代筆による解答受験者に対しては，通常の1.3倍（代筆による解答の試験時間は数学に限り1.5倍）の延長を認めた。

なお，点字問題の作成に当たっては，通常の試験問題を基本とし，点訳になじまない問題については代替問題を出題するとともに，必要に応じて説明文を補足した。

リスニングテストについては，重度の聴覚障害者で，リスニングテストの受験が困難な者に対して，リスニングテストを免除した。また，マークシート方式によらない解答方法（点字，文字，チェック，代筆解答）で試験時間を延長する受験者に対しては，ICプレーヤーの操作等が困難であるためCDプレーヤーを使用した。この場合，試験時間の延長については，解答時間を長くとった音声を連続して再生する「連続方式」と，設問ごとに音声を停止させる「音止め方式」の二つの方式を用意し，受験者にいずれかの方法を選択させた。なお，点字解答及び音止め方式による受験者を担当する大学に対して，12月13日(木)に大学入試センターで，予行演習を実施した。この会議には16大学42人の関係者が出席した。このほか，イヤホン不適合者に対しては，ヘッドホン，小型イヤホンを貸与した。

身体障害者等に対する受験特別措置（出願受付時）

区分＼年度	平成20年度		平成19年度	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
男	1,391	1,316	1,123	1,043
女	2,303	2,185	1,748	1,621
計	3,694	3,501	2,871	2,664

（内訳１）

障害の種類					
	視覚障害	83	68	85	69
	聴覚障害	298	267	351	309
	肢体不自由等	760	703	591	528
	イヤホン不適合	2,553	2,463	1,844	1,758

（内訳２）（注）重複措置を含む延べ数である。

視覚障害	点字による解答（時間延長1.5倍）（別室）				
		連続方式	10	7	7	4
		音止め方式	2	0	4	3
		英語未希望	0	0	1	1
	文字による解答（時間延長1.3倍）（別室）				
		連続方式	29	25	33	27
		音止め方式	6	4	5	2
	文字による解答（別室）		14	12	13	11
	拡大文字問題冊子の配付		44	38	48	39
	拡大鏡等の持参使用		49	41	49	38
	窓側の明るい座席を指定		23	18	21	16
	照明器具の持参使用		0	0	2	2
	照明器具の試験場側での準備		13	11	8	5
	点字器等の持参使用		－	－	－	－
	点字器等の試験場での保管		6	3	4	2
聴覚障害	手話通訳者の配置		34	31	38	32
	注意事項等の文書による伝達		171	148	196	169
	座席を前列に指定		187	162	238	211
	補聴器の持参使用（FM式補聴器を除く）		187	165	234	203
	リスニングテストの免除		162	137	191	165
	ヘッドホンの持参使用		23	22	18	16
	CDﾌﾟﾚｰﾔｰのｽﾋﾟｰｶｰから直接音声を聞く方式		25	24	47	42
	補聴器を外してイヤホンを使用		40	39	30	29
	補聴器のコネクターにコードを接続		1	1	4	4
	ヘッドホンの貸与		29	27	26	23
肢体不自由・病弱等	チェックによる解答（1.3倍）（別室）				
		連続方式	35	33	25	21
		音止め方式	5	5	3	3
	チェックによる解答（別室）		9	5	10	9
	代筆による解答（時間延長）（別室）				
		連続方式	2	2	2	1
		音止め方式	1	1	0	0
	代筆による解答（別室）		1	0	0	0
	試験室における介助者の配置		22	20	13	10
	別室の設定		305	276	262	223
	１階またはｴﾚﾍﾞｰﾀｰか利用できる試験室での受験		145	129	132	112
	トイレに近接する試験室に指定				
		洋式	89	77	188	172
		身障者用	86	78	76	65
	特製机の持参使用		23	20	14	12
	特製机の試験場側での準備		24	21	36	29
	車椅子の持参使用		82	72	72	61
	杖の持参使用		51	47	49	45
	試験室入口までの付添者の同伴		92	81	75	65
	試験場への乗用車での入構		135	117	120	103
	座席を試験室の出入口に近いところに指定		294	270	246	229
	リスニングテストにおいて頻尿等により途中退室のため別室		71	65	81	79
その他			371	349	313	283
イヤホン不適合			2,579	2,489	1,863	1,774

前表のほか，出願受付締切後の負傷等により，特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上，措置を講じた。

身体障害者等に対する受験特別措置（出願受付締切後の負傷者等）

区分		平成20年度 申請者数	平成19年度 申請者数
対象者合計		2,317	2,998
障害の種類	視覚障害	7	5
	聴覚障害	5	13（3）
	肢体不自由等	838	828
	イヤホン不適合	1,467	2,252

※（ ）は，リスニングテスト免除を内数で示す。

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字による解答（時間延長1.5倍）（別室）	連続方式	—	—
			音止め方式	—	—
		文字による解答（時間延長1.3倍）（別室）	連続方式	1	1
			音止め方式	—	—
		文字による解答（別室）		—	—
		拡大文字問題冊子の配付		3	—
		拡大鏡等の持参使用		3	3
		窓側の明るい座席を指定		—	—
		照明器具の持参使用		—	—
		照明器具の試験場側での準備		1	—
		点字器等の持参使用		—	—
		点字器等の試験場での保管		—	—
	聴覚障害	手話通訳士の配置		—	—
		注意事項等の文書による伝達		—	2
		座席を前列に指定		1	5
		補聴器の持参使用（ＦＭ式補聴器を除く）		2	6
		リスニングテストの免除		—	3
		ヘッドホンの持参使用		—	2
		ＣＤプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式		—	—
		補聴器を外してイヤホンを使用		—	—
		補聴器のコネクターにコードを接続		—	1
		ヘッドホンの貸与		3	2
	肢体不自由等	チェックによる解答（時間延長1.3倍）（別室）	連続方式	4	2
			音止め方式	1	—
		チェックによる解答（別室）		4	7
		代筆による解答（時間延長）（別室）	連続方式	—	—
			音止め方式	—	—
		代筆による解答（別室）		—	—
		試験室における介助者の配置		—	—
		別室の設定		602	587
		１階またはエレベーターを利用できる試験室での受験		21	13
		トイレに近接する試験室に指定	洋式	2	8
			身障者用	3	2
		特製机の持参使用		—	—
		特製机の試験場側での準備		9	2
		車椅子の持参使用		14	8
		杖の持参使用		20	23
		試験室入口までの付添者の同伴		24	18
		試験場への乗用車での入構		30	28
		座席を試験室の出入口に近いところに指定		48	47
		リスニングテストにおいて頻尿等により途中退室のため別室		3	4
		その他		108	129

	イヤホン不適合	ヘッドホンの使用	318	338
		小型イヤホンの使用	1,149	1,814
		スピーカーの使用	—	—
		その他	—	—

（注）内訳は，重複措置を含む延べ数である。

（4） リスニングテストの実施

外国語の『英語』において，個別音源方式によるリスニングテストを実施した。

試験の実施に当たっては，昨年度の実施結果を踏まえて，機器の製造，機器の操作等に係る受験者への周知や試験室における指示，試験実施に係る監督者への対応等には細心の注意を払い，遺漏のないように努めた。

さらに，大量の機器を一斉に使用することから，機器の不具合等が生じた場合の対応方法と，再開テストにより試験を行うことになった場合の試験監督業務を記したリスニングテスト事故対応要領を見直すなど，再開テストの実施にも万全を期した。

また，リスニングテストの実施は他教科と異なる点が多いため，昨年度に引き続き，各大学において，事前にリスニングテストの予行演習を行い監督者の出席を義務づけるよう周知徹底した。

なお，実施における概況は次のとおりである。

ア　リスニングテスト受験者数：491,056人

イ　再開テスト受験者数：175人

ウ　再試験受験者数：102人

（5） 追・再試験の実施

追試験は，本試験の１週間後の１月26日(土)，27日(日)に全国２試験場で実施した。本年度の追試験許可者数は161人（前年度161人）である。

再試験は，正規の試験時間が確保されなかった等の理由により，追試験と同じ日程で公民，英語（リスニング）及び数学②を実施した。

○追試験

受験許可者数 161人(161人)

地区	追試験実施大学名	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
東日本	東京芸術大学	97 (94)	62 (59)	35 (35)	94 (81)	3 (13)	31 (35)	19 (20)	31 (24)	16 (15)	大学 65 (62)
西日本	大阪大学	64 (67)	43 (47)	21 (20)	62 (66)	2 (1)	21 (22)	12 (13)	22 (25)	9 (7)	51 (52)
計		161 (161)	105 (106)	56 (55)	156 (147)	5 (14)	52 (57)	31 (33)	53 (49)	25 (22)	116 (114)

（内訳）

区分		東日本	西日本	計
疾病・負傷		94人(81人)	62人(66人)	156人(147人)
内訳	ア　感冒及び類似症	39 (34)	28 (26)	67 (60)
	イ　胃腸炎及び類似症	44 (33)	20 (22)	64 (55)
	ウ　その他の疾病	11 (12)	14 (13)	25 (25)
	エ　負傷	0 (2)	0 (5)	0 (7)
事故等		3 (13)	2 (1)	5 (14)
合計		97 (94)	64 (67)	161 (161)

○再試験

・徳島大学（監督者による解答開始前の指示漏れがあったため）

受験者数　１人（公民のみ）

・千葉工業大学（正規の試験時間が確保されなかったため）

受験者数　９人（英語（リスニング）のみ）

・東京理科大学（野田校舎）（監督者の不適切な対応）

受験者数　１人（英語（リスニング）のみ）

・日本女子大学（正規の試験時間が確保されなかったため）

受験者数　２人（英語（リスニング）のみ）

・成蹊大学（自動消灯システムにより試験場全体が消灯したため）

受験者数　72人（英語（リスニング）のみ）

・横浜国立大学（試験室（別室）に面した道路に約５分間，物売りの車が停車し，音楽を流していたため）

受験者数　０人（英語（リスニング）のみ）

・熊本学園大学（監督者の不適切な対応）

受験者数　１人（英語（リスニング）のみ）

・日本文理大学（受験者の携帯電話が鳴動したため）

受験者数　16人（英語（リスニング）のみ）

・佐賀大学（監督者の不適切な対応）

受験者数　１人（英語（リスニング）のみ）

・中部学院大学（監督者が別冊子配付希望者に本冊子を配付しなかったため）

受験者数　１人（数学②のみ）

（6） 正解の発表

本試験の正解は，試験終了後，報道機関を通じて発表するとともに，大学入試センターのホームページにおいて発表した。

また，追・再試験の正解は，追・再試験を実施した東京芸術大学・大阪大学において発表するとともに，大学入試センターへ正解表を希望した受験者には直接郵送した。

7　実施結果

（1）　答案の読み取り及び採点

各大学から返送された本試験受験者の答案は，大学・試験場別，教科別（試験時間割別）に枚数等を確認した後，本試験実施翌日の平成20年１月21日(月)から25日(金)までの間に16台の光学式マーク読取装置（OMR）によって読み取りを行った。同様に，追・再試験受験者の答案は，１月28日(月)に読み取りを行った。

本年度の答案等枚数は3,523,735枚（答案3,421,835枚，A票101,900枚）で，読み取りに延べ約593時間を要した。

データ化された答案を，電子計算機により受験番号のチェックや受験状況調査票との関連チェックを行った上で採点し，各科目ごとの受験者数や平均点，標準偏差等の統計数値を算出するとともに，成績提供資料，問題評価関係資料等の作成を２月４日(月)までに終了した。

（2）　答案のマーク誤り等の状況

電子計算機によるチェックの結果，受験番号のマーク誤り等の答案が3,293件（昨年度3,577件），解答科目マーク誤りの答案が49件（同52件）あった。

（3）　平均点等

受験者504,387人についての科目別平均点等の最終結果を，２月７日(木)に発表した。

また，受験者がセンター試験利用大学の個別学力試験へ出願する際の参考として，約20万人段階における科目別平均点等を，１月23日(水)に中間発表した。

（4）　得点調整実施の有無

本年度のセンター試験においては，得点調整の対象としている科目間で，試験問題の難易差に基づく著しい平均点差が生じなかったため，得点調整は行わないこととした。

（5）　成績の提供

センター試験利用大学からの成績請求に基づき，２月５日(火)から３月31日(月)までの間，センター試験の成績を提供した。

〔提供大学数・提供件数〕　※(　)内は昨年度の数値。国際教養大学は国公立大学一般選抜で集計。

区　　分	提供大学数	延べ提供件数
国公立大学		
・一般選抜	155大学（157大学）	488,483件（　489,593件）
・推薦入学	65大学（　64大学）	11,595件（　12,283件）
・ＡＯ入試	17大学	2,624件
・第２次募集	1大学（　3大学）	55件（　630件）
私立大学	464大学（449大学）	810,318件（　736,124件）
短期大学	154大学（147大学）	15,433件（　14,746件）
合　　計	856大学（820大学）	1,328,508件（1,253,376件）

（6）　前年度成績の提供

センター試験利用大学の判断により，入学者選抜資料として，志願者が前年度に受験したセンター試験の成績を利用することが可能となっている。そのため，各大学からの前年度成績請求に基づき，平成19年９月28日(金)から３月21日(金)までの間，前年度におけるセンター試験の成績を提供した。

〔提供大学数・提供件数〕　※(　)内は昨年度の数値。

区　　分	提供大学数	延べ提供件数
国公立大学	1大学（ 1大学）	2件（ 17件）
私立大学	35大学（34大学）	459件（431件）
短期大学	2大学（ 3大学）	4件（ 3件）
合　　計	38大学（38大学）	465件（451件）

（7）　出願状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するため，国公立大学からの請求に基づき，他の国公立大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

提供大学数：155大学

提 供 期 間：２月22日(金)から２月28日(木)まで

（8）　合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するため，国公立大学からの請求に基づき，合格状況資料を提供した。

ア　大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料

提供大学数：145大学

提 供 期 間：２月22日(金)から28日(木)まで

イ　「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料

提供大学数：145大学

提 供 期 間：３月19日(水)

ウ　一般入試合格者等に係る合格状況資料

提供大学数：152大学

提 供 期 間：３月26日(水)から28日(金)まで

エ　推薦入学入学手続者に係る合格状況資料

提供大学数：1大学

提 供 期 間：３月28日(金)

8　試験問題

（1）　試験問題の作成

センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，試験問題は，国公私立の大学が，それぞれの判断と創意工夫により，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として，適切に利用できるよう共通第一次学力試験以来の経験や研究の成果を生かしながら作成している。

出題に当たる教科科目第一委員会の委員は，国公私立大学等の教員約430人に委嘱し，これらの委員は，科目別等の部会に分属し，年間11～16回，40日程度にわたって会議を開催し，試験問題の作成に当たった。

試験問題の作成過程においては，各部会で約２年の期間，十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか，教科・科目間によっては，関連する教科・科目間の調整会議を年数回開催し，試験問題の内容・分量，難易度が均衡のとれるものとなるように，また出題内容の重複や一方の試験問題に他の科目の解答が記述されることがないように留意した。

また，教科科目第一委員会とは別に教科科目第二委員会，教科科目第三委員会等において，さらに高等学校関係者で組織される点検協力者によって，文章表現，問題の構成，解答方法の妥当性及び出題内容の適否等について，具体的に点検・照合を行い，より適正な出題に努めた。

（2）　出題内容等

センター試験の試験問題は，高等学校学習指導要領に準拠し，高等学校で使用されている教科書の内容に沿った適切で良質なものを作成する必要がある。

試験問題の作成に当たっては，単なる二者択一的なものでなく，基礎学力を全体的に関連付けながら評価できるように，内容，形式及び構成を工夫することによって，的確な読解力，内容に対する理解力，正解を見いだすまでの応用力，総合力など，きめ細かく評価できるように配慮をした。

（3）　正解・配点の公表

センター試験実施直後に，受験者がより正確に自己採点できるよう，正解及び枝問までの配点を公表した。

（4）　試験問題の訂正等

箇所				内容等		採点上の措置
本試験	第1日目	公民 ※	倫理 第５問 下から３行目	誤	…「我々は…処されている」…	なし
				正	…「人間は…処せられている」…	
		地理歴史	地理Ａ 第５問　問５　表１ 地理Ｂ 第６問　問５　表１	誤	農業産出額 （億円）	なし
				正	農業産出額 （千万円）	
		地理歴史	地理Ｂ 第１問　問４ 上から３行目	誤	…に対して約200倍で…	なし
				正	…に対して約75倍で…	
		地理歴史	地理Ｂ 第２問　問４ 図４　点Ｂの位置	誤		なし
				正	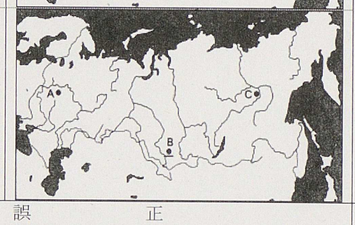	
	第2日目	理科① ※	理科総合Ｂ 第２問　問７ 図１	誤	前脚　→　後脚 後脚　→　前脚	なし
				正		
			理科総合Ｂ 第２問　問７ ３，４行目	誤	前脚　→　後脚 後脚　→　前脚	なし
				正		
		数学② ※	情報関係基礎 第４問　問２ 下から５行目	誤	…５行おきに…	なし
				正	…５行ごとに…	
追試験	第1日目	公民 ※	政治・経済 第４問　問２ （注）	誤	…の対前年比伸び率…	なし
				正	…の対前年伸び率…	
		国語 ※	国語 第２問　問２ 選択肢	誤	⑤　今までの姉の奪闘を…	なし
				正	⑤　今までの姉の奮闘を…	

	第2日目	理科③ ※	物理Ⅰ 第3問　問3	誤	音源が一定の速度で移動すると…	なし
				正	音源が一定の速度で近づいてくると…	

（注）※は試験時間中に訂正

正解発表後に正解を追加						採点上の措置
本試験	第1日目	地理歴史	世界史A 第2問　C　問9	誤	②	②に加え，③も正解とする
				正	②又は③	

（5）　試験問題に対する評価

センター試験の実施後，各方面から寄せられた試験問題についての意見では，全般的に高等学校の教科書の内容・範囲に基づいた基本的，基礎的な良問であるという評価が多かった。

また，大学入試センターでは，組織的に高等学校側の意見・評価を得るために試験問題評価委員会の高等学校委員から意見・評価を提出していただくとともに，全国的な教育研究団体に対して意見を求め，これらについて，教科科目第一委員会の問題作成部会の見解を付し，「平成20年度大学入試センター試験試験問題評価委員会報告書」を作成した。

9　成績開示

平成14年度以降，大学入試センターでは成績開示を行っており，平成20年度センター試験の成績については，平成20年４月16日(水)から順次書留郵便にて受験者本人に対し通知した。

ア　当初成績開示希望者：385,576人
イ　住所変更届出者：　1,949人
ウ　取り止め届出者：　1,296人
エ　最終成績通知書送付対象者：384,280人
オ　成績通知書送付率：　70.7%（確定志願者数543,385人に対する送付率）

第３　大学情報提供事業

大学入学志望者による大学の選択が，偏差値情報への過度な依存や，大学に関する一面的な情報に依存して行われている状況が見られることから，これらを改善するために，大学入学志望者や高等学校等に大学の教育・研究の内容等に関する正確で質の高い情報を提供することを要請されている。

このことを受けて，大学入学志望者が自らの志望・適性に応じて大学を自主的に選択できるよう，「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」の業務を行っている。

具体的には，インターネットを利用した「ハートシステム」による大学進学情報の提供，大学関係者と高等学校関係者が直接のコミュニケーションを図ることを目的とし，教員を対象とした意見交換会やシンポジウム等のプログラムや，高校生を対象とした模擬授業や大学担当者との個別進学相談等のプログラムを用意した「大学ガイダンスセミナー」の開催，「国公私立大学ガイドブック」の発行などであり，インターネットと，印刷物その他による大学進学情報との連携を図ることで，より多面的で有用な大学進学情報の提供を実施している。

1　インターネットを利用した「ハートシステム」による大学進学案内について

平成13年４月からインターネットを利用した大学進学情報の提供を実施しており，全国すべての大学の協力を得て，大学進学志望者や高等学校等に，個々の大学の教育研究に関する情報を提供するサービスを行った。

また，平成17年度において内容の精選，検索の効率化，検索機能の強化，大学における入力方法の簡略化等，大学入学志望者及び各大学双方の利用者の視点に立って見直しを行い，平成18年４月から新システムに移行した。

なお，ハートシステムのアクセス件数は，以下のとおりであった。

	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	合　計
アクセス件数	2,332,791件 (2,395,737件)	1,838,701件 (1,998,426件)	1,408,902件 (1,769,268件)	1,834,407件 (2,549,769件)	7,414,801件 (8,713,200件)

※（　）内は平成18年度の数値。

2　国公私立大学ガイドブックの発行について

平成19年９月に「平成20年度版国公私立大学ガイドブック（入学者選抜方法一覧）」を「国公私立大学編(上巻)」と「短期大学・特別選抜編(下巻)」の２分冊で発行し，全国の高等学校等に配付した。

3　大学ガイダンスセミナーの開催について

大学入学志望者の志望・適性等に応じた適切な進学指導に資するために，大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る場として，大学ガイダンスセミナーを４地区で開催した。

また，高校生等の参加を可能にしたプログラムを全地区で実施した。複数のプログラムを同時展開し，参加者が興味のあるものを選択できる形態や，高校生が主体的に情報収集する手段としてハートシステムやリスニングテストで使用するＩＣプレーヤーを体験できる場の提供等を行った。

地区　及び 担当大学・団体	対象	開催日程　及び 開催場所	内　　容	参加者数
山形県 大学コンソーシアム山形	教員等	平成19年10月18日（木） 13:00～16:30 東北公益文科大学 鶴岡ﾀｳﾝｷｬﾝﾊﾟｽ（鶴岡市）	○　高校と大学の教育改革について ①　特別講演「これからの高大連携を考える」 講師：足立寛（立教大学総長室調査役） ②　パネルディスカッション ③　各大学の教育改革の紹介コーナー（展示）	高校　２５ 大学　２７ その他　３ 計　５５ （昨年60）
	高校生等	平成19年6月17日（日） 11:00～16:00 山形大学小白川ｷｬﾝﾊﾟｽ （山形市）	○　講演会「平泉の世界遺産登録をめざして」 講師：入間田宣夫（東北芸術工科大学教授） （山形大会場のみ） ○　模擬授業　２時間×２展開　４講座 ○　進学相談コーナー ○　ハートシステム等体験コーナー ○　大学在学生による相談コーナー	高校生　９１ 保護者　１０ 高校　２ その他　１２ 計　１１５ （昨年74）
		平成19年7月7日（土） 13:00～16:00 新庄市民プラザ（新庄市）		
千葉県 聖徳大学	教員等	平成19年8月22日（水） 10:00～16:30 千葉経済大学	○　特別講演「政治家にあなたもなれる道固め」 講師：小川国彦（千葉経済大学特任教授） ○　教育懇談会「多様な入試制度と高大連携」	高校生　６３ 保護者　１３ 高校　３６ 大学　６１ その他　０ 計　１７３ （昨年231）
	高校生等	西千葉キャンパス （千葉市）	○　特別講演については，教員等対象と共通 ○　模擬授業　２時間×２展開　４講座 ○　進学相談コーナー ○　ハートシステム等体験コーナー ○　大学入試センター活用法	
石川県 大学コンソーシアム石川	教員等	平成19年10月10日（水） 14:00～16:30 石川県教育センター （金沢市）	○　基調講演　大学入試センター田栗副所長 ○　意見交換会 ①　入学前教育 ②　高校教育と入試選抜方法 ③　新しい高大連携のあり方	高校　５７ 大学　２９ その他　１ 計　８７ （昨年123）
	高校生等	平成19年9月29日（土） 13:00～16:30 石川県広坂庁舎 （金沢市）	○　講演「21世紀を生きる君たちへ」 講師：馳浩（前文部科学副大臣） ○　講演「進学への準備と地元の大学で学ぶ意義」 講師：北潟克輔（金城大学教授） ○　ハートシステム等体験コーナー ○　進学相談コーナー	高校生　６０ 保護者　１４ 高校　１１ その他　９ 計　９４ （昨年31）
愛媛県 松山大学	教員等	平成19年5月21日（月） 15:30～17:00 愛媛県庁舎（松山市）	○　意見交換会テーマ ①　「えひめの高大連携のあり方」 ②　「高校教育と大学入試選抜方法のあり方」	高校　５８ 大学　２２ その他　２ 計　８２
	高校生等	平成19年7月28日（土） 13:00～17:00 松山大学文京ｷｬﾝﾊﾟｽ （松山市）	○　模擬授業　３時間×５（４）展開　14講座 ○　ハートシステム等体験コーナー ○　進学相談コーナー	高校生　２２５ 保護者　５ 高校　５ その他　２ 計　２３７ ※（昨年441）
	参加者合計		高校生　４３９名　　保護者等　７１名 高校教員１９４名　　大学関係者１３９名 （昨年　高校生　581　　保護者等　53 高校教員176　　大学関係者 150）	８４３名 （昨年960） 平均２１１名 （平均240）

※　昨年の愛媛県の人数は教員対象と高校生対象の同時開催のため、双方の合計人数

第４　調　査　研　究

研究開発部では，大学入試の改善を図るため，能力・学力・適性等の測定・評価に関する基礎的研究，試験制度・入試政策などの制度・政策的な研究，さらに，学力検査の標準化の方法，試験問題の分類方法，試験問題の作成を支援する研究など，幅広い分野の研究を行っている。

1　研究開発部の組織

（1）　再編成と研究体制

大学入試を取り巻く環境が大きく変わりつつある中，大学入試の在り方及び大学の役割自体にも本質的な変化がみられるようになり，時代の要請にあった総合的で柔軟な研究体制を構築するため，平成13年４月に独立行政法人化されたのを機会に，それまでの小講座８部門＋１客員部門制を大講座３部門＋１客員部門に改組した。平成16年４月には，適性試験に関する調査研究に対応する部門として，適性試験研究部門を設置し，大講座４部門＋１客員部門の体制とした。さらに平成18年４月には，センター試験の業務の流れに対応した体制とする観点から２大部門＋１客員部門に改組した。

また，平成13年度から研究の活性化を図るため，大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第82号）とは別に，５年ごとに業績評価を行う自主的な任期制を導入し，自己管理体制の強化に努めている。平成19年度は，１名の教員について再任審査を行い，再任可と判定した。

表１　研究部門名と構成員及び研究分野（平成19年10月１日現在）

部　門　名	研　究　分　野
試験基盤設計研究部門 教　授　宮埜 壽夫，林　篤裕 准教授　鈴木 規夫，山村　滋，伊藤　圭 助　教　濱中 淳子	大学全入時代の到来等の変化する社会に対応する入試制度の検討や，大学入試センター試験の改善・円滑な実施への貢献を目指し，入試に関する情報の収集・分析や，入試の設計，および作題に関する研究を行う
試験評価解析研究部門 教　授　石塚 智一，大津 起夫 准教授　内田 照久，石岡 恒憲，椎名 久美子 荘島 宏二郎 助　教　橋本 貴充，杉澤 武俊	大学入試センター試験の更なる改善を目指し，試験の実施方法，試験の公平性と妥当性の検討等，優れた試験の実現の寄与するための研究を，過去に得られたデータの詳細な分析に基づいて行う
試験問題研究部門 客員教授　教科科目第一委員会の部会長 教科科目第一委員会の分科会長 適性試験問題作成研究会の会長 適性試験問題作成研究会の副会長 （約30余名）	センター試験及び適性試験の試験問題に関する研究を行う。

（2） 人事交流

大学入試センターの場合は，主たる研究課題が「大学入学者選抜の改善に関する調査研究」とかなり専門的なことから，人的交流の面では難しい問題があるものの，教授１名，助教１名の転入があった。

2　中期計画と年度計画

大学入試センターでは，中期目標に基づき，５年間の中期計画及び各年度の年度計画を策定している。研究開発部では，(1)センター試験の改善に資する研究，(2)各大学の入学者選抜方法の改善に関する研究に関し，以下のプロジェクト研究・大学連携研究を設定し，特別研究費による調査研究を行うと同時に，科学研究費補助金，教員研究費，理事長裁量経費により中期計画に基づく多くの研究を行った。

（1） プロジェクト研究と大学連携研究

プロジェクト研究Ⅰ「ユニバーサル化時代に対応したセンター試験のあり方に関する調査研究」
センター試験の機能・役割の在り方，及びこの在り方に関連して，各大学が高校教育課程とのかかわりからどのように入学者選抜を実施しようとしているかに関する調査研究

プロジェクト研究Ⅱ「新しい枠組みとしての総合試験の実証的研究」
教科・科目にとらわれない数理的な思考力や言語的な表現力，また，大学で学ぶために必要であると考えられる基礎的・総合的な能力を測定する試験としての総合試験に関する研究

プロジェクト研究Ⅲ「試験の公平性と信頼性に関する研究」
試験問題の難易度を踏まえた成績の標準化及び得点調整に関する研究，および障害のあるものを含む全ての受験生のためのセンター試験の在り方に関する研究

プロジェクト研究Ⅳ「センター試験にかかわる統計情報の蓄積と利用に関する研究」
試験問題作成を支援するために，センター試験問題の統計情報データベースを構築し，また，その利用性を高めるための研究

大学連携研究Ａ「大規模試験の波及効果と妥当性に関する研究」
センター試験への英語リスニングテスト導入に伴う個別大学入試でのリスニングテストへの影響に関する調査及び法科大学院適性試験の特性を明らかにするための研究

（2）実施された研究課題一覧

研究開発部における研究課題は，中期計画に基づく年度計画によって立てられている。したがって，研究課題は，「大学入試センター試験の改善に関わるもの」と，「各大学の入学者選抜方法の改善に関わるもの」とに分類される。表２は研究課題の一覧であり，年度計画欄に示されている略号は表３の中期計画の内容を表している。また，研究形態は費目を表しており，1 特別研究費，2 理事長裁量経費，3 科学研究費補助金及び教員研究費，4 その他をそれぞれ意味している。

表２　年度計画と研究課題

年度計画	研究課題	研究形態
1-(2)-①,②,③	大学入試センター試験のモニターによる調査	4
1-(2)-①,②	大学入試センター試験における全設問の難易度および識別力の特徴抽出	4
1-(2)-②	センター試験に関わる統計情報の蓄積と利用に関する研究	1
1-(2)-②	大学入試研究関連資料のデータベース化と報告書の電子的公開	2
1-(2)-②	ベイズ統計を用いた，少数受験者科目に適用する項目反応モデルの改良	3
1-(2)-③	受験者の意識および解答行動の分析に基づく分野別適性測定のための総合問題の開発的研究	3
1-(2)-④	大学入試センター試験の公平性・信頼性のための項目選択枝の分析	1
1-(2)-④	潜在ランクを仮定したテストモデルの開発	2
1-(2)-④	大学1年生の英語学力の新旧課程比較	4
1-(2)-④	大学入試センター試験における得点調整に関する方策の研究	4
1-(2)-④,⑧	試験の公平性と信頼性に関する研究	1
1-(2)-⑤	高校教科「情報」についての動向調査	4
1-(2)-⑥ 2-(1)-②	センター試験の役割の改善のための調査研究	1
1-(2)-⑥ 2-(2)	大学で実施されている入試研究の実態調査	1, 4
1-(2)-⑦	リスニングテストのための新たな個別音源機器の開発サポートと音響技術支援を目的としたアクション・リサーチ	2
1-(2)-⑦	音声の韻律特徴量が音韻情報･話者情報に与える影響を検討するための基礎研究	3
2-(1)-①	新しい枠組みとしての総合試験の実証的研究	1
2-(1)-①	Rule Space Method の思考力測定試験への適用	2, 3
2-(1)-①	小論文自動採点システムの実用化	2, 3
2-(1)-①	多肢選択式問題の解答過程における個人差の検出に関する研究	3
2-(1)-②	大学生の高校での履修状況等に関する調査研究	1
2-(1)-②	高校で身についた能力と大学での学びに必要な能力	2
2-(1)-②	高校格差構造と大学進学規定からみた総合学科の位置づけに関する研究	2
2-(1)-②	イギリスにおける学校選択制度を媒介とした学校変革・教育改善に関する実証的研究	3
2-(1)-②	大学ユニバーサル化時代における中等教育の再定義－積み上げ型	3

	システムの転換－	
2-(1)-②	大学ユニバーサル化時代に対応した新しい高大接続モデルの構築－加と豪を素材にして－	3
2-(1)-②	大学入試センター試験志願者数の予測	4
2-(1)-②	高等教育システムにおける専修学校の役割に関する研究	4
2-(1)-②	女子高等教育進学需要の規定要因分析	4
2-(1)-③	センター試験への英語リスニングテスト導入による個別大学入試への波及効果	1
2-(2)	入学試験に関わる継時的分析方法の研究	2
2-(2)	個別大学のアドミッションセンターで入試研究を行う上での問題点の認識及び解決策の共有化に関する調査	2
2-(2)	「テストの開発，実施，利用，管理にかかわる規準」に関するガイドラインの作成	4
2-(2)	理系高学歴者のキャリア形成に関する実証的研究－高学歴無業者問題を考える－	4
2-(3)-①ウ 2-(3)-②	法科大学院適性試験の統計的特性に関する分析	1, 4
2-(3)-②	法科大学院適性試験と個別入試との関係及び追跡調査による妥当性の検討	1
1-(2)-⑦ 2-(3)-②	入試データにおける複雑なデータ構造に対応した解析法の研究	2
2-(3)-②	法科大学院入学者選抜における適性試験の実効性等に関する調査研究	4

表３　中期計画中の調査研究に関係する事項

１　センター試験の確実な実施による適切な大学入学者選抜の実現への貢献

(2) センター試験の改善に資するため，以下の調査研究を行う。

① 高等学校学習指導要領に対応した良質な問題作成のため，試験問題の作成経験者等と協力し，可能な教科・科目について，過去の問題の分析結果に基づく作題の仕方等に関する研究を行う。

② 過去に出題されたセンター試験の問題についての分析を行い，統計情報と統合したデータベースの構築及び改善を行う。また，教科書データベースの構成及び検索方法について検討する。これらの研究により，問題の再利用も視野に入れた良質な問題の作成と蓄積に資する。

③ 教科・科目の枠を超えた基礎的，総合的な問題や，センター試験の年度内複数回実施の利点や，導入に際しての課題等についての調査研究を行う。

④ センター試験成績の複数年度利用等を考慮し，問題の難易度を踏まえた成績の標準化に関する研究を行う。

⑤ 普通教科「情報」，「数学基礎」及び「理科基礎」の高等学校における履修状況や大学のニーズを踏まえ，試験教科・科目としての導入の可能性について検討する。

⑥ センター試験の役割の改善に関する，大学関係者等を対象とする調査研究を行う。

⑦ リスニングテストの実施結果等を検証し，実施方法等についての改善を図るための調査研究を行う。

⑧ 障害のある者を含む全ての受験者に配慮したセンター試験の設計に関する研究を，大学等の研究者と共同で行う。

２　調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献

(1) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

① 大学入学者が共通に培うべき学力水準を解明するための調査研究，及び教科・科目の枠を超えた基礎的，総合的学力を測定する方法に関する調査研究を行い，「総合試験」を試験的に開発・実施する。

② 学生が，高等学校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう，高等学校と大学の接続，特に高校の教育課程編成と大学の入学者選抜の対応について調査研究を行う。

③ リスニングテストの実施に伴う波及効果についての研究を実施する。

(2) 各大学との連携の推進

(3) 法科大学院適性試験に関する調査研究

（3） 研究成果の公表

調査研究に係る成果については，研究開発部内の研究開発部セミナーで討議した上で，全国大学入学者選抜研究連絡協議会第２回大会において研究発表するとともに，研究紀要及び大学入試研究ジャーナル等へ内容を掲載し公表した。また，学術誌等においても研究成果を公表した。

研究紀要及び大学入試研究ジャーナルに掲載した論文，並びに特別研究（共同研究）及び科学研究費補助金の報告書は，次のとおりである。

ア　研究紀要 NO. 37（2008年３月）

（ア）平成18年度センター試験追試験問題を用いた都内国立大学1年生の英語学力の新旧課程比較
（橋本貴充）（pp. 1-8）

（イ）赤外線伝送方式による英語リスニングテストの試行実施調査
（椎名久美子・内田照久・杉澤武俊）（pp. 9-56）

（ウ）市場原理と教育水準－イギリス中等教育を素材として－
（山村滋）（pp. 57-74）

イ　大学入試研究ジャーナル第18号（2008年３月）

（ア）普通科高校における学校設定科目の分析-大学入試の影響力-
（荒牧草平・山村　滋）（pp. 51－56）

（イ）北米における高等学校卒業程度認定試験 General Educational Development Test について
（石岡恒憲）（pp. 57－63）

（ウ）大学で実施されている入試研究の実態調査
（林　篤裕，伊藤　圭，田栗正章）（pp. 147－153）

（エ）国立大学の個別試験における英語リスニングテストの動向調査
（杉澤武俊・椎名久美子・内田照久）（pp. 155－162）

（オ）マークシート形式と記述形式による数学の「学力」(2)
（村上 隆・三宅正武・藤村宣之・浪川幸彦・鈴木浩志・鈴木紀明・田栗正章・内田照久）（pp. 163－170）

ウ　平成19年度特別研究による研究成果報告

（ア）『平成20年度大学入試センター試験 モニター調査研究報告』
（研究代表者：石岡恒憲）

（イ）『平成19年度法科大学院適性試験の分析結果』（取扱注意）
（研究代表者：椎名久美子）

（ウ）『平成18年度法科大学院適性試験に関するアンケート結果』（取扱注意）
（研究代表者：椎名久美子）

エ　平成19年度科学研究費補助金による研究成果報告

（ア）『文系学生に対する心理統計教育について～調査，指導法，そして評価～』
（基盤研究(C) 杉澤武俊）

なお，学会誌及び学会等で発表した研究成果は，表４のとおりである。

表４　研究成果の公表件数

内　訳		件数
学会誌・印刷物による公表	欧文誌	6
	和文誌・学位論文	14
	紀要	4
	リサーチノート	29
	報告書	22
	著書	3
	解説・その他	3
口頭発表	国際学会・国際会議	6
	国内学会	18
	研究開発部セミナー	15
	外部セミナー･研究会など	27
特許・商標		
合　計		147

3　共同研究

（1）　全国大学入学者選抜研究連絡協議会

全国大学入学者選抜研究連絡協議会（以下「入研協」という。）は，昭和55年に設立され平成17年度まで活動した国立大学入学者選抜研究連絡協議会（以下「旧入研協」という。）を，平成18年度から大学入試センターの業務として位置付けて発展的に継承したものである。旧入研協は，大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究に関し，国立大学の関係者が研究交流を行う唯一の組織であり，各大学の入試担当の教員のみならず，入試業務を担当する事務職員も参加していることも，大きな特徴の一つであった。入研協は，これを継承し，対象を国公私立大学にまで拡大した。

第２回大会については，入研協企画委員会においてその内容を企画し，開催した。なお，入研協企画委員会では，第２回大会の企画の他に，大学入試研究ジャーナル等の刊行物の編集・発行及び平成20年度大会（第３回）の企画を行った。

入研協企画委員会には，試験・研究統括官，研究開発部長及び教員１人が委員となっており，入研協の運営に参画している。

平成19年度における入研協の活動状況は，次のとおりである。

平成19年４月26日	企画委員会
５月30日～５月31日	入研協 第２回大会
７月30日	企画委員会
11月12日	企画委員会幹事会，編集専門委員会
平成20年２月18日	企画委員会幹事会
３月24日	企画委員会

【平成19年度大会（第２回）の概要】

①期　日　　平成19年５月30日(水)～５月31日(木)
②会　場　　国立オリンピック記念青少年総合センター
③共催大学　　北里大学
④プログラム　　公開討論会「大学全入時代における戦略的な入試広報」
設置形態別意見交換
（国立大学）テーマ指定討論会
「大学全入時代の入試と入学前・後教育について」
（公立大学）「入試における公立大学の連携と推進」
（国立大学）「高大連携と大学入試制度」
研究会Ⅰ～Ⅳ（発表件数30件）
⑤参加者数　　536人（224大学）

【刊行物】

①大学入試研究ジャーナル No.18（平成20年３月発行）
②大学入試研究の動向 第25号（平成20年２月発行）

（2）　大学等の他機関との共同研究

入研協以外の対外的な研究活動として，大学等の他機関との共同研究が挙げられる。これは，研究開発部と各大学の教員が協力して入学者選抜方法に関する研究活動を行っているものであり，平成19年度の研究課題は以下のとおりである。詳しくは個々の「研究活動報告」を参照。

ア　Rule Space Method の思考力測定試験への適用
イ　小論文自動採点システムの実用化
ウ　高校で身についた能力と大学での学びに必要な能力
エ　大学ユニバーサル化時代における中等教育の再定義－積み上げ型システムの転換
オ　大学ユニバーサル化時代に対応した新しい高大接続モデルの構築－加と豪を素材として－
カ　入学試験に関わる継時的分析方法の研究
キ　個別大学のアドミッションセンターで入試研究を行う上での問題点の認識及び解決策の共用化に関する調査
ク　「テストの開発，実施，利用，管理にかかわる規準」に関するガイドラインの作成
ケ　理系高学歴者のキャリア形成に関する実証的研究－高学歴無業者問題を考える－
コ　入試データにおける複雑なデータ構造に対応した解析法の研究
サ　法科大学院入学者選抜における適性試験の実効性等に関する調査研究

4　試験問題作成支援のための調査研究状況

研究開発部における研究は，直接的，間接的に試験問題の作成支援を行っており，平成19年度については，次のとおり調査研究活動を行った。

（1）　試験問題の評価

将来における出題の改善のため，平成20年度実施のセンター試験における全設問の難易度及び識別力の特徴を抽出し，その結果を作題関係者に提供した。従来からの本追両試験の設問解答率分析図，大問得点率分析図，設問正答率幹葉図を作成すると共に，各部会の内部資料として検討対象設問リストを作成した。また，部会等からの問い合わせに対応した統計情報の分析を行った。

（2）　モニター調査の実施

本調査は，センター試験の本・追試験の難易度を判断する資料を作成し，それを作題者にフィードバックすることにより，適切な試験問題作成に寄与することを目的としている。平成19年度は，本・追試験比較のほか，英語リスニングにおけるイヤホンの官能評価，受聴機器の回収時間測定，及びマークの行ずれを防止するためのマークシート網掛けの効果についての各実験を行った。

（3） 試験問題データベースの構築

新たに試験問題を作成するにあたっては，過去に出題された問題とその解答状況を参照することが不可欠である。これを容易に実現するため，既出のセンター試験問題と解答状況の分析結果を統合したデータベースの作成を進めている。平成19年度は，平成19年度センター試験実施分についてのデータベースを作成し，作題部会への公開用に事業部に提供した。

（4） 障害受験者のための問題作成作業の支援

重度の障害受験者に対する出題問題量の適正化手法および得点調整法について研究を行った。また，センター試験における特別問題データベースの構築を進めると共に，点字問題所内一貫印刷システムの改善を行った。

（5） 英語リスニングテストの実施のための業務支援

平成18年度センター試験の英語リスニングテストの導入時から継続的に，関係部局と連携してリスニングテストに関わる研究開発業務を進めてきた。平成19年度は，特に下記の事項について業務支援を行った。

①音質改善に向けた音声信号処理方法の設計開発
②平成20年度試験の音声収録・編集作業・信号処理・原版作成の実施
③障害者用CD作成に向けた原音声データの生成と事業部向け講習会の実施
④平成22年度からの個別音源の仕様策定及び業者選定作業
⑤メーカー担当者も参加するモニター試験による実地調査及び各種実験

（6） リスニングテスト機器担当調整官及び試験問題調整官

従来，問題作成に関与する各種委員会間の連絡・調整の業務は，試験・研究統括官が担当してきた。近年，問題作成体制を強化するために試験・研究統括官の業務を補佐する試験問題調整官が創設された。この任に研究開発部の教員があたり，問題作成の支援を行った。

また，試験・研究統括官のもとに，リスニングテストに係る業務を円滑に遂行するために新たに創設されたリスニングテスト機器担当調整官に研究開発部の教員が就任し，リスニングテストに使用する機器の最適化及び音声マスターの作成等に関する業務を行った。

5 センター試験業務等への支援

研究開発部は，センター試験等の事業に関する支援を，以下のとおり行った。

（1） 得点調整方法の整備・管理

「地理歴史」B科目，「公民」，「理科」Ⅰ科目の選択科目間に20点以上の平均点差が生じ，それが試験問題の難易度に起因すると判断された場合，得点の調整を行うことになっている。「分位点差縮小法」と名付けられた調整方法が開発されているが，研究開発部ではこれを実現するプログ

ラムを整備・管理している。また，得点調整に関する解説を「入試研究の動向」に執筆した。平成20年度センター試験の実施直後には，科目間での得点分布の違いを検討するための各種統計資料を作成した。

（2） 受験者数の予測システムの管理・運用

受験者数予測システムの整備・管理を行い，受験者数の予測等を行った。この結果は，大学入試センター試験の試験場割当等に役立てた。

（3） その他の業務への支援

センター試験及び適性試験の採点指示書・正解表・問題冊子のチェック，正解シートの確認，採点プログラムのチェック(テストシートの作成・テスト採点結果の確認)，採点処理時におけるエラーのチェック，汚損答案の転記，点字解答者/身体障害者の採点シートの作成，発表用正解の作成等の支援業務を行った。

（4） 外部の関係機関からの訪問及び問い合わせへの対応

(海外) 中国考試中心教育部訪問団，天津考試院訪問団，広西壮族自治区教育庁訪問団，欧州委員会教育文化庁総局訪問団との交流会において，センター試験及び研究開発部の活動について説明を行った。

オランダ,ライデン大学のKroonenberg 教授，カナダ,EQAO (Educational Quality and Accountability Office)のJones 博士，アメリカ，カーネギー・メロン大学のJunker 教授の来訪を受け，講演会を開催した。

(国内) 外部の関係機関(主に文部科学省)からの入試に関する諸事項の問い合わせに対応した。問い合わせ内容は，各国の入学試験制度，試験期間や出願時期，作題方法，試験実施機関の予算内容等，多岐にわたる。

（5） 大学入試センター職員研修セミナーの企画及び講師

大学入試センター職員研修セミナーにおいて，研究開発部の教員が，第１回から第５回までの企画を行うとともに，講師を務めた。各回のセミナーを通じて，モニター調査やセンター試験の統計情報に関するセンター職員の知識の向上に寄与した。

第５　平成19年度法科大学院適性試験の調査研究

1　実施の概要

（1）　平成19年度適性試験の概要（〔　〕内は平成18年度適性試験）

○実施期日　　本 試 験　6月24日（日）
　　追 試 験　7月８日（日）
○志願者数　　15,937人〔18,450人〕
○受験者総数　　14,273人〔16,630人〕
○受 験 率　　89.56%〔90.14%〕
○利用法科大学院　　74法科大学院〔74法科大学院〕
　　国立：23，公立：２，私立：49
○実施大学数　　本試験40大学〔41大学〕
　　追試験１大学（立教大学）〔１大学（明治学院大学）〕
○試験場数　　本試験20試験地41試験場〔20試験地42試験場〕
　　追試験１試験地１試験場（立教大学）

（2）　実施日程

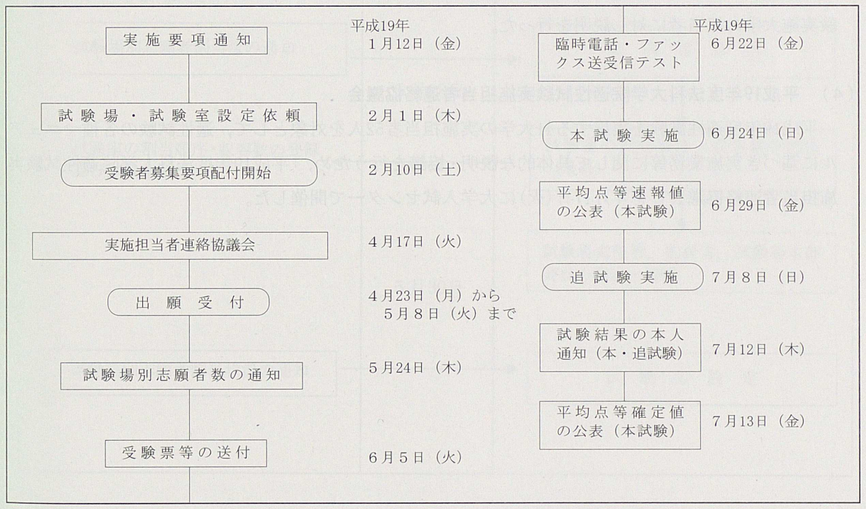

2　実施要項及び受験者募集要項の決定・発表等

（1）　実施要項の公表及び各法科大学院への通知

これまで大学入試センターが培ってきた全国一斉による試験の経験，平成14年度に実施した適性試験の試行テスト及び過去に実施した本試験・追試験の実施結果等に基づき，適性試験の実施方法等について検討を行い，適性試験実施方法研究会の審議を経て，実施方針を取りまとめ，「平成19年度法科大学院適性試験実施要項」を決定し，平成19年１月12日付けで法科大学院等へ通知した。

（2）　受験者募集要項の配付

実施要項に基づき，出願に必要な志願票等の書類と，出願手続等について取りまとめた「平成19年度法科大学院適性試験受験者募集要項」を40,000部作成し，法科大学院適性試験を利用する国公私立大学において入学志願者に配付するよう依頼するとともに，２月10日(土)から，全国学校案内資料管理事務センターを通じ，入学志願者等に郵送による配付を開始した。

（3）　実施要領の作成・説明

実施要項に基づき，適性試験の実施に関する細則を定めた「平成19年度法科大学院適性試験実施要領」及び「平成19年度法科大学院適性試験監督要領」を作成し，実施担当者連絡協議会で適性試験実施大学の担当者に対し説明を行った。

（4）　平成19年度法科大学院適性試験実施担当者連絡協議会

平成19年度適性試験を実施する41大学の実施担当者52人を対象として，適性試験の各種マニュアルに基づき実施業務等に関して具体的な説明・協議を行うため，「平成19年度法科大学院適性試験実施担当者連絡協議会」を４月17日(火)に大学入試センターで開催した。

3　試験場・試験室の設定

試験場は，法科大学院の所在地を基本として，地方検察庁所在地や全国的なバランスを勘案しながら全国20試験地を決定し，その試験地ごとで個別の法科大学院に依頼して試験場を設定した。

なお，試験場・試験室の設定は，次の日程で行われた。

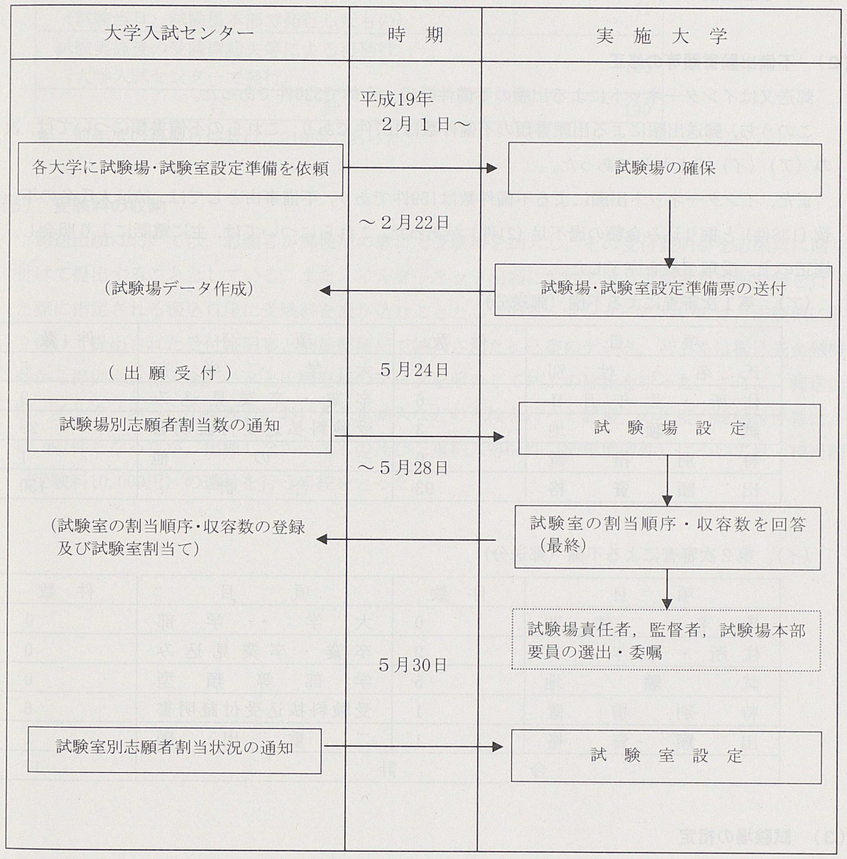

4　出願受付及び受験票の発行

（1）　志願状況

出願受付は，平成19年４月23日(月)から５月８日(火)までの間，郵送及びインターネットにより行い，志願者数は，15,937人（男 11,976人・女 3,961人）で，法科大学院の募集人員（5,785人）に対する志願倍率は，約2.7倍であった。

（2）　不備出願書類等の修正

郵送又はインターネットによる出願の不備件数は，全体で326件であった。

このうち，郵送出願による出願書類の不備件数は167件であり，これらの不備書類については，次の（ア）（イ）のとおりであった。

また，インターネット出願による不備件数は159件であり，不備事由としては，払込人氏名の不一致（138件）と振り込み金額の過不足（21件）があった。これらについては，主に電話により照会し，修正の上，受理手続を完了した。

（ア）　第１次審査による不備（郵送分）

項　目	件　数	項　目	件　数
氏名・性別	4	大学・学部	5
住所・生年月日	6	卒業・卒業見込み	9
試験地	3	受験料払込受付証明書	29
特別措置	0	その他	1
出願資格	93	合計	150

（イ）　第２次審査による不備（郵送分）

項　目	件　数	項　目	件　数
氏名・性別	0	大学・学部	0
住所・生年月日	2	卒業・卒業見込み	0
試験地	5	学部等類型	0
特別措置	1	受験料払込受付証明書	6
出願資格	1	二重出願	2
合計			17

（3）　試験場の指定

大学入試センターは，志願者数確定後，本年度適性試験（本試験）を実施する40大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者の割当てを行い，全国で41の試験場（本試験）が確定した。

本試験場	41	一般試験場　41　（国立大学 17，公立大学 0，私立大学 24） （点字試験場　1）
追試験場	1	立教大学

（4）　受験票等の発行

６月５日(火)に，全志願者に対し，「受験票・写真票」及び「受験上の注意」を発送した。

なお，その後，不着，紛失等による受験票等の再発行の状況は次のとおりである。

再発行区分	件　数
試験実施前の受験票等不着・紛失等による再発行 （試験当日以前に大学入試センターで発行したもの）	23
試験実施当日の受験票等不着・紛失等による再発行 （試験当日，試験場本部で発行したもの）	41
試験実施後の受験票紛失等による再発行 （大学入試センターで発行）	126
合　計	190

＊　前年度の再発行件数は，219件であった。

（5）　受験料の収納

郵送出願においては，志願者が郵便局の窓口で受験料を納入し，その受付証明書を志願票に貼り付けて提出することとしている。また，インターネット出願においては，志願者が出願登録を行った際に指定される振込口座に受験料を振り込むこととしている。センターにおいては，志願票に貼り付けて提出された受付証明書と別途郵便局で納入された払込書のデータ，若しくは振込先金融機関から提供された入金データと出願登録のデータを照合して納入の確認を行った。さらに，郵送出願・インターネット出願両方における二重納入などの点検を行った結果，本年度の総納付件数は，15,997件となったが，出願しなかったもの及び二重納入等61件（前年度57件）については，相当額（受験料10,000円）の還付を行う手続をとった。

4　出願受付及び受験票の発行

（1）　志願状況

出願受付は，平成19年４月23日(月)から５月８日(火)までの間，郵送及びインターネットにより行い，志願者数は，15,937人（男 11,976人・女 3,961人）で，法科大学院の募集人員（5,785人）に対する志願倍率は，約2.7倍であった。

（2）　不備出願書類等の修正

郵送又はインターネットによる出願の不備件数は，全体で326件であった。

このうち，郵送出願による出願書類の不備件数は167件であり，これらの不備書類については，次の（ア）（イ）のとおりであった。

また，インターネット出願による不備件数は159件であり，不備事由としては，払込人氏名の不一致（138件）と振り込み金額の過不足（21件）があった。これらについては，主に電話により照会し，修正の上，受理手続を完了した。

（ア）　第１次審査による不備（郵送分）

項　目	件　数	項　目	件　数
氏名・性別	4	大学・学部	5
住所・生年月日	6	卒業・卒業見込み	9
試験地	3	受験料払込受付証明書	29
特別措置	0	その他	1
出願資格	93	合計	150

（イ）　第２次審査による不備（郵送分）

項　目	件　数	項　目	件　数
氏名・性別	0	大学・学部	0
住所・生年月日	2	卒業・卒業見込み	0
試験地	5	学部等類型	0
特別措置	1	受験料払込受付証明書	6
出願資格	1	二重出願	2
合計			17

（3）　試験場の指定

大学入試センターは，志願者数確定後，本年度適性試験（本試験）を実施する40大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者の割当てを行い，全国で41の試験場（本試験）が確定した。

本試験場	41	一般試験場　41　（国立大学 17，公立大学 0，私立大学 24） （点字試験場　1）
追試験場	1	立教大学

（4）　受験票等の発行

６月５日(火)に，全志願者に対し，「受験票・写真票」及び「受験上の注意」を発送した。

なお，その後，不着，紛失等による受験票等の再発行の状況は次のとおりである。

再発行区分	件　数
試験実施前の受験票等不着・紛失等による再発行 （試験当日以前に大学入試センターで発行したもの）	23
試験実施当日の受験票等不着・紛失等による再発行 （試験当日，試験場本部で発行したもの）	41
試験実施後の受験票紛失等による再発行 （大学入試センターで発行）	126
合　計	190

＊　前年度の再発行件数は，219件であった。

（5）　受験料の収納

郵送出願においては，志願者が郵便局の窓口で受験料を納入し，その受付証明書を志願票に貼り付けて提出することとしている。また，インターネット出願においては，志願者が出願登録を行った際に指定される振込口座に受験料を振り込むこととしている。センターにおいては，志願票に貼り付けて提出された受付証明書と別途郵便局で納入された払込書のデータ，若しくは振込先金融機関から提供された入金データと出願登録のデータを照合して納入の確認を行った。さらに，郵送出願・インターネット出願両方における二重納入などの点検を行った結果，本年度の総納付件数は，15,997件となったが，出願しなかったもの及び二重納入等61件（前年度57件）については，相当額（受験料10,000円）の還付を行う手続をとった。

5　試験実施

（1）　実施体制等

ア　大学入試センター

（ア）　大学入試センターでは，適性試験の実施に当たり，理事長を本部長とし，実施方法研究会会長等９人で構成される適性試験実施本部を設置し，臨時電話及び臨時ファックスにより各大学と密接な連携を図るとともに，試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また，適性試験実施本部には，適性試験問題作成研究会会員で構成される試験問題部を置き，試験問題及びその正解の点検等を行った。

（イ）　適性試験の実施に先立ち，試験問題の作成，印刷及び各大学への輸送は，すべて計画どおり実施された。

イ　実施大学

実施大学では，学長又は研究科長等の下に試験実施本部を設置し，当該大学が設置した試験場において，教職員等の約650人が試験監督者として試験の実施に当たった。

ウ　連絡体制

試験実施当日は，大学入試センター（実施本部）と実施大学（試験実施本部）との緊密な連携を図るため，47台の臨時電話及び48台のファックス並びにＦネット１回線からなる連絡体制を組織した。

なお，平成19年６月22日(金)には，大学入試センター（実施本部）と実施大学（試験実施本部）との間で，臨時電話及び臨時ファックスの「送受信テスト」を実施した。

（2）　試験時間

適性試験の本試験は，６月24日(日)に全国41試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

なお，障害者等の志願者のうち，点字受験者，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間延長の受験上の特別措置を講じた。

期　　日	問題構成	通常の試験時間	1.3 倍の試験時間	第１部1.5倍，第２部2.0倍の試験時間(点字)
６月24日(日)	第 １ 部	13:30～15:00 （ 90分）	13:30～15:30 （120分）	13:30～15:45 （135分）
	第 ２ 部	15:50～17:20 （ 90分）	16:15～18:15 （120分）	16:15～19:15 （180分）

（3）　障害者等の志願者に対する措置

適性試験においては，障害者等の志願者からの申請に基づき，その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を講じており，合計36人に対して受験特別措置を講じた。

点字受験者に対しては，昨年度と同様，試験時間延長を，第１部は1.5倍，第２部は2.0倍とした。

また，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長は，1.3倍とする措置を講じた。

なお，点字試験問題の作成に当たっては，通常の試験問題を基本としながら，点訳になじまない

部分等については，一部図表を簡略化したり，必要に応じて説明文を補足したりした。

平成19年度適性試験における受験特別措置許可者数一覧

＜出願受付時＞

障害の区分	人　数		措　置　内　容	備考
視覚障害	6	1	点字による解答（時間延長）	
		3	文字による解答（時間延長1.3倍）	うち2人は拡大冊子を希望
		2	文字による解答	うち2人は拡大冊子を希望
聴覚障害	5		座席を前列に指定，補聴器の持参使用等	
肢体不自由	9	1	チェックによる解答（時間延長1.3倍）	
		0	チェックによる解答	
		1	代筆による解答	
		7	試験室１階，特製机の準備，車いすの使用等	
病　　弱	5		洋式トイレに近接する試験室等	
合　　計	25			

＜出願締切後から試験前々日＞

障害の区分	人　数	措　置　内　容	備考
肢体不自由	1	試験室１階，特製机の準備	
合　　計	1		

＜試験当日＞

障害の区分	人　数	措　置　内　容	備考
その他	10	別室での受験等	本試験7人
合　　計	10		

（4）　追試験の実施

適性試験では，疾病・負傷，試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由により，本試験を受験できない志願者を対象として追試験を実施している。

平成19年度適性試験における追試験受験許可者数一覧

受験許可者総数　54人（男：47人　女：7人）

＜許可事由内訳＞　　〔　〕内は受験者数

許　可　事　由		人　数	
疾病・負傷による場合		30〔29〕	
やむを得ない事由による場合	業務上の都合によるもの（海外出張のため）	2〔2〕	24〔21〕
	親族の死亡，危篤によるもの（通夜，告別式等）	2〔2〕	
	公務員採用試験受験によるもの	11〔9〕	
	外国語能力検定試験（TOEIC等）受験に関するもの	3〔2〕	
	その他	6〔6〕	
合　　計		54〔50〕	

（5）　正解の発表

本試験の正解は，試験終了後，大学入試センターのホームページにおいて発表した。

また，追試験の正解は，追試験を実施した立教大学において受験者に配付した。

6　実施結果

（1）　答案の読み取り及び採点

各大学から返送された本試験受験者の答案は，試験場別，問題構成別（試験時間割別）に枚数等を確認した後，本試験実施翌日の平成19年６月25日(月)から６月27日(水)までの間に光学式マーク読取装置（OMR）によって読み取りを行った。同様に，追試験受験者の答案は，７月９日(月)に読み取りを行った。

また，読み取りと同時にデータ化された答案を，電子計算機により受験番号のチェックや受験状況調査票との関連チェックを行った上で採点し，問題構成別の受験者数，平均点，標準偏差等の統計数値を算出した。

（2）　答案のマーク誤り等の状況

電子計算機によるチェックの結果，受験番号のマーク誤り等の答案が42件（昨年度90件）あった。

（3）　平均点等

本試験の受験者総数は14,273人で，受験率は89.56％であった。また，第１部及び第２部の両方を受験した14,266人の平均点は，67.47点で，６月29日(金)に，大学入試センターのホームページにおいて発表した。また，得点分布等の試験結果については，７月13日(金)に発表した。

（4）　成績カードの発送（試験成績の本人通知）

各受験者は，各法科大学院への出願の際に大学入試センターが発行した成績カードを提出することとなっているため，７月12日(木)に本試験と追試験の各受験者に成績カードを発送した。

（5）　成績提供サービス

各法科大学院は，大学入試センターが各受験者に発行した成績カードを出願の際に提出させることにより成績を入手することとしているが，大学入試センターでは，各法科大学院が受験者の成績を確認したり，設問別の成績を入手したりするために，希望する法科大学院に対して成績提供サービスを行っている。

なお，各受験者の成績は，成績カードにより受験者を経由して各法科大学院に提供されることから，大学入試センターでは，平成15年度から各種の改ざん防止策等を講じている。

7　試験問題

（1）　試験問題の作成

適性試験は，入学志願者の法科大学院における教育に不可欠な基礎学力である判断力，思考力，分析力，表現力等の資質を判定することを主たる目的とし，法科大学院が，公平性，開放性及び多様性を確保しつつ，それぞれの教育理念に応じた自主的判断に基づき適切に利用することにより，法科大学院での教育を受けるにふさわしい能力・適性等を総合的に判定することに資するために実施するものである。大学入試センターでは，平成14年度に実施した適性試験の試行テスト及び過去に実施した本試験・追試験の試験問題に対する検証等の結果に基づき，平成19年度適性試験の試験問題を作成した。

適性試験の試験問題を作成する適性試験問題作成研究会は，国私立大学の教授等20人以内で構成されており，年間14回計35日間開催し，試験問題の作成に当たっている。この作成過程においては，研究会内で十分討議を尽くし，研究会としての総意で試験問題を作成している。

（2）　試験問題の点検

適性試験企画・評価研究会では，適性試験問題作成研究会が作成した試験問題に関し，試験問題の内容，文章表現及び構成，解答方法の妥当性，出題内容の適否，難易度・分量，用字・用語等について，具体的に点検・照合等を行い，より適正な試験問題の作成に努めている。

（3）　正解等の公表

正解及び配点を本試験終了後，大学入試センターのホームページにおいて発表した。

（4）　試験問題に対する評価

今後の試験問題の作成等に資するため，各法科大学院に対して，センターの実施する適性試験の利用状況及び試験問題の評価等に関するアンケート調査を実施している。

なお，この適性試験が測定する学生の資質等に関する分析等を行うため，４法科大学院と入学者選抜試験の試験成績，学業成績等の追跡調査に係る共同研究を行う協定を締結し，分析を行っている。今後，この分析結果を踏まえ，試験問題の評価を行っていく予定である。

第６　資　　料

1　関係法令等

（1）　大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について（通知）　（18文科高第771号）

（2）　大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）　（19文科高第281号）

（3）　大学入学のための準備教育を行う課程の指定について（通知）　（19文科高第492号）

（4）　学校教育法施行規則第６９条第３号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）　（19文科高第493号）

（5）　学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）　（19文科高第575号）

（6）　学校教育法施行規則第155条第１項第５号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）　（19文科高第765号）

別紙

政令第六十九号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の五十第一項第八号イ中「、助教授」を削り、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教授

第百七十四条の五十第二項第一号イ中「、助教授」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教授

第百七十四条の五十第三項第十九号中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める。

第百七十四条の五十第三項中「第百七十四条の五十第二項第一号」の下に「及び第三号」を加える。

（海難審判法施行令の一部改正）

第二条　海難審判法施行令（昭和二十三年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ニを次のように改める。

ニ　大学の船舶の運航若しくは船用機関の運転に関する学科の教授若しくは准教授又は独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航海訓練所その他国土交通省令で定める教育機関のこれらの職に相当する職

（建築基準法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「、助教授」を「准教授」に改める。

一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条の二第二号

二　私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百四十一号）本則

（１）　大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について（通知）

記

学校教育法の一部改正に伴い、次の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとしたこと。

一　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
二　海難審判法施行令（昭和23年政令第54号）
三　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
四　私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律施行令（昭和32年政令第341号）
五　国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）
六　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成16年政令第392号）
七　私立学校振興助成法施行令（昭和51年政令第289号）
八　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）
九　独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成15年政令第439号）
十　地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）
十一　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）
十二　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成16年政令第366号）

（本件担当）
高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111（内線2493）

18文科高第771号
平成19年３月28日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長
各都道府県知事　殿
各都道府県教育委員会
大学を設置する地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は大学院を設置する学校設置会社の設置者
大学を設置する学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省高等教育局長
清水

大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について（通知）

先の第162通常国会において「学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成17年７月15日に公布されました。

このうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定については平成19年４月１日から施行されることとなっており、その概要及び留意すべき事項については、関係省令の整備を含め「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（18文科高第133号・平成18年５月17日付文部科学事務次官通知）により既にお知らせしているところです。

このたび、改正法の施行に伴う関係政令の整備を行い、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第69号）」（別添）が平成19年３月28日に公布され、改正法の施行日である平成19年４月１日から施行されることとなりました。

この政令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいくださ い。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び専修学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

三　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十一条第一号

四　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第一条第一号

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

第四条　私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項第三号中「助教授」を「准教授」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「助教授」を「准教授、助教」に改める。

一　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第九条第一号

二　独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第七条第一項第一号

三　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条

四　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第一条第一項第一号

五　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第一条

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2　この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一　海難審判法施行令第三条

二　建築基準法施行令第二条の二

三　国税通則法施行令第三十一条

四　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第一条

（指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在

職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正）

3　指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条中「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改め、「第百七十四条の五十第二項第一号」の下に「及び第三号」を加える。

理　由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

（２） 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

② 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
ア 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとすること。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとすること。（第７条第４項関係）
イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとすること。（第４０条の２関係）
③ 授業科目の開設
大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとすること。（第１９条第１項関係）
④ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第２１条第２項第３号関係）
⑤ 成績評価基準等の明示等
大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとすること。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとすること。（第２５条の２関係）
⑥ 教育内容等の改善のための組織的研修等
大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとすること。（第２５条の３関係）
⑦ 科目等履修生等の受入れ
ア 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとすること。（第３１条第３項関係）
イ 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとすること。（第３１条第４項関係）
⑧ 施設の専用等
ア 大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととすること。（第３６条第１項関係）
イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該大学の教育研究の実施上必要な施設の共用部分の面積を含めることができること。（別表第３イの表備考第６号関係）

文部科学省高等教育局長
清 水

（印 影 印 刷）

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別紙１のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第２２号）」が、また、別添２のとおり、平成１９年文部科学省告示第１１４号が、それぞれ平成１９年７月３１日に公布され、平成２０年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成１７年１月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」における大学力向上のための必要な措置を踏まえ、社会の情勢に応える高等教育の実現のため、学部等において備えるべき基準をより明確にするものであります。

これらの送令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第２２号）

（１）改正の概要
１ 大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）の一部改正
① 教育研究上の目的の明確化
大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとすること。（第２条の２関係）
② 授業科目の開設
大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとすること。（第１９条第１項関係）
③ 科目等履修生等の受入れ
大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととすること。（第３６条第１項関係）
イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該大学の教育研究の実施上必要な施設の共用部分の面積を含めることができること。（別表第３イの表備考第６号関係）

① 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
ア 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとすること。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとすること。（第８条第６項関係）
イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとすること。（第２２条の２関係）
② 授業科目の開設
大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとすること。（第１１条第１項関係）
③ 科目等履修生等の受入れ
科目等履修生等を受け入れる場合の人数については、大学設置基準の規定を準用するものとすること。（第１５条関係）
④ 施設の専用
大学院には、専用の講義室等を備えるものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととすること。（第１９条関係）

４ 短期大学設置基準（昭和５０年文部省令第２１号）の一部改正
① 教育研究上の目的の明確化
短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとすること。（第２条の２関係）
② 授業科目の開設
短期大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとすること。（第５条第１項関係）
③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
短期大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第７条第２項第３号関係）
④ 成績評価基準等の明示等
短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとすること。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとすること。（第１１条の２関係）
⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等
短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとすること。（第１１条の３関係）
⑥ 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
ア 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとすること。なお、それぞれの校地には、

文付
人社発科化第
'19.8.7

１９文科高第２８１号
平成１９年７月３１日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を置くその他の公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学共同利用機関を置く法人の長
大学を置くその他の私立学校設置者の代表者の長
放送大学学園理事長

殿

2　二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第７条第４項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合については、同第７条第１項から第３項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも１人以上置くことを求めたものであること。

大学設置基準第４０条の２は、教員と同様に、施設及び設備についても、それぞれの校地において実際に行われる教育研究に支障のないように整備すべきことを明確にする趣旨であること。

3　授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第１９条第１項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている

③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

4　二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第２１条第２項第３号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。

なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせて行う授業科目の場合は、

講義及び実験の授業時間数をそれぞれｘ、ｙとすると、ａｘ＋ｂｙ（ａ：１単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である４５時間を同項第１号の規定により講義については１５時間から３０時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、ｂ：同じく４５時間を同項第２号の規定により実験については３０時間から４５時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値）がｘ及びｙの値を定めること。

5　科目等履修生等の受入れに関する事項

大学設置基準第３１条第３項の「相当数」については、個別具体の事例に則して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。

同条第４項の「第２４条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。

6　成績評価基準等の明示等に関する事項

大学設置基準第２５条の２第２項に規定する学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

7　教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第２５条の３の規定によるいわゆるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

8　施設の専用等に関する事項

大学設置基準第３６条第１項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

なお、大学が、教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第８５条の規定により認められていること。

大学設置基準別表第３イの表備考第６号については、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支

障がない限度において共用を認めるという趣旨であること。

9　その他

上記１～８に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記１、４、６及び７については、平成１８年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に措置されているものであること。

第二　平成１３年文部科学省告示第５１号（大学設置基準第２５条第２項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成１９年文部科学省告示第１１４号）

１　大学設置基準第２５条第２項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うことなどとしたこと。

ここでいう「指導補助者」は、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

２　なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同様の告示の改正を行うこと（平成１３年文部科学省告示第５２号及び同告示第５３号）。

第三　施行期日

本通知に係る省令及び告示については、平成２０年４月１日から施行することとしたこと。

（本件担当）
高等教育局大学振興課設置規則係
電話：03-5253-4111(内線2493)

別添１

○文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年七月三十一日

文部科学大臣　伊吹　文明

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第四十条の三」を「第四十条の四」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（教育研究上の目的の公表等）

第二条の二　大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二　大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第三十条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十一条の見出しを「（科目等履修生等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4　大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

第三十六条第一項中「次に掲げる」の下に「専用の」を加え、「ある」を「あり、かつ、教育研究に支障がないと認められる」に改める。

第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第四十条の二　大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

別表第三イの表備考に次の一号を加える。

六　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該

第七条に次の一項を加える。

4　大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第十九条第一項中「授業科目を」の下に「自ら」を加える。

第二十一条第二項に次の一号を加える。

三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

第二十五条の二中「研究の実施に努めなければならない」を「研究を実施するものとする」に改め、同条を第二十五条の三とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロ及びハの表において同じ。）。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第二条　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（教育上の目的の公表等）

第三条の二　高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

第十七条第一項中「授業科目を」の下に「自ら」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

第十七条の三中「研究の実施に努めなければならない」を「研究を実施するものとする」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（成績評価基準等の明示等）

第十七条の三　高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第二十一条の見出しを「（科目等履修生等）」に改め、同条中「履修する者」の下に「（次項において「科目等履修生」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　高等専門学校は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第六条及び第二十四条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

3　高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

第二十三条第一項中「次に掲げる」の下に「専用の」を加え、「ある」を「あり、かつ、教育に支障がないと認められる」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

5　前三項に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該高等専門学校と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この項において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、前三項に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十一条」に、「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改める。

第八条に次の一項を加える。

6　大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第十二条を削る。

第十一条を第十二条とする。

第十条の二第一項中「その」を「当該大学院、研究科及び専攻の」に改め、「授業科目を」の下に「自ら」を加え、同条を第十一条とする。

第十二条の二を削る。

第十五条中「授業期間」の下に「、授業を行う学生数」を、「科目等履修生」の下に「等」を加え、「

第二十三条まで、第二十五条」を「第二十五条まで」に改め、「第三十一条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第十九条中「必要な」の下に「事用の」を、「ものとする」の下に「。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない」を加える。

第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第二十二条の二　大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（短期大学設置基準の一部改正）

第四条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第三十三条の三」を「第三十三条の四」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（教育研究上の目的の公表等）

第二条の二　短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

第五条第一項中「授業科目を」の下に「自ら」を加える。

第七条第二項に次の一号を加える。

三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

第十一条第一項中「の方法」を削り、「又は実技とする」を「若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」に改める。

第十一条の二中「研究の実施に努めなければならない」を「研究を実施するものとする」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（成績評価基準等の明示等）

第十一条の二　短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第十六条第一項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第十七条の見出しを「（科目等履修生等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4　短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第十条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

第二十条に次の一項を加える。

4　短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第二十八条第一項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる専用の」に、「ある」を「あり、かつ、教育研究に支障がないと認められる」に改める。

第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第三十三条の二　短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

別表第一イの表備考に次の一号を加える。

六　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

（大学通信教育設置基準の一部改正）

第五条　大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を、「ないよう」の下に「、」を加える。

別表第二備考第三号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を加える。

（短期大学通信教育設置基準の一部改正）

第六条　短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を、「ないよう」の下に「、」を加える。

別表第二備考第三号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を加える。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第七条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　教育方法等（第六条―第十四条）」を「第三章　教育課程（第六条―第十一条）」に、「第四章　課程の修了要件（第十五条・第十六条）」を「第四章　課程の修了要件等（第十二条―第十六条）」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　教育課程

第六条中「授業科目を」の下に「自ら」を加える。

第十二条の前に次の章名を付する。

第四章　課程の修了要件等

第十五条の前の章名を削る。

第三十二条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（学校教育法施行規則の一部改正）

第二条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

（学位規則の一部改正）

第三条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第四条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第七条第二項及び第三項」を「第七条第二項及び第三項並びに」に改め、「並びに大学院設置基準第十二条の二」を削る。

第十条の七第一項中「第二十二条第一項」の下に「若しくは第二十八条第一項」を加え、同条第二項中「第二十一条」の下に「若しくは第二十七条」を加える。

第二十二条第一項中「授業科目を」の下に「自ら」を加え、同条第三項中「前二項の規定により開設する授業科目には」を「認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは」に、「科目を含む」を「科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなす」に、「含むことができる教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目」を「当該みなすことができる授業科目」に改める。

（大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

（短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

別添2

○文部科学省告示第百十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十一条第二項及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第十七条の二第一項の規定に基づき、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成十九年七月三十一日

文部科学大臣　伊吹　文明

一　平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「含む」の下に「。以下次号において「教室等以外の場所」という」を加える。

第二号中「当たって」の下に「、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、」を、「による」の下に「十分な」を加え、「学生の」を「学生等の」に改める。

二　平成十三年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「含む」の下に「。以下次号において「教室等以外の場所」という」を加える。

第二号中「当たって」の下に「、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、」を、「による」の下に「十分な」を加え、「学生の」を「学生等の」に改める。

三　平成十三年文部科学省告示第五十三号（高等専門学校設置基準第十七条の二第一項の規定に基づき、高等専門学校が履修させることができる授業等について定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、「含む」の下に「。以下次号において「教室等以外の場所」という」を加える。

第二号中「当たって」の下に「、指導補助者が教室等以外の場所において学生等と対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、」を、「による」の下に「十分な」を加え、「学生の」を「学生等の」に改める。

（3） 大学入学のための準備教育を行う課程の指定について（通知）

2．既に指定されている準備教育課程の名称変更
・（旧）大阪外国語大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程
（新）大阪大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程

・（旧）日本学生支援機構大阪日本語教育センター本科課程１年コース及び本科課程１年半コース
（新）日本学生支援機構大阪日本語教育センター進学課程１年コース及び進学課程１年半コース

3．既に指定されている準備教育課程の廃止
・拓殖大学日本語学校準備教育課程

4．既に指定されている準備教育課程の取消し
・英数学館岡山校日本語科大学進学準備１年半コース

担　当：大学振興課法規係（内線2493）
学生支援課留学交流支援係（内線3433）
電話（代表）：０３－５２５３－４１１１

１９文科高第４９２号
平成１９年１１月１５日

各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長　　殿
各都道府県教育委員会
各都道府県知事

文部科学省高等教育局長
清水

（印影印刷）

大学入学のための準備教育を行う課程の指定について（通知）

外国において学校教育を受けた者の我が国の大学への入学資格については、外国において学校教育における１２年の課程を修了したことを要件としていますが、中等教育の課程の修了まで１２年を要しない国については文部科学大臣が指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を修了し、かつ、１８歳に達した者に対し、大学入学資格が与えられます。

このたび、下記のとおり、新たに準備教育課程を指定するとともに、既に指定されている準備教育課程の名称変更、廃止、取消しを行いました（別紙1）。

ついては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なおご参考までに、今回の告示による改正後の我が国の大学に入学するための準備教育課程を行う課程を定める告示（平成１８年文部科学省告示第１号）、新旧対照表、参照条文をそれぞれ別添２～４として掲載いたしますので、併せてご利用ください。

記

1．新たに指定した準備教育課程
・ＫＣＰ地球市民日本語学校特別進学課程２年コース及び１年半コース

受付
入試企画第212号
'19.11.26

別添１

○文部科学省告示第百三十一号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成十八年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月十五日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

表大阪外国語大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成十九年九月三十日までに当該課程に入学した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大阪大学日本語日本文化教育センター学部留学生準備教育課程	大阪府箕面市	平成十九年十月一日

表拓殖大学日本語学校準備教育課程の項中「平成十五年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程に入学した者に限る。）」を加える。

表カルチャー・アンド・ランゲージ・センター日本語学校日本語学科１、日本語学科２及び日本語学科３の項の次に次のように加える。

ＫＣＰ地球市民日本語学校特別進学課程２	東京都新宿区	平成二十年四月一日

年コース及び１年半コース		

表日本学生支援機構大阪日本語教育センター本科課程１年コース及び本科課程１年半コースの項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程に入学した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

日本学生支援機構大阪日本語教育センター進学課程１年コース及び進学課程１年半コース	大阪府大阪市	平成二十年四月一日

表英数学館岡山校日本語科大学進学準備１年半コースの項中「平成十四年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程に入学した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

（４）学校教育法施行規則第６９条第３号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）

１９文科高第４９３号
平成１９年１１月１５日

各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
殿

文部科学省高等教育局長
清水　潔
（印影印刷）

学校教育法施行規則第６９条第３号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）

このたび、学校教育法施行規則第６９条第３号の規定に基づき、標記の告示（別添１）が制定されました（平成十九年文部科学省告示第百三十二号）。この告示により指定された専修学校の高等課程を文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学入学資格が与えられることとなりますので、各国公私立大学等におかれては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、ご参考までに、今回の告示による改正後の学校教育法施行規則第６９条第３号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成１７年文部科学省告示第１６７号）、新旧対照表及び参照条文を、それぞれ別添２～別添４として掲載いたしますので、併せてご利用ください。

担　当：文部科学省高等教育局大学振興課法規係
電　話：03(5253)4111(内線2493)
e-mail：daigakuc@mext.go.jp

受付
入試と民第213号
'19.11.26
大学入試センター

別紙1

○文部科学省告示第百三十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十一月十五日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表四東北外国語専門学校高等課程国際教養科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

磐城高等商業学校高等課程ＯＡ会計事務商業情報科	平成十六年四月一日
磐城高等商業学校高等課程被服デザイン商業情報科	平成十六年四月一日

表七磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科の項の次に次のように加える。

専門学校群馬自動車大学校自動車整備高等課程三級自動車整備科	平成十九年四月一日

表七いわき青陽学園高等専修学校高等課程情報会計事務科の項中「平成八年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表いわき青陽学園高等専修学校高等課程被服技術情報科の項中「平成六年四月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十専修学校群馬自動車大学校自動車整備高等課程三級自動車整備科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校群馬自動車大学校自動車整備高等課程三級自動車整備科	平成十九年四月一日

表十一浦和美術専門学校文化教養高等課程美術科の項の次に次のように加える。

大川学園高等専修学校教育・社会福祉高等課程福祉科	平成二十年三月一日
大川学園高等専修学校商業実務高等課程情報ビジネス科	平成十七年四月一日
大川学園高等専修学校文化教養高等課程生活アート科	平成十七年四月一日

表十一大川学園福祉教育専門学校教育・社会福祉高等課程福祉科の項中「平成十年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表向陽台大川高等専修学校商業実務高等課程情報ビジネス科の項中「平成八年四月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表向陽台大川高等専修学校文化・教養高等課程生活アート科の項中「平成八年四月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表国際情報経済専門学校商業実務高等課程情報処理科昼間部の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表埼玉栄北高等専修学校工業高等課程自動車整備科の項中「平成八年三月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表埼玉栄北高等専修学校商業高等課程普通総合マルチメディア工学科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表埼玉栄北高等専修学校商業高等課程普通総合秘書科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表埼玉栄北高等専修学校文化教養高等課程普通総合学芸科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表文化学院芸術専門学校芸術高等課程芸術科の項中「昭和六十三年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十二専門学校野田鎌田学園高等課程生活技術科の項中「平成十二年四月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三中大森家政専門学校家政高等課程家政学科の項を次のように改める。

大森家政専門学校家政高等課程家政科	昭和六十一年三月一日（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
大森家政専門学校家政高等課程服飾生活科	平成十九年四月一日

表十三東京航空専門学校工業高等課程総合技術科の項の次に次のように加える。

東京航空専門学校工業高等課程トータルテクノロジー科	平成二十年三月一日

表十五柏崎高等実践女学校高等課程家庭科の項の次に次のように加える。

ＪＡＰＡＮサッカーカレッジ文化・教養高等課程サッカー専攻科	平成二十年三月一日
全日本ウインタースポーツ専門学校文化・教養高等課程ウインタースポーツ科	平成二十一年三月一日

表二十二東海工業専門学校工業高等課程機械科の項の次に次のように加える。

東海工業専門学校工業高等課程建築科	平成二十年三月一日

表二十二東海工業専門学校工業高等課程設備科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

桐華家政専門学校家政高等課程洋裁科	平成二十二年三月一日

表二十二豊橋ファッション専門学校服飾・家政高等課程服装科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

豊橋ファッション・ビジネス専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科	平成二十二年三月一日
豊橋ファッション・ビジネス専門学校服飾・家政高等課程服装科	平成十九年四月一日

表二十三大橋学園高等専修学校商業実務高等課程情報ビジネス科の項の次に次のように加える。

大橋学園高等専修学校文化・教養高等課程総合教養科	平成十七年四月一日

表二十三大橋学園高等専修学校文化・教養高等課程総合教養科発展専攻の項中「平成十五年四月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表協栄高等専修学校商業実務高等課程商業科の項の次に次のように加える。

京都中央工科専門学校工業高等課程総合テクノロジー科	平成十九年四月一日

表二十六大阪ＹＭＣＡ国際専門学校国際高等課程国際学科の項の次に次のように加える。

大阪ＹＭＣＡ国際専門学校国際高等課程表現・コミュニケーション学科	平成二十年三月一日

表二十六天王寺デジタルコミュニケーション専門学校文化・教養高等課程グラフィックデザイン科の項の次に次のように加える。

東朋高等専修学校商業高等課程総合ビジネス学科	平成二十二年三月一日

表二十九さのくに国際高等専修学校高等課程文化・教養学科の項の次に次のように加える。

りら創造芸術高等専修学校高等課程文化・教養学科	平成二十二年三月一日

表三十浜田家政高等専修学校家政高等課程和洋裁科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十六愛媛情報技術専門学校工業高等課程情報科の項中「平成三年三月一日」の下に「（平成十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

愛媛情報専門学校工業高等課程情報科	平成十七年四月一日

表四十五大育高等専修学校商業高等課程商業普通科の項の前に次のように加える。

専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程グラフィックデザイン科	平成二十二年三月一日
専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程ファッションデザイン科	平成二十二年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

（5） 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）

１９文科高第５７５号
平成１９年１２月１４日

各国公私立大学長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人大学入試センター理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長　殿

文部科学省高等教育局長
清　水　潔
（印影印刷）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添１のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第３８号）」が、また、別添２のとおり「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第３９号）」及び別添３のとおり「大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成１９年文部科学省告示第１４２号）」が、平成１９年１２月１４日に公布され、別添１については平成２０年４月１日から、別添２及び別添３については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。

今回の改正は、平成１９年６月の閣議決定「経済財政改革の基本方針２００７」等に基づき、大学の国際化・多様化に関する要請の一層の高まりに応えるため大学の入学時期をさらに弾力化するとともに、大学院教育の組織的展開の推進に資するため大学院博士課程の標準修業年限を弾力化するものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第３８号）

（１）改正の概要

我が国の大学と我が国と学年暦が異なる諸外国の学校との間の交流の円滑化や、大学入学における選択肢の多様化等の観点から、秋季入学を各大学においてより柔軟に導入できるよう、大学の学年の始期及び終期は、学長が定めるものとしたこと。（第７０条の９関係）

（２）留意事項

１　今回の改正により、各大学の判断により、学年の始期を４月以外と定めることが可能となること。なお、学年の終期は、学生の在学関係を継続させる必要があるため、学年が正確に一年間となるよう定めるよう留意すること。

２　今後とも、各大学の判断により、学年の途中においても学期の区分に従い学生を入学させ及び卒業させることができること。したがって、原則として４月に学生を受け入れ、一部を秋季等にも受け入れる場合には、従来どおり、学年の始期は４月と定めることが適当であること。一方、原則として１０月等に学生を受け入れ、一部を４月等にも受け入れようとする場合には、学年の始期を１０月等と定めることが適当であること。

３　学年については、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第４条第１項の規定により、学則に記載することとされていることから、学年の始期を４月以外に変更する場合には、学則の変更が必要となること。この場合、公私立大学にあっては、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２６条第１項第３号又は学校教育法施行規則第２条第１号の規定に基づき、文部科学大臣への届出が必要となること。

４　学年の始期及び終期は、大学の学部、学科又は課程、大学院の研究科、専攻、短期大学の学科、専攻課程その他の組織（以下「学部等」という。）の単位で、それぞれ定めることが可能であること。なお、学生の入学時期は、従来どおり、各大学の判断により、学部等の単位でそれぞれ複数に分けて設定することが可能であること。

第二　大学院設置基準の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第３９号）

（１）改正の概要

１　各大学院における多様な履修形態を提供する取組が、それぞれの大学の主体的な判断により推進されるよう、博士課程の標準修業年限は、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、一貫制の課程については５年を、区分制における前期の課程については２年を、後期の課程については３年を、それぞれ超えるものとすることができることとしたこと。（第４条第２項、第３項及び第５項関係）

２　その他博士課程の修了要件等について、所要の規定の整備を行ったこと。

（２）留意事項

１　今回の改正は、各大学院がそれぞれの個性・特色の明確化を図り、研究科等の人材養成目的に応じた多様な履修形態を提供したり、柔軟なカリキュラムの編成に取り組むことを、より一層促進する観点から行うものであり、各大学院の主体的な判断により、今回の制度の弾力化を活用して、博士課程におけるコースワークや研究指導の充実を図ることが期待されること。

２　今回の改正により、例えば、標準修業年限が３年の博士前期の課程を修了した者が博士後期の課程に進学した場合についても、優れた研究業績をあげた者については、現行の博士課程の早期修了制度を活用して、博士後期の課程を３年未満で修了することが可能であること。

３　博士課程の標準修業年限を５年（区分制における前期の課程は２年、後期の課程は３年）を超えるものと設定した場合における博士課程の修了要件としての在学期間は、それぞれ設定した標準修業年限となること。なお、優れた研究業績をあげた者については、博士課程として最短３年、かつ、博士後期の課程に最短１年在学すれば足りること。

第三　大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成１９年文部科学省告示第１４２号）

大学院設置基準の一部を改正する省令（平成１９年文部科学省令第３９号）の施行に伴い、関係告示について規定の整理を行ったこと。

（本件担当）
高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111（内線2493）

資料（関係法令等）

別添1

○文部科学省令第三十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五章第二節中第七十条の八の次に次の一条を加える。

第七十条の九　大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第七十二条第一項中「及び第四十四条」を削り、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

別添2

○文部科学省令第三十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

大学院設置基準の一部を改正する省令

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二条の二の博士課程については」を「教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ」に、同条第三項中「第二条の二の博士課程において前期及び後期の課程に区分するときは」を「博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ」に、同条第五項中「同項」を「第三項」に、「第二条の二の博士課程については」を「教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ」に改める。

第六条第二項及び第九条第二項中「二年」及び「三年」を削る。

第十七条第一項中「五年（修士課程に二年」を「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）」に改め、同条第二項中「第一項」を削り、「五年（修士課程に二年」を「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）」に改め、「に三年」の下に「（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）」を加え、「（修士課程における在学期間」を「（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以

○文部科学省告示第百四十二号

大学院設置基準の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十九号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条第一項第六号並びに大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項及び第九条の二の規定に基づき、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

第一　医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和三十年文部省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「前期二年及び後期三年」を「前期及び後期」に改める。

第二　大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第九条各号」を「第九条第一項各号」に改める。

別表第三中「二年」及び「三年」を削る。

第三　大学院の研究科における一個の専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件（平成十一年文部省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

「二年」及び「三年」を削る。

附　則

この告示は、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

別添3

上二年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）」に改め、同条第三項中「かかわらず、」の下に「修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は」を加え、「（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。）」及び「又は専門職学位課程を修了した者」を削り、「後期三年」を「後期」に改め、「三年（この下に「第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、」を、「二年」の下に「（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。」を加え、「標準修業年限が一年以上二年未満の」を「第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした」に改め、「減じた期間」の下に「とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。」を加える。

第三十二条中「五年（修士課程に二年」を「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）」に改め、「」とあるのは「四年」の下に「（四年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（学位規則の一部改正）

2　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二年」及び「三年」を削る。

１９文科高第７６５号
平成２０年２月２９日

各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会　殿

文部科学省高等教育局長
清水　潔

（印影印刷）

学校教育法施行規則第１５５条第１項第５号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示について（通知）

このたび、学校教育法施行規則第１５５条第１項第５号の規定に基づき、標記の告示（別添１）が制定されました（平成２０年文部科学省告示第１７号）。この告示により指定された専修学校の専門課程を文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学院入学資格が与えられることになりますので、各国公私立大学等におかれては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、ご参考までに、今回の告示による改正後の学校教育法施行規則第１５５条第１項第５号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成１７年文部科学省告示第１６９号）、新旧対照表及び参照条文を、それぞれ別添２～別添４として掲載いたしますので、併せてご利用ください。

担当：文部科学省高等教育局大学振興課法規係
電話番号：０３－５２５３－４１１１（２４９３）
e-mail ： daigakuc@mext.go.jp

受付 入試センター 265号 20.3.14

別添１

○文部科学省告示第十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年二月二十九日

文部科学大臣　渡海　紀三朗

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「表四十二」を「表四十四」に改める。

表一札幌リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法士科の項の前に次のように加える。

大原簿記情報専門学校札幌校商業実務専門課程会計システム４年制学科	平成二十三年三月一日

表一専修学校ファーイースタンステイトユニバーシティ函館校文化・教養専門課程ロシア地域学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専修学校ロシア極東大函館校文化・教養専門課程ロシア地域学科	平成十九年四月一日

表一専門学校北海道自動車整備大学校工業専門課程一級自動車整備学科の項の次に次のように加える。

専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十三年三月一日

表三仙台医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科Ⅱ部の項の次に次のように加える。

専門学校赤門自動車整備大学校工業専門課程一級自動車整備士科	平成二十三年三月一日
東北電子専門学校工業専門課程テクニカルエンジニア科	平成二十三年三月一日

表三東北文化学園専門学校教育・社会福祉専門課程社会福祉科の項の次に次のように加える。

東北文化学園専門学校教育・社会福祉専門課程福祉心理科	平成二十年三月一日

表六郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

国際情報工科専門学校工業専門課程１級自動車工学科	平成二十年三月一日

表七鯉淵学園農業栄養専門学校専門課程農業経営科学科の項の次に次のように加える。

表十ホンダテクニカルカレッジ関東工業専門課程一級自動車整備研究科の項の次に次のように加える。

埼玉工業専門学校工業専門課程4年制一級自動車整備科	平成二十三年三月一日

表十一埼玉医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

専門学校群馬自動車大学校自動車整備専門課程一級自動車整備科	平成十九年四月一日

表九専修学校群馬自動車大学校自動車整備専門課程1級自動車整備科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校日産栃木自動車大学校工業専門課程一級自動車工学科	平成十九年四月一日

表八日産栃木整備専門学校工業専門課程一級自動車工学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

専門学校水戸自動車大学校工業専門課程一級自動車整備学科	平成二十年三月一日
筑波研究学園専門学校工業専門課程一級自動車整備工学科	平成二十一年三月一日

表十二大原簿記学校商業実務専門課程経理本科4年制学科の項を次のように改正する。

アクト情報スポーツ保育専門学校商業実務専門課程高度情報処理科	平成二十三年三月一日
江戸川医療専門学校医療専門課程作業療法学科	平成二十年三月一日
江戸川医療専門学校医療専門課程理学療法学科	平成二十年三月一日
大原簿記学校商業実務専門課程経理本科4年制学科	平成十八年三月一日
大森家政専門学校家政専門課程服飾デザイン科	平成二十年三月一日

表十二専門学校東京医療学院医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

専門学校東京工科自動車大学校世田谷校工業専門課程1級自動車エンジニア科	平成二十年三月一日

表十二専門学校東京自動車大学校自動車整備専門課程（工業専門課程）自動車整備科1級整備士コースの項の次に次のように加える。

専門学校東京ミュージックアンドメディアーツ尚美音楽専門課程音楽総合アカデミー学科	平成二十一年三月一日
専門学校東都リハビリテーション学院医療専門課程理学療法	平成十八年四月一日
早稲田大学川口芸術学校芸術専門課程映像文化学科	平成二十三年三月一日

学科1部	

表十二専門学校東都リハビリテーション学院リハビリテーション専門課程理学療法学科1部の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校トヨタ東京自動車大学校工業専門課程1級自動車科	平成十九年四月一日
専門学校中野スクール・オブ・ビジネス商業実務専門課程英語ビジネス科	平成二十三年三月一日
専門学校中野スクール・オブ・ビジネス商業実務専門課程経営情報ビジネス科	平成二十三年三月一日

表十二専門学校読売自動車大学校工業専門課程自動車整備研究科の項の次に次のように加える。

中央工学校工業専門課程インテリアクリエイト学科	平成二十三年三月一日
中央工学校工業専門課程機械学科	平成二十三年三月一日
中央工学校工業専門課程建築学科	平成二十三年三月一日
中央工学校工業専門課程都市環境学科	平成二十三年三月一日
中央動物専門学校動物管理専門課程動物共生総合科	平成二十三年三月一日

表十二東京工学院専門学校工業専門課程法律情報学科の項の次に次のように加える。

東京国際福祉専門学校社会福祉専門課程ソーシャルワーク総合科	平成二十三年三月一日

表十二中「東京スポーツ・レクリエーション専門学校医療専門課程理学療法科（昼間部）」を「東京スポーツ・レクリエーション専門学校医療専門課程理学療法科Ⅰ部」に改め、同表東京染色美術専門学校染色美術専門課程着物染色工芸科の項の次に次のように加える。

東京テクノロジーコミュニケーション専門学校工業専門課程高度情報工学科（昼間部）	平成二十三年三月一日
東京テクノロジーコミュニケーション専門学校工業専門課程高度情報ソフト科（昼間部）	平成二十三年三月一日
東京電子専門学校工業専門課程高度情報システム科	平成二十三年三月一日

表十二東京法律専門学校法律専門課程法律学科（四年制）の項の次に次のように加える。

東洋美術学校造形専門課程クリエイティブデザイン科	平成二十三年三月一日

表十二東洋美術学校造形専門課程視覚伝達デザイン科の項の次に次のように加える。

東洋美術学校造形専門課程造形美術科	平成二十三年三月一日

表十二トヨタ東京整備専門学校工業専門課程1級自動車科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように

加える。

ドレスメーカー学院服飾専門課程高度アパレル専門科	平成二十三年三月一日

表十二日本工学院専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

日本工学院専門学校工業専門課程ＩＴスペシャリスト科	平成二十三年三月一日
日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボラトリー科	平成二十三年三月一日
日本児童教育専門学校児童教育専門課程総合子ども学科	平成二十三年三月一日

表十二中「ハリウッド美容専門学校美容専門課程美容高度専門科（昼間部）」を「ハリウッド美容専門学校美容専門課程美容高度専門科（昼間部）」に、「ハリウッド美容専門学校美容専門課程美容高度専門科（夜間部）」を「ハリウッド美容専門学校美容専門課程美容高度専門科（夜間部）」に改め、

同表二葉栄養専門学校栄養専門課程管理栄養士学科の項の次に次のように加える。

文化服装学院ファッション工科専門課程ファッション高度専門士科	平成二十年三月一日

表十二読売工専門学校工業専門課程自動車整備研究科の項の次に次のように加える。

早稲田速記医療福祉専門学校事務技術専門課程医療経営情報科	平成二十三年三月一日

表十三大原簿記専門学校横浜校商業実務専門課程税理士学科４年制の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校商業実務専門課程税理士学科４年制	平成十九年四月一日

表十三情報科学専門学校工業専門課程情報セキュリティ学科の項の次に次のように加える。

専門学校日産横浜自動車大学校工業専門課程一級自動車工学科	平成十九年四月一日

表十三日産横浜整備専門学校工業専門課程一級自動車工学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十四北里大学保健衛生専門学院看護専門課程保健看護科の項の次に次のように加える。

国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程映画プロデューサー科	平成二十三年三月一日
国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程映像クリエイター科	平成二十三年三月一日

表十四国際福祉医療カレッジ教育・社会福祉専門課程福祉心理学科の項の次に次のように加える。

専門学校新潟国際自動車大学校工業専門課程１級自動車整備科	平成二十年三月一日

表十四新潟会計ビジネス専門学校商業実務専門課程税理士学科（四年制）の項の次に次のように加える。

新潟コンピュータ専門学校工業専門課程ＩＴ高度専門学科	平成二十二年三月一日

表十四新潟情報専門学校工業専門課程大学併修科の項の次に次のように加える。

新潟ビジネス専門学校商業実務専門課程大学併修学科	平成二十三年三月一日

表十四新潟リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

日本アニメ・マンガ専門学校文化・教養専門課程マンガクリエイト専攻科	平成二十一年三月一日
北陸食育フードカレッジ衛生専門課程管理栄養士学科	平成二十三年三月一日

表十五富山医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

富山情報ビジネス専門学校工業専門課程高度情報システム学科	平成二十三年三月一日

表十八（専）日本航空大学校山梨工業専門課程自動車工学科一級自動車整備士養成コースの項の次に次のように加える。

専門学校新潟自動車大学校工業専門課程２級自動車整備科	平成二十年三月一日

表十四新潟ビジネス専門学校商業実務専門課程税理士学科（四年制）の項の次に次のように加える。

新潟コンピュータ専門学校工業専門課程ＩＴ高度専門学科	平成二十二年三月一日

表十四新潟情報専門学校工業専門課程大学併修科の項の次に次のように加える。

新潟ビジネス専門学校商業実務専門課程大学併修学科	平成二十三年三月一日

表十四新潟リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

日本アニメ・マンガ専門学校文化・教養専門課程マンガクリエイト専攻科	平成二十一年三月一日
北陸食育フードカレッジ衛生専門課程管理栄養士学科	平成二十三年三月一日

表十五富山医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

富山情報ビジネス専門学校工業専門課程高度情報システム学科	平成二十三年三月一日

表十八（専）日本航空大学校山梨工業専門課程自動車工学科一級自動車整備士養成コースの項の次に次のように加える。

専門学校サンテクカレッジ工業専門課程コンピュータコミュニケーション科	平成二十一年三月一日

表二十サンヒレッジ国際医療福祉専門学校医療専門課程作業療法学科の項を次のように改正する。

岐阜県立国際園芸アカデミー園芸系専門課程上級マイスター科	平成二十年三月一日
サンビレッジ国際医療福祉専門学校医療専門課程作業療法学科	平成十八年三月一日
専修学校中部国際自動車大学校専門課程自動車整備科１級整備士コース	平成二十三年三月一日

表二十一専門学校日薬医療学院医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

辻村和服専門学校服飾・家政専門課程師範科（４年制）	平成二十年三月一日

表二十一日本建築専門学校工業専門課程建築科の項の次に次のように加える。

プロスペラ学院外国語専門学校文化教養関係専門課程英語科４年制	平成二十三年三月一日

表二十一明美文化服装専門学校服飾・家政専門課程服装科の項の前に次のように加える。

愛知総合看護福祉専門学校医療専門課程保健看護学科	平成二十一年三月一日

表二十一コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校工業専門課程ゲーム開発学科の項から同表コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校工業専門課程ミュージック学科の項までの規定中「平成十八年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程ゲーム制作学科	平成十九年四月一日
コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程ゲーム開発学科	平成十九年四月一日
コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程ＣＧ映像学科	平成十九年四月一日
コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程ＣＧデザイン学科	平成十九年四月一日
コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程情報サイエンス工学科	平成十九年四月一日
コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程情報マネジメント学科	平成十九年四月一日

表二十一トヨタ名古屋整備専門学校工業専門課程高度自動車科の項中「平成十九年三月一日」の下に「平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表名古屋医療福祉

専門学校医療専門課程理学療法学科Ⅰの項の次に次のように加える。

名古屋医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科Ⅱ	平成二十年三月一日

表二十五京都栄養医療専門学校衛生専門課程管理栄養士科の項の前に次のように加える。

大原簿記法律専門学校京都校商業実務専門課程税理士・会計士学科（４年制）	平成二十一年三月一日
京都医健専門学校医療専門課程理学療法科（昼間部）	平成二十三年三月一日

表二十五日産京都整備専門学校工業専門課程一級自動車工学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

京都中央看護保健専門学校看護・保健専門課程（統合カリキュラム）看護保健学科	平成二十三年三月一日
（専）京都伝統工芸大学校工業専門課程伝統工芸学科高度専門課程	平成二十一年三月一日
専門学校日産京都自動車大学校工業専門課程一級自動車工学科	平成十九年四月一日
ディーズファッション専門学校服飾・家政専門課程アパレル	平成二十三年三月一日

総合高度専門士特進科	

表二十六大阪医療福祉専門学校教育・社会福祉専門課程医療福祉管理学科の項の次に次のように加える。

大阪医療福祉専門学校医療専門課程視能訓練士学科（４年制・昼間部）	平成二十三年三月一日

表二十六大阪情報専門学校工業専門課程大学併修科の項の次に次のように加える。

大阪ハイテクノロジー専門学校医療専門課程鍼灸スポーツトレーナー学科	平成二十三年三月一日

表二十六大阪ハイテクノロジー専門学校医療専門課程臨床工学技士科（４年制・昼間部）の項の次に次のように加える。

大阪ハイテクノロジー専門学校教育・社会福祉専門課程保健心理学科	平成十九年四月一日

表二十六大阪ハイテクノロジー専門学校教育・社会福祉専門課程保健福祉心理科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大阪ハイテクノロジー専門学校文化教養専門課程バイオテク	平成二十三年三月一日

名称	文部科学大臣が定める日
こころの医療福祉専門学校医療専門課程理学療法科	平成二十三年三月一日

表三十六大原簿記情報専門学校福岡校商業実務専門課程経理本科4年制学科の項の前に次のように加える。

大原簿記公務員専門学校小倉校商業実務専門課程経理本科4年制学科	平成二十年三月一日

表三十六第一医療リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

福岡柔道整復専門学校医療専門課程理学療法科	平成二十三年三月一日

表三十六を表三十七とする。

表三十五高知リハビリテーション学院医療専門課程言語療法学科の項の前に次のように加える。

高知開成専門学校工業専門課程高度システム開発科	平成二十三年三月一日

表三十五を表三十六とする。

表三十四日産愛媛整備専門学校工業専門課程一級自動車工学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

愛媛電子ビジネス専門学校工業関係専門課程高度情報技術科（4年制）	平成二十三年三月一日
専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程看護学科	平成二十三年三月一日
専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程作業療法学科	平成二十三年三月一日
専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程理学療法学科	平成二十三年三月一日
専門学校日産愛媛自動車大学校工業専門課程一級自動車工学科	平成十九年四月一日

表三十四を表三十五とする。

表三十三四国医療専門学校医療専門課程作業療法学科の項の前に次のように加える。

四国医療専門学校医療専門課程看護学科	平成二十三年三月一日

表三十三を表三十四とし、表三十二を表三十三とする。

表三十一ＣＡＣ医療技術専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項の前に次のように加える。

小井手学園広島ファッションビジネス専門学校家政専門課程ブロフェッショナル科	平成二十三年三月一日

表三十一広島情報専門学校工業専門課程経営情報科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成

ノロジー学科	
大阪保健福祉専門学校鍼灸・社会福祉専門課程社会福祉科（4年制）	平成二十三年三月一日

表二十六大手前栄養学院専門学校衛生専門課程管理栄養学科の項の次に次のように加える。

大原簿記専門学校大阪校商業実務専門課程税理士・公認会計士学科（4年制）	平成二十一年三月一日
関西外語専門学校国際文化専門課程高度国際英語学科	平成二十三年三月一日

表二十六情報工科学院工業専門課程総合コンピュータ学科（4年制）の項の次に次のように加える。

中央工学校ＯＳＡＫＡ工業専門課程工業専門課程建築工学システム学科	平成二十三年三月一日

表二十七トヨタ神戸整備専門学校工業専門課程高度自動車科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

専門学校トヨタ神戸自動車大学校工業専門課程高度自動車科	平成十九年四月一日

表四十一沖縄情報経理専門学校那覇校商業実務専門課程経営情報科の項の次に次のように加える。

専修学校国際電子ビジネス専門学校工業専門課程情報スペシャリスト科（4年制）	平成二十三年三月三十一日

表四十二を表四十四とする。

表四十一鹿児島医療技術専門学校医療専門課程保健看護学科の項を次のように改める。

鹿児島医療技術専門学校医療専門課程作業療法学科（夜間部）	平成十九年三月三十一日
鹿児島医療技術専門学校医療専門課程保健看護学科	平成十八年三月一日
鹿児島医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）	平成十九年三月三十一日

表四十一を表四十三とし、表四十を表四十二とし、表三十九を表四十一とする。

表三十八九州中央リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

湖東カレッジ教育芸術専門学校教育社会福祉専門課程人間福祉学科	平成二十三年三月一日

表三十八を表四十とし、表三十七を表三十八とし、同表の次に次の一表を加える。

表三十九　長崎県に所在する専修学校の専門課程

十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

広島情報専門学校工業専門課程情報研究科	平成十九年四月一日

表三十一を表三十一とし、表二十八から表三十までを一つずつ繰り下げる。

表二十七の次に次のように加える。

表二十八　奈良県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
奈良きもの芸術専門学校家政専門課程和裁総合科	平成二十三年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　大学入試センター試験関係資料

（1）　平成20年度大学入学者選抜実施要項について（文部科学省）

（2）　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

（3）　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

（4）　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

（5）　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

（6）　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票，写真票等

（7）　平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

（8）　平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用）

（9）　平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用）

(10)　平成20年度大学入試センター試験受験上の注意（身体障害者等受験者用）

(11)　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について

(12)　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施について

(13)　平成20年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について

(14)　平成20年度大学入試センター試験試験場一覧

(15)　平成20年度大学入試センター試験利用大学一覧

(16)　平成20年度大学入試センター試験利用短期大学一覧

(17)　平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要

(18)　平成20年度大学入試センター試験英語リスニングテストにおける不具合等の申出があった機器の検証結果等について

(19)　平成20年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要（文部科学省）

写

19文科高第146号
平成19年5月24日

各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長　殿

文部科学省高等教育局長
清　水　　潔

（印影印刷）

平成２０年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について，国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ，別紙のとおり定めましたので通知します。

各大学におかれては，本実施要項を踏まえ，適切に入学者選抜を実施されるようお願いいたします。

また，入学者選抜方法の改善については，かねてから御尽力いただいておりますが，より一層の工夫・改善を進めるよう，引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

なお，本実施要項第６により，各大学が発表した学力検査の実施教科・科目等の内容については，別途様式を定めて報告を依頼することとしておりますことを申し添えます。

担当：　大学振興課大学入試室
電話：（代）03-5253-4111（内線2495）

平成２０年度大学入学者選抜実施要項

（平成19年５月24日　19文科高第号146文部科学省高等教育局長通知）

第１　基本方針

大学入学者の選抜は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し，公正かつ妥当な方法で実施するとともに，入学者の選抜のために高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の教育を乱すことのないよう配慮する。また，各大学・学部は，当該大学・学部の教育理念，教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに，これに基づき，入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で選抜方法の多様化，評価尺度の多元化に努める。

第２　選抜方法

１　入学者の選抜は，調査書の内容，学力検査，小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査の成績，その他大学が適当と認める資料により，入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法（以下，「一般選抜」という。）による。

この場合，スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　一般選抜のほか，大学の判断により，入学定員の一部について，以下のような多様な選抜方法を工夫することが望ましい。

(1)　高等学校の職業教育を主とする学科又は総合学科卒業の入学志願者を対象として，職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法（以下，「専門高校・総合学科卒業生選抜」という。）

(2)　詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって，入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲，目的意識等を総合的に判定する方法（以下，「アドミッション・オフィス入試」という。）

この方法による場合には，以下の点に留意すること。

ア　入学志願者自らの意志で出願できる公募制の選抜とすること。

イ　求める学生像や入学志願者に求める能力・適性等を明確にし，それに応じた選抜方法の工夫・改善に努めること。

ウ　学力検査に過度に重点を置いた選抜基準とせず，入学志願者の能力，適性，意欲，関心等を多面的，総合的に評価すること。

エ　入学手続をとった者に対しては，これらの者の出身学校と協力しつつ，入学までに取り組むべき課題を課すなど，入学後の学習のための準備をあらかじめ用意しておくことが望ましい。

(3)　出身学校長の推薦に基づき，原則として学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（以下，「推薦に基づく選抜」という。）

この方法による場合は，大学において求める学生像や入学志願者に求める能力・適性等を明確にするとともに，調査書や面接，小論文を活用するなど，選抜方法の工夫・改善に努めること。

(4)　帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として，一般の入学志願者と異なる選抜方法により判定する方法（以下，「帰国子女選抜」，「社会人選抜」という。）

この方法による場合は，外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過などにかんがみ，広く入学志願者の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り，小論文，面接，その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて判定することが望ましい。

第３　選抜期日等

１　①一般選抜，②専門高校・総合学科卒業生選抜，③アドミッション・オフィス入試及び推薦に基づく選抜における学力検査の期日は，次により適宜定める。

(1)　入学者選抜試験期日　　平成20年２月１日から４月15日までの間
(2)　入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。
(3)　合格者の決定発表　　平成20年４月20日まで

２　アドミッション・オフィス入試，推薦に基づく選抜等において，学力検査を課さずに選抜を行う場合は，上記１(1)の試験期日によることを要しないが，高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮すること。

３　推薦に基づく選抜による場合は，原則として入学願書受付を平成19年11月１日以降とし，その判定結果を一般選抜の試験期日の10日前までに発表する。

４　その他，いわゆる秋季入学試験の場合は，上記１によることを要しない。また，帰国子女選抜，社会人選抜については，上記１(1)によることを要しない。

第４　調査書

１　各大学は，入学者選抜の資料として，高等学校生徒指導要録に基づき，別紙様式により作成された調査書を提出させる。

必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書（「平成１９年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について（通知）」（平成１８年１１月２日付け１８文科高第４２７号）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者が該当）については，「調査書記入上の注意事項等について」の１６により取り扱うものとし，留意すること。

なお，大学入学者選抜の合否判定に当たり，未履修科目があることをもって，不利益に取り扱うことがないよう配慮すること。

２　各大学は，入学者の選抜に当たって，調査書を十分活用することが望ましい。

３　各大学は，高等学校長に対し，調査書の学習成績概評がＡに属する生徒のうち，人物，学力ともに特に優秀で，高等学校長が責任をもって推薦できる者については，「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を明示させる。

４　各大学は，高等学校長に対し，当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について，特に高等学校長が推薦できる生徒については，その旨を調査書の「備考」の欄に記入するよう希望することができる。

５　指導要録の保存期間（入学，卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年，指導に関する記録については卒業後５年。）が経過したものについては，原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは，すべての卒業生（又は退学者）に適用する。

６　上記５の場合及び，廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には，卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど，それに代わる措置を講ずることが望ましい。

７　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については，次による。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については，別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの，国際バカロレア資格取得者，アビトゥア資格取得者，バカロレア資格（フランス共和国）取得者，文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については，

当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第５　学力検査等

１　個別学力検査

(1)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は，高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し，高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ，適切な方法により実施する。

(2)　個別学力検査を実施する教科・科目は，学習指導要領に定められている教科・科目の中から，高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ，大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，各大学が定める。

なお，複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題の出題など，工夫に努めることが望ましい。

(3)　各大学が個別学力検査の実施科目を定めるに当たっては，学習指導要領の趣旨を踏まえ，できるだけ多くの科目を出題し，選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(4)　大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には，普通教科の一部に代えて，職業に関する教科を出題し，又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え，選択解答させることが望ましい。

(5)　個別学力検査は，以下の点に留意して，入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てる。

ア　個別学力検査は，各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて，入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。

イ　上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては，職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう，特に考慮すること。

２　大学入試センター試験の利用

大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては，「平成20年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成18年５月29日18文科高第125号文部科学省高等教育局長通知）」の定めによるほか，以下の点に留意して実施する。

(1)　各大学が，大学入試センター試験において入学志願者に解答させる科目を定めるに当たっては，できるだけ多くの科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2)　各大学の個別学力検査において，大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合においては，論理的思考力や言語的表現力など，大学入試センター試験とは異なる能力の判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。

(3)　各大学は，アドミッション・オフィス入試，推薦に基づく選抜において大学入試センター試験を利用することができる。

(4)　各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については，例えば，一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等，多様な利用方法を工夫することが望ましい。

３　小論文，面接，実技検査，外部資格試験等の活用

(1)　小論文及び面接

入学志願者の能力・適性等を多角的に判定するため，学部・学科の特性等に応じ小論文を課し，また，面接を活用することが望ましい。

(2)　実技検査

主として実技による授業を行う美術，工芸，音楽，体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあっては主専攻）においては，学力検査のほか，実技に関する検査を課すことが望ましい。

(3)　外部試験の活用

入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から，実用英語技能検定（英検）やＴＯＥＦＬ等の結果を活用するなど，必要に応じ信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。

なお，この場合には，下記第６の学力検査実施教科・科目及び選抜方法等の発表の際にその旨を明らかにすること。また，当該試験の結果の確認方法等について事前に試験実施機関に確認しておくこと。

第６　学力検査実施教科・科目，選抜方法等の決定・発表

１　各大学は，学力検査の実施教科・科目，選抜方法（小論文の出題，面接の実施や推薦に基づく選抜等の実施など），その他入学者選抜に関する基本的な事項について決定し，平成19年６月１日から７月31日までに発表するものとする。

２　発表した内容は，大学のホームページに掲載するなど，広く一般への情報提供に努める。

３　個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には，２年程度前には予告・公表する。

第７　募集人員

１　各大学で募集する人員は，所定の入学定員による。

なお，入学定員は，学科目又は講座の数，教員組織，施設，設備等を総合的に考慮して定められていることを十分考慮し，入学定員を著しく超えて入学させないこと。このことは，編入学試験を実施する際も同様とする。

２　大学における推薦に基づく選抜の募集人員は，附属高等学校からの推薦に係るものも含め，学部・学科等募集単位ごとの入学定員の５割を超えない範囲において各大学が定めるものとする。

短期大学における推薦に基づく選抜の募集人員は，推薦以外の選抜における受験機会の確保にも配慮して，各短期大学が適切に定める。

３　各大学は，入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき，専攻分野を決めることができるようにする等の観点から，例えば学科ではなく学部単位で募集するなど，募集単位を大くくり化することが望ましい。

４　各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておく。

第８　出願資格

大学に入学を志願することのできる者は，学校教育法第56条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第９　募集要項等

１　募集要項

(1)　各大学は，入学者受入方針，募集人員，出願要件，選抜期日，選抜方法，検査場，出願手続，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し，それらを明記した募集要項を平成19年12月15日までに発表する。

(2)　推薦に基づく選抜等を実施する場合には，それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

(3)　寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり，平成14年10月１日14文科高第454号文部科学事務次官通知を踏まえ，寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。

(4)　入学志願者に対し，募集要項のほか，大学案内，大学説明会等により，求める学生像，学部・学科等の組織，教育研究の内容及び特色，学生生活の概要及び諸経費，過去の年度の入学志願者及び合格者の数，卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

(5)　受験の勧誘を行う場合には，それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう入学者選抜の公正確保に努める。

２　入学手続

(1)　入学手続に際しては，合格者の負担等に配慮し，必要に応じ郵送による手続きも認めるなど弾力的な実施に配慮する。

(2)　入学料以外の学生納付金について，「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて（昭和50年９月１日文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長から文部大臣所轄各学校法人理事長あて通知）」の趣旨を踏まえ，合格発表後，短期間内に納入させるような取扱いは避けること。

(3)　入学辞退者に対する授業料，施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については，「大学，短期大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて（平成18年12月28日文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長から文部科学大臣所管各学校法人理事長等あて通知）」の趣旨を踏まえ，以下の点について入学志願者に対し，例えば，あらかじめ募集要項，入学手続要項等に記載するなどにより，明確にすること。

ア　３月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者を除く。）については，原則として，入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

イ　アにかかわらず，募集要項，入学手続要項等に，「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」，「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には，入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは，授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

第10　国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は次のとおりである。

１　個別学力検査等の日程

(1)　出願受付は，平成20年１月28日から２月６日までとする。

(2)　個別学力検査等の日程については，前期日程を平成20年２月25日から，後期日程を同年３月12日以降に実施する。

(3)　合格者の発表は，前期日程は平成20年３月６日から３月10日まで，後期日程は同年３月20日から３月24日まで（できるだけ23日まで）とする。

(4)　入学手続は，前期日程は平成20年３月15日に，後期日程は同年３月27日に締め切る。

(5)　各大学は，合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には，いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として，平成20年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

２　各大学に対する出願方法

入学志願者は，各大学が定める手続・方法等により，上記１の(1)による出願に当たっては，前期日程の大学・学部等から１つ，後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができる。

なお、入学者選抜の実施に当たっては，以下の点に留意すること。

①　２段階選抜

(1)　２段階選抜とは，主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い，その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方法であり，以下の場合に実施することが考えられる。

ア　入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り，個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合。

イ　大学入試センター試験を資格試験的に利用する場合。

(2)　上記アの理由により２段階選抜を実施する大学は，２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしはその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層努める。

②　その他の留意事項

(1)　各大学・学部の前期日程・後期日程の定員比率については，その適正化について積極的に努めること。

(2)　出願期間中においては入学志願者数，２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を，入学手続締切後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

第11　公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者の選抜に関しては，第10に掲げるところに準じて実施される。

ただし，個別学力検査等の日程については，各大学の定めるところによる。

第12　その他注意事項

１　健康状況の把握及び障害のある者への配慮

(1)　入学志願者の健康状況については，原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし，大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には，募集要項に具体的に記載する。この場合であっても，健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては，疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないことが，入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し，真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直すこと。

(2)　障害のある入学志願者の試験に係る特別措置については，以下の例示を参考とするなど更に配慮する。また，「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（平成13年12月27日13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）」にも十分留意する。

ア　視覚障害者

試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

イ　聴覚障害者

注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

ウ　肢体不自由者

試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の配置など

これらの措置を講ずるに当たっては，障害の状態，特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し，事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意する。また，事前相談を求める場合には，入学志願者に大きな負担となったり，他の入学志願者に比べて不利にならないよう，相談の時期や方法について十分配慮する。

２　入試情報の取扱い

(1)　各大学は，学力検査問題等について，標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮する。

(2)　各大学は，受験者への成績開示や，受験者数，合格者数，入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また，試験の評価・判定方法については，可能な限り情報開示に努める。

(3)　合格者の氏名や住所，調査書に記載された内容等，各大学の選抜を通じて取得した個人情報については，漏洩や，選抜以外の目的の利用等がないよう，その保護に十分留意しつつ，適正

な取扱いに努める。

3　入学者選抜の実施に係るミスの防止

(1)　各大学は，入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で，ガイドラインの作成等により，業務全体のチェック体制を確立する。また，入学者選抜に関わる者の責務を明確にし，教員，事務職員等関係者が一体となり，全学的な連携協力体制の確立に努める。

(2)　試験問題の作成においては，チェック体制を不断に点検するとともに，作題者以外の者も含めて，二重，三重に点検を行うこと等により，ミスの防止及び早期発見に努める。なお，試験問題の作成につき，外部の機関又は専門家の協力を得ることについては，機密性，中立性，公平性の観点から十分慎重に対応する。

(3)　合格者決定業務においては，電算処理や解答のチェック体制を確立し，点検・確認する。また，追加合格決定業務についても，マニュアルを作成する等，実施体制及び決定手続を明確にする。

4　外国人を対象とした選抜

(1)　私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，真に修学を目的とした者が選抜されるよう，適切に実施する。また，国際交流等の推進の観点から，独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

(2)　当該選抜に係る学力検査教科・科目及び選抜方法等の決定・発表は，入学者選抜期日の６ヶ月以上前に行うとともに，募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。

(3)　外国人を対象とする選抜を実施する場合，国際バカロレア資格取得者，アビトゥア資格取得者，バカロレア（フランス共和国）取得者について，これらの資格を国内で取得した場合であっても，外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

5　その他

(1)　各大学は，選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い，その成果を入学者選抜に反映させることが望ましい。

(2)　推薦に基づく選抜等の実施に際しては，高等学校及び中等教育学校のみならず，高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校と同等の課程を有するとして文部科学大臣が認定している在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。

第13　備考

この要項は，平成20年度の大学入学者選抜に適用する。なお，本要項により実施し難い事情のある大学は，募集要項の発表前に，（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には，速やかに，）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。

別紙様式
（表）

調　査　書

※	※	※	※

1．ふりがな　氏名　／　性別　／　現住所（都道府県　市区　町村　丁目　番　号）

昭和・平成　年　月　日生

学校名　／　国立・公立・私立　／　高等学校・中等教育学校（分校）　／　昭和・平成　年　月　入学，編入学，転入学（第　学年）

全・定・通　／　普通・専門（　・　）・総合　／　昭和・平成　年　月　卒業・卒業見込

2．各教科・科目等の学習の記録

教科	科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計

（教科・科目　評定　修得単位数計　の同様の欄が右側にもある）

総合的な学習の時間

計

3　各教科の評定平均値

教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭・家庭	情報	全体の評定平均値
平均値											
教科											
平均値											

4．学習成績概評

成績段階別人数										
段階	A		B		C		D		E		合計	（人）
人		人		人		人		人		人		人

（裏）

※	※	※	※

5．出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4	区分＼学年	1	2	3	4
授業日数					欠席日数				
出席停止・忌引き等の日数					出席日数				
留学中の授業日数					備考				
出席しなければならない日数									

6．特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

7．指導上参考となる諸事項

第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

8．総合的な学習の時間の内容・評価

活動内容等	
評価	

9　備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する
平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　印　記載責任者職氏名　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書は，高等学校生徒指導要録等に基づき，この様式により作成すること。ただし，様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

2　調査書は，個人的主観にとらわれたり，特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。

3　調査書は，ホームルーム担当教員等が記入し，関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て，高等学校長が作成し，その責任において，大学に提出すること。

4　調査書は，日本工業規格Ａ４判（210 × 297㎜）上質紙（57.5kg程度）とし，表裏の両面を使って作成すること。ただし，複写機等により作成する場合は，Ａ３縦型表判（297×420㎜）複写紙の左右に表裏を複写し，二つ折りとしても差し支えない。

5　上段※印欄は，大学において必要な事項を記入するための欄とし，高等学校では記入しないこと。

6　「氏名」，「現住所」，「学校名」に係る欄は，必要事項を記入するとともに，該当項目を○で囲むか，該当項目のみを直接記入すること。

なお，編入学及び転入学の場合は，その学年を（　）内に記入することとし，専門教育を主とする学科については，農業，水産，工業，商業，家庭，音楽等の別及び各科別を，例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように，（　）内に記入すること。

また，学年による教育課程の区分を設けない全日制，定時制及び通信制の課程においては，「学年」を「年度」と読み替えること（以下同じ）。

7　「各教科・科目等の学習の記録」の欄は，高等学校在学中の全学年について，次のように記入すること。

(1)　「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は，高等学校生徒指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については，普通教育に関する教科・科目，専門教育に関する教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

（記入例）

教科	科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
	【普通教育に関する教科・科目】					
国語	国語総合	4				4
	古典		3			4
	【専門教育に関する教科・科目】					
農業	農業科学基礎	3				4
	環境科学基礎		5			4

なお，留学については，空欄に「留学」と記載すること。
また，空欄不足の場合は，紙を貼り足してもよい。

(2) 「修得単位数の計」の欄は，修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合，卒業見込みの者で，最終学年の修得単位が未決定である場合には，当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお，留学に係る修得単位数については，高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

(3) 「評定」の欄は，５，４，３，２，１の５段階で表示すること。

また，留学に係る評定については，外国の高等学校の発行する成績や在籍，科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し，記入を要しないこととする。

(4) 卒業見込みの者で，最終学年の成績が未決定である場合は，当該学年における直近の成績を総合し，高等学校として判定した成績を，最終学年の成績として記入すること。

8 「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については，次のように記入すること。なお，留学に係る修得単位については，算入する必要がない。

(1) 各教科の評定平均値の欄に記載する教科名について，普通教育に関する教科・専門教育に関する教科で同一の名称がある場合には，それぞれ「普」・「専」を教科名に併記すること。

(2) 各教科の評定平均値は，高等学校生徒指導要録に基づき，各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお，例示以外の履修教科は，空欄を利用すること。また，空欄不足の場合は，紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は，次のとおりである。

（ア） $\dfrac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \dfrac{3+3+5}{3} = \dfrac{11}{3} = 3.66$

（イ）小数点以下第２位を四捨五入すると，この者の理科の評定平均値は，「3.7」となる。

教科・科目		評定				修得単位数の計
		第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	
教科	科目					
理科	理科総合Ａ	3				2
	物理Ⅰ		3			3
	化学Ⅰ			5		3

(3) 全体の評定平均値は，高等学校生徒指導要録に基づき，すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は，次のとおりである。

（ア） $\dfrac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \dfrac{\text{（国語４＋３）＋（地歴５＋４＋４）＋・・・}}{\text{（国語２）＋（地歴３）＋・・・}}$

$\dfrac{\text{（保体４＋３＋４＋５）＋・・・（家庭５）}}{\text{（保体４）＋・・・（家庭１）}} = \dfrac{116}{30} = 3.86$

（イ）小数点以下第２位を四捨五入すると，この者の全体の評定平均値は，「3.9」となる。

教科・科目		評定				修得単位数の計
		第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	
教科	科目					
国語	国語総合	4				4
	古典		3			4
地理歴史	世界史Ｂ	5				4
	日本史Ａ		4			2
	地理Ａ			4		2
保体	体育	4	3	4		8
	保健		5			2
家庭	家庭総合	5				4

（注）保健体育の体育のように，複数学年にわたって履修する科目については，各学年ごとの評定数をそれぞれ１科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は，次のように記入すること。

(1) 「学習成績概評」の欄は，高等学校における同一学年生徒全員（ただし，教育課程の異なる類型のある場合は類型別，専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし，定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅの５段階に分け，その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
５．０ ～ ４．３	Ａ
４．２ ～ ３．５	Ｂ
３．４ ～ ２．７	Ｃ
２．６ ～ １．９	Ｄ
１．８以下	Ｅ

(2) 大学が希望する場合，学習成績概評Ａに属する生徒のうち，人物，学力ともに特に優秀で，高等学校長が責任をもって推薦できる者については，「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

この場合，高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は，各段階に該当する人数とその合計を，「Ａ○○人，Ｂ○○人，Ｃ○○人，Ｄ○○人，Ｅ○○人，合計○○人」のように記入すること。

また，(1)により，類型別又は科別に記入した場合は，「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（　）内に記入すること。

10 「出欠の記録」の欄は，高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが，卒業見込みの者の最終学年の欄は，直近の学期末（ないしは，最終学年の成績を判定した時点）現在における 出欠の状況を記入し，その旨を備考欄に明示すること。

11 「特別活動の記録」の欄には，特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては，例えば，下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名，学校行事における役割の分担など，活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては，例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など，特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において，その当初と学年末とを比較し，活動の状況の進歩が著しい場合，その状況に関すること。

12 「指導上参考となる諸事項」の欄には，高等学校生徒指導要録の同欄の記載事項のうち，特に必要と認められる事項等，例えば，(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等，(2)行動の特徴，特技等，(3)部活動，ボランティア活動，(4)取得資格などについて記入することとし，無い場合はその旨明示すること。

なお，留学に該当する場合は，留学期間及び留学先の国名，学校名を記入すること。また，休学については，校長が許可した期間を記入すること。

13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には，「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には，各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお，「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については，当該欄に斜線を引くこと。

14 「備考」の欄には，大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について，特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また，学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき，教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第64条の３第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては，その旨明示すること。

15 記載責任者職氏名は，必ず記載し，押印すること。

なお，記載内容を訂正した場合は，訂正箇所に校長の印を押印するとともに，欄外に加除字数を表示すること。また，紙を貼り足した場合も，校長の印で割印をとること。

16 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書（「平成１９年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について（通知）」（平成１８年１１月２日付け１８文科高第４２７号）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者が該当）については，下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお，「修得単位数の計」については，記載すること。）

(2) 「３．各教科の評定平均値」欄及び「全体の評定平均値」欄については，未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考欄」については，下記内容を記載すること。

①未履修教科・科目名。

②未履修は，生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③評定平均値は未履修科目を除いて算定していること。

（参考）

平成２０年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成18年５月29日　文科高第125号文部科学省高等教育局長通知）

平成20年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について，次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は，入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，各大学（短期大学を含む。以下同じ。）が，それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は，別表のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は，それぞれの判断と創意工夫に基づき，又は各大学の団体において協議されたところに沿って，大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお，各大学においては，複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は，入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し，特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

３　過去の大学入試センター試験の成績について，１年前のものに限り，当該年度の入学者選抜に利用することを認める取扱いとする。

第４　利用に係る通知等

１　平成20年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は，平成18年10月31日まで（やむを得ない場合においても平成19年３月31日まで）に，大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を文部科学省高等教育局長及び独立行政法人大学入試センター理事長に通知するものとする。また，利用を取り止める場合も，同日までにその旨を通知するものとする。

２　上記の通知については，新たに利用する場合は別紙様式により行うものとする。

３　各大学は通知後，その内容について各大学におけるホームページに掲載するなど，広く一般への情報提供に努めるものとする。

第５　実施期日等

１　平成20年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は，平成20年１月19日（土）及び20日（日）とする。

２　各大学は，独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）と協力して，地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し，当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により，当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては，原則として，入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　障害のある入学志願者に対しては，障害の種類・程度に応じ，試験時間，出題，解答の方法，試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は，必要に応じ，大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは，この実施大綱に定めるもののほか，大学入試センター試験の実施方法，出題教科・科目の詳細，時間割，試験場，出願手続，検定料，成績提供，経費等に関する必要な要項を定め，平成19年７月31日までに発表するものとする。

（別表）

出　題　教　科　・　科　目

１　出題教科・科目

教　科	出　題　科　目
国　語	『国語』
地理歴史	「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」
公　民	「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」
数　学	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』，「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』，「工業数理基礎」，『簿記・会計』，『情報関係基礎』
理　科	「理科総合Ａ」，「理科総合Ｂ」，「物理Ⅰ」，「化学Ⅰ」，「生物Ⅰ」，「地学Ⅰ」
外国語	『英語』，『ドイツ語』，『フランス語』，『中国語』，『韓国語』

（注１）「　」『　』内記載のものを１出題科目とする。
（注２）『　』内記載のものは，二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とする。
（注３）外国語『英語』は，リスニングを含む。

２　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	出　題　科　目	試験時間
国　語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」	60分
公　民		「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」	60分
数　学	①	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』	60分
	②	「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』，「工業数理基礎」，『簿記・会計』，『情報関係基礎』	60分
理　科	①	「理科総合Ｂ」，「生物Ⅰ」	60分
	②	「理科総合Ａ」，「化学Ⅰ」	60分
	③	「物理Ⅰ」，「地学Ⅰ」	60分
外国語		『英語』，『ドイツ語』，『フランス語』，『中国語』，『韓国語』	【筆　記】80分 【ﾘｽﾆﾝｸﾞ】30分 （『英語』のみ）

（注１）国語，地理歴史，公民及び外国語（『英語』を除く。）は，１教科について１試験時間とし，数学は，①及び②の出題科目のグループごとに，理科は，①，②及び③の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は，筆記とリスニングに試験時間を分けるものとする。
（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は，グループ）については，入学志願者は各大学の指定に従い，１出題科目を選択して解答する。
（注３）外国語において『英語』を選択する入学志願者は，筆記とリスニングの双方を解答する。

別紙様式

平成２０年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
（大学入試センター試験を新たに利用する大学・学部の通知）

大学名 （所在地）	利用する学部・学科名 （課程，専攻等）名 （総入学定員）	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備　考
（記入例） ○○大学 （○○県○○市）	○○学部 ○○学科（○○人）	一般選抜の定員の一部について利用 前期 ○○学科（○○人） 後期 ○○学科（○○人）	○国（近代以降の文章），地歴（世Ａ，世Ｂ，日Ａ，日Ｂ，地理Ａ，地理Ｂから１），公民（現社，倫，政経から１），理（理総Ａ，理総Ｂ，物，化，生，地学から１）から２ ○数（数Ⅰ・数Ａと数Ⅱ・数Ｂ，簿，情報から１） ○外（英）	○課さない 〃	○「国語」「地歴」「公民」「理科」については３教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用 ○「地歴」と「公民」の組合せは不可 ○「外国語」（『英語』）においては，リスニングの成績は利用しない。 ○「国語」においては，近代以降の文章のみ利用。

記入上の注意
1.　「利用する学部・学科（課程，専攻等）名」の欄には，学部等の単位で記入すること。ただし，同一学部等であっても，学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には，異なる単位ごとに分けて記入すること。なお，入学定員の人数については，当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
2.　「利用する選抜の対象」の欄には，大学入試センター試験の利用について，例えば，いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用，専門高校・総合学科卒業生選抜，アドミッション・オフィス入試について利用，推薦入学について利用，第２次募集による選抜について利用等，大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。
　この場合，一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては，当該入学定員の一部の規模（募集人員）を記入すること。
3.　「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には，各学部・学科（課程，専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については，国，地歴（世Ａ，世Ｂ，日Ａ，日Ｂ，地理Ａ，地理Ｂ），公民（現社，倫，政経），数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Ａ，数Ⅱ，数Ⅱ・数Ｂ，工，簿，情報），理（理総Ａ，理総Ｂ，物，化，生，地学），外（英，独，仏，中，韓）のように略して記入すること。
　なお，専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については，その旨を記入すること。
4.　「個別学力検査等の概要」の欄には，「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに，個別学力検査等の概要を記入すること。この場合，学力検査を実施する場合には，実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。），また，小論文，面接等を実施する場合には，その旨を記入すること。
　（記入例）
　　【例１】　地歴（世Ｂ，日Ｂ，地理Ｂから１），外（英，独，仏，中，韓から１），面接
　　【例２】　理（物Ⅱ，化Ⅱから１），外（英），小論文，実技検査
5.　国語において特定の分野についてのみ利用する場合は，備考欄にその旨を記入すること。また，外国語（『英語』）において，リスニングの成績を利用しない場合は，備考欄にその旨記入すること。
6.　成績の複数年度利用を行う場合は，備考欄にその利用方法について記入すること。

平成20年度大学入学者選抜
大学入試センター試験実施要項

（平成19年5月24日入試セ事一第11号
独立行政法人大学入試センター理事長通知）

「平成20年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成18年5月29日付け18文科高第125号文部科学省高等教育局長通知）の第7に基づく必要な要項については，次に定めるところによるものとする。

1 実施の趣旨等

⑴ 大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，国公私立の大学（短期大学を含む。以下同じ。）が，それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

⑵ 大学入試センター試験は，この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

2 実施に当たっての業務分担等

⑴ 大学入試センター試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し，それぞれ責任を持って実施するものとする。

ア 大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票等の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ 各大学

受験案内の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験成績の請求，試験問題作成に携わる者の派遣その他関連する業務

⑵ 各大学は，大学入試センターと協力して，原則として各都道府県ごとに，各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し，試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお，連絡会議を組織するに当たっては，この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡，調整等を行う世話大学を置き，大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3 出題教科・科目等

⑴ 大学入試センター試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。

⑵ 大学入試センター試験の出題教科・科目等は，別紙のとおりとする。

⑶ 大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式とする。

4 受験案内の配付

大学入試センターは，出願の具体的手続，大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し，各大学及び大学入試センターが指定する代行発送業者において，これを希望者に平成19年9月3日（月）から配付する。

5 出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は，各大学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）であって，かつ，次のいずれかに該当するものとする。

⑴ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成20年3月卒業見込みの者

⑵ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成20年3月修了見込みの者

⑶ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成20年3月31日までにこれに該当する見込みの者

6 出 願

大学入試センター試験の出願は，次のとおりとする。

⑴ 出願の期間は，平成19年10月1日（月）から12日（金）までとする。

⑵ 出願の方法は，次のとおりとする。

ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を平成20年3月卒業見込みの者は，志願票に検定料受付証明書を添えて，在学する学校長を経由して，大学入試センターに郵送により提出するものとする。

イ 平成20年3月卒業見込みの者以外の者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者，高等学校卒業程度認定試験合格者等）は，志願票に検定料受付証明書及び出願資格を証明する書類を添えて，直接，大学入試センターに郵送により提出するものとする。

ウ 大学入試センター試験の成績の開示を希望する入学志願者は，出願時に併せて申し出るものとする。

7 検定料

大学入試センター試験の検定料は，次のとおりとする。

区　分	金　額
3教科以上を受験する場合	18,000円
2教科以下を受験する場合	12,000円

8 受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，志願票記入事項についての照合確認を求めた後，受験番号，試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を，平成19年12月中旬までに交付する。

9 試験場の指定

⑴ 大学入試センター試験の試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区を設け，この試験地区内に所在する各大学が，当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう，設定するものとする。

⑵ 大学入試センターは，入学志願者に対し，原則として次により試験場を指定する。

ア 高等学校又は中等教育学校を平成20年3月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については，在学する学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者，高等学校又は中等教育学校の通信制の課程を卒業見込みの者，高等学校卒業程度認定試験合格者等については，居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

10 試験実施期日等

⑴ 大学入試センター試験は，平成20年1月19日（土），20日（日）の2日間にわたり実施する。

⑵ 大学入試センター試験の時間割は，次のとおりとする。

試験日	試験教科・科目		試験時間
第1日	公　民	「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」	9:30～10:30
	地理歴史	「世界史A」，「世界史B」，「日本史A」，「日本史B」，「地理A」，「地理B」	11:15～12:15
	国　語	『国語』	13:30～14:50
	外国語	『英語』，『ドイツ語』，『フランス語』，『中国語』，『韓国語』	【筆記】 15:35～16:55
			【リスニング】 『英語』のみ 17:35～18:35（注）
第2日	理科①	「理科総合B」，「生物Ⅰ」	9:30～10:30
	数学①	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学A』	11:15～12:15
	数学②	「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学B』，「工業数理基礎」，『簿記・会計』，『情報関係基礎』	13:30～14:30
	理科②	「理科総合A」，「化学Ⅰ」	15:15～16:15
	理科③	「物理Ⅰ」，「地学Ⅰ」	17:00～18:00

（注） リスニングテストは，音声問題を用い30分間で解答を行うが，解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え，試験時間は60分とする。

⑶ 疾病，負傷等やむを得ない事情により，大学入試センター試験を受験できない者を対象として，全国2か所で追試験を実施する。

実施期日は，平成20年1月26日（土），27日（日）とする。

⑷ 追試験の受験者については，所定の基準により，各大学において具体的事由を審査し，許可するものとする。

11 再試験の実施

⑴ 雪・地震等による災害その他特別の事情により，大学入試センター試験が10の⑴に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には，実施できなかった試験分について再試験を実施する。

⑵ 再試験の実施期日は，平成20年1月26日（土），27日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

⑶ 再試験を⑵に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には，追試験も再試験と同一の期日に実施する。

12 得点の調整

大学入試センターは，大学入試センター試験の本試験において次の各科目間で，原則として，20点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行う。

なお，得点調整の実施の有無については，平成20年1月25日（金）（予定）に発表する。

⑴ 地理歴史の「世界史B」，「日本史B」，「地理B」の間

⑵ 公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

⑶ 理科の「物理Ⅰ」，「化学Ⅰ」，「生物Ⅰ」，「地学Ⅰ」の間

13 資料の発表

⑴ 大学入試センターは，大学入試センター試験の試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

⑵ 大学入試センターは，大学入試センター試験の受験者数，平均点，最高点，最低点，標準偏差等を次のとおり発表する。

① 中間発表 …… 平成20年1月23日（水）（予定）

② 最終発表 …… 平成20年2月7日（木）（予定）

14 成績の請求及び提供等

⑴ 各大学は，当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき，入学志願者の大学入試センター試験の成績を，大学入試センターに請求するものとする。

⑵ 大学入試センターは，各大学からの請求に基づき，当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，速やかに提供する。

⑶ 大学入試センターが，各大学に提供する成績等の内容は，①個人別の科目別得点（国語については，大学が特定の分野の利用を指定した場合は，科目別得点に加え分野別得点。英語については，筆記，リスニング別の得点。）及びその合計点，②科目別の平均点，標準偏差等（英語については，筆記，リスニング別の平均点，標準偏差等）とする。

⑷ 大学入試センター試験の成績提供の日程は，次のとおりとする。

① 平成20年度大学入試センター試験に係る成績

平成20年2月5日（火）から行う。

② 平成19年度大学入試センター試験に係る成績

平成19年6月1日（金）から平成20年4月15日（火）まで行う。

ただし，平成19年9月30日（日）から11月4日（日）まで，及び平成20年1月18日（金）から2月4日（月）までの期間を除く。

(5) 各大学は，大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては，入学志願者 1 人 1 回につき，570 円の成績提供手数料を，大学入試センターへ納付するものとする。

(6) 各大学は，提供された大学入試センター試験の個人別成績を，当該大学の判断により受験者本人に開示することは差し支えないこととするが，その保管・管理等に十分配慮するものとする。

なお，開示時期は，平成 20 年 4 月 16 日以降とするものとする。（「平成 20 年度大学入学者選抜実施要項（平成 19 年 5 月 24 日付け 19 文科高第 146 号文部科学省高等教育局長通知）」の第 3 の 1 の(1)に定める入学者選抜試験期日終了以降）

15 障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては，障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，申請に基づき審査の上，次のような特別な配慮を行う。

(1) 点字による出題・解答，拡大文字による出題，試験時間の延長，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，手話通訳者の配置，介助者の配置，特定試験室の指定等

(2) 重度難聴者などリスニングテストを受験することが困難な者については，リスニングテストの受験を免除

16 試験の実施経費

(1) 大学入試センターは，別に定める基準に基づき，予算の範囲内において，各大学が分担する試験実施業務に係る経費を支出する。

(2) 大学入試センターは，(1)の支出に当たり，各大学と所要の取決めを行う。

17 成績の本人開示

(1) 大学入試センターは，大学入試センター試験出願時の入学志願者本人からの希望に基づき，成績を開示する。

(2) 成績開示は，平成 20 年 4 月 16 日（水）以降に行う。

(3) 成績開示手数料は 800 円とし，成績開示を希望する入学志願者は，検定料と併せて納付するものとする。

18 その他

前各項に定めるもののほか，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。

別紙

平成 20 年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法等
国語		『国語』	80 分（200 点）	「国語総合」，「国語表現Ⅰ」の内容を出題範囲とし，近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	
地理歴史		「世界史 A」 「世界史 B」 「日本史 A」 「日本史 B」 「地理 A」 「地理 B」	60 分（100 点）		左記出題科目の 6 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
公民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」	60 分（100 点）		左記出題科目の 3 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
数学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学 A』	60 分（100 点）	『数学Ⅰ・数学 A』は，「数学Ⅰ」と「数学 A」を総合した出題範囲とする。	左記出題科目の 2 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学 B』 「工業数理基礎」 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	60 分（100 点）	『数学Ⅱ・数学 B』は，「数学Ⅱ」と「数学 B」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学 B」の 4 項目の内容のうち，2 項目以上を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 （数列，ベクトル，統計とコンピュータ，数値計算とコンピュータ） 『簿記・会計』は，「簿記」及び「会計」を総合した出題範囲とし，「会計」については，会計の基礎，貸借対照表，損益計算書，財務諸表の活用の 4 項目の内容のうち，会計の基礎を出題する。 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする農業，工業，商業，水産，家庭，看護，情報及び福祉の 8 教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	左記出題科目の 5 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「工業数理基礎」，『簿記・会計』又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。
理科	①	「理科総合 B」 「生物Ⅰ」	60 分（100 点）		左記出題科目の 2 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
	②	「理科総合 A」 「化学Ⅰ」	60 分（100 点）		左記出題科目の 2 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
	③	「物理Ⅰ」 「地学Ⅰ」	60 分（100 点）		左記出題科目の 2 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。
外国語		『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	【筆記】80 分（200 点） 【リスニング】（『英語』のみ）解答時間 30 分（50 点）	『英語』は，「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションⅡ」と「英語Ⅱ」に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の 5 科目のうちから 1 科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，『ドイツ語』，『フランス語』，『中国語』又は『韓国語』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

備考 1 「平成 20 年度大学入試センター試験実施要項」の 14 の(3)にいう国語の特定の分野は，出題方法等欄の「近代以降の文章（2 問 100 点），古典（古文（1 問 50 点），漢文（1 問 50 点））」とする。

2 外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記とリスニングの双方を解答する。

3 リスニングテストは，音声問題を用い 30 分間で解答を行うが，解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え，試験時間は 60 分とする。


平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験
受験案内 20
試験期日 平成20年1月19日(土)・1月20日(日)
出願期間 平成19年10月1日(月)～10月12日(金)
この「受験案内」は，大学の入学手続が終わるまで大切に保管してください。
ネットでリスニング体験！
大学入試センターホームページのこのボタンをクリック
●ICプレーヤーのボタン1，2，3は，すべてランプが光るまで，(2 3のボタンは音が出るまで)長く押し続けます。
センター試験リスニングテスト
1 電源
2 確認
3 再生
音量
小
大
光るまで長く押す
イヤホンを耳に付けることができない場合は，事前申請が必要です。
●ICプレーヤー等のイメージ大実物大
http://www.dnc.ac.jp/
独立行政法人 大学入試センター事業第1課
〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23
☎03-3465-8600
この「受験案内」には，志願票，検定料払込書（4種類），封筒（個人出願用）が添付されていますので確認してください。
●志願者問い合わせ専用・志願者本人がお問い合わせください。
9:30～12:00，13:00～17:00 土・日曜，祝日，年末年始は除く。

はじめに

1 志望大学の利用方法を確認

大学入試センター試験を利用する大学は，入学志願者が大学入試センター試験において解答すべき教科・科目やその成績の入学者選抜における取扱いなどを，それぞれ定めています。志望大学の募集要項等でそれらをよく確認して，大学入試センター試験を受験してください。

2 各種の手続を事前に確認

この冊子には大別して，「①検定料の払込みのように，大学入試センター試験の出願の際に誰もが行わなければならない手続」と「②受験票の再発行申請のように，いざという場合に必要となる手続」が解説されています。志願者は，①はいうまでもなく，②についてもあらかじめどのようなものがあるのか理解しておくことが大切です。提出書類の不備で出願が受理されなかったり，制度の理解不足のために必要な科目が受験できなかったりなどということのないよう，十分に留意してください。

3 通読して重要事項を確認

この冊子では，同種の印刷物にしばしば見られる重要部分のゴシック表記や下線の付記は極力避けました。重要な記載事項があまりに多く，視覚上の強調によりかえって紙面が雑然とし読みづらいものになりかねないと考えたからです。もとより，出願から受験に至る手続やルールは，強調されている一部の字句を読んだだけでは，十分理解することができるものではありません。受験者は，まず幾度かこの冊子を通読し，自ら見いだした重要事項に，必要に応じてマーカーを塗るなど，記憶にとどめるよう工夫してください。

4 リスニングテストについて

この冊子には，英語のリスニングテストについての章も設け，リスニングテストの概要を説明しています。使用機器の仕組みは複雑なものではなく，誰でも容易に操作できるものとなっています。監督者の指示に従い，試験を受けてください。

5 特別支援学校について

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）」により特別支援学校の制度が創設され，これまでの盲学校，聾学校，養護学校は特別支援学校となりました。個別の学校の名称として引き続き盲学校等の名称を使用している特別支援学校もありますが，この冊子では，特別支援学校並びに従来の盲学校，聾学校及び養護学校を一括して，特別支援学校と記しています。

目　次

A 試験概要
1 平成 20 年度大学入試センター試験実施日程……2 ページ
2 試験期日・試験時間割……3
3 出題教科・科目等……4

B 出願
1 出願資格と証明書類……6
2 出願期間と出願方法等……11
3 受験特別措置……12
4 試験成績の本人開示……14
5 検定料及び成績開示手数料の払込方法……16
6 志願票の記入方法……18

C 出願後
1 出願後の留意事項……21
2 確認はがき……22
3 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届等……24
4 試験場の指定……28
5 出願後の受験特別措置……30

D リスニングテスト
1 リスニングテストの概要……31
2 リスニングテストの進行……32
3 リスニングテスト受験上の注意……35
4 IC プレーヤーの操作体験について……35
5 イヤホンが装着できない場合……36
6 解答時間中の事故等と再開テスト……36

E 試験
1 受験に当たっての主な注意事項……37
2 試験問題冊子及び解答用紙……39
3 追試験及び再試験……46

F 試験実施後
1 得点の調整……47
2 試験成績の大学への提供方法……48

G その他
1 志望大学に確認すること……49
2 前年度の大学入試センター試験の成績を利用する選抜……50
3 個人情報の取扱い……51

H 高等学校等コード表
1 高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校……52
2 高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定，外国の学校等，文部科学大臣の指定した者，認定，在外教育施設，専修学校の高等課程……71

●志望大学の選抜実施日程……72

A 試験概要

1 平成 20 年度大学入試センター試験実施日程

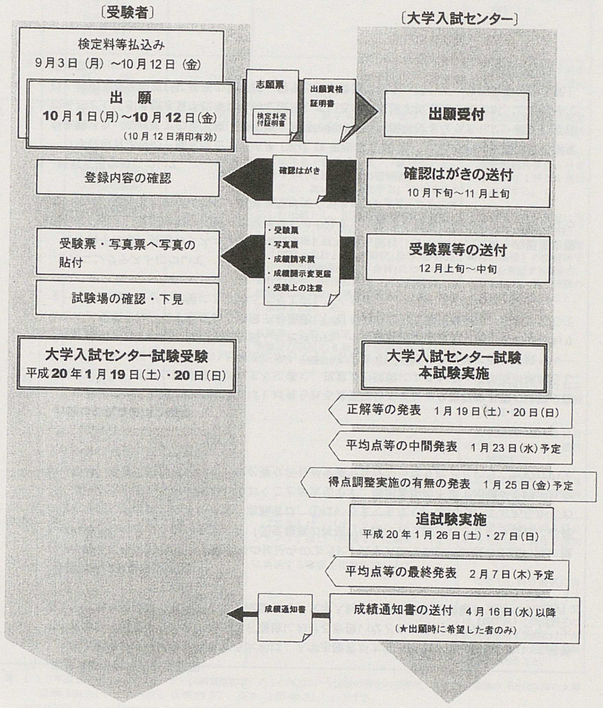

2 試験期日・試験時間割

期　日	出題教科・科目		試験時間
平成20年1月19日（土）	公　民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」	9:30 ～ 10:30
	地理歴史	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」	11:15 ～ 12:15
	国　語	『国語』（→注2）	13:30 ～ 14:50
	外国語	『英語』（→注3） 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』 『韓国語』	【筆記】 15:35 ～ 16:55
			【リスニング】 『英語』のみ 17:35 ～ 18:35
1月20日（日）	理科①	「理科総合B」「生物Ⅰ」	9:30 ～ 10:30
	数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』	11:15 ～ 12:15
	数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』「工業数理基礎」 『簿記・会計』『情報関係基礎』	13:30 ～ 14:30
	理科②	「理科総合A」「化学Ⅰ」	15:15 ～ 16:15
	理科③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」	17:00 ～ 18:00

（注1）『　』内記載のものは，2つの科目を総合したもの又は2つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目です。

（注2）『国語』の出題分野（→p.4）のうち，大学が指定した分野のみを解答する場合でも，国語の試験時間は80分です。

（注3）外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記とリスニングテストの双方を解答してください。
リスニングテストは，音声問題を用い 30 分間で解答を行いますが，解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え，試験時間は 60 分となります。
なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできません。

3 出題教科・科目等

教　科 （時間・配点）	グループ	出題科目・選択方法	出　題　方　法　等
国　語 （80分 200点）		『国語』	「国語総合」「国語表現Ⅰ」の内容を出題範囲とし，近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。
地理歴史 （60分 100点）		「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 のうちから1科目を選択解答する。	
公　民 （60分 100点）		「現代社会」「倫理」 「政治・経済」 のうちから1科目を選択解答する。	
数　学 （①②とも 60分 100点）	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』 のうちから1科目を選択解答する。	『数学Ⅰ・数学A』は，「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』 「工業数理基礎」※ 『簿記・会計』※ 『情報関係基礎』※ のうちから1科目を選択解答する。ただし，※が付された科目の問題冊子の配付を希望する場合は，出願時に申請すること。	『数学Ⅱ・数学B』は，「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。ただし，「数学B」については4項目の内容（数列，ベクトル，統計とコンピュータ，数値計算とコンピュータ）のうち，2項目以上を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 『簿記・会計』は，「簿記」及び「会計」を総合した出題範囲とし，「会計」については4項目の内容（会計の基礎，貸借対照表，損益計算書，財務諸表の活用）のうち，会計の基礎を出題する。 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする農業，工業，商業，水産，家庭，看護，情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。
理　科 （①②③とも 60分 100点）	①	「理科総合B」「生物Ⅰ」 のうちから1科目を選択解答する。	
	②	「理科総合A」「化学Ⅰ」 のうちから1科目を選択解答する。	
	③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」 のうちから1科目を選択解答する。	
外国語 【筆　記】 （80分 200点） 【リスニング】 （『英語』のみ） （解答時間30分 50点）		『英語』 『ドイツ語』※ 『フランス語』※『中国語』※ 『韓国語』※ のうちから1科目を選択解答する。ただし，※が付された科目の問題冊子の配付を希望する場合は，出願時に申請すること。	『英語』は，「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションⅡ」と「英語Ⅱ」に共通する事項を出題範囲とする。

（注 1）『国語』の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（2 問 100 点），古典（古文（1 問 50 点），漢文（1 問 50 点））」とします。

（注 2）数学①及び数学②においても，他の教科・科目と同様に補助具（そろばん，電卓，グラフ用紙，定規，コンパス等）の使用は認めません。

（注 3）外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記とリスニングテストの双方を解答してください。
リスニングテストは，音声問題を用い 30 分間で解答を行いますが，解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うための必要な時間を加え，試験時間は 60 分となります。
なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできません。

B 出願

1 出願資格と証明書類

(1) 平成 20 年度大学入試センター試験に出願できる者及び提出が必要な資格証明書は，次表のとおりです。

(2) 大学卒業者又は大学在学中の者も，次表のいずれかの出願資格で出願することとなります。

(3) 出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願期間の前にできるだけ早く大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に問い合わせてください。特に外国の学校等の資格で出願する志願者は，出願資格の確認等に時間を要する場合がありますので，早めに問い合わせてください。

出願資格		資格証明書
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」の平成 20 年 3 月卒業見込者		不要（学校長が一括証明）
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」の卒業者		卒業証明書（コピー不可） ＊出身学校に請求して入手すること（請求は早めに行うこと。）。 ＊発行年月日は問わない。 ＊調査書・成績証明書は不可 ＊旧姓（名）の卒業証明書も使用してかまいません。その際には，「婚姻により（旧姓）から（現姓）になった」などのように，姓（名）が変わった理由を証明書の余白に記載すること。
「高等専門学校」第 3 学年修了者又は平成 20 年 3 月修了見込者		第 3 学年修了若しくは修了見込みの証明書又は卒業証明書 ＊高等専門学校長が発行するもの
外国の学校等	外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又は平成 20 年 3 月 31 日までに修了見込みの者	当該課程の修了又は修了見込みを証明する書類（Diploma）など（コピー可） ＊出身学校長が発行するもの
	上欄に準ずる者（➔注1-1～1-4）	教育施設の当該課程の修了又は修了見込みを証明する書類 ＊当該施設の長が発行するもの 又は検定の合格証書（コピー可） ＊検定試験実施機関の長が発行するもの
在外教育施設（➔注2）	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成 20 年 3 月 31 日までに修了見込みの者	修了（卒業）又は修了（卒業）見込みの証明書 ＊教育施設の長が発行するもの
専修学校の高等課程の卒業（修了）又は卒業見込（修了見込）者（➔注3）		卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの証明書
文部科学大臣の指定した者 ＊昭和 23 年文部省告示	海技教育機構（旧海員学校）の本科の卒業又は卒業見込者（➔注4）	卒業又は卒業見込みの証明書
	国際バカロレア資格取得者（➔注5） アビトゥア資格取得者（➔注6） バカロレア資格（フランス共和国）取得者（➔注7）	資格証書のコピー
	国際的な評価団体の認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程の修了者又は修了見込者（➔注 8）	① 修了又は修了見込みの証明書 ② 当該教育施設が認定を受けた証明書 ＊いずれも当該教育施設の長が発行するもの
	その他文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校出身者等）（➔注9）	卒業（修了）証明書又はこれに準ずるもの
高等学校卒業程度認定試験（問い合わせ先➔注10） ＊平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの	合格した者	合格証書のコピー又は合格証明書 ＊合格証明書は文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に請求し入手すること。 ＊発行年月日は問わない。
	合格見込みの者 ＊科目合格者のうち，合格に必要な残りの試験科目に相当する科目の単位を，高等学校等で平成 20 年 3 月 31 日までに修得見込みの者（➔注 11）	高等学校卒業程度認定試験合格見込成績証明書 ＊文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に請求し入手すること。 又は次の①及び② ① 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の「科目合格通知書」のコピー ② 試験科目に相当する科目の単位修得見込証明書 ＊①は文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に，②は在学する学校にそれぞれ請求し入手すること。
	平成 19 年度第 2 回高等学校卒業程度認定試験に出願している者	平成 20 年度大学入学者選抜大学入試センター試験出願資格申告書 ＊この申告書は平成19年度第2回高等学校卒業程度認定試験の受験案内に様式が記載されているので，文部科学省から交付された同認定試験受験票のコピーを貼付し，作成すること。
大学入学資格検定合格者（➔注10）		合格証書のコピー又は合格証明書 ＊合格証明書は文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に請求し入手すること。 ＊発行年月日は問わない。
大学において，個別の入学資格審査による認定を受けた者（➔注 12-1～12-3）		認定を受けたことを証明する書類 ＊当該大学の学長が発行したもの
いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第 56 条第 2 項の規定により大学に入学した者）であって，当該者をその後に入学させる大学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもので平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの		「その後に入学させる大学」において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたことを証明する書類 ＊当該大学の学長が発行したもの

（注 1-1）外国において，学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」，アメリカ合衆国の「GED test」等がこれに該当します。）

（注 1-2）外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は次表の上欄及び中欄に掲げる施設において研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了し，かつ，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

上欄	中国帰国者定着促進センター（埼玉県），大阪中国帰国者定着促進センター，福岡中国帰国者定着促進センター
中欄	北海道，山形県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，京都府，大阪府，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター

（注 1-3）我が国において，高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 12 年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の教育施設の当該課程を修了した者又は平成 20 年 3 月 31 日までに修了見込みの者であって，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

【平成 19 年 6 月 1 日現在】

所在地	教育施設の名称
埼玉県	コロンビア・インターナショナルスクール
東京都	インドネシア学校東京，カナディアン・インターナショナルスクール，東京韓国学校，東京中華学校，リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ
神奈川県	東京横浜独逸学園，横浜中華学院
京都府	京都韓国中学

＊この教育施設については，今後追加されることがありますので，大学入試センターのホームページ（➔表紙）で確認してください。

（注 1-4）我が国において，高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 12 年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の教育施設の当該課程を修了した者で，注 1-2 の準備教育を行う課程を修了し，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

【平成 19 年 6 月 1 日現在】

所在地	教育施設の名称
茨城県	エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン，エスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテ
栃木県	コレージオ・ピタゴラス・ブラジル真岡校
群馬県	インスチツート・エドカショナル・ジェンテ・ミウーダ，インスチツート・エドカショナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ，エスコーラ・パラレロ伊勢崎校（旧エスコーラ・パラレロ東村校），エスコーラ・パラレロ太田校，コレージオ・ピタゴラス・ブラジル太田校
埼玉県	セントロ・エドカショナル・カナリーニョ，セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス
山梨県	コレージオ・ピタゴラス・ブラジル山梨校
長野県	エスコーラ・パラレロ伊那校，コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス，コレージオ・ピタゴラス・ブラジル長野校
岐阜県	インスチツート・エドカショナル・エマヌエウ，エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ，セントロ・エドカショナル・ノヴァ・エターバ，ソシエダーデ・エドカショナル・ブラジリアン・スクール

静岡県	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール浜松校，エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ，エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ，エスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ，コレージオ・ピタゴラス・ブラジル浜松校
愛知県	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊田校，エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校，エスコーラ・アレグリア・デ・サベール碧南校，エスコーラ・サンパウロ，エスコーラ・ネクター，コレージオ・アウレオ，コレージオ・ドン・ボスコ，コレージオ・ピタゴラス・ブラジル愛知校（旧コレージオ・ピタゴラス・ブラジル半田校）
三重県	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校
滋賀県	コレージオ・ラティーノ・デ・シガ

＊この教育施設については，今後追加されることがありますので，大学入試センターのホームページ（➔表紙）で確認してください。

（注 2）早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校，スイス公文学園，フランス甲南学園トゥレーヌ高等部・中等部（旧トゥレーヌ甲南学園），東海大学付属デンマーク校，立教英国学院，サウスクイーンズランドアカデミー，ドイツ桐蔭学園，帝京ロンドン学園及び慶應義塾ニューヨーク学院の各高等部がこれに該当します。

下記の教育施設は，在外教育施設としての認定を取り消された又は指定を解除されているが，取り消された又は解除された日以前に修了した者は，文部科学大臣が指定した者に該当します。

教育施設の名称	認定を取り消された又は指定を解除された日
ブレーメン国際日本学園	平成 11 年 12 月 17 日
英国四天王寺学園	平成 13 年 3 月 31 日
英国暁星国際学園	平成 14 年 8 月 14 日
駿台アイルランド国際学校	平成 15 年 3 月 31 日
アルザス成城学園	平成 17 年 3 月 31 日
テネシー明治学院	平成 19 年 3 月 31 日

（注 3）専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 20 年 3 月修了見込みの者

（注 4）独立行政法人海技教育機構（旧海員学校）の本科を卒業した者及び平成 20 年 3 月卒業見込みの者

（注 5）国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 6）ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 7）フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 8）外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって，その教育活動等について，文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC，ACSI，CIS）の認定を受けたものに置かれる 12 年の課程を修了した者又は修了見込みの者で，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

＊出願に必要な証明書は，当該教育施設が文部科学大臣が指定する国際的な評価団体の認定を受けた教育施設であることを証明する書類及び志願者が当該課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類です。

＊文部科学大臣が指定する国際的な評価団体は，今後追加されることがありますので，大学入試センターのホームページ（➔表紙）で確認してください。

＊文部科学大臣が指定する国際的な評価団体に認定されているかどうかは，在学（卒業）している教育施設に確認してください。

【現在確認されている教育施設】

所在地	教育施設の名称
北海道	北海道インターナショナルスクール
宮城県	東北インターナショナルスクール
埼玉県	コロンビア・インターナショナルスクール
東京都	セント・メリーズ・インターナショナルスクール，清泉インターナショナル学園，聖心インターナショナルスクール，アメリカンスクール・イン・ジャパン，クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン
神奈川県	サンモール・インターナショナルスクール，横浜インターナショナルスクール
愛知県	名古屋国際学校
大阪府	大阪インターナショナルスクール
兵庫県	カネディアン・アカデミィ，マリストブラザーズインターナショナルスクール
福岡県	福岡インターナショナルスクール
沖縄県	沖縄クリスチャンスクール・インターナショナル

（注 9）その他，旧制の諸学校の出身者や，小・中・高等学校の教諭の普通免許状を有する者など昭和 23 年文部省告示第 47 号で指定された者です。詳細については，大学入試センターのホームページ（➔表紙）で確認してください。

（注 10）高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び平成 20 年 3 月 31 日までに合格見込みの者で，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

＊高等学校卒業程度認定試験及び大学入学資格検定について不明な点があれば，文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第二係（03 - 5253 - 4111(代表)）に問い合わせてください。

（注 11）高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの試験科目に相当する科目について，在学している高等学校，高等専門学校，海外において高等学校の課程と同等の課程を有するものとして文部科学大臣が認定した在外教育施設又は文部科学大臣の指定により大学入学資格が付与されている専修学校高等課程で，平成 20 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者がこれに該当します。

（注 12-1）大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，平成 20 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 12-2）個別の入学資格審査による認定を受けたことを証明する書類は，大学入試センター試験出願時に必要なので，必ず大学入試センター試験の出願までに，志望大学に個別の入学資格審査の申請をして交付を受けておいてください。個別の入学資格審査の申請方法は，各大学が定めているので，志望大学に問い合わせてください。

（注 12-3）個別の入学資格審査により認定された大学入学資格は，認定を行った当該大学のみ（個別の入学資格審査が学部・学科等ごとに実施されている場合には，当該学部・学科等のみ）の入学資格となります。

2　出願期間と出願方法等

(1)　出願期間

平成 19 年 10 月 1 日（月）～10 月 12 日（金）
（10 月 12 日消印有効。10 月 13 日以降の消印のものは，受理しません。）

(2)　出願方法

①　出願書類の提出方法は次表のとおりです。

②　書類に不備がある場合は，受理できないことがあります。

③　出願方法について疑問がある場合は，出願期間の前に，できるだけ早く大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に問い合わせてください。

区分	出願書類	提出方法
高等学校＊又は中等教育学校の卒業見込者 ＊特別支援学校の高等部を含む。 ＊高等学校卒業程度認定試験合格（合格見込みを含む。）の資格で出願する場合は，この区分には該当しない。下の「上記以外の者」により直接出願すること。	ア　志願票 イ　検定料受付証明書（➔p.16） ＊志願票にはり付ける。「受付局日附印」が押印されていること。	学校経由出願 左記の出願書類を在学している学校に提出すること。 ＊通信制課程の場合も在学している高等学校に提出すること。
上記以外の者 ＊上記学校の卒業者や他の出願資格の者	ア　志願票 イ　検定料受付証明書（➔p.16） ＊志願票にはり付ける。「受付局日附印」が押印されていること。 ウ　出願資格を証明する書類 ＊封筒から出して，書類のみを志願票と一緒に提出すること。「開封無効」等の表示がある場合でも大学入試センター試験の出願に関しては，封筒から出すこと。	個人直接出願 左記の出願書類を，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず「配達記録郵便」で郵送すること。

(3)　その他

郵便事故等，志願者本人の責めに帰すことができない事由により，出願期間内に出願できなかった場合は，速やかに大学入試センターまで申し出てください。

なお，その際，郵便局の窓口で受け取った「配達記録郵便物受領証」が必要となりますので大切に保管しておいてください。

3　受験特別措置

(1)　大学入試センター試験の受験に際し，疾病・負傷や身体障害等のために，解答方法，試験室，座席及び所持品等について，次表のような特別の措置を希望する者は出願時に申請してください。大学入試センターは，申請内容を審査の上，措置の可否や内容を決定します。この申請がなければ，各試験場では受験特別措置を行いません。

なお，日常生活において使用している補聴器，松葉杖，車椅子等を持参しようとする場合も，受験特別措置の申請が必要となりますので，申請忘れのないように注意してください。

受験特別措置の対象となる者や措置の具体的な内容は「受験案内（別冊）」に掲載しています。「受験案内（別冊）」は，大学入試センターのホームページ（➔表紙）でも見ることができます。

区分	対象となる者	措置例
①　視覚障害	・点字による教育を受けている者 ・良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 ・両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者 ・上記以外の視覚障害者	・点字による解答 ・文字による解答 ・拡大文字問題冊子の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の試験場側での準備
②　聴覚障害	・両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚障害者	・手話通訳士の配置 ・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用 ・リスニングテストの免除
③　肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由者	・チェックによる解答 ・代筆による解答 ・介助者の配置 ・試験室を 1 階に設定 ・洋式トイレに近い試験室に指定 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験場への乗用車での入構
④　病弱	・慢性の呼吸器，心臓，腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	・別室の設定 ・試験室を 1 階に設定 ・杖の持参使用
⑤　その他	・①～④の区分以外の者で特別措置を必要とする者	・別室の設定 ・トイレに近い試験室に指定 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定
イヤホン不適合（➔p.36）	・外耳の形状によりイヤホンを装着することができない者	・リスニングテストにおけるヘッドホン等の貸与

(2) 受験特別措置を希望する志願者は，早い時期に「受験案内（別冊）」を大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）から入手し（大学等では配付していません。），必ず出願時に申請してください。

次の①又は②の方法により入手してください。

① 次のア・イを封筒（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に送付してください。

ア 便せん等に氏名，現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等を記入したもの

イ 返信用封筒（角形 2 号：縦 33.2cm・横 24cm，表面に現住所・氏名を記入し，200 円分の切手をはる。）

② 大学入試センターのホームページ（➔表紙）からもダウンロードできます。ダウンロードした申請書や診断書の様式をそのまま使用することができます。

＊ダウンロードによって入手する場合は，早めに行ってください。

(3) 志望大学との事前相談

障害の種類・程度によっては，大学・学部等において入学を志望する大学の個別試験や修学上（入学後の大学生活等）特別な配慮を必要とすることがありますので，入学を志望する大学と早めに連絡を取り，当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

(4) 出願後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置（➔p.30）

出願時に申請する受験特別措置のほか，出願後の不慮の事故等（交通事故，部活動中の事故，発病等）のための受験特別措置があります。

ただし，この措置は申請する理由が出願後に発生したときのみ申請を受け付けるものです。出願時に受験特別措置が必要と思われる場合は，必ず出願時に申請してください。

4 試験成績の本人開示

大学入試センター試験成績の開示（以下「成績開示」という。）は，出願時の志願者からの希望に基づき，志願者本人の住所に成績通知書を送付するものです。

(1) 成績開示の内容

受験した「教科名」「科目名」「試験区分（本・追再試験の別）」「得点（科目ごとの得点）」を成績通知書により通知します。

なお，『国語』は出題分野別に，『英語』は「筆記」と「リスニング」を別に表示します。

成績通知書（見本）

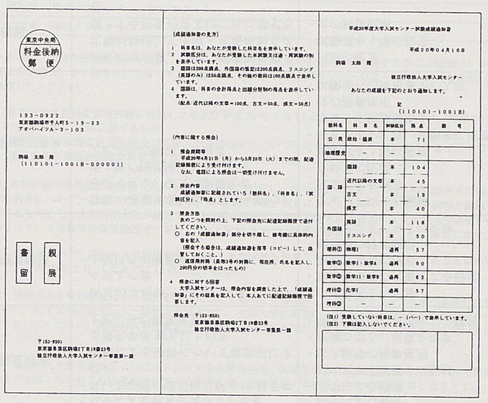

成績通知書は再発行できませんので，大切に保存してください。

(2) 成績開示の時期

出願時に成績開示を希望した志願者には，平成 20 年 4 月 16 日（水）以降，4 月下旬までに「成績通知書」を書留郵便で送付する予定です。

＊書留郵便は，配達時に不在の場合，郵便局に一定期間保管されます。郵便局が受取方法等を記した配達時不在連絡票を郵便受けに入れていきますので，直接，郵便局に問い合わせて受け取ってください。なお，郵便局での保管期間（おおむね 1 週間）を過ぎると大学入試センターに返送されてしまいますので注意してください。

(3) 申請方法等

① 成績開示に係る手数料の払込み（➔p.16）

成績開示を希望する志願者は，出願時に成績開示手数料（800円）を検定料と併せて払い込んでください。

なお，成績開示手数料を払い込んでいない場合は，成績開示は行いませんので十分注意してください。

② 志願票の記入（➔p.18）

成績開示を希望する志願者は，出願時に志願票の「⑤成績開示」欄に希望する旨を記入してください。

なお，出願時に成績開示を「希望しない」と申告した者は，出願後に成績開示を「希望する」に変更することはできません。

(4) 出願後の成績開示の希望等の確認

大学入試センターは，出願書類を受理後，11 月上旬までに送付する「確認はがき」（➔p.22）に「成績開示の有無」「連絡先等」を明記しますので登録内容を確認し，訂正・変更がある場合は届け出てください。ただし，成績開示を「希望しない」から「希望する」に変更することはできません。

(5) 大学入試センター試験終了後の「成績開示の希望の取りやめ」

① 成績開示の希望を取りやめる場合は，大学入試センター試験終了後から平成 20 年 3 月 28 日（金）（必着）までに届け出てください。

この届出は，大学入試センターから 12 月中旬までに送付する「成績開示変更届」（➔p.24）を必ず使用し，「1 開示希望を取りやめる」を○で囲み，封筒（表面に「成績開示変更届」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に郵送してください。

なお，成績開示の希望を取りやめた場合であっても，成績開示手数料は返還しません。

② 成績開示の希望を取りやめた者は，再度，成績開示を希望することはできません。

(6) 大学入試センター試験終了後の「現住所の変更」（➔p.21）

大学入試センター試験終了後に成績通知書を送付する現住所を変更する場合は，平成 20 年 3 月 28 日（金）（必着）までに「成績開示変更届」（➔p.24）を必ず使用し，「2 現住所を変更する」を○で囲み，変更後の現住所を記入の上，封筒（表面に「成績開示変更届」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に郵送してください。

5 検定料及び成績開示手数料の払込方法

(1) 検定料及び成績開示手数料

受験教科数，成績開示（手数料 800 円）の希望の有無により，払込金額は次の 4 種類になります。受験案内に添付された払込書のうちの 1 種類を使用して，検定料等を払い込みます。

(2) 「2 教科以下受験」を申告して出願した者は，出願後，3 教科以上の受験に変更することはできませんので，注意してください。なお，3 教科以上の受験として出願した者が，試験当日に 2 教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。

区　分	成績開示を希望する場合	成績開示を希望しない場合
3 教科以上を受験する場合	18,800 円	18,000 円
2 教科以下を受験する場合	12,800 円	12,000 円

(注) 国語，地理歴史，公民，数学，理科，外国語の 6 教科があります。数学は①と②，理科は①と②と③のグループ別の試験時間帯（➔p.3）がありますが，1 つの教科の中で複数のグループを受験する場合でも 1 教科分として数えてください。例えば，理科①，理科②及び理科③を受験しても受験教科は理科 1 教科と数えます。

(3) 払込期間

平成 19 年 9 月 3 日（月）～10 月 12 日（金）（出願期間は 10 月 1 日～10 月 12 日）

(4) 払込場所

「郵便局の受付窓口」又は「払込書裏面の取扱銀行の受付窓口」

＊ATM（現金自動預払機）は使用できません。必ず受付窓口で払い込んでください。

(5) 「払込書」の裏面記載の取扱銀行の本・支店及び郵便局を利用した場合の振込手数料は，大学入試センターが負担します。それ以外の金融機関から検定料を払い込んだ場合は，振込手数料が志願者本人の負担となります。

(6) 払込方法（下記の払込書イメージ図を参照）

① この受験案内に同封されている 4 種類の払込書の中から，受験教科数や成績開示希望の有無に応じた金額用の払込書を選び，その払込書を使用してください。

② 「払込書」は 5 つの部分からなっており，それぞれの「志願者」欄には，**A**～**E** の記号が印刷されています。それぞれ※印の欄に，志願者（本人）の氏名（漢字，フリガナ）を記入してください。また，**A** 及び **C** には，住所，電話番号も記入してください。

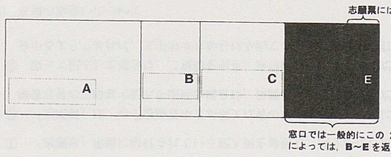

③　銀行で払い込む場合は，振込先欄に銀行名，支店名，口座番号も記入してください。

④　払込後は，**D** 及び **E** を受付窓口から受け取ります（郵便局では **A** を控えとするので，**B**～**E** が戻ってくる場合があります。）。必ずその場で，「受付局日附印」が押されていることを確認してください。**E** は志願票の所定欄にはり付けてください。**D** は本人の控えとして大切に保管してください。

(7)　出願に際しての留意事項

①　志願票に検定料等の払込済の **E**「検定料受付証明書」をはり付けた後に，志願票の記入誤り等に気付き，やむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合でも，検定料は二重に払い込まないでください。その場合は，払込済の **E**「検定料受付証明書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の表面にはり付けてください。

②　**E**「検定料受付証明書」を紛失した場合，代わりに **D**「郵便振替払込金受領証」を志願票の裏面にはり付け（**D**「郵便振替払込金受領証」も紛失した場合は，払い込んだ金融機関にある控えをコピーさせてもらい，それをはり付けてください。），表面のはり付け欄には，「裏面に受領証がはってあります。」と記入してください。

③　受験教科数及び成績開示について，志願票にはり付けてある **E**「検定料受付証明書」の払込額と志願票の記入に相違があった場合は，**E**「検定料受付証明書」の払込済額に従い受け付けます。

④　検定料等が払い込まれていない場合又は払込済の **E**「検定料受付証明書」が志願票の所定の欄にはり付けられていない場合は，出願を受理しません。

(8)　検定料等の返還請求

検定料等の返還請求ができるのは，以下の場合のみです。それ以外の場合は，いかなる理由があっても払込済の検定料及び成績開示手数料は返還しません。

①　検定料等の返還請求ができる場合

ア　検定料等を払い込んだが大学入試センターに出願しなかった（出願書類等を提出しなかった）又は出願が受理されなかった場合

イ　検定料等を誤って二重に払い込んだ場合

②　返還請求の方法

便せん等を使って，次のア～オを明記した検定料返還請求願を作成し，必ず **E**「検定料受付証明書」を添付して大学入試センター財務課（〒153-8501 東京都目黒区駒場 2 - 19 - 23）へ郵送してください。平成 19 年 12 月末以降，大学入試センター財務課から返還手続に必要な書類を郵送します。返還時期は，平成 20 年 3 月末以降を予定しています。

大学入試センター試験検定料返還請求願

ア　返還請求の理由
イ　氏名（フリガナ）
ウ　郵便番号，現住所
エ　連絡電話番号
オ　高等学校等コード

6　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意について

①　「志願票」用紙に貼付されている記入例を参照し，誤りがないように記入してください。

②　「志願票」は，必ず志願者本人が黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください（身体障害者等の志願者で記入が困難な場合は，保護者等が記入してください。）。

③　誤って記入した場合は，二重線を引き，余白部分に訂正してください。修正内容が明確に分かるようであれば，文字がマスからはみ出てもかまいません。訂正印は不要です。

(2)　各欄の取扱いについて

「①高等学校等コード」欄

高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校（第 3 学年修了者）の卒業者及び卒業見込者は，「高等学校等コード表」（➔p.52-71）により，出身学校のコードを記入してください。その他の志願者は，該当する出願資格のコード（➔p.71）を記入してください。

「出身学校名」欄にはそれぞれの学校名を記入してください。

なお，高等学校卒業程度認定試験の合格者等は「高卒認定」と記入し，大学入学資格検定合格者は「大検」と記入してください。

＊出身の高等学校等の学校名が変更となった場合は，変更後の「高等学校等コード」「学校名」を記入してください。また，廃校となった場合は，その高等学校の所在していた都道府県の「上記以外の高等学校等」のコードを記入してください。

「④受験教科数」欄

2 教科以下の受験を希望（2 教科以下の検定料で出願）する場合のみ，「2 教科以下受験」を〇で囲んでください。

なお，2 教科以下の受験として出願した者は，出願後，3 教科以上の受験に変更することはできません。

「⑤成績開示」欄

大学入試センター試験の成績開示を希望する場合は，「1　希望する」を，希望しない場合は，「2　希望しない」を〇で囲んでください。

なお，出願後，成績開示の「希望しない」を，「希望する」に変更することはできません（➔p.15）。

「⑧性別」欄

該当する性別を必ず〇で囲んでください。試験場を決定する上で重要な事項です。

「⑨生年月日」欄

該当する年号を〇で囲み，年月日を記入してください。年月日が 1 けたの場合は，10 のけたには「0」を記入してください。

なお，平成元年（昭和 64 年）生まれの者は，次の例を参照して年月日を記入してください。

【例】昭和 64 年 1 月 7 日生まれの場合　6 4 0 1 0 7　（「S 昭和」を〇で囲む。）

【例】平成元年 1 月 8 日生まれの場合　0 1 0 1 0 8　（「H 平成」を〇で囲む。）

「⑩連絡電話番号」欄

自宅の電話番号又は，確実に連絡が取れる自宅以外の下宿，寮，実家の電話番号，携帯電話等の電話番号を記入してください。

(3)　「出願資格」欄の記入について

①　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業見込者

「⑪課程」「⑫学科」	該当する課程と学科をそれぞれ〇で囲んでください。
「⑬卒業見込・卒業の別」	「1　卒業見込」を〇で囲んでください。
「⑭卒業した年」	記入しないでください。
「⑮左記以外の出願資格」	記入しないでください。

②　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業者

「⑪課程」「⑫学科」	該当する課程と学科をそれぞれ〇で囲んでください。
「⑬卒業見込・卒業の別」	「2　卒業」を〇で囲んでください。
「⑭卒業した年」	卒業した年を記入してください。 【例】　平成 19 年 3 月卒業は 1 9 【例】　昭和 63 年 3 月卒業は 6 3
「⑮左記以外の出願資格」	記入しないでください。

③　上記以外の出願資格の者

「⑪課程」「⑫学科」	記入しないでください。
「⑬卒業見込・卒業の別」	記入しないでください。
「⑭卒業した年」	記入しないでください。
「⑮左記以外の出願資格」	該当する出願資格を〇で囲んでください。

(4)　「別冊子試験問題の配付希望」欄の記入について

「『工業数理基礎』『簿記・会計』『情報関係基礎』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』の受験を考えている場合は，必ずこれらの科目の文字を〇で囲んでください。記入しなかった場合は，これらの科目の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。（➔p.39）

なお，別冊子の配付を希望した場合でも，「数学②〔『数学Ⅱ』『数学Ⅱ・数学B』〕」や「外国語〔『英語（筆記）』〕」の問題冊子も併せて配付されますので，これらに掲載された科目を選択解答することもできます。

(5)　「受験希望教科・科目」欄の記入について

センター試験の当日受験を考えている教科・科目の文字をすべて〇で囲んでください。この欄は，各試験場で用意する問題冊子の数量を決定する基礎資料になりますので，必ず記入してください。

なお，実際に受験する教科・科目は，この欄の記入内容にかかわらず，試験当日，試験場で変更・追加・取りやめをすることができます。その場合，手続は必要ありません。

例えば，地理歴史で「世界史 A」を〇で囲んだ者が，試験当日，「日本史 B」に変更することや，3 教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の 3 教科の科目を〇で囲んだ者が，試験当日，公民，数学，理科の科目を加えて受験することもできます。

ただし，2 教科以下の受験として出願した者は，3 教科以上を受験することはできません。

(6)　「現住所」欄の記入について

①　出願資格にかかわらず，志願者全員が必ず記入してください。

②　ここで記入する「現住所」は，必ずしも住民票に記載された住所である必要はありません。ただし，塾又は予備校の住所，私書箱及び郵便局留は使用できません（現に居住している塾の寮又は予備校の寮の住所は記入してもかまいません。）。

③　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。知人宅に下宿している場合は，必ず「○○○○様方」まで記入してください。

④　コンピュータ登録は「㉔郵便番号」「㉕カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，必ず正確に記入してください（1 マスに 1 字ずつ記入し，濁点及び半濁点は 1 マスとして使用すること。）。

⑤　「㉕カタカナ・数字等記入」欄で 1 行に入らない場合は，区切りのよいところで改行してください。

C 出願後

1 出願後の留意事項

(1) 氏名，現住所，連絡電話番号の変更

出願後に，氏名，現住所，連絡電話番号に変更があった場合は，大学入試センター事業第１課（➔表紙）に届け出てください。届出の方法は，次表のとおり届出時期及び出願時の成績開示の希望の有無で異なります。

届出の提出時期	提出方法	
志願票提出後から大学入試センター試験前日まで	「郵便はがき」に変更の内容に応じて次の事項を明記し，速達郵便で届け出てください（はがきの表面に「○○変更届」と朱書すること。）。	
	氏名の変更	現住所，連絡電話番号の変更
	① 旧氏名（フリガナ） ② 新氏名（フリガナ） ③ 現住所 ④ 連絡電話番号 ⑤ 高等学校等コード ⑥ 学校名（高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校出身者以外の者は出願資格） ＊受験票発行後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行手続のみ行ってください（➔p.26）。	① 旧住所・旧連絡電話番号 ② 新住所（フリガナ）・新連絡電話番号 ③ 氏名（フリガナ） ④ 申請時の住所（連絡電話番号のみ変更の場合記入する。） ⑤ 申請時の連絡電話番号 ⑥ 高等学校等コード ⑦ 学校名（高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校出身者以外の者は出願資格）
大学入試センター試験終了後	成績開示を希望する者	成績開示を希望しない者
	現住所の変更のみ届け出てください。 ＊「成績開示変更届」に必要事項を明記し，封筒に入れて郵送で届け出てください（➔p.15）。	届出の必要はありません。

(2) 市町村合併等による住所表記の変更の場合は，届出の必要はありません。

(3) 出願後に，現住所を変更しても，試験場は変更できません（➔p.28）。

(4) 受験票発行後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行の手続が必要となりますので，必要な手続を行ってください（➔p.26）。

なお，現住所，連絡電話番号の変更の場合は，再発行の手続は必要ありません。

2 確認はがき

(1) 確認はがきの送付

大学入試センターは，志願票の記入事項をコンピュータに登録し，その主要事項を「確認はがき」に記載して，10月下旬から11月上旬にかけて次表のとおり送付します。登録内容に誤りがないか確認してください。

なお，「確認はがき」が11月9日（金）までに届かない場合は，必ず大学入試センター事業第１課（➔表紙）に電話で問い合わせてください。

区分	送付方法
高等学校卒業見込者など学校を経由して出願した者（ただし，下欄②の者を除く。）	在学している学校に送付し，学校から配付してもらいます。
① 受験案内に添付された封筒で個人出願した者 ② 高等学校等の通信制課程の卒業見込者	志願者本人に直接送付します。

確認はがき（表面）

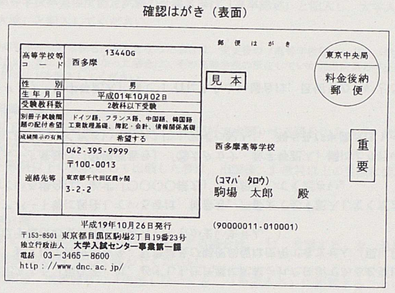

(2) 確認はがきによる登録事項の確認について

① 確認の結果，登録事項に誤りがなかった場合は，返送する必要はありません。

② 氏名について，コンピュータで表記できない文字は，文字が置き換えられるか，カタカナ等で表記されることがあります（カタカナ等で表記される場合は，表記できない文字だけでなく，すべての文字がカタカナ等で表記されます。）。また，住所についても，一部カタカナで表記されることがあります。これらは登録の誤りではありません。

③ 別冊子となっている「工業数理基礎」『簿記・会計』『情報関係基礎』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』及び『韓国語』の試験問題の配付を希望した者は，別冊子試験問題の配付希望欄に「当該科目名」が表示され，希望しない者には「なし」と表示されます。

④ 登録事項に誤りがあった場合は，誤りがあった箇所を「赤のボールペン」で修正した「確認はがき」を封筒に入れて，速達郵便で受領日を含めできる限り２日以内に大学入試センター事業第１課（➔表紙）に返送してください。

なお，大学入試センターでは，修正した「確認はがき」の再送付は行いませんが，登録内容を変更した上で受験票（➔p.24）を送付しますので，受験票で確認してください。

(3) 置換文字の例

表記できない文字	置換後の文字	表記できない文字	置換後の文字
邊・邉・邊 他	邊 又は 邉	﨑	崎
濵・濱・濱 他	濱	槗・槁	橘
廣・廣・廣 他	廣	片・斤	片
髙	高	辻	辻
吉	吉	茂	茂
土	土	祐	祐
原	原	海	海
瀬	瀬	桒	桑
朗	朗	禮	禮
角	角	ヲ	オ
栁	柳	小文字のカタカナ（ツ，ヤ，ユ，ヨ等）	大文字のカタカナ

3 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届等

(1) 受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，下の見本のような「受験票」「写真票」「成績請求票」「成績開示変更届」を「受験上の注意」とともに，12月上旬から中旬にかけて次表のとおり送付します。受験票等が12月17日（月）までに届かない場合は，必ず大学入試センターに再発行を申請してください（➔p.26）。

区分	送付方法
高等学校卒業見込者など学校を経由して出願した者（ただし，下欄②の者を除く。）	在学している学校に送付し，学校から配付してもらいます。
① 受験案内に添付された封筒で個人出願した者 ② 高等学校等の通信制課程の卒業見込者	志願者本人に直接送付します。

「受験票」「写真票」「成績請求票」「成績開示変更届」（見本）

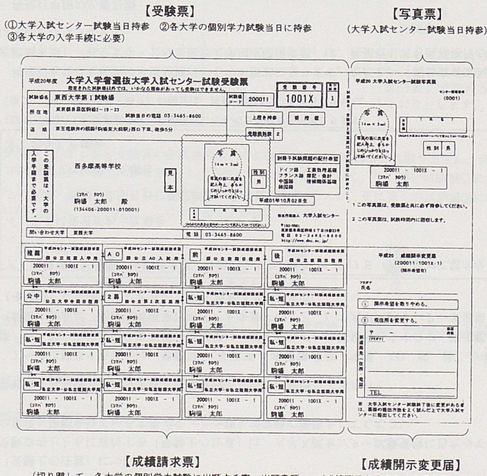

⑵ 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の受領後の取扱い

① 受験票・写真票の取扱い

ア 受験票と写真票にはり付ける写真（白黒・カラーを問いません。）は，縦 4 ㎝・横 3 ㎝の大きさで試験日前 3 か月以内に撮影した上半身無帽の写真（裏に氏名を記入すること。）を 2 枚用意してください。なお，試験時間中に眼鏡をかける者は，眼鏡をかけて撮影してください。

イ 受験票と写真票の所定欄に写真をしっかりとはり付け，自署欄へ志願者本人（身体障害者等で記入が困難な場合は，保護者等）が氏名を記入してください。

ウ 受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，必ず持参してください。写真票は，最初に受験する時間に試験室内で監督者が回収します。

エ 受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管してください。詳しくは各大学の募集要項等により十分確認してください。

② 成績請求票の取扱い

ア 各大学に出願する際，各大学の募集要項をよく読み，指定されている成績請求票をはり付けて出願してください。

イ 大学入試センター試験を課さない国公立大学の推薦入学に出願する場合は，「国公立推薦入学用成績請求票」をはり付ける必要はありません（成績請求票を必要とするかどうかにかかわらず，国公立大学の推薦入学は，1 つの大学・学部にしか出願できないので注意してください。）。

③ 国公立 AO 入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行

「国公立 AO 入試用成績請求票」「私立大学・公私立短期大学用成績請求票」を当初発行枚数を超えて必要とする場合は，便せん等を使って次のア及びイの事項を明記した追加発行申請書を作成し，ウを同封して速達郵便（封筒の表面に「追加発行申請」と朱書すること。）で申請してください。あらかじめ不足が分かっている場合は，早めに追加発行申請をしてください。

ア 成績請求票の種別（「国公立 AO 入試用」又は「私立大学・公私立短期大学用」の別）及び不足枚数 ＊「私立大学・公私立短期大学用」については，10 枚単位で追加発行します（例えば，不足枚数が 1 ～10 枚の場合は 10 枚，不足枚数が 11～20 枚の場合は 20 枚発行）。
イ 氏名（フリガナ），生年月日，現住所，連絡電話番号，高等学校等コード，学校名
ウ 返信用封筒（長形 3 号：縦 23.5 ㎝・横 12 ㎝，表面に現住所・氏名を記入し，560 円分の切手（配達記録郵便・速達料金を含む。）をはる。）
エ 申請先 大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）

④ 成績開示変更届の取扱い

大学入試センター試験終了後に，成績開示希望を取りやめたい場合及び志願票に記載した現住所（成績通知書の送付先住所となります。）を変更する（例えば，下宿から実家に引越しなど）場合は，この成績開示変更届により行ってください（➔p.15）。

なお，試験の前日（平成 20 年 1 月 18 日（金））までの現住所変更は，「郵便はがき」により届け出てください（➔p.21）。

⑶ 「受験上の注意」について

受験票等とともに送付する「受験上の注意」は，大学入試センター試験受験に当たっての重要な事項が掲載されている文書です。よく読んで受験の準備をしてください。

⑷ 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行

① ア～オに該当する場合は，受験票，写真票，成績請求票（推薦，AO，前，後，公中，2 募，私・短），成績開示変更届の全部又は一部を種別ごとに再発行しますので，速達郵便（封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。）で大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に申請してください（平成 20 年 4 月末日まで）。

ア 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届が，12 月 17 日（月）までに届かない場合（不着）
イ 氏名に変更があった場合
ウ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
エ 汚損又は破損した場合
オ 紛失した場合

（注 1）再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なります。
（注 2）「現住所の変更・誤り」の場合は，再発行申請の必要はありません。

② 再発行を受けた種別のみ当初発行のものが無効になります。ただし，「国公立 AO 入試用成績請求票」「私立大学・公私立短期大学用成績請求票」は，再発行しても当初発行のものは無効とはなりません。

③ 再発行申請の必要書類

ア 受験票等再発行申請書（次ページをコピーしたものに必要事項を記入する。） ＊大学入試センター試験終了後に受験票を再発行申請する場合は，写真欄に写真 1 枚をはり付け，必ず署名すること。
イ 返信用封筒（長形 3 号：縦 23.5 ㎝・横 12 ㎝，表面に現住所・氏名を記入し，560 円分の切手（配達記録郵便・速達料金を含む。）をはる。） ＊受験票等が，12 月 17 日（月）までに届かない場合（不着）の再発行申請は，返信用封筒は必要ありません。
ウ 当初発行の受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届（氏名の変更，記載事項の誤記，汚損又は破損の場合）

④ 大学入試センターは，申請内容を審査の上，再発行し志願者本人に送付します。

⑸ その他の留意事項

大学入試センター試験終了後の平成 20 年 1 月 21 日（月）から 1 月 27 日（日）の間は，追加発行及び再発行業務は行いません。この期間に申請があったものについては，1 月 28 日（月）から志願者本人あてに送付します。

（再発行申請の際，コピーして使用してください。）

大学入試センター試験 受験票等再発行申請書

申請理由	該当する理由を〇で囲み，記述欄があるものは内容等を記入してください。 1．不着　2．紛失　3．汚損　4．破損 5．氏名・性別・生年月日の誤記（修正内容：　　） 6．氏名変更（修正内容：　理由：　　） 7．その他（理由：　　） ＊1，不着，2．紛失以外の理由の場合は，所持している受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届を申請の際同封してください。
発行種別	再発行が必要なものに〇を付してください（➔p.24）。なお，成績請求票は種別ごとに再発行するので必要な種別に正確に〇を付してください。 （　）1．受験票 （　）2．写真票（大学入試センター試験受験後は，再発行不要です。） （　）3．成績請求票 国公立推薦入学用 （　）4．成績請求票 国公立AO入試用 （　）5．成績請求票 国公立前期日程用 （　）6．成績請求票 国公立後期日程用 （　）7．成績請求票 公立大学中期日程用 （　）8．成績請求票 国公立第２次募集用 （　）9．成績請求票 私立大学・公私立短期大学用 （　）10．成績開示変更届（変更は，1 回限りとします。）
（フリガナ） 氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日
現住所	〒
電話番号	－　　－
高校コード	学校名　　学校
写　真	大学入試センター試験終了後に「受験票」の再発行を申請する場合は，「写真」と「署名」が必要となります。 ここに，縦 4cm×横 3cm の写真をはり付けてください。 ここに，志願者本人が署名してください。

4　試験場の指定

⑴ 各志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布や使用施設の収容数等を考慮し，指定します。

⑵ 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

出　願　資　格	指定する試験場	備　考
高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業見込者 ＊ただし，下欄②を除く。	原則として在学する学校が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は，原則として都道府県を単位とする。ただし， 北海道 岩手県 埼玉県 神奈川県 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 沖縄県 にあっては，次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとします。
① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業者等 ② 高等学校通信制課程の卒業見込者	原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

⑶ 試験場は，必ずしも各受験者の住所地の最寄りの試験場が指定されるとは限りません。例えば，下の図のような場合，受験者Bさんが最寄りの試験場①ではなく，少し遠い試験場②に指定されるということがあります。試験場①でも遠い受験者Aさんが，更に遠くの試験場②に指定されないようにするために，このようなことが起こります。

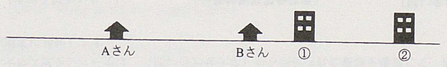

⑷ 各志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。「所在地」「道順」を確認し，可能な限り下見をしてください。

⑸ 指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。

⑹ 出願後の現住所変更による試験場の変更はできません。

(7) 試験地区区分表（試験地区名）

北海道石狩支庁地区	神奈川県（横浜市鶴見区・港北区・青葉区・都筑区，川崎市は東京都へ）	岡山県
〃 空知支庁地区	新潟県	広島県
〃 上川・宗谷・留萌支庁地区	富山県	山口県（島根県の一部を含む。）
〃 後志支庁地区	石川県	徳島県
〃 檜山・渡島支庁地区	福井県	香川県
〃 胆振・日高支庁地区	山梨県	愛媛県
〃 十勝支庁地区	長野県	高知県
〃 根室・釧路支庁地区	岐阜県	福岡県（長崎県の一部を含む。）
〃 網走支庁地区	静岡県	佐賀県
青森県（岩手県の一部を含む。）	愛知県	長崎県（壱岐市，対馬市は福岡県へ）
岩手県（久慈市，九戸郡洋野町・野田村は青森県へ）	三重県	熊本県
宮城県	滋賀県	大分県
秋田県	京都府	宮崎県
山形県	大阪府	鹿児島県（大島郡和泊町・知名町・与論町は沖縄県那覇地区へ）
福島県	兵庫県（美方郡新温泉町は鳥取県へ）	沖縄県那覇地区（那覇市，うるま市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，豊見城市，南城市，国頭郡，中頭郡，島尻郡（鹿児島県の一部を含む。）
茨城県	奈良県	
栃木県	和歌山県	
群馬県	鳥取県（兵庫県の一部を含む。）	沖縄県宮古地区（宮古島市，宮古郡多良間村）
埼玉県（草加市，蕨市，鳩ヶ谷市，さいたま市の一部（卒業者等）は東京都へ）	島根県（鹿足郡は山口県へ）	沖縄県石垣地区（石垣市，八重山郡）
千葉県		
東京都（埼玉県の一部，神奈川県の一部を含む。）		

5 出願後の受験特別措置

(1) 大学入試センター試験の出願後に不慮の事故等（交通事故，部活動中の事故，発病等）のため受験特別措置を希望する者には，大学入試センターで審査の上，「受験案内（別冊）」に準じた受験特別措置を決定します。

なお，申請が試験直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する措置が行えないこともありますので，御了承ください。

(2) 不慮の事故等のため受験特別措置を希望する場合は，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に，志願者本人又は代理人が，平成 20 年 1 月 16 日（水）までに「受験票」及び「医師の診断書」を持参し，申請してください。

大学入試センターでは，「問い合わせ大学」から回付された書類を審査して，措置を決定し，志願者に通知します。

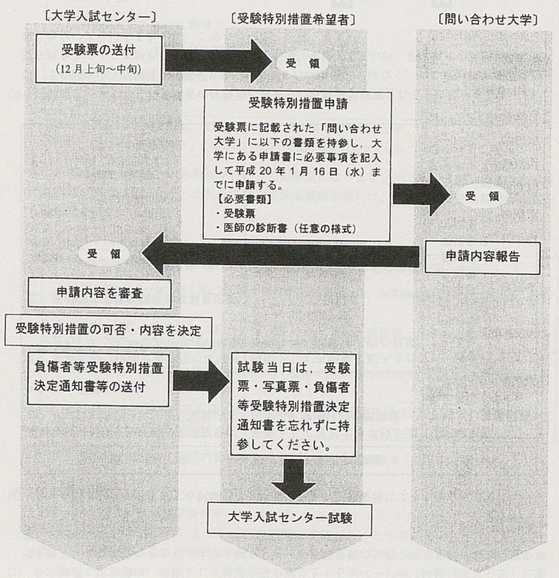

D リスニングテスト

1 リスニングテストの概要

(1) 実施教科・科目

リスニングテストは外国語『英語』の一領域として実施します。外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記試験とリスニングテストの双方を受験してください。

なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできないので注意してください。

(2) 試験・解答時間

リスニングテストでは，試験時間 60 分の中で，IC プレーヤー等の配付や音声確認が行われた後，30 分間で音声問題を解答します。

なお，筆記試験とリスニングテストの間には，トイレ等のための休憩時間が設けられています。

(3) リスニングテストにおける受験特別措置

リスニングテストにおいて特別な配慮を必要とする者については，次の例のような受験特別措置を講じます。12 ページに例示した措置例と同様，出願時に受験特別措置の申請を行ってください。

【例】

- 頻尿等の受験者に対する別室の設定
- 外耳の形状によりイヤホンが装着できない場合のヘッドホン等の貸与（➔ p.36）
- 重度難聴者に対するリスニングテストの免除

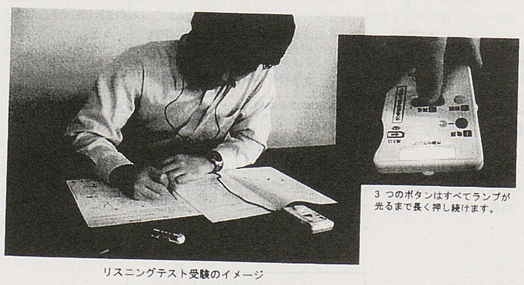

リスニングテスト受験のイメージ

2 リスニングテストの進行

(1) リスニングテストの進行の概要は，右図のとおりです。

① 17 時 35 分までに入室していなければ，リスニングテストは受験できません。

② 各受験者に，問題冊子と解答用紙のほか，「IC プレーヤーとイヤホン」「音声メモリー（音声問題）」を配付します（➔表紙）。

③ 音声は「確認音声（**2** 確認ボタン）」と「問題音声（**3** 再生ボタン）」とに分かれています。

④ 監督者の「確認はじめ！」の指示により IC プレーヤーの確認ボタンを，作動中ランプが赤く光るまで長く押し，確認音声を聞いて，IC プレーヤーが正常に動くことを確認します。

⑤ 監督者の「解答はじめ！」の指示により，IC プレーヤーの再生ボタンを，作動中ランプが赤く光るまで長く押し，問題音声を再生して解答を開始します。

⑥ 問題音声は設問ごとに 2 回流れます。1 回目の音声と 2 回目の音声が流れた後には，それぞれ問題冊子を読んだり，解答するための音声が流れない時間があります。

⑦ 解答は 1 問ごとに解答用紙にマークします。とりあえず問題冊子に記入した解答を，途中や最後にまとめて解答用紙にマークしてはいけません（まとめてマークする時間は用意されていません。）。

なお，質問文と選択肢は，すべて問題冊子に印刷されています。

(2) IC プレーヤーの操作の要点

① IC プレーヤーのボタンは単にひと押ししただけでは，作動しません。「**1** 電源ボタン」は「電源ランプ」が黄緑に光るまで，「**2** 確認ボタン」と「**3** 再生ボタン」は「作動中ランプ」が赤く光って，音声が流れるまで，長く押し続けます。

② 「**1** 電源」「**2** 確認」「**3** 再生」の順番を守らないボタン操作は受け付けません。

③ IC プレーヤーには「一時停止」「早送り」「巻き戻し」の機能はありません。

④ 音量は，問題音声再生中でも調節可能です。

(3) 試験終了後の IC プレーヤーの取扱い

IC プレーヤー，イヤホン及び音声メモリーについては，試験終了後，問題冊子とともに持ち帰ることができます。自己採点等で使用したり，後輩の練習用として使用したりするなど有効利用してください。

なお，不要となった IC プレーヤーは，回収してリサイクルします。大学入試センター試験利用大学の回収窓口（入試担当課等）での回収に御協力ください。

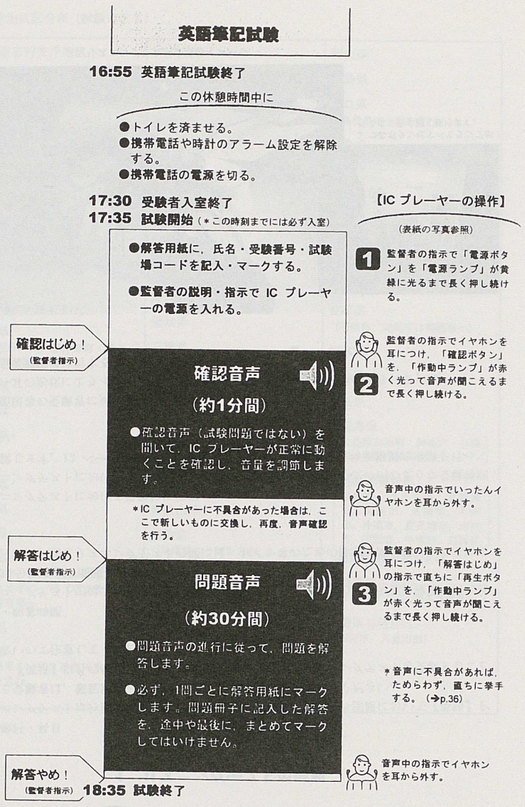

(4) ICプレーヤーの操作について

ICプレーヤーの操作は3つのボタンを番号の順に押すだけの，誰にでもできる簡単なものです。次に示した一連の手順については，試験時間中に監督者が説明を行います。また，一つ一つの動作についても監督者の指示に従って行います。

【ICプレーヤーの操作準備】

① イヤホンの差し込み

イヤホンがICプレーヤーにしっかりと奥まで差し込まれていることを確認します。

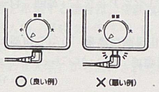

② 音声メモリーの差し込み

音声メモリーはICプレーヤーの挿入口から差し込み，突き当たるまで押し込みます。

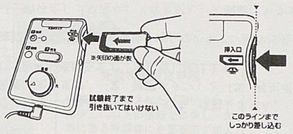

③ 絶縁シートの引き抜き

ICプレーヤーの裏側にある絶縁シートを指でつまんで引き抜きます。



【ICプレーヤーの操作】

① 電源を入れる	1 電源ボタン（緑色）を，電源ボタンの右横にある「電源ランプ」が黄緑に光るまで長く押し続ける。
② 動作確認（確認音声再生）	2 確認ボタン（黄色）を，「作動中ランプ」が赤く光って確認音声が流れるまで長く押し続ける。
③ 音量調節	音量つまみを，右に回すと大きくなり，左に回すと小さくなる。
④ 解答開始（問題音声再生）	3 再生ボタン（赤色）を，「作動中ランプ」が赤く光って問題音声が流れるまで長く押し続ける。

3 リスニングテスト受験上の注意

(1) リスニングテストは，遅刻限度の取扱いが他の試験時間とは異なります。試験開始時刻（17:35）までに入室していない場合は受験することができないので十分注意してください。

(2) リスニングテストは，受験者が個々に音声を聞き取りながら解答する試験です。他の受験者の聞き取りに支障をきたす不必要な音をたてることのないよう注意してください。

① 携帯電話は，たとえマナーモードに設定している場合でも試験室に入る前に，電源を切っておいてください。

② 携帯電話のアラームの設定は解除しておいてください。電源を切っていてもアラームが鳴ることがあります。

③ 時計のアラームや時報の設定は解除しておいてください。

④ 試験当日，操作方法が分からないということがないよう，あらかじめ①～③の操作方法を確認し，実際に操作をしておいてください。

(3) 解答時間中に日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音など，周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など，携帯電話の短時間の鳴動，ヘッドホンやイヤホンからの音もれなど）が発生した場合でも原則として救済措置は行いません。監督者が試験中断の指示をしない限り，解答を続けてください。各設問の音声は2回流れ，音量はいつでも調節することが可能です。

(4) 試験時間中に退室することのないよう，トイレ等は試験開始前にあらかじめ済ませておいてください。

(5) 解答時間中の質問は，一切受け付けません。

(6) ICプレーヤーのボタンを長く押し続けてもランプが光らなかったり，音声が流れなかったりした場合や，音声が停止したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちにイヤホンを耳から外し，黙って手を高く挙げて，監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

4 ICプレーヤーの操作体験について

大学入試センターのホームページにある操作ガイドでは，ICプレーヤーの操作を擬似体験することができます（➔裏表紙）。ICプレーヤーの3つのボタンの長押しの方法や，操作上の注意事項，リスニングテストの流れが分かるようになっています。また，これまでの試験で実際に使用された問題音声を聞くこともできますので，試してみてください。

5 イヤホンが装着できない場合

(1) 試験で使用するイヤホンは，平成18年度及び平成19年度試験で使用したものと同型のものです（➔表紙）。このイヤホンが耳の形に合わず装着できない場合は，13ページに記載されている方法により，「受験案内（別冊）」を入手し，必ず出願時にヘッドホンの貸与などの受験特別措置を申請してください。

このイヤホンの装着具合を現物で確認したい場合は，大学入試センター試験利用大学等に配付してありますので，出願までに確認してください。

(2) 試験当日にイヤホンが装着できないと申し出ても，原則として対応しません。

6 解答時間中の事故等と再開テスト

(1) 再開テストについて

解答時間中に，ICプレーヤーの不具合があった場合や，問題冊子に印刷不鮮明，ページの乱丁・落丁があった場合，不慮の事故等により試験を続行することができない場合など，監督者の指示で試験を中断することがあります。このようなときには，リスニングテスト終了後，別のICプレーヤーにより当初解答していたものと同じ試験問題を使って，中断箇所以降のみについてテストを再開します。

(2) 解答時間中の事故等への対応について

① ICプレーヤーの音声が停止したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちにイヤホンを耳から外し，黙って手を高く挙げて，監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

② 解答時間中に挙手した場合の監督者との意思伝達については，周囲の受験者の解答の妨げにならないよう筆談で行います。

③ ICプレーヤーの不具合を申し出た受験者については，不具合の内容や再開解答番号（中断が発生した時点で解答していた番号）について確認した上で，試験終了後に再開テストを実施します。

④ 体調不良等により退室が必要となる受験者がいる場合は，監督者から周囲の受験者に対し，試験の中断を指示することがありますので，その際は，監督者の指示に従ってください。なお，この場合も，中断を指示された受験者は再開テストを受験することができますので，試験終了まで静かに待機していてください。

⑤ ICプレーヤーの不具合を申し出た受験者の機器一式は，調査のためすべて回収します。調査の結果，虚偽の申出をしたことが判明した場合は不正行為となることがあります。

E 試験

1　受験に当たっての主な注意事項

(1)　試験当日の注意事項

①　試験場は受験票で指定しますので，指定された試験場で受験してください。**指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。**

②　受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。

③　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後 20 分以内の遅刻に限り，受験を認めます。ただし，リスニングテストは，試験開始時刻までに入室していない場合は受験することができません。

④　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

(2)　試験時間中の注意事項

①　受験票等所持品の扱い

ア　「受験票」「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆（H，F，HB に限る。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り（電動式を除く。）」「時計」「眼鏡」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

イ　「そろばん」「電卓」「グラフ用紙」「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。また，和歌・格言等が印刷されている鉛筆等は使用できません。

ウ　携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れておいてください。

エ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

②　解答科目，受験番号等のマーク記入

ア　**解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となりますので十分注意してください。**

イ　**受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。**

ウ　解答には，必ず「H，F，HB いずれかの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。「H，F，HB の黒鉛筆以外のもの」「シャープペンシル」を使用して解答した場合には，解答が読み取れない事例がありますので，使用しないでください。

エ　マークは，解答用紙の「マーク例」に従って，正しく記入してください。マークが薄い場合，一部分しか塗っていない場合，訂正箇所を消しゴムできれいに消していない（消し跡が残っている）場合は，解答が正しく読み取られない事例があります。

③　試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

(3)　不正行為

次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

①　カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど）をすること。

②　使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

③　「解答はじめ。」の指示の前に，問題冊子を開いたり解答を始めること。

④　「解答やめ。鉛筆を置いてください。」の指示に従わず，鉛筆を持っていたり解答を続けること。

⑤　試験時間中に，答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。

⑥　試験時間中に携帯電話を身に付けていること。

⑦　試験時間中に携帯電話や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。

⑧　試験監督者の指示に従わず，ICプレーヤーを操作すること。

⑨　ICプレーヤーの故障について虚偽の申出をすること。

⑩　試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

⑪　試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

⑫　その他，試験の公平性を損なう行為をすること。

2　試験問題冊子及び解答用紙

(1)　試験当日，受験者に配付される試験問題冊子の種類は次表のとおりです。

問題冊子の名称	左の冊子に含まれている科目等
公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」
地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」
国語	『国語』
外国語〔英語(筆記)〕	『英語（筆記）』
外国語（別冊）	『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』
外国語〔英語(リスニング)〕	『英語（リスニング）』
理科①	「理科総合B」「生物Ⅰ」
数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』
数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』
数学②（別冊）	「工業数理基礎」『簿記・会計』『情報関係基礎』
理科②	「理科総合A」「化学Ⅰ」
理科③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」

（注）外国語（別冊）及び数学②（別冊）は，大学入試センター試験の出願時に問題冊子の配付を希望しなければ配付されません。

(2)　(1)のとおり，国語，外国語〔英語(筆記)〕及び外国語〔英語(リスニング)〕以外の冊子は複数の科目が同一の冊子に編集されているので，解答する科目の選択方法を間違えないよう，あらかじめ試験問題冊子の注意事項の例（➔p.40-45）をよく読んでおいてください。

(3)　解答用紙（マークシート）は試験時間ごとに 1 枚配付されるので，選択解答する科目のマークを間違えないよう，あらかじめ解答用紙の様式（➔p.40-45）をよく見ておいてください。

(4)　数学②の解答用紙（マークシート）では，選択した問題番号に対応した解答欄にマークすることになりますので，間違えないよう十分注意してください。

(5)　解答用紙（マークシート）の受験番号のマークに当たっては，次のようなマークミスが多いので，注意してください。

①　間違った数字にマーク（例えば 1 を 0 にマーク，2 を 1 にマーク）

②　隣り合う数字を逆の順序でマーク（例えば○△□×を○□△×のように入れ替えてマーク）

③　英字のマークがない

④　数字・英字のすべてにマークがない

(6)　解答用紙（マークシート）の受験番号欄右横の英字は，マークした英字が何であったかをマーク後も確認できるためのものです。これにマークしたり，○で囲むことはしないでください。

(7)　解答用紙（マークシート）の解答科目欄右横のチェック欄は，解答科目欄が正しくマークされていることを確認するためのものです。監督者の指示に従いチェックをしてください。

(8)　試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子及び解答用紙の一部を示します。

【地理歴史】

①　試験問題冊子の注意事項（部分）

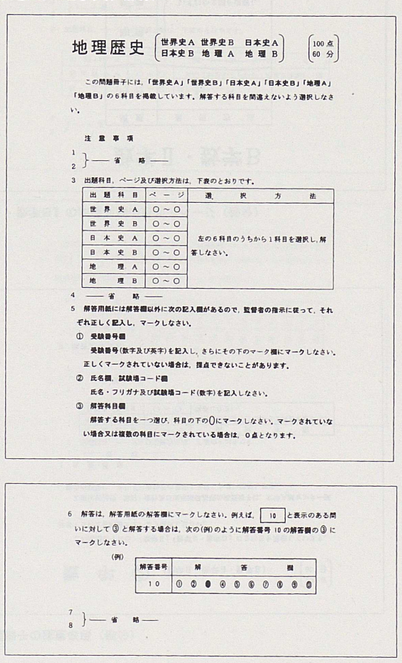

地理歴史　世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B　100点 60分

この問題冊子には，「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」の6科目を掲載しています。解答する科目を間違えないよう選択しなさい。

注意事項

1 2 }── 省　略 ──

3　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

出題科目	ページ	選択方法
世界史A	○～○	左の6科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
世界史B	○～○	
日本史A	○～○	
日本史B	○～○	
地理A	○～○	
地理B	○～○	

4　── 省　略 ──

5　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。

②　受験番号欄
受験番号（数字及び英字）を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。正しくマークされていない場合は，得点できないことがあります。

②　氏名欄，試験場コード欄
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字）を記入しなさい。

③　解答科目欄
解答する科目を一つ選び，科目名の下の○にマークしなさい。マークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となります。



6　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，10 と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように解答番号 10 の解答欄の③にマークしなさい。

(例)

解答番号	解答欄
10	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

7 8 }── 省　略 ──

② 解答用紙の様式（見本）

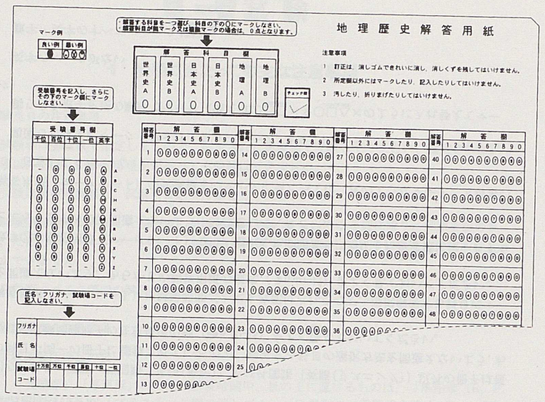
地 理 歴 史 解 答 用 紙

【数学②】

① 試験問題冊子の注意事項（部分）

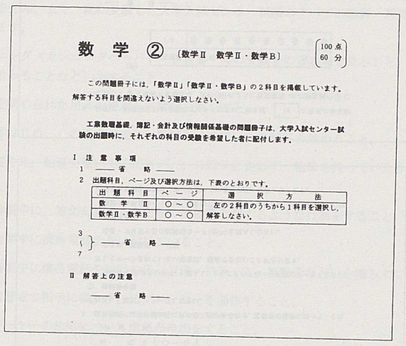
数 学 ②〔数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B〕 100点 60分

この問題冊子には，「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」の2科目を掲載しています。解答する科目を間違えないよう選択しなさい。

工業数理基礎，簿記・会計及び情報関係基礎の問題冊子は，大学入試センター試験の出題時に，それぞれの科目の受験を希望した者に配付します。

Ⅰ 注 意 事 項

1 ―― 省 略 ――

2 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

出題科目	ページ	選択方法
数 学 Ⅱ	○～○	左の2科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
数学Ⅱ・数学B	○～○	

3
4
5
6
7 } ―― 省 略 ――

Ⅱ 解答上の注意

―― 省 略 ――

② 『数学Ⅱ・数学B』の試験問題の最初のページ（部分）

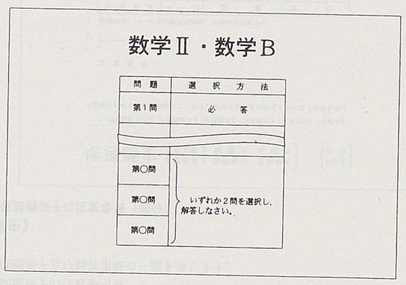
数学Ⅱ・数学B

問題	選択方法
第1問	必答
第○問	いずれか2問を選択し，解答しなさい。
第○問	
第○問	

③ 解答用紙の様式（見本）

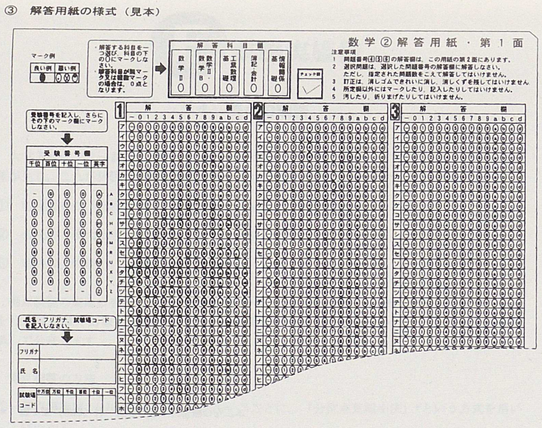
数学②解答用紙・第1面

＊第2面（省略）は，問題番号と解答欄のみです。

＊解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしてください。例えば，第3問の ア と表示のある問いに対して「1」と解答する場合は，問題番号 3 の解答記号アの①にマークしてください。答案はマークしたとおりに採点されるので，選択問題については，選択した問題番号の解答欄を間違えないよう十分注意してください。

【理科②】

① 試験問題冊子の注意事項（部分）

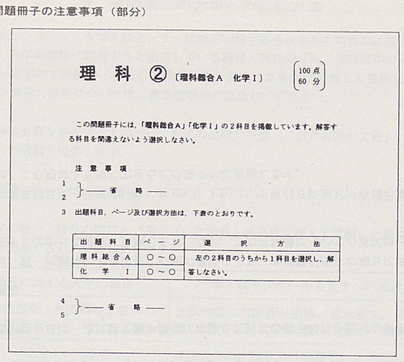
理 科 ②〔理科総合A 化学Ⅰ〕 100点 60分

この問題冊子には，「理科総合A」「化学Ⅰ」の2科目を掲載しています。解答する科目を間違えないよう選択しなさい。

注 意 事 項

1
2 } ―― 省 略 ――

3 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

出題科目	ページ	選択方法
理科総合A	○～○	左の2科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
化 学 Ⅰ	○～○	

4
5 } ―― 省 略 ――

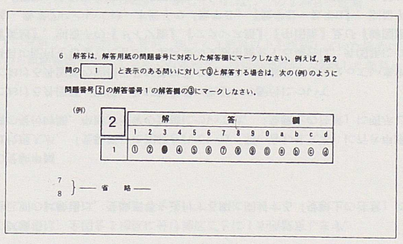
6 解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしなさい。例えば，第2問の 1 と表示のある問いに対して⑩と解答する場合は，次の(例)のように問題番号 2 の解答番号1の解答欄の⑩にマークしなさい。

(例) 2

	解答														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	a	b	c	d
1	⑦	⑧	●	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳

7
8 } ―― 省 略 ――

② 解答用紙の様式（見本）

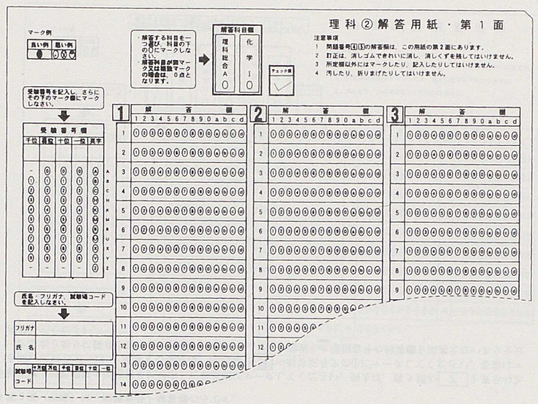

＊ 第2面（省略）は，問題番号と解答欄のみです。

3 追試験及び再試験

(1) 追試験の実施

① 追試験の対象者

ア 疾病・負傷により試験を受験できない者

イ 試験場に向かう途中の事故により試験を受験できない者

ウ その他やむを得ない事由により試験を受験できない者

② 実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），27 日（日）とします。ただし，(2)の再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。

③ 試験時間及び出題教科・科目等は，3 ページのとおりです。

④ 追試験の試験場は，全国を 2 地区に分け地区ごとに 1 か所設定します。
なお，地区別の試験場は，受験票等を送付する際に同封する「受験上の注意」に明示します。

⑤ 追試験の受験申請
本人又は代理人が，「受験票」に記載されている「問い合わせ大学」に行き申請してください。申請の受付時間，申請方法等の詳細については，「受験上の注意」に明示します。

⑥ 追試験における外国語（別冊）及び数学②（別冊）の配付について
追試験における外国語の別冊子及び数学②の別冊子は各科目ごとになっています。出願時に別冊子科目の配付を希望した者が，追試験の受験申請をする場合は，外国語については，本冊子の『英語』，別冊子の『ドイツ語』『フランス語』『中国語』及び『韓国語』のうちから 1 つを，数学②については，本冊子の「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』，別冊子の「工業数理基礎」『簿記・会計』及び『情報関係基礎』のうちから 1 つを，新たに申請してください。
なお，**追試験当日は，追試験受験申請時に申請した科目の冊子のみを配付します。**

(2) 再試験の実施

① 再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。なお，この再試験についての追試験はありません。

② 再試験の実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），27 日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

F 試験実施後

1 得点の調整

(1) 大学入試センター試験の本試験において次の各科目間で，原則として，20 点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行います。

① 地理歴史の「世界史 B」「日本史 B」「地理 B」の間

② 公民の「現代社会」「倫理」「政治・経済」の間

③ 理科の「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の間

(2) 得点調整の実施の有無については，平成 20 年 1 月 25 日（金）（予定）に発表し，得点調整を行う場合は，対象となる科目の得点の換算表を大学入試センターのホームページ（➔表紙）で公表します。

(3) 得点調整の方法

① 得点調整は，(1)の①から③の各グループごとに，「分位点差縮小法」＊という方式を用いて行います。

② 得点調整に当たっては，対象となる受験者と対象とならない受験者間での公平性の観点から，平均点差のすべてを調整するのではなく，調整後も平均点差が 15 点（通常起こり得る平均点の変動範囲）となるようにします。

＊「分位点差縮小法」とは，得点調整の対象となる科目のうち，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目の得点の累積分布を比較し，図の縦軸の受験者数の累積割合（%）が等しい点（等分位点）の差（分位点差）を，一定の比率で縮小する方式です。
また，平均点が最大及び最小以外の科目についても，素点の平均点差が同一の比率で縮小されるよう調整します。縮小の比率は，15 点÷（最も平均点の高い科目の平均点－最も平均点の低い科目の平均点）とします。
この方式により，最も平均点の低い科目の得点の累積分布は，図中の点線で描かれた分布に移動することとなります。この点線の分布が調整後の得点の累積分布となり，横軸上の素点から矢印に沿って進み，再び横軸上に戻った点が調整後の得点となります。

得点の累積分布図

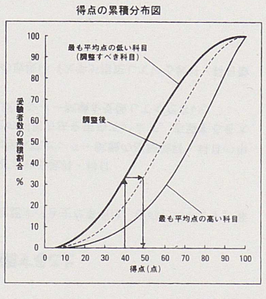

2 試験成績の大学への提供方法

(1) 大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，請求した大学が，入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち，当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供します。各大学の教科・科目の指定については，募集要項等で確認してください。

(2) 国語の特定分野を利用する大学へは，国語の出題分野別（「近代以降の文章」「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

(3) 英語の成績については，筆記試験，リスニングテストを区別して両方の成績を提供します。

(4) 利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合の大学への成績提供を例示すると，次のとおりです。

志願者に対する大学の指定	大学入試センターから大学への成績提供
国語，地理歴史，外国語の 3 教科から 1 教科選択	当該大学の志願者が国語，地理歴史，外国語を受験していれば，この 3 教科の全部の成績
「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の 4 科目から 1 科目選択	当該大学の志願者が「物理Ⅰ」と「化学Ⅰ」を受験していれば，この 2 科目の成績

(5) 2 教科以下の受験として出願した者が，誤って 3 教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に 2 つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。

G その他

1 志望大学に確認すること

大学入試センター試験の志願者が志望する大学に確認すべき主な事項は，次のとおりです。募集要項等で確認してください。

(1) 志望大学が大学入試センター試験で志願者に解答させる教科・科目
大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する各大学の募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

(2) 志望大学における大学入試センター試験の成績の取扱い（大学が指定している教科・科目数を超えて受験した場合の取扱いを含む。）

(3) 志望大学の選抜実施日程 （➔ p.72）

(4) 志望大学へ出願する際に提出する「成績請求票」の種類等 （➔p.24）

(5) 志望大学を受験する際の「大学入試センター試験受験票」の取扱い （➔p.25）

(6) 障害のある志願者の志望大学との事前相談 （➔p.13）

2 前年度の大学入試センター試験の成績を利用する選抜

(1) 前年度の大学入試センター試験成績を利用する選抜
一部の大学では大学入試センター試験の前年度成績を当該年度の入学者選抜に利用しています。
大学入試センター試験を利用する大学の募集要項等で，前年度成績を利用するか否かについて確認してください。

(2) 平成 20 年度大学入学者選抜について

① 大学入試センター試験の前年度（平成 19 年度）成績を利用する大学へ志願する者は，当該大学に出願する前に大学入試センターが発行する「前年度成績請求票」を②の申請方法により，取得する必要があります。
また，「平成 19 年度大学入試センター試験受験票」も必要となりますので，紛失して手元にない場合は，志望する大学に取扱方法を確認してください。

② 「前年度成績請求票」の申請方法等
次のア及びイを取りそろえ，当該大学への出願前に大学入試センター事業第 1 課（➔表紙）に速達郵便で申請してください。
なお，次の期間は発行業務を行いません。
平成 19 年 10 月 1 日（月）～11 月 4 日（日），平成 20 年 1 月 21 日（月）～1 月 27 日（日）

ア 大学入試センター試験前年度成績請求票発行申請書
便せん等を使って，次の項目を記入したものを作成してください。

前年度成績請求票発行申請書

① 成績請求票の種別
② 氏名（フリガナ）
③ 生年月日
④ 高等学校等コード（この受験案内の高等学校等コード表参照（➔p.52-71））
⑤ 学校名
⑥ 平成 19 年度センター試験で登録された住所
⑦ 平成 19 年度センター試験で登録された電話番号
⑧ 現在の住所
⑨ 現在の電話番号

（注）「① 成績請求票の種別」欄には，志望する大学から指定された成績請求票の種別（「国公立前期日程用」「国公立後期日程用」「私立大学・短期大学用」等）を記入してください。

イ 返信用封筒
長形 3 号（縦 23.5 cm・横 12 cm）の封筒の表面に，現住所，氏名を記入し，560 円分の切手（配達記録郵便・速達料金を含む。）をはったもの。

③ 大学入試センターは，申請内容を確認の上，「前年度成績請求票」を発行し，本人に送付します。

(3) その他の留意事項
平成 21 年度大学入学者選抜において，大学入試センター試験の前年度成績を利用する大学へ出願する際には，「平成 20 年度大学入試センター試験受験票」が必要となりますので，大切に保管しておいてください。

3 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用

① 大学入試センターは，志願者が個別試験に出願した大学に対して，当該志願者の大学入試センター試験の成績及び志願票に記載された個人情報を直接提供します。

② 大学入試センター及び大学は，上記の個人情報を，大学入学者選抜及び大学教育の改善のための調査・研究や学術研究の資料としても利用します。調査・研究結果の発表に際しては個人が特定できないように処理します。

(2) 個人情報に関する業務の委託について
大学入試センターは，志願票記載事項のコンピュータ登録，受験票や成績通知書の発行・発送などの業務を，個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で，外部の事業者に委託することがあります。

●志望大学の選抜実施日程

大学入試センター試験利用大学の平成 20 年度入学者選抜実施日程は次のとおりです。

(1) 国公立大学（国際教養大学を除く。）

入学者選抜要項発表	【平成 19 年】 7 月 31 日（火）まで
募集要項発表	12 月 15 日（土）まで
推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学のみ）	【平成 20 年】 1 月 25 日（金）まで
出願期間	1 月 28 日（月）から 2 月 6 日（水）まで
第 1 段階選抜（前期日程），推薦入学（大学入試センター試験を課す場合），AO 入試の結果発表（実施大学のみ）	2 月 13 日（水）まで
第 1 段階選抜（公立大学中期日程）の結果発表（実施大学のみ）	2 月 20 日（水）まで
国公立大学の前期日程試験実施	2 月 25 日（月）から
第 1 段階選抜（後期日程）の結果発表（実施大学のみ）（➔注 2）	2 月 28 日（木）まで
公立大学の中期日程試験実施	3 月 8 日（土）以降
公立大学の前期日程合格発表	3 月 1 日（土）から 3 月 10 日（月）まで
国立大学の前期日程合格発表	3 月 6 日（木）から 3 月 10 日（月）まで
国公立大学の後期日程試験実施	3 月 12 日（水）以降
公立大学の中期日程合格発表	3 月 20 日（木）から 3 月 23 日（日）まで
国公立大学の後期日程合格発表	3 月 20 日（木）から 3 月 24 日（月）まで

（注 1）上表の試験実施期日については，例外の取扱いも認められているので，各大学の募集要項等で確認してください。
（注 2）第 1 段階選抜（後期日程）の結果の発表時期については，大学によっては，上表と異なる場合があるので，各大学の募集要項等で確認してください。

(2) 私立大学・公私立短期大学（国際教養大学を含む。）
大学入試センター試験を利用する私立大学・公私立短期大学の入学者選抜の実施日程については，大学入試センター試験の実施前に出願受付を行う大学や 2 月以降に出願受付を行う大学など様々です。それぞれの実施日程は，各大学の募集要項等で確認してください。

こんなときは？

（各種問い合わせ・届出等掲載箇所一覧）

分からない！	出願資格（証明書類）	→p. 6
	出願方法	→p.11
	検定料等の払込方法	→p.16
	志願票の記入方法	→p.18
返してほしい！	検定料の二重払い	→p.17
届け出たい！	氏名，現住所，連絡電話番号の変更	→p.21
届かない！	確認はがき	→p.22
	受験票	→p.24
再発行してほしい！	受験票	→p.26
	成績請求票	→p.26
前年度成績利用大学に出願したい！	前年度成績請求票発行	→p.50
追加発行してほしい！	成績請求票（国公立AO入試用，私立大学・公私立短期大学用のみ）	→p.25
高校卒業程度認定試験について知りたい！	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第二係 ☎03-5253-4111（代）	
配達記録・書留郵便の到着を確認したい！	郵便追跡サービスを御利用ください。 http://www.post.japanpost.jp/	

条件検索のできる大学進学案内を利用したい！

ICプレーヤーの操作を体験してみたい！

センター試験のQ&Aを見たい！

大学入試センターのホームページを御覧ください。

http://www.dnc.ac.jp/

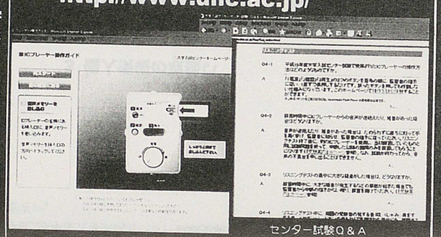

ICプレーヤー操作ガイド　　センター試験Q＆A

R100　非売品

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験

受験案内（別冊）

試験期日　平成20年１月19日(土)・１月20日(日)

出願期間　平成19年10月　１日(月)～10月12日(金)

この冊子は大学入試センター試験の受験に際して，特別な配慮を申請するためのものです。

大学入試センター試験までの流れ

この冊子は，大学入試センター試験における受験特別措置の申請に必要な書類と，手続について取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないように申請してください。

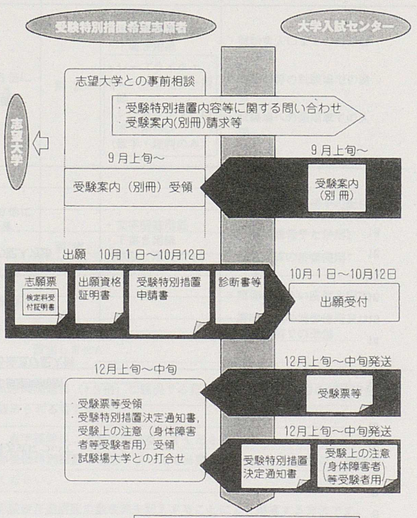

大学入試センター試験
平成20年1月19日・20日

独立行政法人 大学入試センター事業第1課
〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23
☎ **03-3465-8600**（志願者問い合わせ専用）
9:30～12:00，13:00～17:00 土・日曜，祝日，年末年始は除く。
http://www.dnc.ac.jp/

目　次

1　受験特別措置による受験までの主な日程 …… 1
2　申請方法 …… 1
3　障害別受験特別措置内容一覧 …… 2
【ア】視覚障害 …… 2
【イ】聴覚障害 …… 4
【ウ】肢体不自由 …… 6
【エ】病弱 …… 8
【オ】その他 …… 8
【カ】イヤホン不適合 …… 8
4　リスニングテストにおける試験時間の延長方式について …… 10
● 連続方式 …… 10
● 音止め方式 …… 11
5　受験特別措置（試験時間の延長）における試験時間割 …… 13
6　身体障害者等受験特別措置申請書の記入方法及び記入例 …… 14
●【表面】上半分の記入方法及び記入例 …… 14
●【表面】下半分の記入方法及び記入例 …… 15
●【裏面】の記入方法 …… 16
7　受験特別措置の決定通知 …… 17
8　文字・チェック解答受験者の解答用紙への記入方法 …… 18
● 文字解答用紙 …… 18
● チェック解答用紙 …… 20
9　志望大学との事前相談 …… 22
10　出願後の受験特別措置 …… 22

受験特別措置申請必要書類

- 身体障害者等受験特別措置申請書（両面）
- 診断書（視覚障害関係）（両面）
- 診断書（聴覚障害関係１）（両面）
- 状況報告書（聴覚障害関係２）（両面）
- 診断書（肢体不自由関係１）（両面）
- 状況報告・意見書（肢体不自由関係２）（両面）
- 状況報告・意見書（肢体不自由関係３）（両面）

この冊子には，身体障害者等受験特別措置申請書，各診断書，状況報告書，状況報告・意見書が折り込んであるので，確認してください。

1　受験特別措置による受験までの主な日程

	受験特別措置希望志願者	大学入試センター
9月	① 受験案内・受験案内（別冊）の入手	
	② 提出書類の記入等	
10月	③ 出願 10月1日(月)～10月12日(金) （10月12日消印有効） ・受験案内にある志願票等の所定の書類 ・この冊子に折り込んである身体障害者等受験特別措置申請書 ・障害等に応じた医師の診断書等	→ 出願受付期間　10月1日(月)～10月12日(金)
11月	④ 登録内容の確認 確認はがきに記載された内容を確認	← 確認はがきの送付　10月下旬～11月上旬
12月	⑤ 受験票等の受領	← 受験票等の送付　12月上旬～中旬
	⑥ 身体障害者等受験特別措置決定通知書等の受領 ・身体障害者等受験特別措置決定通知書 ・受験上の注意（身体障害者等受験者用）	← 身体障害者等受験特別措置決定通知書等の送付　12月上旬～中旬
	⑦ 試験場大学との打合せ 決定された受験特別措置に関して試験場大学と打合せ	
1月	大学入試センター試験　平成20年1月19日(土)・20日(日)	

2　申請方法

申請に際しては，次の書類を取りそろえて，出願してください。
(1)　受験案内に添付された志願票等の所定の書類
(2)　この冊子に折り込んである身体障害者等受験特別措置申請書
(3)　次ページからの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等
※「高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校卒業見込者」（以下「卒業見込者」という。）は，在籍している学校に出願書類を提出してください。

3　障害別受験特別措置内容一覧

【ア】視覚障害

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項				
	すべての科目において措置する事項				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で特別に措置する事項（例）
点字による教育を受けている者	点字解答 注2	1.5倍に延長	別室	・点字問題冊子 ・点字用解答用紙 ・下書き用紙 ・レーズライター ・レーズライター用紙 ・レーズライター用ボールペン（数学・理科のみ）	・試験室入口までの付添者の同伴 ・点字器等の試験場での保管 ・試験場への乗用車での入構
①良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 ②両眼による視野について視能率による損失率が90％以上の者 ③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者　注1	文字解答 注3	1.3倍に延長	別室	・文字解答用紙 ・下書き用紙（数学・理科のみ）	・拡大文字問題冊子の配付 注4（一般問題冊子と併用） ・拡大鏡等の持参使用 注5 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の持参使用又は試験場側での準備
		延長なし			
上記以外の視覚障害者	該当しません				

（審査の上許可される事項）					必要な提出書類
リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項					
試験時間		音声聴取の方法			
右のどちらか一方を選択 注6	1.5倍に延長（連続方式）	CDプレーヤー（監督者が操作）	ヘッドホン 注7		・受験特別措置申請書 ①この冊子折り込みの診断書（視覚障害関係） ②学校長による点字学習の証明（任意の様式） ※上記①，②はどちらか一つ
	1.5倍に延長（音止め方式）				
右のどちらか一方を選択 注6	1.3倍に延長（連続方式）	CDプレーヤー（監督者が操作）			・受験特別措置申請書 ・この冊子折り込みの診断書（視覚障害関係）
	1.3倍に延長（音止め方式）				
延長なし		ICプレーヤー（監督者が操作を補助）			・受験特別措置申請書 ・この冊子折り込みの診断書（視覚障害関係） 注8
該当しません					

注1　③の欄に該当する者は，障害が試験時間延長（1.3倍）に該当する程度ではないが，一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

注2　出題も，点字によります。また，点字器等は，志願者が持参してください。
なお，受験科目は，身体障害者等受験特別措置申請書で申し出る必要があります。出願後は，受験科目の変更はできないので注意してください。

注3　文字解答とは，文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。（18・19ページ参照）

注4　拡大文字問題冊子とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率2倍）の大きさの冊子です。

注5　拡大鏡等には，弱視者用拡大テレビを含みます。

注6　出願後は，延長方式の変更はできないので注意してください。
（各方式の具体的な方法については，10・11ページ参照）

注7　ヘッドホンを使用せず，イヤホンの使用やCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は，申請時にその旨を明記する必要があります。
なお，CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く場合は，ヘッドホンやイヤホンを使用する場合に比べ，外部の音が聞こえやすくなります。

注8　拡大鏡等の持参使用（弱視者用拡大テレビを除く。）のみを申請する者は，医師の診断書は必要ありません。

【イ】聴覚障害（解答方法及び試験時間については，特別な措置をしません。）

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項 すべての科目において措置する事項
①両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者	・手話通訳士の配置及び注意事項等の文書による伝達　注1 ・注意事項等の文書による伝達　注1 ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用　注2
②上記以外の聴覚障害者	・注意事項等の文書による伝達　注1 ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用　注2

注1　注意事項等の文書による伝達とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，受験者に配付するものです。

注2　FM式携帯補聴器を持参使用する場合は，FM電波受信機能のスイッチを切って使用してください。

（審査の上許可される事項） リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項	必要な提出書類
・重度難聴者等リスニングテストを受験することが困難な者 リスニングテストの免除　注3 ・上記以外の者 音声聴取の方法　注4 試験室：一般受験者と同室　注5	・受験特別措置申請書 ・この冊子折り込みの診断書（聴覚障害関係1） ※リスニングテストの免除を申請する場合は状況報告書（聴覚障害関係2）も併せて必要になります。

注3　大学入試センターは，リスニングテストを免除した者については，英語の筆記試験の成績とリスニングテストを免除した旨を大学に提供します。

注4　音声聴取の方法については，ICプレーヤーにイヤホンを接続する方法以外に以下の方法を申請することもできます。その際には，**身体障害者等受験特別措置申請書**で申し出る必要があります。
・ヘッドホンの持参使用
・CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式
・補聴器を外してイヤホンを使用
・補聴器のコネクターにコードを接続
・ヘッドホンの貸与
なお，CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く場合は，ヘッドホンやイヤホンを使用する場合に比べ，外部の音が聞こえやすくなります。
また，「補聴器のコネクターにコードを接続」や「ヘッドホンの持参使用」等を許可された場合は，ICプレーヤーとの接続等を試験実施前に確認する必要があるため，12月上旬から中旬に届く受験票に記載された「問い合わせ大学」に連絡してください。

注5　CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く場合は，別室となります。

【ウ】肢体不自由

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項 すべての科目において措置する事項 解答方法	試験時間	試験室	試験室で措置又は用意されるもの	左記以外で特別に措置する事項（例）
①体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ②両上肢の機能障害が著しい者 ③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者　注1	チェック解答　注2	1.3倍に延長	別室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙（数学・理科のみ）	・介助者の配置　注5 ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・洋式トイレ又は身障者用トイレに近い試験室で受験
		延長なし			
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で，チェック解答が不可能な者	代筆解答　注3	1.3倍に延長 科目によっては，1.5倍に延長　注4	別室	代筆者	・特製机の持参使用又は試験場側での準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴
		延長なし			
上記以外の肢体不自由者	該当しません				・試験場への乗用車での入構

注1　③の欄に該当する者は，障害が試験時間延長（1.3倍）に該当する程度ではないが，一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

注2　チェック解答とは，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。
（20・21ページ参照）

注3　代筆解答とは，受験者が問題番号と解答を口頭で伝え，代筆者が，受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆解答に該当する者が，解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置，パソコン）の持参使用を希望する場合は，審査の上，使用方法を制限して許可することがあります。
なお，**受験科目は，身体障害者等受験特別措置申請書**で申し出る必要があります。出願後は，受験科目の変更はできないので注意してください。

注4　代筆解答の試験時間延長（1.3倍）に該当する者で，意思伝達に著しく時間を要すると認められる者は，数学（工業数理基礎，簿記・会計，情報関係基礎を含む。）に限り試験時間が1.5倍となります。

注5　介助者とは，特別支援学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。

（審査の上許可される事項） リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項 試験時間		音声聴取の方法		必要な提出書類
右のどちらか一方を選択　注6	1.3倍に延長（連続方式）	CDプレーヤー（監督者が操作）	ヘッドホン　注7	・受験特別措置申請書 ・この冊子折り込みの診断書（肢体不自由関係1） ・状況報告・意見書（肢体不自由関係2）
	1.3倍に延長（音止め方式）			
延長なし		ICプレーヤー（監督者が操作を補助）		・受験特別措置申請書 ・医師の診断書（任意の様式）
右のどちらか一方を選択　注6	1.3倍に延長（連続方式）	CDプレーヤー（監督者が操作）		・受験特別措置申請書 ・この冊子折り込みの診断書（肢体不自由関係1） ・状況報告・意見書（肢体不自由関係3）
	1.3倍に延長（音止め方式）			
延長なし		ICプレーヤー（監督者が操作を補助）		
該当しません				・受験特別措置申請書 ・医師の診断書（任意の様式）　注8

注6　出願後は，延長方式の変更はできないので注意してください。
（各方式の具体的な方法については，10・11ページ参照）

注7　ヘッドホンを使用せず，イヤホンの使用やCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は，申請時にその旨を明記する必要があります。
なお，CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く場合は，ヘッドホンやイヤホンを使用する場合に比べ，外部の音が聞こえやすくなります。

注8　杖の持参使用のみを申請する者は，医師の診断書は必要ありません。

【エ】**病弱**（解答方法及び試験時間については，特別な措置をしません。）

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項 すべての科目において措置する事項
慢性の呼吸器，心臓，腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・別室の設定　注1

【オ】**その他**（解答方法及び試験時間については，特別な措置をしません。）

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項 すべての科目において措置する事項
【ア】～【エ】の区分以外の者で特別な措置を必要とする者	・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定　注1

【カ】**イヤホン不適合**（解答方法及び試験時間については，特別な措置をしません。）

受験特別措置の対象となる者	特別に措置する事項 すべての科目において措置する事項
外耳道狭窄等によりイヤホンを装着することができない者	―

注1　別室の設定を希望する者は，**身体障害者等受験特別措置申請書**⑱「その他の希望措置」欄に，別室が必要な理由を詳しく記入してください。また，別室の設定が許可されても，出願状況によっては，一人一室にならないことがあります。

（審査の上許可される事項） リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項	必要な提出書類
―	・受験特別措置申請書 ・医師の診断書 （任意の様式）注2

（審査の上許可される事項） リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項	必要な提出書類
・頻尿等により途中退室するため，音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 試験室：一人一室 ※途中退室する場合は，その都度監督者が再生を止めますが，途中退室した時間の延長は認めません。	・受験特別措置申請書 ・医師の診断書 （任意の様式）

（審査の上許可される事項） リスニングテスト（英語のみ）において措置する事項	必要な提出書類
音声聴取の方法：ICプレーヤーにヘッドホンを接続　注3 試験室：一般受験者と同室	・受験特別措置申請書 ・医師の診断書 （任意の様式）

注2　杖の持参使用のみを申請する者は，医師の診断書は必要ありません。

注3　ヘッドホンを使用せず，小型イヤホンの使用やCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は，申請時にその旨を明記する必要があります。
　なお，CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く場合は，別室での受験となります。また，ヘッドホンを使用する場合に比べ，外部の音が聞こえやすくなります。

4　リスニングテストにおける試験時間の延長方式について

リスニングテストにおける試験時間の延長方式は，次の2つの方式からどちらか一方を出願時に申請することになります。いずれの延長方式でも試験時間は同じですが，それぞれの延長方式を十分理解した上で申請してください。

なお，**出願後は延長方式の変更はできませんので**，不明な点がある場合は，必ず出願前に問い合わせてください。

連続方式

あらかじめ設定された時間配分のとおり音声問題が進行し，受験者が音声を途中で止めたりすることはできません。

一般受験者と異なるのは，各問いのあとに設けられている音声の流れない空白時間（問題冊子を読んだり，解答をするための時間）が長いことです。進行について受験者の判断の余地はない反面，すべての問いを聴取することができます。

音声問題は問いごとに2回流れます。

点字解答の解答用紙の交換については，監督者の指示により行い解答時間には含まれません。

連続方式の時間延長部分について

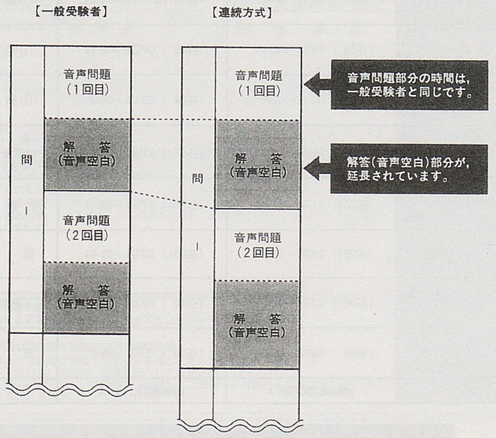

音止め方式

解答時間内で，受験者が各自の判断で問いごとに音声を停止させて，解答する方式です。

どの問いの解答に時間を多くかけるかを自分で判断できる反面，特定の問いの解答に時間をかけすぎると時間切れとなり，すべての問いを聴取することができなくなることもあり得ますので，十分注意してください。

音声問題は問いごとに2回流れます。CDプレーヤーの再生・一時停止は，監督者が操作します。

点字解答の解答用紙の交換については，いつでも行えますが交換にかかった時間は解答時間に含まれます。

音止め方式における解答の流れ

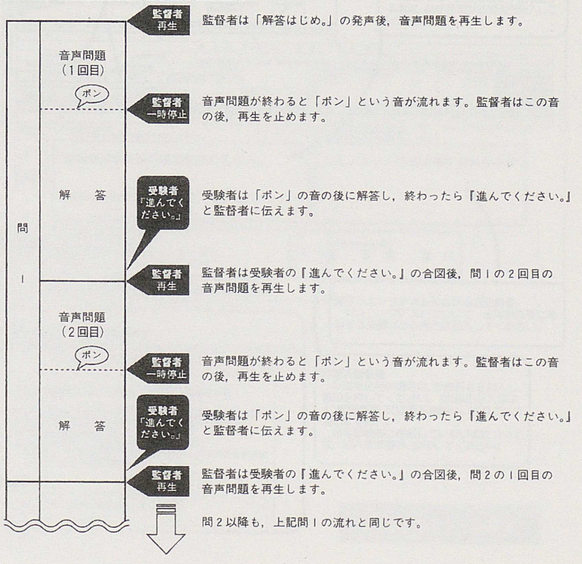

監督者は「解答はじめ。」の発声後，音声問題を再生します。

音声問題が終わると「ポン」という音が流れます。監督者はこの音の後，再生を止めます。

受験者は「ポン」の音の後に解答し，終わったら「進んでください。」と監督者に伝えます。

監督者は受験者の「進んでください。」の合図後，問1の2回目の音声問題を再生します。

音声問題が終わると「ポン」という音が流れます。監督者はこの音の後，再生を止めます。

受験者は「ポン」の音の後に解答し，終わったら「進んでください。」と監督者に伝えます。

監督者は受験者の「進んでください。」の合図後，問2の1回目の音声問題を再生します。

問2以降も，上記問1の流れと同じです。

5 受験特別措置（試験時間の延長）における試験時間割

			1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第1日目	公民		9:30～10:50（80分）	9:30～11:00（90分）	9:30～10:30（60分）
	地理歴史		11:20～12:40（80分）	11:30～13:00（90分）	11:15～12:15（60分）
	国語		13:40～15:25（105分）	13:45～15:45（120分）	13:30～14:50（80分）
	外国語	筆記	15:55～17:40（105分）	16:15～18:15（120分）	15:35～16:55（80分）
		リスニング（英語のみ）注	18:05～19:15（70分）	18:40～19:55（75分）	17:35～18:35（60分）
第2日目	理科①		9:30～10:50（80分）	9:30～11:00（90分）	9:30～10:30（60分）
	数学①		11:20～12:40（80分）	11:30～13:00（90分）	11:15～12:15（60分）
	数学②		13:40～15:00（80分）	13:45～15:15（90分）	13:30～14:30（60分）
	理科②		15:30～16:50（80分）	15:45～17:15（90分）	15:15～16:15（60分）
	理科③		17:20～18:40（80分）	17:45～19:15（90分）	17:00～18:00（60分）

注 リスニングテストの一般の試験時間は，解答時間が30分で全体の試験時間は60分です。
このため，時間の延長は解答時間の延長となります。したがって，1.3倍の延長の場合は解答時間が40分で全体の試験時間は70分です。1.5倍の延長の場合は解答時間が45分で全体の試験時間は75分です。

6 身体障害者等受験特別措置申請書の記入方法及び記入例

身体障害者等受験特別措置申請書の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。
(1) この申請書は，卒業見込者については，担任の先生等が志願者と相談の上，記入してください。
高等学校等に在籍していない者については，保護者等が志願者と相談の上，記入してください。
(2) 以下の各欄の記入方法を参照して，太枠の中のみ，黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。
誤って記入した場合は，誤記部分に二重線を引き，訂正してください。

【表面】上半分の記入方法及び記入例

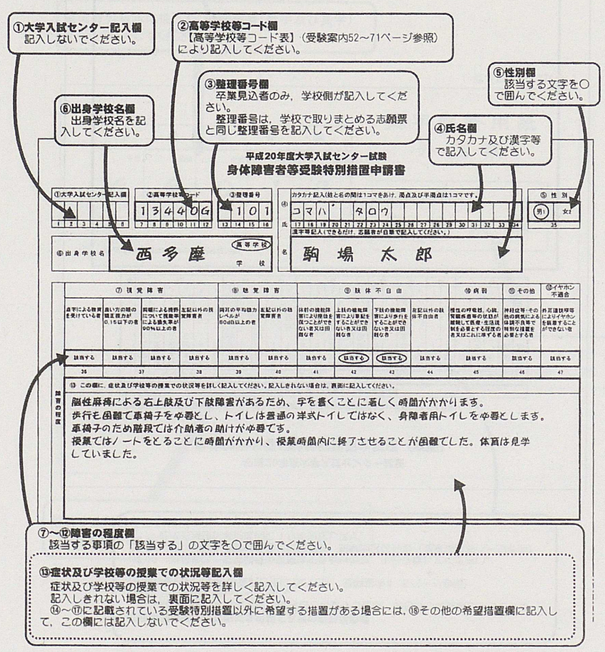

【表面】下半分の記入方法及び記入例

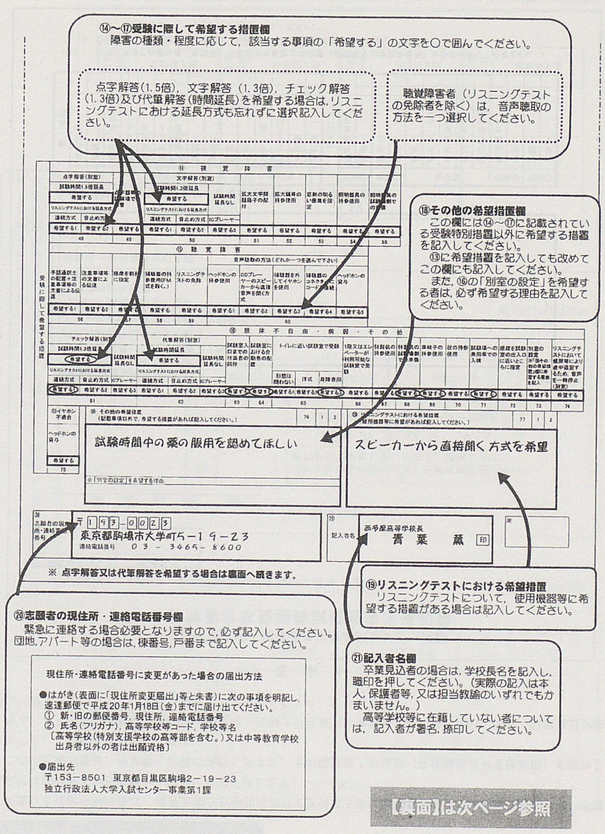

【裏面】の記入方法

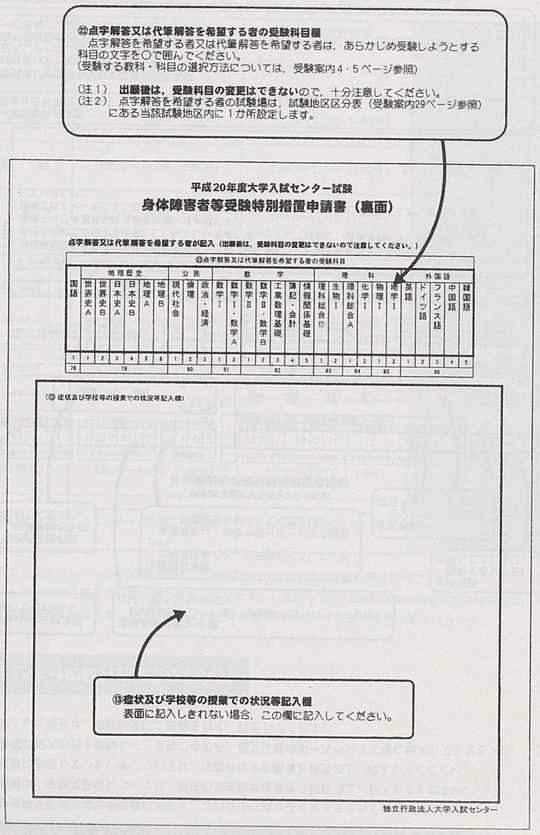

7 受験特別措置の決定通知

決定した受験特別措置は，12月上旬から中旬にかけて送付する身体障害者等受験特別措置決定通知書（卒業見込者は在籍する学校を経由）によりお知らせします。

この決定通知書は，受験票とは別に送付しますが，その際受験上の注意（身体障害者等受験者用）を同封しますので，よく読んでおいてください。

なお，この決定通知書は，受験票・写真票・受験上の注意（身体障害者等受験者用）と同じく試験当日試験場に持参するものなので，大切に保管しておいてください。

（ 見 本 ）

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験
身体障害者等受験特別措置決定通知書

試験場コード	受験番号

駒 場 太 郎 殿

あなたから申請のあった受験特別措置について，
次のとおり決定しましたので，通知します。

平成 19 年 12 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長
○ ○ ○ ○

受験特別措置決定事項

チェック解答（1.3倍）（別室）（連続方式）
試験室における介助者の配置
トイレに近い試験室で受験（身障者用）
特製机の試験場側での準備
車椅子の持参使用
試験室入口までの付添者の同伴
試験場への乗用車での入構

点字解答又は代筆解答を希望する者の受験科目（＊を付した科目）

	公民			地理歴史					外国語					理科①		数学①		数学②			理科②		理科③	
	現代社会	倫理	政治・経済	世界史A	世界史B	日本史A	日本史B	地理A	地理B	国語	英語	ドイツ語	フランス語	中国語	韓国語	理科総合B	生物Ⅰ	数学Ⅰ・数学A	数学Ⅱ	数学Ⅱ・数学B	工業数理基礎	情報関係基礎	理科総合A	化学Ⅰ	物理Ⅰ	地学Ⅰ
第一日目																									

（注）1 試験当日はこの**通知書**，**受験票**，**写真票**及び**受験上の注意（身体障害者等受験者用）**を必ず持参してください。
2 肢体不自由等の受験者の付添者は，係員の指示を受け，付添者控室に入室してください。
なお，控室入室後はすべて係員の指示に従ってください。

※ 通知する受験特別措置は，大学入試センター試験について許可されたものです。入学を志望する大学の学力検査等において，特別な措置を希望する場合は，その大学と相談してください。（22ページ参照）

8 文字・チェック解答受験者の解答用紙への記入方法

文字解答用紙

文字解答用紙への記入方法については，次のとおりです。

【文字解答用紙の１枚目】

受験番号，氏名，解答科目欄は，次により記入してください。

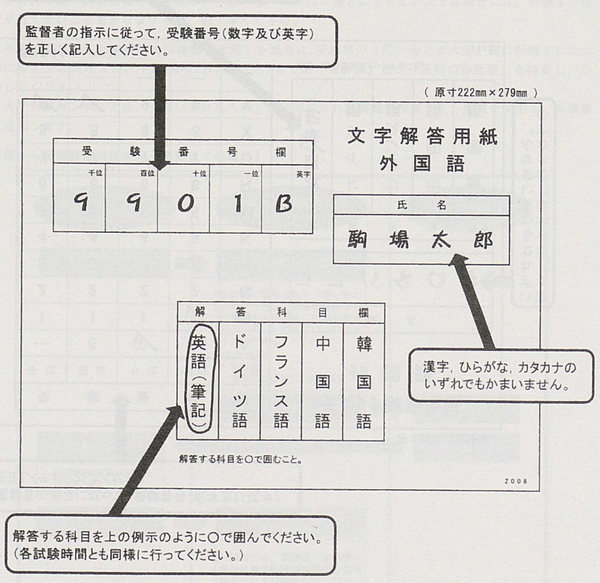

【文字解答用紙の２枚目以降】

解答記入欄は次により記入してください。

外国語，地理歴史，国語及び公民の文字解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）

解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄	解答番号	解答記入欄
1	ろ	6		11		16	
2		7		12		17	
3		8		13		18	

解答番号１の解答記入欄に３と解答する際の記入例

以下省略

選択問題がある科目を解答する場合は，解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

数学①，数学②の文字解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）

3	解答記入欄		解答記入欄		解答記入欄		解答記入欄		解答記入欄
ア		カ		サ		タ		ナ	
イ		キ		シ		チ		ニ	

以下省略

理科①，理科②，理科③の文字解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）

3	解答記入欄		解答記入欄		解答記入欄		解答記入欄
1		6		11		16	
2		7		12		17	

以下省略

チェック解答用紙

チェック解答用紙への記入方法については，次のとおりです。

【チェック解答用紙の１枚目】

受験番号，氏名，解答科目欄は，次により記入，チェックしてください。

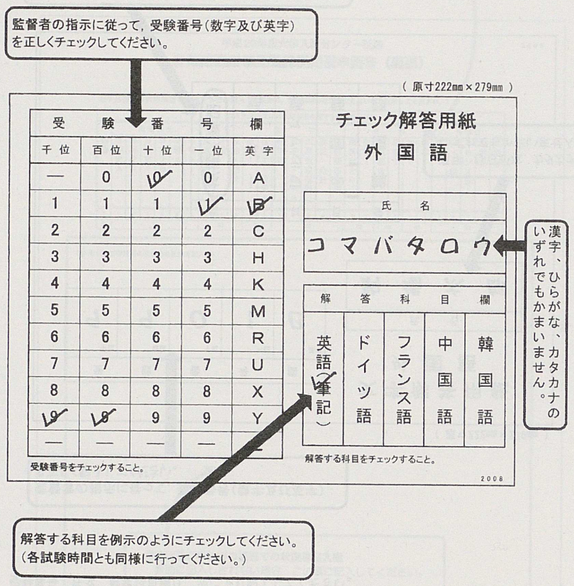

【チェック解答用紙の２枚目以降】

解答欄は次によりチェックしてください。

外国語，地理歴史，国語及び公民のチェック解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）

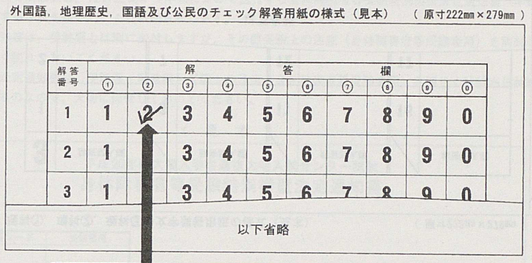

解答番号１の解答欄に２と解答する際のチェック例

✓を表示するのが難しい場合は，例えば○・×・／など，受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもかまいません。

解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消してください。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらうことができます。

選択問題がある科目を解答する場合は、解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

数学②のチェック解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）



理科①，理科②，理科③のチェック解答用紙の様式（見本） （ 原寸222mm×279mm ）



9　志望大学との事前相談

障害の種類・程度によっては，大学・学部等において入学を志望する大学の個別試験や修学上（入学後の大学生活等）特別な配慮を必要とすることがありますので，入学を志望する大学と早めに連絡を取り，当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

10 出願後の受験特別措置

(1)　大学入試センター試験の出願後に不慮の事故等（交通事故，部活動中の事故，発病等）のため受験特別措置を希望する者には，大学入試センターで審査の上，身体障害者等に準じた受験特別措置を決定します。

なお，申請が試験直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する措置が行えないこともありますので，御了承ください。

(2)　不慮の事故等のため受験特別措置を希望する場合は，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に本人又は代理人が，平成20年1月16日（水）までに「受験票」及び「医師の診断書」を持参し，申請してください。

大学入試センターでは，「問い合わせ大学」から回付された書類を審査して，措置を決定し，志願者に通知します。

【申請から受験特別措置決定・通知までの流れ】

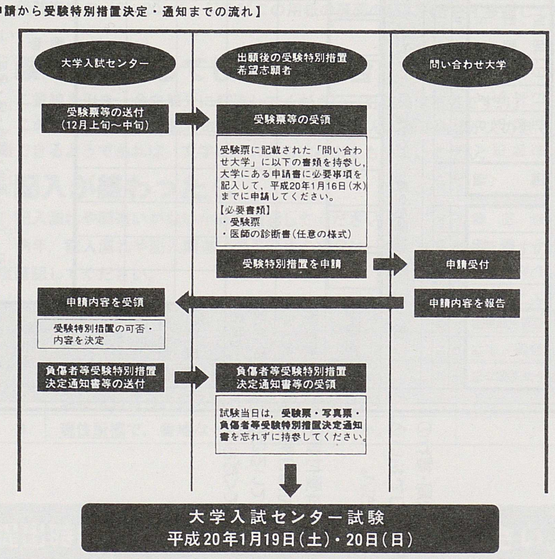

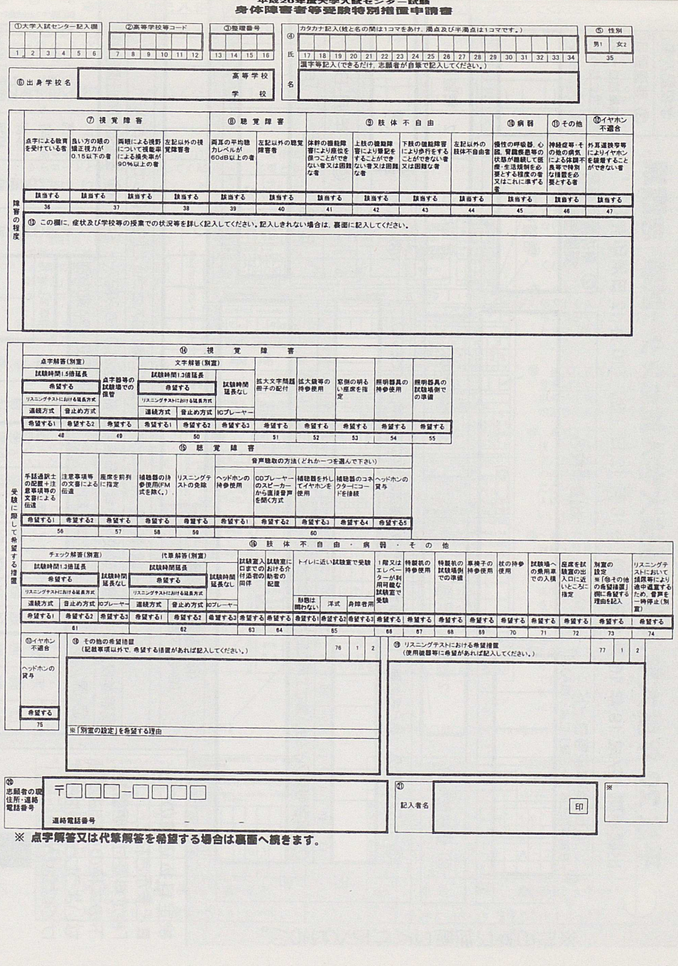

平成 20 年度大学入学者選抜大学入試センター試験 志願票

出願期間：平成 19 年 10 月 1 日（月）～10 月 12 日（金）（10 月 12 日消印有効）

※ 次の点に注意して記入してください。

検定料払込書のうち E と表示された「検定料受付証明書」を下の太枠の中にはがれないようしっかりはり付けてください。

検定料受付証明書はり付け欄

★必ず郵便局・銀行の受付窓口で払い込んでください。

★E 検定料受付証明書に受付局日附印が押されていることを確認してください。

出願資格（p.19の「出願資格」欄の記入について）を参照してください。）

高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込者を含む）のみ記入

⑪ 連絡電話番号（自宅，下宿，寮，携帯等）

学校記入欄 ③ 整理番号

学校単位で一連番号をふり詰めて記入してください。

④ 受験教科数 2 教科以下受験 13

⑤ 成績開示 1 希望する 2 希望しない 14

⑥ カタカナ記入（姓と名の間は1マス空け，濁点及び半濁点は1マスを使用してください。）

⑦ 漢字等記入（わく内で丁寧に記入してください。）

氏名

⑧ 性別 1 男 2 女 15

⑨ 生年月日 年 月 日

T 大正 S 昭和 H 平成

② 身体障害者等受験特別措置 希望する 8

① 高等学校等コード（高等学校等コード表）により記入）

出身学校名

別冊子試験問題の配付希望 ⑭数学 1 全日制 2 定時制 3 通信制

⑫ 課程 1 普通科 2 理数科 3 農業科 4 工業科 5 商業科 6 水産科 7 その他の学科

⑬ 学科 1 在学 2 卒業

受験希望教科・科目（当日受験を考えている科目をすべて○で囲んでください。）

⑮ 卒業見込・卒業の別 1 卒業見込 2 卒業

外国の学校に在学した期間

⑯ 地理歴史 ⑰公民 ⑱数学 ⑲理科

⑮ 都・道・府・県・市・区・町・村・学校・事地・団地・棟・号・方等名 記入

⑤ 都・市・区・町・村名

⑥ カタカナ・数字等記入

現住所（記載者全員が，必ず記入してください。）

⑳郵便番号

都道府県

（町・丁目・番地・団地・棟・号名）

漢字等記入

（都・市・区・町村名）

★現住所の郵便番号（⑳郵便番号，⑥カタカナ・数字等記入欄）は，算用数字で記入してください。

★1マスに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点も1マスを使用してください。

★「同上」などと記入しないでください。

★知人宅等に下宿をしている場合は，「○○様方」まで必ず記入してください。

● 必ずお読みください！

信じられないかもしれませんが，例えば，生年月日の記入漏れや記入間違いが，例年，1000 件以上あります。また，自分の性別を間違えて記入する志願者も少なからずいます。他の志願者が犯す誤りを，あなたが犯さないとは限りません。以下の事項を再度確認してください。

1 記入する前に確認すること

① 志願者本人が記入してください。

② 黒か青のボールペンで丁寧に記入してください。

③ 受験案内の 18～20 ページ及びこの用紙の裏面の記入例を必ず参照してください。

2 誤って記入してしまった場合

① 二重線を引き，余白部分に訂正してください（訂正印は不要です。）。

② この志願票は機械で読み取るわけではありません。修正内容が人の目で見て判断できるようであれば，文字がマスからはみ出てもかまいません。

3 記入が終わったら

① 記入漏れや間違いがないか必ず確認してください。

② 例年，記入漏れや記入間違いの多い次の項目は，特に注意が必要ですので，再度確認してください。

	項　　目	チェック欄
1	誤った性別を○で囲んでいないか。	
2	生年月日の記入漏れや間違いがないか。	
3	連絡電話番号の記入漏れや間違いがないか。	
4	現住所欄で，番地などの記入漏れがないか。	

提出時は，必ずこの用紙をはがしてください。
（この用紙は提出不要です。）

志願票の記入例 ★志願票の記入方法（→p.18-20）も参照してください。

＊ カタカナや数字は，下の例のとおり 1 マスに 1 字ずつ記入し，濁点及び半濁点も 1 マスを使用してください。

【例】 コマバアパート 1-34 → コマバ アパ゜ート 1-34

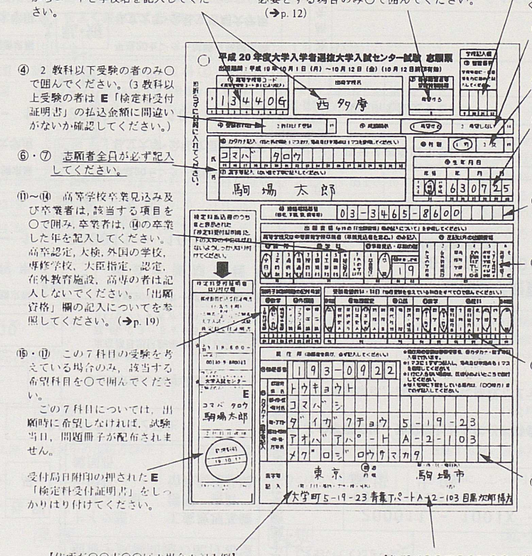

【住所が○○市○○区の場合の記入例】

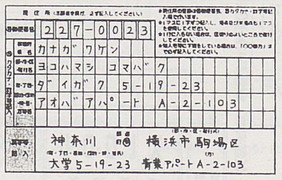

【住所が○○郡○○町○○の場合の記入例】



平成20年度 **大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。

受験番号	発行回数
1001X	1

試験場名	東西大学第１試験場	試験場コード	200011
所在地	東京都目黒区駒場２－１９－２３ 試験当日の電話 03-3465-8600	上履き持参	要措置
道順	京王電鉄井の頭線「駒場東大前駅」西口下車、徒歩5分	受験教科数	2

この受験票は，大学の入学手続まで必要です。

西多摩高等学校

見本

（コマバ゛ タロウ）
駒場　太郎　殿
（13440G-200011-010001）

写真（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりはっておいてください。

性別 男

別冊子試験問題の配付希望

ドイツ語	工業数理基礎
フランス語	簿記・会計
中国語	情報関係基礎
韓国語	

平成01年10月02日生

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

独立行政法人 大学入試センター
〒153-8501
東京都目黒区駒場２丁目19番23号
電話 03-3465-8600
http://www.dnc.ac.jp/

問い合わせ大学 東西大学　電話 03-3465-8600

試験当日，受験票と写真票は必ず試験場に持参のこと。

平成20 大学入試センター試験写真票　センター整理番号（0001）

写真（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりはっておいてください。

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

200011 - 1001X - 1
（コマバ゛ タロウ）
駒場　太郎

1 この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。

2 この写真票は，試験時間内に回収します。

推薦 平成20センター試験成績請求票 国公立推薦入学用
AO 平成20センター試験成績請求票 国公立AO入試用
前 平成20センター試験成績請求票 国公立前期日程用
後 平成20センター試験成績請求票 国公立後期日程用
公中 平成20センター試験成績請求票 公立大学中期日程用
２募 平成20センター試験成績請求票 国公立第２次募集用
私・短 平成20センター試験成績請求票 私立大学・公私立短期大学用

各請求票：200011 - 1001X - 1
（コマバ゛ タロウ）
駒場　太郎

平成20　成績開示変更届
（200011-1001X-1）
（開示希望有）

フリガナ
氏名

① 開示希望を取りやめる。

② 現住所を変更する。

新連絡先（住所・電話）　〒　－　都道府県
（フリガナ）
TEL

※ 大学入試センター試験終了後に変更がある者は，裏面の提出方法をよく読んだ上で大学入試センターに提出してください。

受験票は，大学の入学手続まで必要です。

注意事項

1 この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。
2 試験前日（１月18日）までに試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
3 受験する教科・科目の「受験者入室」時刻を確認し，試験当日は早めに試験場に到着してください。
4 リスニングテストは，音声問題を用い30分間で解答を行いますが，解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人により行うため，試験時間は60分となります。
5 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。ただし，リスニングテストは，試験開始時刻（17:35）までに入室していない場合は受験することができません。
6 この受験票に「上履き持参」と表示がある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
7 解答には，必ず「H，F，HBいずれかの黒鉛筆」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」，「シャープペンシル」を使用して解答した場合には，解答が読み取れない事例がありますので，使用しないでください。
8 この受験票と一緒に送付した「受験上の注意」をよく読んでください。

試験日程	試験期日	平成20年１月19日（土）					平成20年１月20日（日）				
	出題教科・科目	公民：現代社会，倫理，政治・経済	地理歴史：世界史A，世界史B，日本史A，日本史B，地理A，地理B	国語：国語	外国語：【筆記】英語，ドイツ語，フランス語，中国語，韓国語	外国語：【リスニング】英語	理科①：理科総合B，生物Ⅰ	数学①：数学Ⅰ，数学Ⅰ・数学A	数学②：数学Ⅱ，数学B・数学B工業数理基礎，簿記・会計，情報関係基礎	理科②：理科総合A，化学Ⅰ	理科③：物理Ⅰ，地学Ⅰ
	受験者入室	9:10まで	11:00まで	13:20まで	15:25まで	17:30まで	9:10まで	11:00まで	13:20まで	15:05まで	16:50まで
	試験開始	9:30	11:15	13:30	15:35	17:35	9:30	11:15	13:30	15:15	17:00
	試験終了	10:30	12:15	14:50	16:55	18:35	10:30	12:15	14:30	16:15	18:00

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

提出方法

1 成績開示の希望を取りやめる場合は，「1 開示希望を取りやめる」を○で囲む。
2 現住所を変更する場合は，「2 現住所を変更する」を○で囲み，新連絡先を記入する。

※ 変更届を提出する場合，大学入試センター試験終了後から平成20年３月28日（金）（必着）までの間に変更内容を記入の上，封筒（表面に「成績開示変更届」と朱書すること。）に入れて下記宛に郵送してください。

独立行政法人大学入試センター事業第一課
〒153-8501
東京都目黒区駒場２丁目19番23号
電話 03-3465-8600
http://www.dnc.ac.jp/

後	前	AO	推薦
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	大学入試センター試験を課す国公立大学のAO入試に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。
私・短	**私・短**	**２募**	**公中**
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。
私・短	**私・短**	**私・短**	**私・短**
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。
私・短	**私・短**	**私・短**	**私・短**
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験

受験上の注意

1 試験実施期日等

(1) 試験時間割

日程	出題教科・科目		受験者入室	試験開始	試験終了
平成20年1月19日（土）	公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」	9:10まで	9:30	10:30
	地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	11:00まで	11:15	12:15
	国語	『国語』	13:20まで	13:30	14:50
	外国語	【筆記】『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』	15:25まで	15:35	16:55
		【リスニング】『英語』	17:30まで	17:35	18:35
平成20年1月20日（日）	理科①	「理科総合B」「生物Ⅰ」	9:10まで	9:30	10:30
	数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』	11:00まで	11:15	12:15
	数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』「工業数理基礎」『簿記・会計』『情報関係基礎』	13:20まで	13:30	14:30
	理科②	「理科総合A」「化学Ⅰ」	15:05まで	15:15	16:15
	理科③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」	16:50まで	17:00	18:00

(2) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(3) リスニングテストは，外国語『英語』の一領域として実施します。外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記試験とリスニングテストの双方を受験してください。
なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできないので注意してください。

(3) 試験前日（1月18日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認し，可能な限り下見をしてください。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，必ず持参してください。
（成績請求票，成績開示変更届は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は持参し忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
ただし，リスニングテストは，試験開始時刻（17:35）までに入室していない場合は，受験することができません。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることがあります。

(9) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

(12) 試験場・試験室において，他の受験者に迷惑となるような行為を行ってはいけません。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

① 「受験票」「写真票（最初に受験する試験の時間中に回収します。）」は，必ず机の上に置いてください。

② 「受験票」「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆（H，F，HBに限る。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り（電動式を除く。）」「時計」「眼鏡」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

③ 「そろばん」「電卓」「グラフ用紙」「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は使用できません。

④ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

⑤ 携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れておいてください。アラームは，設定を解除しないと電源を切っていても鳴りますので十分注意してください。
なお，試験時間中にかばん等の中で携帯電話の着信音やマナーモードの振動音が発生した場合には，監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し，試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。

⑥ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

⑦ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。
英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

⑧ 「ハンカチ」「ティッシュペーパー」「座布団」「ひざ掛け」「目薬」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号・解答科目等のマーク・記入
（11ページ「解答用紙（マークシート）の受験番号・解答科目等の正しい記入例」参照）

① 解答用紙（マークシート）の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。
受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。
解答用紙（マークシート）の受験番号のマークに当たっては，次のようなマークミスが多いので，注意してください。
ア 間違った数字にマーク（例えば1を0にマーク，2を1にマーク）
イ 隣り合う数字を逆の順序でマーク（例えば○△□×を○□△×のように入れ替えてマーク）
ウ 英字のマークがない
エ 数字・英字のすべてにマークがない

② 解答用紙（マークシート）の受験番号欄右横の英字は，マークした英字が何であったかをマーク後も確認できるためのものです。これにマークしたり，○で囲むことはしないでください。

③ 解答用紙（マークシート）の解答科目欄右横のチェック欄は，解答科目欄が正しくマークされていることを確認するためのものです。監督者の指示に従いチェックをしてください。

④ 解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となりますので十分注意してください。

(3) 解答上の注意

① 解答には，必ず「H，F，HBいずれかの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」「シャープペンシル」を使用して解答した場合には，解答が読み取れない事例がありますので，使用しないでください。メモや計算のみに使用することもできません。

② マークは，解答用紙（マークシート）の「マーク例」に従って，正しく記入してください。マークが薄い場合，一部分しか塗っていない場合，訂正箇所を消しゴムできれいに消していない（消し跡が残っている）場合は，解答が正しく読み取られない事例があります。

(4) 試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは，退室を認めません。試験中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。
ただし，一時退室が認められた場合でも，試験室以外での受験はできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。

(5) 試験時間中の監督者の指示
試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

(6) 不正行為
次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

① カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど）をすること。

② 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

③ 「解答はじめ。」の指示の前に，問題冊子を開いたり解答を始めること。

④ 「解答やめ。鉛筆を置いてください。」の指示に従わず，鉛筆を持っていたり解答を続けること。

⑤ 試験時間中に，答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。

⑥ 試験時間中に携帯電話を身に付けていること。

⑦ 試験時間中に携帯電話や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。

⑧ 試験監督者の指示に従わず，ICプレーヤーを操作すること。

⑨ ICプレーヤーの故障について虚偽の申出をすること。

⑩ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

⑪ 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

⑫ その他，試験の公平性を損なう行為をすること。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

⑴　**受験票**は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。

⑵　**成績請求票**は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項をよく読み，指定されているものを**出願書類**の所定欄には り付けて，各大学に提出してください。

7　身体障害者等の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を別途送付します。

①　「身体障害者等受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内の 30 ページを参照してください。）

②　「受験上の注意」（受験特別措置の内容に応じて，点字問題受験者用，身体障害者等受験者用，試験時間延長（1.3 倍）受験者用又は代筆解答による受験者用を送付する。）

8　追試験の実施

⑴　実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），1 月 27 日（日）とします。
ただし，再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

⑵　追試験場

地　区	試験場名	所在地
東日本 （北海道，東北，関東甲信越，静岡県）	東京芸術大学 音楽学部試験場	東京都台東区上野公園 12-8
西日本 （東海（静岡県を除く。），北陸，近畿，中国，四国，九州，沖縄）	大阪大学 歯学部試験場	大阪府吹田市山田丘 1-8

⑶　追試験の受験申請（**受験申請をする場合には，あらかじめ大学に電話してください。**）
次の①又は②に該当する事由により，本試験の 2 日間とも受験できないか，どちらか 1 日を受験できない者は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」において，申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。
なお，申請受付時間経過後は，いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。また，第 1 日目又は第 2 日目において，**1 つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。**

① 疾病・負傷による場合

申請受付時間	・本試験前日（1 月 18 日）　9：00～17：00 ・第 1 日目　（1 月 19 日）　7：30～ 9：30 ・第 2 日目　（1 月 20 日）　7：30～ 9：30
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

（注）第 2 日目に，第 1 日目分の追試験を申請することはできません。

② 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法欄のイにある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合 ⇨ その日の試験終了時刻まで やむを得ない事由がある場合（やむを得ない事由の例：・両親及び親族等の危篤，死亡　・自宅の火災） ⇨ ・本試験前日（1 月 18 日）9：00～17：00　・試験当日の試験終了時刻まで
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄に記載の「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

③　追試験における外国語の別冊子及び数学②の別冊子は各科目ごとになっています。出願時に別冊子科目の配付を希望した者が，追試験の受験申請をする場合は，外国語については，本冊子の『英語』，別冊子の『ドイツ語』『フランス語』『中国語』及び『韓国語』のうちから 1 つを，数学②については，本冊子の「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学 B』，別冊子の「工業数理基礎」『簿記・会計』及び『情報関係基礎』のうちから 1 つを，新たに申請してください。
なお，**追試験当日は，追試験受験申請時に申請した冊子のみを配付します。**

9　成績開示変更届の取扱い

大学入試センター試験終了後に，成績開示希望を取りやめたい場合及び志願票に記載した現住所（成績通知書の送付先住所となります。）を変更する（例えば，下宿から実家に引越しなど）場合は，受験案内 15 ページ及び 21 ページをよく読んで，大学入試センターへ郵送で届け出てください。

10　国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行

「国公立ＡＯ入試用成績請求票」「私立大学・公私立短期大学用成績請求票」を当初発行枚数を超えて必要とする場合は，受験案内 25 ページの「③ 国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

11　受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行

受験案内 26 ページの「⑷ 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

12　受験票の保管

平成 21 年度大学入学者選抜において，大学入試センター試験の前年度成績を利用する大学へ出願する際には，「平成 20 年度大学入試センター試験受験票」が必要となりますので，大切に保管しておいてください。

13　リスニングテストについて

リスニングテストでは，各受験者が IC プレーヤーを操作して音声問題を聞き取ります。

⑴　IC プレーヤー操作上の注意事項

受験案内では，表紙に IC プレーヤーの写真を，また，32～34 ページにリスニングテストの進行の概要を掲載していますので，併せて確認してください。

①　IC プレーヤーの操作は，「1　電源」「2　確認」「3　再生」の各ボタンを，監督者の指示に従って，順番に押すだけの簡単なものです。
ただし，各ボタンは，すべて長押しが必要です。「1　電源ボタン」は「電源ランプ」が黄緑に光るまで，「2　確認ボタン」と「3　再生ボタン」は「作動中ランプ」が赤く光って，音声が流れるまで，**長く押し続けてください。**

②　IC プレーヤーには「一時停止」「早送り」「巻き戻し」の機能はありません。

③　音量は，問題音声再生中いつでも調節可能です。

⑵　解答上の注意事項

①　問題音声は設問ごとに 2 回流れます。1 回目の音声と 2 回目の音声が流れた後には，それぞれ問題冊子を読んだり，解答するための音声が流れない時間があります。音声が流れていなくても「作動中ランプ」が光っていれば故障ではありません。

②　解答は 1 問ごとに解答用紙にマークします。とりあえず問題冊子に記入した解答を，途中や最後にまとめて解答用紙にマークしてはいけません。（まとめてマークする時間は用意されていません。）
なお，質問文と選択肢は，すべて問題冊子に印刷されています。

⑶　試験時間中の注意事項

①　リスニングテストは，受験者が個々に音声を聞き取りながら解答する試験です。他の受験者の聞き取りに支障をきたす不必要な音をたてることのないよう注意してください。
ア　携帯電話は，たとえマナーモードに設定している場合でも試験室に入る前に，電源を切っておいてください。
イ　携帯電話のアラームの設定は解除しておいてください。電源を切っていてもアラームが鳴ることがあります。
ウ　時計のアラームや時報の設定は解除しておいてください。
エ　試験当日，操作方法が分からないということがないよう，あらかじめア～ウの操作方法を確認し，実際に操作をしておいてください。

②　解答時間中に，日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音など，周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など，携帯電話の短時間の鳴動，ヘッドホンやイヤホンからの音もれなど）が発生した場合でも原則として救済措置は行いません。監督者が試験中断の指示をしない限り，解答を続けてください。各設問の音声は 2 回流れ，音量はいつでも調節することが可能です。

③　IC プレーヤーのボタンを長く押し続けてもランプが光らなかったり，音声が流れなかったりした場合や，音声が停止したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちにイヤホンを耳から外し，黙って手を高く挙げて，監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

④　解答時間中の質問は，一切受け付けません。

⑤　試験時間中に退室することのないよう，トイレ等は試験開始前にあらかじめ済ませておいてください。

⑥　体調不良やトイレ等やむを得ない場合には，一時退室を認めることがありますが，一時退室が認められた場合でも，問題音声を停止することはできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。

⑷　解答時間中の事故等と再開テスト

①　解答時間中に，監督者に申し出なければならないことが発生した場合には，黙って挙手して監督者に知らせてください。監督者から申出内容を確認するための用紙が受験者に手渡されます。監督者との意思伝達については，周囲の受験者の解答の妨げにならないよう声を出さずに，

この用紙を使用して筆談で行います。

② 解答時間中に，ICプレーヤーに不具合があった場合や，問題冊子に印刷不鮮明，ページの乱丁・落丁があった場合，不慮の事故等により試験を続行することができない場合など，受験者からの申出等に対応して，監督者の指示で試験を中断することがあります。このように中断を指示された受験者は，再開テストを受験することができます。

③ 解答時間中にICプレーヤーの不具合を申し出た受験者については，不具合の内容や再開解答番号（中断が発生した時点で解答していた番号）について確認した上で，再開テストを受験することができます。

④ 解答時間中に，体調不良等により退室が必要となる受験者がいる場合は，監督者から周囲の受験者に対し，試験の中断を指示することがありますので，その際は，監督者の指示に従ってください。
なお，中断を指示された受験者は，再開テストを受験することができます。

⑤ 再開テストを受験することとなった場合は，リスニングテスト終了まで静かに席に座っていてください。試験終了後，監督者から，再開テストの受験方法について指示があります。

⑥ 再開テストでは，別の IC プレーヤーにより当初解答していたものと同じ試験問題を使って，中断が発生した設問から解答を始めます。ただし，再開テストの対象者が多数になり，当日の実施が困難な場合には，1 週間後に当初のものとは別の試験問題で「再試験」を実施します。

⑦ ICプレーヤーの不具合を申し出た受験者の機器一式は，調査のためすべて回収します。調査の結果，虚偽の申出をしたことが判明した場合は不正行為となることがあります。

(5) 試験終了後の IC プレーヤーの取扱い

① ICプレーヤー，イヤホン及び音声メモリーは，試験終了後，問題冊子とともに，持ち帰ることができます。持ち帰って再生する方法については，試験終了後に監督者から説明します。
なお，IC プレーヤーは誤った操作を行うとランプが点滅しますので，次のように取り扱ってください。

ア 「電源ランプ」が点滅
音声メモリーを挿入しなかったり，挿入が不完全なときは，「電源ランプ」が点滅し，操作を受け付けませんので，音声メモリーをしっかり入れ直してください。

イ 「作動中ランプ」が点滅
ICプレーヤーの作動中に音声メモリーを引き抜くと，音声が中断し，「作動中ランプ」が点滅します。音声メモリーを入れ直しても復旧しませんので，作動中のICプレーヤーからは音声メモリーを引き抜かないでください。

② ICプレーヤーを自己採点等に使用した後は，在学（出身）高等学校へ提供する等，有効利用に御協力ください。
なお，使用しなくなったICプレーヤーは，回収してリサイクルします。大学入試センター試験利用大学の回収窓口（入試担当課等）での回収に御協力ください。

解答用紙（マークシート）の受験番号・解答科目等の正しい記入例

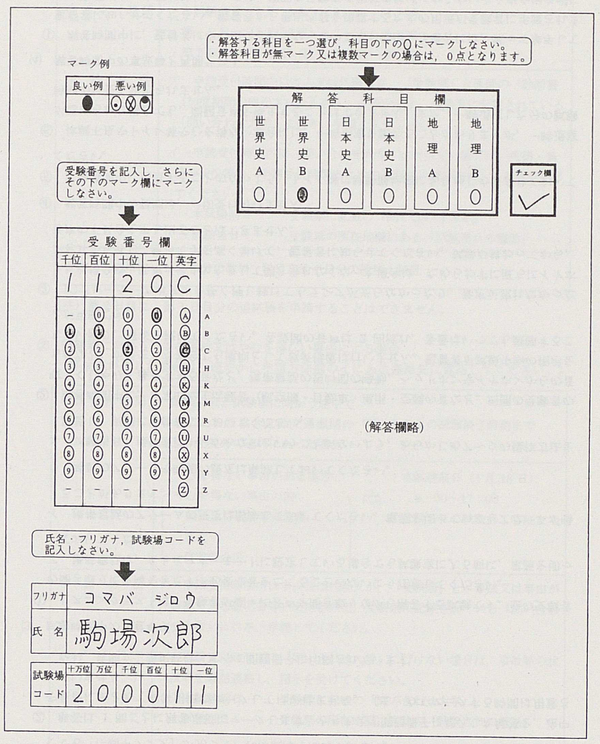

（試験場コード 200011，受験番号 1120C の駒場次郎が「世界史 B」を選択解答した場合）

試験当日の所持品チェック欄	
1 受験票・写真票	
2 黒鉛筆（H，F，HB に限る。）	
3 プラスチック製の消しゴム	
4 鉛筆削り（電動式を除く。）	
5 時計	
6 昼食	
7 交通費等	
8 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

■ 大学入試センター試験についての問い合わせ先

独立行政法人大学入試センター事業第１課
〒153-8501 東京都目黒区駒場２丁目 19 番 23 号
電 話 **03-3465-8600**
9：30～12：00， 13：00～17：00
土・日曜，祝日，年末年始は除く。
問い合わせは，原則として志願者本人が行ってください。

ホームページアドレス **http://www.dnc.ac.jp/**
IC プレーヤーの操作方法やセンター試験 Q&A などを掲載しています。

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に問い合わせてください。）

PRINTED WITH SOY INK TM
R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています

平成 20 年度大学入学者選抜大学入試センター試験

受 験 上 の 注 意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

1 試験実施期日等

(1) 試験時間割

日　程	出 題 教 科 ・ 科 目		受験者入室	試験開始	試験終了
平成 20 年 1 月 19 日（土）	公　民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」	9:10 まで	9:30	11:00
	地理歴史	「世界史 A」「世界史 B」 「日本史 A」「日本史 B」 「地理 A」「地理 B」	11:20 まで	11:30	13:00
	国　語	『国語』	13:35 まで	13:45	15:45
	外国語	【筆記】 『英語』『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』	16:05 まで	16:15	18:15
		【リスニング】 『英語』	18:35 まで	18:40	19:55
平成 20 年 1 月 20 日（日）	理科①	「理科総合 B」「生物 I」	9:10 まで	9:30	11:00
	数学①	「数学 I」『数学 I・数学 A』	11:20 まで	11:30	13:00
	数学②	「数学 II」『数学 II・数学 B』 「工業数理基礎」『簿記・会計』 『情報関係基礎』	13:35 まで	13:45	15:15
	理科②	「理科総合 A」「化学 I」	15:35 まで	15:45	17:15
	理科③	「物理 I」「地学 I」	17:35 まで	17:45	19:15

(2) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(3) 点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，試験時間は，一般受験者の1.5倍です。

(4) リスニングテストは，外国語『英語』の一領域として実施します。外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記試験とリスニングテストの双方を受験してください。

なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできないので注意してください。

① リスニングテストは，試験時間 75 分の中で，試験方法の説明や音声確認が行われた後，45 分間で音声問題を解答します。

② リスニングテストでは，遅刻限度の取扱いが他の試験時間と異なり，試験開始時刻（18：40）までに入室していない場合は受験することはできないので十分注意してください。

③ 筆記試験とリスニングテストの間には，トイレへ行くための休憩時間を設けていますので，必ずトイレを済ませておいてください。

2 受験教科・科目

身体障害者等受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（写真の裏には，氏名を書いてください。）をしっかりとはり付けておいてください。
写真は，縦 4cm・横 3cm の大きさで試験日前 3 か月以内に撮影した上半身無帽のものとし，白黒・カラーは問いません。画像が鮮明であれば，スピード写真やデジタルカメラで撮影した同一の写真でもかまいません。

(2) 受験票及び写真票の自署欄には，あらかじめ受験者の父母等が黒又は青のボールペンで受験者の氏名を記入しておいてください。

(3) 試験前日（1 月 18 日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認し，可能な限り下見をしてください。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票，受験特別措置決定通知書は，必ず持参してください。
（成績請求票，成績開示変更届は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。

(3) 試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，早めに試験場に到着し，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4) 受験者は，付添者を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は持参し忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後 20 分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
ただし，リスニングテストは，試験開始時刻（18：40）までに入室していない場合は受験することができません。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることがあります。

(9) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

① 「受験票」「写真票（最初に受験する試験の時間中に回収します。）」「受験特別措置決定通知書」は，必ず机の上に置いてください。

② 「受験票」「写真票」「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「点字器」「点字タイプライター」「定規」「コンパス」「そろばん（盲人用又は一般用）」「時計（盲人用又は一般用）」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，下書き用紙，「レーズライター・レーズライター用紙・レーズライター用ボールペン」（理科・数学のみ）は試験場で用意します。

③ 携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し，電源を切ってかばん等に入れておいてください。アラームは，設定を解除しないと電源を切っていても鳴りますので十分注意してください。
なお，試験時間中にかばん等の中で携帯電話の着信音やマナーモードの振動音が発生した場合には，監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し，試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。

④ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

⑤ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

⑥ 「ハンカチ」「ティッシュペーパー」「座布団」「ひざ掛け」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号，解答科目等の記入

① 点字用解答用紙に受験科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず書いてください。

② 受験番号又は解答科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。
ただし，一時退室が認められた場合でも，試験室以外での受験はできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。

(4) 試験時間中の監督者の指示

試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

(5) 試験終了時の注意

「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。
この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6 試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) 受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。

(2) 成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項をよく読み，指定されているものを出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

7 追試験の実施

(1) 実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），1 月 27 日（日）とします。
ただし，再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場
原則として本試験の試験場と同じ。

(3) 追試験の受験申請（受験申請をする場合には，あらかじめ大学に電話してください。）
次の①又は②に該当する事由により，本試験の 2 日間とも受験できないか，どちらか 1 日を受験できない者は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」において，申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。

なお，申請受付時間経過後は，いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。また，第１日目又は第２日目において，１つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は**追試験の対象**となりません。

① **疾病・負傷**による場合

申請受付時間	・本試験前日（1月18日）　9：00～17：00 ・第１日目　（1月19日）　7：30～ 9：30 ・第２日目　（1月20日）　7：30～ 9：30
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　第２日目に，第１日目分の追試験を申請することはできません。

② **試験場**に向かう途中の**事故**又は**やむを得ない事由**による場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法欄のイにある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合 ⇨ その日の試験終了時刻まで
	やむを得ない事由がある場合（やむを得ない事由の例：・両親及び親族等の危篤，死亡　・自宅の火災）⇨ ・本試験前日（1月18日）9：00～17：00　・試験当日の試験終了時刻まで
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄に記載の「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

② 問題音声に雑音が発生したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちに監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

③ 解答時間中の質問は，一切受け付けません。

④ 試験時間中に退室することのないよう，トイレ等は試験開始前にあらかじめ済ませておいてください。

⑤ 体調不良やトイレ等やむを得ない場合には，一時退室を認めることがありますが，一時退室が認められた場合でも，問題音声を停止することはできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。ただし，音止め方式により受験する場合は，音声を停止している間に退室することとします。

3) 解答時間中の中断とリスニングテストの再開

解答時間中に，CD プレーヤーが故障した場合や，不慮の事故等により試験を続行することができない場合など，監督者の指示で試験を中断することがありますので，その際は，監督者の指示に従ってください。また，再開後は，当初解答したものと同じ試験問題を使って，中断が発生した設問から解答を始めます。

4) 試験終了後の IC プレーヤーの取扱い

① IC プレーヤー，イヤホン及び音声メモリーは，試験終了後，問題冊子とともに，持ち帰ることができます。持ち帰って再生する方法については，試験終了後に監督者から説明します。
なお，IC プレーヤーは誤った操作を行うとランプが点滅しますので，次のように取り扱ってください。

ア　「電源ランプ」が点滅
音声メモリーを挿入しなかったり，挿入が不完全なときは，「電源ランプ」が点滅し，操作を受け付けませんので，音声メモリーをしっかり入れ直してください。

イ　「作動中ランプ」が点滅
IC プレーヤーの作動中に音声メモリーを引き抜くと，音声が中断し，「作動中ランプ」が点滅します。音声メモリーを入れ直しても復旧しませんので，作動中の IC プレーヤーからは音声メモリーを引き抜かないでください。

② ICプレーヤーを自己採点等に使用した後は，在学（出身）高等学校へ提供する等，有効利用に御協力ください。
なお，使用しなくなったICプレーヤーは，回収してリサイクルします。大学入試センター試験利用大学の回収窓口（入試担当課等）での回収に御協力ください。

試験当日の所持品チェック欄	
1　受験票・写真票	
2　身体障害者等受験特別措置決定通知書	
3　身体障害者等受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4　点字器・点字タイプライター・定規・コンパス・そろばん	
5　時計	
6　昼食	
7　交通費等	
8　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

■ 大学入試センター試験についての問い合わせ先

独立行政法人大学入試センター事業第1課
〒153-8501　東京都目黒区駒場2丁目19番23号
電 話　03-3465-8600
9：30～12：00，　13：00～17：00
土・日曜，祝日，年末年始は除く。

ホームページアドレス　**http://www.dnc.ac.jp/**
ICプレーヤーの操作方法やセンター試験Q&Aなどを掲載しています。

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に問い合せてください。）

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験

受験上の注意

（試験時間延長（1.3倍）受験者用）

1 試験実施期日等

(1) 試験時間割

日程	出題教科・科目		受験者入室	試験開始	試験終了
平成20年1月19日（土）	公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」	9:10まで	9:30	10:50
	地理歴史	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」	11:10まで	11:20	12:40
	国語	『国語』	13:30まで	13:40	15:25
	外国語	【筆記】『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』	15:45まで	15:55	17:40
		【リスニング】『英語』	18:00まで	18:05	19:15
平成20年1月20日（日）	理科①	「理科総合B」「生物Ⅰ」	9:10まで	9:30	10:50
	数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』	11:10まで	11:20	12:40
	数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』「工業数理基礎」『簿記・会計』『情報関係基礎』	13:30まで	13:40	15:00
	理科②	「理科総合A」「化学Ⅰ」	15:20まで	15:30	16:50
	理科③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」	17:10まで	17:20	18:40

(2) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(3) **試験時間**は，**一般受験者の1.3倍**です。

(4) リスニングテストは，外国語『英語』の一領域として実施します。外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記試験とリスニングテストの双方を受験してください。
なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできないので注意してください。

① リスニングテストでは，試験時間70分の中で，音声確認が行われた後，約40分間で音声問題を解答します。

② リスニングテストでは，遅刻限度の取扱いが他の試験時間とは異なり，**試験開始時刻**（18:05）までに入室していない場合は受験することはできないので，十分注意してください。

③ 筆記試験とリスニングテストの間には，トイレへ行くための休憩時間を設けていますので，必ずトイレを済ませておいてください。

2 受験教科・科目

(1) 大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の募集要項などをよく読んで確認の上，受験してください。

(2) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。その場合，変更・追加・取りやめの手続は必要ありません。例えば，地理歴史で「世界史A」を受験希望した場合で，試験当日，「日本史B」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の3教科の科目を○で囲んだ者が，試験当日，公民，数学，理科の科目を加えて受験することもできます。

(3) 2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示があります。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に2つまでの教科を，「受験した教科」とします。
（受験案内48ページ参照）

(4) 別冊子試験問題の配付希望

出願時に『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』「工業数理基礎」『簿記・会計』又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの科目の問題冊子は配付されません。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（写真の裏には，氏名を書いてください。）をしっかりとはり付けておいてください。
写真は，縦4cm・横3cmの大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものとし，白黒・カラーは問いません。画像が鮮明であれば，スピード写真やデジタルカメラで撮影した同一の写真でもかまいません。
なお，**試験時間中に眼鏡をかける者は，眼鏡をかけて撮影してください。**

(2) 受験票及び写真票の自署欄には，あらかじめ**受験者本人**が黒又は青のボールペンで氏名を記入しておいてください。文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでも差し支えありません。この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日**（1月18日）までに，**試験場**，道順，所要時間等を確認し，可能な限り下見をしてください。

4 試験当日の注意事項

(1) **受験票**，**写真票**，**身体障害者等**（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**
（成績請求票，成績開示変更届は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。**指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。**

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。

(4) **試験場・試験室**の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) **試験室**では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) **試験当日**，受験票，写真票を紛失し，又は持参し忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) **試験開始時刻**に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り**，受験を認めます。
ただし，リスニングテストは，試験開始時刻（18:05）までに入室していない場合は，受験することができません。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，**試験当日**，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることがあります。

(9) 受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「**上履き**」と「**下履きを入れる袋**」を持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

(12) **試験場・試験室**において，他の受験者に迷惑となるような行為を行ってはいけません。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

① 「**受験票**」「**写真票**（最初に受験する試験の時間中に回収します。）」「**受験特別措置決定通知書**」は，必ず机の上に置いてください。

② 「受験票」「写真票」「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「**黒鉛筆**（鉛筆の硬度は問いません。）」「**プラスチック製の消しゴム**」「**鉛筆削り**（電動式を除く。）」「**時計**」「**眼鏡**」「**受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品**（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

③ 受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は，使用できません。

④ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

⑤ 携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し，電源を切ってかばん等に入れておいてください。アラームは，設定を解除しないと電源を切っていても鳴りますので十分注意してください。
なお，試験時間中にかばん等の中で携帯電話の着信音やマナーモードの振動音が発生した場合には，監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し，試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。

⑥ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

⑦ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。
英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

⑧ 「ハンカチ」「ティッシュペーパー」「座布団」「ひざ掛け」「目薬」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号・解答科目等の記入・チェック

① 文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。
受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

② 解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は0点となりますので十分注意してください。

(3) 試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。
ただし，一時退室が認められた場合でも，試験室以外での受験はできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。

(4) 試験時間中の監督者の指示
試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

⑸　不正行為

次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

①　カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど）をすること。

②　使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

③　「解答はじめ。」の指示の前に，問題冊子を開いたり解答を始めること。

④　「解答やめ。鉛筆を置いてください。」の指示に従わず，鉛筆を持っていたり解答を続けること。

⑤　試験時間中に，答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。

⑥　試験時間中に携帯電話を身に付けていること。

⑦　試験時間中に携帯電話や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。

⑧　試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

⑨　試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

⑩　その他，試験の公平性を損なう行為をすること。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

⑴　**受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。**

⑵　**成績請求票**は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項をよく**読み**，指定されているものを**出願書類の所定欄**にはり付けて，**各大学に提出**してください。

7　追試験の実施

⑴　実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），1 月 27 日（日）とします。
ただし，再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

⑵　追試験場
原則として本試験の試験場と同じ。

⑶　追試験の受験申請（**受験申請をする場合には，あらかじめ大学に電話してください。**）
次の①又は②に該当する事由により，本試験の 2 日間とも受験できないか，どちらか 1 日を受験できない者は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」において，申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。
なお，申請受付時間経過後は，いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。また，第 1 日目又は第 2 日目において，1 つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

① 疾病・負傷による場合

申請受付時間	・本試験前日（1 月 18 日）　9：00～17：00 ・第 1 日目　（1 月 19 日）　7：30～ 9：30 ・第 2 日目　（1 月 20 日）　7：30～ 9：30
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

（注）第 2 日目に，第 1 日目分の追試験を申請することはできません。

② 試験場に向かう途中の**事故又はやむを得ない事由**による場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法欄のイにある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合 ⇨ その日の試験終了時刻まで やむを得ない事由がある場合（やむを得ない事由の例：・両親及び親族等の危篤，死亡　・自宅の火災） ⇨ ・本試験前日（1 月 18 日）9：00～17：00　・試験当日の試験終了時刻まで
申請方法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄に記載の「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

③　追試験における外国語の別冊子及び数学②の別冊子は，各科目ごとになっています。出願時に別冊子科目の配付を希望した者が，追試験の受験申請をする場合は，外国語については，本冊子の『英語』，別冊子の『ドイツ語』『フランス語』『中国語』及び『韓国語』のうちから 1 つを，数学②については，本冊子の「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学 B』，別冊子の「工業数理基礎」『簿記・会計』及び『情報関係基礎』のうちから 1 つを，新たに申請してください。
なお，**追試験当日は，追試験受験申請時に申請した冊子のみを配付します。**

8　成績開示変更届の取扱い

大学入試センター試験終了後に，成績開示希望を取りやめたい場合及び志願票に記載した現住所（成績通知書の送付先住所となります。）を変更する（例えば，下宿から実家に引越しなど）場合は，受験案内 15 ページ及び 21 ページをよく読んで，大学入試センターへ郵送で届け出てください。

9　国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行

「国公立ＡＯ入試用成績請求票」「私立大学・公私立短期大学用成績請求票」を当初発行枚数を超えて必要とする場合は，受験案内 25 ページの「③　国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

10　受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行

受験案内 26 ページの「⑷　受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

11　受験票の保管

平成 21 年度大学入学者選抜において，大学入試センター試験の前年度成績を利用する大学へ出願する際には，「平成 20 年度大学入試センター試験受験票」が必要となりますので，大切に保管しておいてください。

12　リスニングテストについて

リスニングテストでは，CD プレーヤーから流れる問題音声を聞き取ります。なお，受験案内（別冊）の 10～11 ページにリスニングテストにおける試験時間の延長方式について掲載していますので，あらかじめ確認しておいてください。

⑴　解答上の注意事項

①　出願時に申請した，試験時間の延長方式（連続方式又は音止め方式）の変更はできません。

②　CD プレーヤーは監督者が操作します。

⑵　試験時間中の注意事項

①　リスニングテストでは，聞き取りに支障をきたす不必要な音をたてることのないよう注意してください。

ア　携帯電話は，たとえマナーモードに設定している場合でも試験室に入る前に，電源を切っておいてください。

イ　携帯電話のアラームの設定は解除しておいてください。電源を切っていてもアラームが鳴ることがあります。

ウ　時計のアラームや時報の設定は解除しておいてください。

エ　試験当日，操作方法が分からないということがないよう，あらかじめア～ウの操作方法を確認し，実際に操作をしておいてください。

②　解答時間中に，日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音など）が発生した場合でも原則として救済措置は行いません。監督者が試験中断の指示をしない限り，解答を続けてください。各設問の音声は 2 回流れ，音量はいつでも調節することが可能です。

③　解答時間中の質問は，一切受け付けません。

④　試験時間中に退室することのないよう，トイレ等は試験開始前にあらかじめ済ませておいてください。

⑤　問題音声に雑音が発生したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちに監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

⑥　体調不良やトイレ等やむを得ない場合には，一時退室を認めることがありますが，一時退室が認められた場合でも，問題音声を停止することはできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。ただし，音止め方式により受験する場合は，音声を停止している間に退室することとします。

⑶　試験が中断された場合の取り扱い

解答時間中に，CD プレーヤーの故障や不慮の事故等により試験を続行することができない場合は，監督者の指示で試験を中止することがありますので，その際は，監督者の指示に従ってください。また，試験再開後は，当初解答していたものと同じ試験問題を使って，中断が発生した設問から解答を始めます。

⑷　試験終了後の IC プレーヤーの取扱い

①　IC プレーヤー，イヤホン及び音声メモリーは，試験終了後，問題冊子とともに，持ち帰ることができます。持ち帰って再生する方法については，試験終了後に監督者から説明します。
なお，IC プレーヤーは誤った操作を行うとランプが点滅しますので，次のように取り扱ってください。

ア　「電源ランプ」が点滅
音声メモリーを挿入しなかったり，挿入が不完全なときは，「電源ランプ」が点滅し，操作を受け付けませんので，音声メモリーをしっかり入れ直してください。

イ　「作動中ランプ」が点滅
IC プレーヤーの作動中に音声メモリーを引き抜くと，音声が中断し，「作動中ランプ」が点滅します。音声メモリーを入れ直しても復旧しませんので，作動中の IC プレーヤーからは音声メモリーを引き抜かないでください。

② ICプレーヤーを自己採点等に使用した後は，在学（出身）高等学校へ提供する等，有効利用に御協力ください。

なお，使用しなくなったICプレーヤーは，回収してリサイクルします。大学入試センター試験利用大学の回収窓口（入試担当課等）での回収に御協力ください。

試験当日の所持品チェック欄	
1　受験票・写真票	
2　身体障害者等（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3　身体障害者等（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4　黒鉛筆	
5　プラスチック製の消しゴム	
6　鉛筆削り（電動式を除く。）	
7　時計	
8　昼食	
9　交通費等	
10　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

■ 大学入試センター試験についての問い合わせ先

独立行政法人大学入試センター事業第１課

〒153-8501　東京都目黒区駒場2丁目19番23号

電　話　**03-3465-8600**

9：30～12：00，　13：00～17：00

土・日曜，祝日，年末年始は除く。

ホームページアドレス　**http://www.dnc.ac.jp/**

ICプレーヤーの操作方法やセンター試験Q&Aなどを掲載しています。

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に問い合わせてください。）

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験

受　験　上　の　注　意

（身体障害者等受験者用）

1　試験実施期日等

⑴　試験時間割

日　程	出　題　教　科　・　科　目		受験者入室	試験開始	試験終了
平成20年 1月19日（土）	公　民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」	9:10まで	9:30	10:30
	地理歴史	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」	11:00まで	11:15	12:15
	国　語	『国語』	13:20まで	13:30	14:50
	外国語	【筆記】 『英語』『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』	15:25まで	15:35	16:55
		【リスニング】 『英語』	17:30まで	17:35	18:35
平成20年 1月20日（日）	理科①	「理科総合B」「生物Ⅰ」	9:10まで	9:30	10:30
	数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』	11:00まで	11:15	12:15
	数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』 「工業数理基礎」『簿記・会計』 『情報関係基礎』	13:20まで	13:30	14:30
	理科②	「理科総合A」「化学Ⅰ」	15:05まで	15:15	16:15
	理科③	「物理Ⅰ」「地学Ⅰ」	16:50まで	17:00	18:00

⑵　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

⑶　リスニングテストは，外国語『英語』の一領域として実施します。外国語において『英語』を選択する受験者は，筆記試験とリスニングテストの双方を受験してください。

なお，『英語』以外の外国語の筆記試験を受験した場合，リスニングテストを受験することはできないので注意してください。

① リスニングテストでは，試験時間60分の中で，ICプレーヤー等の配付や音声確認が行われた後，30分間で音声問題を解答します。

② リスニングテストでは，遅刻限度の取扱いが他の試験時間とは異なり，**試験開始時刻（17:35）までに入室していない場合は受験することはできない**ので，十分注意してください。

③ 筆記試験とリスニングテストの間には，トイレへ行くための休憩時間を設けていますので，必ずトイレを済ませておいてください。

2　受験教科・科目

⑴　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の募集要項などをよく読んで確認の上，受験してください。

⑵　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。その場合，変更・追加・取りやめの手続は必要ありません。例えば，地理歴史で「世界史A」を○で囲んだ者が，試験当日，「日本史B」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の3教科の科目を○で囲んだ者が，試験当日，公民，数学，理科の科目を加えて受験することもできます。

⑶　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示があります。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に2つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内48ページ参照）

⑷　別冊子試験問題の配付希望

出願時に『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』「工業数理基礎」『簿記・会計』又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの科目の問題冊子は配付されません。

3　試験前日までの注意事項

⑴　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（写真の裏には，氏名を書いてください。）をしっかりとはり付けておいてください。

写真は，縦4cm・横3cmの大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものとし，白黒・カラーは問いません。画像が鮮明であれば，スピード写真やデジタルカメラで撮影した同一の写真でもかまいません。

なお，試験時間中に眼鏡をかける者は，眼鏡をかけて撮影してください。

⑵　受験票及び写真票の自署欄には，あらかじめ受験者本人が黒又は青のボールペンで氏名を記入しておいてください。文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでも差し支えありません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日**（1月 18 日）までに，**試験場**，道順，所要時間等を確認し，可能な限り下見をしてください。

4 試験当日の注意事項

(1) **受験票**，**写真票**，**身体障害者等（負傷者等）受験特別措置決定通知書**（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，必ず持参してください。
（成績請求票，成績開示変更届は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。**指定された試験場以外では，いかなる理由があっても受験はできません。**

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は持参し忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後 20 分以内の遅刻に限り**，受験を認めます。
ただし，リスニングテストは，試験開始時刻（17:35）までに入室していない場合は，受験することができません。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることがあります。

(9) 受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「**上履き**」と「**下履きを入れる袋**」を持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等の**試験場構内**への乗り入れを禁止します。

(12) **試験場・試験室**において，他の受験者に迷惑となるような行為を行ってはいけません。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

① マークシート解答者への注意事項

ア 「**受験票**」「**写真票**（最初に受験する試験の時間中に回収します。）」「**受験特別措置決定通知書**」は，必ず机の上に置いてください。

イ 「受験票」「写真票」「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「**黒鉛筆**（H，F，HB に限る。）」「**プラスチック製の消しゴム**」「**鉛筆削り**（電動式を除く。）」「**時計**」「**眼鏡**」「**受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品**（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

② 文字又はチェック解答者への注意事項

ア 「**受験票**」「**写真票**（最初に受験する試験の時間中に回収します。）」「**受験特別措置決定通知書**」は，必ず机の上に置いてください。

イ 「受験票」「写真票」「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「**黒鉛筆**（鉛筆の硬度は問いません。）」「**プラスチック製の消しゴム**」「**鉛筆削り**（電動式を除く。）」「**時計**」「**眼鏡**」「**受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品**（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

③ 共通する注意事項

ア 「そろばん」「電卓」「グラフ用紙」「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は使用できません。

イ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ 携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れておいてください。アラームは，設定を解除しないと電源を切っていても鳴りますので十分注意してください。
なお，試験時間中にかばん等の中で携帯電話の着信音やマナーモードの振動音が発生した場合には，監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し，試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。

エ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

オ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。
英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

カ 「ハンカチ」「ティッシュペーパー」「座布団」「ひざ掛け」「目薬」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号・解答科目等のマーク・記入

① マークシート解答者への注意事項
（12 ページ「解答用紙（マークシート）の受験番号・解答科目等の正しい記入例」参照）

ア 解答用紙（マークシート）の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。
受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。
解答科目（マークシート）の受験番号のマークに当たっては，次のようなマークミスが多いので，注意してください。
(ア) 間違った数字にマーク（例えば 1 を 0 にマーク，2 を 1 にマーク）
(イ) 隣り合う数字を逆の順序でマーク（例えば○△□×を○□△×のように入れ替えてマーク）
(ウ) 英字のマークがない
(エ) 数字・英字のすべてにマークがない

イ 解答用紙（マークシート）の受験番号欄右横の英字は，マークした英字が何であったかをマーク後も確認できるためのものです。これにマークしたり，○で囲むことはしないでください。

ウ 解答用紙（マークシート）の解答科目欄右横のチェック欄は，解答科目欄が正しくマークされていることを確認するためのものです。監督者の指示に従いチェックをしてください。

エ **解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0 点となりますので十分注意してください。**

② 文字又はチェック解答者への注意事項

ア 文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。
受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

イ **解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は 0 点となりますので十分注意してください。**

(3) 解答上の注意

① **マークシートにより解答する受験者は，必ず「H，F，HB のいずれかの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。「H，F，HB の黒鉛筆以外のもの」「シャープペンシル」を使用して解答した場合には，解答が読み取れない事例がありますので，使用しないでください。**
メモや計算のみに使用することもできません。

② マークは，解答用紙（マークシート）の「マーク例」に従って，正しく記入してください。マークが薄い場合，一部分しか塗っていない場合，訂正箇所を消しゴムできれいに消していない（消し跡が残っている）場合は，解答が正しく読み取られない事例があります。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは，退室を認めません。試験中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。
ただし，一時退室が認められた場合でも，試験室以外での受験はできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。

(5) 試験時間中の監督者の指示

試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

(6) 不正行為

次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

① カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど）をすること。

② 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

③ 「解答はじめ。」の指示の前に，問題冊子を開いたり解答を始めること。

④ 「解答やめ。鉛筆を置いてください。」の指示に従わず，鉛筆を持っていたり解答を続けること。

⑤ 試験時間中に，答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。

⑥ 試験時間中に携帯電話を身に付けていること。

⑦ 試験時間中に携帯電話や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。

⑧ 試験監督者の指示に従わず，IC プレーヤーを操作すること。

⑨ IC プレーヤーの故障について虚偽の申出をすること。

⑩ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

⑪ 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

⑫ その他，試験の公平性を損なう行為をすること。

6 試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) **受験票**は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。

(2) **成績請求票**は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項をよく読み，指定されているものを**出願書類の所定欄**にはり付けて，各大学に提出してください。

7 追試験の実施

⑴ 実施期日は，平成 20 年 1 月 26 日（土），1 月 27 日（日）とします。
ただし，再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

⑵ 追試験場

地　　区	試 験 場 名	所　　在　　地
東 日 本 （北海道，東北，関東甲信越，静岡県）	東京芸術大学 音楽学部試験場	東京都台東区上野公園 12-8
西 日 本 （東海（静岡県を除く。），北陸，近畿，中国，四国，九州，沖縄）	大阪大学 歯学部試験場	大阪府吹田市山田丘 1-8

⑶ 追試験の受験申請（**受験申請をする場合には，あらかじめ大学に電話してください。**）
次の①又は②に該当する事由により，本試験の 2 日間とも受験できないか，どちらか 1 日を受験できない者は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」において，申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。
なお，申請受付時間経過後は，いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。また，第 1 日目又は第 2 日目において，1 つの教科・科目でも受験した者は，**当該試験日は追試験の対象となりません。**

① **疾病・負傷**による場合

申請受付時間	・本試験前日（1 月 18 日）　9：00～17：00 ・第 1 日目　（1 月 19 日）　7：30～ 9：30 ・第 2 日目　（1 月 20 日）　7：30～ 9：30
申 請 方 法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

（注）　第 2 日目に，第 1 日目分の追試験を申請することはできません。

② **試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**による場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法欄のイにある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合 ⇨ その日の試験終了時刻まで やむを得ない事由がある場合（やむを得ない事由の例：・両親及び親族等の危篤，死亡　・自宅の火災）⇨ ・本試験前日（1 月 18 日）9：00～17：00　・試験当日の試験終了時刻まで
申 請 方 法	ア　申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 イ　申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄に記載の「試験当日の電話」
受験許可の単位	2 日分の教科・科目又は 1 日分の教科・科目

③ 追試験における外国語の別冊子及び数学②の別冊子は各科目ごとになっています。出願時に別冊子科目の配付を希望した者が，追試験の受験申請をする場合は，外国語については，本冊子の『英語』，別冊子の『ドイツ語』『フランス語』『中国語』及び『韓国語』のうちから 1 つを，数学②については，本冊子の「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学 B』，別冊子の「工業数理基礎」『簿記・会計』及び『情報関係基礎』のうちから 1 つを，新たに申請してください。
なお，**追試験当日は，追試験受験申請時に申請した冊子のみを配付します。**

8 成績開示変更届の取扱い

大学入試センター試験終了後に，成績開示希望を取りやめたい場合及び志願票に記載した現住所（成績通知書の送付先住所となります。）を変更する（例えば，下宿から実家に引越しなど）場合は，受験案内 15 ページ及び 21 ページをよく読んで，大学入試センターへ郵送で届け出てください。

9 国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行

「国公立ＡＯ入試用成績請求票」「私立大学・公私立短期大学用成績請求票」を当初発行枚数を超えて必要とする場合は，受験案内 25 ページの「③　国公立ＡＯ入試用及び私立大学・公私立短期大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

10 受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行

受験案内 26 ページの「⑷　受験票・写真票・成績請求票・成績開示変更届の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

11 受験票の保管

平成 21 年度大学入学者選抜において，大学入試センター試験の前年度成績を利用する大学へ出願する際には，「平成 20 年度大学入試センター試験受験票」が必要となりますので，大切に保管しておいてください。

12 リスニングテストについて

リスニングテストでは，各受験者が IC プレーヤーを操作して音声問題を聞き取ります。
一部の受験者は，監督者が操作する CD プレーヤーから流れる音声を聞き取りますが，その場合の CD プレーヤーの操作は監督者が行います。具体的な受験方法については，監督者の指示に従ってください。なお，CD プレーヤーにより受験した場合でも希望すれば IC プレーヤー等を持ち帰ることができます。

⑴ IC プレーヤー操作上の注意事項

受験案内では，表紙に IC プレーヤーの写真を，また，32～34 ページにリスニングテストの進行の概要を掲載していますので，併せて確認してください。

① IC プレーヤーの操作は，「1　電源」「2　確認」「3　再生」の各ボタンを，監督者の指示に従って，順番に押すだけの簡単なものです。
ただし，各ボタンは，すべて長押しが必要です。「1　電源ボタン」は「電源ランプ」が黄緑に光るまで，「2　確認ボタン」と「3　再生ボタン」は「作動中ランプ」が赤く光って，音声が流れるまで，**長く押し続けてください。**

② IC プレーヤーには「一時停止」「早送り」「巻き戻し」の機能はありません。

③ **音量**は，問題音声再生中いつでも調節可能です。

⑵ 解答上の注意事項

① 問題音声は設問ごとに 2 回流れます。1 回目の音声と 2 回目の音声が流れた後には，それぞれ問題冊子を読んだり，解答するための音声が流れない時間があります。音声が流れていなくても「作動中ランプ」が光っていれば故障ではありません。

② 解答は 1 問ごとに解答用紙にマークします。とりあえず問題冊子に記入した解答を，途中や最後にまとめて解答用紙にマークしてはいけません。（まとめてマークする時間は用意されていません。）
なお，質問文と選択肢は，すべて問題冊子に印刷されています。

⑶ 試験時間中の注意事項

① リスニングテストは，受験者が個々に音声を聞き取りながら解答する試験です。他の受験者の聞き取りに支障をきたす不必要な音をたてることのないよう注意してください。

ア　携帯電話は，たとえマナーモードに設定している場合でも試験室に入る前に，電源を切っておいてください。

イ　携帯電話のアラームの設定は解除しておいてください。電源を切っていてもアラームが鳴ることがあります。

ウ　時計のアラームや時報の設定は解除しておいてください。

エ　試験当日，操作方法が分からないということがないよう，あらかじめア～ウの操作方法を確認し，実際に操作をしておいてください。

② 解答時間中に，日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音など，周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など，携帯電話の短時間の鳴動，ヘッドホンやイヤホンからの音もれなど）が発生した場合でも原則として救済措置は行いません。監督者が試験中断の指示をしない限り，解答を続けてください。各設問の音声は 2 回流れ，音量はいつでも調節することが可能です。

③ IC プレーヤーのボタンを長く押し続けてもランプが光らなかったり，音声が流れなかったりした場合や，音声が停止したりして聞き取れなくなった場合は，ためらわずに直ちにイヤホンを耳から外し，黙って手を高く挙げて，監督者に知らせてください。試験が終わってから，音声の不具合を申し出ることはできません。

④ 解答時間中の質問は，一切受け付けません。

⑤ 試験時間中に退室することのないよう，トイレ等は試験開始前にあらかじめ済ませておいてください。

⑥ 体調不良やトイレ等やむを得ない場合には，一時退室を認めることがありますが，一時退室が認められた場合でも，問題音声を停止することはできません。また，一時退室した分の試験時間の延長も認められません。ただし，頻尿等により途中退室することを許可された受験者の場合は，退室時にその都度問題音声を停止することとします。

⑷ 解答時間中の事故等と再開テスト

① 解答時間中に，監督者に申し出なければならないことが発生した場合には，黙って挙手して監督者に知らせてください。監督者から申出内容を確認するための用紙が受験者に手渡されます。監督者との意思伝達については，周囲の受験者の解答の妨げにならないよう声を出さずに，この用紙を使用して筆談で行います。

② 解答時間中に，IC プレーヤーに不具合があった場合や，問題冊子に印刷不鮮明，ページの乱丁・落丁があった場合，不慮の事故等により試験を続行することができない場合など，受験者からの申出等に対応して，監督者の指示で試験を中断することがあります。このように中断を指示された受験者は，再開テストを受験することができます。

③ 解答時間中に IC プレーヤーの不具合を申し出た受験者については，不具合の内容や再開解答番号（中断が発生した時点で解答していた番号）について確認した上で，再開テストを受験することができます。

④ 解答時間中に，体調不良等により退室が必要となる受験者がいる場合は，監督者から周囲の受験者に対し，試験の中断を指示することがありますので，その際は，監督者の指示に従ってください。

なお，中断を指示された受験者は，再開テストを受験することができます。

⑤ 再開テストを受験することとなった場合は，リスニングテスト終了まで静かに席に座っていてください。試験終了後，監督者から，再開テストの受験方法について指示があります。

⑥ 再開テストでは，別の IC プレーヤーにより当初解答していたものと同じ試験問題を使って，中断が発生した設問から解答を始めます。ただし，再開テストの対象者が多数になり，当日の実施が困難な場合には，１週間後に当初のものとは別の試験問題で「再試験」を実施します。

⑦ IC プレーヤーの不具合を申し出た受験者の機器一式は，調査のためすべて回収します。調査の結果，虚偽の申出をしたことが判明した場合は，不正行為となることがあります。

⑧ CD プレーヤーから流れる音声を聞き取る受験生は，試験が中断された後に監督者から指示があります。

⑸ 試験終了後の IC プレーヤーの取扱い

① IC プレーヤー，イヤホン及び音声メモリーは，試験終了後，問題冊子とともに，持ち帰ることができます。持ち帰って再生する方法については，試験終了後に監督者から説明します。
なお，IC プレーヤーは誤った操作を行うとランプが点滅しますので，次のように取り扱ってください。

ア 「電源ランプ」が点滅
音声メモリーを挿入しなかったり，挿入が不完全なときは，「電源ランプ」が点滅し，操作を受け付けませんので，音声メモリーをしっかり入れ直してください。

イ 「作動中ランプ」が点滅
IC プレーヤーの作動中に音声メモリーを引き抜くと，音声が中断し，「作動中ランプ」が点滅します。音声メモリーを入れ直しても復旧しませんので，作動中の IC プレーヤーからは音声メモリーを引き抜かないでください。

② IC プレーヤーを自己採点等に使用した後は，在学（出身）高等学校へ提供する等，有効利用に御協力ください。
なお，使用しなくなった IC プレーヤーは，回収してリサイクルします。大学入試センター試験利用大学の回収窓口（入試担当課等）での回収に御協力ください。

解答用紙（マークシート）の受験番号・解答科目等の正しい記入例

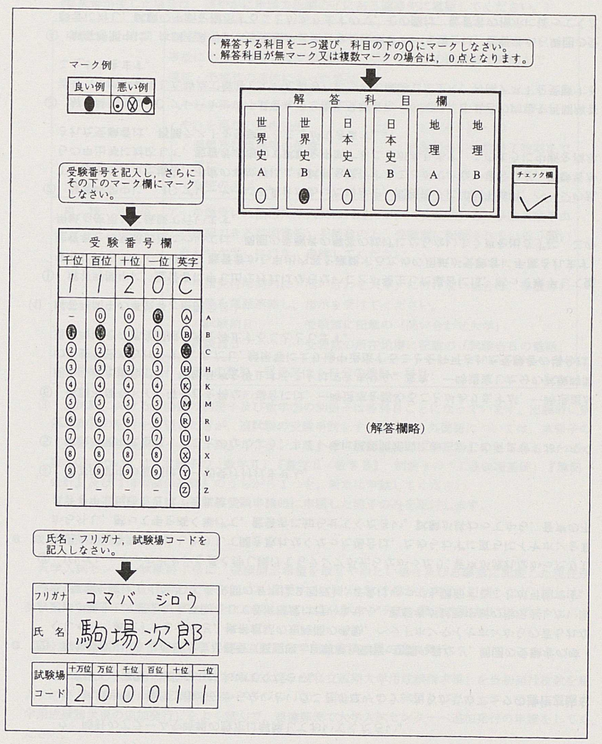

（解答欄略）

（試験場コード 200011，受験番号 1120C の駒場次郎が「世界史 B」を選択解答した場合）

試験当日の所持品チェック欄	
1 受験票・写真票	
2 身体障害者等（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3 身体障害者等（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4 黒鉛筆	
5 プラスチック製の消しゴム	
6 鉛筆削り（電動式を除く。）	
7 時計	
8 昼食	
9 交通費等	
10 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

■ 大学入試センター試験についての問い合わせ先

独立行政法人大学入試センター事業第１課
〒153-8501 東京都目黒区駒場2丁目19番23号
電 話 **03-3465-8600**
9：30～12：00，13：00～17：00
土・日曜，祝日，年末年始は除く。

ホームページアドレス **http://www.dnc.ac.jp/**
ICプレーヤーの操作方法やセンター試験Q&Aなどを掲載しています。

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に問い合わせてください。

(11)　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について

入試セ事一第23号
平成19年6月20日

各　国　立　大　学　長
各　公　立　大　学　長
関　係　各　私　立　大　学　長　殿
関係各公私立短期大学長

独立行政法人大学入試センター理事長
吉　本　高　志
（公印省略）

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の設定準備について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，日ごろから種々御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験に係る試験場の設定については，先に「平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験に係る志願者推計数について（通知）」（平成19年4月18日付け入試セ事一第10号）により，各試験地区別に志願者推計数をお知らせし，試験場の確保等についてお願いしているところですが，各大学におかれては，具体的な試験場の設定等準備を進められていることと存じます。

ついては，貴学における試験場設定の準備状況について，記入要領（別添1）・記入例（別添2）に基づき，下記の様式に記入の上，**平成19年7月13日（金）までに**当センター事業第一課試験実施第二係あて提出くださるようお願いします。

なお，女子の志願者の割合が増加傾向にあることから，試験場設定に当たっては，女子の最大収容可能数に御配慮願います。

また，大学入試センター試験の試験場については，「平成15年度以降における大学入試センター試験試験場設定について（平成13年10月4日付け入試セ事一第65号独立行政法人大学入試センター理事長通知）」（参考1）において，「総試験場数は，各試験地区の状況等を考慮しつつも，原則として平成14年度大学入試センター試験の総試験場数を目途として抑制するものとする。」となっており，さらに，第二期中期目標に基づく中期計画（参考2）においても，「受験者の利便性に配慮しつつ試験会場の集約を図る」ことが掲げられているところであります。したがって，試験場の設定に当たっては，受験者の便宜及び試験地区の状況等を考慮した上で，規模の小さい試験場及び同一キャンパス内に複数の試験場を設定している大学においては，試験場を集約していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

記

○平成20年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票提出表
○平成20年度大学入試センター試験実施本部設定準備票（A）
○平成20年度大学入試センター試験試験場設定準備票（B-1，B-2）
○平成20年度大学入試センター試験試験室設定準備票（C）

本件に関する問い合わせ先・送付先
〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23
独立行政法人大学入試センター
担　当 事業部事業第一課
試験実施第二係
ＴＥＬ 03-5478-1245・1249（直通）
ＦＡＸ 03-5478-1293～4

(12)　平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施について

入試セ事一第20号
平成19年6月8日

殿

独立行政法人大学入試センター理事長
吉　本　　高　志

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験について，東日本地区は**貴学**で実施することとなりましたので，諸準備方よろしくお願いします。

ついては，追試験場の設定状況について，別添「平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験　追試験場設定準備票」を**6月20日（水）までに**当センターへ提出くださるようお願いします。

なお，「平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験　追試験地区別表」は別紙のとおりとなりますので参考までに送付します。

別　紙

平成20年度大学入学者選抜大学入試センター試験　追試験地区別表

○ 東日本地区（実施大学－東京芸術大学）

北海道	北海道
東　北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関　東 甲信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東　海	静岡県

○ 西日本地区（実施大学－大阪大学）

北　陸	富山県 石川県 福井県
東　海	岐阜県 愛知県 三重県
近　畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中　国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四　国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九　州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖　縄	沖縄県

(13)　平成20年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について

平成20年度大学入試センター試験の志願者数(確定)について

平成２０年　１月１１日
独立行政法人大学入試センター

（　　）内は前年度

志願者数　543，385人（553，352人）　対前年度　9，967人減　1．8%減

(内訳1)出願資格別

区　分	志願者数	比　率	対前年度増減
高等学校等卒業見込者	人　人 428,013（434,316）	%　% 78.8（78.5）	人　%　% △ 6,303　△ 1.5（1.9）
高等学校等卒業者	108,666（112,728）	20.0（20.4）	△ 4,062　△ 3.6（△ 5.5）
高等専門学校第３学年修了者	293（336）		
外国の学校（12年の課程）修了者	108（87）		
在外教育施設（高等課程）修了者	188（171）	人　人 6,706（6,308）	
専修学校高等課程修了者等	53（63）		398　6.3（3.2）
文部科学大臣の指定した者	17（13）	%　% 1.2（1.1）	
高等学校卒業程度認定試験合格者等	6,002（5,571）		
大学の個別入学資格審査により認定を受けた者	45（67）		
合　計	543,385（553,352）	100.0（100.0）	△ 9,967　△ 1.8（0.4）

注）小数点第2位以下を四捨五入しているため，合計が100にならない場合がある。

(内訳2)高等学校等卒業見込者・卒業者の学科別

区　分	合　計		男	女
普通科	人　%　人　% 497,202　92.6（508,714　93.0）	人　人 289,021（296,536）	人　人 208,181（212,178）
農業科	578　0.1（561　0.1）	414（392）	164（169）
工業科	2,383　0.4（2,532　0.5）	2,137（2,267）	246（265）
商業科	2,547　0.5（2,598　0.5）	1,319（1,384）	1,228（1,214）
理数科	10,999　2.0（10,835　2.0）	7,733（7,538）	3,266（3,297）
総合学科	8,239　1.5（7,575　1.4）	4,199（3,960）	4,040（3,615）
その他の学科	14,731　2.7（14,229　2.6）	5,939（5,554）	8,792（8,675）
合　計	536,679　100.0（547,044　100.0）	310,762（317,631）	225,917（229,413）

注）小数点第2位以下を四捨五入しているため，合計が100にならない場合がある。

(内訳3)男女別

区　　分	志　願　者　数				対前年度増減率	
	人	%	人	%	%	%
男	315,649	58.1	(322,166	58.2)	△ 2.0	(△ 0.4)
2教科以下	4,312	31.9	(4,800	33.1)	△ 10.2	(△ 3.8)
女	227,736	41.9	(231,186	41.8)	△ 1.5	(1.5)
2教科以下	9,222	68.1	(9,701	66.9)	△ 4.9	(4.0)
合　　計	543,385	100.0	(553,352	100.0)	△ 1.8	(0.4)
2教科以下	13,534	100.0	(14,501	100.0)	△ 6.7	(1.2)

注) 2教科以下は内数。

(内訳4)受験特別措置別

区　　分		志　願　者　数
		人
視覚障害	点字解答	12 (12)
	文字解答	49 [1] (51 [2])
	その他	22 (22 [1])
聴覚障害		298 [161] (351 [188])
肢体不自由	チェック解答	49 (38)
	代筆解答	4 (2)
	その他	116 (114)
病弱		48 (41)
その他		543 (396)
イヤホン不適合		2,553 (1,844)
合計		3,694 [162] (2,871 [191])

注) [ ]は,リスニングテスト免除を内数で示す。

(内訳5)成績開示希望別

区　　分	成績開示を希望する者		成績開示を希望しない者		合　　計	
	人	%	人	%	人	%
志願者数	385,576	71.0	157,809	29.0	543,385	100.0
	(391,567	70.8)	(161,785	29.2)	(553,352	100.0)

(内訳6)都道府県別(別添1～4参照)

別添 1

平成20年度大学入試センター試験都道府県別志願者数

〔この表は，志願者を出身高等学校等別に都道府県単位で示したものである。〕

出身高等学校等所在地	志願者合計			高等学校等卒業見込者			高等学校卒業者等			(参考)
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	前年度志願者
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全国	543,385	315,649	227,736	428,013	231,814	196,199	115,372	83,835	31,537	553,352
北海道	19,380	12,036	7,344	14,268	8,365	5,903	5,112	3,671	1,441	19,328
青森県	5,161	2,648	2,513	4,475	2,190	2,285	686	458	228	5,213
岩手県	5,667	2,990	2,677	5,090	2,568	2,522	577	422	155	5,818
宮城県	8,943	5,317	3,626	6,801	3,794	3,007	2,142	1,523	619	9,187
秋田県	4,442	2,367	2,075	3,796	1,888	1,908	646	479	167	4,384
山形県	5,098	2,594	2,504	4,479	2,163	2,316	619	431	188	5,235
福島県	7,470	4,027	3,443	6,192	3,127	3,065	1,278	900	378	7,701
茨城県	13,438	7,572	5,866	10,947	5,833	5,114	2,491	1,739	752	13,496
栃木県	9,286	5,168	4,118	8,014	4,243	3,771	1,272	925	347	9,439
群馬県	9,252	5,274	3,978	7,668	4,141	3,527	1,584	1,133	451	9,503
埼玉県	27,547	17,064	10,483	21,556	12,495	9,061	5,991	4,569	1,422	28,061
千葉県	23,145	13,898	9,247	17,553	9,796	7,757	5,592	4,102	1,490	23,799
東京都	61,041	34,875	26,166	45,342	23,794	21,548	15,699	11,081	4,618	60,845
神奈川県	30,976	18,881	12,095	23,583	13,469	10,114	7,393	5,412	1,981	31,896
新潟県	10,660	5,974	4,686	8,940	4,745	4,195	1,720	1,229	491	11,078
富山県	5,409	2,797	2,612	4,688	2,285	2,403	721	512	209	5,708
石川県	5,610	3,125	2,485	4,877	2,597	2,280	733	528	205	5,898
福井県	4,066	2,290	1,776	3,578	1,911	1,667	488	379	109	4,123
山梨県	4,566	2,612	1,954	3,996	2,203	1,793	570	409	161	4,623
長野県	10,287	5,783	4,504	8,138	4,252	3,886	2,149	1,531	618	10,203
岐阜県	8,725	4,944	3,781	7,640	4,111	3,529	1,085	833	252	8,740
静岡県	16,189	9,021	7,168	14,040	7,454	6,586	2,149	1,567	582	17,106
愛知県	34,341	20,108	14,233	28,986	16,144	12,842	5,355	3,964	1,391	35,149
三重県	7,565	4,418	3,147	6,469	3,577	2,892	1,096	841	255	7,951
滋賀県	5,916	3,602	2,314	4,934	2,845	2,089	982	757	225	6,226
京都府	10,702	6,569	4,133	8,119	4,618	3,501	2,583	1,951	632	11,118
大阪府	29,249	18,233	11,016	21,131	12,214	8,917	8,118	6,019	2,099	29,826
兵庫県	24,397	14,637	9,760	19,569	10,962	8,607	4,828	3,675	1,153	24,925
奈良県	6,895	4,272	2,623	5,112	2,905	2,207	1,783	1,367	416	7,036
和歌山県	4,103	2,413	1,690	3,272	1,781	1,491	831	632	199	4,293
鳥取県	2,973	1,611	1,362	2,246	1,113	1,133	727	498	229	3,004
島根県	3,610	1,867	1,743	3,088	1,482	1,606	522	385	137	3,703
岡山県	8,438	4,518	3,920	7,113	3,592	3,521	1,325	926	399	8,609
広島県	14,385	7,903	6,482	12,126	6,233	5,893	2,259	1,670	589	14,805
山口県	5,477	3,178	2,299	4,337	2,365	1,972	1,140	813	327	5,726
徳島県	3,721	2,046	1,675	3,138	1,624	1,514	583	422	161	3,759
香川県	4,649	2,496	2,153	3,587	1,769	1,818	1,062	727	335	4,678
愛媛県	6,325	3,463	2,862	5,477	2,816	2,661	848	647	201	6,637
高知県	2,913	1,460	1,453	2,276	1,040	1,236	637	420	217	3,111
福岡県	22,757	13,385	9,372	18,219	10,141	8,078	4,538	3,244	1,294	22,891
佐賀県	4,310	2,405	1,905	3,597	1,877	1,720	713	528	185	4,423
長崎県	6,451	3,748	2,703	5,340	2,921	2,419	1,111	827	284	6,607
熊本県	7,546	4,090	3,456	5,764	2,858	2,906	1,782	1,232	550	7,578
大分県	4,419	2,469	1,950	3,807	2,001	1,806	612	468	144	4,384
宮崎県	5,171	2,780	2,391	4,361	2,204	2,157	810	576	234	5,232
鹿児島県	8,172	4,759	3,413	6,446	3,417	3,029	1,726	1,342	384	8,142
沖縄県	5,836	3,075	2,761	3,838	1,891	1,947	1,998	1,184	814	5,847
その他(高卒認定等)	6,706	4,887	1,819	－	－	－	6,706	4,887	1,819	6,308

別添２

平成20年度大学入試センター試験現役志願率

〔この表は，志願率を志願者の高等学校等別に都道府県単位で示したものである。〕

出身高等学校等所在地	現役志願率			高等学校等新規卒業者		
	20年度	19年度	18年度	平成20年３月	平成19年３月	平成18年３月
	%	%	%	人	人	人
全国	39.2	37.8	36.3	1,093,040	1,147,984	1,172,087
北海道	29.5	27.6	26.4	48,336	50,998	52,690
青森県	32.1	30.5	28.9	13,924	14,693	15,251
岩手県	37.5	36.9	36.2	13,589	14,142	14,283
宮城県	30.9	29.7	28.8	21,987	22,989	23,638
秋田県	35.8	34.2	32.8	10,614	11,014	11,333
山形県	36.8	35.5	34.2	12,179	12,960	12,831
福島県	29.5	28.6	27.0	21,018	22,209	22,449
茨城県	39.9	37.6	35.9	27,406	28,522	29,584
栃木県	41.2	39.6	37.0	19,464	20,719	21,547
群馬県	43.4	41.7	39.3	17,650	18,741	18,846
埼玉県	39.8	38.5	37.1	54,198	57,018	57,299
千葉県	37.2	36.0	34.2	47,163	49,562	50,281
東京都	46.9	44.1	42.6	96,751	101,244	102,749
神奈川県	39.2	37.7	35.9	60,100	63,599	64,830
新潟県	39.4	38.9	35.5	22,710	23,714	24,616
富山県	51.0	49.5	47.4	9,195	9,942	9,955
石川県	45.7	45.0	43.6	10,677	11,226	11,077
福井県	44.9	43.4	42.1	7,960	8,273	8,380
山梨県	45.5	44.1	42.4	8,790	9,026	9,585
長野県	40.6	39.0	37.4	20,047	20,576	20,533
岐阜県	40.0	37.8	35.8	19,089	20,055	20,591
静岡県	41.1	41.0	39.2	34,135	36,105	37,413
愛知県	48.5	47.5	45.8	59,710	62,399	63,715
三重県	37.6	37.7	37.0	17,208	17,911	18,057
滋賀県	39.9	39.2	38.1	12,357	13,211	13,225
京都府	35.4	35.3	33.8	22,955	24,197	24,257
大阪府	31.4	30.5	29.5	67,237	71,310	72,137
兵庫県	41.9	40.5	39.4	46,732	48,938	49,735
奈良県	41.8	41.0	39.9	12,239	13,103	13,237
和歌山県	33.1	32.6	33.3	9,891	10,504	10,658
鳥取県	39.8	38.5	36.0	5,640	6,085	6,240
島根県	43.7	43.3	43.2	7,072	7,371	7,701
岡山県	39.9	38.6	38.0	17,827	18,822	19,657
広島県	48.7	47.9	45.0	24,879	25,909	26,262
山口県	34.4	34.5	33.6	12,600	13,028	13,696
徳島県	42.6	40.2	38.2	7,371	7,879	7,745
香川県	40.5	39.3	38.5	8,850	9,124	9,567
愛媛県	40.3	40.7	40.2	13,575	14,234	14,659
高知県	33.8	33.4	32.1	6,738	7,253	7,463
福岡県	41.6	39.6	37.8	43,815	45,941	46,565
佐賀県	39.3	38.8	37.5	9,159	9,500	9,825
長崎県	35.3	34.0	33.4	15,146	16,076	16,630
熊本県	33.0	31.4	29.6	17,451	18,576	19,134
大分県	32.7	31.3	29.8	11,632	11,951	12,415
宮崎県	37.3	36.4	37.1	11,693	12,298	12,552
鹿児島県	35.5	33.8	32.6	18,159	19,000	20,274
沖縄県	23.8	23.2	22.5	16,122	16,037	16,920

注）高等学校等新規卒業者は，全日制高等学校３年，中等教育学校後期課程３年及び定時制高等学校４年の卒業者（平成20年３月は在学生）
を合計した数である。
なお，平成19・20年は学校基本調査速報，平成18年は学校基本調査報告書による。

別添３

平成20年度大学入試センター試験都道府県別男女別志願者数増減

〔この表は，志願者を出身高等学校別に都道府県単位で示したものである。〕

出身高等学校等所在地	平成20年度			平成19年度			対前年度増減					
	計	男	女	計	男	女	計	率	男	率	女	率
	人	人	人	人	人	人	人	%	人	%	人	%
全国	543,385	315,649	227,736	553,352	322,166	231,186	-9,967	-1.8	-6,517	-2.0	-3,450	-1.5
北海道	19,380	12,036	7,344	19,328	12,177	7,151	52	0.3	-141	-1.2	193	2.7
青森県	5,161	2,648	2,513	5,213	2,713	2,500	-52	-1.0	-65	-2.4	13	0.5
岩手県	5,667	2,990	2,677	5,818	3,012	2,806	-151	-2.6	-22	-0.7	-129	-4.6
宮城県	8,943	5,317	3,626	9,187	5,556	3,631	-244	-2.7	-239	-4.3	-5	-0.1
秋田県	4,442	2,367	2,075	4,384	2,378	2,006	58	1.3	-11	-0.5	69	3.4
山形県	5,098	2,594	2,504	5,235	2,608	2,627	-137	-2.6	-14	-0.5	-123	-4.7
福島県	7,470	4,027	3,443	7,701	4,275	3,426	-231	-3.0	-248	-5.8	17	0.5
茨城県	13,438	7,572	5,866	13,496	7,730	5,766	-58	-0.4	-158	-2.0	100	1.7
栃木県	9,286	5,168	4,118	9,439	5,265	4,174	-153	-1.6	-97	-1.8	-56	-1.3
群馬県	9,252	5,274	3,978	9,503	5,500	4,003	-251	-2.6	-226	-4.1	-25	-0.6
埼玉県	27,547	17,064	10,483	28,061	17,345	10,716	-514	-1.8	-281	-1.6	-233	-2.2
千葉県	23,145	13,898	9,247	23,799	14,499	9,300	-654	-2.7	-601	-4.1	-53	-0.6
東京都	61,041	34,875	26,166	60,845	34,708	26,137	196	0.3	167	0.5	29	0.1
神奈川県	30,976	18,881	12,095	31,896	19,365	12,531	-920	-2.9	-484	-2.5	-436	-3.5
新潟県	10,660	5,974	4,686	11,078	6,268	4,810	-418	-3.8	-294	-4.7	-124	-2.6
富山県	5,409	2,797	2,612	5,708	2,978	2,730	-299	-5.2	-181	-6.1	-118	-4.3
石川県	5,610	3,125	2,485	5,898	3,256	2,642	-288	-4.9	-131	-4.0	-157	-5.9
福井県	4,066	2,290	1,776	4,123	2,251	1,872	-57	-1.4	39	1.7	-96	-5.1
山梨県	4,566	2,612	1,954	4,623	2,535	2,088	-57	-1.2	77	3.0	-134	-6.4
長野県	10,287	5,783	4,504	10,203	5,833	4,370	84	0.8	-50	-0.9	134	3.1
岐阜県	8,725	4,944	3,781	8,740	5,122	3,618	-15	-0.2	-178	-3.5	163	4.5
静岡県	16,189	9,021	7,168	17,106	9,595	7,511	-917	-5.4	-574	-6.0	-343	-4.6
愛知県	34,341	20,108	14,233	35,149	20,785	14,364	-808	-2.3	-677	-3.3	-131	-0.9
三重県	7,565	4,418	3,147	7,951	4,657	3,294	-386	-4.9	-239	-5.1	-147	-4.5
滋賀県	5,916	3,602	2,314	6,226	3,737	2,489	-310	-5.0	-135	-3.6	-175	-7.0
京都府	10,702	6,569	4,133	11,118	6,831	4,287	-416	-3.7	-262	-3.8	-154	-3.6
大阪府	29,249	18,233	11,016	29,826	18,565	11,261	-577	-1.9	-332	-1.8	-245	-2.2
兵庫県	24,397	14,637	9,760	24,925	14,896	10,029	-528	-2.1	-259	-1.7	-269	-2.7
奈良県	6,895	4,272	2,623	7,036	4,300	2,736	-141	-2.0	-28	-0.7	-113	-4.1
和歌山県	4,103	2,413	1,690	4,293	2,477	1,816	-190	-4.4	-64	-2.6	-126	-6.9
鳥取県	2,973	1,611	1,362	3,004	1,609	1,395	-31	-1.0	2	0.1	-33	-2.4
島根県	3,610	1,867	1,743	3,703	1,806	1,897	-93	-2.5	61	3.4	-154	-8.1
岡山県	8,438	4,518	3,920	8,609	4,580	4,029	-171	-2.0	-62	-1.4	-109	-2.7
広島県	14,385	7,903	6,482	14,805	8,156	6,649	-420	-2.8	-253	-3.1	-167	-2.5
山口県	5,477	3,178	2,299	5,726	3,304	2,422	-249	-4.3	-126	-3.8	-123	-5.1
徳島県	3,721	2,046	1,675	3,759	2,069	1,690	-38	-1.0	-23	-1.1	-15	-0.9
香川県	4,649	2,496	2,153	4,678	2,576	2,102	-29	-0.6	-80	-3.1	51	2.4
愛媛県	6,325	3,463	2,862	6,637	3,709	2,928	-312	-4.7	-246	-6.6	-66	-2.3
高知県	2,913	1,460	1,453	3,111	1,585	1,526	-198	-6.4	-125	-7.9	-73	-4.8
福岡県	22,757	13,385	9,372	22,891	13,560	9,331	-134	-0.6	-175	-1.3	41	0.4
佐賀県	4,310	2,405	1,905	4,423	2,481	1,942	-113	-2.6	-76	-3.1	-37	-1.9
長崎県	6,451	3,748	2,703	6,607	3,847	2,760	-156	-2.4	-99	-2.6	-57	-2.1
熊本県	7,546	4,090	3,456	7,578	4,100	3,478	-32	-0.4	-10	-0.2	-22	-0.6
大分県	4,419	2,469	1,950	4,384	2,388	1,996	35	0.8	81	3.4	-46	-2.3
宮崎県	5,171	2,780	2,391	5,232	2,783	2,449	-61	-1.2	-3	-0.1	-58	-2.4
鹿児島県	8,172	4,759	3,413	8,142	4,758	3,384	30	0.4	1	0.0	29	0.9
沖縄県	5,836	3,075	2,761	5,847	3,103	2,744	-11	-0.2	-28	-0.9	17	0.6
その他(高卒認定等)	6,706	4,887	1,819	6,308	4,535	1,773	398	6.3	352	7.8	46	2.6

別添４

平成20年度大学入試センター試験都道府県（試験地区）別志願者数

〔この表は，志願者を試験地区（受験地）別に都道府県単位で示したものである。〕

試験地区	志願者合計			高等学校等卒業見込者			高等学校卒業者等			（参考）
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	前年度志願者
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全国	543,385	315,649	227,736	428,013	231,814	196,199	115,372	83,835	31,537	553,352
北海道	19,360	12,039	7,321	14,268	8,365	5,903	5,092	3,674	1,418	19,317
青森県	5,072	2,568	2,504	4,642	2,276	2,366	430	292	138	5,116
岩手県	5,290	2,762	2,528	4,923	2,482	2,441	367	280	87	5,402
宮城県	9,903	6,046	3,857	6,801	3,794	3,007	3,102	2,252	850	10,293
秋田県	4,169	2,144	2,025	3,796	1,888	1,908	373	256	117	4,091
山形県	4,837	2,407	2,430	4,479	2,163	2,316	358	244	114	4,964
福島県	7,020	3,716	3,304	6,192	3,127	3,065	828	589	239	7,219
茨城県	13,197	7,407	5,790	10,947	5,833	5,114	2,250	1,574	676	13,217
栃木県	8,987	4,945	4,042	8,014	4,243	3,771	973	702	271	9,130
群馬県	9,112	5,171	3,941	7,668	4,141	3,527	1,444	1,030	414	9,366
埼玉県	26,368	16,293	10,075	20,773	12,035	8,738	5,595	4,258	1,337	26,897
千葉県	24,408	14,828	9,580	17,553	9,796	7,757	6,855	5,032	1,823	25,054
東京都	74,671	43,944	30,727	51,242	27,297	23,945	23,429	16,647	6,782	73,641
神奈川県	24,988	15,183	9,805	18,466	10,426	8,040	6,522	4,757	1,765	26,507
新潟県	10,490	5,876	4,614	8,940	4,745	4,195	1,550	1,131	419	10,876
富山県	5,301	2,709	2,592	4,688	2,285	2,403	613	424	189	5,578
石川県	5,507	3,032	2,475	4,877	2,597	2,280	630	435	195	5,769
福井県	3,896	2,156	1,740	3,578	1,911	1,667	318	245	73	3,914
山梨県	4,427	2,510	1,917	3,996	2,203	1,793	431	307	124	4,446
長野県	9,989	5,572	4,417	8,138	4,252	3,886	1,851	1,320	531	9,895
岐阜県	8,750	4,948	3,802	7,640	4,111	3,529	1,110	837	273	8,734
静岡県	15,699	8,658	7,041	14,040	7,454	6,586	1,659	1,204	455	16,630
愛知県	35,018	20,609	14,409	28,986	16,144	12,842	6,032	4,465	1,567	35,822
三重県	7,446	4,335	3,111	6,469	3,577	2,892	977	758	219	7,831
滋賀県	6,124	3,758	2,366	4,934	2,845	2,089	1,190	913	277	6,437
京都府	11,490	7,138	4,352	8,119	4,618	3,501	3,371	2,520	851	14,372
大阪府	30,127	18,889	11,238	21,132	12,215	8,917	8,995	6,674	2,321	29,021
兵庫県	24,871	15,001	9,870	19,532	10,943	8,589	5,339	4,058	1,281	24,482
奈良県	6,845	4,210	2,635	5,111	2,904	2,207	1,734	1,306	428	7,051
和歌山県	3,890	2,249	1,641	3,272	1,781	1,491	618	468	150	4,127
鳥取県	2,901	1,566	1,335	2,283	1,132	1,151	618	434	184	2,962
島根県	3,404	1,726	1,678	3,019	1,451	1,568	385	275	110	3,485
岡山県	8,215	4,378	3,837	7,113	3,592	3,521	1,102	786	316	8,387
広島県	14,391	7,899	6,492	12,126	6,233	5,893	2,265	1,666	599	14,825
山口県	5,459	3,161	2,298	4,406	2,396	2,010	1,053	765	288	5,707
徳島県	3,481	1,880	1,601	3,138	1,624	1,514	343	256	87	3,534
香川県	5,007	2,765	2,242	3,587	1,769	1,818	1,420	996	424	4,978
愛媛県	5,853	3,075	2,778	5,477	2,816	2,661	376	259	117	6,180
高知県	2,810	1,394	1,416	2,276	1,040	1,236	534	354	180	2,999
福岡県	24,675	14,828	9,847	18,414	10,250	8,164	6,261	4,578	1,683	24,831
佐賀県	3,955	2,135	1,820	3,597	1,877	1,720	358	258	100	4,052
長崎県	5,911	3,359	2,552	5,145	2,812	2,333	766	547	219	6,084
熊本県	7,574	4,139	3,435	5,764	2,858	2,906	1,810	1,281	529	7,628
大分県	4,228	2,322	1,906	3,807	2,001	1,806	421	321	100	4,194
宮崎県	4,827	2,538	2,289	4,361	2,204	2,157	466	334	132	4,920
鹿児島県	7,660	4,345	3,315	6,396	3,390	3,006	1,264	955	309	7,604
沖縄県	5,782	3,036	2,746	3,888	1,918	1,970	1,894	1,118	776	5,783

参考　大学入試センター試験に関連する数値の推移

1　高等学校等卒業見込者・高等学校卒業者等別志願者数

区分／年度	志願者数 合計	高等学校等卒業見込者		現役志願率	高等学校等卒業者		その他（高卒認定等）		高等学校等新規卒業者
	人	人	(%)	%	人	(%)	人	(%)	人
平成16	587,350	426,839	(72.7)	34.5	153,622	(26.2)	6,889	(1.2)	1,235,482
17	569,950	421,830	(74.0)	35.1	141,544	(24.8)	6,576	(1.2)	1,203,251
18	551,382	426,025	(77.3)	36.3	119,246	(21.6)	6,111	(1.1)	1,172,087
19	553,352	434,316	(78.5)	37.8	112,728	(20.4)	6,308	(1.1)	1,147,984
20	543,385	428,013	(78.8)	39.2	108,666	(20.0)	6,706	(1.2)	1,093,040

注1）高等学校等新規卒業者は，全日制高等学校3年，中等教育学校後期課程3年及び定時制高等学校4年の卒業者（平成20年度は在学生）を合計した数である。
　なお，平成19・20年度は学校基本調査速報，平成18年度以前は学校基本調査報告書による。
注2）小数点第2位以下を四捨五入しているため，合計が100にならない場合がある。

2　国公私立大学（短期大学を含む。）募集人員に対する志願倍率

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
志願者	人 587,350	人 569,950	人 551,382	人 553,352	人 543,385
募集人員	161,707	168,328	171,368	173,969	179,723
倍率	倍 3.6	倍 3.4	倍 3.2	倍 3.2	倍 3.0

注）募集人員は，大学入試センター試験利用大学（短期大学を含む。）の募集人員を合計したものである。
　なお，平成20年度の募集人員は予定である。

3　高等学校等卒業者の内訳

区分／年度	合計	卒業年次別内訳 前年度卒業（1浪）		前々年度卒業（2浪）		前々々年度卒業（3浪以上）	
	人	人	(%)	人	(%)	人	(%)
平成16	153,622	109,021	(71.0)	21,707	(14.1)	22,894	(14.9)
17	141,544	99,482	(70.3)	19,737	(13.9)	22,325	(15.8)
18	119,246	82,160	(68.9)	16,280	(13.7)	20,806	(17.4)
19	112,728	77,600	(68.8)	15,245	(13.5)	19,883	(17.6)
20	108,666	74,964	(69.0)	14,325	(13.2)	19,377	(17.8)

注）小数点第2位以下を四捨五入しているため，合計が100にならない場合がある。

4　出願のあった高等学校等数

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
出願高等学校等数	4,722	4,668	4,647	4,688	4,664

(14) 平成20年度大学入試センター試験試験場一覧

平成２０年度　大学入試センター試験

試　験　場　一　覧

大学入試センター

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	110101	640	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１２分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟試験場	110102	917	札幌市北区北９条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道大学理学部試験場	110103	554	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道大学工学部試験場	110104	596	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道大学高等教育機能開発総合センターＡ試験場	110105	760	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩１０分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道大学高等教育機能開発総合センターＢ試験場	110106	955	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩１０分 受験者入室開始：８時３０分	011－716－2111	
		北海道札幌北高等学校試験場	110107	752	札幌市北区北２５条西１１丁目 地下鉄南北線「北２４条駅」下車、西へ徒歩１１分 受験者入室開始：８時３０分	011－736－5316	○
		北海道大学水産学部試験場	110108	360	函館市港町３丁目１番１号 ＪＲ「函館駅」前から函館バス１１１系統「上磯・富川会館」行きに乗車、「北大前」下車（全所要時間約４０分）、徒歩２分　入室開始：８時３０分	0138－40－5506	
		計		5,534			
	北海道教育大学	北海道教育大学札幌校試験場	110201	620	札幌市北区あいの里５条３丁目１番５号 ＪＲ「あいの里教育大駅」下車、北へ徒歩２０分（バス５分）　又は地下鉄麻生駅もしくは栄町駅から、中央バスあいの里４の１行「教育大学前」下車	011－778－4273	
		北海道教育大学函館校試験場	110202	458	函館市八幡町１番２号 ＪＲ「函館駅」から函館バス（１４系統）で１０分 「宮前町」下車、徒歩７分　８：００開門	0138－44－4218	
		北海道教育大学旭川校試験場	110203	764	旭川市北門町９丁目 ＪＲ「旭川駅」前からあさでんバス（５番）で１５分「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分　８：００開門	0166－59－1450	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道教育大学	北海道教育大学釧路校試験場	110204	357	釧路市城山１丁目１５番５５号 ＪＲ「釧路駅」前からくしろバス（３武佐線、３２別保線）で１０分 「城山十字路」下車、徒歩４分	0154－44－3228	
		北海道教育大学岩見沢校試験場	110205	854	岩見沢市緑が丘２丁目３４番地１ ＪＲ「岩見沢駅」から中央バス（緑が丘鉄北循環線、日の出南線「東高経由」、幌向線、万字線）で８～１５分「教大前」下車、徒歩２分	0126－32－0230	
		計		3,053			
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	110701	490	室蘭市水元町２７－１ 道南バス「東町ターミナル（ＪＲ東室蘭駅東口から徒歩７分）」から「工大」行または「ろう学校」行で「工大」下車、徒歩１分	0143－46－5160	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	110801	569	小樽市緑３丁目５番２１号 ＪＲ小樽駅前ジェイアールバス㊂のりばより中央バス「小樽商大線」乗車（１０分）「小樽商大前」下車　８：３０開門	0134－27－5254	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	110901	864	帯広市稲田町西２線１１番地 ＪＲ「帯広駅」下車、帯広駅バスターミナル９番から十勝バス大空団地線（７０番）乗車、「緑陽高校前」下車、南方向へ徒歩１５分	0155－49－5321	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	111001	780	旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号 旭川駅前　旭川電気軌道バス７１番・８０番・８１番医大病院前行、いずれも「緑ヶ丘３条４丁目」下車、徒歩１０分　８時開場	0166－69－3145	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	111101	748	北見市公園町１６５番地 ＪＲ石北本線「北見駅」前から市内バス三輪・小泉線（小泉行）「工業大学入口」下車、徒歩１０分	0157－24－4790	
	札幌医科大学	河合塾札幌校大通館試験場	230101	540	札幌市中央区南２条西１２丁目 地下鉄東西線「西１１丁目駅」下車、２番出口から徒歩５分	011－271－1231	
	釧路公立大学	釧路公立大学試験場	233701	300	釧路市芦野４－１－１ ＪＲ釧路駅から、くしろバス美原線６５番「釧路公立大学前」下車 ８：００開門	0154－37－5091	
	公立はこだて未来大学	公立はこだて未来大学試験場	236701	345	函館市亀田中野町１１６番地２ 函館バス「はこだて未来大前」下車、徒歩１分　８：００開門	0138－34－6421	
	札幌大学	札幌大学試験場	350201	560	札幌市豊平区西岡３条７丁目３番１号 地下鉄南北線「澄川駅」から中央バス「札大南門」下車、徒歩３分 又は地下鉄東豊線「月寒中央駅」から中央バス「札大正門前」下車、徒歩１分	011－852－1181	
	札幌学院大学	札幌学院大学試験場	350301	590	江別市文京台１１番地 ＪＲ「大麻駅」南口下車、徒歩１０分　又はＪＲ「新札幌駅」から ジェイ・アールバス文京台循環「学院大正門前」下車、徒歩１分　８時開門	011－386－8111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道医療大学	河合塾札幌校本館試験場	350601	440	札幌市中央区北８条西１４丁目 ＪＲ「桑園駅」下車、徒歩３分　又はＪＲ「札幌駅」下車、中央バス西５１・７１・ＪＲバス５２乗車、「北７西１３」下車、徒歩１分　８：００開門	011－281－3063	
	北星学園大学	北星学園大学試験場	350801	470	札幌市厚別区大谷地西２丁目３番１号 札幌市営地下鉄東西線「大谷地駅」下車、徒歩５分	011－891－2731	
	北海学園大学	北海学園大学試験場	351001	1,140	札幌市豊平区旭町４丁目１番４０号 地下鉄東豊線「学園前駅」下車　８：００開門	011－841－1161	
	北海道工業大学	北海道工業大学試験場	351101	630	札幌市手稲区前田７条１５丁目４－１ ＪＲ函館本線「手稲駅」北口下車、北北東へ徒歩２０分　又はＪＲバス「工業大学線」循環４８番乗車「工業大学前」下車　８：００開門	011－681－2161	
	酪農学園大学	酪農学園大学試験場	351401	360	江別市文京台緑町５８２番地 ＪＲ「大麻駅」下車、徒歩１０分　又は新札幌バスターミナル北レーンから ＪＲバス江別方面行「とわの森三愛高校前」下車、徒歩５分　８：００開門	011－388－4138	
	北海道情報大学	北海道情報大学試験場	384201	280	江別市西野幌５９－２ ＪＲ函館本線「野幌駅」下車、南口からジェイ・アール北海道バス 野幌総合運動公園行「情報大学前」下車、徒歩１分　８：００開門	011－385－4411	
	札幌国際大学	札幌国際大学試験場	388101	320	札幌市清田区清田４条１丁目４－１ 地下鉄東豊線福住駅から中央バス清田団地線「札幌国際大学入口」下車、徒歩５分　又は美しが丘線「札幌国際大学前」下車、徒歩３分	011－881－8844	
	北翔大学	北翔大学試験場	392301	210	江別市文京台２３番地 ＪＲ函館本線「大麻駅」下車、徒歩１５分　又はＪＲ千歳線「新札幌駅」から ＪＲバス江別方面で「北翔大学・札学院大前」下車、徒歩３分　８：００開門	011－386－8011	
	苫小牧駒澤大学	苫小牧駒澤大学試験場	392901	494	苫小牧市錦岡５２１－２９３ ＪＲ苫小牧駅北口から市営バス駒澤大学前行終点下車、徒歩１分	0144－61－3111	
	千歳科学技術大学	千歳科学技術大学試験場	393001	260	千歳市美々７５８番地６５ ＪＲ千歳線「南千歳駅」下車、加料シャトルバス「千歳科学技術大学」行８分 ７：３０開門	0123－27－6011	
	天使大学	天使大学試験場	395401	260	札幌市東区北１３条東３丁目１－３０ 地下鉄東豊線「北１３条東駅」下車、１番出口より徒歩３分　８：００開門	011－733－3820	○
	稚内北星学園大学	稚内北星学園大学試験場	399801	123	稚内市若葉台１丁目２２９０番地２８ ＪＲ宗谷本線「南稚内駅」から沿岡線バス「北星大学前」下車、徒歩３分 ８：００開門	0162－32－7511	
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	111201	1,436	弘前市文京町１ ＪＲ弘前駅から弘南バス小栗山線「弘前大学前」下車、徒歩２分 ７：３０開門	0172－36－2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
青森県	青森公立大学	青森公立大学試験場	234201	449	青森市合子沢字山崎１５３－４ ＪＲ青森駅からＪＲバスまたは市営バスで、青森公立大学行あるいはモヤヒルズ行「青森公立大学」下車（所要時間約６０分）徒歩１分	017－764－1555	
	青森県立保健大学	青森県立保健大学試験場	236201	254	青森市浜館字間瀬５８－１ ＪＲ東北本線「東青森駅」下車、徒歩１０分　又はＪＲ青森駅前から市営バス戸山団地行き（明の星高校前経由等）「県立保健大学前」下車　８：００開門	017－765－2145	
	青森大学	青森大学試験場	351501	431	青森市幸畑２－３－１ ＪＲ青森駅から青森市営バス幸畑団地行「青森大学前」下車、徒歩５分	017－738－2001	
		青森県立田名部高等学校試験場	351502	231	むつ市海老川町６番１８号 ＪＲ大湊線、「下北駅」下車、下北駅より徒歩１５分、車で５分	017－738－2001	○
		計		662			
	八戸大学	八戸大学試験場	351701	435	八戸市美保野１３－９８ 八戸市営バス美保野線、終点「短大前」下車、徒歩８分 又は市内バス停「三日町」から八戸市営バス八戸大学行終点「八戸大学」下車	0178－25－2711	
	八戸工業大学	八戸工業大学試験場	351801	998	八戸市大字妙字大開８８－１ 東北新幹線「八戸駅」下車、ＪＲ八戸線乗り換え「本八戸駅」下車、 「工業大学」行バスに乗り終点まで３０分　７：３０開門	0178－25－3111	
	北里大学	北里大学獣医学部試験場	356502	464	十和田市東二十三番町３５－１ 十和田観光電鉄「北里大学前駅」下車、徒歩５分　又は同線「十和田市駅」から十鉄バス東病院行「北里大学」下車、徒歩２分　８：００開門	0176－24－9402	
	青森中央学院大学	青森中央学院大学試験場	393101	374	青森市横内字神田１２ ＪＲ青森駅正面からＪＲ又は市営バス「青森公立大学」 「ヴィラシティ雲谷」行「青森中央学院大学」下車、徒歩３分	017－728－0131	
岩手県	岩手大学	岩手大学試験場	111301	2,973	盛岡市上田三丁目１８－８ 盛岡駅前から岩手県交通バスの駅上田線「松園バスターミナル行き」 又は駅桜台団地線の「桜台団地行き」に乗車し、「岩手大学前」で下車	019－621－6064	
	岩手県立大学	岩手県立大学試験場	235801	544	岩手郡滝沢村滝沢字里子１５２－５２ ＩＧＲいわて銀河鉄道「滝沢駅」下車、駅舎を出て右方向に徒歩１５分 又はＪＲ盛岡駅東口から岩手県北バス県立大学行「県立大学」下車	019－694－2008	
		盛岡大学試験場	235802	507	岩手郡滝沢村滝沢字砂込８０８番地 ＪＲ「盛岡駅」東口２番乗場又はＩＧＲいわて銀河鉄道「滝沢駅」駅前より 岩手県北バス盛岡大学行きで「盛岡大学」下車　８：００開門	019－688－5555	
		計		1,051			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
岩手県	富士大学	富士大学試験場	352101	692	花巻市下根子450－3 JR東北本線「花巻駅」下車、「北上駅」行きバスにて「富士大学前」下車、徒歩10分　7：30開門	0198－23－6221	
	北里大学	北里大学水産学部試験場	356504	296	大船渡市三陸町越喜来字鳥頭160－4 岩手県交通バス崎浜線「所通」から北里大学行「北里大学」下車 8：00開門	0192－44－3911	
	岩手県立大学宮古短期大学部	岩手県立大学宮古短期大学部試験場	600301	278	宮古市河南1－5－1 岩手県北バス宮古駅乗り場2番線から　八木沢団地行「八木沢一丁目」下車、徒歩10分　又は磯鶏方面行「上磯鶏」下車、徒歩20分	0193－64－2230	○
宮城県	東北大学	東北大学川内北キャンパス試験場	111401	2,770	仙台市青葉区川内41番地 仙台駅西口バスプール9番のりばから仙台市営バス宮教大、青葉台、成田山行動物公園循環（青葉通経由）「東北大川内キャンパス」下車、徒歩2分	022－795－3300	
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	111501	255	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地 仙台駅・西口バスプール⑤番のりばから仙台市営バス　宮教大行、青葉台行、成田山行乗車　約20分、「宮教大前」下車　8：00開門	022－214－3334	
	宮城大学	宮城大学大和キャンパス試験場	235401	673	黒川郡大和町学苑1番 仙台市営地下鉄「仙台駅」（JR仙台駅前）から泉中央行「泉中央駅」下車（約15分）、「泉中央駅」からバスで（約25分）「宮城大学前」下車	022－377－8333	
	尚絅学院大学	私立尚絅学院女子高等学校試験場	346601	630	仙台市青葉区広瀬町9－1 JR仙台駅西口バスプール16番より大学病院経由「交通公園」行き「尚絅学院前」下車　8：00開門	022－266－7651	○
	仙台大学	仙台大学試験場	352301	594	柴田郡柴田町船岡南2－2－18 JR東北本線「船岡駅」下車、徒歩10分　8：00開門	0224－55－1017	
	東北学院大学	東北学院大学土樋キャンパス試験場	352401	980	仙台市青葉区土樋1丁目3－1 地下鉄「五橋駅」下車、徒歩7分　JR「仙台駅」より南西へ徒歩20分 8：10開門	022－266－5043	
	東北工業大学	東北工業大学香澄町校舎試験場	352501	800	仙台市太白区八木山香澄町35－1 仙台駅西口バスプールから動物公園経由八木山方面線に乗車「東北工大前」下車	022－305－3111	
	東北薬科大学	東北薬科大学試験場	352701	790	仙台市青葉区小松島4－4－1 仙台市地下鉄南北線「台原駅」下車、徒歩15分　又は同駅下車仙台市営バス乗車、「小松島東北高校前」下車、徒歩すぐ　8：00開門	022－234－4181	
	宮城学院女子大学	宮城学院女子大学試験場	352901	700	仙台市青葉区桜ケ丘9－1－1 仙台駅西口バスプール2番・3番より宮城交通バス「宮城学院前」下車 又は仙台市営地下鉄旭ケ丘駅バスターミナル3番より宮城交通バス宮城学院行	022－279－5837	
	石巻専修大学	石巻専修大学試験場	384301	931	石巻市南境新水戸1 JR仙石線・石巻線「石巻駅」下車、ミヤコーバス「石巻駅前」から「石巻専修大学」下車　8：10開門	0225－22－7711	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	東北文化学園大学	東北文化学園大学試験場	394401	780	仙台市青葉区国見6－45－1 JR仙山線「国見駅」より徒歩3分、または仙台駅から仙台市営バス「南吉成団地」行き「国見浄水場・東北文化学園大学前」より徒歩1分　8：00開門	022－233－3374	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	111601	2,496	秋田市手形学園町1－1 JR秋田駅（西口）バスターミナル4番から、秋田中央交通バス手形山経由（大学病院線）「秋田大学前」下車、徒歩1分　7：30開門	018－889－2256	
	秋田県立大学	秋田県立大学秋田キャンパス試験場	236301	139	秋田市下新城中野字街道端西241番地の438 JR「追分駅」下車、徒歩20分　又はJR「秋田駅」からバス陸内線・五城目線・船川線・追分線「追分三叉路」下車、徒歩10分　8：00開門	018－872－1500	
		県立横手高等学校試験場	236302	773	横手市陸成字鶴谷地68 JR「横手駅」下車、横手バスターミナルからバス「横手高校行き」・「大曲行き」・「上台行き」で「横手高校前」下車　8：00開門	0182－32－3020	○
		計		912			
	秋田看護福祉大学	県立大館国際情報学院高等学校試験場	340201	514	大館市松木字大上25番地の1 JR大館駅より、若草ロード（跨線橋、エレベーター有り）、北口広場を通り徒歩5分　開門時間　午前8時00分	0186－50－6090	○
	ノースアジア大学	ノースアジア大学試験場	353001	247	秋田市下北手桜字守沢46－1 JR秋田駅東口から秋田中央交通バス明桜高行「ノースアジア大学前」下車 8：00開門	018－836－1343	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	111701	2,174	山形市小白川町1－4－12 JR「山形駅」下車、東方へ徒歩約25分	023－628－4141	
		山形大学工学部試験場	111702	852	米沢市城南四丁目3－16 JR奥羽本線「米沢駅」から市街地循環バス右回りで「山大正門前」下車、徒歩1分又は、「米沢駅」から白布温泉行バスで「城南二丁目」下車、徒歩5分	0238－26－3013	
		県立鶴岡中央高等学校試験場	111703	781	鶴岡市大宝寺字日本国410 JR「鶴岡駅」又は庄内交通バス「エスモール」下車、西へ徒歩15分	0235－25－8413	○
		計		3,807			
	山形県立保健医療大学	山形県立保健医療大学試験場	236801	460	山形市上柳260 JR「羽前千歳駅」下車、東口から北東へ徒歩20分 又はJR「南出羽駅」下車、南東へ徒歩10分	023－686－6688	
	東北公益文科大学	東北公益文科大学酒田キャンパス試験場	396601	570	酒田市飯森山3－5－1 JR酒田駅から酒田市福祉乗合バス大学線「大学前」下車、徒歩すぐ	0234－41－1111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
福島県	福島大学	福島大学試験場	111801	1,837	福島市金谷川1番地 JR東日本東北本線「金谷川駅」下車、徒歩10分	024－548－8354	
		福島大学試験場	111850	2	福島市金谷川1番地 JR東日本東北本線「金谷川駅」下車、徒歩10分	024－548－8354	
		計		1,839			
	福島県立医科大学	福島県立医科大学試験場	230201	624	福島市光が丘1 JR福島駅東口バスターミナル5番乗り場から福島交通バス、「バイパス経由医大」行き「医科大学前」停留所下車、北へ徒歩1分（所要時間約35分）	024－548－0382	
	会津大学	会津大学試験場	234301	1,115	会津若松市一箕町鶴賀字上居合90 JR会津若松駅から会津バス居合団地行「会津大学前」（約6分）下車	0242－37－2571	
	郡山女子大学	郡山女子大学試験場	353101	531	郡山市開成3－25－2 福島交通バス郡山駅前9番乗場より乗車、「郡山女子大学」下車、徒歩5分	024－932－4848	
	日本大学	日本大学工学部試験場	362304	1,367	郡山市田村町徳定字中河原1 JR郡山駅から福島交通バス徳定行「日本大学」下車 又はJR「安積永盛駅」から東へ徒歩15分	024－956－8619	
	いわき明星大学	いわき明星大学試験場	383501	1,022	いわき市中央台飯野5－5－1 JR常磐線「いわき駅」から新常磐交通バス、6番のりばよりラパークいわき行きで「明星大正門」下車、徒歩1分　8：00開門	0246－29－5111	
	東日本国際大学	県立原町高等学校試験場	390501	522	南相馬市原町区西町三丁目380 JR東日本常磐線「原ノ町駅」下車、西へ徒歩30分	0244－24－5710	○
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	111901	2,477	水戸市文京2－1－1 JR常磐線「水戸駅」北口又は「赤塚駅」前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車、徒歩3分　8：00開門	029－228－8573	
		茨城大学工学部試験場	111902	1,100	日立市中成沢町4－12－1 JR常磐線「日立駅」中央口又は「常陸多賀駅」前から日立電鉄バス中央線経由「茨大前」下車、徒歩1分　8：00開門	0294－38－1639	
		茨城大学農学部試験場	111903	249	稲敷郡阿見町中央3－21－1 JR常磐線「土浦駅」西口から関東鉄道バス阿見中央公民館行「茨大前」下車、徒歩2分　8：00開門	029－888－8834	
		計		3,826			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
茨城県	筑波大学	筑波大学第一試験場	112101	1,797	つくば市天王台1丁目1－1 JR土浦駅から筑波大学中央行きバスで約40分、又はTXつくば駅から筑波大学循環バスで約15分、いずれも「第一エリア前」下車、徒歩5分	029－853－6007	
		筑波大学第二試験場	112102	1,921	つくば市天王台1丁目1－1 JR土浦駅から筑波大学中央行きバスで約40分、又はTXつくば駅から筑波大学循環バスで約15分、いずれも「筑波大学中央」下車、徒歩5分	029－853－6007	
		筑波大学第三試験場	112103	840	つくば市天王台1丁目1－1 JR土浦駅から筑波大学中央行きバスで約40分、又はTXつくば駅から筑波大学循環バスで約15分、いずれも「第三エリア前」下車、徒歩5分	029－853－6007	
		筑波大学体育・芸術試験場	112104	788	つくば市天王台1丁目1－1 JR土浦駅から筑波大学中央行きバスで約40分、又はTXつくば駅から筑波大学循環バスで約15分、いずれも「筑波大学西」下車、徒歩5分	029－853－6007	
		筑波大学医学試験場	112105	744	つくば市天王台1丁目1－1 JR土浦駅から筑波大学中央行きバスで約40分、又はTXつくば駅から筑波大学循環バスで約10分、いずれも「筑波大学病院入口」下車、徒歩1分	029－853－6007	
		筑波大学春日試験場	112106	708	つくば市春日1－2 JR土浦駅から筑波大学中央行き又はつくばセンター行きバスで約30分、「つくばセンター」下車、TX「つくば」駅下車、いずれも徒歩10分	029－853－6007	
		計		6,798			
	茨城県立医療大学	茨城県立医療大学試験場	234901	500	稲敷郡阿見町阿見4669－2 JR常磐線「土浦駅」西口から阿見中央公民館（関東鉄道バス）行「県立医療大学入口」下車、徒歩5分　7：00開門	029－840－2111	
	茨城キリスト教大学	茨城キリスト教大学1号館試験場	353301	470	日立市大みか町6－11－1 JR常磐線「大甕（おおみか）駅」下車、徒歩7分　8：00開門	0294－54－3212	
	常磐大学	常磐大学試験場	353401	940	水戸市見和1－430－1 JR常磐線「水戸駅」北口から⑤番バス乗場（赤塚・双葉台団地方面）で「自由ヶ丘」下車、徒歩5分　又は常磐大経由で「常磐大学前」下車	029－232－2511	
	流通経済大学	流通経済大学龍ケ崎キャンパス試験場	353501	663	龍ケ崎市120 JR常磐線「佐貫駅」東口からシャトルバス約12分 又は関東鉄道「竜ヶ崎駅」から徒歩20分　8：15開門	0297－60－1156	
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	112201	2,098	宇都宮市峰町350 JR「宇都宮駅」西口JRバス3番乗場から福母井行、茂木行、清原台団地行又は東野バス14番乗場から真岡行、益子行、清原球場行など「宇大前」下車	028－649－5112	
		宇都宮大学陽東地区試験場	112202	788	宇都宮市陽東7－1－2 JR「宇都宮駅」西口JRバス3番乗場から福母井行、茂木行、清原台団地行又は東野バス14番乗場から真岡行、益子行など「工学部前」下車	028－649－5112	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
栃木県	宇都宮大学	計		2,886			
	足利工業大学	足利工業大学試験場	353601	1,233	足利市大前町268－1 ＪＲ両毛線「山前駅」下車、西南へ徒歩20分	0284－62－0605	
	獨協医科大学	獨協医科大学試験場	353801	617	下都賀郡壬生町大字北小林880番地 東武宇都宮線「おもちゃのまち駅」下車、西口より徒歩15分（または、西口より関東バスにて3分「獨協医大病院」下車）　8：00開門	0282－87－2108	
	帝京大学	帝京大学宇都宮キャンパス試験場	360102	1,075	宇都宮市豊郷台1－1 ＪＲ「宇都宮駅」西口下車、関東バス5番のりばから雄郷台・帝京大学行、ニュー富士見行、宇都宮美術館行に乗車し20分、「帝京大学」下車	028－627－7130	
	白鷗大学	白鷗大学東キャンパス試験場	383201	1,076	小山市駅東通り2－2－2 ＪＲ宇都宮線「小山駅」東口下車、徒歩2分	0285－22－8900	
	作新学院大学	作新学院大学試験場	384401	916	宇都宮市竹下町908 ＪＲ「宇都宮駅」西口から「ＪＲバス浦臨高校道両清原台団地行「清臨高校」」下車	028－667－7111	
	国際医療福祉大学	国際医療福祉大学大田原キャンパス試験場	390601	699	大田原市北金丸2600－1 ＪＲ那須塩原駅から大田原市営バス国際医療福祉大学行、大学下車　又はＪＲ西那須野駅から大田原市営バス五峰の通行、大学下車　8：00開門	0287－24－3000	
	宇都宮共和大学	宇都宮共和大学試験場	394501	485	宇都宮市大通り1丁目3番18号 東北新幹線「ＪＲ宇都宮駅西口から徒歩5分又はＪＲ・関東・東野バスにて「大工町」下車　8：00開門	028－650－6611	
群馬県	群馬大学	群馬大学荒牧地区試験場	112301	973	前橋市荒牧町四丁目2番地 ＪＲ前橋駅北口から群馬大学荒牧経由渋川駅行、ＪＲ渋川駅前から群馬大学荒牧経由前橋駅行、共に「群馬大学荒牧」下車（関越交通バス）　8：00開門	027－220－7149	
		県立前橋高等学校試験場	112302	680	前橋市下沖町321－1 上毛電鉄「片貝駅」下車、徒歩5分　8：00開門	027－237－5545	○
		県立前橋女子高等学校試験場	112303	880	前橋市紅雲町2－19－1 ＪＲ両毛線「前橋駅」下車、北口から西へ徒歩10分　8：00開門	027－243－5441	○
		群馬大学桐生地区試験場	112304	729	桐生市天神町1－5－1 ＪＲ両毛線桐生駅南口下車、おりひめバス権田行「群大前」下車　又は東武新桐生駅下車、おりひめバス桐生女子経行「群大前」下車　8：00開門	0277－30－1860	
		県立桐生工業高等学校試験場	112305	400	桐生市西久方町1－1－41 ＪＲ両毛線桐生駅南口下車、おりひめバス権田行「群大前」下車　又は東武新桐生駅下車、おりひめバス桐生女子高行「群大前」下車　8：00開門	0277－22－1100	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
群馬県	群馬大学	計		3,662			
	群馬県立女子大学	群馬県立女子大学試験場	230301	600	佐波郡玉村町大字上之手1395－1 伊勢崎駅から群馬中央バス県立女子大学行で「県立女子大学」下車徒歩すぐ 新町駅から永井バス玉村町役場行で「県立女子大前」下車徒歩すぐ　8時開門	0270－65－8511	
	高崎経済大学	高崎経済大学試験場	230401	900	高崎市上並榎町1300番地 ＪＲ高崎駅西口から群馬バスで約20分「太郎経由室田行・冲経由渋川行・権名前行にて経済大学前下車」　8：00開門	027－343－5417	
	前橋工科大学	前橋工科大学試験場	235501	400	前橋市上佐鳥町460番地1 ＪＲ前橋駅北口から永井バス玉村町方面行「前橋工科大前」又は「工科大入口」下車、徒歩1分　8：00開門	027－265－0111	
	群馬社会福祉大学	群馬社会福祉大学試験場	345001	300	前橋市川曲町191－1 ＪＲ「井野駅」東口より徒歩25分　又はＪＲ「新前橋駅」から日本中央バス川曲町行乗車、終点「群馬社会福祉大学前」下車	027－253－0294	○
	関東学園大学	関東学園大学試験場	353901	650	太田市藤阿久町200番地 東武伊勢崎線「細谷駅」下車、徒歩10分	0276－32－7800	
	上武大学	上武大学高崎キャンパス試験場	354001	700	高崎市新町270－1 ＪＲ高崎線「新町駅」下車、徒歩15分　8：00開門	0274－42－2828	
	東洋大学	東洋大学板倉校舎試験場	362102	500	邑楽郡板倉町泉野1丁目1番地1号 東武日光線「板倉東洋大前駅」西口下車、西へ徒歩10分	0276－82－9110	
	共愛学園前橋国際大学	共愛学園前橋国際大学試験場	394701	400	前橋市小屋原町1154－4 ＪＲ両毛線「新前駅」北口下車、徒歩13分	027－266－7575	
	東京福祉大学	東京福祉大学試験場	395501	300	伊勢崎市山王町2020－1 ＪＲ高崎線「本庄駅」又はＪＲ両毛線「東武伊勢崎線「伊勢崎駅」より、国定十王交通バス15分「東京福祉大学」バス停下車、徒歩1分　8：00開門	0270－20－3673	
	高崎健康福祉大学	高崎健康福祉大学健康福祉学部試験場	396701	350	高崎市中大部町37－1 ＪＲ「高崎駅」西口から群馬中央バス伊勢崎行で「常慈」下車徒歩5分又は、東口からぐるりんバス群馬の森線で「高崎健康福祉大学」下車徒歩3分	027－352－1290	
	高崎商科大学	高崎商科大学試験場	396801	350	高崎市根小屋町741 上信電鉄「高崎商科大学前駅」下車、一本松通方面徒歩4分	027－347－3399	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	112401	1,269	さいたま市桜区下大久保255 埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩25分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	048－858－3036	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
埼玉県	埼玉大学	県立浦和高等学校試験場	112402	880	さいたま市浦和区領家5－3－3 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩10分	048－858－3036	○
		県立浦和西高等学校試験場	112403	840	さいたま市浦和区木崎3－1－1 京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩20分	048－858－3036	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	112404	880	さいたま市浦和区岸町3－8－45 ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩10分	048－858－3036	○
		県立大宮高等学校試験場	112405	840	さいたま市大宮区天沼町2－323 ＪＲ「さいたま新都心駅」東口下車、北東へ徒歩15分	048－858－3036	○
		計		4,709			
	埼玉県立大学	埼玉県立大学試験場	236401	750	越谷市三野宮820番地 東武伊勢崎線「せんげん台駅」西口下車、徒歩約20分 又は「県立大学行」朝日バス約5分	048－973－4117	
	跡見学園女子大学	跡見学園女子大学試験場	354101	700	新座市中野1－9－6 東武東上線「志木駅」南口下車、西武バス絵見女子大・新座駅東口行「絵見女子大」下車、又はＪＲ武蔵野線「新座駅」下車、大学バス　8：00開門	048－478－3333	
	東京国際大学	東京国際大学第1キャンパス試験場	354201	900	川越市的場北1－13－1 東武東上線「鶴ヶ島駅」下車、徒歩5分 又はＪＲ川越線「的場駅」下車、徒歩13分　8：00開門	049－232－1111	
	埼玉工業大学	埼玉工業大学試験場	354401	700	深谷市自源寺1690 ＪＲ高崎線「籠部駅」下車、徒歩10分 7：45開門	048－585－6814	
	城西大学	城西大学試験場	354501	1,800	坂戸市けやき台1－1 東武越生線「川角駅」下車、南へ徒歩15分　7：50開門	049－271－7711	
	女子栄養大学	女子栄養大学坂戸校舎試験場	354701	800	坂戸市千代田3－9－21 東武東上線「若葉駅」東口下車、徒歩3分（池袋より約45分）	049－282－3601	
	獨協大学	獨協大学試験場	354901	1,700	草加市学園町1－1 東武伊勢崎線（東京メトロ日比谷線・半蔵門線乗り入れ）「松原団地駅」下車、徒歩5分　8：00開門	048－946－1948	
	日本工業大学	日本工業大学工学部試験場	355001	600	南埼玉郡宮代町学園台4－1 東武伊勢崎線「東武動物公園」下車、西口から徒歩約15分	0480－33－7676	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
埼玉県	文教大学	文教大学越谷校舎試験場	355101	1,500	越谷市南荻島3337 東武伊勢崎線「北越谷駅」下車、徒歩10分 8：30開門	048－974－8816	
	淑徳大学	淑徳大学国際コミュニケーション学部試験場	355202	350	入間郡三芳町藤久保1150－1 東武東上線「ふじみ野駅」西口下車、スクールバス約7分　8：00開門	049－274－1511	
	芝浦工業大学	芝浦工業大学大宮校舎試験場	357701	1,800	さいたま市見沼区深作307 ＪＲ宇都宮線「東大宮駅」東口下車、徒歩18分　又はスクールバスで5分	048－687－5100	
	大東文化大学	大東文化大学試験場	359401	1,879	東松山市岩殿560 東武東上線「高坂駅」下車、スクールバス（無料）約7分　8：00開門	0493－31－1504	
	東京電機大学	東京電機大学理工学部試験場	361501	800	比企郡鳩山町石坂 東武東上線「高坂駅」西口下車、駅前よりスクールバス8分 8：00開門	049－296－2911	
	東京理科大学	東京理科大学久喜校舎試験場	361803	300	久喜市下清久500番地 ＪＲ宇都宮線または東武伊勢崎線「久喜駅」下車、西口より朝日バス菖蒲仲通行「高木病院」下車または大和バス清久工業団地行「東京理科大学前」下車	0480－21－7600	
	東洋大学	東洋大学川越校舎試験場	362101	1,730	川越市鯨井2100 東武東上線「鶴ヶ島駅」東口下車、南へ徒歩10分　8：00開門	049－239－1308	
	立教大学	立教大学新座キャンパス試験場	364501	1,750	新座市北野1－2－26 東武東上線「志木駅」南口下車、徒歩約15分　又は関下車口より西武バス清瀬駅北口行・所沢駅東口行にて所要5分「立教前」下車	048－471－6676	
	駿河台大学	駿河台大学試験場	383601	1,400	新座市阿須698 西武池袋線「元加治駅」下車、無料バス5分　西武池袋線「新座駅」南口下車無料バス7分　ＪＲ八高線「金子駅」下車、無料バス8分　8：30開門	042－972－1124	
	文京学院大学	文京学院大学ふじみ野キャンパス試験場	387301	500	ふじみ野市亀久保1196番地 東武東上線「ふじみ野駅」下車、西口から東武バス大井競技「ヤマハ」下車、徒歩0分　7：45開門	049－266－0253	
	十文字学園女子大学	十文字学園女子大学試験場	391601	350	新座市管沢2－1－28 ＪＲ武蔵野線「新座駅」下車、徒歩8分　7：30開門	0120－8164－10	
	西武文理大学	西武文理大学試験場	394801	450	狭山市柏原新田311－1 西武新宿線「新狭山駅」北口から西武バス西武柏原ニュータウン又はかすみ野又は笠幡折返場行「西武柏原ニュータウン」下車徒歩10分	04－2954－7575	
	尚美学園大学	尚美学園大学川越キャンパス試験場	396501	500	川越市豊田町1－1－1 川越駅西口又は本川越駅よりスクールバス利用、約15分。8時00分から運行。1時間に5本前後のダイヤを組んでいる。	049－246－2700	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上階使用
埼玉県	ものつくり大学	ものつくり大学試験場	397001	400	行田市前谷333番地 ＪＲ高崎線「吹上駅」下車、徒歩約15分、又は朝日バス行田車庫行 又は行田工業団地行乗車（約3分）、「ものつくり大学入口」下車	048－564－3816	
千葉県	千葉大学	千葉大学第1（文学部・法経学部）試験場	112501	530	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩10分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩12分	043－251－1111	
		千葉大学第2（工学部）試験場	112502	620	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩8分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩12分	043－251－1111	
		千葉大学第3（総合校舎）試験場	112503	1,040	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩12分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩15分	043－251－1111	
		千葉大学第4（教育学部）試験場	112504	770	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩15分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩15分	043－251－1111	
		千葉大学第5（薬学部）試験場	112505	268	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩10分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩13分	043－251－1111	
		千葉大学園芸学部試験場	112506	380	松戸市松戸648 ＪＲ常磐線、地下鉄千代田線又は新京成線「松戸駅」下車、東口から 徒歩15分	043－251－1111	
		千葉大学看護学部試験場	112507	200	千葉市中央区亥鼻1－8－1 ＪＲ「千葉駅」又は京成電鉄「京成千葉駅」下車、ＪＲ「千葉駅」東口７番バス乗り場から京成バスを利用し、「千葉大医学部入口」下車	043－251－1111	
		県立千葉女子高等学校試験場	112508	680	千葉市稲毛区小仲台5－10－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分	043－251－1111	○
		計		4,488			
	千葉科学大学	千葉科学大学試験場	348201	430	銚子市潮見町3番地 ＪＲ銚子駅から千葉交通バス千葉科学大学行「本館キャンパス」下車	0479－30－4545	
	明海大学	明海大学浦安キャンパス試験場	354601	710	浦安市明海1 ＪＲ「新浦安駅」下車、徒歩8分、又は東京メトロ「浦安駅」から東京ベイシティ交通③系統バスにて「明海大学前」下車、徒歩1分	047－355－5116	
	淑徳大学	淑徳大学総合福祉学部試験場	355201	500	千葉市中央区大巌寺町200番地 ＪＲ蘇我駅より小湊バスで淑徳大学行、終点下車または、ＪＲ千葉駅より小湊バスで大巌寺行、中央バスで赤井町行「淑徳大学前」下車　8：00開門	043－265－7331	
千葉県	敬愛大学	敬愛大学稲毛キャンパス試験場	355301	480	千葉市稲毛区穴川1－5－21 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分　独立行政法人放射線医学総合研究所を通過し、交差点を左折し右手	043－284－2364	
	千葉工業大学	千葉工業大学津田沼校舎試験場	355401	1,800	習志野市津田沼2－17－1 ＪＲ総武線「津田沼駅」南口下車、徒歩1分　京成線「京成津田沼駅」下車、徒歩10分　新京成線「新津田沼駅」下車、徒歩3分	047－478－0580	
	千葉商科大学	千葉商科大学試験場	355501	1,030	市川市国府台1－3－1 ＪＲ「市川駅」北口から京成バス1番のりば松戸駅行、松戸車庫行乗車、「松戸女子大前」下車、徒歩約3分又は京成本線「国府台駅」下車、徒歩約10分	047－372－4111	
	麗澤大学	麗澤大学試験場	355701	600	柏市光ケ丘2－1－1 ＪＲ常磐線「南柏駅」東口下車、東武バス⑦番乗り場より乗車 「麗澤大学前」下車、徒歩3分	04－7173－3500	
	和洋女子大学	和洋女子大学試験場	355801	500	市川市国府台2丁目3番1号 京成本線「国府台駅」下車、徒歩11分　又はＪＲ「市川駅」北口から京成バス松戸車庫行乗車、「真間山下」下車、徒歩3分	047－371－1127	
	東京電機大学	東京電機大学情報環境学部試験場	361503	200	印西市武西学園台2－1200 北総鉄道（北総線）「千葉ニュータウン中央駅」下車、徒歩10分	0476－46－4111	
	東京理科大学	東京理科大学野田校舎試験場	361802	1,700	野田市山崎2641番地 東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分　8：30開門	04－7124－1501	
	東邦大学	東邦大学試験場	361901	750	船橋市三山2－2－1 総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス④番で乗車「東邦大学前」下車、すぐ 又は京成成田線「京成大久保駅」下車、徒歩10分　7：30開門	047－472－0666	
	日本大学	日本大学生産工学部実籾校舎試験場	362301	1,500	習志野市泉町2－11－1 京成本線「実籾駅」下車、徒歩7分　又はＪＲ総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス5番乗り場にて「日大実籾行」乗車、終点下車　8：00開門	047－474－2837	
		日本大学理工学部船橋校舎試験場	362303	2,100	船橋市習志野台7－24－1 東葉高速鉄道「船橋日大前駅」下車、徒歩1分　8：00開門	047－469－5237	
		計		3,600			
	神田外語大学	神田外語大学試験場	383701	560	千葉市美浜区若葉1－4－1 ＪＲ京葉線「幕張豊砂」南口下車、徒歩20分　又はＪＲ京葉線「海浜幕張駅」北口下車、徒歩15分	043－273－2826	
	帝京平成大学	帝京平成大学試験場	383801	950	市原市磯井戸2289 ＪＲ「八幡宿駅」下車、東口から帝京平成大学行直通バス（小湊バス）20分	0436－74－6199	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上階使用
千葉県	秀明大学	秀明大学千葉キャンパス試験場	385101	230	八千代市大学町1－1 東葉高速鉄道「八千代緑が丘駅」からちばレインボーバス⑬番のりば船尾車庫行 又は木下駅行「秀明大学」下車　8：00開門	047－488－2111	
	川村学園女子大学	川村学園女子大学試験場	385201	600	我孫子市下ヶ戸1133 ＪＲ常磐線「天王台駅」下車、北口からバス川村学園女子大学行又は大和団地行で5分「川村学園女子大学」下車	04－7183－0114	
	東京情報大学	東京情報大学試験場	385301	500	千葉市若葉区御成台4－1 千葉都市モノレール「千城台駅」下車、京成バス「情報大正門前」下車	043－236－1408	
	聖徳大学	聖徳大学／聖徳大学短期大学部試験場	386601	1,500	松戸市岩瀬550 ＪＲ常磐線、地下鉄千代田線、新京成線、「松戸駅」下車、東口徒歩5分 8：30開門	047－365－1111	
	江戸川大学	江戸川大学試験場	386701	550	流山市駒木474 常磐線「柏駅」西口から東武バス高田車庫行き等で「増尾」下車、徒歩5分 又は、東武野田線「豊四季駅」下車、徒歩15分　8：00開門	04－7152－0661	
	東京成徳大学	東京成徳大学八千代キャンパス試験場	388201	300	八千代市保品2014 京成本線「勝田台駅」又は東葉高速鉄道「東葉勝田台駅」下車、 A3出口から臨時直通バス（約15分・運賃250円）　8：00開門	047－488－1000	
	清和大学	清和大学法学部試験場	388901	200	太田津市東太田3丁目4番5号 ＪＲ内房線「木更津駅」東口駅前通り直進、信号3つ目（徒歩約4分）バスターミナルからスクールバス（約10分）を君津学園駐車場まで運行	0438－30－5555	
	東洋学園大学	東洋学園大学試験場	390301	550	流山市鰭ヶ崎1660 ＪＲ常磐線「馬橋駅」又は「新松戸駅」乗換え、流山電鉄「緑ヶ崎駅」下車、 徒歩8分　又はＪＲ武蔵野線「南流山駅」下車、徒歩18分	04－7150－3005	
	城西国際大学	城西国際大学試験場	395801	1,180	東金市求名1番地 ＪＲ外房線大網駅またはＪＲ総武本線成東駅乗り換えでＪＲ東金線「求名駅」 下車徒歩約5分　7：30開門	0475－55－8855	
	千葉県立衛生短期大学	千葉県立衛生短期大学試験場	601101	500	千葉市美浜区若葉2－10－1 ＪＲ総武緩行線「幕張」南口又は京成千葉線「幕張」下車、南方向へ徒歩15分又はＪＲ京葉線「海浜幕張」北口下車、北方向へ徒歩15分　8：00開門	043－272－1711	
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	112601	2,645	文京区本郷7－3－1 東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄大江戸線「本郷三丁目駅」下車、東京メトロ千代田線「根津駅」下車、JR京メトロ南北線「東大前駅」下車、各徒歩10分	03－3818－9020	
		東京大学教養学部試験場	112602	3,104	目黒区駒場3－8－1 京王井の頭線「駒場東大前駅」東口下車、徒歩1分　8：30開門	03－3818－9020	
		都立白鷗高等学校試験場	112603	800	台東区元浅草1－6－22 都営地下鉄大江戸線・つくばエクスプレス線「蔵前駅前駅」下車、徒歩5分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」下車、徒歩7分　8：00開門	03－3818－9020	○
		私立富士見丘高等学校試験場	112604	1,120	渋谷区笹塚3－19－9 都営地下鉄新宿線又は京王線「笹塚駅」下車、徒歩8分　8：00開門	03－3818－9020	○
		私立海城高等学校試験場	112605	1,170	新宿区大久保3－6－1 ＪＲ山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分　8：00開門	03－3818－9020	○
		都立日比谷高等学校試験場	112606	960	千代田区永田町2－16－1 東京メトロ「国会議事堂前駅」下車、「溜池山王駅」下車、「赤坂見附駅」下車、「永田町駅」下車、各徒歩5分　8：00開門	03－3818－9020	
		私立開成高等学校試験場	112607	1,035	荒川区西日暮里4－2－4 ＪＲ山手線・東京メトロ千代田線「西日暮里駅」下車、各徒歩5分 8：00開門	03－3818－9020	
		計		10,834			
	東京医科歯科大学	東京医科歯科大学代々木ゼミナール代々木校試験場	112701	748	渋谷区代々木1－27－16 ＪＲ山手線・総武線「代々木駅」下車、西口改札口より徒歩5分　又は都営地下鉄大江戸線「代々木駅」下車、A1出口より徒歩2分　8：30開門	03－3379－5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	112801	1,404	府中市朝日町3－11－1 ＪＲ中央線武蔵境駅から西武多摩川線「多摩駅」下車、徒歩5分　又は京王電鉄「飛田給駅」北口より多摩駅行京王バスにて「東京外国語大学前」下車	042－330－5179	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	112901	2,378	小金井市貫井北町4－1－1 ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王電鉄バス小平団地行「学芸大正門」下車、徒歩3分	042－329－7203	
	東京農工大学	東京農工大学小金井キャンパス試験場	113001	1,920	小金井市中町2－24－16 ＪＲ中央線「東小金井駅」南口下車、西へ徒歩約10分 又はＪＲ中央線「武蔵小金井駅」南口下車、東へ徒歩約20分　8：10開門	042－385－8751	
	東京工業大学	東京工業大学試験場	113201	3,083	目黒区大岡山2－12－1 東急目黒線又は大井町線「大岡山駅」下車、正門まで徒歩1分（総合の試験室までは徒歩12分）　8：00開門	03－5734－3741	
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学試験場	113501	7	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩7分、有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩8分　又はＪＲ大塚駅南口から都営バス乗車「大塚2丁目」下車、徒歩1分	03－5978－5151	
		お茶の水女子大学試験場	113550	6	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩7分、有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩8分　又はＪＲ大塚駅南口から都営バス乗車「大塚2丁目」下車、徒歩1分	03－5978－5151	
		計		13			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	電気通信大学	電気通信大学試験場	113601	1,884	調布市調布ヶ丘1－5－1 京王線「調布駅」北口下車、徒歩5分　8：10開門	042－443－5103	
	一橋大学	一橋大学西キャンパス試験場	113701	1,359	国立市中2丁目1番地 JR中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩約10分　8：00開門	042－580－8159	
		一橋大学東キャンパス試験場	113702	1,265	国立市東2丁目4番地 JR中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩約10分　8：00開門	042－580－8159	
		計		2,624			
	東京海洋大学	東京海洋大学品川キャンパス試験場	120101	1,004	港区港南4－5－7 JR線・京浜急行線「品川駅」下車、自由通路港南口（東口）を経て徒歩10分	03－5463－0510	
		東京海洋大学越中島キャンパス試験場	120102	599	江東区越中島2－1－6 JR京葉線「越中島駅」下車、徒歩2分　地下鉄東西線・大江戸線「門前仲町駅」又は地下鉄有楽町線・大江戸線「月島駅」下車、徒歩10分	03－5245－7315	
		計		1,603			
	首都大学東京	首都大学東京第一試験場	238001	1,674	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩5分　南門（南大沢駅側）より入構　8：10開門	042－677－2391	
		首都大学東京第二試験場	238002	609	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩15分　南門（南大沢駅側）より入構　8：10開門	042－677－2391	
		計		2,283			
	東京聖栄大学	東京聖栄大学試験場	340701	200	葛飾区西新小岩1－4－6 JR総武線「新小岩」下車、北口から徒歩1分　8：00開門	03－3692－0211	
	東京富士大学	東京富士大学試験場	345201	450	新宿区高田馬場3－8－1 JR山手線、東京メトロ東西線、西武新宿線「高田馬場駅」下車、徒歩3分	03－3368－0351	
	LEC東京リーガルマインド大学	LEC東京リーガルマインド大学A棟試験場	348701	200	千代田区三崎町2－2－12 JR総武線「水道橋」東口下車、徒歩3分　又は都営三田線「水道橋」A2出口より徒歩5分　8：30開門	03－3222－5151	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	青山学院大学	青山学院大学青山キャンパス試験場	355901	1,200	渋谷区渋谷4－4－25 JR山手線、JR埼京線、東急線、京王井の頭線他「渋谷駅」より徒歩10分　又は東京メトロ「表参道駅」より徒歩5分　8：00開門	03－3409－8627	
	亜細亜大学	亜細亜大学試験場	356001	1,200	武蔵野市境5－24－10 JR中央線「武蔵境駅」北口下車、徒歩12分　又は武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学北」下車　8：00開門	0422－36－3273	
	大妻女子大学	大妻女子大学多摩キャンパス試験場	356201	840	多摩市唐木田2－7－1 小田急多摩線「唐木田駅」下車、徒歩7分　7：45開門	042－372－9141	
	桜美林大学	桜美林大学明々館・待望館試験場	356301	900	町田市常盤町3758 JR横浜線「淵野辺駅」よりバス「桜美林学園前」下車、徒歩3分 又は小田急線「町田駅」よりバス「矢部」下車、徒歩3分　8：30開門	042－797－1583	
	北里大学	北里大学薬学部試験場	356501	500	港区白金5－9－1 JR渋谷駅東口から都バス田町駅行　又はJR田町駅三田口から都バス渋谷駅行　いずれも「北里研究所前」下車（所要時間15分）	03－3442－6979	
	共立女子大学	共立女子大学・短期大学試験場	356601	700	千代田区一ツ橋2－2－1 地下鉄半蔵門線・都営地下鉄三田線・新宿線「神保町駅」下車、A－8番出口前又は地下鉄東西線「竹橋駅」下車、1b番出口より徒歩5分	03－3237－2621	
	杏林大学	杏林大学八王子キャンパス試験場	356801	500	八王子市宮下町476 JR・京王線「八王子」駅より西東京バス杏林大学行で終点下車　又はJR・西武線「拝島」駅より多摩バス杏林大学行で終点下車　8：00開門	042－691－0011	
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田キャンパス試験場	357001	1,570	港区三田2－15－45 JR山手線・京浜東北線「田町駅」三田口下車、徒歩8分 都営地下鉄浅草線・三田線「三田駅」下車、徒歩7分	03－3453－4511	
	工学院大学	工学院大学試験場	357101	750	新宿区西新宿1－24－2 JR・京王線・小田急線・地下鉄丸の内線「新宿駅」西口下車、徒歩5分 又は西武新宿線「西武新宿駅」下車、徒歩10分　8：00開門	03－3340－0130	
	國學院大学	國學院大学渋谷キャンパス試験場	357201	1,100	渋谷区東4－10－28 JR他「渋谷駅」東口方面出口より渋谷警察署方向（東南）へ徒歩15分 又は同方面出口より都営バス日赤医療センター行「国学院大学前」下車	03－5466－0141	
	国際基督教大学	国際基督教大学試験場	357301	500	三鷹市大沢3－10－2 JR中央線「武蔵境」下車、南口に降りる　小田急バス「国際基督教大学」行き乗車、終点構内下車、乗車時間約12分　校舎まで徒歩7分　8：00入館	0422－33－3226	
	国士舘大学	国士舘大学世田谷試験場	357401	1,100	世田谷区世田谷4－28－1 小田急線「梅ヶ丘駅」下車、徒歩15分　又は田園都市線「三軒茶屋駅」乗換え東急世田谷線「松陰神社前駅」下車、徒歩6分　8：15開門	03－5481－3211	
	駒澤大学	駒澤大学駒沢校舎試験場	357501	1,300	世田谷区駒沢1－23－1 東急田園都市線「駒沢大学駅」下車、徒歩10分　「駒沢大学駅」から二子玉川方向に向い、駒沢交差点を左折し、2分で正門　8：00開門	03－3418－9109	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	実践女子大学	実践女子大学試験場	357601	500	日野市大坂上4－1－1 JR中央線「日野駅」下車、徒歩15分（八王子方面へ向かい線路の右側に沿って坂道を登る）　8：00開門	042－585－8817	
	順天堂大学	順天堂大学医学部試験場	357801	200	文京区本郷2－1－1 JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」下車、徒歩9分 または東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車、徒歩12分	03－5802－1021	
	昭和大学	昭和大学4号館試験場	358001	500	品川区旗の台1－5－8 東急池上線・東急大井町線「旗の台駅」東口下車、徒歩5分	03－3784－8022	
	昭和女子大学	昭和女子大学大学1号館試験場	358101	742	世田谷区太子堂1－7 東急田園都市線「三軒茶屋駅」下車、徒歩8分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前　8：00開門	03－3411－5116	
		昭和女子大学大学3号館試験場	358102	660	世田谷区太子堂1－7 東急田園都市線「三軒茶屋駅」下車、徒歩8分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前　8：00開門	03－3411－5116	
		計		1,402			
	昭和薬科大学	昭和薬科大学試験場	358201	500	町田市東玉川学園3丁目3165番地 小田急線「玉川学園前駅」下車、東へ徒歩15分　又はJR横浜線「成瀬駅」北口から神奈川中央路線バス昭和薬科大学方面行にて「昭和薬科大学」下車	042－721－1511	
	白百合女子大学	白百合女子大学試験場	358401	350	調布市緑ヶ丘1－25 京王線「仙川駅」下車、徒歩10分	03－3326－5240	
	成蹊大学	成蹊大学試験場	358601	995	武蔵野市吉祥寺北町3－3－1 JR中央線、総武線、東京メトロ東西線、京王井の頭線で「吉祥寺駅」下車、駅北口から関東バス（①・②番のりば）に乗り「成蹊学園前」で下車	0422－37－3699	
	成城大学	成城大学7号館試験場	358701	600	世田谷区成城6－1－20 小田急線「成城学園前駅」中央口（北口）下車、徒歩3分　7：00開門	03－3482－9100	
	創価大学	創価大学試験場	359201	500	八王子市丹木町1－236 JR・京王「八王子駅」下車、西東京バス創価大学行、戸吹行・杏林大学行（いずれも東京富士美術館経由）「創大正門」下車（所要25分・臨時バス有）	042－691－6330	
	大正大学	大正大学巣鴨校舎試験場	359301	600	豊島区西巣鴨3－20－1 都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車、徒歩2分　又はJR池袋駅東口から都営バス浅草雷門行・西新井駅行「隆創」下車、徒歩2分　8：20開門	03－3918－7311	
	高千穂大学	高千穂大学試験場	359501	500	杉並区大宮2－19－1 京王井の頭線「西永福駅」下車、徒歩7分　8：30開門	03－3317－4077	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	拓殖大学	拓殖大学文京キャンパス試験場	359601	1,000	文京区小日向3－4－14 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩3分	03－3947－7159	
	玉川大学	玉川大学2号館試験場	359701	450	町田市玉川学園6丁目1番1号 小田急線「玉川学園前駅」下車、徒歩5分　8：00開門	042－739－8990	
	多摩美術大学	多摩美術大学八王子キャンパス試験場	359801	400	八王子市鑓水2－1723 JR・京王相模原線「橋本駅」北口ロータリー6番バス乗り場より神奈川中央交通バス多摩美術大学行「多摩美術大学（終点）」下車（所要時間約8分）	042－676－8611	
	中央大学	中央大学多摩校舎試験場	359901	1,500	八王子市東中野742－1 多摩モノレール「中央大学・明星大学駅」下車、京王線「多摩動物公園駅」徒歩10分　又はJR中央線「豊田駅」から京王バス「中央大学」下車	042－674－2441	
	津田塾大学	津田塾大学試験場	360001	500	小平市津田町2－1－1 西武国分寺線「鷹の台駅」下車、徒歩8分 又はJR武蔵野線「新小平駅」下車、徒歩18分　8：00開門	042－342－5120	
	帝京大学	帝京大学八王子キャンパス試験場	360101	1,150	八王子市大塚359 京王線聖蹟桜ヶ丘駅から2番乗場帝京大学構内行「帝京大学構内」下車又は南大沢駅行・多摩センター駅行・隆之内駅行「帝京大学入口」下車、徒歩4分	042－678－3311	
	東京音楽大学	東京音楽大学音楽学部試験場	360401	200	豊島区南池袋3－4－5 JR・西武池袋線・東武東上線・有楽町線・丸ノ内線「池袋駅」又はJR「目白駅」より徒歩約15分　8：00開門	03－3982－3221	
	東京家政大学	東京家政大学試験場	360501	800	板橋区加賀1－18－1 JR埼京線「十条駅」下車、徒歩7分　又は都営地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩12分　又はJR京浜東北線王子駅よりバス板橋駅行「区境」下車	03－3961－2443	
	東京家政学院大学	東京家政学院大学試験場	360601	500	町田市相原町2600 JR横浜線「相原駅」西口から神奈中バス東京家政学院行「東京家政学院前」下車、徒歩1分　8：00開門	042－782－5911	
	東京経済大学	東京経済大学試験場	360701	850	国分寺市南町1－7－34 JR中央線、西武国分寺線・多摩湖線「国分寺駅」下車、南口より新宿方面に徒歩13分　8：15開門	042－328－7748	
	東京女子大学	東京女子大学試験場	361001	500	杉並区善福寺2－6－1 京王井の頭線、JR「吉祥寺駅」より西伏窪駅行バス「東京女子大前」、又はJR「西伏窪駅」より吉祥寺駅行バス「東京女子大前」下車　8：00開門	03－5382－6273	
	東京電機大学	東京電機大学工学部・未来科学部試験場	361502	900	千代田区神田錦町2－2 JR中央線「御茶ノ水駅」聖橋口下車、徒歩7分　又は「神田駅」北口下車、徒歩7分　又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水駅」B7下車、徒歩3分	03－5280－3522	
	東京農業大学	東京農業大学世田谷キャンパス試験場	361601	500	世田谷区桜丘1－1－1 小田急線「経堂」下車、南へ徒歩15分又は田園都市線「用賀」下車、東急バス世田谷区民会館、祖師ヶ谷大蔵駅行いずれか「農大前」下車　7：30開門	03－5477－2602	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	東京薬科大学	東京薬科大学試験場	361701	550	八王子市堀之内1432－1 京王線「平山城址公園駅」又は京王相模原線「京王堀之内駅」下車、東京薬科大学行路線バス、「東京薬科大学」下車　8：10開門	042－676－5112	
	東京理科大学	東京理科大学神楽坂校舎試験場	361801	500	新宿区神楽坂1丁目3番地 JR総武線、東京メトロ有楽町線・東西線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩3分　又は、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」下車、徒歩10分　8：30開門	03－3260－4271	
	二松学舎大学	二松学舎大学九段キャンパス試験場	362201	500	千代田区三番町6－16 地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下」下車、2番出口より徒歩8分 又はJR・地下鉄各線「飯田橋」・「市ヶ谷」下車、それぞれ徒歩15分	03－3261－7423	
	日本大学	日本大学経済学部試験場	362305	550	千代田区三崎町1－3－2 JR総武線、都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車、徒歩3分　又は都営地下鉄新宿線・三田線、東京メトロ半蔵門線「神保町駅」下車、徒歩5分	03－3219－3350	
		日本大学文理学部試験場	362306	500	世田谷区桜上水3－25－40 京王線　又は東急世田谷線「下高井戸」下車、徒歩10分　又は京王線「桜上水」下車、徒歩10分　8：00開門	03－3329－1151	
		計		1,050			
	日本歯科大学	日本歯科大学生命歯学部試験場	362501	500	千代田区富士見1－9－20 JR総武線「飯田橋駅」西口下車、徒歩5分　又は地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩8分	03－3261－8311	
	日本女子大学	日本女子大学目白キャンパス試験場	362801	600	文京区目白台2－8－1 JR山手線「目白」下車、徒歩18分（都営スクールバスの便あり）又は、東京メトロ有楽町線「護国寺」下車、4番出口より徒歩12分　8：00開門	03－5981－3792	
	ルーテル学院大学	ルーテル学院大学試験場	363201	200	三鷹市大沢3－10－20 JR「武蔵境駅」南口より小田急バス「吉01」「境91」「境93」のいずれかに乗車、「西野」バス停下車、徒歩3分　8：10開門	0422－31－4625	
	法政大学	法政大学市ヶ谷キャンパス富士見校舎試験場	363401	1,500	千代田区富士見2－17－1 JR、地下鉄東西線「飯田橋駅」、都営新宿線「市ヶ谷駅」下車、北東へ徒歩10分 又はJR、東京メトロ東西線・有楽町線「飯田橋駅」下車、南西へ徒歩10分	03－3264－9666	
	星薬科大学	星薬科大学試験場	363501	450	品川区荏原2－4－41 東急池上線「戸越銀座駅」下車、徒歩8分　又は東急目黒線「武蔵小山駅」下車、徒歩12分	03－5498－5817	
	武蔵大学	武蔵大学試験場	363601	450	練馬区豊玉上1－26－1 西武池袋線「江古田駅」下車、徒歩6分 又は都営地下鉄大江戸線「新江古田駅」下車、徒歩7分　8：15開門	03－5984－3715	
	武蔵工業大学	武蔵工業大学世田谷キャンパス試験場	363701	1,230	世田谷区玉堤1－28－1 東急大井町線「尾山台駅」下車、改札を出て、左方向へ　徒歩12分 8：30開門	03－3703－3111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	武蔵野大学	武蔵野大学試験場	363901	450	西東京市新町1－1－20 JR三鷹駅北口②乗場、関東バス武蔵境行「武蔵小金井行「武蔵野大学」下車 西武新宿線田無駅北口武蔵境行バス「至境学舎東京前」下車、徒歩5分	042－451－1300	
	明治大学	明治大学和泉校舎試験場	364102	1,500	杉並区永福1－9－1 京王線「京王井の頭線「明大前駅」下車、徒歩5分　8：00開門	03－5300－1219	
	明治薬科大学	明治薬科大学試験場	364301	450	清瀬市野塩2－522－1 西武池袋線「秋津駅」下車、徒歩12分 又はJR武蔵野線「新秋津駅」下車、徒歩17分　8：40開門	042－495－5061	
	明星大学	明星大学試験場	364401	900	日野市程久保2－1－1 京王線「多摩動物公園駅」下車、改札を出て左へ進み徒歩13分　又は多摩モノレール「中央大学・明星大学駅」下車、北側歩道（一部エスカレータ）5分	042－591－5793	
	立正大学	立正大学大崎キャンパス試験場	364601	1,050	品川区大崎4－2－16 山手線・埼京線・湘南新宿ライン・りんかい線大崎又は山手線・地下鉄浅草線五反田から徒歩5分　東急池上線大崎広小路から徒歩1分　8：00開門	03－3492－6649	
	和光大学	和光大学試験場	364701	500	町田市金井町2160番地 小田急線「鶴川駅」下車、徒歩15分　「鶴川駅」南側、鶴見川沿いに歩く	044－988－1479	
	早稲田大学	早稲田大学（西早稲田キャンパス）試験場	364801	1,500	新宿区西早稲田1－6－1 JR山手線、西武新宿線、東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車、早大正門行き各バス10分　又は東京メトロ東西線「早稲田駅」下車、徒歩5分	03－3204－9173	
	東京工科大学	東京工科大学試験場	383301	600	八王子市片倉町1404－1 JR横浜線「八王子みなみ野駅」下車、東口より国道16号線方面へ 徒歩15分　8：00開門	042－637－2111	
	多摩大学	多摩大学試験場	384501	450	多摩市聖ヶ丘4－1－1 小田急・京王線「永山駅」からバスのりば2番「多摩大学」下車　又は、京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」からバスのりば12番「多摩大学」下車	042－337－1111	
	恵泉女学園大学	恵泉女学園大学試験場	385401	450	多摩市南野2－10－1 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」・多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車、スクールバス10分	042－376－8211	
	文京学院大学	文京学院大学・短期大学試験場	387302	500	文京区向丘1－19－1 東京メトロ南北線「東大前駅」下車（2番出口）徒歩0分　8：00開門	03－3814－1661	
	目白大学	目白大学試験場	388801	500	新座区中落合4－31－1 西武新宿線「都立産業技術高専前駅」下車、徒歩13分 又は東京メトロ副都心線「落合」下車、徒歩12分　8：00開門	03－5996－3117	
	東京純心女子大学	東京純心女子大学試験場	391801	300	八王子市滝山町2－600 JR「八王子駅」南口⑨乗場「京王八王子駅」下車、西東京バス「純心女子学園行、戸吹行、吉祥大学行「純心女子学園」下車すぐ　8：10開門	0120－13－0326	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	嘉悦大学	嘉悦大学試験場	397201	310	小平市花小金井南町2－8－4 西武新宿線「花小金井」駅下車、南口より徒歩7分　又はJR中央線「武蔵小金井」駅から西武バス「清瀬駅南口」行他「嘉悦大学入口」下車、徒歩5分	042－466－3711	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育人間科学部試験場	113801	1,282	横浜市保土ヶ谷区常盤台79－2 市営地下鉄「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩20分　又は相鉄線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　第1日目は駅から誘導あり　8：00開門	045－339－3121	
		横浜国立大学経済・経営学部試験場	113802	1,175	横浜市保土ヶ谷区常盤台79－4 市営地下鉄「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩20分　又は相鉄線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　第1日目は駅から誘導あり　8：00開門	045－339－3121	
		横浜国立大学工学部試験場	113803	1,880	横浜市保土ヶ谷区常盤台79－5 市営地下鉄「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩20分　又は相鉄線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　第1日目は駅から誘導あり　8：00開門	045－339－3121	
		計		4,337			
	横浜市立大学	横浜市立大学試験場	230701	1,900	横浜市金沢区瀬戸22－2 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分　8：30開門	045－787－2055	
	神奈川県立保健福祉大学	神奈川県立保健福祉大学試験場	237501	500	横須賀市平成町1－10－1 京浜急行線「県立大学駅」下車、徒歩5分　8：00開門	046－828－2500	
	北里大学	北里大学相模原キャンパス試験場	356503	900	相模原市北里1－15－1 小田急「相模大野駅」北口から神奈中バス北里大学病院行「北里大学」　又はJR「相模原駅」から神奈中バス北里大学経由相模大野駅行「北里大学」下車	042－778－9749	
	専修大学	専修大学生田校舎試験場	359101	1,800	川崎市多摩区東三田2－1－1 小田急線「向ヶ丘遊園駅」下車、南口より徒歩14分　又は北口より小田急バスに乗車し、「専修大学120年記念館前」で下車（約8分）　8：30開場	044－911－1095	
	東海大学	東海大学湘南校舎試験場	360201	1,200	平塚市北金目1117番地 小田急線「東海大学前駅」下車徒歩15分　又はJR平塚駅北口から神奈中バス金野駅行「東海大学正門前」下車徒歩5分で南門到着　8：00開門	0463－58－1211	
	東京農業大学	東京農業大学厚木キャンパス試験場	361602	400	厚木市船子1737 小田急線「本厚木駅」下車、南口神奈中バス乗り場14番から東京農業大学行終点「東京農業大学」下車　7：30開門	046－270－6678	
	明治大学	明治大学生田校舎試験場	364101	1,000	川崎市多摩区東三田1－1－1 小田急線「生田駅」南口下車、徒歩10分　8：30開門	044－934－7626	
	明治学院大学	明治学院大学横浜キャンパス試験場	364201	1,000	横浜市戸塚区上倉田町1518 JR東海道線・横須賀線・横浜市営地下鉄「戸塚駅」東口から、江ノ電バス「明治学院大学南門行」下車、徒歩1分　8：15開門	045－863－2299	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地順	電話（試験当日）	上履使用
神奈川県	麻布大学	麻布大学８号館試験場	364901	900	相模原市淵野辺1－17－71 JR横浜線「矢部駅」下車、徒歩4分　8：00開門	042－769－2032	
	神奈川工科大学	神奈川工科大学試験場	365001	1,200	厚木市下荻野1030 小田急線「本厚木駅」北口下車、神奈中バス1番線より青年の家行または、神奈川工科大学経由鳶尾団地行「神奈川工科大学前」下車　当日直通バスを運行	046－291－3000	
	神奈川大学	神奈川大学試験場	365101	1,800	横浜市神奈川区六角橋3－27－1 東急東横線「白楽駅」下車、西出口から徒歩13分　8：30開門	045－481－5804	
	関東学院大学	関東学院大学金沢八景キャンパス試験場	365301	1,600	横浜市金沢区六浦東1－50－1 京浜急行線「金沢八景駅」下車、国道16号線に沿って南へ徒歩15分	045－786－7019	
	湘南工科大学	湘南工科大学試験場	365501	901	藤沢市辻堂西海岸1－1－25 JR東海道線「辻堂駅」東口南側下車、徒歩15分　又は「辻堂駅」から神奈中バスもしくは江ノ電バスに乗車し「浜見山」（湘南工科大学前）下車	0466－30－0200	
	相模女子大学	相模女子大学11号館試験場	365601	600	相模原市文京2－1－1 小田急線「相模大野駅」下車、徒歩10分　7：45開門	042－749－5533	
	産業能率大学	産業能率大学湘南キャンパス試験場	365701	600	伊勢原市上粕屋1573 小田急線「伊勢原駅」北口から神奈中バス産業能率大学行「産業能率大学」（終点）下車　または大山ケーブル行「石倉」下車、徒歩5分　8：00開門	0463－92－2217	
	鶴見大学	鶴見大学試験場	366001	400	横浜市鶴見区鶴見2－1－3 JR鶴見駅西口から徒歩5分　又は京浜急行線京急鶴見駅から徒歩7分 8：00開門	045－581－1001	
	東京工芸大学	東京工芸大学厚木キャンパス試験場	3661-01	950	厚木市飯山1583 小田急線「本厚木駅」下車、厚木バスセンター7番線発「東京工芸大学」行、終点下車（約20分）　料金：260円　＊他試験場行バス順接、誘発車注意	046－242－4111	
	フェリス女学院大学	フェリス女学院大学緑園キャンパス試験場	366201	400	横浜市泉区緑園4－5－3 相鉄いずみ野線「緑園都市」下車、徒歩3分、又はJR横須賀線「東戸塚」から神奈中バス緑園都市駅行「フェリス女学院」下車、徒歩1分　8：15開門	045－812－9183	
	横浜商科大学	横浜商科大学つるみキャンパス試験場	366301	600	横浜市鶴見区市寺尾4－11－1 京浜急行線「生麦駅」下車、徒歩15分　JR横浜線東口から市営バス⑦・⑧系統で川崎駅西口行・鶴見駅行に乗車し、「岸谷」下車、徒歩5分	045－571－3901	
	昭和音楽大学	昭和音楽大学試験場	383001	500	川崎市麻生区上麻生1－1－1 小田急線「新百合ヶ丘駅」南口下車、徒歩4分	044－953－1121	
	東洋英和女学院大学	東洋英和女学院大学試験場	384601	450	横浜市都筑区三保町32 亜細亜大学行バス「横浜市営バス23系統又は東急バス「横浜駅西口」行「横浜駅」下車、徒歩5分	045－922－5511	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
神奈川県	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学試験場	385601	650	横浜市青葉区鉄町１６１４ 小田急線「柿生駅」北口または東急田園都市線「市が尾駅」西口から「桐蔭学園行」バスで終点下車　７：３０開門	０４５－９７２－５８８１	
	松蔭大学	松蔭大学試験場	396401	400	厚木市森の里若宮９－１ 小田急線「愛甲石田駅」下車、北口バスターミナル４番線から松蔭大学行に乗車し終点下車　又は森の里行「通信研究所前」下車、徒歩０分	０４６－２４７－１５１１	○
新潟県	新潟大学	新潟大学法学部・経済学部試験場	113901	722	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩５分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学教育人間科学部試験場	113902	657	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩３分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学工学部試験場	113903	949	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩５分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２５分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学農学部試験場	113904	431	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩４分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学総合教育研究棟試験場	113905	1,824	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩３分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		県立佐渡高等学校試験場	113906	263	佐渡市石田５６７ 新潟交通佐渡「河原田本町」下車、徒歩７分	０２５９－５７－２５０２	○
		計		4,846			
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	114001	1,333	長岡市上富岡町１６０３－１ ＪＲ長岡駅下車、駅大手口の越後交通バス７番線から技大前線に乗車、「技大前」で下車	０２５８－４６－６０００	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	114101	825	上越市山屋敷町１番地 北陸本線・信越本線「直江津駅」下車、頸城バス「直江津駅前」停留所から教育大学線のバスに乗車（約２０分）「教育大学」下車　７：００開門	０２５－５２１－３２９４	
	新潟県立看護大学	新潟県立看護大学試験場	237401	401	上越市新南町２４０番地 ＪＲ信越線「高田駅」下車、駅前案内所から上牧・宇津の俣行又は「本町４丁目」から中央病院行バス乗車（所要時間１５分）、「看護大学」下車	０２５－５２６－２８１１	
	日本歯科大学	日本歯科大学新潟生命歯学部試験場	362502	300	新潟市中央区浜浦町１－８ 新潟交通バス「浜浦町１丁目」下車、徒歩１分 又はＪＲ越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩１０分　７：００開門	０２５－２６７－１５００	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
新潟県	敬和学園大学	敬和学園大学試験場	387401	543	新発田市富塚１２７０ ＪＲ新発田駅下車、「駅前通」からバス新潟行（木崎経由）「敬和学園大学前」下車、徒歩５分	０２５４－２６－３６３６	
	新潟経営大学	新潟経営大学試験場	389101	320	加茂市希望ケ丘２９０９番地２ 信越線「加茂駅」下車、徒歩２５分　「羽生田駅」下車、徒歩３０分 又は加茂駅前から路線バス新潟交通「新潟経営大学」行終点下車	０２５６－５３－４３１１	
	新潟国際情報大学	新潟国際情報大学本校試験場	389201	454	新潟市西区みずき野３丁目１－１ ＪＲ越後線「越後赤塚駅」下車、徒歩７分　８：００開門	０２５－２６４－３００６	
	新潟工科大学	新潟工科大学試験場	390701	366	柏崎市勝橋１７１９番地 ＪＲ柏崎駅南口から越後交通バス新潟工科大学線利用約１５分、「新潟工科大学」終点下車、又は柏崎駅前から久米線利用約２０分、「工科大学前」下車	０２５７－２２－８１０２	
	新潟医療福祉大学	新潟医療福祉大学試験場	397301	316	新潟市北区島見町１３９８番地 ＪＲ白新線「豊栄駅」北口下車、臨時バス乗車約２０分	０２５－２５７－４４５５	
	新潟青陵大学	新潟青陵大学試験場	399601	380	新潟市中央区水道町１－５９３９ ＪＲ新潟駅万代口バスターミナルから浜浦町先回りバスで２０分、「松波町１丁目」下車、徒歩４分　又はＪＲ越後線「白山駅」下車、徒歩１５分	０２５－２６６－０１２７	
	長岡造形大学	長岡造形大学試験場	399901	406	長岡市千秋４－１９７ ＪＲ長岡駅大手口バス乗り場７番線から江陽団地行きバスで１６分「長岡造形大学前」下車、徒歩１分　８：００開門	０２５８－２１－３３１１	
富山県	富山大学	富山大学五福キャンパス試験場	114201	3,471	富山市五福３１９０ ＪＲ「富山駅」下車、駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩１分　又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩５分　８：００開門	０７６－４４５－６１００	
		富山大学杉谷（医薬系）キャンパス試験場	114202	750	富山市杉谷２６３０番地 ＪＲ富山駅前又は高岡駅前からバス「富山大学附属病院」行などを利用 所要時間は富山駅から約３０分、高岡駅から約４０分　８：００開門	０７６－４３４－２６３６	
		計		4,221			
	富山県立大学	富山県立大学工学部試験場	233801	570	射水市黒河５１８０ ＪＲ北陸本線「小杉駅」下車、駅南口より南へ徒歩２０分　又は、バス（小杉ふれあいセンター行）に乗車し、「富山県立大学前」で下車（所要時間５分）	０７６６－５６－７５００	
	高岡法科大学	高岡法科大学試験場	384701	250	高岡市戸出石代３０７－３ ＪＲ北陸本線「高岡駅」から加越能バス②番乗場「高岡法科大学行き」 所要時間３０分　７：４５入館可能	０７６６－６３－３３８８	
	富山国際大学	富山国際大学試験場	386801	260	富山市東黒牧６５－１ ＪＲ富山駅前より富山地方鉄道バス国際大学行「富山国際大学」（終点）下車	０７６－４８３－８０００	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
石川県	金沢大学	金沢大学総合教育棟試験場	114401	950	金沢市角間町 金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学中央」下車、徒歩５分	０７６－２６４－５７６２	
		金沢大学文学部・法学部・経済学部試験場	114402	450	金沢市角間町 金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学」終点下車、徒歩３分	０７６－２６４－５４６９	
		金沢大学教育学部試験場	114403	650	金沢市角間町 金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学」終点下車、徒歩３分	０７６－２６４－５６０６	
		金沢大学医学部保健学科試験場	114405	250	金沢市小立野５丁目１１番８０号 金沢駅西口から北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・北陸大学行・金沢学院大学行のいずれかに乗車、「小立野」又は「大学病院前」下車、徒歩８分	０７６－２６５－２６４７	
		金沢大学自然科学試験場	114406	900	金沢市角間町 金沢駅東口から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学自然研前」下車、徒歩１分	０７６－２３４－４５６３	
		計		3,200			
	金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学試験場	230801	270	金沢市小立野５丁目１１番１号 北陸鉄道バスの錦町線、湯涌線、医王山線の「小立野」、又は錦町・野々市線の「大学病院前」のバス停で下車し、徒歩８分　８：００開門	０７６－２６２－３５３１	
	石川県立看護大学	石川県立看護大学試験場	236901	237	かほく市中沼ツ７番１ 「ＪＲ高松駅」から徒歩約２０分又は路線バスで約５分「看護大学前」バス停下車すぐ　８：００開門	０７６－２８１－８３０２	
	石川県立大学	石川県立大学試験場	238101	250	石川郡野々市町末松１－３０８ 北鉄石川線「乙丸」下車、徒歩２５分　又は北鉄バス南部車庫行「加賀産上林」下車、徒歩１５分　又は富光寺住宅行「県立大学前」下車　８：００開門	０７６－２２７－７４０８	
	金沢星稜大学	金沢星稜大学試験場	366701	500	金沢市御所町丑１０番地１ 金沢駅よりＪＲバス牧線「星稜高校」下車、徒歩１分　北鉄バス相当方面行「鳴和」下車、徒歩１０分　又はＪＲ東金沢駅より徒歩２５分	０７６－２５３－３９２２	
	金沢工業大学	金沢工業大学８号館試験場	366801	600	石川郡野々市町扇が丘７－１ ＪＲ金沢駅東口バスターミナル８番乗り場より、北陸鉄道バス「工大前」行乗車「工大前」下車、徒歩すぐ　８：００開門	０７６－２４８－０３６５	
	金沢学院大学	金沢学院大学試験場	383901	450	金沢市末町１０ ＪＲ金沢駅前（のりば－金沢駅東口⑤、西口④・⑤）から北陸鉄道バス金沢学院大学行「金沢学院大学前」下車	０７６－２２９－８８４４	
福井県	福井大学	福井大学文京キャンパス試験場	120201	1,940	福井市文京３－９－１ ＪＲ福井駅西口から出て市内バス乗り場１０番「福井大学前」下車、徒歩１分 又はえちぜん鉄道三国声原線「福大前西福井」下車、徒歩１分　８：００開門	０７７６－２７－９７３５	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
福井県	福井大学	福井大学松岡キャンパス試験場	120202	537	吉田郡永平寺町松岡下合月２３－３ ＪＲ福井駅西口から出て市内バス乗り場１１番「福井大学病院」行きのバスに乗車し「福井大学病院」下車、徒歩１分　８：００開門	０７７６－６１－３１１１	
		計		2,477			
	福井県立大学	福井県立大学福井キャンパス試験場	234001	599	吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１ ＪＲ福井駅前から京福バス（市内バス１１番乗場）大学病院線で「県立大学」下車　８：００開門	０７７６－６１－６０００	
		福井県立大学小浜キャンパス試験場	234002	287	小浜市学園町１－１ 小浜市コミュニティバス「西津公民館前」下車、徒歩１５分　８：００開門	０７７０－５２－６３００	
		計		886			
	福井工業大学	福井工業大学福井学舎試験場	367001	533	福井市学園３－６－１ ＪＲ福井駅前京福バス４番のりば学園線乗車、「金井学園前」下車 ７：００開門	０７７６－２９－７８７１	
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	120001	1,703	甲府市武田四丁目４－３７ ＪＲ中央線「甲府駅」下車、北口から北へ徒歩約２０分 又は武田神社行き、積蘭寺行きバスで約５分「山梨大学」下車	０５５－２２０－８０４６	
	都留文科大学	都留文科大学試験場	230901	650	都留市田原三丁目８番１号 富士急行線「都留文科大学前駅」下車、徒歩５分	０５５４－４３－４３４１	
	山梨県立大学	山梨県立大学看護学部試験場	238401	300	甲府市池田１－６－１ 甲府駅南口山梨交通バス乗車場（４番線）から、中央病院経由竜王駅行「県立大学看護学部」下車、徒歩３分	０５５－２５３－７８５９	
	山梨英和大学	山梨英和大学試験場	345401	320	甲府市横根町８８８ ＪＲ「清折駅」から山梨交通バス「英和大学前」下車 又はＪＲ「石和温泉駅」から山梨交通バス「英和大学前」下車	０５５－２２３－６０２４	
	山梨学院大学	山梨学院大学試験場	367101	1,012	甲府市清折２－４－５ ＪＲ中央線「清折駅」下車、徒歩３分　ＪＲ身延線「善光寺駅」下車、徒歩１５分	０５５－２２４－１３０２	
	帝京科学大学	帝京科学大学試験場	386901	442	上野原市八ッ沢２５２５ ＪＲ中央本線「上野原駅」下車、大学直通バス約８分	０５５４－６３－４４１１	
長野県	信州大学	信州大学松本試験場	114901	2,038	松本市旭３－１－１ ＪＲ松本駅「お城口（東口）」右前方エスパ地下１階バスターミナル６番線から「信大経由浅間温泉行き」乗車、「信州大学前」下車　８：００開門	０２６３－３７－２１９２	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
長野県	信州大学	信州大学教育学部試験場	114902	1,101	長野市西長野６のロ 長野駅善光寺口バス停１番のりばから川中島バス西条経由若槻東条行、若槻団地経由若槻東条行、宇木行乗車「大門南」下車、西へ徒歩５分　８：００開門	026－238－4044	
		信州大学工学部試験場	114903	1,609	長野市若里４－１７－１ 「長野駅」東口下車、南へ徒歩２０分　８：００開門	026－269－5062	
		信州大学農学部試験場	114904	908	上伊那郡南箕輪村８３０４ ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車、伊那バスターミナル「伊那営業所」から西箕輪線乗車、「大学入口」下車　８：００開門	0265－77－1314	
		信州大学繊維学部試験場	114905	1,115	上田市常田３－１５－１ ＪＲ・しなの鉄道「上田駅」下車、東へ徒歩２０分　８：００開門	0268－21－5310	
		計		6,771			
	長野県看護大学	長野県看護大学試験場	235001	434	駒ヶ根市赤穂１６９４番地 ＪＲ飯田線「駒ヶ根駅」下車、徒歩１５分	0265－81－5100	
	諏訪東京理科大学	諏訪東京理科大学試験場	345501	532	茅野市豊平５０００－１ ＪＲ中央線「茅野駅」から諏訪バス「福沢入口」下車、徒歩７分 ７：００開門	0266－73－1201	
	松本大学	松本大学試験場	345601	502	松本市新村２０９５－１ ＪＲ「松本駅」にて松本電鉄上高地線に乗換え、「北新・松本大学前駅」下車（所要時間１２分）、徒歩２分	0263－48－7200	
	清泉女学院大学	清泉女学院大学・清泉女学院短期大学試験場	347001	232	長野市上野２－１２０－８ 信越線「三才駅」下車、徒歩１３分　又はＪＲ「長野駅」善光寺口から長野電鉄バス東長野病院行「清泉大・短大前」下車、徒歩１分（バス乗車３０分）	026－295－5665	
	長野大学	長野大学試験場	367201	740	上田市下之郷６５８－１ ＪＲ長野新幹線、しなの鉄道「上田駅」下車、上田電鉄別所線に乗り換え「大学前駅」下車（所要時間１２分）、徒歩１０分	0268－39－0010	
	松本歯科大学	松本歯科大学試験場	367301	229	塩尻市広丘郷原１７８０ ＪＲ中央本線「塩尻駅」下車、徒歩２５分	0263－53－1851	
	長野県短期大学	長野県短期大学試験場	602201	216	長野市三輪８－４９－７ 長野電鉄「本郷駅」下車、徒歩１０分　８：００開門	026－234－1221	
	信州短期大学	信州短期大学試験場	720101	333	佐久市岩村田２３８４ ＪＲ長野新幹線又はＪＲ小海線「佐久平駅」下車、岩村口からジャスコの建物を左側に見て、南へ徒歩１５分　８：００開門	0267－68－6088	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学試験場	115001	2,518	岐阜市柳戸１番１ ＪＲ岐阜駅前又は名鉄岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」又は「大学病院」行きで約３０分「岐阜大学」下車　８：００開門	058－293－2156	
		県立斐太高等学校試験場	115002	517	高山市三福寺町７３６番地 ＪＲ「高山駅」下車、北東へ徒歩約３０分　８：００開門	0577－33－7867	○
		計		3,035			
	岐阜薬科大学	岐阜薬科大学試験場	231001	710	岐阜市三田洞東５丁目６番１号 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄岐阜駅前から、岐阜バスの三田洞団地行　又は三田洞自動車学校行に乗車、「運転者講習センター口」下車　８：３０開門	058－237－3931	○
	岐阜県立看護大学	岐阜県立看護大学試験場	237001	400	羽島市江吉良町３０４７－１ ＪＲ東海道新幹線「岐阜羽島駅」又は名鉄「新羽島駅」下車、徒歩１５分 ７：３０開門	058－397－2300	
	岐阜経済大学	岐阜経済大学試験場	367401	900	大垣市北方町５－５０ ＪＲ東海道線「大垣駅」南口下車、近鉄バスにて駅前５番乗場から直行バス利用　又は１番乗場から黒野駅前行あるいは井田行「三ツ屋」下車、徒歩５分	0584－77－3511	
	朝日大学	朝日大学試験場	367501	513	瑞穂市穂積１８５１ ＪＲ東海道本線「穂積駅」下車、スクールバス朝日大学行「朝日大学」下車又は南へ徒歩２０分	058－329－1155	
	岐阜聖徳学園大学	岐阜聖徳学園大学岐阜キャンパス試験場	367701	500	岐阜市中鶴１丁目３８番地 名鉄岐阜駅前バス停①番、又は、ＪＲ岐阜駅前バス停⑤番より岐阜バスの岐阜聖徳学園大学行・認保行に乗車、「六条大溝町」下車、徒歩５分　８時開門	058－278－0711	
	東海学院大学	東海学院大学試験場	367801	300	各務原市那加桐野町５－６８ 岐阜バスターミナルＣのりば関市方面行「東海学院大学・短大前」下車、徒歩５分	058－389－2200	
	名城大学	名城大学都市情報学部試験場	370302	340	可児市虹ヶ丘４－３－３ 名鉄広見線「西可児駅」下車、北へ徒歩１５分　８：００開門	0574－69－0100	
	中京学院大学	中京学院大学試験場	388401	500	中津川市千旦林１－１０４ ＪＲ中央本線「中津川駅」下車、駅前バスターミナルから北恵那バス中京学院大学行（約１５分）「中京学院大学」下車、徒歩１分　８：００開門	0573－66－3121	
		私立中京高等学校試験場	388402	520	瑞浪市土岐町７０７４の１ ＪＲ中央本線「瑞浪駅」下車、徒歩１５分　８：００開門	0572－68－4501	○
		岐阜県立多治見高等学校試験場	388403	480	多治見市坂上町９－１４１ ＪＲ中央本線「多治見駅」下車、徒歩２０分、または東鉄バス（養木神宮行・養木上郷行）「多治見高校口」下車、徒歩２分　８：００開門	0572－22－4155	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
岐阜県	中京学院大学	計		1,500			
	中部学院大学	中部学院大学試験場	392401	551	関市桐ヶ丘２丁目１番地 長良川鉄道「関口駅」からスクールバスに乗車、約１５分	0575－24－2213	
		中部学院大学試験場	392450	1	関市桐ヶ丘２丁目１番地 長良川鉄道「関口駅」からスクールバスに乗車、約１５分	0575－24－2213	
		計		552			
静岡県	静岡大学	県立富士高等学校試験場	115101	946	富士市松本１７ ＪＲ富士駅北口富士急静岡バス曽比奈行又は弥生線経由吉原中央駅行で「富士高前」下車、徒歩約１分　ＪＲ富士駅から徒歩約２０分　８：３０開門	0545－62－4536	
		静岡大学試験場	115102	1,139	静岡市駿河区大谷８３６ 新静岡センターバスターミナル４番又はＪＲ静岡駅北口１３番、しずてつバス美和大谷線「静岡大学」行「静大前」下車、徒歩約５分　８：３０開門	054－238－2935	
		県立静岡高等学校試験場	115103	880	静岡市葵区長谷町６６ 新静岡センターバスターミナル１６番又はＪＲ静岡駅北口１４番、しずてつバス「大浜麻機線麻機」行「長谷通り」下車、徒歩約３分　８：３０開門	054－248－9110	
		県立静岡東高等学校試験場	115104	880	静岡市葵区川合３丁目２４番１号 新静岡センターバスターミナル１３番又はＪＲ静岡駅北口２番、しずてつバス「竜爪山線神明前経由」行「東高前」下車、徒歩約２分　８：３０開門	054－264－6401	○
		静岡市立高等学校試験場	115105	880	静岡市葵区千代田三丁目１－１ 新静岡センターバスターミナル１４番又はＪＲ静岡駅北口１番、しずてつバス唐瀬線「唐瀬」行「市立高校前」下車、徒歩約１分　８：３０開門	054－247－5291	○
		県立浜松北高等学校試験場	115106	880	浜松市中区広沢１－３０－１ ＪＲ浜松駅前北口バスターミナル１番の遠鉄バス全路線、「浜松北高」下車、徒歩約３分　８：３０開門	053－452－7019	○
		県立浜松南高等学校試験場	115107	880	浜松市南区米津町９６１ ＪＲ浜松駅前北口バスターミナル４番の遠鉄バス小沢渡線「法枝　小沢渡」行「法枝町」下車、徒歩約３分　８：３０開門	053－442－4362	○
		静岡大学情報学部試験場	115108	374	浜松市中区城北３－５－１ ＪＲ浜松駅前北口バスターミナル１５番・１６番の遠鉄バス全路線、「静岡大学」下車、徒歩約３分　８：３０開門	053－473－5643	
		計		6,859			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
静岡県	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	115201	490	浜松市東区半田山１－２０－１ ＪＲ浜松駅バスターミナル（１３番乗場）から山の手線医大行き又は、医大循環バスで「医科大学」下車　８：３０開門	053－435－2216	
		浜松日体高等学校試験場	115202	760	浜松市東区半田山３－３０－１ ＪＲ浜松駅バスターミナル（１３番乗場）から山の手線医大行き又は、医大循環バスで「日体高前」下車　８：３０開門	053－435－2216	○
		計		1,250			
	静岡県立大学	静岡県立大学試験場	231101	1,200	静岡市駿河区谷田５２－１ ＪＲ東海道線「草薙駅」下車、徒歩１５分　又は静岡鉄道「草薙駅」若しくは「県立美術館前駅」下車、徒歩１５分	054－264－5007	
	東海大学	県立沼津東高等学校試験場	360202	960	沼津市岡宮８１２ 臨時：ＪＲ沼津駅北口富士急シティバス「沼津東高」行終点下車、常時：ＪＲ沼津駅南口富士急バスターミナル６番沼津ゴルフ場行等「東高入口」下車	055－925－2210	○
	日本大学	日本大学国際関係学部試験場	362302	1,600	三島市文教町２－３１－１４５ ＪＲ東海道本線、新幹線及び伊豆箱根鉄道「三島駅」下車、徒歩１０分	055－980－0854	
	常葉学園大学	常葉学園大学試験場	367901	500	静岡市葵区瀬名一丁目２２番１号 静岡駅北口より竜爪山線（瀬名川経由）バス乗車、又は草薙駅より瀬名新田行バス乗車　いずれも「西奈中・常葉大入口」下車、徒歩５分　８：１５開門	054－263－1125	
	浜松大学	浜松大学試験場	385801	600	浜松市北区都田町１２３０番地 ＪＲ浜松駅よりバス４０分　都田線市役所経由都田行「浜松大学東」下車、徒歩２分　又は天竜浜名湖鉄道「浜松大学前」下車、徒歩７分　７：３０開門	053－428－6748	
	静岡理工科大学	静岡理工科大学試験場	387501	450	袋井市豊沢２２００－２ ＪＲ「袋井駅」下車、遠鉄バス大学行「理工科大学」下車（１２分）　又はＪＲ「愛野駅」南口下車、徒歩２０分	0538－45－0111	
	聖隷クリストファー大学	聖隷クリストファー大学試験場	387901	400	浜松市北区三方原町３４５３ ＪＲ浜松駅北口バスターミナル⑤、遠州鉄道バス聖隷三方原病院経由気賀・三ヶ日行で「聖隷三方原病院」下車（約４５分）、徒歩約３分	053－439－1400	
	静岡産業大学	静岡産業大学経営学部試験場	389301	450	磐田市大原１５７２－１ ＪＲ東海道本線「磐田駅」南口下車徒歩１５分（約１．８ｋｍ）又は南口遠州鉄道バス乗り場より乗車「静岡産業大学前」下車（約７分）　７：３０開門	0538－37－0191	
		静岡産業大学情報学部試験場	389302	300	藤枝市駿河台４－１－１ ＪＲ「藤枝駅」北口下車、しずてつバス１番乗り場から藤枝エミナース行又は藤枝市立総合病院行、「藤枝市立総合病院」下車、徒歩２分　７：３０開門	054－645－0191	
		計		750			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	静岡文化芸術大学	静岡文化芸術大学試験場	395601	480	浜松市中区中央２－１－１ ＪＲ「浜松駅」下車、徒歩１５分　又はＪＲ浜松駅前バスターミナル⑮番のりばの全線、「文化芸術大学」下車　８：４０開門	053－457－6121	
	富士常葉大学	富士常葉大学試験場	399501	650	富士市大渕３２５番地 富士急行「富士駅」（北口）より大学直行の臨時バス運行　又は富士急行「吉原中央駅（バスターミナル）」５番線・３番線乗車「富士常葉大学前」下車	0545－36－1133	
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	115301	1,153	名古屋市千種区不老町 地下鉄名城線「名古屋大学」下車　８：３０開門	052－789－2184	
		名古屋大学教育学部附属高等学校試験場	115302	280	名古屋市千種区不老町 地下鉄名城線「名古屋大学」下車　８：３０開門	052－789－2184	○
		名古屋市立菊里高等学校試験場	115303	800	名古屋市千種区星が丘元町１３－７ 地下鉄東山線「星ヶ丘」下車、南へ３００ｍ　８：３０開門	052－781－9091	○
		県立明和高等学校試験場	115304	800	名古屋市東区白壁２－３２－６ 地下鉄名城線「市役所」下車、東へ２００ｍ　８：３０開門	052－971－4622	○
		県立名古屋南高等学校試験場	115305	761	名古屋市南区東又兵ェ町５－１－１１ ＪＲ東海道本線「笠寺」下車、西へ４００ｍ 名鉄常滑線「大江」下車、東へ９００ｍ　８：３０開門	052－611－3342	○
		県立昭和高等学校試験場	115306	800	名古屋市瑞穂区玉水町１－１８ 地下鉄名城線又は桜通線「新瑞橋」から市バス島田住宅、平針住宅行「中根」下車、北へ１００ｍ　８：３０開門	052－834－4249	○
		県立天白高等学校試験場	115307	720	名古屋市天白区植田東１－６０１ 地下鉄鶴舞線「植田」下車、北東へ１２００ｍ　８：３０開門	052－806－4491	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	115308	800	名古屋市名東区木針１－３５１ 地下鉄東山線「本郷」下車、市バス猪高台地行、地下鉄平針行「植園」下車東南へ３００ｍ　８：３０開門	052－703－8301	○
		計		6,114			
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	115401	1,792	刈谷市井ヶ谷町広沢１番地 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車	0566－26－2203	
		愛知教育大学附属高等学校試験場	115402	620	刈谷市井ヶ谷町広沢１番地 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車、徒歩５分	0566－26－2203	○
愛知県	愛知教育大学	愛知教育大学附属高等学校試験場	115403	760	刈谷市寿町５－１０１ ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車、南へ徒歩１５分　又はＪＲ刈谷駅南口バスターミナル⑤番のりばの全線、「文化芸術大学」下車　８：４０開門	0566－26－2203	○
		計		3,172			
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	115501	2,450	名古屋市昭和区御器所町 ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩１０分、市バス（栄１８系統「栄」発「名大病院」下車、東へ徒歩３分　８：００開門	052－735－5083	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	115601	1,172	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１ 豊橋駅前②のりばから豊鉄バス豊橋技科大線（技科大前行、福祉村行又はりすば豊橋行）に乗車「技科大前」で下車	0532－44－6581	
	愛知県立大学	愛知県立大学試験場	231201	1,000	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間１５２２番３ 地下鉄東山線「藤が丘」駅又は愛知環状鉄道「八草」駅から東部丘陵線「愛・地球博記念公園」駅下車、徒歩５分　８：４０開門	0561－64－1111	
	愛知県立芸術大学	県立千種高等学校試験場	231301	800	名古屋市名東区社台二丁目２０６番地 地下鉄東山線「一社」下車①出口、北東へ５００ｍ徒歩７分　８：００開門	052－773－0098	○
	名古屋市立大学	名古屋市立大学山の畑試験場	231401	1,550	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１ ＪＲ・地下鉄金山駅から市バス瑞穂運動場東「地下」経由行「滝子」下車、徒歩１分　又は地下鉄桜通線「桜山駅」下車、徒歩１０分	052－871－1565	
	愛知県立看護大学	愛知県立看護大学試験場	235101	500	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、南出口から南へ徒歩１８分	052－736－1401	
	星城大学	星城大学試験場	345801	350	東海市富貴ノ台２丁目１７２番地 名鉄（河和・常滑線）「新日鉄前駅」下車、徒歩８分　８：３０開門	052－601－6000	
	愛知大学	愛知大学豊橋校舎試験場	368001	960	◆豊橋市町畑町１－１ ◆豊鉄道路面電「愛知大学前駅」下車 ８：１５開門	0532－47－4111	
	愛知学院大学	愛知学院大学試験場	368201	1,000	日進市岩崎町阿良池１２ 地下鉄東山線「藤が丘駅」から名鉄バス愛知学院大学行「愛知学院大学」下車 （バス停は大学構内）	0561－73－1111	
	愛知学泉大学	愛知学泉大学豊田学舎試験場	368301	600	◆豊田市大畑町伊取１ 名鉄豊田線「三好ヶ丘駅」下車、スクールバス愛知学泉大学行 「愛知学泉大学」下車、徒歩２分	0565－35－1313	
	愛知工業大学	愛知工業大学１０号館試験場	368401	1,200	◆豊田市八草町八千草１２４７ 愛知環状鉄道「八草（愛工大）」駅下車、徒歩１０分	0565－48－8121	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
愛知県	愛知淑徳大学	愛知淑徳大学試験場	368501	700	愛知郡長久手町長湫片平９番地 地下鉄東山線で本郷駅下車、市バス幹本郷「系統「緑高経地」行乗車し終点下車（所要時間約１５分）　８：００開門	0561－62－4111	
	椙山女学園大学	椙山女学園大学試験場	368701	500	名古屋市千種区星が丘元町１７番３号 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、⑤番出口より徒歩５分	052－781－1186	
	大同工業大学	大同工業大学試験場	368801	600	名古屋市南区滝春町１０－３ 名鉄常滑線「大同町駅」下車、西へ徒歩３分 名古屋市バス幹線７「大同町」下車、西へ徒歩５分　８：００開門予定	052－612－6119	
	中京大学	中京大学名古屋キャンパス試験場	368901	900	名古屋市昭和区八事本町１０１－２ 名古屋市営地下鉄鶴舞線・名城線「八事駅」下車、⑤番出口より徒歩０分	052－835－7111	
	中部大学	中部大学試験場　.	369101	1,050	春日井市松本町１２００番地 ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、北口から名鉄バス中部大学前行「中部大学前」下車　８：００開門	0568－51－1111	
	同朋大学	同朋大学試験場	369201	450	名古屋市中村区稲葉地町７の１ 市バス笹島町（ＪＲ名古屋駅前）より稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分 又は地下鉄東山線中村公園駅から市バス稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分	052－411－1247	
	豊田工業大学	豊田工業大学試験場	369301	200	名古屋市天白区久方２－１２－１ 地下鉄鶴舞線「八事駅」から市バス⑮赤堀線行後　又は、地下鉄桜通線「野並駅」から市バス①地下鉄原行　「高坂小学校」下車徒歩１０分　８：００開門	052－802－1111	
	名古屋学院大学	名古屋学院大学白鳥学舎試験場	369501	700	名古屋市熱田区熱田西町１－２５ 地下鉄名城線「日比野」下車、徒歩８分　又は地下鉄名城線「西高蔵」下車、徒歩８分。　８：００開門	052－678－4088	
	名古屋経済大学	名古屋経済大学試験場	369601	500	犬山市内久保６１－１ 名鉄小牧線「田県神社前駅」下車、徒歩１５分	0568－67－0616	
	名古屋商科大学	名古屋商科大学試験場	369801	600	日進市米野木町三ヶ峯４の４ 名鉄豊田線「米野木駅」下車、名鉄バス名鉄大行「名鉄犬」下車、徒歩３分	0561－73－2111	
	名古屋女子大学	名古屋女子大学少路学舎試験場	369901	500	名古屋市瑞穂区少路町３－４０ 地下鉄桜通線「瑞穂区役所駅」下車、徒歩５分	052－852－9774	
	南山大学	南山大学（名古屋キャンパス）試験場	370101	900	名古屋市昭和区山里町１８ 地下鉄名城線「八事日赤」より徒歩８分　又は地下鉄名城線「名古屋大学」より徒歩８分　又は地下鉄鶴舞線「いりなか」より徒歩１５分　８：００開門	052－832－3119	
	日本福祉大学	日本福祉大学美浜キャンパス試験場	370201	500	知多郡美浜町大字奥田字会下前３５－６ 名鉄知多新線「知多奥田駅」下車、徒歩５分	0569－87－2257	
愛知県	名城大学	名城大学天白キャンパス試験場	370301	1,500	名古屋市天白区塩釜口１－５０１ 地下鉄鶴舞線「塩釜口」下車、徒歩１０分	052－832－1151	
	名古屋外国語大学	名古屋外国語大学試験場	385901	800	日進市岩崎町竹ノ山５７ 地下鉄東山線「藤が丘駅」から名鉄バス愛知学院大学行「愛知学院大学」下車、南へ徒歩５分　８：００開門	0561－74－1111	
	愛知みずほ大学	愛知みずほ大学瑞穂高等学校試験場	388501	500	名古屋市瑞穂区春敲町２－１３ 名鉄「神宮前駅」下車、徒歩１０分　又は地下鉄「瑞穂運動場西駅」下車、徒歩２０分　市バスの場合は「牛巻」下車、徒歩３分　８：４０開門	052－882－1811	
	東海学園大学	東海学園大学三好キャンパス試験場	390901	600	西加茂郡三好町福谷西ノ前２１－２３３ 名鉄豊田線「三好ヶ丘駅」下車、徒歩約１０分　８：００開門	0561－36－5555	
	豊橋創造大学	豊橋創造大学試験場	391901	500	豊橋市牛川町字松下２０－１ ＪＲ「名鉄豊橋駅前７豊鉄バス豊橋駅から豊鉄バス 乗車（所要時間約１５分）、「創造大東」下車、徒歩１分　８：００開門	050－2017－2100	
	名古屋文理大学	名古屋文理大学試験場	394901	500	稲沢市稲沢町前田３６５番地 名鉄本線「国府宮駅」下車、鉄道奥街道方面へ徒歩１８分　７：３０開門	0587－23－2400	
	人間環境大学	人間環境大学試験場	396101	300	岡崎市本宿町上三本松６－２ 名鉄名古屋本線「本宿駅」下車、徒歩８分 「本宿駅」よりスクールバス運行、３分　８：００開門	0564－48－7811	
	愛知工科大学	愛知工科大学試験場	396201	550	蒲郡市西迫町馬乗５０－２ ＪＲ東海道線「三河塩津」下車、北西へ徒歩１５分 又は名鉄蒲郡線「蒲郡競艇場前」下車、北西へ徒歩１５分　８：００開門	0533－68－1135	
	名古屋産業大学	名古屋産業大学試験場	399401	300	尾張旭市新居町山の田３２５５－５ 名鉄瀬戸線「尾張旭駅」下車、徒歩７分	0561－55－5101	
	一宮女子短期大学	一宮女子短期大学試験場	723801	500	一宮市日光町６番地 ＪＲ「名鉄一宮駅」名鉄一宮駅下車、西口から徒歩１５分又は、名鉄バスにて一宮女学園行直通バス　一宮女学園前下車、徒歩３分　８：００開門	0586－44－0513	
三重県	三重大学	三重大学試験場	115701	3,872	津市栗真町屋町１５７７ 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、国道２３号線を北へ徒歩１５分　又は近鉄・ＪＲ津駅東口からバス（４番のりば）「大学前」下車、徒歩５分	059－231－9063	
	三重県立看護大学	三重県立看護大学試験場	235601	351	津市夢が丘１丁目１番地の１ 近鉄・ＪＲ津駅西口から三重交通バス看護大学夢が丘線「看護大学前」下車 ７：３０開門	059－233－5602	
	四日市看護医療大学	四日市看護医療大学試験場	342201	300	四日市市萱生町１２００ ＪＲ「富田」駅から大学行直通バス約１５分、近鉄「富田」駅から大学行直通バスで約１０分、又は三岐鉄道「納学園前」下車、東南方向へ徒歩２０分	059－340－0700	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
三重県	皇學館大学	皇學館大学伊勢学舎試験場	370401	696	伊勢市神田久志本町1704 近鉄線「学治山田駅」下車、徒歩15分　又は三重交通バス内宮行（徴古館前経由）に乗車「皇學館大学前」下車　8：00開門	0596-22-0201	
	三重中京大学	三重中京大学試験場	370501	697	松阪市久保町1846番地 JRおよび近鉄「松阪駅」から三重交通バス、パークタウン学園前（三重中京大学）行に乗車　約15分、「三重中京大学口」下車、徒歩5分	0598-29-1122	
	四日市大学	四日市大学試験場	386001	706	四日市市萱生町1200 JR富田駅から大学行直通バスで約15分、近鉄富田駅から大学行直通バスで約10分、又は三岐鉄道「暁学園前駅」下車、東南方向へ徒歩20分	059-365-6588	
	鈴鹿医療科学大学	鈴鹿医療科学大学試験場	387601	427	鈴鹿市岸岡町1001-1 近鉄名古屋線「千代崎駅」下車、徒歩15分	059-383-8991	
	鈴鹿国際大学	鈴鹿国際大学試験場	389401	397	鈴鹿市郡山町663-222 近鉄「千里駅」下車、徒歩25分　又は伊勢鉄道「中瀬古（鈴鹿国際大学前）駅」下車、徒歩10分　8：30開門	059-372-2915	
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	115801	942	彦根市馬場1-1-1 JR彦根駅下車、徒歩約25分バスの場合は彦根県立大学線市立病院前（彦根郵便局経由又は銀座経由）行に乗車、栄町一丁目下車、徒歩約5分　8時開門	0749-27-1023	
		滋賀大学教育学部試験場	115802	1,000	大津市平津2-5-1 JR東海道本線「石山駅」下車、京阪バス大石又は新浜行「滋賀大前」下車　徒歩約10分　8：00開門	077-537-7711	
		計		1,942			
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	115901	700	大津市瀬田月輪町 JR東海道本線（琵琶湖線）「瀬田駅」下車、駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し、「医大西門前」下車　8：00開門	077-548-2071	
	滋賀県立大学	滋賀県立大学試験場	235201	1,072	彦根市八坂町2500 JR東海道本線「南彦根駅」西口から、バス県立大学行きで「県立大学」下車　8：00開門	0749-28-8226	
	長浜バイオ大学	長浜バイオ大学試験場	347201	500	長浜市田村町1266 JRびわこ線「田村駅」下車、徒歩3分　8：00開門	0749-64-8100	
	立命館大学	立命館大学びわこ・くさつキャンパス試験場	372201	1,910	草津市野路東1-1-1 JR「南草津駅」下車、近江鉄道バス立命館大学行又は立命館大学経由飛鳥グリーンヒル行乗車、「立命館大学」下車	077-561-2617	
京都府	京都大学	京都大学本部第1試験場	116001	240	京都市左京区吉田本町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分　又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　本部構内　文学部棟	075-753-2523	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
京都府	京都大学	京都大学本部第2試験場	116002	850	京都市左京区吉田本町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分　又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　本部構内　法経本館・工学部8号館	075-753-2523	
		京都大学吉田南第1試験場	116003	250	京都市左京区吉田二本松町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　吉田南構内（正門）　吉田南1号館	075-753-2523	
		京都大学吉田南第2試験場	116004	230	京都市左京区吉田二本松町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　吉田南構内（正門）　吉田南総合人間学部棟	075-753-2523	
		京都大学吉田南第3試験場	116005	373	京都市左京区吉田二本松町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　吉田南構内（正門）　吉田南総合館	075-753-2523	
		計		1,943			
	京都教育大学	京都教育大学試験場	116101	399	京都市伏見区深草藤森町1番地 JR奈良線「JR藤森駅」下車、西へ徒歩3分 又は京阪電鉄「墨染駅」下車、北東へ徒歩10分　8：00開門	075-644-8160	
		京都教育大学試験場	116150	1	京都市伏見区深草藤森町1番地 JR奈良線「JR藤森駅」下車、西へ徒歩3分 又は京阪電鉄「墨染駅」下車、北東へ徒歩10分　8：00開門	075-644-8160	
		計		400			
	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	116201	500	京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地 京都市営地下鉄烏丸線国際会館行き「松ヶ崎駅」下車、出口1より右（東）へ、4つ目の信号を右（南）へ約180m　8：10（試験室開場）	075-724-7163	
	京都市立芸術大学	京都市立芸術大学試験場	231501	300	京都市西京区大枝沓掛町13-6 京阪京都交通バス阪急住宅東口から1・2・13・14・25・28系統 又は京都駅から2・14・28系統「芸大前」下車、徒歩1分	075-334-2208	
	京都府立大学	京都府立大学試験場	231601	300	京都市左京区下鴨半木町1 地下鉄「北山駅」下車、出口1番から南へ徒歩10分 又は市バス「府立大学前」下車、北へ徒歩5分	075-703-5144	
	京都府立医科大学	京都府立医科大学医学部看護学科試験場	231701	300	京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地 市バス「府立医大病院前」下車、徒歩2分	075-212-5421	
	京都学園大学	京都学園大学試験場	370801	394	亀岡市曽我部町南条大谷1-1 JR亀岡駅から京阪京都交通バス学園大学行「京都学園大学」下車	0771-29-2222	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
京都府	京都産業大学	京都産業大学1号館試験場	370901	550	京都市北区上賀茂本山 市営地下鉄烏丸線「国際会館駅」から、京都バス（40系統）に乗車「京都産大前」下車　8：00開門	075-705-1437	
	京都女子大学	京都女子大学A校舎試験場	371001	400	京都市東山区今熊野北日吉町35番地 京都駅（JR・近鉄）市バスD2乗場から市バス206又は208で「東山七条」下車、東へ徒歩5分　又は京阪本線「七条駅」下車、東へ徒歩15分	075-531-7054	
	京都精華大学	京都精華大学試験場	371101	600	京都市左京区岩倉木野町137 京都市営地下鉄烏丸線「国際会館」下車、3番出口よりスクールバスで約5分。もしくは叡山電車鞍馬線「京都精華大前」下車すぐ。入構8時	075-702-5100	
	京都光華女子大学	京都光華女子大学試験場	371301	400	京都市右京区西京極葛野町38 阪急電車京都線「西京極」下車、徒歩7分　又はJR京都駅中央口から市バス73号系統、京都バス81・83号系統にて「光華女子学園前」下車	075-312-1899	
	種智院大学	種智院大学試験場	371401	200	京都市伏見区向島西定請70 近鉄京都線「向島駅」下車、徒歩10分	075-604-5600	
	京都橘大学	京都橘大学試験場	371501	300	京都市山科区大宅山田町34 JR・京阪山科駅より京阪バス「大宅」下車、徒歩5分 又は市営地下鉄東西線「椥辻駅」下車、東へ徒歩15分　8：00開門	075-574-4116	
	同志社大学	同志社大学新町キャンパス試験場	371601	850	京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町159-1 京都市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車、徒歩5分　又は京阪電車「出町柳駅」より西方へ徒歩20分　8時より入室可	075-251-4601	
	同志社女子大学	同志社女子大学京田辺キャンパス試験場	371701	300	京田辺市興戸 近鉄京都線「興戸駅」下車、徒歩10分 又はJR学研都市線「同志社前駅」下車、徒歩3分	0774-65-8811	
	花園大学	花園大学試験場	371901	450	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1 JR嵯峨野線「円町」下車、西へ徒歩8分　又は阪急京都線「西院」より京都市営バス26、27、202、203、205「太子道」下車、西へ徒歩5分	075-823-0588	
	佛教大学	佛教大学試験場	372001	750	京都市北区紫野北花ノ坊町96 市営地下鉄「北大路駅」から、市バス1・北1・北8「佛教大学前」下車すぐまたは204・205・206「千本北大路」下車、北へ徒歩3分	075-491-2141	
	龍谷大学	龍谷大学深草学舎試験場	372301	1,536	京都市伏見区深草塚本町67 京阪電車「深草駅」下車、西へ徒歩3分、JR奈良線「稲荷駅」下車、南西へ徒歩7分、又は京都市営地下鉄「くいな橋駅」下車、東へ徒歩8分	075-645-7887	
	京都創成大学	京都創成大学試験場	396001	617	福知山市西小谷ヶ丘3370 JR「福知山駅」下車、駅北口から京都交通バス福鐵線線「平和公園下」下車、徒歩2分	0773-24-7133	
	聖母女学院短期大学	聖母女学院短期大学試験場	729801	400	京都市伏見区深草田谷町1番地 京阪「藤森駅」下車、徒歩7分、JR「稲荷駅」下車、南へ徒歩18分　8：15開門	075-643-6781	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経講義棟試験場	116301	600	豊中市待兼山町1-5 ①阪急電車宝塚線「石橋駅」東へ徒歩20分②大阪モノレール「柴原駅」西へ徒歩10分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学理学部試験場	116302	380	豊中市待兼山町1-1 ①阪急電車宝塚線「石橋駅」東へ徒歩25分②大阪モノレール「柴原駅」西へ徒歩7分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学基礎工学部試験場	116303	500	豊中市待兼山町1-16 ①阪急電車宝塚線「石橋駅」東へ徒歩25分②大阪モノレール「柴原駅」西へ徒歩10分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学人間科学部試験場	116304	205	吹田市山田丘1-2 ①阪急バス千里中央発、近鉄バス阪急茨木市駅またはJR茨木駅発「阪大医学部前」徒歩すぐ②大阪モノレール「阪大病院前駅」徒歩10分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学医学部試験場	116305	370	吹田市山田丘2-2 ①阪急バス千里中央発、近鉄バス阪急茨木市駅またはJR茨木駅発「阪大医学部前」徒歩すぐ②大阪モノレール「阪大病院前駅」徒歩5分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学薬学部試験場	116307	225	吹田市山田丘1-6 ①阪急バス千里中央発、近鉄バス阪急茨木市駅またはJR茨木駅発「阪大本部前」徒歩10分②大阪モノレール「阪大病院前駅」徒歩15分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学工学部試験場	116308	570	吹田市山田丘2-1 ①阪急バス千里中央発、近鉄バス阪急茨木市駅またはJR茨木駅発「阪大本部前」徒歩10分②阪急電車千里線「北千里駅」東へ徒歩15分　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪大学外国語学部試験場	116309	622	箕面市粟生間谷東8-1-1 大阪モノレール「彩都西駅」下車、西へ徒歩15分。北大阪急行「千里中央駅」、阪急「北千里駅」から阪急バス「間谷住宅4」下車　8：30開門	06-6879-7098	
		大阪青山大学試験場	116310	300	箕面市新稲2-11-1 阪急電車箕面線「箕面駅」下車、西へ徒歩約20分　8：00開門	072-723-9437	
		千里金蘭大学試験場	116311	400	吹田市藤白台5-25-1 阪急千里線「北千里」下車、北東へ徒歩約10分　又は北大阪急行千里中央から阪急バス175系統「金蘭会学園前」下車すぐ　8：00開門	06-6872-0673	
		藍野大学試験場	116312	200	茨木市東太田4-5-4 JR京都線「摂津富田」又は阪急京都線「富田」下車。JRから高槻市営バス公団阿武山線（宮田公民館前経由）「土室南」下車徒歩5分　8：00開門	072-627-1711	
		計		4,372			
	大阪教育大学	大阪教育大学柏原キャンパス試験場	116501	1,940	柏原市旭ヶ丘4-698-1 近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車、南東へ徒歩約15分　8：00開門予定	072-978-3324	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪市立大学	大阪市立大学１号館試験場	２３１９０１	850	大阪市住吉区杉本３－３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、南東へ徒歩約１０分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、４号出口から南西へ徒歩約２０分	０６－６６０７－８５３９	
		大阪市立大学全学共通教育棟Ａ試験場	２３１９０２	899	大阪市住吉区杉本３－３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約１０分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、４号出口から南西へ徒歩約２０分	０６－６６０７－８５４０	
		大阪市立大学全学共通教育棟Ｂ試験場	２３１９０３	806	大阪市住吉区杉本３－３－１３８ ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約１０分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、４号出口から南西へ徒歩約２０分	０６－６６０７－８５４１	
		計		2,555			
	大阪府立大学	大阪府立大学試験場	２３８５０１	2,450	堺市中区学園町１－１ 南海高野線「白鷺駅」下車、南西へ徒歩６分　又は地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車（⑤番出口）、南東へ徒歩１３分　８時開門　９時５分試験室入室	０７２－２５４－９１１７	
	羽衣国際大学	羽衣国際大学試験場	３４６００１	400	堺市西区鳳南町１丁１８９番の１ 南海本線「羽衣駅」下車、徒歩５分 又はＪＲ阪和線「東羽衣駅」下車、徒歩５分	０７２－２６５－７２００	
	大阪成蹊大学	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学試験場	３４７４０１	560	大阪市東淀川区相川３－１０－６２ 阪急京都線「相川」下車、徒歩５分（ＪＲ吹田駅からは阪急バスで「阪急相川」へ）又は地下鉄今里筋線「井高野」下車、西へ８５０ｍ　開門８時１５分	０６－６８２９－２６００	
	大阪学院大学	大阪学院大学試験場	３７２６０１	950	吹田市岸部南二丁目３６番１号 ＪＲ京都線（東海道本線）「岸辺駅」、又は阪急京都線「正雀駅」西出口からそれぞれ徒歩５分　８：１５開門	０６－６３８１－８４３４	
	大阪経済大学	大阪経済大学試験場	３７２７０１	640	大阪市東淀川区大隅２－２－８ 阪急京都線「上新庄駅」下車、東へ徒歩１５分　又は大阪市営地下鉄今里筋線「瑞光四丁目」下車、徒歩２分　８：３０開門	０６－６３２８－２４３１	
	大阪芸術大学	大阪芸術大学試験場	３７２９０１	745	南河内郡河南町東山４６９ 近鉄南大阪線「大阪阿部野橋」から河内長野行き急行又は準急を利用「富田」下車、金剛バス（阪南ネオポリス行）「東山（芸大前）」下車。８：００開門	０７２１－９３－６５８３	
	大阪工業大学	大阪工業大学大宮キャンパス試験場	３７３００１	760	大阪市旭区大宮５－１６－１ 大阪駅前から市バス３４系統守口車庫前行にて約２５分「中宮（大阪工業大学前）」下車、徒歩２分　８：１０開門	０６－６９５４－４０８６	
	大阪産業大学	大阪産業大学中央キャンパス試験場	３７３１０１	710	大東市中垣内３－１－１ ＪＲ学研都市線「野崎駅」より学研都市線に乗り換え「野崎駅」下車、 南へ徒歩１５分	０７２－８７５－３００１	
	大阪樟蔭女子大学	大阪樟蔭女子大学小阪キャンパス試験場	３７３３０１	495	東大阪市菱屋西４－２－２６ 近鉄奈良線「河内小阪駅」下車、西へ３００ｍ（徒歩３分）	０６－６７２３－８１８１	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪商業大学	大阪商業大学試験場	３７３４０１	530	東大阪市御厨栄町４－１－１０ 近鉄奈良線「河内小阪駅」下車、北東へ徒歩５分　８：００開門	０６－６７８７－２４２４	
	大阪電気通信大学	大阪電気通信大学（寝屋川学舎）試験場	３７３６０１	600	寝屋川市初町１８－８ 京阪電鉄「寝屋川市駅」下車、東へ徒歩１０分	０７２－８２４－１１３１	
	大阪薬科大学	大阪薬科大学試験場	３７３７０１	300	高槻市奈佐原４－２０－１ ＪＲ京都線（東海道線）「摂津富田駅」又は阪急京都線「富田駅」より高槻市営バス「公団阿武山」方面行乗車約２０分「大阪薬大前」下車すぐ	０７２－６９０－１０１９	
	大阪大谷大学	大阪大谷大学試験場	３７３８０１	530	富田林市錦織北３－１１－１ 近鉄長野線「俊徳道駅」下車、徒歩７分	０７２１－２４－０３８１	
	追手門学院大学	追手門学院大学試験場	３７３９０１	640	茨木市西安威２－１－１５ ＪＲ東海道本線「茨木駅」下車、西口から阪急バス安威団地線「安威団地・追手門学院前」行き「追手門学院前」下車（構内乗り入れ）　８：３０開門	０７２－６４１－９６４４	
	関西大学	関西大学千里山キャンパス第１学舎試験場	３７４００１	1,610	吹田市山手町３－３－３５ 阪急電鉄千里線「関大前駅」下車、徒歩約２５分	０６－６３６８－１１２１	
	関西外国語大学	関西外国語大学（中宮キャンパス）試験場	３７４２０１	850	枚方市中宮東之町１６－１ 京阪電車「枚方市駅」北口３番、４番のりばより京阪バス「関西外大」下車 ８：００開門	０７２－８０５－２８５０	
	近畿大学	近畿大学試験場	３７４３０５	1,410	東大阪市小若江３－４－１ 近鉄大阪線「長瀬駅」下車、徒歩約１０分	０６－６７２１－２３３２	
	四天王寺国際仏教大学	四天王寺国際仏教大学試験場	３７４４０１	555	羽曳野市学園前３丁目２－１ 近鉄南大阪線「喜志駅」下車、踏切を渡り徒歩５分　又は近鉄バス四天王寺国際仏教大学行「四天王寺国際仏教大学」（終点）下車	０７２－９５６－３１８１	
	摂南大学	摂南大学寝屋川学舎試験場	３７４５０１	570	寝屋川市池田中町１７－８ 京阪本線「寝屋川市駅」南出口から、京阪バス大阪公園行又は摂南大学行「摂南大学」下車すぐ　８：００開門	０７２－８３９－９１０４	
	相愛大学	相愛大学試験場	３７４６０１	540	大阪市住之江区南港中４－４－１ 地下鉄四つ橋線「住之江公園駅」もしくは地下鉄中央線「コスモスクエア駅」より、ニュートラムに乗り換え「ポートタウン東駅」下車、徒歩５分	０６－６６１２－５９００	
	帝塚山学院大学	帝塚山学院大学狭山キャンパス試験場	３７４８０１	530	大阪狭山市今熊２－１８２３ 南海高野線「金剛駅」下車後、南海コミュニティバス「帝塚山学院大学前」（約１０分）下車、徒歩５分	０７２－３６５－０８６５	
	梅花女子大学	梅花女子大学試験場	３７４９０１	600	茨木市宿久庄２－１９－５ ＪＲ「茨木駅」から阪急バス石橋阪急行「通谷本（さいのもと）」下車、徒歩１２分　８：００開門	０７２－６４３－６５６６	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	阪南大学	阪南大学本キャンパス試験場	３７５００１	570	松原市天美東５－４－３３ 近鉄南大阪線「河内天美（阪南大学前）駅」下車、北へ徒歩６分	０７２－３３２－１２９９	
	桃山学院大学	桃山学院大学試験場	３７５１０１	710	和泉市まなび野１－１ 泉北高速鉄道「和泉中央駅」下車、徒歩１５分　８：３０開門	０７２５－５４－３１３１	
	大阪国際大学	大阪国際大学試験場	３８６１０１	640	枚方市杉３丁目５０番１号 ＪＲ学研都市線「長尾駅」下車、徒歩西南へ１５分或は京阪バス穂谷行で７分 又は京阪電鉄枚方市駅から京阪バス大阪国際大学行で３０分　８時３０分開門	０７２－８５８－１６１６	
	プール学院大学	プール学院大学試験場	３９２１０１	495	堺市南区槇塚台４－５－１ 泉北高速鉄道泉ヶ丘駅前口から１番乗場にて南海コミュニティバスに 乗車（約８分）「プール学院前」下車、すぐ　８：００開門	０７２－２９２－７２０１	
	関西福祉科学大学	関西福祉科学大学試験場	３９２５０１	520	柏原市旭ヶ丘３丁目１１番１号 近鉄大阪線「国分駅」又は「大阪教育大前駅」下車、徒歩１５分 又はＪＲ大和路線「高井田駅」下車、徒歩２５分	０７２－９７８－００８８	
	大阪観光大学	大阪観光大学試験場	３９５９０１	300	泉南郡熊取町大久保南５－３－１ ＪＲ阪和線「日根野」下車、改札左手階段を下り左へ１５０ｍのアメニモ名右へ。２００ｍ先の信号を左折。約６００ｍ直進、喫茶店の角を右折約３００ｍ	０７２－４５３－８２２２	
	大阪人間科学大学	大阪人間科学大学庄屋学舎試験場	３９７８０１	540	摂津市庄屋１－１２－１３ 阪急京都線「正雀」駅下車、東口から徒歩５分　又は「ＪＲ京都線「岸辺」駅下車、徒歩１０分（庄屋公園となり）　８：３０開門	０６－６３８１－３０００	
	平安女学院大学	平安女学院大学試験場	３９９３０１	510	高槻市南平台５丁目８１－１ ＪＲ高槻駅北（５番のりば）から市バス６７番「平安女学院大学」行き又は７０番「関西大学」行きに乗車約１５分、「平安女学院大学」下車すぐ	０７２－６９６－４９６６	
兵庫県	兵庫教育大学	兵庫教育大学試験場	１１６６０１	700	加東市下久米９４２－１ ＪＲ加古川線社町駅下車後　又は神姫バス社営業所下車後　神姫バス天神行又は緑野台生涯教育センター行「兵庫教育大学前」下車、徒歩４分	０７９５－４４－２０６７	
	神戸大学	神戸大学文学部試験場	１１６７０１	200	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統 「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」で下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学国際文化学部（１）試験場	１１６７０２	330	神戸市灘区鶴甲１－２－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統 「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学発達科学部試験場	１１６７０３	464	神戸市灘区鶴甲３－１１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統 「鶴甲団地」行き乗車、「神大発達科学部前」下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学法・経済・経営学部試験場	１１６７０４	670	神戸市灘区六甲台町２－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統 「鶴甲団地」行き乗車、「神大正門前」下車	０７８－８０３－５４８５	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸大学	神戸大学理学部試験場	１１６７０５	315	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統 「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」で下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学国際文化学部（２）試験場	１１６７０６	515	神戸市灘区鶴甲１－２－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統 「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学医学部保健学科試験場	１１６７０７	360	神戸市須磨区友が丘７－１０－２ 神戸市営地下鉄（西神線）「名谷駅」下車、南へ徒歩１５分	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学工学部試験場	１１６７０８	725	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統 「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学農学部試験場	１１６７０９	360	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統 「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」下車	０７８－８０３－５４８５	
		神戸大学海事科学部試験場	１１６７１０	460	神戸市東灘区深江南町５丁目１番１号 阪神電車「深江駅」下車、南西へ徒歩１０分　８：００開門	０７８－８０３－５４８５	
		計		4,399			
	神戸市外国語大学	神戸市外国語大学試験場	２３２１０１	800	神戸市西区学園東町９丁目１ 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩３分　８：００開門	０７８－７９４－８１２１	
	神戸市看護大学	神戸市看護大学試験場	２３５３０１	350	神戸市西区学園西町３丁目４番地 市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩約１０分　８：００開門	０７８－７９４－８０８０	
	兵庫県立大学	兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス試験場	２３７７０１	500	神戸市西区学園西町８丁目２番地の１ 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、南西へ徒歩約１０分	０７８－７９４－５２０９	
		兵庫県立大学姫路書写キャンパス試験場	２３７７０２	650	姫路市書写２１６７番地 姫路駅前神姫バスターミナルより、書写西住宅行その他で約３０分、「県立大工学部」下車	０７９－２６７－６９００	
		県立豊岡高等学校試験場	２３７７０３	612	豊岡市京町１２－９１ ＪＲ豊岡駅下車、南東へ徒歩１．２ｋｍ	０７９６－２２－２１１１	○
		計		1,762			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸ファッション造形大学	神戸ファッション造形大学試験場	341001	300	明石市明南町２－１－５０ ＪＲ神戸線「西明石」下車、北へ徒歩１５分　８：１５開門	０７８－９２７－０７７１	
	神戸夙川学院大学	神戸夙川学院大学試験場	342501	200	神戸市中央区港島１－３－１１ ＪＲ「三ノ宮」駅、阪急・阪神・神戸市営地下鉄「三宮」駅よりポートライナーに乗換え、「市民病院前」駅下車、徒歩８分	０７８－９４０－１１５４	
	芦屋大学	芦屋大学試験場	375201	300	芦屋市六麓荘町１３番２２号 ＪＲ「芦屋駅」、阪急「芦屋川駅」より阪急バスで苦楽園（１５系統）又は夙川（１３系統）行きバス乗車約１５分　ともに「日出橋」下車、北へ徒歩５分	０７９７－３８－６７２５	
	聖トマス大学	聖トマス大学試験場	375301	350	尼崎市若王寺２－１８－１ 阪急神戸線「園田駅」下車、南西へ徒歩１２分（市バス①阪神尼崎行「聖トマス大学」下車）　又はＪＲ宝塚線「塚口駅」下車、東へ徒歩１５分	０６－６４９１－５００４	
	大手前大学	大手前大学さくら夙川キャンパス試験場	375401	750	西宮市御茶家所町６－４２ ・阪急神戸線「夙川駅」下車、南に徒歩７分　・ＪＲ「さくら夙川駅」下車、西に徒歩７分　・阪神「香櫨園駅」下車、北に徒歩７分　７：００開門	０７９８－３２－５００９	
	関西学院大学	関西学院大学Ｂ号館試験場	375501	1,650	西宮市上ケ原一番町１－１５５ 阪急今津線甲東園駅前から阪急バス西宮北口又は朝凪町行「関西学院前」下車又は甲東園駅から西へ徒歩１５分	０７９８－５４－６１３５	
	甲子園大学	甲子園大学試験場	375601	700	宝塚市紅葉が丘１０－１ ＪＲ福知山線「宝塚駅」・阪急電鉄「宝塚駅」下車、南へ徒歩２０分（宝来橋を渡り、「宝塚温泉」前に甲子園大学の案内標示板あり）	０７９７－８７－２４９３	
	甲南大学	甲南大学試験場	375701	1,150	神戸市東灘区岡本８－９－１ 阪急神戸線「岡本駅」又はＪＲ神戸線「摂津本山駅」下車、北西へ徒歩１２分　８：３０開門	０７８－４３１－４３４１	
	甲南女子大学	甲南女子大学試験場	375801	750	神戸市東灘区森北町６－２－２３ ＪＲ「摂津本山駅」・阪急「岡本駅」下車、山手幹線東へ徒歩５分のスクールバス乗り場よりバスで５分　又は、ＪＲ「甲南山手駅」下車、北へ徒歩１０分	０７８－４１３－３１２８	
	神戸海星女子学院大学	神戸海星女子学院大学本館試験場	375901	350	神戸市灘区青谷町２－７－１ 阪急神戸線「王子公園駅」、ＪＲ「灘駅」下車、北へ徒歩１３分　神戸市バス三宮及び阪急六甲より２、１８系統にて「青谷」下車、南へすぐ	０７８－８０１－４１１７	
	神戸学院大学	神戸学院大学有瀬キャンパス試験場	376001	1,370	神戸市西区伊川谷町有瀬５１８番 ＪＲ神戸線「明石駅」下車、北側バス停「北①番」のりばから神姫バス「神戸学院大学行」に乗車し、「神戸学院大学前」下車	０７８－９７４－５８１６	
	神戸女学院大学	神戸女学院大学試験場	376101	550	西宮市岡田山４－１ 阪急電鉄神戸本線「西宮北口駅」で今津線阪急宝塚行にのりかえ「門戸厄神（もんどやくじん）駅」下車、徒歩１０分　８：００開門	０７９８－５１－８５４３	
	神戸女子大学	神戸女子大学試験場	376201	750	神戸市須磨区東須磨青山２－１ ＪＲ・山陽電鉄「須磨駅」から市バス妙法寺駅前行「こども病院前」下車又は地下鉄「妙法寺駅」から市バス須磨一の谷行「こども病院前」下車	０７８－７３１－４４１６	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸薬科大学	神戸薬科大学試験場	376301	350	神戸市東灘区本山北町４－１９－１ ＪＲ神戸線「摂津本山駅」下車、徒歩約１５分　又は「甲南山手駅」下車、徒歩約１３分　阪急電鉄神戸線「岡本駅」下車、徒歩約１５分	０７８－４４１－７６９１	
	神戸松蔭女子学院大学	神戸松蔭女子学院大学試験場	376401	550	神戸市灘区篠原伯母野山町１－２－１ 「阪急六甲駅」「ＪＲ六甲道駅」「阪神御影駅」より市バス３６系統鶴甲団地行乗車、「六甲台南口」下車、北西へ徒歩５分	０７８－８８２－６１２３	
	神戸親和女子大学	神戸親和女子大学試験場	376501	550	神戸市北区鈴蘭台北町７－１３－１ 神戸電鉄「鈴蘭台駅」下車、徒歩約１０分　８：００開門	０７８－５９１－１６５１	
	聖和大学	聖和大学教育学部試験場	376601	450	西宮市岡田山７－５４ 阪急電鉄今津線宝塚行「門戸厄神駅」下車、北西へ徒歩１３分　８：００開門	０７９８－５２－８１９１	
	園田学園女子大学	園田学園女子大学試験場	376701	500	尼崎市南塚口町７－２９－１ 阪急神戸線「塚口駅」下車、徒歩１０分　８：１５開門	０６－６４２９－９９０３	
	武庫川女子大学	武庫川女子大学中央キャンパス試験場	376901	1,050	西宮市池開町６－４６ 阪神本線「鳴尾（武庫川女子大前）駅」下車、徒歩７分　８：２０開門	０７９８－４５－３５００	
	神戸国際大学	神戸国際大学試験場	377001	300	神戸市東灘区向洋町中９丁目１－６ ＪＲ神戸線「住吉」または阪神電鉄本線「魚崎」から六甲ライナー「マリンパーク」下車、南（海側）へ陸橋を渡る　徒歩約５分	０７８－８４５－３７０３	
	姫路獨協大学	姫路獨協大学試験場	384101	1,000	姫路市上大野７－２－１ ＪＲ「姫路駅」・山陽電鉄「姫路駅」前から神姫バス姫路獨協大学経由大寿台行きに乗車し（約２０分）「姫路獨協大学」下車　８：００開門	０７９－２２３－６５１５	
	流通科学大学	流通科学大学試験場	385501	800	神戸市西区学園西町３－１ 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩５分　８：３０開門	０７８－７９４－２２３１	
	兵庫大学	兵庫大学試験場	391001	750	加古川市平岡町新在家２３０１ ＪＲ山陽本線「東加古川駅」下車、北側出口より、北へ（バイパスの下を抜け）徒歩１２分　８：００開門	０７９－４２７－５１１１	
	関西国際大学	関西国際大学試験場	393701	550	三木市志染町青山１－１８ 神戸電鉄粟生線「緑が丘駅」下車、徒歩２５分　又は神姫ゾーンバス緑が丘施環線緑が丘東３丁目下車、徒歩８分	０７９４－８５－２２８８	
	神戸山手大学	神戸山手大学３号館試験場	395101	300	神戸市中央区中山手通６－５－２ 神戸市営地下鉄「県庁前駅」下車、徒歩５分 ＪＲ・阪神「元町駅」下車、北西徒歩１０分	０７８－３７１－８０００	
	近畿福祉大学	近畿福祉大学試験場	399201	250	神崎郡福崎町高岡１９６６－５ ＪＲ播但線「福崎駅」下車、近畿福祉大学行スクールバスで５分 スクールバスはＪＲ電車に接続して運行、乗り場は福崎駅出口に掲示	０７９０－２２－６９４７	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸常盤短期大学	神戸常盤短期大学試験場	731001	290	神戸市長田区大谷町２－６－２ 神戸高速鉄道・山陽電鉄「西代駅」下車、徒歩９分 又はＪＲ西日本・神戸市営地下鉄「新長田駅」下車、北へ徒歩１５分	０７８－６４２－８４４１	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	116901	925	奈良市高畑町 ＪＲ又は近鉄奈良駅から奈良交通①番のりば市内施設バス乗車、「高畑町」（奈良教育大学）下車	０７４２－２７－９１２６	
	奈良女子大学	奈良女子大学試験場	117001	1,538	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩５分　８：１５開門	０７４２－２０－３２３７	
	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学試験場	232401	612	橿原市四条町８４０番地 近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩約８分　又はＪＲ桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩約１０分　８：４０開門	０７４４－２２－３０５１	
	奈良県立大学	奈良県立大学試験場	233901	270	奈良市船橋町１０番地 ＪＲ関西本線「奈良駅」下車、徒歩１０分　又は近鉄奈良線「近鉄奈良駅」下車、徒歩１０分　８：１０開門	０７４２－２２－４９７８	
	畿央大学	畿央大学試験場	347801	342	北葛城郡広陵町馬見中４－２－２ 近鉄大阪線「五位堂駅」下車、北へ徒歩２０分　又はＪＲ大和路線「王寺駅」下車、奈良交通バスで３０分「馬見中五丁目」下車すぐ　８：１０開門	０７４５－５４－１６０１	
	大阪樟蔭女子大学	大阪樟蔭女子大学関屋キャンパス試験場	373302	290	香芝市関屋９５８ 近鉄大阪線「関屋駅」下車、南へ３００ｍ（徒歩５分）	０７４５－７１－３１５１	
	近畿大学	近畿大学農学部試験場	374301	650	奈良市中町３３２７－２０４ 近鉄奈良線「富雄駅」西口下車、奈良交通バス「近畿大学行」１０分	０７４２－４３－１８４９	
	帝塚山大学	帝塚山大学試験場	377101	643	奈良市帝塚山７－１－１ 近鉄奈良線「東生駒駅」下車、奈良交通バス「帝塚山大学」行 大学まで直行５分	０７４２－４８－９８７６	
	天理大学	天理大学杣之内キャンパス試験場	377201	419	天理市杣之内町１０５０番地 ＪＲ桜井線「天理」又は近鉄天理線「天理」下車、東へ徒歩約２０分	０７４３－６３－９００４	
	奈良大学	奈良大学試験場	377301	521	奈良市山陵町１５００ 近鉄京都線「高の原」下車、サンタウンプラザすずらん館方面へ徒歩２０分 又は、近鉄高の原駅から奈交バス奈良大学構内行「奈良大学構内」下車、すぐ	０７４２－４４－１２５１	
	奈良産業大学	奈良産業大学試験場	383101	366	生駒郡三郷町立野北３－１２－１ ＪＲ大和路線（関西線）「三郷駅」下車、徒歩１５分	０７４５－７３－７８００	
	白鳳女子短期大学	白鳳女子短期大学試験場	733401	269	北葛城郡王寺町葛下１－７－１７ ＪＲ大和路線・近鉄生駒線「王寺駅」、近鉄田原本線「新王寺駅」下車、南出口①バス乗り場より約５分「葉井口」下車又は徒歩約１５分	０７４５－３２－７８９０	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	117101	1,350	和歌山市栄谷９３０番地 ＪＲ和歌山駅前又は南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車　バス時刻表は１月上旬和歌山大学ホームページに掲載	０７３－４５７－７１１６	
		県立向陽高等学校試験場	117102	1,120	和歌山市太田１２７番地 ＪＲ和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車、徒歩３分 又は、ＪＲ和歌山駅より南東へ徒歩約２０分	０７３－４７４－２１７２	
		計		2,470			
	和歌山県立医科大学	県立桐蔭高等学校試験場	232501	880	和歌山市吹上５丁目６－１８ ＪＲ和歌山駅、南海和歌山市駅から和歌山バス「小松原５丁目」下車、東へ徒歩にて約１０分　８：１０開門予定	０７３－４２３－２９１６	
	近畿大学	近畿大学生物理工学部試験場	374303	540	紀の川市西三谷９３０ ＪＲ和歌山線粉河駅で下車、和歌山バス那賀「粉河駅前」から近畿大学経由南海和歌山市駅行、又は近畿大学経由紀伊駅前行に乗車し「近畿大学」で下車	０７３６－７７－３８８８	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学共通教育棟試験場	117201	868	鳥取市湖山町南４－１０１ ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、すぐ	０８５７－３１－５０６１	
		鳥取大学工学部試験場	117202	563	鳥取市湖山町南４－１０１ ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、すぐ	０８５７－３１－５０６１	
		鳥取大学医学部試験場	117203	955	米子市西町８６ ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩１５分	０８５９－３８－７０９６	
		計		2,386			
	鳥取環境大学	鳥取環境大学試験場	397901	515	鳥取市若葉台北一丁目１番１号 ＪＲ「津ノ井駅」下車、徒歩２０分　又はＪＲ「鳥取駅」北口バスターミナルから若葉台経由若桜行「環境大学前」下車	０８５７－３８－６７２０	
島根県	島根大学	島根大学松江キャンパス試験場	120301	1,764	松江市西川津町１０６０番地 ＪＲ「松江駅」前からバス大学・川津方面行「島根大学前」下車	０８５２－３２－６０７３	
		島根大学出雲キャンパス試験場	120302	716	出雲市塩冶町８９－１ ＪＲ出雲市駅バス乗り場から島根医大経由上塩冶車庫行にて医大下車 又はＪＲ出雲市駅南口から南へ徒歩２５分	０８５３－２０－２０８７	
		県立隠岐高等学校試験場	120303	68	隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原１番地 「ポートプラザ」前からバス五箇方面行「隠岐高前」下車	０８５１２－２－１１８１	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上階使用
島根県	島根大学	計		2,548			
	島根県立大学	島根県立大学試験場	237101	856	浜田市野原町2433－2 JR浜田駅から石見交通バス大学線又は大学循環線「県立大学」下車、徒歩1分　受験生控室6：30開場	0855－24－2203	
岡山県	岡山大学	岡山大学津島キャンパス試験場	117501	3,560	岡山市津島中2－1－1 JR岡山駅西口から「47」系統の両備バスで「岡大入口」又は「岡大西門」下車	086－252－1111	
	岡山県立大学	岡山県立大学試験場	234501	704	総社市窪木111番地 JR吉備線「服部駅」下車、徒歩5分	0866－94－2111	
	岡山学院大学	岡山学院大学試験場	346101	286	倉敷市有城787 倉敷駅下電バス6番乗り場より、天城小川経由児島行きで「岡山樹大前」下車　8：00開門	086－428－2651	○
	中国学園大学	中国学園大学試験場	346201	270	岡山市庭瀬83番地 JR山陽本線「庭瀬駅」下車、北へ徒歩15分	086－293－1100	
	岡山商科大学	岡山商科大学試験場	377501	298	岡山市津島京町2－10－1 JR岡山駅バスターミナルから両備バス津高営業所・中鉄バス岡山商大方面行「岡山商大前」下車、徒歩2分　8：30開門	086－256－6651	
	岡山理科大学	岡山理科大学試験場	377601	482	岡山市理大町1－1 岡山駅西口から岡山理科大学線「岡山理科大学」下車、徒歩1分 岡山駅から両電バス三野行「植物園口」下車、徒歩15分　8：00開門	086－256－4293	
	くらしき作陽大学	くらしき作陽大学試験場	377801	430	倉敷市玉島長尾3515 JR山陽本線「新倉敷駅」北口下車、徒歩15分	086－523－0888	
	就実大学	就実大学試験場	377901	327	岡山市西川原1－6－1 JR「岡山駅」下車、JR岡山駅前バスターミナル⑮のりばから宇野バス東岡山行「就実大学前」下車	086－271－8118	
	ノートルダム清心女子大学	ノートルダム清心女子大学試験場	378001	327	岡山市伊福町2－16－9 JR「岡山駅」西口下車、北へ徒歩10分 又は岡電バス・中鉄バス「誕生会館前」下車、徒歩3分　7：30開門	086－255－5585	
	美作大学	美作大学試験場	378101	745	津山市北園町50 「JR「津山駅」前　中鉄バスセンターから、「スポーツセンター」または「東一宮車庫」行き　「美作大学前」下車、徒歩3分	0868－22－7718	
	吉備国際大学	吉備国際大学試験場	387101	248	高梁市伊賀町8 JR伯備線「備中高梁駅」下車、徒歩で北へ10分 酒屋川を右折して東へ8分	0866－22－3517	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上階使用
岡山県	山陽学園大学	山陽学園大学試験場	389501	268	岡山市平井1丁目14－1 JR岡山駅バスターミナルから岡備バス山陽学園大学経由新岡山港「岡山よれあいセンター・倉益南行「山陽学園大学・短大前」下車	086－272－6254	
	倉敷芸術科学大学	倉敷芸術科学大学試験場	391101	270	倉敷市連島町西之浦2540 JR倉敷駅から両備バス倉敷芸術科学大学行き「倉敷芸術科学大学」（終点）下車	086－440－1112	
広島県	広島大学	広島大学霞キャンパス試験場	117601	500	広島市南区霞一丁目2番3号 JR広島駅前、JR横川駅前からバス「大学病院」行きで霞点下車　8：30開門（所要時間約20～40分）	082－256－5186	
		広島大学総合科学部試験場	117602	635	東広島市鏡山一丁目7番1号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「広大西口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分　8：40開門	082－421－9679	
		広島大学教育学部試験場	117603	585	東広島市鏡山一丁目1番1号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約20分）徒歩5分　8：00開門	082－421－9684	
		広島大学法学部・経済学部試験場	117604	418	東広島市鏡山一丁目2番1号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分　8：10開門	082－421－9685	
		広島大学理学部試験場	117605	370	東広島市鏡山一丁目3番1号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分　8：20開門	082－421－9689	
		広島大学工学部試験場	117606	490	東広島市鏡山一丁目4番1号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「大学会館前」下車（所要時間約20分）徒歩約1分　8：00開門	082－421－9691	
		広島大学生物生産学部試験場	117607	200	東広島市鏡山一丁目4番4号 JR山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行で「大学会館前」下車（所要時間約20分）徒歩約1分　8：30開門	082－421－9692	
		計		3,198			
	広島市立大学	広島市立大学試験場	234801	800	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号 広島バスセンターから広電バス「花の季台」、「くすの木台」又は「免許センター」方面行で「市立大学入口」又は「市立大学前」下車　8：30開門	082－830－1796	
	尾道大学	尾道大学試験場	237301	450	尾道市久山田町1500番地 JR尾道駅から尾道市営バス「尾道大学前」または「緑光台」行、約25分「尾道大学前」下車　7：30開門	0848－22－8311	
	県立広島大学	県立広島大学広島キャンパス試験場	238201	770	広島市南区字島東1－1－71 JR広島駅前から市内電車比治山下線由宮島口「字部」行「県病院前」下車、東へ徒歩7分	082－251－9710	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上階使用
広島県	県立広島大学	県立広島大学庄原キャンパス試験場	238202	410	庄原市七塚町562 JR芸備線「備後庄原駅」下車、駅前「庄原バスセンター」から県立大学スクールバス（21分）「県立広島大学前」下車、徒歩2分	0824－74－1000	
		県立広島大学三原キャンパス試験場	238203	485	三原市学園町1－1 JR三原駅前バスのりば（5番のりば）から三原市営バス県立大学循環線に乗車し、「県立広島大学」（終点）下車	0848－60－1126	
		計		1,665			
	近畿大学	近畿大学工学部試験場	374302	634	東広島市高屋うめの辺1番 JR山陽本線「西高屋駅」下車、徒歩20分　又は芸陽バス「西高屋～高美が丘・近畿大学線」行乗車、「近畿大学」下車（所要時間4分）	082－434－7000	
	広島経済大学	広島経済大学試験場	378301	1,297	広島市安佐南区緑園五丁目37番1号 JR可部線「下祇園駅」下車、スクールバスを利用（所要時間5分） 7：30開門	082－871－1000	
	広島工業大学	広島工業大学試験場	378401	766	広島市佐伯区三宅2－11－1 JR山陽本線「五日市駅」又は「廿日市駅」で下車、最寄りの広電宮島線電停で電車に乗りかえ「薬ヶ園電停」で下車、徒歩約15分	082－921－3121	
	広島修道大学	広島修道大学試験場	378501	1,300	広島市安佐南区大塚東1丁目1－1 アストラムライン「広域公園前駅」下車、徒歩すぐ　又はJR横川駅前からバス五月が丘団地・免許センター行「広島修道大学」下車　7：30開門	082－830－1100	
	広島女学院大学	広島女学院大学試験場	378601	385	広島市東区牛田東4丁目13－1 大学病院前（広島駅新幹線口経由）牛田早稲田行広電バス⑮番、又は江波発祇園町・八丁堀経由牛田早稲田行広電バス⑮番で女学院大学前下車	082－228－0386	
	広島国際学院大学	広島国際学院大学試験場	378701	324	広島市安芸区中野6－20－1 JR山陽本線「中野東駅」下車、徒歩7分　8：40開門	082－820－2524	
	広島文教女子大学	広島文教女子大学試験場	378801	299	広島市安佐北区可部東1－2－1 JR可部線「可部駅」下車、徒歩15分 又はJR広島バス、JR、広島地鉄各バス「文教女子大前」下車、徒歩15分	082－814－9995	
	福山大学	福山大学試験場	378901	800	福山市東村町字三蔵985番地の1 JR山陽本線「松永」下車、松永駅北口から徒歩5分、福山大学スクールバス乗降にて帰路バス福山大学行臨時便乗車、10分で大学着　8：00開門	084－936－2118	
	安田女子大学	安田女子大学試験場	379001	400	広島市安佐南区安東6－13－1 アストラムライン「安東駅」下車、徒歩5分　8：00開門	082－878－8557	
	比治山大学	比治山大学試験場	389601	483	広島市東区牛田新町4－1－1 JR「広島駅」より瀬野方面行バス「牛田新町4丁目」下車、徒歩7分 又はアストラムライン「不動院前駅」下車、徒歩10分　8：00開門	082－229－0121	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上階使用
広島県	福山平成大学	福山平成大学試験場	389701	500	福山市御幸町上岩成正戸117－1 JR福塩線「万能倉」下車、東方面徒歩15分　又はJR福山駅南口から中国バス中国中央病院方面行「中国中央病院」下車、徒歩2分　8：00開門	084－972－5202	
	呉大学	呉大学試験場	391201	700	呉市郷原学びの丘1－1－1 JR呉線「新広駅」下車、呉市営バス広支所前バス停から約20分「呉大学」下車。または、バス停「下高」下車、徒歩5分。	0823－70－3306	
	福山市立女子短期大学	福山市立女子短期大学試験場	603601	390	福山市北本庄四丁目5番2号 JR福塩線「備後本庄駅」下車、徒歩約10分	084－925－2511	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	117701	769	山口市吉田1677－1 JR山口線「湯田温泉駅」下車、徒歩25分　又はJR新山口駅から山口行バス（バイパス経由を除く）「湯田温泉」下車、徒歩35分	083－921－2470	
		山口大学工学部試験場	117702	726	宇部市常盤台2－16－1 JR宇部線宇部新川駅前から市営バス琴芝経由又は都営通り経由のびうき谷行ひうき台・交通局行及び秋原・開闢團線「工学部前」下車	0836－35－2904	
		県立岩国高等学校試験場	117703	710	岩国市川西4－5－1 JR山陽本線「岩国駅」からJR岩徳線又は錦川鉄道・錦川清流線「川西駅」下車、徒歩10分	0827－43－5462	○
		計		2,205			
	下関市立大学	下関市立大学試験場	232701	800	下関市大学町二丁目1番1号 JR下関駅からサンデンバス北浦線に乗車し「山の田」下車、徒歩5分 又はJR「幡生駅」から徒歩約30分　8：15開門	0832－52－0288	
	山口県立大学	山口県立大学試験場	232801	800	山口市桜畠3－2－1 JR山口線「宮野駅」下車、徒歩5分	083－928－5637	
	徳山大学	徳山大学試験場	379101	823	周南市学園台 JR山陽本線「徳山駅」下車、駅前バスターミナルより防長バス「大来温泉口」行で約20分「大学高専下」下車、徒歩3分　8：00開門	0834－28－0411	
	東亜大学	東亜大学2号館試験場	379201	222	下関市一の宮学園町2－1 JR新幹線及びJR山陽本線「新下関駅」南口下車、徒歩10分	0832－56－1111	
	山口東京理科大学	山口東京理科大学試験場	391301	287	山陽小野田市大学通1－1－1 JR小野田線「雀田駅」下車、徒歩5分　又はJR山陽本線「小野田駅」から船木鉄道バス理科大行「理科大前」下車、徒歩1分	0836－88－3500	
	山口福祉文化大学	山口福祉文化大学試験場	395201	322	萩市椿東蔭田5000番地 防長バス山時便「宝庄駅」発「天樹院入口」「東萩駅」経由山口福祉文化大学行乗車又は防長バス越ヶ浜方面行「前小畑」下車、徒歩10分　7：30開門	0838－24－4000	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
徳島県	徳島大学	徳島大学試験場	117801	2,136	徳島市南常三島町１丁目１番地 ＪＲ徳島駅から市バス「蔵瀬（左回り）」、「⑮蔵本団右橋」行、「⑮総合高校」行　等に乗車し、「勘任橋」下車、徒歩５分	088－656－2165	
	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	117901	598	鳴門市鳴門町高島字中島７４８ ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から徳島バス教育大学行き「教育大正門前」下車、又は鳴門市営バス高島行き「教育大学前」下車、いずれも徒歩１分　７：４５開門	088－687－6133	
	四国大学	四国大学試験場	379401	323	徳島市応神町古川字戎子野１２３－１ ＪＲ徳島駅から徳島バス（①②③番のりば、吉野川大橋経由を除く）、「四国大学前」下車、徒歩３分　８：３０開門	088－665－9016	
	徳島文理大学	徳島文理大学徳島キャンパス試験場	379501	424	徳島市山城町西浜傍示１８０ ＪＲ徳島駅前から徳島市営バス山城町行「文理大学前」下車、徒歩１分	088－622－9611	
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	120401	1,370	高松市幸町１番１号 ＪＲ高松駅バス乗場２番からことでんバス［１下笠居線「幸町」下車、徒歩２分又は１３下笠居線及び１５番西線「宮脇町」下車、徒歩３分　８：００開門	087－832－1411	
		香川大学法学部・経済学部試験場	120402	824	高松市幸町２番１号 ＪＲ高松駅バス乗場２番からことでんバス［１下笠居線「幸町」下車、徒歩３分又は１３下笠居線及び１５番西線「宮脇町」下車、徒歩２分　８：００開門	087－832－1813	
		香川大学農学部試験場	120403	550	木田郡三木町池戸２３９３ ことでん長尾線「農学部前駅」下車、徒歩２分又は大川バス引田線（三本松又は引田行）「農学部」下車、徒歩５分　８：００開門	087－891－3015	
		香川大学工学部試験場	120404	580	高松市林町２２１７番２０ ことでん琴平線「太田駅」下車、徒歩３０分又はことでんバス６５川島線・レインボー通り経由便「香川大学工学部前」下車、徒歩１分　８：００開門	087－864－2015	
		香川大学医学部試験場	120405	483	木田郡三木町大字池戸１７５０－１ ことでん長尾線「高田駅」下車、徒歩２５分　又はことでんバス高松東病院・大学病院線「大学病院」下車　８：００開門	087－891－2074	
		計		3,807			
	徳島文理大学	徳島文理大学香川キャンパス試験場	379502	400	さぬき市志度１３１４－１ 「ＪＲ志度駅」、「琴電志度駅」で下車、徒歩２０分　８：００開門	087－894－5111	
	四国学院大学	四国学院大学試験場	379601	400	善通寺市文京町３－２－１ 土讃線「ＪＲ善通寺駅」下車、徒歩８分　８：００開門	0877－62－6625	
	高松大学	高松大学試験場	392201	400	高松市春日町９６０ ＪＲ高徳線「木太町」駅から１．２ｋｍ、またはことでんバス琴電仏生山、琴生線、高松東病院・大学病院線「春日川」から５００ｍ　８：００開門	087－841－5920	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	118201	3,533	松山市文京町３番 市内電車護国線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩３分　８：００開門	089－927－9174	
		愛媛大学農学部試験場	118202	560	松山市樽味３丁目５番７号 市内バス８番線（東野経由）道後温泉駅前行き「愛大農学部前」下車　８：００開門	089－946－9806	
		計		4,093			
	松山大学	松山大学試験場	379701	1,500	松山市文京町４－２ 市内電車護国線「鉄砲町駅」下車、北へ徒歩５分　８：３０開門	089－925－7111	
	松山東雲女子大学	松山東雲女子大学試験場	388001	260	松山市桑原３丁目２の１ 伊予鉄市内バス「姫大前」下車すぐ　（「ＪＲ松山駅前」「松山市駅前」から１０番線「久米駅前」行）　８：００開門	089－931－6211	
高知県	高知大学	高知大学朝倉キャンパス試験場	120501	1,943	高知市曙町二丁目５番１号 ＪＲ土讃線「朝倉駅」下車、徒歩５分　８：００開門	088－844－8154	
		高知大学岡豊キャンパス試験場	120502	259	南国市岡豊町小蓮 ＪＲ高知駅前から高知県交通バスで「介良」行・「領石」行・「田井」行・「医大福原」行に乗車、「医大病院」下車　８：００開門	088－844－8154	
		計		2,202			
	高知女子大学	高知女子大学試験場	232901	370	高知市永国寺町５－１５ ＪＲ高知駅から、徒歩１５分、またはとさでん交通電車利用の場合、「升形」「鏡川橋」行き直通便に乗り、「大橋通り」下車、北へ徒歩１０分	088－873－2157	
	高知工科大学	高知工科大学試験場	392701	238	香美市土佐山田町宮ノ口１８５ ＪＲ土讃線「土佐山田駅」から土佐電鉄バス高知工科大学行「高知工科大学」下車、又はＪＲバス大栃行「工科大西口」下車　７：３０開門	0887－57－2222	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	118501	1,556	宗像市赤間文教町１番１号 ＪＲ鹿児島本線「教育大前駅」下車「直通列車のみ停車」徒歩約１０分 又は西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約１０分	0940－35－1235	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	118601	975	福岡市東区箱崎６－１９－１ 地下鉄箱崎線「箱崎九大前駅」、「貝塚駅」下車、徒歩７分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩１分　８：３０開門	092－642－2265	
		九州大学理学部試験場	118602	720	福岡市東区箱崎６－１０－１ 地下鉄箱崎線「箱崎九大前駅」下車、徒歩１０分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩５分　８：３０開門	092－642－2265	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
福岡県	九州大学	九州大学農学部試験場	118603	630	福岡市東区箱崎６－１０－１ 地下鉄箱崎線「箱崎九大前駅」、「貝塚駅」下車、徒歩１０分　又は西鉄バス「九大前」、「九大北門」、「貝塚」下車、徒歩１０分　８：３０開門	092－642－2265	
		九州大学病院地区試験場	118604	680	福岡市東区馬出３－１－１ ＪＲ「吉塚駅」下車、徒歩１５分　地下鉄箱崎線「馬出九大病院前駅」下車、徒歩５分　又は西鉄バス「警察本部前」下車、徒歩５分　８：１５開門	092－642－2265	
		代々木ゼミナール福岡校試験場	118605	734	福岡市博多区博多駅前４－２－２５ ＪＲ、地下鉄空港線「博多駅」下車、徒歩１０分　７：３０開門	092－642－2265	
		県立福岡高等学校試験場	118606	1,000	福岡市博多区堅粕１－２９－１ 地下鉄箱崎線「千代県庁口駅」下車、徒歩７分　８：００開門	092－642－2265	
		県立香住丘高等学校試験場	118607	1,000	福岡市東区香住ヶ丘１－２６－１ 西鉄宮地岳線「香椎花園前駅」下車、徒歩２分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩５分　８：００開門	092－642－2265	○
		河合塾福岡校試験場	118608	891	福岡市中央区渡辺通４－２－１１ 西鉄天神大牟田線「薬院駅」下車、徒歩５分　８：００開門	092－642－2265	
		県立修猷館高等学校試験場	118609	1,090	福岡市早良区西新６－１－１０ 地下鉄空港線「西新駅」下車、徒歩５分　又は西鉄バス「修猷館前」下車、徒歩１分　８：００開門	092－642－2265	
		計		7,720			
	九州工業大学	九州工業大学工学部試験場	118801	1,051	北九州市戸畑区仙水町１番１号 ＪＲ「九州工大前駅」下車、南へ徒歩８分	093－871－7025	
		代々木ゼミナール小倉校試験場	118802	555	北九州市小倉北区馬借１丁目１番２号 ＪＲ「小倉駅」から徒歩１０分　または、小倉駅前よりバス（２７・２８番系統）乗車（５分）、「旦過口・クエスト前」下車	093－531－0832	
		計		1,606			
	北九州市立大学	北九州市立大学（北方キャンパス）試験場	233001	1,380	北九州市小倉南区北方４丁目２番１号 小倉駅からモノレールを利用し「競馬場前」下車、徒歩３分　７：００開門	093－964－4144	
	九州歯科大学	九州歯科大学試験場	233101	340	北九州市小倉北区真鶴２丁目６番１号 ＪＲ「南小倉駅」下車、西へ徒歩１５分　又はＪＲ小倉駅バスセンターから西鉄バス（２２・４３系統）「歯大前」下車	093－582－1131	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
福岡県	福岡女子大学	福岡女子大学試験場	233201	500	福岡市東区香住ヶ丘１丁目１番１号 ＪＲ鹿児島本線「香椎駅」下車、北へ徒歩１５分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩５分	092－661－2415	
	福岡県立大学	福岡県立大学試験場	234101	415	田川市伊田４３９５番地 ＪＲ日田彦山線「田川伊田駅」下車、徒歩１５分	0947－42－2118	
	産業医科大学	産業医科大学試験場	340101	570	北九州市八幡西区医生ヶ丘１－１ ＪＲ「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営バス「３０・３２・３４番」に乗車し、「産業医科大学病院入口」で下車	093－691－0105	
	第一福祉大学	第一福祉大学人間社会福祉学部試験場	346401	600	太宰府市五条３－１０－１０ ＪＲ三日市駅から東へ徒歩３０分、西鉄大牟田線二日市駅から東へ徒歩１５分 ＪＲ二日市駅から西鉄二日市駅西口まで西鉄バス８分、８：１５開門	092－918－6517	
	帝京大学	福岡県立三池高等学校試験場	360103	600	大牟田市東木２４５ ＪＲ鹿児島本線「銀水」下車、徒歩３分 又は西鉄天神大牟田線「銀水」下車、徒歩３分　７：００開門	0944－53－2172	○
	近畿大学	近畿大学産業理工学部試験場	374304	547	飯塚市柏ノ森１１－６ 西鉄新飯塚バスセンター、ＪＲ新飯塚駅前から、西鉄バス田川方面行 又は田川から西鉄バス飯塚方面行「近畿大学前」下車	0948－22－5655	
	九州共立大学	九州共立大学経済学部試験場	379801	430	北九州市八幡西区自由ヶ丘１－８ ＪＲ「折尾駅」下車、徒歩１５分　又は駅前から市営バス（浅川経由）で「九州共立大学前」下車　８：００開門	093－693－3305	
	九州産業大学	九州産業大学１号館試験場	379901	1,200	福岡市東区松香台２－３－１ ＪＲ鹿児島本線「九産大前駅」下車、徒歩１分　又は天神バスセンターから西鉄バス都市高速経由「産業大学南口」下車、徒歩２分　７：３０開門	092－673－5550	
	九州女子大学	九州女子大学耕学館試験場	380001	251	北九州市八幡西区自由ヶ丘１－１ ＪＲ鹿児島本線・筑豊本線「折尾駅」西口下車、学園大通り徒歩約１０分	093－693－3277	
	久留米大学	久留米大学御井学舎試験場	380101	950	久留米市御井町１６３５ 西鉄バス「ＪＲ久留米」又は「西鉄久留米バスセンター」から系統番号１番文化センター経由久留米信愛女学院行にて「久留米大学前」下車　７：００開門	0942－44－5056	
	久留米工業大学	久留米工業大学試験場	380201	565	久留米市上津町２２２８－６６ ＪＲ久留米駅又は西鉄久留米駅から西鉄バス八女行「工業大学前」下車、徒歩２分	0942－22－2345	
	西南学院大学	西南学院大学試験場	380301	573	福岡市早良区西新６－２－９２ 地下鉄空港線「西新駅」下車、徒歩５分　又は西鉄バス西新方面行に乗車し、「修猷館前」下車、徒歩５分　８：２０開門	092－823－3366	
	西日本工業大学	西日本工業大学試験場	380801	603	京都郡苅田町新津１－１１ ＪＲ日豊本線「小波瀬西工大前駅」下車すぐ	0930－23－1491	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上環使用
福岡県	福岡大学	福岡大学試験場	380901	1,300	福岡市城南区七隈８－１９－１ 博多駅「天神から西鉄バス片江営業所行「福大前」」下車 天神（天神南駅）から地下鉄七隈線「福大前」下車	092－871－6631	
	福岡工業大学	福岡工業大学試験場	381001	900	福岡市東区和白東３－３０－１ 西鉄バス（栄統番号２６）「福岡工大前」下車、徒歩５分 ＪＲ鹿児島本線「筑前新宮駅」下車、徒歩３分	092－606－0634	
	福岡歯科大学	福岡歯科大学試験場	381101	300	福岡市早良区田村２丁目１５番１号 地下鉄七隈線「賀茂」下車、徒歩７分、又は地下鉄空港線「藤崎」下車、西鉄バス②番乗換「歯科大総合病院前」又は「福岡歯科大学前」下車　８時開門	092－801－0411	
	九州国際大学	九州国際大学試験場	381201	669	北九州市八幡東区平野１－６－１ ＪＲ鹿児島本線「八幡駅」下車、徒歩８分	093－671－8916	
	国際医療福祉大学	国際医療福祉大学福岡県大川キャンパス試験場	390602	300	大川市榎津１３７－１ 西鉄柳川駅から西鉄バス佐賀駅バスセンター行「国際医療福祉大学前」下車、徒歩１分　７：４５開門	0944－89－2000	
	九州情報大学	九州情報大学試験場	393901	400	太宰府市宰府６－３－１ 西鉄太宰府線「太宰府駅」下車、徒歩１５分　又は、西鉄太宰府駅からコミュニティバスまほろば号内山行「管谷（九州情報大学前）」下車、徒歩１分	092－928－4000	
	福岡国際大学	福岡国際大学試験場	394001	400	太宰府市五条４丁目１６番１号 西鉄太宰府線「五条駅」下車、徒歩１０分　駅前の五条看店右折、学園通りを通り、御路を越えて約１００ｍ先で右折。	092－922－4035	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学本庄地区試験場	120601	3,235	佐賀市本庄町１番地 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行、相応行又は佐大前行に乗車し、「佐大前」下車、徒歩５分	0952－28－8178	
		佐賀大学鍋島地区試験場	120602	720	佐賀市鍋島五丁目１番１号 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園、鍋島小学校経由）行きで約２５分、「医大」下車	0952－28－8178	
		計		3,955			
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	119101	2,815	長崎市文教町１－１４ 長崎駅前から路面電車「赤迫」行、又は長崎バスの１番系統「潜石」、「時津」行等に乗り、「長崎大学前」で下車　８：３０開門	095－819－2111	
	長崎県立大学	長崎県立大学試験場	233301	646	佐世保市川下町１２３ ＪＲ佐世保駅前から、市営バス及び西肥バスで日野経由相浦経由行「県立大学前」下車、徒歩２分　又は、ＭＲ（松浦鉄）「大学駅」下車、徒歩５分	0956－47－2191	
	県立長崎シーボルト大学	県立長崎シーボルト大学試験場	236501	500	西彼杵郡長与町まなび野１丁目１番１号 ＪＲ長崎本線「長与駅」下車、徒歩２０分 又はＪＲ長崎バス長与ニュータウン行「商業入口」下車、徒歩５分	095－813－5065	
大分県	立命館アジア太平洋大学	立命館アジア太平洋大学試験場	395701	489	別府市十文字原１－１ ＪＲ「亀川駅」下車、立命館アジア太平洋大学行バス１５分、又はＪＲ「別府駅」下車、立命館アジア太平洋大学行バス３５分、ともに終点下車	0977－78－1120	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育文化学部試験場	120801	746	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由）又は大学病院行（宮崎大学経由）に乗車し、「宮崎大学」で下車	0985－58－7138	
		宮崎大学農学部試験場	120802	625	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由）又は大学病院行（宮崎大学経由）に乗車し、「宮崎大学」で下車	0985－58－7138	
		宮崎大学工学部試験場	120803	600	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由）又は大学病院行（宮崎大学経由）に乗車し、「宮崎大学」で下車	0985－58－7138	
		宮崎大学医学部試験場	120804	545	宮崎郡清武町大字木原５２００ 宮崎交通バス大学病院行き又は大学病院・宮崎大学行きに乗車し、「大学病院前」で下車	0985－58－7138	
		計		2,516			
	宮崎公立大学	宮崎公立大学試験場	234601	380	宮崎市船塚１－１－２ ＪＲ「宮崎駅」から徒歩２５分　又は南駅から宮崎交通バスに乗車し、「デパート前」乗換え宮崎神宮行「公立大学前」下車、徒歩１分　７：００開門	0985－20－2212	
	宮崎県立看護大学	宮崎県立看護大学試験場	235701	300	宮崎市まなび野３－５－１ ＪＲ南宮崎駅近く宮交シティから宮交バスまなび野経由大学病院行 又は宮崎大学行「県立看護大学」下車徒歩１分	0985－59－7700	
	南九州大学	南九州大学高鍋キャンパス試験場	382201	265	児湯郡高鍋町大字南高鍋１１６０９ ＪＲ「高鍋駅」下車、南西へ徒歩２０分 又は宮崎交通バス高鍋行「南九州大学前」下車、徒歩５分	0983－22－6216	
	宮崎産業経営大学	宮崎産業経営大学試験場	382801	430	宮崎市古城町丸尾１００ ＪＲ南宮崎駅前、宮交シティ（バスセンター）から清武或・田野役に乗車「産経大入口」下車、徒歩３分	0985－52－3111	
	九州保健福祉大学	九州保健福祉大学試験場	395301	936	延岡市吉野町１７１４－１ ＪＲ延岡駅から市内路線バス保健福祉大学行「保健福祉大学」下車 ８：００開門	0982－23－5555	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学法文学部試験場	119701	750	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番） 「法文学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－7525	
		鹿児島大学教育センター試験場	119702	290	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番） 「法文学部前」下車、徒歩３分　８：３０開門	099－285－8154	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上環使用
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教育学部試験場	119703	600	鹿児島市郡元１丁目２０－６ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番） 「法文学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－7713	
		鹿児島大学理学部試験場	119704	585	鹿児島市郡元１丁目２１－３５ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番） 「法文学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－8028	
		鹿児島大学工学部試験場	119705	890	鹿児島市郡元１丁目２１－４０ 鹿児島中央駅から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－8232	
		鹿児島大学農学部試験場	119706	760	鹿児島市郡元１丁目２１－２４ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番）「鹿大正門前」下車、徒歩２分　又は、「法文学部前」下車、徒歩３分　８：３０開門	099－285－8531	
		鹿児島大学水産学部試験場	119707	360	鹿児島市下荒田４丁目５０－２０ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（１１番）・大学病院行（１８番） 「体育館前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－286－4040	
		鹿児島大学医学部試験場	119708	600	鹿児島市桜ヶ丘８丁目３５－１ 鹿児島中央駅前から市営バス大学病院行（１８番）「大学病院前」下車、 徒歩５分　８：３０開門	099－275－6721	
		鹿児島大学歯学部試験場	119709	300	鹿児島市桜ヶ丘８丁目３５－１ 鹿児島中央駅前から市営バス大学病院行（１８番）「歯学部前」下車、 徒歩１分　８：３０開門	099－275－6040	
		県立大島高等学校試験場	119710	355	奄美市名瀬安勝町７－１ 名瀬港から民営バス笠利町行「大島高校前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－7355	○
		鹿児島大学理学部試験場	119750	2	鹿児島市郡元１丁目２１－３５ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番） 「法文学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	099－285－8028	
		計		5,492			
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学試験場	119801	576	鹿屋市白水町１番地 鹿屋から垂水、重水港、中央病院行、又は垂水港から志布志、東笠之原行の大隅交通バスに乗車、「白水町体育大学前」下車、徒歩３分　７：３０開門	0994－46－4869	
	鹿児島国際大学	鹿児島国際大学試験場	382301	733	鹿児島市下福元町８８５０番地 ＪＲ指宿枕崎線「谷之上駅」下車、又は鹿児島交通バスの平川動物園行、指宿・枕崎行「谷之上南」下車　ともにＪＲ谷之上駅からスクールバス（無料）	099－261－3211	
	志學館大学	志學館大学試験場	382401	396	霧島市隼人町内１９０４－１ ＪＲ日豊本線「隼人駅」下車、スクールバスで約１０分　８：００開門	0995－43－1111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上環使用
長崎県	活水女子大学	活水女子大学試験場	381401	500	長崎市東山手町１－５０ 長崎駅前電停口から長崎バス３０系統に乗車（所要時間約１５分）、「市民病院前」下車、徒歩４分　８：００開門	095－822－4107	
	長崎総合科学大学	長崎総合科学大学試験場	381501	500	長崎市網場町５３６ ＪＲ「長崎駅」（駅前東口）から県営バス網場・春日車庫前行「長総大前」 下車、徒歩５分　７：３０開門	095－838－5121	
	長崎純心大学	私立純心女子高等学校試験場	389901	300	長崎市文教町１３－１５ ＪＲ浦上駅から長崎バス９番系統恵の丘・西山台・三川町行乗車、 「純心校前」下車すぐ	095－844－1175	○
	長崎国際大学	長崎国際大学試験場	399001	650	佐世保市ハウステンボス町２８２５－７ ＪＲ「ハウステンボス駅」下車、徒歩１５分　又はＪＲ「佐世保駅」から西肥バスで長崎国際大学経由川棚方面行「長崎国際大学」下車　８：００開門	0956－39－2020	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	119201	4,227	熊本市黒髪２丁目４０番１号 熊本駅又は交通センターから、市営バス植出地行、産交バス大津行いずれも 「熊本大学前」下車　７：３０開門	096－342－2146	
	熊本県立大学	熊本県立大学試験場	233401	1,000	熊本市月出３丁目１番１００号 熊本駅からバスで交通センターに行き、熊本市営バスの湖山線、嘉島・御船・御船・御船・長陽線に乗り換え「日赤病院前」下車、徒歩１分　６：００開門	096－383－2929	
	九州東海大学	九州東海大学（熊本校舎）試験場	381601	650	熊本市渡鹿９－１－１ ＪＲ豊肥本線「東海学園前駅」下車、駅正面　又は九州産交バス供合線「東海二高前」下車、徒歩１分　７：００開門	096－382－1141	
	崇城大学	崇城大学試験場	381701	650	熊本市池田４－２２－１ ＪＲ鹿児島本線「崇城大学前駅」下車、徒歩１分　又は熊本交通センター産交バス西里行（上熊本経由植木行）「崇城大学前」下車、徒歩３分	096－326－3871	
	熊本学園大学	熊本学園大学試験場	381801	1,047	熊本市大江２丁目５番１号 ＪＲ熊本駅から市営バス健軍環状線「大学病院回り約２５分」「大江渡鹿」 下車徒歩５分　または、市営バス中央環状線「学園大前」下車すぐ	096－362－4095	
大分県	大分大学	大分大学旦野原キャンパス試験場	120701	2,569	大分市大字旦野原７００番地 ＪＲ日豊本線「大分大学前駅」下車、徒歩約５分	097－554－7470	
	大分県立看護科学大学	大分県立看護科学大学試験場	236101	204	大分市大字廻栖野２９４４－９ ＪＲ大分駅前から大分バス富士見が丘団地行（約３０分）「富士見が丘南」 下車、徒歩５分　７：４０開門	097－586－4300	
	日本文理大学	日本文理大学試験場	382001	566	大分市一木１７２７ ＪＲ日豊本線「大在駅」下車、スクールバスにて大学前下車、徒歩１分以内 ７：３０開門	097－524－2708	
	別府大学	別府大学試験場	382101	400	別府市北石垣８２ ＪＲ日豊本線「別府大学駅」下車、徒歩１０分 又はＪＲ別府駅炭口から亀ノ井バス別府大学経由鉄輪行で「別府大学前」下車	0977－67－0101	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
鹿児島県	鹿児島純心女子大学	鹿児島純心女子大学試験場	390101	463	隅聚川内市天辰町２３６５番地 ＪＲ鹿児島本線「川内駅」下車、林田交通バス純心女子大学行「純心女子大学」下車　７：３０開門	０９９６－２３－５３１１	
沖縄県	琉球大学	琉球大学法文学部試験場	119901	500	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番「琉大東口」下車、徒歩５分 又はバス９８番、バス２９８番「琉大北口」下車、徒歩１５分	０９８－８９５－９８０１	
		琉球大学教育学部附属中学校試験場	119902	400	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番「琉大附属学校前」下車、徒歩３分	０９８－８９５－９８０２	
		琉球大学理学部試験場	119903	350	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番「琉大東口」下車、徒歩５分　又はバス９８番、バス２９８番「琉大北口」下車、徒歩１５分	０９８－８９５－９８０３	
		琉球大学共通教育棟試験場	119904	676	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番「琉大東口」下車、徒歩５分 又はバス９８番、バス２９８番「琉大北口」下車、徒歩１５分	０９８－８９５－９８０４	
		琉球大学工学部試験場	119905	410	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番又は９８番、バス２９８番「琉大北口」下車、徒歩５分	０９８－８９５－９８０５	
		琉球大学農学部試験場	119906	249	中頭郡西原町字千原１番地 バス９７番又は９８番、バス２９８番「琉大北口」下車、徒歩６分	０９８－８９５－９８０６	
		県立宮古高等学校試験場	119907	113	宮古島市字西里７１８番地の１ バス「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩５分　「八千代バス本社」下車、徒歩２０分	０９８０－７３－６００２	
		県立八重山高等学校試験場	119908	94	石垣市字登野城２７５番地 バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩２分	０９８０－８３－３４２４	
		計		2,792			
	沖縄県立芸術大学	県立那覇国際高等学校試験場	233501	510	那覇市天久１丁目２９番１号 ９９番天久新都心線「那覇山鹿高校前」バス停下車徒歩２分　又はモノレール「おもろまち駅」・「古島駅」下車、各々徒歩１５分　８：００開門	０９８－８６７－３３４７	
	沖縄県立看護大学	沖縄県立看護大学試験場	236601	400	那覇市与儀１－２４－１ 那覇バス首里織名線・識名線「県立看護大学前バス停」下車、徒歩１分　又は市外線沖縄バス大里線・志多伯線「県立看護大学前バス停」下車、徒歩１分	０９８－８３５－００４６	
	沖縄大学	沖縄大学試験場	382601	650	那覇市字国場５５５番地 沖縄バス３５、４０、１００、１０９、那覇バス６乗車「沖縄大学前」下車 又は那覇バス２、３乗車「真和志小学校前」下車、徒歩７分	０９８－８３２－３２７０	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
沖縄県	沖縄国際大学	沖縄国際大学試験場	382701	930	宜野湾市宜野湾二丁目６番１号 バス路線２７・６１・８８・９０・２２７・２８８・２９０番線「長田」下車、徒歩７分　又はバス路線２２・９８・２９８番線「沖国大前」下車	０９８－８９３－８９４５	
	名桜大学	名桜大学試験場	390201	500	名護市字為又１２２０－１ 名護バスターミナルから備瀬線（７０番）、瀬底線（７６番）で「名桜大学入口」下車、北へ徒歩１５分　８：００開門	０９８０－５１－１０５６	

（点字試験場）

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
福島県	福島大学	福島大学試験場	111850	2	福島市金谷川１番地 ＪＲ東日本東北本線「金谷川駅」下車、徒歩１０分	０２４－５４８－８３５４	
東京都	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学試験場	113550	6	文京区大塚２丁目１番１号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩７分、有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩８分　又はＪＲ大塚駅南口から都営バス乗車「大塚２丁目」下車、徒歩１分	０３－５９７８－５１５１	
岐阜県	中部学院大学	中部学院大学試験場	392450	1	関市桐ヶ丘２丁目１番地 長良川鉄道「関口駅」からスクールバスに乗車、約１５分	０５７５－２４－２２１３	
京都府	京都教育大学	京都教育大学試験場	116150	1	京都市伏見区深草藤森町１番地 ＪＲ奈良線「ＪＲ藤森駅」下車、西へ徒歩３分 又は京阪電鉄「墨染駅」下車、北東へ徒歩１０分　８：００開門	０７５－６４４－８１６０	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学理学部試験場	119750	2	鹿児島市郡元１丁目２１－３５ 鹿児島中央駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番）「法文学部前」下車、徒歩５分　８：３０開門	０９９－２８５－８０２８	

（15）平成20年度大学入試センター試験利用大学一覧

平成20年度大学入試センター試験利用大学―621大学―

●国立大学82大学（全大学）

北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学	帯広畜産大学
旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学	岩手大学	東北大学
宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	茨城大学
筑波大学	筑波技術大学	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学
千葉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学
電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学
上越教育大学	富山大学	金沢大学	福井大学	山梨大学
信州大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学
愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学
大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学	奈良女子大学
和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学
山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学
長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
鹿屋体育大学	琉球大学			

●公立大学73大学（全大学）

釧路公立大学	公立はこだて未来大学	札幌医科大学	札幌市立大学	名寄市立大学
青森県立保健大学	青森公立大学	岩手県立大学	秋田県立大学	国際教養大学
宮城大学	山形県立保健医療大学	会津大学	福島県立医科大学	茨城県立医療大学
群馬県立県民健康科学大学	群馬県立女子大学	高崎経済大学	前橋工科大学	埼玉県立大学
首都大学東京	神奈川県立保健福祉大学	横浜市立大学	新潟県立看護大学	富山県立大学
石川県立大学	石川県立看護大学	金沢美術工芸大学	福井県立大学	都留文科大学
山梨県立大学	長野県看護大学	岐阜県立看護大学	岐阜薬科大学	静岡県立大学
愛知県立大学	愛知県立看護大学	愛知県立芸術大学	名古屋市立大学	三重県立看護大学
滋賀県立大学	京都市立芸術大学	京都府立大学	京都府立医科大学	大阪市立大学
大阪府立大学	神戸市外国語大学	神戸市看護大学	兵庫県立大学	奈良県立大学
奈良県立医科大学	和歌山県立医科大学	島根県立大学	岡山県立大学	尾道大学
県立広島大学	広島市立大学	下関市立大学	山口県立大学	香川県立保健医療大学
愛媛県立医療技術大学	高知女子大学	北九州市立大学	九州歯科大学	福岡県立大学
福岡女子大学	長崎県立大学	熊本県立大学	大分県立看護科学大学	宮崎県立看護大学
宮崎公立大学	沖縄県立看護大学	沖縄県立芸術大学		

●私立大学466大学1,316学部　※は平成20年度新規利用大学　☆は平成20年度新規利用学部がある大学

札幌大学	札幌学院大学	札幌国際大学	千歳科学技術大学	天使大学
道都大学	苫小牧駒澤大学	日本赤十字北海道看護大学	※函館大学	北翔大学
北星学園大学	北海学園大学	北海商科大学	北海道医療大学	北海道工業大学
北海道情報大学	北海道東海大学	北海道文教大学	北海道薬科大学	酪農学園大学
稚内北星学園大学	青森大学	青森中央学院大学	八戸大学	八戸工業大学
弘前学院大学	富士大学	盛岡大学	石巻専修大学	尚絅学院大学

仙台大学	東北学院大学	東北工業大学	東北文化学園大学	東北薬科大学
宮城学院女子大学	※秋田看護福祉大学	ノースアジア大学	東北芸術工科大学	東北公益文科大学
☆いわき明星大学	郡山女子大学	東日本国際大学	茨城キリスト教大学	常磐大学
流通経済大学	足利工業大学	国際医療福祉大学	作新学院大学	☆獨協医科大学
宇都宮共和大学	白鷗大学	関東学園大学	共愛学園前橋国際大学	群馬社会福祉大学
上武大学	高崎健康福祉大学	高崎商科大学	☆東京福祉大学	跡見学園女子大学
共栄大学	埼玉学園大学	埼玉工業大学	十文字学園女子大学	城西大学
☆尚美学園大学	女子栄養大学	駿河台大学	西武文理大学	東京国際大学
獨協大学	※日本医療科学大学	日本工業大学	日本薬科大学	文教大学
文京学院大学	平成国際大学	明海大学	ものつくり大学	江戸川大学
川村学園女子大学	神田外語大学	敬愛大学	秀明大学	淑徳大学
城西国際大学	聖徳大学	清和大学	千葉科学大学	千葉工業大学
千葉商科大学	帝京平成大学	東京情報大学	東京成徳大学	東洋学園大学
※了徳寺大学	麗澤大学	和洋女子大学	☆青山学院大学	亜細亜大学
聖美林大学	大妻女子大学	嘉悦大学	北里大学	共立女子大学
共立薬科大学	杏林大学	慶應義塾大学	恵泉女学園大学	工学院大学
國學院大學	国際基督教大学	国士舘大学	☆駒澤大学	駒沢女子大学
実践女子大学	芝浦工業大学	順天堂大学	☆昭和大学	昭和女子大学
昭和薬科大学	白梅学園大学	白百合女子大学	成蹊大学	成城大学
清泉女子大学	専修大学	創価大学	大正大学	大東文化大学
☆高千穂大学	拓殖大学	☆多摩大学	玉川大学	多摩美術大学
中央大学	津田塾大学	帝京大学	デジタルハリウッド大学	東海大学
東京医療保健大学	東京音楽大学	東京家政大学	東京家政学院大学	東京経済大学
東京工科大学	東京工芸大学	東京純心女子大学	東京女子大学	東京聖栄大学
東京電機大学	東京農業大学	東京富士大学	※東京未来大学	東京薬科大学
東京理科大学	東邦大学	東洋大学	二松学舎大学	☆日本大学
日本歯科大学	日本社会事業大学	日本女子大学	日本女子体育大学	日本文化大学
法政大学	星薬科大学	武蔵大学	武蔵工業大学	武蔵野大学
武蔵野音楽大学	※武蔵野美術大学	明治大学	明治学院大学	明治薬科大学
明星大学	目白大学	立教大学	立正大学	ルーテル学院大学
☆LEC東京リーガルマインド大学	和光大学	早稲田大学	麻布大学	神奈川大学
神奈川工科大学	関東学院大学	相模女子大学	産業能率大学	松蔭大学
湘南工科大学	昭和音楽大学	※鶴見大学	桐蔭横浜大学	東洋英和女学院大学
フェリス女学院大学	横浜商科大学	※横浜薬科大学	敬和学園大学	長岡大学
長岡造形大学	新潟医療福祉大学	新潟経営大学	新潟工科大学	新潟国際情報大学
新潟産業大学	新潟青陵大学	新潟薬科大学	高岡法科大学	富山国際大学
金沢学院大学	金沢工業大学	☆金沢星稜大学	☆金城大学	仁愛大学
福井工業大学	☆帝京科学大学	山梨英和大学	山梨学院大学	諏訪東京理科大学
清泉女学院大学	長野大学	☆松本大学	松本歯科大学	朝日大学
岐阜医療科学大学	岐阜経済大学	岐阜女子大学	岐阜聖徳学園大学	中京学院大学
☆中部学院大学	東海学院大学	静岡英和学院大学	静岡産業大学	静岡福祉大学
静岡文化芸術大学	静岡理工科大学	聖隷クリストファー大学	常葉学園大学	浜松大学
浜松学院大学	富士常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	愛知学泉大学
愛知工科大学	愛知工業大学	愛知産業大学	愛知淑徳大学	☆愛知東邦大学
愛知みずほ大学	桜花学園大学	金城学院大学	☆椙山女学園大学	星城大学

大同工業大学	中京大学	中京女子大学	中部大学	東海学園大学
同朋大学	豊田工業大学	豊橋創造大学	名古屋外国語大学	名古屋学院大学
名古屋学芸大学	名古屋経済大学	☆名古屋芸術大学	名古屋産業大学	名古屋商科大学
名古屋女子大学	名古屋文理大学	南山大学	日本福祉大学	人間環境大学
藤田保健衛生大学	名城大学	皇學館大学	鈴鹿医療科学大学	鈴鹿国際大学
三重中京大学	四日市大学	※四日市看護医療大学	聖泉大学	長浜バイオ大学
大谷大学	京都外国語大学	京都学園大学	京都光華女子大学	京都嵯峨芸術大学
京都産業大学	京都女子大学	京都精華大学	京都造形芸術大学	京都創成大学
京都橘大学	京都ノートルダム女子大学	京都文教大学	京都薬科大学	種智院大学
同志社大学	同志社女子大学	花園大学	佛教大学	平安女学院大学
明治鍼灸大学	☆立命館大学	龍谷大学	※藍野大学	大阪青山大学
大阪医科大学	大阪大谷大学	大阪観光大学	大阪学院大学	大阪経済大学
大阪芸術大学	大阪工業大学	大阪国際大学	大阪産業大学	大阪樟蔭女子大学
大阪商業大学	大阪女学院大学	大阪成蹊大学	大阪総合保育大学	大阪電気通信大学
大阪人間科学大学	大阪薬科大学	追手門学院大学	関西大学	関西医療大学
関西外国語大学	関西福祉科学大学	近畿大学	四天王寺国際仏教大学	摂南大学
千里金蘭大学	相愛大学	☆太成学院大学	帝塚山学院大学	常磐会学園大学
梅花女子大学	羽衣国際大学	阪南大学	プール学院大学	桃山学院大学
芦屋大学	英知大学	大手前大学	関西国際大学	関西学院大学
近畿福祉大学	甲子園大学	甲南大学	☆甲南女子大学	神戸海星女子学院大学
神戸学院大学	神戸芸術工科大学	神戸国際大学	※神戸夙川学院大学	神戸松蔭女子学院大学
神戸女学院大学	神戸女子大学	神戸親和女子大学	神戸ファッション造形大学	神戸薬科大学
神戸山手大学	聖和大学	園田学園女子大学	☆姫路獨協大学	兵庫大学
武庫川女子大学	流通科学大学	畿央大学	帝塚山大学	天理大学
奈良大学	奈良産業大学	鳥取環境大学	☆岡山学院大学	岡山商科大学
岡山理科大学	川崎医療福祉大学	※環太平洋大学	吉備国際大学	倉敷芸術科学大学
くらしき作陽大学	山陽学園大学	就実大学	中国学園大学	ノートルダム清心女子大学
美作大学	呉大学	比治山大学	広島経済大学	広島工業大学
広島国際学院大学	広島修道大学	広島女学院大学	広島文教女子大学	福山大学
☆福山平成大学	☆安田女子大学	☆宇部フロンティア大学	東亜大学	徳山大学
梅光学院大学	山口福祉文化大学	※山口学芸大学	山口東京理科大学	四国大学
徳島文理大学	※四国学院大学	高松大学	聖カタリナ大学	松山大学
松山東雲女子大学	高知工科大学	九州栄養福祉大学	九州共立大学	九州国際大学
九州産業大学	九州情報大学	九州女子大学	久留米大学	久留米工業大学
産業医科大学	西南学院大学	西南女学院大学	聖マリア学院大学	※第一福祉大学
※第一薬科大学	中村学園大学	筑紫女学園大学	西日本工業大学	福岡大学
※福岡経済大学	福岡工業大学	福岡国際大学	福岡歯科大学	福岡女学院大学
活水女子大学	長崎ウエスレヤン大学	長崎外国語大学	長崎国際大学	長崎純心大学
長崎総合科学大学	九州看護福祉大学	九州ルーテル学院大学	熊本学園大学	熊本保健科学大学
尚絅大学	崇城大学	日本文理大学	別府大学	立命館アジア太平洋大学
九州保健福祉大学	南九州大学	宮崎国際大学	宮崎産業経営大学	鹿児島国際大学
鹿児島純心女子大学	志學館大学	※第一工業大学	沖縄大学	沖縄国際大学
名桜大学				

注）大学入試センター試験を利用する大学によっては，学部・学科等により利用しない場合もある。

(16) 平成20年度大学入試センター試験利用短期大学一覧

平成20年度大学入試センター試験利用短期大学—156短期大学—

●公立短期大学17短期大学43学科　※は平成20年度新規利用短期大学　☆は平成20年度新規利用学科がある大学

岩手県立大学宮古短期大学部	岩手県立大学盛岡短期大学部	山形県立米沢女子短期大学	会津大学短期大学部	※千葉県立衛生短期大学
横浜川崎市立看護短期大学	富山県立大学短期大学部	長野県短期大学	※岐阜市立女子短期大学	静岡県立大学短期大学部
三重短期大学	京都市立看護短期大学	☆新見公立短期大学	福山市立女子短期大学	島根県立大学短期大学部
大分県立芸術文科短期大学	鹿児島県立短期大学			

●私立短期大学139短期大学321学科　※は平成20年度新規利用短期大学　☆は平成20年度新規利用学科がある大学

札幌国際大学短期大学部	北翔大学短期大学部	酪農学園大学短期大学部	青森短期大学	青森中央短期大学
八戸学院大学女子短期大学部	日本赤十字秋田短期大学	山形短期大学	いわき短期大学	郡山女子大学短期大学部
宇都宮短期大学	関東短期大学	高崎健康福祉大学短期大学部	高崎商科大学短期大学部	東京福祉大学短期大学部
新島学園短期大学	聖徳大学短期大学部	青山学院女子短期大学	大妻女子大学短期大学部	嘉悦大学短期大学部
共立女子短期大学	※駒沢女子短期大学	実践女子短期大学	昭和女子大学短期大学部	女子栄養大学短期大学部
文化女子大学短期大学部	白梅学園短期大学	東京家政学院短期大学	東京家政大学短期大学部	東京成徳短期大学
東京農業大学短期大学部	東京富士大学短期大学部	日本大学短期大学部	文京学院短期大学	※宝仙学園短期大学
立教女学院短期大学	相模女子大学短期大学部	昭和音楽大学短期大学部	金沢学院短期大学	金城大学短期大学
中央学院大学短期大学部	星稜女子短期大学	北陸学院短期大学	仁愛女子短期大学	※福井医療短期大学
山梨学院短期大学	信州短期大学	※清泉女学院短期大学	松本大学松商短期大学部	静岡英和学院大学短期大学部
静岡福祉大学短期大学部	常葉学園短期大学	愛知学院大学短期大学部	愛知学泉短期大学	愛知工科大学短期大学部
愛知江南短期大学	愛知大学短期大学部	愛知みずほ大学短期大学部	一宮女子短期大学	岡崎女子短期大学
椙山女学園大学短期大学	中京女子大学短期大学部	☆豊橋創造大学短期大学部	名古屋学芸大学短期大学部	名古屋経済大学短期大学部
名古屋女子大学短期大学部	名古屋短期大学	名古屋文理大学短期大学部	藤田保健衛生大学短期大学	三重中京大学短期大学部
聖カタリナ大学短期大学部	池坊短期大学	大谷大学短期大学部	華頂短期大学	京都光華女子大学短期大学部
京都女子大学短期大学部	京都文教短期大学	聖母女学院短期大学	龍谷大学短期大学部	大阪学院短期大学
大阪薫英女子短期大学	大阪芸術大学短期大学部	☆大阪国際大学短期大学部	大阪産業大学短期大学部	大阪女学院短期大学
大阪成蹊短期大学	関西外国語大学短期大学部	関西女子短期大学	近畿大学短期大学部	四天王寺国際仏教大学短期大学部
千里金蘭大学短期大学部	梅花女子大学短期大学部	☆プール学院大学短期大学部	平安女学院大学短期大学部	大手前短期大学
神戸女子短期大学	☆神戸常盤短期大学	産業技術短期大学	聖和大学短期大学部	園田学園女子大学短期大学部
姫路日ノ本短期大学	兵庫大学短期大学部	武庫川女子大学短期大学部	白鳳女子短期大学	岡山短期大学
川崎医療短期大学	作陽短期大学	山陽学園短期大学	就実短期大学	順正短期大学
中国短期大学	美作大学短期大学部	鈴峯女子短期大学	比治山大学短期大学部	広島文化短期大学
安田女子短期大学	四国大学短期大学部	徳島文理大学短期大学部	高松短期大学	今治明徳短期大学
聖カタリナ大学短期大学部	松山東雲短期大学	九州女子短期大学	久留米信愛女学院短期大学	※第一保育短期大学
西南女学院大学短期大学部	筑紫女学園大学短期大学部	東筑紫短期大学	福岡工業大学短期大学部	福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学	佐賀女子短期大学	長崎外国語短期大学	尚絅大学短期大学部	別府大学短期大学部
西九州短期大学	宮崎女子短期大学	鹿児島国際大学短期大学部		

注）大学入試センター試験を利用する短期大学によっては，学科・専攻等により利用しない場合もある。

(17)　平成20年度大学入試センター試験実施結果の概要

平成２０年　２月　７日
独立行政法人大学入試センター

（　）内は前年度

1　志願者数　５４３，３８５人（５５３，３５２人）

（内　訳）
- ３教科以上　５２９，８５１人（５３８，８５１人）
- ２教科以下　１３，５３４人（　１４，５０１人）

2　受験者数及び受験率

(1) 受験者数　５０４，３８７人（５１１，２７２人）

（内　訳）
- 本試験のみ　５０４，１３６人（５１１，１０５人）
- 追試験のみ　６５人（　７７人）
- 本試験＋追試験　８２人（　７３人）
- 本試験＋再試験　１０４人（　１７人）

（参　考）　２教科以下受験志願者の受験者数　１１，０７１人（１１，６５９人）

(2) 受験率〔受験者数／志願者数×100〕　９２．８２％（９２．４０％）

(3) 全教科欠席者数　３８，９９８人（４２，０８０人）

（内　訳）
- 本試験のみ　３８，９８４人（４２，０６９人）
- 追試験のみ　１３人（　８人）
- 本試験＋追試験　１人（　３人）

3　教科別受験者数及び選択率（追・再試験含む）

(1)　各教科の受験状況

（　）内は前年度

区　分	国　語	地理歴史	公　民	数学①	数学②	理科①	理科②	理科③	外国語（筆記）	外国語（ﾘｽﾆﾝｸﾞ）	受験者数
受験者数	人 481,415 (487,538)	人 357,434 (360,950)	人 306,497 (322,473)	人 362,058 (368,958)	人 328,065 (330,424)	人 194,432 (199,411)	人 233,491 (238,866)	人 169,132 (168,883)	人 498,075 (504,892)	人 491,056 (497,654)	人 504,387 (511,272)
教科選択率	% 95.4 (95.4)	% 70.9 (70.6)	% 60.8 (63.1)	% 71.8 (72.2)	% 65.0 (64.6)	% 38.5 (39.0)	% 46.3 (46.7)	% 33.5 (33.0)	% 98.7 (98.8)	% 97.4 (97.3)	

（注）教科選択率＝各教科受験者数／受験者数×100

(2)－①　地理歴史の受験状況

区　分	世界史Ａ	世界史Ｂ	日本史Ａ	日本史Ｂ	地理Ａ	地理Ｂ	計
受験者数	2,164人	93,947人	4,263人	143,700人	5,811人	107,543人	357,428人
科目選択率	0.6%	26.3%	1.2%	40.2%	1.6%	30.1%	100.0%

（注）１．科目選択率＝各科目受験者数／地理歴史受験者数×100
２．解答科目を特定できないものは除く。（以下，各表において同じ。）
３．小数点第２位以下を四捨五入しているため，合計が100にならない場合がある。（以下，各表において同じ。）

(2)－②　公民の受験状況

区　分	現代社会	倫　理	政治・経済	計
受験者数	174,713人	51,158人	80,618人	306,489人
科目選択率	57.0%	16.7%	26.3%	100.0%

（注）科目選択率＝各科目受験者数／公民受験者数×100

(3)－①　地理歴史と公民の受験状況

受験科目数＼区分	地理歴史						公民			延受験者計	実受験者
	世界史Ａ	世界史Ｂ	日本史Ａ	日本史Ｂ	地理Ａ	地理Ｂ	現代社会	倫　理	政治・経済		
１科目	684人	34,665人	1,337人	60,762人	1,451人	33,903人	29,848人	19,711人	32,307人	214,668人	214,668人 [48.9%]
２科目	1,480人	59,280人	2,926人	82,935人	4,360人	73,640人	144,863人	31,447人	48,311人	449,242人	224,621人 [51.1%]
計	2,164人 < 0.3% >	93,945人 < 14.2% >	4,263人 < 0.6% >	143,697人 < 21.6% >	5,811人 < 0.9% >	107,543人 < 16.2% >	174,711人 < 26.3% >	51,158人 < 7.7% >	80,618人 < 12.1% >	663,910人 < 100.0% >	439,289人 [100.0%]

（注）１．[　]内は実受験者の構成率を表し，<　>内は延受験者の構成率を表す。
２．複数科目を受験した者については，解答科目を特定できない科目があるものは除く。（以下，各表において同じ。）

(3)－②　地理歴史と公民の２科目受験者（224,621人）の内訳

教科	科目	公民 現代社会	公民 倫　理	公民 政治・経済	計
地理歴史	世界史Ａ	927人 [0.4%]	239人 [0.1%]	314人 [0.1%]	1,480人 [0.7%]
	世界史Ｂ	31,824人 [14.2%]	13,663人 [6.1%]	13,793人 [6.1%]	59,280人 [26.4%]
	日本史Ａ	1,820人 [0.8%]	359人 [0.2%]	747人 [0.3%]	2,926人 [1.3%]
	日本史Ｂ	49,653人 [22.1%]	11,211人 [5.0%]	22,071人 [9.8%]	82,935人 [36.9%]
	地理Ａ	3,099人 [1.4%]	452人 [0.2%]	809人 [0.4%]	4,360人 [1.9%]
	地理Ｂ	57,540人 [25.6%]	5,523人 [2.5%]	10,577人 [4.7%]	73,640人 [32.8%]
計		144,863人 [64.5%]	31,447人 [14.0%]	48,311人 [21.5%]	224,621人 [100.0%]

（注）　[　]内は２科目実受験者の構成率を表す。

(4)－①　数学①と数学②の受験状況

区分 / 受験科目数	数学① 数学Ⅰ	数学① 数学Ⅰ・数学A	数学② 数学Ⅱ	数学② 数学Ⅱ・数学B	数学② 工業数理基礎	数学② 簿記・会計	数学② 情報関係基礎	延受験者計	実受験者
1科目	5,626人	29,684人	98人	392人	2人	675人	150人	36,627人	36,627人 [10.1%]
2科目	6,141人	320,597人	8,824人	316,799人	65人	578人	472人	653,476人	326,738人 [89.9%]
計	11,767人 < 1.7% >	350,281人 < 50.8% >	8,922人 < 1.3% >	317,191人 < 46.0% >	67人 < 0.0% >	1,253人 < 0.2% >	622人 < 0.1% >	690,103人 < 100.0% >	363,365人 [100.0%]

(注)　[　]内は実受験者の構成率を表し，<　>内は延受験者の構成率を表す。

(4)－②　数学①と数学②の２科目受験者（326,738人）の内訳

教科	科目	数学② 数学Ⅱ	数学② 数学Ⅱ・数学B	数学② 工業数理基礎	数学② 簿記・会計	数学② 情報関係基礎	計
数学①	数学Ⅰ	3,768人 [1.2%]	2,049人 [0.6%]	17人 [0.0%]	210人 [0.1%]	97人 [0.0%]	6,141人 [1.9%]
数学①	数学Ⅰ・数学A	5,056人 [1.5%]	314,750人 [96.3%]	48人 [0.0%]	368人 [0.1%]	375人 [0.1%]	320,597人 [98.1%]
計		8,824人 [2.7%]	316,799人 [97.0%]	65人 [0.0%]	578人 [0.2%]	472人 [0.1%]	326,738人 [100.0%]

(注)　[　]内は２科目実受験者の構成率を表す。

(5)－①　理科①・理科②・理科③の受験状況

区分 / 受験科目数	理科① 理科総合B	理科① 生物Ⅰ	理科② 理科総合A	理科② 化学Ⅰ	理科③ 物理Ⅰ	理科③ 地学Ⅰ	延受験者計	実受験者
1科目	2,606人	80,667人	1,446人	19,210人	13,580人	12,141人	129,650人	129,650人 [37.1%]
2科目	6,829人	76,809人	26,005人	159,307人	109,066人	6,822人	384,838人	192,419人 [55.0%]
3科目	8,182人	19,333人	6,023人	21,492人	19,631人	7,884人	82,545人	27,515人 [7.9%]
計	17,617人 < 3.0% >	176,809人 < 29.6% >	33,474人 < 5.6% >	200,009人 < 33.5% >	142,277人 < 23.8% >	26,847人 < 4.5% >	597,033人 < 100.0% >	349,584人 [100.0%]

(注)　[　]内は実受験者の構成率を表し，<　>内は延受験者の構成率を表す。

(5)－②　理科の２科目受験者（192,419人）の内訳

教科	科目	理科② 理科総合A	理科② 化学Ⅰ	理科③ 物理Ⅰ	理科③ 地学Ⅰ
理科①	理科総合B	1,362人 [0.7%]	1,102人 [0.6%]	113人 [0.1%]	4,252人 [2.2%]
理科①	生物Ⅰ	21,285人 [11.1%]	52,782人 [27.4%]	1,444人 [0.8%]	1,298人 [0.7%]
理科③	物理Ⅰ	2,903人 [1.5%]	104,606人 [54.4%]		
理科③	地学Ⅰ	455人 [0.2%]	817人 [0.4%]		

(注)　[　]内は２科目実受験者の構成率を表す。

(5)－③　理科の３科目受験者（27,515人）の内訳

理科③		物理Ⅰ		地学Ⅰ	
理科②		理科総合A	化学Ⅰ	理科総合A	化学Ⅰ
理科①	理科総合B	1,127人 [4.1%]	5,550人 [20.2%]	1,159人 [4.2%]	346人 [1.3%]
理科①	生物Ⅰ	553人 [2.0%]	12,401人 [45.1%]	3,184人 [11.6%]	3,195人 [11.6%]

(注)　[　]内は３科目実受験者の構成率を表す。

(6)　外国語(筆記)の受験状況

区分	英語	ドイツ語	フランス語	中国語	韓国語	計
受験者数	497,203人	116人	153人	461人	142人	498,075人
科目選択率	99.82%	0.02%	0.03%	0.09%	0.03%	100.00%

(注) 科目選択率＝各科目受験者数／外国語受験者数×100

平成20年度　大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

教科名	科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
国語（200点）	国語	481,315	121.64 (60.82)	200 (100)	0 (0)	33.63 (16.81)
地理歴史（100点）	世界史A	2,164	49.28	100	9	18.48
	世界史B	93,928	58.98	100	0	20.97
	日本史A	4,260	55.95	100	14	16.38
	日本史B	143,676	64.27	100	0	18.44
	地理A	5,811	56.83	100	0	14.63
	地理B	107,519	66.36	100	0	16.05
	※不明	6	0.00	0	0	0.00
公民（100点）	現代社会	174,686	60.55	100	0	14.28
	倫理	51,134	67.58	100	0	15.54
	政治・経済	80,598	63.73	100	0	15.49
	※不明	8	0.00	0	0	0.00
数学 数学①（100点）	数学Ⅰ	11,765	47.51	100	0	25.73
	数学Ⅰ・数学A	350,198	66.31	100	0	23.55
	※不明	4	0.00	0	0	0.00
数学 数学②（100点）	数学Ⅱ	8,919	30.25	97	0	17.24
	数学Ⅱ・数学B	317,103	51.01	100	0	21.10
	工業数理基礎	67	43.27	95	8	17.71
	簿記・会計	1,253	50.11	98	0	16.56
	情報関係基礎	622	68.28	100	10	19.53
	※不明	9	0.00	0	0	0.00
理科 理科①（100点）	理科総合B	17,614	61.31	100	0	14.24
	生物Ⅰ	176,766	57.64	100	0	18.64
	※不明	5	0.00	0	0	0.00
理科 理科②（100点）	理科総合A	33,472	48.00	100	4	14.16
	化学Ⅰ	199,951	64.21	100	0	21.24
	※不明	2	0.00	0	0	0.00
理科 理科③（100点）	物理Ⅰ	142,233	64.55	100	0	21.20
	地学Ⅰ	26,841	59.68	100	0	17.83
	※不明	7	0.00	0	0	0.00
外国語 【筆記】（200点）	英語	497,101	125.26 (62.63)	200 (100)	0 (0)	39.28 (19.64)
	ドイツ語	116	135.18 (67.59)	200 (100)	25 (12)	51.05 (25.52)
	フランス語	152	135.31 (67.65)	200 (100)	32 (16)	44.85 (22.42)
	中国語	460	146.37 (73.18)	197 (98)	28 (14)	35.99 (17.99)
	韓国語	142	143.52 (71.76)	200 (100)	40 (20)	33.32 (16.66)
	※不明	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0 (0)	0.00 (0.00)
外国語 【ﾘｽﾆﾝｸﾞ】（50点）	英語	490,853	29.45 (58.90)	50 (100)	0 (0)	8.72 (17.44)

(注)　1　平均点，最高点，最低点及び標準偏差欄の（　）内の数値は，100点満点に換算したもの。
　　2　「不明」とは，解答科目を特定できないもの（０点として処理した）。

参考1

大学入試センター試験　志願者数・受験者数等の推移

事　　項	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1　志願者数	587,350　人	569,950　人	551,382　人	553,352　人	543,385　人
2　受験者数	540,446	524,603	506,459	511,272	504,387
本試験のみ	540,092	524,393	506,241	511,105	504,136
追試験のみ	232	101	125	77	65
再試験のみ	—	—	—	—	—
本試験＋追試験	118	59	78	73	82
本試験＋再試験	4	50	15	17	104
3　受験率	92.01　%	92.04　%	91.85　%	92.40　%	92.82　%
4　全教科欠席者数	46,904　人	45,347　人	44,923　人	42,080　人	38,998　人

大学入試センター試験　受験者数・平均点の推移（本試験）

参考2

教科・科目名 ＼ 年度			平成16年度 受験者数	平成16年度 平均点	平成17年度 受験者数	平成17年度 平均点
国語		国語Ⅰ	49,436	60.52	45,168	58.46
		国語Ⅰ・国語Ⅱ	460,898	57.07	449,906	59.77
地理歴史		世界史A	2,271	45.96	2,046	44.32
		世界史B	100,438	61.47	93,770	63.16
		日本史A	5,920	45.23	5,155	54.77
		日本史B	154,742	56.52	152,072	59.27
		地理A	7,858	59.97	7,663	65.68
		地理B	119,502	62.11	109,805	70.22
公民		現代社会	215,777	57.27	198,746	70.22
		倫理	48,957	69.87	51,431	67.03
		政治・経済	65,391	61.49	64,251	64.55
数学	数学①	数学Ⅰ	15,883	51.86	13,428	48.03
		数学Ⅰ・数学A	382,014	70.17	370,156	69.43
	数学②	数学Ⅱ	13,566	32.94	11,738	39.52
		数学Ⅱ・数学B	339,071	45.65	326,674	52.47
		工業数理	79	55.92	85	59.27
		簿記	1,172	60.25	1,120	54.92
		情報関係基礎	633	55.63	600	54.75
理科	理科①	総合理科	53,971	56.74	78,959	48.44
		物理ⅠA	2,060	62.84	1,746	66.54
		物理ⅠB	149,592	62.92	140,528	59.97
		生物ⅠA	———	———	———	———
		生物ⅠB	———	———	———	———
	理科②	化学ⅠA	6,874	61.69	6,177	63.22
		化学ⅠB	219,416	54.30	209,839	66.06
		地学ⅠA	5,096	57.86	3,810	55.89
		地学ⅠB	19,373	63.68	18,795	64.05
	理科③	生物ⅠA	10,077	65.28	8,707	55.86
		生物ⅠB	182,654	62.67	176,849	51.58
外国語		英語	535,944	65.05	520,048	58.09
		ドイツ語	105	71.28	102	66.55
		フランス語	154	69.77	149	66.00
		中国語	409	73.98	372	84.56
		韓国語	174	76.82	213	79.06

（注）各科目の平均点は，100点満点に換算した点数である。

教科・科目名 ＼ 年度			平成18年度 受験者数	平成18年度 平均点	平成19年度 受験者数	平成19年度 平均点	平成20年度 受験者数	平成20年度 平均点
国語		国語	482,808	62.76	487,424	54.97	481,315	60.82
地理歴史		世界史A	1,524	44.87	2,120	47.35	2,164	49.28
		世界史B	90,209	66.25	91,619	67.75	93,928	58.98
		日本史A	4,835	57.55	4,176	51.53	4,260	55.95
		日本史B	144,959	54.66	147,333	67.02	143,676	64.27
		地理A	6,383	62.67	6,818	53.91	5,811	56.83
		地理B	110,948	65.13	108,798	58.41	107,519	66.36
公民		現代社会	220,731	57.91	207,907	50.31	174,686	60.55
		倫理	43,643	68.74	44,442	69.66	51,134	67.58
		政治・経済	62,961	61.05	70,043	64.41	80,598	63.73
数学	数学①	数学Ⅰ	14,004	54.34	15,308	44.10	11,765	47.51
		数学Ⅰ・数学A	356,035	62.36	353,545	54.06	350,198	66.31
	数学②	数学Ⅱ	12,187	35.67	11,419	30.73	8,919	30.25
		数学Ⅱ・数学B	317,357	57.66	316,968	48.94	317,103	51.01
		工業数理基礎	86	59.17	81	67.00	67	43.27
		簿記・会計	1,071	56.64	1,259	53.38	1,253	50.11
		情報関係基礎	554	59.58	595	62.06	622	68.28
理科	理科①	理科総合B	17,375	66.71	19,345	62.35	17,614	61.31
		生物Ⅰ	177,901	69.60	180,010	67.04	176,766	57.64
		総合理科	1,762	61.25	———	———	———	———
		生物ⅠA	2,998	57.00	———	———	———	———
	理科②	理科総合A	35,244	65.80	38,799	57.05	33,472	48.00
		化学Ⅰ	197,974	64.13	200,001	61.35	199,951	64.21
		化学ⅠA	3,929	58.92	———	———	———	———
	理科③	物理Ⅰ	139,620	73.42	141,274	64.42	142,233	64.55
		地学Ⅰ	26,111	59.29	27,561	62.42	26,841	59.68
		物理ⅠA	1,553	61.43	———	———	———	———
		地学ⅠA	938	55.54	———	———	———	———
外国語	筆記	英語	499,630	63.76	503,823	65.54	497,101	62.63
		ドイツ語	106	77.92	125	71.30	116	67.59
		フランス語	141	67.30	158	70.56	152	67.65
		中国語	397	85.28	485	82.09	460	73.18
		韓国語	189	77.64	186	73.77	142	71.76
	リスニング	英語	492,555	72.50	497,530	64.94	490,853	58.90

（注）各科目の平均点は，100点満点に換算した点数である。

参考３

大学入試センター試験　平均受験科目数の推移

区　分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
9科目受験者	18,185	19,719	21,485	21,435	20,234
受験率	3.4%	3.8%	4.2%	4.2%	4.0%
8科目受験者	126,444	124,607	106,086	102,593	95,083
受験率	23.4%	23.8%	20.9%	20.1%	18.9%
7科目受験者	158,243	151,672	163,214	166,686	171,935
受験率	29.3%	28.9%	32.2%	32.6%	34.1%
6科目受験者	27,553	21,969	20,018	19,436	18,676
受験率	5.1%	4.2%	4.0%	3.8%	3.7%
5科目受験者	32,979	30,027	26,596	25,600	24,418
受験率	6.1%	5.7%	5.3%	5.0%	4.8%
4科目受験者	49,759	46,841	53,129	52,637	48,935
受験率	9.2%	8.9%	10.5%	10.3%	9.7%
3科目受験者	107,792	109,436	98,071	104,172	107,119
受験率	19.9%	20.9%	19.4%	20.4%	21.2%
2科目受験者	16,192	16,973	15,048	15,558	15,076
受験率	3.0%	3.2%	3.0%	3.0%	3.0%
1科目受験者	3,299	3,359	2,812	3,155	2,911
受験率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
受験者合計	540,446	524,603	506,459	511,272	504,387
平均受験科目数	5.87	5.85	5.88	5.83	5.81

（注）　受験率は，受験者合計に対する割合を示す。

(18)　平成20年度大学入試センター試験英語リスニングテストにおける不具合等の申出があった機器の検証結果等について

プレス発表資料

独立行政法人 大学入試センター
NATIONAL CENTER FOR UNIVERSITY ENTRANCE EXAMINATIONS



平成２０年　４月２８日
独立行政法人大学入試センター

平成２０年度大学入試センター試験英語リスニングテストにおける不具合等の申出があった機器の検証結果等について

Ⅰ　解答中に不具合等の申出があったもの

１　検証対象機器台数　１４２台

（参考）

①　解答中に不具合等の申出があった機器台数　１８５台

（注）上記１８５台のうち，机上からの落下等の申出により交換した４３台は対象から除いた。

②　リスニングテスト受験者数　４９１，０５６人

２　検証方法

不具合の申出があった機器について，メーカーが検証作業を実施。すべての機器について大学入試センター職員もヒアリング検査を実施。

３　検証結果

（単位：台，括弧内は昨年度）

A　機器の製造等に起因する不具合	①　ＩＣ不良	９（　６）
	②　部品不良（ＩＣ以外）	２（　０）
	③　イヤホン不良	４（　２）
	計	１５（　８）
B　機器の使用環境等に起因するもの	①　音声メモリーにゴミが付着	９（１６）
	②　イヤホン差込部の酸化物による接触不良	８（　１）
	計	１７（１７）
C　機器に起因する不具合ではなく，受験者の使用方法に起因するもの等	①　再生ボタンの長押し失敗	１５（４７）
	②　受験者が機器の不具合と受けとめたと考えられるもの	８９（２７５）
	③　検証では不具合が再現せず，かつ申出症状等から原因の推定もできなかったもの	６（　９）
	計	１１０（３３１）

Ⅱ　解答開始前の作動確認中に不具合等の申出があり，機器を交換したもの
検証対象機器台数　１９４台
（参考）解答開始前の交換機器台数　２９０台
（注）上記'２９０台のうち，机上からの落下等の申出により交換した９６台は対象から除いた。

（単位：台，括弧内は昨年度）

A　機器の製造等に起因する不具合	①　ＩＣ不良	５（　１）
	②　部品不良（ＩＣ以外）	２（　４）
	③　イヤホン不良	２０（１３）
	計	２７（１８）
B　機器の使用環境等に起因するもの	①　音声メモリーにゴミが付着	５４（２４８）
	②　イヤホン差込部の酸化物による接触不良	８（　５）
	計	６２（２５３）
C　機器に起因する不具合ではなく，受験者の使用方法に起因するもの等	①　電源・確認ボタンの長押し失敗	２０（３７６）
	②　音声メモリー挿入不完全	２４（１２７）
	③　受験者が機器の不具合と受けとめたと考えられるもの	４７（２４９）
	④　検証では不具合が再現せず，かつ申出症状等から原因の推定もできなかったもの	１４（　６７）
	計	１０５（８１９）

Ⅲ　改善案

引き続き，機器に起因する不具合を減少させるため，製造時の品質管理の徹底，検査の強化を一層高めるよう努力するとともに，ホームページ等を活用し，受験者に対する機器の操作方法の事前周知に努める。

(19)　平成 20 年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要（文部科学省）

報道発表　文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成20年9月26日

平成２０年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要

文部科学省では、国公私立大学及び短期大学の入学者選抜の実施状況について、毎年度調査を実施し、これを公表しています。
このたび、平成２０年度の国公私立大学及び短期大学の入学者選抜の実施状況を取りまとめましたので、お知らせします。

【大　学】

１．入学志願者数及び志願倍率について

・国立大学について、入学志願者数が減少、志願倍率が微減
・公立大学について、入学志願者数が増加、志願倍率が微増
・私立大学について、入学志願者数が増加、志願倍率が増加

区　分	国　立	公　立	私　立	計
入学志願者数	(413,870　人) 411,476　人	(135,143　人) 137,463　人	(3,021,217　人) 3,058,646　人	(3,570,230　人) 3,607,585　人
志願倍率	(4.3　倍) 4.3　倍	(5.4　倍) 5.4　倍	(6.8　倍) 6.9　倍	(6.3　倍) 6.4　倍

（注）（　）は前年度の数値。入学志願者数は延数である。

２．アドミッション・オフィス入試について

・実施する大学・学部数及び入学者数が増加

実施年度	国立			公立			私立		
	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数
１８年度	(36.1%) 30	(24.3%) 93	(2.0%) 2,098	(21.1%) 15	(17.1%) 28	(1.2%) 320	(68.8%) 380	(57.3%) 833	(7.1%) 32,971
１９年度	(42.2%) 35	(27.5%) 105	(2.3%) 2,284	(23.3%) 17	(18.1%) 30	(1.4%) 364	(71.7%) 402	(61.0%) 912	(8.2%) 39,225
２０年度	(50.0%) 41	(31.6%) 119	(2.5%) 2,521	(25.0%) 18	(20.6%) 34	(1.7%) 457	(77.4%) 439	(67.3%) 1,037	(9.6%) 44,803

（注）（　）は大学数・学部数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

３．その他

・推薦入試について、実施する大学・学部数が増加、入学者数が減少
・帰国子女入試について、実施する大学数が増加、学部数及び入学者数が減少
・社会人入試について、実施する大学・学部数が増加、入学者数が減少

実施年度	推薦入試			帰国子女入試			社会人入試		
	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数
１８年度	(97.0%) 685	(91.2%) 1,825	(35.6%) 211,460	(56.5%) 399	(54.6%) 1,093	(0.2%) 1,303	(68.4%) 483	(52.5%) 1,051	(0.4%) 2,440
１９年度	(96.9%) 695	(90.8%) 1,856	(35.7%) 216,043	(55.5%) 398	(54.3%) 1,109	(0.2%) 1,354	(69.0%) 495	(53.2%) 1,088	(0.4%) 2,261
２０年度	(97.6%) 704	(92.3%) 1,924	(35.4%) 211,045	(55.3%) 399	(52.6%) 1,096	(0.2%) 1,252	(70.9%) 511	(54.4%) 1,133	(0.4%) 2,132

（注）（　）内は大学数・学部数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

【短期大学】

1．入学志願者数及び志願倍率について

・入学志願者数が減少、志願倍率が低下

区　分	公　立	私　立	計
入学志願者数	（12,572 人） 11,975 人	（131,902 人） 114,814 人	（144,474 人） 126,789 人
志願倍率	（2.8 倍） 2.7 倍	（1.5 倍） 1.4 倍	（1.6 倍） 1.5 倍

（注）（ ）は前年度の数値。入学志願者数は延数である。

2．アドミッション・オフィス入試について

・実施する大学・学部数及び入学者数が増加

実施年度	公立			私立		
	大学数	学科数	入学者数	大学数	学科数	入学者数
１８年度	(4.0%) 1	(1.7%) 1	(0.2%) 8	(56.6%) 211	(52.3%) 424	(9.8%) 8,407
１９年度	(12.5%) 3	(6.7%) 4	(1.0%) 46	(61.6%) 225	(57.1%) 440	(11.6%) 9,182
２０年度	(25.0%) 6	(15.0%) 9	(1.7%) 81	(70.3%) 253	(66.2%) 489	(14.6%) 10,456

（注）（ ）は大学数・学科数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

3．その他

・推薦入試について、実施する大学・学科数及び入学者数が減少

・帰国子女入試について、実施する大学数が増加、学科数及び入学者数が減少

・社会人入試について、実施する大学・学科数が増加、入学者数が減少

実施年度	推薦入試			帰国子女入試			社会人入試		
	大学数	学科数	入学者数	大学数	学科数	入学者数	大学数	学科数	入学者数
１８年度	(99.7%) 397	(99.5%) 866	(67.9%) 61,218	(35.2%) 140	(36.3%) 316	(0.02%) 22	(77.4%) 308	(77.7%) 676	(1.4%) 1,281
１９年度	(99.7%) 388	(99.3%) 824	(67.3%) 56,438	(33.9%) 132	(34.2%) 284	(0.02%) 20	(78.4%) 305	(78.3%) 650	(1.5%) 1,291
２０年度	(100.0%) 384	(99.6%) 796	(65.2%) 49,855	(35.7%) 137	(35.4%) 283	(0.02%) 17	(82.8%) 318	(82.5%) 659	(1.6%) 1,205

（注）（ ）は大学数・学科数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

（お問い合わせ）
高等教育局大学振興課大学入試室
室　長　　先　﨑（内線2489）
室長補佐　　下敷領（内線2516）
入試第二係長　　中　田（内線2495）
電話：０３－５２５３－４１１１（代表）

平成２０年度国公私立大学入学者選抜実施状況

Ⅰ．総括表

区　分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B／A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	
国立大学 [82大学 377学部]	（96,186） 95,868	（413,870） 411,476	（4.3） 4.3	（312,703） 310,896	（111,308） 109,958	（101,306） 101,218	（5,120） 5,350
公立大学 [72大学 165学部]	（25,008） 25,257	（135,143） 137,463	（5.4） 5.4	（102,600） 100,547	（34,469） 34,164	（26,613） 27,063	（1,605） 1,806
小計	（121,194） 121,125	（549,013） 548,939	（4.5） 4.5	（415,303） 411,443	（145,777） 144,122	（127,919） 128,281	（6,725） 7,156
私立大学 [567大学 1,542学部]	（441,603） 444,785	（3,021,217） 3,058,646	（6.8） 6.9	（2,905,235） 2,935,606	（1,070,248） 1,047,092	（476,823） 468,067	（35,220） 23,282
合計 [721大学 2,084学部]	（562,797） 565,910	（3,570,230） 3,607,585	（6.3） 6.4	（3,320,538） 3,347,049	（1,216,025） 1,191,214	（604,742） 596,348	（41,945） 30,438

（注）　1．本調査は、平成２０年４月１日現在で集計したものである。
2．入学志願者数、受験者数、合格者数は延数である。
3．本表には、欠員補充第２次募集に係るものを含む。
4．本表には、別日程で一般入試を実施した国際教養大学（公立）は含まない。
5．通信課程は含まない。
6．外国人留学生を対象とする選抜は含まない。
7．平成１９年秋季入学者の数を含む。
8．（ ）書きは前年度の数値を示す。

（以下、各表において同じ）

Ⅱ．各選抜毎の実施状況

〔一般入試〕

区　分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B／A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	
国立大学	（81,884） 80,949	（369,661） 366,105	（4.5） 4.5	（271,745） 268,866	（95,813） 94,036	（85,971） 85,429	（4,087） 4,480
公立大学	（18,865） 18,913	（119,559） 121,654	（6.3） 6.4	（87,377） 85,127	（28,012） 27,490	（20,260） 20,447	（1,395） 1,534
小計	（100,749） 99,862	（489,220） 487,759	（4.9） 4.9	（359,122） 353,993	（123,825） 121,526	（106,231） 105,876	（5,482） 6,014
私立大学	（245,531） 243,524	（2,592,643） 2,630,143	（10.6） 10.8	（2,484,608） 2,514,693	（793,760） 771,951	（236,669） 227,540	（△8,862） △15,984
合計	（346,280） 343,386	（3,081,863） 3,117,902	（8.9） 9.1	（2,843,730） 2,868,686	（917,585） 893,477	（342,900） 333,416	（△3,380） △9,970

〔専門高校・総合学科卒業生入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	7 8	99	34	34	9 11	166	55	53
公立大学	1 3	14	8	8	1 3	19	6	6
小計	8 11	113	42	42	10 14	185	61	59
私立大学	34 62	785	724	666	23 37	349	293	234
合計	42 73	898	766	708	33 51	534	354	293

〔アドミッション・オフィス入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	41 119	10,100	2,545	2,521	35 105	9,836	2,302	2,284
公立大学	18 34	1,713	460	457	17 30	1,427	373	364
小計	59 153	11,813	3,005	2,978	52 135	11,263	2,675	2,648
私立大学	439 1,037	81,464	47,278	44,803	402 912	71,364	41,557	39,225
合計	498 1,190	93,277	50,283	47,781	454 1,047	82,627	44,232	41,873

〔推薦入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	73 263	33,037	12,470	12,465	72 264	31,892	12,245	12,235
公立大学	69 141	13,085	5,827	5,823	70 141	13,096	5,671	5,665
小計	142 404	46,122	18,297	18,288	142 405	44,988	17,916	17,900
私立大学	562 1,520	338,974	223,560	192,757	553 1,451	349,103	230,782	198,143
合計	704 1,924	385,096	241,857	211,045	695 1,856	394,091	248,698	216,043

〔帰国子女入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	64 187	887	264	203	66 203	1,020	278	203
公立大学	34 82	122	62	35	35 83	160	89	35
小計	98 269	1,009	326	238	101 286	1,180	367	238
私立大学	301 827	4,842	2,000	1,014	297 823	4,994	2,168	1,116
合計	399 1,096	5,851	2,326	1,252	398 1,109	6,174	2,535	1,354

〔中国引揚者等子女入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	14 31	22	7	5	15 37	21	12	10
公立大学	11 26	20	6	6	11 26	13	6	3
小計	25 57	42	13	11	26 63	34	18	13
私立大学	19 45	4	3	3	22 47	9	5	5
合計	44 102	46	16	14	48 110	43	23	18

〔社会人入試〕

区分	平成20年度 実施大学・学部数	平成20年度 入学志願者数	平成20年度 合格者数	平成20年度 入学者数	平成19年度 実施大学・学部数	平成19年度 入学志願者数	平成19年度 合格者数	平成19年度 入学者数
	大学 学部	人	人	人	大学 学部	人	人	人
国立大学	49 104	1,226	602	561	51 106	1,274	603	550
公立大学	46 78	855	311	287	46 76	869	312	280
小計	95 182	2,081	913	848	97 182	2,143	915	830
私立大学	416 951	2,434	1,576	1,284	398 906	2,755	1,683	1,431
合計	511 1,133	4,515	2,489	2,132	495 1,088	4,898	2,598	2,261

大学名	総計						主に夜間に授業を行う学部（内数）					
	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A
北海道	2,480	10,484	7,894	2,716	2,620	140	0	0	0	0	0	0
北海道教育	1,210	4,695	3,478	1,357	1,303	93	0	0	0	0	0	0
室蘭工業	600	1,809	1,758	773	656	56	40	273	262	83	48	8
小樽商科	515	1,802	1,418	577	548	33	50	201	193	55	54	4
帯広畜産	250	762	644	300	258	8	0	0	0	0	0	0
旭川医科	150	1,091	863	153	150	0	0	0	0	0	0	0
北見工業	410	2,357	1,435	918	503	93	0	0	0	0	0	0
弘前	1,360	4,936	3,639	1,469	1,395	35	0	0	0	0	0	0
岩手	1,105	3,740	2,959	1,289	1,224	119	0	0	0	0	0	0
東北	2,363	8,234	6,610	2,570	2,472	109	0	0	0	0	0	0
宮城教育	345	1,133	858	416	374	29	0	0	0	0	0	0
秋田	961	4,184	2,672	1,090	1,003	42	0	0	0	0	0	0
山形	1,700	6,328	5,452	1,983	1,823	123	80	199	186	98	84	4
福島	945	3,595	2,496	1,074	991	46	60	122	119	68	68	8
茨城	1,570	7,926	5,860	1,951	1,671	101	40	209	138	54	40	0
筑波	2,062	8,371	6,688	2,401	2,247	185	0	0	0	0	0	0
筑波技術	90	118	118	91	90	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮	910	2,896	2,510	1,113	1,005	95	0	0	0	0	0	0
群馬	1,075	4,818	3,699	1,230	1,155	80	26	116	84	36	35	9
埼玉	1,620	8,121	6,895	2,158	1,715	95	50	109	104	64	58	8
千葉	2,300	12,086	9,560	2,596	2,382	82	0	0	0	0	0	0
東京	3,053	13,675	9,118	3,122	3,108	55	0	0	0	0	0	0
東京医科歯科	247	1,350	840	274	248	1	0	0	0	0	0	0
東京外国語	715	4,159	2,872	899	764	49	0	0	0	0	0	0
東京学芸	1,065	4,565	3,599	1,304	1,205	140	0	0	0	0	0	0
東京農工	821	4,962	3,754	995	891	70	0	0	0	0	0	0
東京芸術	477	5,477	5,278	482	480	3	0	0	0	0	0	0
東京工業	1,028	6,270	4,793	1,119	1,090	62	0	0	0	0	0	0
東京海洋	450	2,505	1,870	518	472	22	0	0	0	0	0	0
お茶の水女子	452	2,457	2,020	548	491	39	0	0	0	0	0	0
電気通信	870	3,918	2,808	1,006	909	39	180	836	599	224	196	16
一橋	955	5,764	3,203	990	986	31	0	0	0	0	0	0
横浜国立	1,662	9,341	6,561	2,037	1,743	81	32	196	190	51	33	1
新潟	2,230	6,809	5,280	2,512	2,367	137	40	65	64	44	44	4
長岡技術科学	80	181	180	91	89	9	0	0	0	0	0	0
上越教育	160	646	604	195	165	5	0	0	0	0	0	0
富山	1,765	7,613	6,032	2,084	1,825	60	60	336	227	100	68	8
金沢	1,709	6,129	4,648	1,907	1,810	101	0	0	0	0	0	0
福井	840	4,017	2,457	960	899	59	0	0	0	0	0	0
山梨	810	4,412	2,715	954	859	49	0	0	0	0	0	0
信州	1,998	9,141	6,574	2,380	2,151	153	0	0	0	0	0	0
岐阜	1,215	7,492	6,059	1,386	1,289	74	0	0	0	0	0	0
静岡	1,980	7,784	5,457	2,317	2,081	101	70	101	97	71	68	△ 2

大学名	総計						主に夜間に授業を行う学部（内数）					
	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A
浜松医科	155	792	655	162	155	0	0	0	0	0	0	0
名古屋	2,095	5,988	5,364	2,248	2,193	98	0	0	0	0	0	0
愛知教育	875	3,294	2,443	1,007	932	57	0	0	0	0	0	0
名古屋工業	930	3,767	2,728	1,037	965	35	20	133	122	22	22	2
豊橋技術科学	80	185	182	84	82	2	0	0	0	0	0	0
三重	1,295	6,604	5,265	1,533	1,397	102	0	0	0	0	0	0
滋賀	790	4,417	2,987	1,016	864	74	50	102	93	58	54	4
滋賀医科	145	635	589	148	145	0	0	0	0	0	0	0
京都	2,859	8,021	7,703	2,940	2,929	70	0	0	0	0	0	0
京都教育	300	1,039	884	343	330	30	0	0	0	0	0	0
京都工芸繊維	625	2,902	2,229	722	650	25	40	217	184	48	40	0
大阪	3,235	14,458	10,569	3,524	3,379	144	0	0	0	0	0	0
大阪教育	930	3,660	2,729	1,054	987	57	40	171	127	45	42	2
兵庫教育	160	816	631	180	174	14	0	0	0	0	0	0
神戸	2,530	12,697	9,469	2,740	2,608	78	0	0	0	0	0	0
奈良教育	255	1,273	1,008	313	297	42	0	0	0	0	0	0
奈良女子	475	2,082	1,602	572	503	28	0	0	0	0	0	0
和歌山	910	4,426	3,319	1,069	950	40	0	0	0	0	0	0
鳥取	1,110	5,389	3,912	1,334	1,178	68	0	0	0	0	0	0
島根	1,140	4,988	3,569	1,332	1,196	56	0	0	0	0	0	0
岡山	2,185	6,968	5,407	2,457	2,340	155	60	250	216	67	63	3
広島	2,340	8,322	6,205	2,624	2,483	143	100	360	277	124	111	11
山口	1,895	7,420	5,666	2,266	2,037	142	0	0	0	0	0	0
徳島	1,274	6,340	4,179	1,475	1,317	43	50	238	222	60	57	7
鳴門教育	100	435	318	124	118	18	0	0	0	0	0	0
香川	1,220	4,645	3,304	1,413	1,278	58	30	34	34	21	21	△ 9
愛媛	1,770	6,858	4,869	2,084	1,867	97	130	742	510	165	141	11
高知	1,055	4,321	3,846	1,230	1,099	44	0	0	0	0	0	0
福岡教育	630	3,032	2,313	727	689	59	0	0	0	0	0	0
九州	2,546	9,436	7,126	2,767	2,650	104	0	0	0	0	0	0
九州工業	941	3,314	2,337	1,102	1,006	65	0	0	0	0	0	0
佐賀	1,305	6,102	4,540	1,616	1,415	110	0	0	0	0	0	0
長崎	1,628	5,735	4,403	1,829	1,692	64	60	116	114	68	62	2
熊本	1,707	7,121	5,777	1,879	1,779	72	0	0	0	0	0	0
大分	1,065	4,972	3,435	1,259	1,114	49	0	0	0	0	0	0
宮崎	1,025	5,957	3,803	1,214	1,074	49	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1,945	7,361	5,612	2,205	2,019	74	0	0	0	0	0	0
鹿屋体育	170	330	311	191	183	13	0	0	0	0	0	0
琉球	1,570	7,221	5,380	1,833	1,637	67	110	653	475	139	112	2
合計	95,868	411,476	310,896	109,958	101,218	5,350	1,418	5,779	4,637	1,765	1,521	103

大学名	総計						主に夜間に授業を行う学部（内数）					
	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A
札幌市立	160	659	575	176	171	11	0	0	0	0	0	0
名寄市立	140	657	448	172	147	7	0	0	0	0	0	0
釧路公立	300	2,175	1,513	715	313	13	0	0	0	0	0	0
公立はこだて未来	240	554	449	303	245	5	0	0	0	0	0	0
札幌医科	195	910	703	203	198	3	0	0	0	0	0	0
青森県立保健	210	685	547	229	221	11	0	0	0	0	0	0
青森公立	300	1,115	1,058	422	336	36	0	0	0	0	0	0
岩手県立	440	1,530	1,265	478	457	17	0	0	0	0	0	0
宮城	400	1,697	1,313	449	426	26	0	0	0	0	0	0
秋田県立	390	2,242	1,293	506	410	20	0	0	0	0	0	0
山形県立保健医療	90	220	212	95	92	2	0	0	0	0	0	0
会津	240	601	565	280	257	17	0	0	0	0	0	0
福島県立医科	175	1,419	654	187	177	2	0	0	0	0	0	0
茨城県立医療	170	829	622	191	181	11	0	0	0	0	0	0
群馬県立県民健康科学	115	398	365	128	119	4	0	0	0	0	0	0
群馬県立女子	180	1,565	1,123	270	209	29	0	0	0	0	0	0
高崎経済	875	7,477	5,071	1,454	957	82	0	0	0	0	0	0
前橋工科	262	1,328	852	341	272	10	40	48	45	41	37	△ 3
埼玉県立	370	1,683	1,257	412	384	14	0	0	0	0	0	0
首都大学東京	1,570	8,564	6,742	2,054	1,689	119	0	0	0	0	0	0
神奈川県立保健福祉	220	1,074	848	247	231	11	0	0	0	0	0	0
横浜市立	810	4,038	3,291	1,314	905	95	0	0	0	0	0	0
新潟県立看護	90	248	177	100	93	3	0	0	0	0	0	0
富山県立	190	639	622	257	210	20	0	0	0	0	0	0
石川県立	120	491	311	157	131	11	0	0	0	0	0	0
石川県立看護	80	242	179	87	85	5	0	0	0	0	0	0
金沢美術工芸	150	1,092	890	156	154	4	0	0	0	0	0	0
福井県立	360	2,479	1,624	504	402	42	0	0	0	0	0	0
都留文科	690	4,413	2,828	1,256	760	70	0	0	0	0	0	0
山梨県立	260	1,206	979	353	263	3	0	0	0	0	0	0
長野県看護	80	288	213	82	81	1	0	0	0	0	0	0
岐阜県立看護	80	472	351	83	79	△ 1	0	0	0	0	0	0
岐阜薬科	120	1,274	753	219	128	8	0	0	0	0	0	0
静岡県立	505	2,571	2,065	721	562	57	0	0	0	0	0	0
愛知県立	610	2,943	2,760	864	674	64	180	927	898	267	206	26
愛知県立看護	80	299	212	89	80	0	0	0	0	0	0	0
愛知県立芸術	195	1,073	1,018	209	199	4	0	0	0	0	0	0
名古屋市立	725	4,357	3,053	891	760	35	0	0	0	0	0	0
三重県立看護	100	572	388	118	102	2	0	0	0	0	0	0
滋賀県立	550	2,504	1,837	659	564	14	0	0	0	0	0	0
京都市立芸術	193	875	813	193	193	0	0	0	0	0	0	0
京都府立	404	2,039	1,730	487	437	33	0	0	0	0	0	0
京都府立医科	178	400	353	178	178	0	0	0	0	0	0	0
大阪市立	1,498	7,623	6,413	1,756	1,616	118	145	822	728	234	173	28
大阪府立	1,345	10,985	7,166	2,104	1,550	205	0	0	0	0	0	0

大学名	総計						主に夜間に授業を行う学部（内数）					
	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A
神戸市外国語	440	1,859	1,364	535	457	17	120	485	358	148	125	5
神戸市看護	80	346	263	84	82	2	0	0	0	0	0	0
兵庫県立	1,257	7,722	5,343	1,831	1,323	66	0	0	0	0	0	0
奈良県立医科	180	964	729	184	180	0	0	0	0	0	0	0
奈良県立	150	1,578	1,028	260	155	5	0	0	0	0	0	0
和歌山県立医科	165	847	555	170	167	2	0	0	0	0	0	0
島根県立	220	1,287	1,160	336	237	17	0	0	0	0	0	0
岡山県立	370	2,519	1,439	616	423	53	0	0	0	0	0	0
尾道	300	2,216	1,483	469	326	26	0	0	0	0	0	0
県立広島	575	2,487	1,759	682	592	17	0	0	0	0	0	0
広島市立	390	1,632	1,226	462	408	18	0	0	0	0	0	0
下関市立	450	3,760	2,067	973	523	73	0	0	0	0	0	0
山口県立	300	1,543	1,036	361	327	27	0	0	0	0	0	0
香川県立保健医療	70	190	126	71	68	△ 2	0	0	0	0	0	0
愛媛県立医療技術	80	282	207	91	82	2	0	0	0	0	0	0
高知女子	215	886	731	300	239	24	0	0	0	0	0	0
北九州市立	1,320	5,829	4,504	1,659	1,381	61	152	515	488	184	162	10
九州歯科	95	600	475	98	95	0	0	0	0	0	0	0
福岡県立	230	1,367	1,017	325	256	26	0	0	0	0	0	0
福岡女子	180	877	603	233	191	11	0	0	0	0	0	0
長崎県立	690	3,331	2,395	934	737	47	0	0	0	0	0	0
熊本県立	480	1,856	1,375	627	513	33	0	0	0	0	0	0
大分県立看護科学	80	465	394	91	83	3	0	0	0	0	0	0
宮崎県立看護	100	612	449	115	106	6	0	0	0	0	0	0
宮崎公立	200	1,250	754	299	217	17	0	0	0	0	0	0
沖縄県立看護	80	382	311	83	80	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県立芸術	105	271	253	126	117	12	0	0	0	0	0	0
合計	25,257	137,463	100,547	34,164	27,063	1,806	637	2,797	2,517	874	703	66

【国公立計】

合計	121,125	548,939	411,443	144,122	128,281	7,156	2,055	8,576	7,154	2,639	2,224	169

（参考）別日程で選抜を実施した大学

国際教養大学(公立)	130	941	853	277	169	39	0	0	0	0	0	0

（備考）１．本表には、専門高校・総合学科卒業生入試、アドミッション・オフィス入試、推薦入試、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、社会人入試及び第２次募集によるものを含む。ただし、学士編入学入試は含まない。

２．「受験者数」は、

①個別学力検査等の受験者（個別学力検査等の欠席者及び途中棄権者、２段階選抜において第１段階選抜で不合格となった者を除く）

②専門高校・総合学科卒業生入試の受験者

③アドミッション・オフィス入試の受験者

④推薦入試の受験者

⑤帰国子女入試の受験者

⑥中国引揚者等子女入試の受験者

⑦社会人入試の受験者

を合計した数である。

３．通信課程は含まない。

４．外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

５．平成19年度秋季入学、その他選抜（例：飛び入学、再入学）を含む。

平成２０年度公私立短期大学入学者選抜実施状況

Ⅰ．総括表

区　分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B／A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	
公立短期大学	（ 4,485 ）	（ 12,572 ）	（ 2.8 ）	（ 11,861 ）	（ 6,796 ）	（ 4,728 ）	（ 243 ）
[24大学 60学科]	4,485	11,975	2.7	11,366	6,938	4,702	217
私立短期大学	（ 87,412 ）	（ 131,902 ）	（ 1.5 ）	（ 129,016 ）	（ 101,764 ）	（ 79,136 ）	（ △ 8,276 ）
[360大学 739学科]	82,662	114,814	1.4	112,360	91,212	71,812	△ 10,850
合　計	（ 91,897 ）	（ 144,474 ）	（ 1.6 ）	（ 140,877 ）	（ 108,560 ）	（ 83,864 ）	（ △ 8,033 ）
[384大学 799学科]	87,147	126,789	1.5	123,726	98,150	76,514	△ 10,633

（注）　１．本調査は、平成２０年４月１日現在で集計したものである。
２．入学志願者数、受験者数、合格者数は延数である。
３．本表には、欠員補充第２次募集に係るものを含む。
４．外国人留学生を対象とする選抜は含まない。
５．平成１９年秋季入学者の数を含む。
６．（ ）書きは前年度の数値を示す。

（以下、各表において同じ）

Ⅱ．各選抜毎の実施状況

〔一般入試〕

区　分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B／A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	
公立短期大学	（ 2,422 ）	（ 9,088 ）	（ 3.8 ）	（ 8,392 ）	（ 4,531 ）	（ 2,486 ）	（ 64 ）
	2,415	8,733	3.6	8,141	4,706	2,491	76
私立短期大学	（ 22,463 ）	（ 50,336 ）	（ 2.2 ）	（ 48,305 ）	（ 31,117 ）	（ 14,334 ）	（ △ 8,129 ）
	19,738	42,414	2.1	40,642	26,632	12,308	△ 7,430
合　計	（ 24,885 ）	（ 59,424 ）	（ 2.4 ）	（ 56,697 ）	（ 35,648 ）	（ 16,820 ）	（ △ 8,065 ）
	22,153	51,147	2.3	48,783	31,338	14,799	△ 7,354

〔専門高校・総合学科卒業生入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	1 1	2	1	1	0 0	0	0	0
私立短期大学	10 16	106	105	100	13 24	74	71	67
合　計	11 17	108	106	101	13 24	74	71	67

〔アドミッション・オフィス入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	6 9	120	81	81	3 4	73	46	46
私立短期大学	253 489	11,829	10,723	10,456	225 440	10,408	9,415	9,182
合　計	259 498	11,949	10,804	10,537	228 444	10,481	9,461	9,228

〔推薦入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	24 59	2,914	2,037	2,023	24 59	3,172	2,103	2,092
私立短期大学	360 737	59,010	52,515	47,832	364 765	69,435	59,836	54,346
合　計	384 796	61,924	54,552	49,855	388 824	72,607	61,939	56,438

〔帰国子女入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	9 22	1	0	0	8 19	4	1	1
私立短期大学	128 261	26	23	17	124 265	32	23	19
合　計	137 283	27	23	17	132 284	36	24	20

〔中国引揚者等子女入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	3 4	0	0	0	4 5	0	0	0
私立短期大学	6 10	0	0	0	13 31	0	0	0
合　計	9 14	0	0	0	17 36	0	0	0

〔社会人入試〕

区　分	平成２０年度				平成１９年度			
	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学科数	入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学 学科	人	人	人	大学 学科	人	人	人
公立短期大学	19 41	205	113	106	18 39	235	115	103
私立短期大学	299 618	1,429	1,214	1,099	287 611	1,617	1,302	1,188
合　計	318 659	1,634	1,327	1,205	305 650	1,852	1,417	1,291

【公立】

大学名	総計						主に夜間に授業を行う学科（内数）					
	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A	募集人員 A	志願者数	受験者数	合格者数 B	入学者数 C	過欠員 C－A
名寄市立大学短期大学部	50	98	98	63	57	7	0	0	0	0	0	0
岩手県立大学宮古短期大学部	100	154	143	130	106	6	0	0	0	0	0	0
岩手県立大学盛岡短期大学部	100	278	233	146	105	5	0	0	0	0	0	0
秋田公立美術工芸短期大学	150	267	257	172	155	5	0	0	0	0	0	0
山形県立米沢女子短期大学	290	714	660	459	332	42	0	0	0	0	0	0
会津大学短期大学部	150	393	386	239	168	18	0	0	0	0	0	0
千葉県立衛生短期大学	220	716	686	378	183	△ 37	0	0	0	0	0	0
神奈川県立外語短期大学	100	241	233	135	102	2	0	0	0	0	0	0
川崎市立看護短期大学	80	313	239	102	83	3	0	0	0	0	0	0
県立新潟女子短期大学	370	998	930	537	368	△ 2	0	0	0	0	0	0
富山県立大学短期大学部	40	154	148	79	40	0	0	0	0	0	0	0
大月短期大学	200	287	283	254	215	15	0	0	0	0	0	0
長野県短期大学	240	839	836	409	262	22	0	0	0	0	0	0
岐阜市立女子短期大学	230	774	741	462	261	31	0	0	0	0	0	0
静岡県立大学短期大学部	220	625	622	408	228	8	0	0	0	0	0	0
三重短期大学	400	734	721	526	366	△ 34	150	123	119	117	92	△ 58
京都市立看護短期大学	50	367	367	146	52	2	0	0	0	0	0	0
島根県立大学短期大学部	310	934	820	424	319	9	0	0	0	0	0	0
倉敷市立短期大学	100	338	335	150	120	20	0	0	0	0	0	0
新見公立短期大学	160	565	547	242	165	5	0	0	0	0	0	0
福山市立女子短期大学	210	508	466	304	232	22	0	0	0	0	0	0
高知短期大学	120	115	111	109	103	△ 17	120	115	111	109	103	△ 17
大分県立芸術文化短期大学	340	750	744	608	410	70	0	0	0	0	0	0
鹿児島県立短期大学	255	813	760	456	270	15	60	68	65	64	56	△ 4
合計	4,485	11,975	11,366	6,938	4,702	217	330	306	295	290	251	△ 79

（備考）　1．本表には、専門高校・総合学科卒業生入試、アドミッション・オフィス入試、推薦入試、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、社会人入試及び第２次募集によるものを含む。
2．「受験者数」は、
①個別学力検査等の受験者（個別学力検査等の欠席者及び途中棄権者を除く）
②専門高校・総合学科卒業生入試の受験者
③アドミッション・オフィス入試の受験者
④推薦入試の受験者
⑤帰国子女入試の受験者
⑥中国引揚者等子女入試の受験者
⑦社会人入試の受験者
を合計した数である。
3．平成19年度秋季入学、その他選抜（例：飛び入学、再入学）を含む。

3　法科大学院適性試験関係資料

（1）　平成19年度法科大学院適性試験実施要項
（2）　平成19年度法科大学院適性試験受験者募集要項
（3）　平成19年度法科大学院適性試験志願票
（4）　平成19年度法科大学院適性試験受験票，写真票
（5）　平成19年度法科大学院適性試験受験上の注意
（6）　平成19年度法科大学院適性試験の志願者数（確定）について
（7）　平成19年度法科大学院適性試験試験場一覧
（8）　平成19年度法科大学院適性試験利用大学一覧
（9）　平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【確定値】
(10)　平成20年度法科大学院入学者選抜実施状況（文部科学省）

平成19年度法科大学院適性試験実施要項

（平成19年1月12日
独立行政法人大学入試センター）

法科大学院に入学を志願する者が受けることとされている統一適性試験（以下「法科大学院適性試験」という。）の平成19年度の実施については，次に定めるところによるものとする。

1 実施の趣旨等

(1) 法科大学院適性試験は，入学志願者の法科大学院における教育に不可欠な基礎学力である判断力，思考力，分析力，表現力等の資質を判定することを主たる目的とするものであり，法科大学院を設置する大学及び設置を予定している大学（以下「法科大学院設置大学」という。）が，公平性，開放性及び多様性を確保しつつ，それぞれの教育理念に応じた自主的判断に基づき適切に利用することにより，法科大学院での教育を受けるにふさわしい能力・適性等を総合的に判定することに資するために実施するものとする。

(2) 法科大学院適性試験は，大学入試センターが，この試験を利用する法科大学院設置大学と協力して，同一の期日に同一の試験問題により共同して実施するものとする。

2 実施に当たっての業務分担等

法科大学院適性試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各法科大学院設置大学が次のとおり分担し，それぞれ責任を持って実施するものとする。

(1) 大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，募集要項等の作成・配付，出願受付，受験票等の交付，実施要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，研究成果その他資料の各法科大学院設置大学への提供，その他関連する業務

(2) 各法科大学院設置大学

募集要項の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領した試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験問題作成に携わる者の派遣，その他関連する業務

3 試験の構成

(1) 法科大学院適性試験は，２部構成で実施し，第１部は「推論・分析力問題」，第２部は「読解・表現力問題」を出題する。

(2) 法科大学院適性試験の試験時間は，第１部，第２部とも90分とする。

(3) 解答方法は，多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によるものとする。

4 募集要項の配付

大学入試センターは，出願の具体的手続，法科大学院適性試験の実施に関する細目等を記載した募集要項を作成し，これを希望者に平成19年２月上旬から配付する。

5 出願資格

法科大学院適性試験に出願できる者は，入学志願者であって，次のいずれかに該当する者又は平成20年３月31日までに該当見込みの者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって，当該者をその後に入学させる大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

(10) 大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

6 出 願

法科大学院適性試験の出願は，次によるものとする。

(1) 出願の期間は，平成19年４月23日(月)から５月８日(火)までとする。

(2) 出願の方法は，次のとおりとする。

① 郵送出願

出願書類に必要事項を記入し，募集要項に定める手続により受験料10,000円を払い込み，その証明書を添えて，郵送により大学入試センターに提出する。

② インターネット出願

大学入試センターの法科大学院適性試験ホームページに設けられた出願画面に必要事項を入力し，登録した後，大学入試センターが指定する金融機関の口座に受験料10,000円を募集要項に定める手続により払い込む。

7 受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，受験番号，試験場等を記載した受験票等を，平成19年６月上旬までに交付する。

8 試験場の指定

全国に複数の試験地を設定し，入学志願者は，その中から出願時に受験を希望する試験地を選択する。大学入試センターは，原則としてそれに基づいて，当該試験地に設定された試験場から指定することとする。

9 試験実施期日等

(1) 法科大学院適性試験は，平成19年６月24日(日)に実施する。

(2) 法科大学院適性試験は，第１部が13時30分から15時まで，第２部が15時50分から17時20分までとする。

10 追試験及び再試験の実施

(1) 追試験

① 出願を受理された入学志願者が，疾病，負傷等やむを得ない事情により，法科大学院適性試験を受験できなかった場合は，当該入学志願者を対象として追試験を実施する。

なお，実施期日は，平成19年７月８日（日）とする。

② 追試験の受験申請については，所定の基準により，各法科大学院設置大学において具体的事由を審査し，許可するものとする。

(2) 再試験

① 地震等による災害その他特別の事情により，法科大学院適性試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には，再試験を実施する。

なお，実施期日は，平成19年７月８日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

② 再試験を10の(2)の①に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には，追試験も再試験と同一の期日に実施する。

11 資料の発表

(1) 大学入試センターは，法科大学院適性試験の試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2) 法科大学院適性試験の受験者数，平均点，最高点，最低点，標準偏差等を平成19年６月29日(金)(予定)に発表する。

12 成績の本人通知及び各法科大学院設置大学における成績の取扱いについて

(1) 大学入試センターは，平成19年７月中旬以降に，受験者本人に対し，法科大学院適性試験の成績を「成績カード」により通知する。

なお，受験者は，各法科大学院設置大学が行う入学試験等への出願の際にこの「成績カード」を提出する。

(2) 各法科大学院設置大学は，入学志願者から出願の際に提出される「成績カード」により，当該入学志願者の法科大学院適性試験の成績を入手し，入学者選抜に係る資料とするものとする。

13 障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

法科大学院適性試験の実施に当たっては，障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，申請に基づき審査の上，試験時間，出題・解答の方法，試験場の整備等，特別な配慮を行う。具体的には，点字による出題・解答，試験時間の延長，特定試験室の指定等の措置をとることとする。

14 法科大学院適性試験の実施経費

大学入試センターは，別に定める基準に基づき，予算の範囲内において，各法科大学院設置大学が分担する試験実施業務に係る経費を支出する。

15 その他

前各項に定めるもののほか，法科大学院適性試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。

平成19年度 法科大学院適性試験
受験者募集要項

出願受付 平成19年4月23日(月)～5月8日(火)

出願に必要な「志願票」,「受験料の払込用紙」及び「出願用封筒」が添付されています。

❶出願手続の概要

この要項は，独立行政法人大学入試センターが実施する「法科大学院適性試験」の出願に必要な書類と，出願手続等について取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないように出願してください。

また，この要項には各種申請・届出等の手続についても記載してあるので，適性試験終了後も大切に保管しておいてください。

なお，この試験では，郵送による出願のほか，インターネットによる出願も可能です。裏表紙の案内を参照してください。(➔⑮)

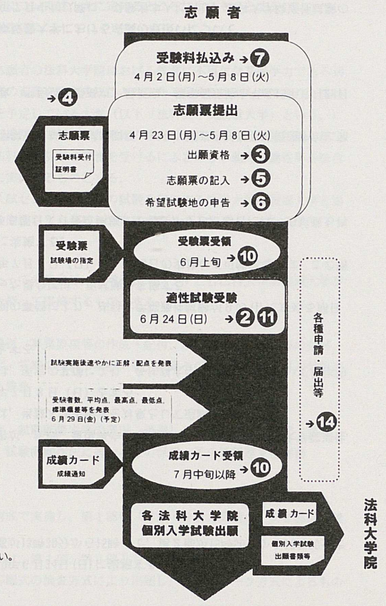

【凡 例】

「➔」…矢印が指した箇所を参照してください。
「★」…注が付されていることを示します。

独立行政法人大学入試センター適性試験課
〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23
☎03-5453-6000 志願者専用
月曜日から金曜日9時30分～12時，13時～17時
祝日，年末年始（平成19年12月31日(月)～平成20年1月4日(金)）を除く。
http://www.dnc.ac.jp

❷試験の概要

試験実施期日	平成19年6月24日（日）	
受験者集合時限	13:00（厳守）（この時刻までに指定された試験室に入室すること。）★1	
問題構成	第1部（推論・分析力）	第2部（読解・表現力）★2
試験時間	13:30～15:00（90分）★1	15:50～17:20（90分）★1
出題・解答方法	多肢選択方式で出題 ・ マークシートに解答	
正解・配点の発表	試験実施後速やかに，大学入試センターのホームページ等で，正解・配点を発表	
平均点等の発表	6月29日（金）（予定） 大学入試センターのホームページ等で，受験者数，平均点，最高点，最低点，標準偏差等を発表	

★1 **受験者集合時限までに入室していない者がいると，試験の実施上，支障を来しますので，余裕を持って入室してください。なお，試験開始時刻に間に合わなかった者は，受験することができません。(➔⑪)**
★2 **第1部を受験していない者は，第2部を受験することができません。**

❸出願資格

1 この試験に出願できる者は，「法科大学院に入学を志願する者」であって下表の出願資格のいずれかに該当する者です。志願票で「1 大学卒」又は「2 その他」のいずれか自分に該当する出願資格区分を申告してください。(➔志願票⑱)

2 この試験の出願の際には，出願資格を証明する書類を提出する必要はありませんが，個々の法科大学院が行う入学試験（以下「個別入学試験」という。）では提出が求められます。

3 個別入学試験の出願資格の中には，各法科大学院が個別に認定するものもありますので，詳細は各法科大学院に照会してください。法科大学院適性試験への出願が受理されたことが，個別入学試験の出願資格を保証するものではありません。

区 分	出 願 資 格
1 大学卒	大学を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者
2 その他	その他法令に定められた大学院入学資格を有する者又は平成20年3月31日までに有する見込みの者★

★ 外国の大学を卒業した者，大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者，旧大学令による大学の卒業者，防衛大学校・防衛医科大学校・水産大学校・海上保安大学校・気象大学校等の卒業者，各法科大学院が個別に認定する入学（出願）資格者など様々なものがあります。関連法令を大学入試センターのホームページに掲載していますので必要に応じて参照してください。

❹出願方法

出願は，下表の「**郵送による出願**」と「**インターネットによる出願**」の2つの方法があります。
郵送により出願する場合は下表のとおり行ってください。
なお，インターネットによる出願を希望する場合は裏表紙の案内を参照してください。(➔⑮)
出願は，郵送又はインターネットによる方法のいずれかにより行ってください。また，志願者1人で複数出願することはできません。

提出書類等に不備があり，指示された期日までに補正されない場合には，出願が受理されませんので，手続には十分注意してください。

受 験 料	10,000円 【郵便局での払込みの際，払込手数料が別途必要となります。】
受験料払込期間	平成19年4月2日（月）～5月8日（火）
出 願 期 間	平成19年4月23日（月）～5月8日（火） 【平成19年5月8日（火）までの消印のあるものについて受け付けます。】
提 出 書 類	「志願票」（「受験料受付証明書」がはり付けられていること。）
出 願 の 手 順	① 志願票*に必要事項を記入する。(➔❺) ② 郵便局の窓口で受験料払込用紙*により受験料を払い込み，交付された「受験料受付証明書」を志願票の所定欄にはり付ける。(➔❼) ③ 出願用封筒*を用い，配達記録郵便で志願票を郵送する。

★ 志願票，受験料払込用紙，出願用封筒はこの要項に添付されているものを使用してください。

❺志願票の記入

1 志願票は，志願者本人が黒又は青のボールペンで正確かつ丁寧に記入してください。
また，各項目欄は左詰めで記入してください。誤って記入した場合には二重線を引き，余白部分に訂正してください。(修正液や修正テープ等は使用しないでください。訂正した文字はマスからはみ出ても構いません。)

2 「⑤ 生年月日」欄の生年は和暦で記入してください。(西暦の下2桁で記入しないでください。)

3 「⑦ 希望試験地コード」欄，「⑧ 希望試験地名」欄
❻の表の中から，希望する試験地を選び，その「試験地コード」と「試験地名」を申告してください。両者が不一致の場合は，試験場は試験地コードに基づいて指定されます。

4 「⑱ 出願資格区分」欄，「⑪ 出身大学名」欄，「⑫ 卒業，卒業見込の別」欄，「⑬ 出身学部等類型」欄
下表に基づき，もれなく記入してください。

ア 大学を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者

⑱ 出願資格区分	「1 大学卒」を○で囲んでください。
⑪ 出身大学名	卒業した者は卒業した大学名を，卒業見込みの者は在籍大学名を記入してください。
⑫ 卒業，卒業見込の別	卒業した者は「1 卒業」を，卒業見込みの者は「2 卒業見込」を○で囲んでください。
⑬ 出身学部等類型	学部等名やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，3類型のいずれかを○で囲んでください。

イ 大学を卒業し，現在，大学院に在学している者又は大学院を修了している者

⑱ 出願資格区分	「1 大学卒」を○で囲んでください。
⑪ 出身大学名	大学院名ではなく卒業した大学名を記入してください。
⑫ 卒業，卒業見込の別	「1 卒業」を○で囲んでください。
⑬ 出身学部等類型	学部等名やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，3類型のいずれかを○で囲んでください。

ウ 外国の大学を卒業した者又は卒業する見込みの者

⑱ 出願資格区分	「2 その他」を○で囲んでください。
⑪ 出身大学名	「その他」と記入してください。
⑫ 卒業，卒業見込の別	卒業した者は「1 卒業」を，卒業見込みの者は「2 卒業見込」を○で囲んでください。
⑬ 出身学部等類型	学部等名やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，3類型のいずれかを○で囲んでください。

エ いわゆる「飛び入学」で大学院に入学する予定の者

⑱ 出願資格区分	「2 その他」を○で囲んでください。
⑪ 出身大学名	在籍大学名を記入してください。
⑫ 卒業，卒業見込の別	「2 卒業見込」を○で囲んでください。
⑬ 出身学部等類型	在籍学部等名やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，3類型のいずれかを○で囲んでください。

オ ア～エのいずれにも当てはまらない出願資格の者

⑱ 出願資格区分	「2 その他」を○で囲んでください。
⑪ 出身大学名	「その他」と記入してください。
⑫ 卒業，卒業見込の別	当該出願資格を取得した者は「1 卒業」を，平成20年3月までに取得見込みの者は「2 卒業見込」を○で囲んでください。
⑬ 出身学部等類型	専攻分野やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，3類型のいずれかを○で囲んでください。

＊ 複数の出願資格を有する者又は複数の大学を卒業した者等は，志願者自身で判断し1つの出願資格，1つの大学名を記入してください。

6 試験地・試験場

1　試験場は，下表の試験地内の法科大学院を設置する大学に設ける予定です。希望する試験地の「試験地コード」と「試験地名」を志願票で申告してください。申告した試験地を出願後に変更することはできません。（→志願票⑦⑧）

2　大学入試センターは，各志願者が申告した試験地内の試験場を指定し，受験票に記載して通知します。
なお，いかなる理由があっても指定された試験場を変更することはできません。

3　試験地コードが，「03」「07」で始まる試験地（下表中の網かけ部分）を申告した場合，出願状況によっては申告した試験地とはコードの英字が異なる試験地の試験場が指定されることがありますので，あらかじめ御承知おきください。（例えば，「03C」の千葉試験地を申告しても「03A」の東京23区試験地の試験場が指定される場合があります。ただし，この場合「02」や「04」など他の数字で始まるコードの試験地の試験場が指定されることはありません。）

試験地コード	試験地名
01A	札幌
02A	仙台
03A	東京23区
03B	多摩地区
03C	千葉*
03D	埼玉
03E	神奈川
04A	新潟*
05A	金沢
06A	名古屋

試験地コード	試験地名
07A	京都*
07B	大阪
07C	兵庫
08A	岡山*
09A	広島
10A	高松
11A	福岡*
12A	熊本*
13A	鹿児島*
14A	沖縄*

★印の試験地の試験場は，例えば試験地名「京都」であればその試験場は京都市内にというように，（試験地名）市内に設置される予定です。

7 受験料の払込み

1　受験料　10,000円

2　受験料は，この要項に添付されている受験料払込用紙*により，必ず郵便局の窓口で払い込んでください。（払込手数料は志願者の負担となります。）大学入試センターは払込用紙右片の「受験料受付証明書」の受付局日附印により，受験料の払込みを確認しますので，ATM（現金自動預払機）を利用しないでください。「受験料受付証明書」に受付局日附印が無い場合は，出願を受理することはできません。

－ ★ 受験料払込用紙（イメージ）－

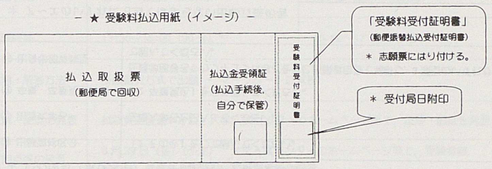

3　払込用紙の※印欄の住所・氏名（フリガナ）及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入してください。

4　出願を受理した後は，いかなる理由があっても受験料は返還しません。（→㉔）

5　「受験料受付証明書」を紛失した場合は，代わりに「払込金受領証」を志願票の裏面にはり付け，表面のはり付け欄に，「裏面に受領証がはってあります。」と記入してください。また，その場合は「払込金受領証」のコピーを保管しておいてください。

＊　インターネットによる出願では，受験料払込用紙を使用して受験料を払い込んでも出願は受理されませんので注意してください。（→⑮）

8 障害者等の受験特別措置

1　受験特別措置の内容
障害者等の障害の種類・程度に応じ，申請に基づき審査した上で，「点字による出題・解答」「拡大文字による出題」「試験時間の延長」「マーク方式によらない文字又はチェックによる解答」「代筆による解答」「手話通訳士の配置」「介助者の配置」等の措置を行います。なお，日常生活において使用している補聴器，松葉杖，車椅子等を持参しようとする場合も，その旨，申請をしてください。（具体的な措置内容等については，大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。）

2　受験特別措置の申請方法
大学入試センターから「受験特別措置申請書」を取り寄せ，必ず出願時に志願票と併せて提出してください。（→㉔）
大学入試センターのホームページ（→表紙）から「受験特別措置申請書」や「診断書」の様式をダウンロードし，使用することも可能です。「受験特別措置申請書」や「診断書」は，出願時に志願票と併せて提出する必要がありますので，ダウンロードする場合は，早めに行ってください。

3　志望法科大学院との事前相談
障害の種類・程度によっては，個別入学試験の受験や入学後の学修に特別な配慮が必要となることも考えられます。入学を志望する法科大学院に早めに問い合わせて確認してください。

9 出願後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

1　出願後の不慮の事故等による負傷者等に対し，審査の上，障害者等に準じた受験特別措置を行います。
ただし，この受験特別措置の申請が試験日の直前である場合や申請内容によっては，対応できないことがあります。

2　この受験特別措置を希望する場合は，速やかに大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。

10 志願者に送付される書類

志願者には，大学入試センターから下表の書類が送付されます。期日までに到着しない場合は，大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。

送付書類	送付の時期	取扱い等
受験票・写真票	6月上旬 普通郵便により送付 6月11日（月）までに到着しない場合は大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。	① 受験に先立って，受験票・写真票の所定欄に写真をはり付け，自署欄に志願者本人が氏名を記入しておいてください。 ② 電算処理において表記できない氏名等については，文字が置き換えられるか，カタカナ等で表記される場合があります。 ③ 写真は，モノクロ・カラー不問，縦4cm 横3cm，試験日前3カ月以内に撮影した上半身無帽のもので，裏面に氏名を記入してください。 なお，試験時間中に眼鏡をかける者は，眼鏡をかけて撮影してください。 ④ 受験票は，個別入学試験や入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。詳しくは各法科大学院の募集要項等により確認してください。 ⑤ 受験票・写真票ともに試験当日の注意事項等を記載した「受験上の注意」が送付されます。
成績カード （受験した者のみ）	7月中旬以降 配達記録郵便により送付 7月31日（火）までに到着しない場合は大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。	① 成績カードを6枚発行します。カードには，第1部，第2部の各得点及び合計点，氏名，受験番号，試験場コード等が記載されています。 ② この成績カードは，この試験を利用する個別入学試験に出願する際に提出する必要があります。具体的な提出方法等については，各法科大学院の募集要項等を参照してください。 ③ 成績カードは配達記録郵便により送付されますので，本人又は家族等が必ず受け取るようにしてください。 ④ 成績カードが不足した場合は追加発行を受けることができます。追加発行を申請する際に必要となりますので，前もって成績カードのコピーをとっておいてください。（→㉔）

11 試験当日の注意

1　受験票で指定された試験場以外での受験はできません。

2　受験票及び写真票は試験当日必ず持参してください。

3　自動車・バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

4　受験者集合時限（→❷）を厳守してください。
受験者集合時限（13:00）から試験開始時刻（13:30）までの間に，監督者から受験に当たっての注意事項等の説明，問題冊子等の配付及び写真照合があり，受験番号等の記入が指示されます。
なお，試験開始時刻に間に合わなかった者は，受験することができません。
ただし，公共交通機関の遅延により間に合わなかった場合には，試験開始時刻を繰り下げて実施することがあります。

5　第1部を受験していない者は，第2部を受験することができません。

6　「受験票」，「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り（電動式を除く。）」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

7　解答には，必ず「H，F，HBいずれかの黒鉛筆」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。
「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」，「シャープペンシル」を使用して解答した場合には，解答が読み取れない事例があります。

8　携帯電話は，試験室に入る前にアラームの設定を解除し電源を切ってかばん等に入れておいてください。また，マナーモードに設定している場合でも，必ず電源を切ってください。

9　「耳栓」は監督者の指示等が聞こえない場合がありますので，使用しないでください。

10　受験に関し不正行為があった場合は，その時点以降の受験はできません。また，既に受験した部分についても無効となります。

11　試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合，試験室から退室させることがあります。

12 追試験・再試験

1　出願を受理された者のうち，次の理由により本試験を受験できない者を対象に，申請書類を審査の上，追試験を実施します。
① 疾病・負傷
② 試験場に向かう途中の事故
③ その他やむを得ない理由
（③により追試験の受験を申請する際には，追試験申請・許可理由に該当するかどうか，あらかじめ大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に問い合わせてください。）

2　追試験の実施期日は，平成 19 年 7 月 8 日（日）とします。ただし，再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。

3　追試験の試験時間及び問題構成等については，本試験に準じます。（→❷）

4　追試験の試験場は東京都内に 1 か所設置する予定です。なお，試験場については受験票とともに送付する「受験上の注意」に記載します。

5　追試験の受験申請
申請受付時間，申請方法等については，受験票とともに送付する「受験上の注意」に記載します。（→⑩）
なお，申請にあたっては，志願者本人あるいは代理人が，試験場の大学へ出向き，申請理由を証明する書類を提出する必要があります。

6　再試験の実施
再試験は，地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できない場合又は完了しなかった場合に実施します。なお，この再試験についての追試験はありません。
再試験の実施期日は，平成 19 年 7 月 8 日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

13 個人情報の取扱い

1　個人情報の利用

① 大学入試センターは，志願者が出願した法科大学院に対して，当該志願者の試験の成績及び志願票に記載された個人情報を直接提供することがあります。

② 大学入試センター及び法科大学院は，上記の個人情報を，法科大学院及び大学入試センターにおける入学者選抜の改善のための調査・研究や学術研究の資料としても利用します。なお，調査・研究結果の発表に際しては個人が特定できないように処理します。

2　個人情報に関する業務の委託について
大学入試センターは，志願票記載事項のコンピュータ登録，受験票の発送，成績カードの発行・発送などの業務を，個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で，外部の事業者に委託することがあります。

14 各種申請・届出等

各種の申請や届出等の手続は，下表のとおりです。

事　項	手　続	連絡方法
障害者等の受験特別措置の希望	出願に先立って，次の①②を大学入試センター適性試験課あてに送付して「受験特別措置申請書」を取り寄せるか，又は，大学入試センターのホームページ（→表紙）からダウンロードし，出願時に志願票とともに提出してください。（→❸） ① 「受験特別措置申請書」請求書：A 4 サイズの適宜の用紙に，氏名（フリガナ），郵便番号・現住所，連絡電話番号を記入したもの ② 返信用封筒：角形 2 号（縦 33.2cm 横 24cm）にあて先を記入し，送料 200 円分の切手をはったもの	封　書 ▲ 封筒の表に「適性試験受験特別措置申請書請求」と朱書してください。
受験票・写真票の再発行	1　次の場合には，受験票等を再発行します。 ① 受験票・写真票が 6 月 11 日（月）までに届かない場合 ② 氏名・性別・生年月日に誤記があった場合 ③ 紛失又は汚損した場合 2　再発行は，次の①～⑤を大学入試センター適性試験課あてに送付して申請してください。 ① 再発行申請書：A 4 サイズの適宜の用紙に次の事項を記入したもの ア　再発行申請の理由 イ　申告事項の変更・修正の場合はその新旧 ウ　氏名（フリガナ） エ　生年月日（和暦） オ　郵便番号・現住所 カ　連絡電話番号 ② 返信用封筒：長形 3 号（縦 23.5cm 横 12cm）にあて先を記入し，送料 560 円分の切手（配達記録・速達料金含む。）をはったもの（ただし，6 月 11 日（月）までに不着の場合又は受験票の記載事項が志願票記載事項と異なる場合の再発行申請には必要ありません。） ③ 汚損・誤記等があった場合にはその受験票等 ＊　適性試験終了後に受験票の再発行を申請する場合は，更に次の④⑤が必要です。 ④ 受験票にはり付ける写真 1 枚（裏面に氏名を記入してください。）（→⑩） ⑤ 署名・受験票の自書欄にはり付けるものです。同欄と同型（縦 1cm 横 4.5cm）の紙片に氏名を記入してください。 3　現住所の変更・誤記の場合は，再発行の必要はありません。（→本表次欄） 4　受験票の再発行に要する期間は，大学入試センターが申請を受け付けてから 1 週間程度となりますので，余裕をもって申請してください。 5　受験票再発行申請受付期間：平成 19 年 6 月上旬～平成 20 年 4 月末日	封　書 ▲ 封筒の表に「適性試験受験票再発行申請」と朱書してください。

事　項	手　続	連絡方法
出願後の氏名・住所・連絡電話番号の変更届 ＊　希望試験地は変更できません。	出願後に志願票記載事項に変更・誤記があった場合は，はがきに変更内容（氏名（フリガナ）・住所・連絡電話番号等）とその新旧・正誤を対照させて記入し，6 月 29 日（金）までに大学入試センター適性試験課あてに届け出てください。	はがき ▲ はがきの表に「適性試験○○変更届」と朱書してください。
成績カードの追加・再発行	1　成績カードを汚損・紛失した場合や成績カードが不足した場合は，次の①～④を大学入試センター適性試験課あてに送付して追加・再発行を申請してください。 ① 追加・再発行申請書： A4 サイズの適宜の用紙に次の事項を記入したもの ア　郵便番号・現住所 イ　氏名（フリガナ） ウ　生年月日（和暦） エ　連絡電話番号 オ　発行希望シート枚数（1 シート：成績カード 6 枚） ② 成績カードのコピー（→⑩）又は受験票のコピー（これが提出できない場合は身分を証明するもの（学生証，運転免許証等）のコピー） ③ 手数料：1 シートにつき 590 円【郵便普通為替（受取人指定欄は記入しないこと）又は現金】 ※ 手数料を現金とする場合には現金書留により送付してください。 ＊　登録した住所に変更があった場合は，更に次の④が必要です。 ④ あて名ラベル：縦 5.5cm 横 9cm 程度の紙片に届け先の郵便番号，住所，氏名を記載したもの 2　成績カードの追加・再発行に要する期間は，大学入試センターが申請を受け付けてから 1 週間程度となります（配達記録郵便により送付。なお，速達を希望する場合は，申請書の右上に「速達希望」と朱書きの上，1 シートにつき 270 円分の切手を同封して申請してください。）。また，大学入試センター試験等の業務により，時期によっては 2 週間程度の期間を要することがありますので，余裕をもって申請してください。 3　成績カード追加・再発行申請受付期間：平成 19 年 8 月 1 日（水）～平成 20 年 2 月末日	封　書 ▲ 封筒の表に「成績カード追加・再発行申請」と朱書してください。
受験料の返還請求	1　受験料を払い込んだが出願しなかった場合や誤って二重に払い込んだ場合は，返還請求ができます。 2　次の①②を大学入試センター財務課あてに送付して返還請求してください。 ① 受験料返還請求額：A4 サイズの適宜の用紙に次の事項を記入したもの ア　返還請求の理由 イ　氏名（フリガナ） ウ　現住所 エ　連絡電話番号 ② 受験料受付証明書（インターネット出願の場合は振込明細書等） 3　返還時期は 9 月以降を予定しています。	封　書 ▲ 封筒の表に「適性試験受験料返還請求」と朱書してください。

15 インターネットによる出願について

平成 19 年度法科大学院適性試験は，下表のとおり，インターネットにより出願することができます。
ただし，インターネットによる出願は E メールアドレスを所有している方を対象としています。
詳しくは，大学入試センター法科大学院適性試験インターネット出願ホームページ（https://www.ls.dnc.ac.jp）の案内をご覧ください。

［インターネットによる出願］

受　験　料	10,000 円（振込手数料は志願者負担）
受験料振込期間	出願者情報の登録後，大学入試センターが指定する銀行口座に指定期日までに振り込む。
出 願 期 間	平成 19 年 4 月 23 日（月）～5 月 8 日（火） （出願受付時間：10：00 ～ 22：00）
出願の手順	① インターネットにより大学入試センターのホームページ（http://www.dnc.ac.jp）又は法科大学院適性試験インターネット出願ホームページ（https://www.ls.dnc.ac.jp）にアクセスする。 ② 法科大学院適性試験インターネット出願ホームページの出願用画面に必要事項を入力する。 ③ 入力項目を確認し，出願者情報を登録すると，「受験料振込銀行口座番号」が指定される。 ④ 「受験料振込銀行口座番号」を確認した後，出願者情報を保存（出力）する。 ⑤ 指定された銀行口座に指定期日までに受験料を振り込む。 ＊　出願手続は，出願者情報の登録後，大学入試センターが各志願者ごとに指定する銀行口座に受験料が振り込まれ，入金の確認がとれたことにより完了となります。 入金の確認ができ次第，出願を受理した旨をＥメールで通知します。 振込期限までに受験料を入金してもＥメールが届かない場合は，大学入試センター適性試験課（☎03-5453-6000）に連絡してください。 ＊　この要項に添付されている受験料払込用紙を使用して受験料を払い込んでも出願は受理されませんのでご注意してください。 ＊　受験特別措置の申請をする場合には，インターネットによる出願はできませんので，郵送により出願してください。 ＊　志願者 1 人で複数出願することはできません。

＊　この試験は，大学入試センターにおける調査研究の一環として実施されるものであり，その成果は，今後の法科大学院適性試験の参考として活用されることとなっています。

この要項は，全国学校案内資料管理事務センターに請求し入手することができます。
次の番号に電話し，資料請求番号 603603 を入力してください。
☎050-2015-0555（IP電話）※通話ができない場合及び通話中の場合は，次の番号におかけください。
☎06-6222-0102（一般電話）
インターネット http://telemail.jp でも請求できます。
※ 送料 140 円（料金後納）は請求者負担
※ 請求から5日経過しても手元に届かない場合は，次の問い合わせ先に連絡してください。
テレメールカスタマーセンター ☎050-2015-5050（9：30～18：00）

（3） 平成19年度法科大学院適性試験志願票

平成 19 年度法科大学院適性試験 志 願 票

2	この欄には記入しないでください。
1	2 3 4 5

氏名

① カタカナ記入（姓と名の間を１マスあけ，濁点及び半濁点は１マスを使用してください。）

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

② 漢字等記入（姓と名の間を１マスあけてください。）

26 65

受験票等はこの現住所に送付されます。

③ 現住所

（郵便番号） 66 ☐☐☐－☐☐☐☐

都道府県 （郡・市・区・町村名）

（町・丁目・番地・団地・棟・号名） （方）

出願不備に関すること等の緊急の連絡のための電話番号です。

④ 連絡電話番号（携帯，PHS 可） 249

局番の区切りにはハイフンを記入してください。

受験料受付証明書はり付け欄

受験料受付証明書に受付局日附印が押されていない場合は，出願を受理できません。

⑤ 生年月日

年号			年		月		日	
M 明治	T 大正	S 昭和						
250			251	252	253	254	255	256

該当する年号を○で囲んでください。 一桁の数字の場合は，十位には「0」を記入してください。

⑥ 性別

1 男	2 女
257	

いずれかを○で囲んでください。

⑦ 希望試験地コード 258 259 260

⑧ 希望試験地名 280

募集要項❻の表のうちから希望する試験地を申告してください。➔p.5
（⑦と⑧が不一致の場合，⑦の試験地コードにより試験場を指定します。）

⑨ 受験特別措置

希望する
281

障害者等で受験特別措置を希望する者は，「希望する」を○で囲んでください。➔p.6
（希望する場合には，受験特別措置申請書等が必要になります。）

⑩ 出願資格区分

1 大学卒	2 その他
282	

募集要項❸の表により，該当する出願資格区分を○で囲んでください。➔p.2
（「1 大学卒」には，「大学を卒業見込みの者」，「大学を卒業し，大学院に在学又は修了している者」も含みます。➔ p.4）

⑪ 出身大学名

大学
283 322

該当する大学名を記入してください。➔p.4
（大学院に在学又は修了している者は，卒業した大学名を記入してください。）

⑫ 卒業，卒業見込の別

1 卒業	2 卒業見込
323	

いずれかを○で囲んでください。➔p.4

⑬ 出身学部等類型

1 法学部	2 法学部以外の文系学部	3 理系学部
324		

学部等名やカリキュラムなどを基に志願者自身で判断し，いずれかを○で囲んでください。➔p.4

この欄に，受験料受付証明書を，端がめくれないようしっかりと，のり付けしてください。

（4） 平成 19 年度法科大学院適性試験受験票，写真票

平成19年度法科大学院適性試験

写真票

性別

写真（4cm×3cm）

（写真は，あらかじめはり付けておくこと。）

（自署欄）

大学入試センター

監督者の指示があるまで切り離さない。

平成19年度法科大学院適性試験

受験票

試験場コード

受験番号

【問い合わせ大学】

電話

写真（4cm×3cm）

（写真は，あらかじめはり付けておくこと。）

（自署欄）

あらかじめ2か所の「自署欄」に黒か青のボールペンで氏名を記入しておいてください。

大学入試センター

試験場名	
所在地	試験当日の電話
道順	

この受験票は，各大学院の入学手続まで保管してください。

注 意 事 項

1 この受験票と写真票は，それぞれ所定の欄に写真をはり付けた上で，試験当日必ず持参してください。
2 下表の受験者集合時限を厳守してください。（集合時限に遅れると試験の実施に支障を来すので注意すること。）
3 試験開始時刻に間に合わなかった場合には受験できません。
4 第１部を受験していない者は，第２部を受験できません。
5 解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HB）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。シャープペンシルで解答した場合には，解答が読みとれない事例があります。
6 この受験票とともに送付した「受験上の注意」をよく読んでください。
7 この受験票は，個々の法科大学院が行う入学試験や入学手続の際にも必要となりますので，大切に保管しておいてください。

試験実施期日	平成19年6月24日（日）	
問題構成	第1部 推論・分析力	第2部 読解・表現力
受験者集合時限	13:00（厳守）	15:40
試験時間	13:30～15:00（90分）	15:50～17:20（90分）

独立行政法人 大学入試センター適性試験課 〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23
☎03-5453-6000 http://www.dnc.ac.jp

平成19年度法科大学院適性試験

受験上の注意

1 試験実施期日等

試験実施期日	平成19年6月24日（日）	
問題構成	第1部：推論・分析力	第2部：読解・表現力
受験者集合時限	13:00（厳守）	15:40
試験時間	13:30～15:00（90分）	15:50～17:20（90分）

2 試験前日までの注意事項

⑴ 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真を，しっかりとはり付けておいてください（写真は，カラー・モノクロ不問，縦4cm横3cm，試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のもので，裏面に氏名を記入してください。また，試験時間中に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。）。写真をはり付けていないと，写真照合ができなくなり，試験実施に支障を来しますので，必ずはり付けておいてください。

⑵ 受験票及び写真票の自署欄には，あらかじめ受験者本人が氏名を記入しておいてください。この署名は，答案の署名と照合することがあります。

⑶ 事前に試験場までの道順や所要時間等について確認しておいてください。
（試験場によっては，試験室に到着するまでに時間を要する場合もありますので，各大学のホームページにあるキャンパスマップ等で確認してください。）

3 試験当日の注意事項

⑴ 受験者集合時限から試験開始までの間に受験に当たっての注意事項の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われますので，受験者集合時限までに指定された試験室に入室してください。
なお，指定された試験場・試験室以外での受験はできません。

⑵ 受験票及び写真票は，必ず持参してください。
万一，受験票・写真票を紛失し，又は持参し忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，再交付を受けてください。

⑶ 第1部及び第2部の試験開始時刻に間に合わなかった場合は，受験することができません。ただし，遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

⑷ 第1部を受験していない者は，第2部を受験することはできません。

⑸ 試験室内での飲食を禁止します。

⑹ 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

4 試験時間中の注意事項

⑴ 受験票等所持品の扱い
ア 「受験票」「写真票（第1部の試験開始前に回収します。）」は，必ず机の上に置いてください。
イ 「受験票」「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「H，F，HBいずれかの黒鉛筆」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り（電動式を除く。）」「時計（計時機能だけのもの）」「眼鏡」です。
ウ 「電卓」「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。
エ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。
オ 「携帯電話」は，試験時間中に鳴り出すことがないように，試験室に入る前にアラーム等の設定を解除した上で，電源を切ってかばん等に入れておいてください。マナーモードで設定している場合でも，必ず電源を切ってください。
カ 「耳栓」は監督者の指示等が聞こえない場合がありますので，使用しないでください。

⑵ 受験番号等記入
解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コードを監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

⑶ 解答上の注意
解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HB）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。「H，F，HB以外の黒鉛筆」「シャープペンシル」で解答した場合には，解答が読みとれない事例が出ています。

⑷ 試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験時間中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。ただし，一時退室が認められた場合でも，試験室以外での受験はできません。また，一時退室した場合の試験時間の延長も認められません。

⑸ 試験問題への疑義
試験時間中は，試験問題の内容についての質問はできません。試験問題への疑義については，直接，大学入試センターに照会してください。個別に回答することはできませんが，疑義の内容は出題者に伝達されます。

⑹ 不正行為
ア 試験終了時の「解答やめ」の指示に従わない場合は，不正行為となります。不正行為となった場合は，その時点以降の受験はできません。また，既に受験した部分についても無効となります。
イ 試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は試験室から退室させることがあります。

5 追試験の実施

⑴ 実施期日は，平成19年7月8日（日） とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

⑵ 追試験場
試験場名 立教大学池袋キャンパス7号館試験場
所在地 東京都豊島区西池袋 3－34－1

⑶ 追試験の問題構成，受験者集合時限，試験時間は本試験に準じます。

⑷ 追試験の受験申請（受験申請をする場合には，あらかじめ受験票に記載の「問い合わせ大学」に電話してください。）
次の①又は②に該当する事由により，本試験を受験できない者は，受験票に記載されている「問い合わせ大学」において，申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。追試験受験の可否は申請事由及び証明書等に基づく審査により決定されます。
なお，申請受付時間経過後は，いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。また，本試験を一部でも受験した者は，追試験の対象となりません。

① 疾病・負傷による場合

申請受付時間	試験前々日（6月22日（金）） 10:00～16:00 試験当日 （6月24日（日）） 10:00～13:30
申請方法	ア 申請受付時間内に本人又は代理人が，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参し，申請してください。 イ 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」

② 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由＊による場合
（事故等が生じた場合は，速やかに次表の申請方法欄のイにある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合は，その日の試験終了時刻まで やむを得ない事由の場合は，本試験前々日（10:00～16:00）と試験当日の試験終了時刻まで
申請方法	ア 申請受付時間内に本人又は代理人が，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参し，申請してください。 イ 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。 ・試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」 ・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」

＊やむを得ない事由の例

○ 親族の危篤，死亡
○ 自宅の火災
○ その他（上記以外の事由の場合には，申請・許可事由に該当するかどうかあらかじめ大学入試センターに問い合わせてください。）

6 試験後の受験票等の取扱い

⑴ 受験票は，各法科大学院の入学試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

⑵ 成績カードは，7月中旬に適性試験受験者に対し発送します。この成績カードは，各法科大学院の入学試験に出願する際に提出する必要があります。具体的な提出方法等については，各法科大学院の募集要項等を参照してください。

7 障害者等の受験特別措置の通知等

⑴ 受験に際して特別の措置を申請した志願者には，審査の上，次の書類を別途送付します。
① 「受験特別措置決定通知書」
② 「受験上の注意（点字問題受験者用，障害者等受験者用，試験時間延長（1.3倍）受験者用及び代筆解答による受験者用）」

⑵ 出願後の不慮の事故等による負傷者等に対し，審査の上，障害者等に準じた受験特別措置を行います。この受験特別措置を希望する場合は，事故等の後，速やかに大学入試センター適性試験課に電話連絡してください。

《適性試験に関する問い合わせ》

疑問があればまずアクセス ➔ **http://www.dnc.ac.jp**

●適性試験のQ＆A，実施結果や過去問が掲載されています。

独立行政法人 大学入試センター適性試験課（〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23）
☎**03-5453-6000**（月曜日から金曜日 9時30分～12時，13時～17時。祝日，年末・年始（平成19年12月31日（月）～平成20年1月4日（金））は除く。）

★ 試験場等に関する内容については，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（６）　平成19年度法科大学院適性試験の志願者数（確定）について

平成19年度法科大学院適性試験の志願者数（確定）について

平　成　１９年　５　月　２５日
独立行政法人大学入試センター

志願者数　15,937人（18,450人）　対前年度　2,513人減　13.6%減

（注）　（　）内は前年度の数値である。（以下同じ。）

（内訳１）出願資格別

区　分		志願者数		比率		対前年度増減	
		人	人	%	%	人	%
大学卒	卒業	10,253	(12,340)	64.4	(66.9)	△2,087	△16.9
	卒業見込	5,295	(5,603)	33.2	(30.4)	△ 308	△ 5.5
	小計 (a)	15,548	(17,943)	97.6	(97.3)	△2,395	△13.3
その他 (b)		389	(507)	2.4	(2.7)	△ 118	△23.3
合計 (a + b)		15,937	(18,450)	100.0	(100.0)	△2,513	△13.6

（内訳２）出身学部等類型別

区　分	男		女		合計			
	人	人	人	人	人	%	人	%
法学部	8,081	(9,324)	2,670	(3,111)	10,751	67.5	(12,435	67.4)
法学部以外の文系学部	2,839	(3,256)	1,096	(1,310)	3,935	24.7	(4,566	24.7)
理系学部	1,056	(1,205)	195	(244)	1,251	7.8	(1,449	7.9)
合計	11,976	(13,785)	3,961	(4,665)	15,937	100.0	(18,450	100.0)

（内訳３）年代別

区　分	男		女		合計			
	人	人	人	人	人	%	人	%
20歳代	7,813	(9,022)	2,754	(3,233)	10,567	66.3	(12,255	66.4)
30歳代	2,863	(3,380)	896	(1,059)	3,759	23.6	(4,439	24.1)
40歳代	880	(975)	240	(302)	1,120	7.0	(1,277	6.9)
50歳代	320	(317)	57	(63)	377	2.4	(380	2.1)
60歳以上	100	(91)	14	(8)	114	0.7	(99	0.5)
合計	11,976	(13,785)	3,961	(4,665)	15,937	100.0	(18,450	100.0)

（注）年齢は，平成20年４月１日現在で計算している。

（7） 平成19年度法科大学院適性試験試験場一覧

平成１９年度法科大学院適性試験

試　験　場　一　覧

大学入試センター

受験地名	試験実施大学院名	試験場名	試験場コード	出願者数	所在地 道順	電話（試験当日）
札幌	北海道大学	北海道大学高等教育機能開発総合センターＳ試験場	110141	405	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、徒歩１０分。又は、ＪＲ札幌駅北口から徒歩２５分。	011-706-7492
仙台	東北学院大学	東北学院大学土樋キャンパス６号館試験場	352441	91	仙台市青葉区土樋一丁目３番１号 仙台市営地下鉄（ＪＲからは仙台駅で乗換）の「五橋」から徒歩５分。仙台市営バス、宮城交通バス「市立病院前」から徒歩５分。（１２時から入構可）	022-264-6380
		東北学院大学土樋キャンパス８号館試験場	352442	232	仙台市青葉区土樋一丁目３番１号 仙台市営地下鉄（ＪＲからは仙台駅で乗換）の「五橋」から徒歩５分。仙台市営バス、宮城交通バス「市立病院前」から徒歩５分。（１２時から入構可）	022-264-6380
東京２３区	東京大学	東京大学法学部試験場	112641	700	文京区本郷７丁目３番１号 地下鉄「大江戸線」「本郷三丁目」下車 徒歩８分　又は地下鉄「南北線」「東大前駅」徒歩５分	03-5841-3116
	青山学院大学	青山学院大学２号館試験場	355941	550	渋谷区渋谷４－４－２５ ＪＲ山手線、東急東横線、京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩１０分。地下鉄「銀座線」より徒歩５分。	03-3409-8171
	学習院大学	学習院大学目白キャンパス西５号館試験場	356441	610	豊島区目白１－５－１ ＪＲ山手線、「目白駅」下車、改札口から右に直進、四門まで徒歩１分。	03-3986-0221
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田校舎試験場	357041	667	港区三田２－１５－４５ ＪＲ山手線・京浜東北線「田町」下車、 三田口から徒歩５分。又は都営地下鉄浅草線・三田線「三田駅」下車、徒歩７分	03-3453-4511
	國學院大學	國學院大學渋谷キャンパス試験場	357241	720	渋谷区東４－１０－２８ ＪＲ（山手線・埼京線）渋谷駅から徒歩約１３分、都営バス（渋谷駅東口のりば、学０３「目赤医療センター」行）「國學院大学前」下車	03-5466-0492
	駒澤大学	駒澤大学試験場	357541	477	世田谷区駒沢１－２３－１ 東急田園都市線「駒沢大学」駅下車、 公園口より徒歩約１０分	03-3418-9008
	上智大学	上智大学四谷キャンパス試験場	357941	520	千代田区紀尾井町７－１ ＪＲ中央線・総武線又は地下鉄丸の内線・南北線「四ツ谷駅」下車徒歩３分。ＪＲ四ツ谷駅は、麹町口又は赤坂口（地下鉄連絡口）出口が便利。	03-3238-3165
	専修大学	専修大学神田キャンパス２号館試験場	359141	530	千代田区神田神保町３－８ 地下鉄「神保町駅」下車、Ａ２出口から徒歩３分、又は「九段下駅」下車、５番出口から徒歩３分又は「ＪＲ水道橋駅」下車、西口から徒歩７分	03-3265-5239
	法政大学	法政大学市ヶ谷キャンパス富士見校舎試験場	363441	585	千代田区富士見２－１７－１ ＪＲ、東京メトロ有楽町線、都営新宿線「市ヶ谷駅」下車、出口１徒歩１分又はＪＲ、東京メトロ東西線・有楽町線「飯田橋駅」下車、徒歩ベ徒歩１０分	03-3264-9366
	明治大学	明治大学駿河台校舎リバティタワー試験場	364141	560	千代田区神田駿河台１－１ 「ＪＲ御茶ノ水駅」御茶ノ水橋口より徒歩約３分 「東京メトロ丸の内線御茶ノ水駅」より徒歩約５分 「神保町駅」Ａ５出口より徒歩５分	03-3296-2395

平成１９年度法科大学院適性試験

試　験　場　一　覧

大学入試センター

受験地名	試験実施大学院名	試験場名	試験場コード	出願者数	所在地 道順	電話（試験当日）
東京２３区	早稲田大学	早稲田大学（西早稲田キャンパス）１５号館試験場	364841	553	新宿区西早稲田１－６－１ ＪＲ山手線、西武新宿線、東京メトロ東西線「高田馬場」駅下車、早大正門行き徒歩１０分　又は東京メトロ東西線「早稲田」駅下車、徒歩５分	03-3204-9157
多摩地区	一橋大学	一橋大学西キャンパス本館試験場	113741	500	国立市中２丁目１番地 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩１０分	042-580-8159
	創価大学	創価大学文系校舎Ａ棟試験場	359241	252	八王子市丹木町１－２３６ ＪＲ「八王子駅」又は京王線「京王八王子駅」から、西東京バス「創価大学」行で終点下車　又は「戸吹」行・「谷野大学」行で「創価大正門」下車	042-691-9476
	中央大学	中央大学多摩校舎試験場	359941	350	八王子市東中野７４２－１ 多摩モノレール「中央大学・明星大学駅」下車、京王線「多摩動物公園駅」下車徒歩１０分又はＪＲ中央線「豊田駅」から京王バス「中央大学」下車	042-674-2306
千葉	千葉大学	千葉大学法経学部棟試験場	112541	458	千葉市稲毛区弥生町１－３３ ＪＲ総武線（各駅停車）「西千葉駅」下車　北口から徒歩約１０分　・京成千葉線（各駅停車）「みどり台駅」下車　徒歩約１０分	043-290-2349
埼玉	国立大学	国立大学試験場	354941	267	東松山市宮町１－１ 東武伊勢崎線（地下鉄日比谷線・半蔵門線直通）「松原団地駅」下車、徒歩５分	048-946-1948
神奈川	横浜国立大学	横浜国立大学経済学部講義棟２号館試験場	113841	300	横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－４ 市営地下鉄「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分。又は相鉄鉄道「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分	045-339-3121
	東海大学	東海大学湘南校舎１４号館試験場	360241	168	平塚市北金目１１１７番地 小田急線「東海大学前駅」下車徒歩１５分又はＪＲ「平塚駅」から神奈中バス「秦野駅行「東海大学正門前」下車徒歩５分又は東海大学行「東海大学」下車	0463-58-1211
	神奈川大学	神奈川大学試験場	365141	300	横浜市神奈川区六角橋３－２７－１ 東急東横線「白楽駅」下車、西出口から徒歩１３分	045-481-5804
	関東学院大学	関甲学院大学金沢八景キャンパス試験場	365341	300	横浜市金沢区六浦東１－５０－１ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、国道１６号線に沿って南へ徒歩１５分	045-786-7019
新潟	新潟大学	新潟大学大学院実務法学研究科試験場	113941	87	新潟市西区五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大正門」下車、徒歩３分。又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	025-262-6249
金沢	金沢大学	金沢大学文学部・法学部・経済学部試験場	114441	153	金沢市角間町 金沢駅東口乗場から北鉄バス金沢大学行き「金沢大学」終点下車、徒歩３分	076-264-5469
名古屋	名古屋大学	名古屋大学法学研究科試験場	115341	300	名古屋市千種区不老町 地下鉄名城線「名古屋大学」駅下車１番出口	052-789-2316

平成１９年度法科大学院適性試験

試　験　場　一　覧

大学入試センター

受験地名	試験実施大学院名	試験場名	試験場コード	出願者数	所在地 道順	電話（試験当日）
名古屋	名城大学	名城大学天白キャンパス共通講義棟試験場	370341	457	名古屋市天白区塩釜口一丁目５０１番地 地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅下車、１番出口より徒歩約８分	052-832-1151
京都	京都大学	京都大学本部構内法経本館試験場	116041	500	京都市左京区吉田本町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩３分。 又は京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩１５分。	075-753-3125
	同志社大学	同志社大学今出川キャンパス試験場	371641	718	京都市上京区今出川通烏丸東入 市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車、徒歩１分又は京阪電車「出町柳駅」下車、徒歩１５分	075-251-3518
大阪	大阪学院大学	大阪学院大学試験場	372641	600	吹田市岸部南二丁目３６番１号 ＪＲ京都線（東海道本線）「岸辺駅」、又は阪急京都線「正雀駅」西出口からそれぞれ徒歩５分	06-6381-8434
	関西大学	関西大学千里山キャンパス第１学舎試験場	374041	439	吹田市山手町３丁目３番３５号 阪急千里線「関大前」駅下車、徒歩約５分	06-6368-0296
	近畿大学	近畿大学本部キャンパス２０号館試験場	374341	600	東大阪市小若江３－４－１ 近鉄大阪線「長瀬駅」下車、徒歩約１０分	06-6721-2332
兵庫	神戸大学	神戸大学法学研究科試験場	116741	336	神戸市灘区六甲台町２－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大正門前」下車	078-803-7234
	神戸学院大学	神戸学院大学試験場	376041	336	神戸市西区伊川谷町有瀬５１８番 ＪＲ神戸線「明石駅」下車、北西バス停「北１番」のりばから神姫バス「神戸学院大学行」に乗車し、「神戸学院大学前」下車	078-974-5816
岡山	岡山大学	岡山大学津島キャンパス試験場	117541	223	岡山市津島中３－１－１ ＪＲ岡山駅西口から岡電バス「岡山理科大学」行に乗車、「岡大西門」で下車	086-251-7458
広島	広島大学	広島大学東千田地区試験場	117641	197	広島市中区東千田町１丁目１番８９号 「ＪＲ広島駅」から市内電車１番「広島港（宇品）」行き（広電宮島口行）で「日赤病院前」下車（所要時間約２８分）徒歩２分	082-542-7087
高松	香川大学	香川大学法学部試験場	120441	135	高松市幸町２番１号 ＪＲ高松駅から高徳線「昭和町」下車徒歩５分、高松駅下車ことでんバス２番のりばから「幸町、宮脇町」下車徒歩３分、ＪＲ高松駅下車タクシー１０分	087-832-1816
福岡	九州大学	九州大学文科系学部試験場	118641	528	福岡市東区箱崎６－１９－１ 地下鉄２号線「箱崎九大前駅」又は「貝塚駅」下車、徒歩７分。又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩１分。	092-642-4166
熊本	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	119241	80	熊本市黒髪２丁目４０番１号 「熊本駅」又は「交通センター」から、熊本市営バス時間地行き、九州産交バス大津行きに乗車。 いずれも「熊本大学前」下車。	096-342-2326

平成１９年度法科大学院適性試験

試　験　場　一　覧

大学入試センター

受験地名	試験実施大学院名	試験場名	試験場コード	出願者数	所在地 道順	電話（試験当日）
鹿児島	鹿児島大学	鹿児島大学法文学部試験場	119741	66	鹿児島市郡元一丁目２１番３０号 ＪＲ「鹿児島中央駅」から市営バス鴨池港行（９番、１１番）「法文学部前」下車、徒歩３分。	099-285-7525
沖縄	琉球大学	琉球大学法文学部試験場	119941	86	中頭郡西原町字千原１番地 バスで琉大線９８番「琉大北口」下車、徒歩１３分 又はバス９７番「琉大東口」下車、徒歩５分	098-895-2250

平成１９年度法科大学院適性試験

試　験　場　一　覧

（点字試験場）

大学入試センター

受験地名	試験実施大学院名	試験場名	試験場コード	出願者数	所在地	電話（試験当日）
東京２３区	駒澤大学	駒澤大学試験場	357590	1	世田谷区駒沢１－２３－１ 東急田園都市線「駒沢大学」駅下車。 公園口より徒歩約１０分	03-3418-9008

（８）　平成 19 年度法科大学院適性試験利用大学一覧

平成 19 年度法科大学院適性試験利用大学－７４大学－

●国立大学２４大学

北海道大学	金沢大学	岡山大学
東北大学	信州大学	広島大学
筑波大学	静岡大学	香川大学
千葉大学	名古屋大学	愛媛大学
東京大学	京都大学	九州大学
一橋大学	大阪大学	熊本大学
横浜国立大学	神戸大学	鹿児島大学
新潟大学	島根大学	琉球大学

※ 香川大学と愛媛大学は連合法科大学院を設置している。

●公立大学２大学

首都大学東京
大阪市立大学

●私立大学４９大学

北海学園大学	東洋大学	京都産業大学
東北学院大学	日本大学	同志社大学
白鴎大学	法政大学	立命館大学
大宮法科大学院大学	明治大学	龍谷大学
駿河台大学	明治学院大学	大阪学院大学
獨協大学	立教大学	関西大学
青山学院大学	早稲田大学	近畿大学
学習院大学	神奈川大学	関西学院大学
慶應義塾大学	関東学院大学	甲南大学
國學院大学	桐蔭横浜大学	神戸学院大学
駒澤大学	東海大学	姫路獨協大学
上智大学	山梨学院大学	広島修道大学
成蹊大学	愛知大学	久留米大学
専修大学	愛知学院大学	西南学院大学
創価大学	中京大学	福岡大学
大東文化大学	南山大学	
中央大学	名城大学	

（9） 平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【確定値】

平成１９年　７月１３日
独立行政法人大学入試センター

平成19年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について【確定値】

1．志願者数　　１５，９３７人（男　１１，９７６人　・　女　３，９６１人）

2．受験者総数　　１４，２７３人（男　１０，７２９人　・　女　３，５４４人）

3．受験率　　８９．５６％

4．試験結果

	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
総　合	１４，２６６人	６７．４７点	１００点	８点	１５．３０点

（注） 満点は１００点である。

なお，受験者数は，第２部を受験しなかった者（７人）を除いた数であり，平均点等の統計数値は，この受験者数をベースに作成した。

（各部別内訳）

問題構成	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
第１部（推論・分析力）	１４，２６６人	２９．７１点	５０点	０点	９．８１点
第２部（読解・表現力）	１４，２６６人	３７．７６点	５０点	４点	７．１６点

（注） 第１部・第２部の満点は，それぞれ５０点である。

5．得点分布（総合）

得点	人数	累積人数	累積百分率	得点	人数	累積人数	累積百分率
100点	3人	3人	0.02	49点	174人	12,527人	87.81
99点	8人	11人	0.08	48点	156人	12,683人	88.90
98点	14人	25人	0.18	47点	137人	12,820人	89.86
97点	39人	64人	0.45	46点	140人	12,960人	90.85
96点	40人	104人	0.73	45点	127人	13,087人	91.74
95点	80人	184人	1.29	44点	131人	13,218人	92.65
94点	90人	274人	1.92	43点	103人	13,321人	93.38
93点	106人	380人	2.66	42点	112人	13,433人	94.16
92点	134人	514人	3.60	41点	76人	13,509人	94.69
91点	122人	636人	4.46	40点	72人	13,581人	95.20
90点	157人	793人	5.56	39点	90人	13,671人	95.83
89点	196人	989人	6.93	38点	80人	13,751人	96.39
88点	206人	1,195人	8.38	37点	68人	13,819人	96.87
87点	251人	1,446人	10.14	36点	64人	13,883人	97.32
86点	239人	1,685人	11.81	35点	55人	13,938人	97.70
85点	244人	1,929人	13.52	34点	39人	13,977人	97.97
84点	265人	2,194人	15.38	33点	30人	14,007人	98.18
83点	266人	2,460人	17.24	32点	37人	14,044人	98.44
82点	306人	2,766人	19.39	31点	23人	14,067人	98.61
81点	295人	3,061人	21.46	30点	34人	14,101人	98.84
80点	331人	3,392人	23.78	29点	23人	14,124人	99.00
79点	390人	3,782人	26.51	28点	23人	14,147人	99.17
78点	340人	4,122人	28.89	27点	16人	14,163人	99.28
77点	350人	4,472人	31.35	26点	17人	14,180人	99.40
76点	352人	4,824人	33.81	25点	16人	14,196人	99.51
75点	342人	5,166人	36.21	24点	13人	14,209人	99.60
74点	362人	5,528人	38.75	23点	12人	14,221人	99.68
73点	355人	5,883人	41.24	22点	10人	14,231人	99.75
72点	360人	6,243人	43.76	21点	10人	14,241人	99.82
71点	334人	6,577人	46.10	20点	8人	14,249人	99.88
70点	354人	6,931人	48.58	19点	5人	14,254人	99.92
69点	331人	7,262人	50.90	18点	3人	14,257人	99.94
68点	348人	7,610人	53.34	17点	0人	14,257人	99.94
67点	338人	7,948人	55.71	16点	4人	14,261人	99.96
66点	345人	8,293人	58.13	15点	0人	14,261人	99.96
65点	327人	8,620人	60.42	14点	2人	14,263人	99.98
64点	296人	8,916人	62.50	13点	0人	14,263人	99.98
63点	309人	9,225人	64.66	12点	1人	14,264人	99.99
62点	309人	9,534人	66.83	11点	0人	14,264人	99.99
61点	280人	9,814人	68.79	10点	1人	14,265人	99.99
60点	287人	10,101人	70.80	9点	0人	14,265人	99.99
59点	284人	10,385人	72.80	8点	1人	14,266人	100.00
58点	259人	10,644人	74.61	7点	0人	14,266人	100.00
57点	250人	10,894人	76.36	6点	0人	14,266人	100.00
56点	244人	11,138人	78.07	5点	0人	14,266人	100.00
55点	214人	11,352人	79.57	4点	0人	14,266人	100.00
54点	216人	11,568人	81.09	3点	0人	14,266人	100.00
53点	198人	11,766人	82.48	2点	0人	14,266人	100.00
52点	203人	11,969人	83.90	1点	0人	14,266人	100.00
51点	187人	12,156人	85.21	0点	0人	14,266人	100.00
50点	197人	12,353人	86.59				

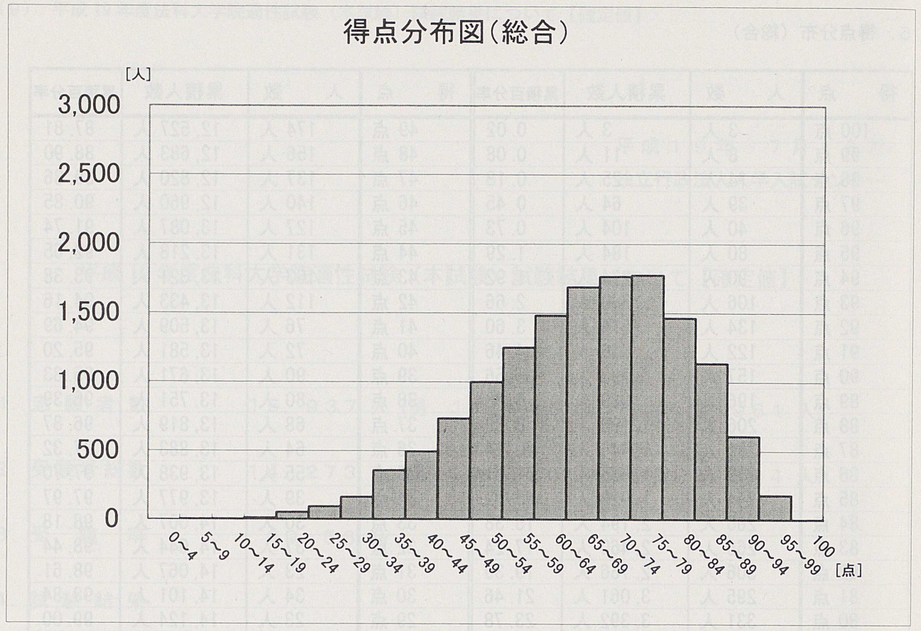

6．出身学部等類型別受験者数

法学部	法学部以外の文系学部	理系学部	合　計
9,842 人	3,369 人	1,055 人	14,266 人

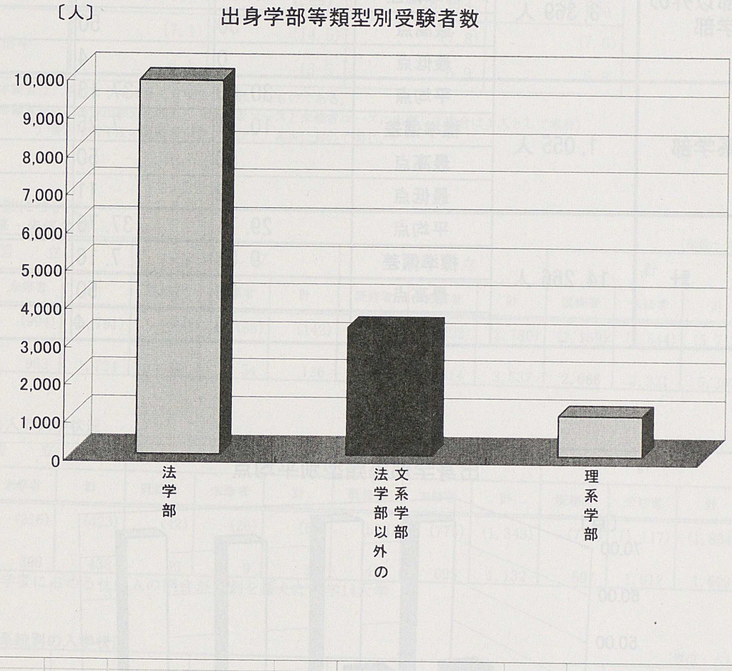

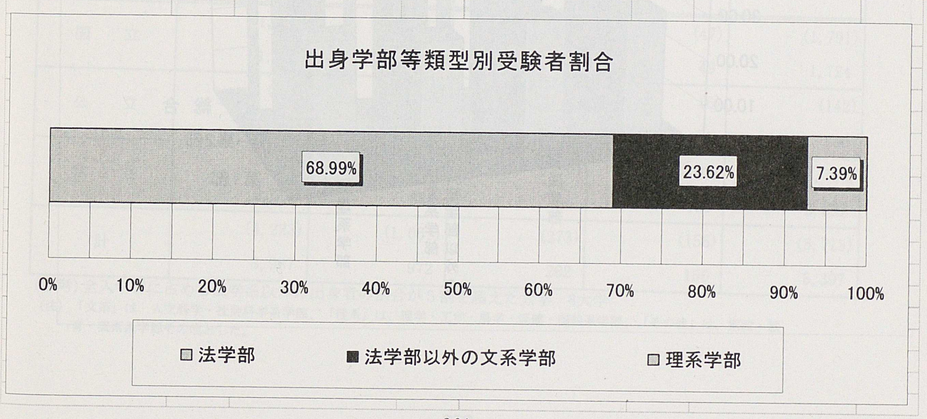

7．出身学部等類型別平均点等

出身学部等類型	受験者数	区分	第１部	第２部	総合
法学部	9,842人	平均点	30.31	38.16	68.47
		標準偏差	9.74	7.08	15.19
		最高点	50	50	100
		最低点	0	4	8
法学部以外の文系学部	3,369人	平均点	27.86	36.81	64.66
		標準偏差	9.70	7.25	15.14
		最高点	50	50	98
		最低点	0	4	10
理系学部	1,055人	平均点	30.00	37.13	67.12
		標準偏差	10.11	7.25	15.72
		最高点	50	50	99
		最低点	2	11	20
合計	14,266人	平均点	29.71	37.76	67.47
		標準偏差	9.81	7.16	15.30
		最高点	50	50	100
		最低点	0	4	8

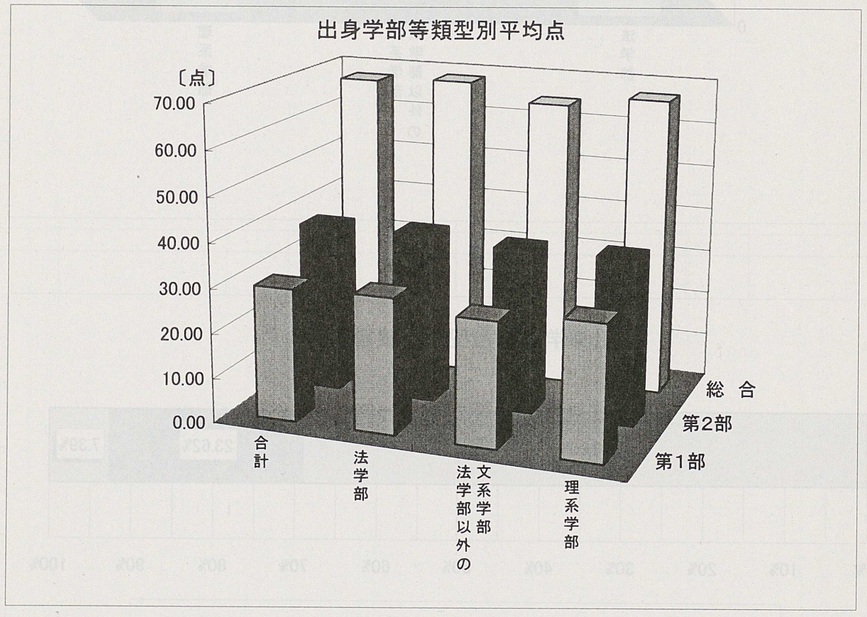

(10)　平成20年度法科大学院入学者選抜実施状況（文部科学省）

平成20年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要

1．志願者数及び志願倍率について

区分	国立	公立	私立	計
志願者数	(12,453) 10,734	(2,035) 1,897	(30,719) 26,924	(45,207) 39,555
志願倍率	(7.1) 6.1	(14.5) 13.6	(7.8) 6.9	(7.8) 6.8

(注) 1．本調査は、平成２０年４月１日現在で集計したものである。
2．志願者数は、重複出願分を除く。（既修者コースと未修者コースに出願した場合は１人として集計）
3．（　）書きは前年度の数値を示す。（以下、各表において同じ。）

2．入学者数について

①　既修・未修の別

（単位：人）

国立			公立			私立			計		
既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
(797) 761	(994) 963	(1,791) 1,724	(84) 82	(58) 54	(142) 136	(1,288) 1,223	(2,492) 2,314	(3,780) 3,537	(2,169) 2,066	(3,544) 3,331	(5,713) 5,397

②　社会人の入学状況

（単位：人）

国立			公立			私立			計		
既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
(107) 130	(316) 308	(423) 438	(42) 30	(26) 9	(68) 39	(568) 437	(775) 695	(1,343) 1,132	(717) 597	(1,117) 1,012	(1,834) 1,609

(参考)全入学者に占める社会人の割合が５割を超えた大学14大学

③　学部系統別の入学状況

（単位：人）

区分	法学	文系（法学以外）	理系	その他	計
国立	(1,365) 1,290	(277) 276	(102) 109	(47) 49	(1,791) 1,724
公立	(114) 114	(17) 12	(5) 9	(6) 1	(142) 136
私立	(2,744) 2,583	(767) 684	(166) 164	(103) 106	(3,780) 3,537
計	(4,223) 3,987	(1,061) 972	(273) 282	(156) 156	(5,713) 5,397

(参考)全入学者に占める法学系以外の出身者の割合が５割を超えた大学　8大学

(注)「文系」は、人文科学・社会科学系学部、「理系」は、理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は、家政・教育・芸術系学部その他とした。

1. 総括表

（単位：人）

区　分	募集人員 A	志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C			過△欠員 C−A
						既修コース	未修コース	計	
国立大学（23大学）	(1,750)	(12,453)	(7.1倍)	(7,641)	(2,383)	(797)	(994)	(1,791)	(41)
	1,750	10,734	6.1倍	8,243	2,338	761	963	1,724	△ 26
公立大学（2大学）	(140)	(2,035)	(14.5倍)	(796)	(208)	(84)	(58)	(142)	(2)
	140	1,897	13.6倍	1,008	209	82	54	136	△ 4
私立大学（49大学）	(3,925)	(30,719)	(7.8倍)	(22,643)	(7,286)	(1,288)	(2,492)	(3,780)	(△ 145)
	3,895	26,924	6.9倍	21,930	7,017	1,223	2,314	3,537	△ 358
合　計（74大学）	(5,815)	(45,207)	(7.8倍)	(31,080)	(9,877)	(2,169)	(3,544)	(5,713)	(△ 102)
	5,785	39,555	6.8倍	31,181	9,564	2,066	3,331	5,397	△ 388

（注）1. 本調査は、平成20年4月1日現在で集計したものである。
2. 各大学の選抜毎の実人数を集計したものである。（既修コースと未修コースに出願した場合は1人として集計）
3. 「入学者数」欄の「既修コース」とは、短縮（2年）コースのことであり、「未修コース」とは、標準（3年）コースのことである。
4. （　）書きは前年度の数値を示す。（以下、各表において同じ。）

2. 入学者の状況

① 社会人の入学状況

（単位：人）

区　分	国立大学	公立大学	私立大学	合　計
既修コース	(107)	(42)	(568)	(717)
	130	30	437	597
未修コース	(316)	(26)	(775)	(1,117)
	308	9	695	1,012
計	(423)	(68)	(1,343)	(1,834)
	438	39	1,132	1,609
全入学者に占める割合	(23.6%)	(47.9%)	(35.5%)	(32.1%)
	25.4%	28.7%	32.0%	29.8%

（注）社会人の定義は大学によって異なる。（例：実務経験○年以上、大学卒業後○年以上）

② 出身学部別の入学状況

（単位：人）

区　分		国立大学	公立大学	私立大学	合　計
法学系学部	既修コース	(730)	(74)	(1,051)	(1,855)
		695	73	1,040	1,808
	未修コース	(635)	(40)	(1,693)	(2,368)
		595	41	1,543	2,179
	計	(1,365)	(114)	(2,744)	(4,223)
		1,290	114	2,583	3,987
	全入学者に占める割合	(76.2%)	(80.3%)	(72.6%)	(73.9%)
		74.8%	83.8%	73.0%	73.9%
文系（法学系以外）	既修コース	(51)	(7)	(189)	(247)
		46	5	148	199
	未修コース	(226)	(10)	(578)	(814)
		230	7	536	773
	計	(277)	(17)	(767)	(1,061)
		276	12	684	972
	全入学者に占める割合	(15.5%)	(12.0%)	(20.3%)	(18.6%)
		16.0%	8.8%	19.3%	18.0%
理系	既修コース	(11)	(1)	(23)	(35)
		13	3	13	29
	未修コース	(91)	(4)	(143)	(238)
		96	6	151	253
	計	(102)	(5)	(166)	(273)
		109	9	164	282
	全入学者に占める割合	(5.7%)	(3.5%)	(4.4%)	(4.8%)
		6.3%	6.6%	4.6%	5.2%
その他	既修コース	(5)	(2)	(25)	(32)
		7	1	20	28
	未修コース	(42)	(4)	(78)	(124)
		42	0	86	128
	計	(47)	(6)	(103)	(156)
		49	1	106	156
	全入学者に占める割合	(2.6%)	(4.2%)	(2.7%)	(2.7%)
		2.8%	0.7%	3.0%	2.9%
合計	既修コース	(797)	(84)	(1,288)	(2,169)
		761	82	1,221	2,064
	未修コース	(994)	(58)	(2,492)	(3,544)
		963	54	2,316	3,333
	計	(1,791)	(142)	(3,780)	(5,713)
		1,724	136	3,537	5,397

（注）「文系」は、人文科学・社会科学系学部、「理系」とは、理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は、家政・教育・芸術学部、その他とした。

3. 社会人・他学部出身者特別選抜の実施状況

（単位：人）

区　分	実施大学数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	全入学者に占める割合
国立大学	(7)	(84)	(585)	(391)	(102)	(74)	(4.1%)
	7	76	559	415	130	74	4.3%
私立大学	(12)	(155)	(614)	(535)	(218)	(121)	(3.2%)
	13	140	575	439	163	96	2.7%
合　計	(19)	(239)	(1,199)	(926)	(320)	(195)	(3.4%)
	20	216	1,134	854	293	170	3.1%

（注）1. 社会人の定義は大学によって異なる。（例：実務経験○年以上、大学卒業後○年以上）
2. 特別選抜とは、社会人・他学部出身者の特別枠を設け、かつ選抜方法・評価尺度等を異にする選抜方法をいう。

4　国会における大学入試に関する質疑

（1）　第166回　衆議院文部科学委員会会議録（抄）　19. 6. 6

（2）　第168回　衆議院文教科学委員会会議録（抄）　19. 10. 24

（1）　第166回衆議院文部科学委員会会議録（抄）　19.6.6

○牧委員　（略）それでは、関連して次の質問をさせていただきますけれども、大学等の入学試験、これについては、もう既に2003年、新聞等報道機関でも指摘をされておりますけれども、これは国公立も含めて、大学入試の問題を、民間である、具体名を挙げれば河合塾ですとか代々木ゼミだとか、そういったところが問題作成そのものを請け負っているという事例がもう既に2003年に指摘をされて、20大学、2003年で国公立を含めて60以上の大学、全国の約１割の学校の入試でこういった丸投げの試験問題が使われているということがもう既に指摘されております。これは2003年ですけれども、現在の状況についての文科省の認識をまずお聞かせください。

○清水政府参考人　お答え申し上げます。

国公私立の大学を問わず、大学の試験問題は各大学の責任のもとに基本的にみずから作成しているものと考えますが、一部の私立大学において、先生御指摘のように試験問題の一部の作成あるいは試験問題のチェック業務を外注しているという報道があり、そういう業者が存在しているということについては承知しております。

なお、御指摘の、国立大学の試験問題は国立大学がみずから作成、点検をしているという実態もございますし、また、大学入試センター試験の問題は大学入試センターの責任のもと、みずから作成、点検を行っております。

ただ、具体的に、国公私立大学の教員等が科目ごとに分かれて問題を作成するわけでございますけれども、その点検に当たっては、100名を超える国公私立大学等の教員及び高等学校関係者の参画を得ているという実態にございます。

○牧委員　ちょっと今の御回答、決して十分だとは思わないんです。

2003年当時報道されて、その時点でも、文科省大学入試室、決して望ましくはないが、基本的には大学の自由、ただ、批判を受けたときに説得力ある説明をできるようにすべきだとくぎを刺したとあるんですね。ここまではっきりとした文科省としての認識もされていたわけです。

今私が質問したのは、では、今現在どういう状況なのか、何校ぐらいでそういうことが行われているのか、このときと比べてどう変わっているのかということもあわせてちょっとお答えいただくべきだと思うんですけれども。

○清水政府参考人　お尋ねをいただきましたのに、申しわけございませんが、現在の実態の詳細については把握しておりません。

○牧委員　それはちょっと、私、無責任だと思います。しっかりと状況を把握して、また後日改めてで結構ですから教えていただければと思います。よろしくお願いします。

今のやりとりを大臣お聞きになって、やはり大学入試の問題ですから、事前に外に万が一でも漏れたらいけないわけで、その機密性の担保というのをしっかり図らなければならないということがまず第一だと思います。

それからもう一つは、国公立はないというお話でしたけれども、では私学だったらいいのかということにはやはりならないと私は思うわけで、私学は私学の建学の精神というものがもちろんあるわけですから、どういう生徒を入学させたいのかという私学なりのアドミッションポリシーというものがやはりその入学問題に反映されてしかるべきだと思うわけで、そういう中で、入試問題そのものを外注に出している実態があるということについて、大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○伊吹国務大臣　まず、先生から、かつて20大学ほどあったのに現状がどうなのかということを、把握しておりませんで、これはまことに行政のあり方として申しわけないことだと思いますので、早急に把握をさせて、理事会に御報告をさせていただきたいと思います。

それから、おっしゃったように、外部に漏れてはいけないということ、これはもちろんです。漏れるおそれがあるという疑いを抱かせること、これはあってはなりません。

それから、私は実態をよく把握しておりませんが、先生の御質問からすると、河合塾その他、私学を受験する可能性のある仕事に携わっているところが問題を作成するなどということは、極めてやはり社会的に問題があると言われても仕方がないと私は思います。

それから二番目のお尋ねの、私学には建学の精神があって、どのような学生を採りたいかということは私学としてあるのは当然なんですが、それを放棄されて、私学自身が丸投げをされておられるということにむしろ問題があるんじゃないんですか。ですから、二番目の御質問は、私は私学に問題があると思います。

あえて言えば、私学であろうと建学の精神があろうと、やはり、国民の税金である私学助成費を昭和40数年からもう受領しておられて、国会でお決めになった法律のもとで教育をおやりになっているんですから、建学の精神という自由は当然維持しておやりいただいて結構なんですが、維持していくべき最低のルールだけはやはりしっかりしていただきたい。二番目のお答えはむしろそういうお答えではないかと思います。

○牧委員　全く大臣の認識と私の認識は同じでございますから、ぜひとも文科省としての意思表示をしていただいて、アクションを起こしていただければと思います。また、具体的なアクションについてはお聞かせをいただければと思います。

もう一つの問題、先ほどの著作権の話に戻りますけれども、では、民間が営利目的でつくった入試問題の中身の、著作者についての著作権の許諾、そしてまたそれに対する権利使用の対価、これは当然発生すると思うんですけれども、そのところはどういうふうに扱われているんでしょうか。無許諾でつくられているのか、そこら辺の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○高塩政府参考人　お答え申し上げます。

先生、大学入学試験を民間の業者に委託して作成する場合の問題でございます。

これにつきましては、民間の業者と大学との関係になるわけでございまして、まさに著作権法の36条でも、試験問題の作成につきましては無許諾ということでございますけれども、営利を目的として著作物を利用する場合には補償金を払う、こういう規定があるわけでございます。

この場合、大学入試問題を委託した大学と、それから民間業者との関係になるわけでございますけれども、その関係がどういったことかということで個別に判断されるということでございまして、そもそも民間の業者が営利を目的として試験問題作成をやっておる、そういうものを大学に売り込んでいく、そういった実態がある場合には、当然営利目的として民間業者は業をなしておりますので、その著作者に対して補償金の支払いが必要になるということがあると思っております。

実際、大学で今入試問題を委託する実態があるというお話がございましたけれども、どういう

形で大学が民間業者と関係を持っているかということを個別に判断して考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

○牧委員　個別に判断してと言いますけれども、河合塾なり代ゼミが営利を目的としないでやる場合というのはあるんですか。慈善事業でやるんでしょうか。これは、36条２項の営利目的ということはもう明らかじゃないですか。時と場合によるんですか。ちょっとはっきり答えてください。

○高塩政府参考人　私もその実態をなかなか知らずに、また先日と同じようなお答えになって恐縮なんでございますけれども、まさに営利目的でやっている場合には補償金の支払いが必要になるというふうに考えております。

○牧委員　営利目的の場合にはではなくて、営利目的以外にあり得ない話なわけで、そこのところはきちっと判断をして、しかるべき、まあ、行政としてしかるべき措置をとるのかどうなのかよくわかりませんけれども、先ほどの大臣のこの件に関する御認識とあわせて、やはりこの際こういうことはもう禁止すべきじゃないか。これは入試問題ですから、事前の許諾なんということはもちろんできないわけですし、そもそもこういうものになじまないんじゃないか。だから、もう一切、外注でそういうものを作成するということそのものを文科省としてきちっと、取り締まると言ったら変ですけれども、させるべきじゃないかと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣　これは非常に、ちょっと、そのことだけを取り上げると、もう先生がおっしゃっていることに私は全く賛成なんですよ。

先ほど、スポーツ団体にというお話がいろいろあって、私はそのことにちゅうちょしていると申し上げたのとよく似たことがありまして、国立大学はもう今やなくなって国立大学法人になって、自主的判断を国立大学だってゆだねているわけですね。だから、私立の大学の運営そのものについて、どこまで、要するに政治というか行政が介入できるのかということですね。

そして、先ほど政府参考人の答弁は、聞いておって、非常に歯切れが悪いと私も思いましたが、やはりグレーゾーンみたいなところがあって、当該問題の作成については利潤を上げない対価で作成をしているけれども、後、予備校に学生が来たときに、大学との間の、例えば大学での見学だとかいろいろなことについての便宜を当該大学に払ってもらうというようなことを、代々木ゼミだとかそういうところが別途のベネフィットみたいなものを持っていた場合はどうだとか、いろいろなことがあるんだと思うんです。契約の内容は私はわかりませんが。

しかし、基本的には、先生がさっきおっしゃった最初の方の理由から余りそういうことは望ましくないんだということは、一応私は促すということはしたいと思います。禁止できるかどうかは、このことについては、そのことが非常に望ましいことはわかりますが、そこへ一たん権力が手を突っ込みますと、あらゆるところに同じようなことが生じ得る可能性がありますので、極めて私は抑制的にやりたいと思いますから、促してみましょう。

○牧委員　前向きな御答弁ありがとうございます。文科省としての、まあ強制力はないにしても、やはり一定の姿勢というか、促すという表現でしたけれども、一定の姿勢は示していただきたいなと切に望むものでございます。（略）

（２）　第168回衆議院文部科学委員会会議録（抄）　19.10.24

○牧委員　（略）まず一つは、これは早速、前大臣にも動いていただいて、文科省としても挙げて調査をしていただいた。その結果も出ているんですけれども。

というのは、大学入試における入試問題作成の外注という状況、民間に委託をして問題をつくらせるという状況はゆゆしき状況であるという指摘をしたところ、早速調査をして、19年度の大学入試で実に71大学が外注に出していた、こういうことは文科省としても当然望ましいこととは思っていないと。私学は私学の建学の精神があるわけですから、どういう生徒を、どういう学生を採用したいのかということは、そのアドミッションポリシーというものが私学なりにあるべきであって、こんな、外注に出すなんということは、問題の機密性を考えても、あるいは私学の建学の精神を考えてもおかしいじゃないかという御返答もいただいております。

19年度においても71大学。これはマスコミの指摘だったんですけれども、さらにふえる傾向にある、そういう状況がはっきり数字であらわれてきているわけですけれども、この事態について、これからどういうふうに対処していくのか、どういうふうに文科省として指導するのか、ちょっと簡単にお答えをいただきたいと思います。

○清水政府参考人　牧先生から、先国会、御指摘いただきまして、今御紹介いただきましたような調査結果と相なったわけでございます。

私も、まさに御指摘のように、入試問題は、各大学が学生をどう受け入れるか、どのような学生を受け入れるかという、いわゆるアドミッションポリシーに基づいて、みずから作成することが基本だというふうに考えております。そういう意味で、外部機関に作成させる、例えば71のうち18の大学が、全部の学部で、あるいは一部の学部で、問題作成を全部外注していた、こういう実態もあったわけでありますけれども、大学入試の機密性、公平性、中立性の確保という観点から、社会的な疑念を招くおそれがあって好ましくない、このような認識で、本年の４月に通知を発出して、各大学に対して、問題作成の外注について慎重な対応を行うよう指導を行ったところでございます。

今後、各大学が通知を踏まえながら、入試問題の作成、管理について慎重な対応を行うよう、各種の会議等で周知徹底を図ると同時に、さらに状況を把握しながら指導に努めていきたい、このように考えております。

○牧委員　慎重な対応という話だけでは事態は好転しないと思ったから私は質問させていただいているわけで、既に３年ぐらい前に最初に指摘があってから、その時点でも文科省としての一定の姿勢は示したわけです。にもかかわらず、改善が見られないからこそ、私はあえて今国会もこの質問をさせていただいているわけで、今の答弁では、物足りないということを通り越して、こんなもので改まるわけはないなと改めて感じたわけです。

私から提案するわけではないんですけれども、例えば私立大学の現況、これは日本私立学校振興・共済事業団の調べですけれども、例えば、入学定員を充足していない学校というのは559校中221校というような数字も出ているんですね。こういうところに対して特別支援みたいな、経営改善努力をしているところには特別補助をしましょうというようなことも19年度から始まっているやに聞いておりますけれども、例えばこういう学校と、必ずしもそうとは言い切れないと思いますが、きょうは時間の関係であえて聞きませんけれども、この71大学というのは恐らく、一事が

万事というか、入試問題についても自分のところでつくれないようなところは、多分経営についてもいいかげんなところが多いんじゃないか、定員も割って、あるいはその帰属収入で消費支出を賄えないというような状況になっているところが多分あるんじゃないかと思う。これはまた改めて資料を要求しますけれども。そういう観点からして、経営改善に対する指導だけじゃなくて、そこであわせて、そういう学校がなおかつ入試問題も外注に出しているというようなところであれば、もうここは経営改善のための補助も打ち切るとか、具体的なそういうお話を私はしていただきたかったんですけれども、いかがでしょうか。

○清水政府参考人　私ども、外注を行っている大学にいろいろな理由も聞き合わせてみました。

御指摘のところで幾つか申し上げさせていただきますと、全体としていえば、小規模の大学が多うございます。例えば、入学定員ベースでいえば、300人以内というのが25校、500人で見ますと34校、大体半分近くになります。1,000人というのはちょっと中規模に近くなりますが、1,000人以内で見ますと75%という風な状況でございます。

外注の理由を、特に、全部作成している理由を聞いてみますと、全体として、いわゆる一般教育科目の専任の教員が学内にいない。例えば数学、国語。多い教科は数学とか国語、理科等でございますけれども、専任の教員がいない。あるいは、専任の教員が少なくて、全体として、入試日程で幾つかの日程を組んでいるために非常に負担がかかるというようなのがその要因のようでございます。

私どもとして、指導というふうに申し上げましたが、これは基本的には各大学の判断とはいえ、全体としていえば、学内でなかなかできないという場合に、それぞれ大学でいろいろな意味で協力し合うとか、外部の専門家のいろいろな方々、例えば他の大学、あるいは退職した方等もいらっしゃるわけですからそういう方の協力を求めるとか、いろいろな形の、協働とかそういう工夫が必要なんだろうというふうに考えておりまして、私ども、全体として、小規模の大学がいろいろな形の教育研究の実を上げていくというためにいわゆる大学間の連携をぜひ進めたいということで、予算要求も行うと同時に指導も行った、こんな状況でございます。

○牧委員　ちょっと私の質問には的確にお答えいただいていないと思います。

今、自分の学校で入試問題もつくれないような学校があるということをはっきりお認めになったわけで、私から言わせれば、学校の体をなしていない、だからこそ定数割れも起こす。そういうところを、定数割れというのがどんどんどんどんこれから先進んでいく中で、学校のあり方としてどう抜本的に考えるのかということを、今これ以上言っても、もう時間がありませんから、もうここまでにしておきますけれども、やはりこれをもうちょっと、今後煮詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。では、端的に。

○渡海国務大臣　先生が御指摘になった点という問題意識を私も持っております。特に、これから定員割れが多くなるような時代が来ますよね。そのときに、やはり、これから私学はどうあるべきかというのは、十分問題意識を持ってこれからも議論をしていきたいというふうに思っております。

独立行政法人大学入試センター年報（2007年度）

発行日　　2009年（平成21年）　4月
発　行　　独立行政法人大学入試センター総務企画部総務課
〒 153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
TEL　(03)3468-3311(代表)